



MFJ
http://www.mfj.or.jp

2007年1月1日発行 (通巻435号-毎年6回奇数月1日発行) 昭和54年3月20日 第3種郵便物誌可

MFJ ライディング 臨時増刊

国内競技規則

2007

MOTORCYCLE SPORTS RULES

ROAD RACE

MOTOCROSS

TRIAL

SNOWMOBILE

DRAG RACING

DIRT TRACK

SUPERMOTARD

ENDURO

オートレース
Auto Race

この国内競技規則書は、「オートレース公益資金」の補助を受けて制作されたものです。

'07 アライヘルメット
新価格ラインナップ

2007 Arai

SNC RX-7 RR4



SNC RX-7 RR4
¥51,000

(税込価格 ¥53,550)



**SNC RX-7 RR4
EDWARDS-GP**
¥57,000

(税込価格 ¥59,850)



**SNC RX-7 RR4
HAGA-GP**
¥57,000

(税込価格 ¥59,850)



**SNC RX-7 RR4
GIBERNAU-GP2**
¥57,000

(税込価格 ¥59,850)



**SNC RX-7 RR4
NAKANO-GP**
¥60,000

(税込価格 ¥63,000)



**SNC RX-7 RR4
NAKANO-GP2**
¥60,000

(税込価格 ¥63,000)

2007年春
発売予定

2007年春
発売予定

RAPIDE-SR



RAPIDE-SR
¥45,000

(税込価格 ¥47,250)



**RAPIDE-SR
STELLA**
¥51,000

(税込価格 ¥53,550)



**RAPIDE-SR
SPIRAL**
¥51,000

(税込価格 ¥53,550)



**RAPIDE-SR
YUKI**
¥52,000

(税込価格 ¥54,600)



**RAPIDE-SR
AOYAMA**
¥52,000

(税込価格 ¥54,600)



RAPIDE-OV
¥40,000

(税込価格 ¥42,000)

RAPIDE-OV

SZ-RAMⅢ



SZ-RAMⅢ
¥40,000

(税込価格 ¥42,000)



**SZ-RAMⅢ
STELLA**
¥48,000

(税込価格 ¥50,400)



SZ-F
¥36,000

(税込価格 ¥37,800)



**SZ-F
RETRO**
¥40,000

(税込価格 ¥42,000)

SZ-αⅢ



SZ-αⅢ
¥31,000

(税込価格 ¥32,550)

CLASSIC-DC



CLASSIC-DC
¥27,000

(税込価格 ¥28,350)

CLASSIC-SW



CLASSIC-SW
¥26,000

(税込価格 ¥27,300)

S-70



S-70
¥16,000

(税込価格 ¥16,800)

HYPER-T



HYPER-T
¥29,000

(税込価格 ¥30,450)



**HYPER-T
KENNY 2**
¥35,000

(税込価格 ¥36,750)

XXL SIZE



PROFILE (XXXL)
¥41,000

(税込価格 ¥43,050)



SZ-RAMⅢ (XXXL)
¥40,000

(税込価格 ¥42,000)



S-80 (XXXL)
¥19,500

(税込価格 ¥20,475)

XXS SIZE



ASTRO-LIGHT
¥35,000

(税込価格 ¥36,750)



SZ-LIGHT
¥32,000

(税込価格 ¥33,600)



V-CROSS 2 JR
¥34,000

(税込価格 ¥35,700)

AUTO RACING



GP-5
¥99,000

(税込価格 ¥103,950)



GP-5S
¥50,000

(税込価格 ¥52,500)



GP-5W
¥50,000

(税込価格 ¥52,500)



GP-5WP
¥48,500

(税込価格 ¥50,925)



SK-5
¥40,000

(税込価格 ¥42,000)



GP-2K
¥39,000

(税込価格 ¥40,950)



GP-J2
¥40,000

(税込価格 ¥42,000)



GP-K JR
¥32,000

(税込価格 ¥33,600)



GP-J2 20

(税込価格 ¥44,100)



GP-J2 20 (63-64)

(税込価格 ¥46,100)

Helmet Lineup

Arai
HELMET
Racing Specialties

ASTRO-TR



SNC RX-7 RR4
HAYDEN-LAGUNA
¥57,000
(税込価格 ¥59,850)

SNC RX-7 RR4
HAYDEN-GP
¥57,000
(税込価格 ¥59,850)

SNC RX-7 RR4
PEDROSA
¥57,000
(税込価格 ¥59,850)

ASTRO-TR
¥41,000
(税込価格 ¥43,050)

ASTRO-TR DOOHAN
¥48,000
(税込価格 ¥50,400)

ASTRO-TR SCHWANTZ
¥48,000
(税込価格 ¥50,400)

PROFILE



PROFILE
¥41,000
(税込価格 ¥43,050)

PROFILE SINISTER
¥48,000
(税込価格 ¥50,400)

PROFILE SHUHEI
¥49,000
(税込価格 ¥51,450)

GP-5X
¥41,000
(税込価格 ¥43,050)

VECTOR
¥34,000
(税込価格 ¥35,700)

VECTOR WEB
¥40,000
(税込価格 ¥42,000)

V-CROSS 3



V-CROSS 3
¥41,000
(税込価格 ¥43,050)

V-CROSS 3 WINDHAM
¥50,000
(税込価格 ¥52,500)

V-CROSS 3 NARITA
¥50,000
(税込価格 ¥52,500)

TX-MOTARD
¥41,800
(税込価格 ¥43,890)

TX-MOTARD VDB
¥49,000
(税込価格 ¥51,450)

TOUR-CROSS
¥40,000
(税込価格 ¥42,000)



価格は2007年1月1日改定後のメーカー希望小売価格です

写真の商品は、印刷のため実物とは若干異なって見える場合があります。店頭にてご確認ください。発売予定モデルにつきましては、外観・仕様等、変更になることがあります。●アライ製品については、品質管理課までお問い合わせください。直通TEL (048) 645-3661 株式会社 アライヘルメット 〒330-0841 さいたま市大宮区東町2-12 TEL (048) 641-3825 <http://www.arai.co.jp/>

勝利するための方程式すらも、

2007 NEW MODEL
好評発売中

PHYSICAL FORCES

KX450F/KX250F/KX250/KX125/KX85-II/KX85/KX65/KLX110

KX450F

5速ギヤ搭載。
さらに進化を遂げた勝利へのフィジカル・フォース。
DLC (New Diamond-Like Carbon Coating) インナーチューブも採用。

KX450F

- 水冷4ストローク単気筒/DOHC4バルブ・449cm³
- 乾燥重量:99.8kg ●カラー:ライムグリーン
- ¥750,000 (本体価格¥714,286、消費税¥35,714)



KX250F

高次元に構成されたフォルムが実証する、勝利のポテンシャル。

KX250F

- 水冷4ストローク単気筒/DOHC4バルブ・249cm³
- 乾燥重量:92.5kg ●カラー:ライムグリーン
- ¥630,000 (本体価格¥600,000、消費税¥30,000)



日本自動車公正取引協議会・会員



このマークのある二輪車は、メーカー希望小売価格にリサイクル費用が含まれます。廃棄時に新たなリサイクル料金をご負担は取りません。但し、廃棄二輪車取扱店に収集・運搬を依頼する場合は収集運搬費用はお客様のご負担となります。



カワサキライダーのサインは“K”
ほっと、ここらの思い合う瞬間。
K's communication.

つねに変化と進化を続ける。

Kawasaki
Let the good times roll.



KX250

- 水冷2ストローク単気筒/ピストンリッドバルブ・249cm³
- 乾燥重量:97kg ●カラー:ライムグリーン
- ¥639,450 (本体価格¥609,000、消費税¥30,450)



KX125

- 水冷2ストローク単気筒/クランクケースリッドバルブ・124cm³
- 乾燥重量:87kg ●カラー:ライムグリーン
- ¥518,700 (本体価格¥494,000、消費税¥24,700)



KX85-II (ラージホイール)



KX85



KX65



KLX110

- KX85-II**
- 水冷2ストローク単気筒/ピストンリッドバルブ・84cm³
 - 乾燥重量:68kg ●カラー:ライムグリーン
 - ¥345,450 (本体価格¥329,000、消費税¥16,450)

- KX85**
- 水冷2ストローク単気筒/ピストンリッドバルブ・84cm³
 - 乾燥重量:65kg ●カラー:ライムグリーン
 - ¥324,450 (本体価格¥309,000、消費税¥15,450)

- KX65**
- 水冷2ストローク単気筒/ピストンリッドバルブ・64cm³
 - 乾燥重量:57kg ●カラー:ライムグリーン
 - ¥282,450 (本体価格¥269,000、消費税¥13,450)

- KLX110**
- 水冷4ストローク単気筒/SOHC2バルブ・111cm³
 - 乾燥重量:64kg ●カラー:ライムグリーン
 - ¥208,950 (本体価格¥199,000、消費税¥9,950)

※表記価格(リサイクル費用を含む)はメーカー希望小売価格です。*「メーカー希望小売価格」は参考価格ですので、詳しくはカワサキ正規取扱店にお問合せください。*価格にはスペアパーツセットが含まれます(KLX110を除く)。*改良のため仕様および諸元は予告なく変更することがあります。*車体カラーは印刷や撮影条件などから、実際の色と多少異なる場合があります。*公道および一般交通の用に供する場所では一切走行できません。*KX65およびKLX110は体重55kg以下の方の使用を想定しています。*カタログご希望の方は機種名と住所、氏名、生年月日、職業をご記入のうえ、送料160円分の切手を同封して、〒673-8666 明石市川崎町1-1 (株)カワサキモーターズ ジャパン(カタログ)係までお申込みください。



Kawasaki Riders' Club
KAZE

カワサキファンならますますアクセス! ネットからご入会できます。
www.kawasaki-motors.com/kaze

www.kawasaki-motors.com

株式会社 カワサキモーターズ ジャパン お客様相談室 ☎0120-400819
受付時間:月~金曜日 [9時~12時 13時~17時] (祝日・当社休日を除く)

HONDA
The Power of Dreams



躍動感、際立つ。ニューカラーラインアップ。

2006 MotoGP World Championship
シリーズタイトル
3冠達成!
今までのホンダが誇るパフォーマンス、
新しいパフォーマンスもあがりそうです。
Honda Racing



CUSTOMIZED PARTS CAMPAIGN カスタマイズパーツキャンペーン 2006.9.1-12.31

4コースの中からカスタマイズパーツをチョイス! キャンペーンの特典、お近くの販売店はお問い合わせまで <http://www.honda.co.jp/HM3/cbr1000rr/>
期間中、対象機種の新車をキャンペーン実施店にて購入されたとし、47,250円(消費税3)のクーポンをプレゼント1400-3004-21885Aのマイグッドサービスに、47,250円(消費税3)のクーポンを付与いたします。

メーカー希望小売価格 ¥1,239,000(消費税抜本体価格)



※価格(リサイクル費用を含む)には保険料・税金(消費税を除く)・登録などの付随費用は含まれておりません。※価格は参考価格です。また一部地域では異なります。
詳しくはHonda二輪車正規取扱店にお尋ねください。※本仕様は予告なく変更する場合があります。※写真は印刷のため、実際の色と多少異なる場合があります。

このマークが貼付されている二輪車は、再資源化するためのリサイクル費用(メーカー希望小売価格に含まれています。消費税に別添のリサイクル料金の負担はありません。但し、廃棄二輪車取扱店に収集・運搬を依頼する場合の収集運搬費用はお客様のご負担となります。



2006年2月1日以後にご購入のHonda二輪車には2年保証が適用されます。Hondaが製造・輸入販売した新車が対象。他社車再渡りや電動アシストバイクを除く。※対象品種、詳細情報は必ず行ってください。



ここに、究極の夢がある。

CBR
1000RR

<http://www.honda.co.jp/CBR1000RR/>

¥1,180,000 ■車体色：ウイングレッド、デジタルシルバーメタリック、ウイングレッド(ストライプパターン)

Honda Rider's Club of Japan 様々な安心とつながりを楽しむ。そしてオーナーである誇りと喜びをお届けする。Hondaモーターサイクル・オーナーのためのライダーズクラブです。
Hondaロードサービス Honda二輪車 (125cc以上の車種) をお買い上げのお喜びに24時間・365日の安心サポート「Hondaロードサービス」をプレゼントしています。(有効期間：1年間)

カタログご希望の方は、掲載名・掲載先と住所・氏名・年齢・職業を明記の上、郵送料として必ず160円を同封し、〒130-8799 東京都江戸川区東葛西 本田技研工業㈱ カタログ課まで、お問い合わせください。お電話はお近くのHonda二輪車正規取扱店または各社の本田技研工業(株)お客様相談センターまで。(受付時間：9時～12時、13時～17時) ☎0120-066819

バイクが好きだから、セーフティライド。

<http://www.honda.co.jp/motor/>



HRC サービスショップ (2007年1月現在)

■東北

(株)クルーズ **R/R**

〒981-1505 宮城県角田市角田字町152 TEL.0224-62-0671

(有) TOWNS **R/R**

〒980-0005 宮城県仙台市青葉区梅田町1-63 TEL.022-234-1984

(株) ホンダウイング荘内 **T/R**

〒998-0125 山形県酒田市広野字中通32-1 TEL.0234-92-3838

■関東

(有) ワールドツクバ **R/R**

〒300-3551 茨城県結城郡八千代町大字栗山896-3 TEL.0296-49-3138

(有) アイ・ファクトリー **R/R**

〒329-0202 栃木県小山市千駄塚290-6 TEL.0285-45-3373

(有) エンデュランス **R/R**

〒350-0822 埼玉県川越市山田1726 TEL.0492-22-7770

(株) 城北ホンダオート **R/R**

〒359-0011 埼玉県所沢市南永井780 TEL.04-2945-7750

モトライフポイント ユー・ギア **R/R**

〒271-0092 千葉県松戸市松戸1051-4 TEL.0473-61-1051

オートショップ スガハラ (有) **R/R**

〒114-0002 東京都北区王子3-20-2 TEL.03-3914-7500

HONDA SPORTS MOTO BUM **R/R**

〒110-0016 東京都台東区台東4-13-23 TEL.03-3831-4265

(株) 桜井ホンダ **R/R**

〒168-0073 東京都杉並区下高井戸2-6-3 TEL.03-3325-0088

(有) ハルク・プロ **R/R**

〒208-0003 東京都武蔵村山市中央1-36-1 TEL.042-566-3851

(株) スーパーウイング まるやま **R/R T/R**

〒255-0001 神奈川県中郡大磯町高麗3-2-39 TEL.0463-34-0651

(有) ライダースサロン 横浜 **R/R**

〒239-0833 神奈川県横浜須賀町ハイランド2-14-5 TEL.046-849-5145

■中部

(有) ラ・モト・KOHSAKA **R/R**

〒497-0055 愛知県海部郡蟹江町渾氏1-6 TEL.0567-95-9991

ホンダ・ワールド (株) **R/R**

〒513-0825 三重県鈴鹿市住吉町6786 TEL.0593-78-1455

MITANI MOTOR SPORTS **T/R**

〒513-0824 三重県鈴鹿市道伯町2147-71 TEL.0593-70-2689

モトショップ ヨシハル **R/R**

〒512-0924 三重県四日市市寺方町2342-2 TEL.0593-26-7770

■関西

(有) TOM'S **T/R**

〒603-8163 京都府京都市北区小倉山南大野町3-5 TEL.075-415-1700

(有) ばわあくらふと **R/R T/R**

〒574-0025 大阪府大東市御供田3-17-37 TEL.072-872-2141

(株) サイクルワールド **R/R T/R**

〒654-2132 神戸市須磨区車道谷山1-1 TEL.078-742-1200

■九州

(株) ホンダショップライフ **R/R**

〒802-0971 福岡県北九州市小倉南区守垣本町3-1-11 TEL.093-963-0800

(株) アール・エス・シー **R/R**

〒869-1231 熊本県菊池郡大津町平川1784-1 TEL.096-293-3505

※ **R/R** (ロードレース) 及び **T/R** (トライアル) のマークは、
主な取扱車両を表示しています。



株式会社 **ホンダレーシング**
〒351-0024 埼玉県朝霞市泉3-15-1
TEL:048-461-8781 FAX:048-469-0306

<http://www.honda.co.jp/HRC/>



2007 CBR600RR HRC Kit Parts (2007年1月発売予定)

RS250R



車両本体価格: 1,932,000円
(消費税抜本体価格: 1,840,000円)
(セットアップキット付き)

RS125R

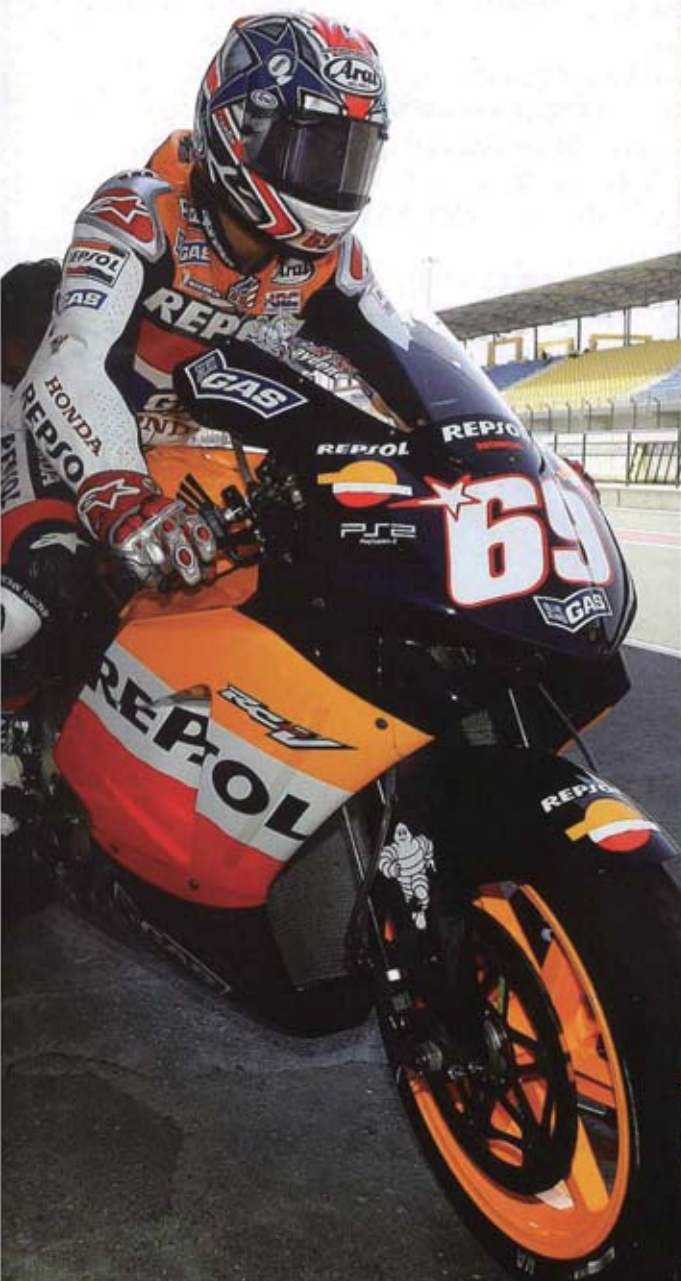


車両本体価格: 1,039,500円
(消費税抜本体価格: 990,000円)
(セットアップキット付き)

※価格は、すべてメーカー希望小売価格です。※価格は参考価格ですので詳しくは販売店にお尋ねください。

POTENTIAL

マシンの可能性を引き出すHRCレーシングキットパーツ



**2007 CBR1000RR
HRC Kit Parts**
(2007年1月発売予定)

NSF100



車両本体価格：399,000円
(消費税抜本体価格：380,000円)

NSR Mini



車両本体価格：278,250円
(消費税抜本体価格：265,000円)

NS50R



車両本体価格：207,900円
(消費税抜本体価格：198,000円)

Dream 50R



車両本体価格：459,900円
(消費税抜本体価格：438,000円)

RTL250F



車両本体価格：859,950円
(消費税抜本体価格：819,000円)

※写真のカラーリングおよびステッカー等は全て撮影サンプル用です。(RTL250Fを除く)。実際のものとは異なります。※商品の仕様は予告なく変更する場合があります。

 2007年1月発売予定の2007 CBR1000RR HRC Kit Partsは、HRCレーシングキットパーツの最新モデルです。最新の技術と最新のデザインを駆使して開発された、最新のHRCレーシングキットパーツです。最新の技術と最新のデザインを駆使して開発された、最新のHRCレーシングキットパーツです。

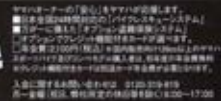
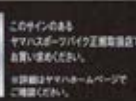
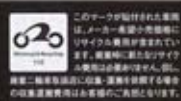
スポーツは、深く、広く。

そこに、よりスポーティな走りをもたらす、1:1で調和するマン・マシン コミュニケーションが。さらに、ライダーの意志にマシンが瞬時にシンクロする、優れたリアリティが。理想とするワインディングロードを、思い描いて欲しい。コーナー立ち上がりで右手の動きに即応し、それでいて過剰に反応することのない、俊敏なレスポンス。タイヤは路面を掴み、そのリニアな過渡特性は、よりスムーズに走るためへの信頼感へとつながる。そしてマシンは、ライダーが思い描いたイメージ通りのラインをトレースしていく。爽快感とともに、あなたの中にある既定のXJRイメージを超える、ひとつ上のリニアな応答性。それは、この新しいスポーツを望むすべてのライダーが、明確に体感し、享受できるものなのだ。エキスパートはもちろん、ビギナーにも。市街地からワインディングロード、ロングツーリングなど、さまざまなステージで。マシンがライダーの成長を促し、ライダーの進化がマシンの能力を広げていく。より緊密で、より一体感に満ちたライダーとのコミュニケーションを深めて。生まれ変わったスポーツの懐は、ここまで深く、そして広い。



CLEAN & SILENT
二輪車排気ガス規制適合 二輪車騒音規制適合

●車体色は撮影条件、印刷などにより実物の色と異なる場合があります。●走行写真はプロフェッショナルライダーの走行を撮影したものです。一般公道では無理な走行をせず、安全な運転をお願いします。



新生。XJR1300

www.yamaha-motor.jp/mc/

XJR1300 メーカー希望小売価格1,081,500円（本体価格1,030,000円、消費税51,500円）

- Model type: EBL-RP17J ● Engine type: Air-cooled, 4-stroke, DOHC, 4 Valve, Forward inclined parallel 4-cylinder
- Displacement: 1,250cm³ ● Coloring: Dark Purplish Blue Metallic L (Blue), Dark Gray Metallic B (Gun Metallic)
- メーカー希望小売価格は消費税を除く価格です。● メーカー希望小売価格（リサイクル費用含む）には保険料、税金（消費税除く）、登録などに伴う諸費用は含まれていません。
- 価格は参考価格です。● 詳しくは販売店にお問い合わせください。● 本仕様は予告なく変更することがあります。

● 車両仕様に関するお問い合わせは、お近くのヤマハ販売店またはお客様相談室へ。
 ヤマハ発動機株式会社 お客様相談室
 0120-090-819 〒438-8501 静岡県静岡市東区新井2500
 オープン時間：月～金曜1部日、弊社所定の休日を除く（9:00～12:00 13:00～17:00）
 携帯電話からはフリーダイヤルをご利用できます。0528-32-11888をご利用ください。

● カタログご希望の方は、機種名・電話番号と住所・氏名・年齢・職業・
 この広告、商品に関する感想などを明記し、下記へお申し込みください。
 〒438-0018 静岡県静岡市東区新井2000-1
 ヤマハ発動機販売株式会社 営業企画課カタログ係

SUZUKI

SCORPION EXO

世界が認めた「安全性」

JNELL スネルM2005取得

EXO-400V 各 ¥17,640 (消費税抜き ¥16,800)

EXO-700VG 各 ¥26,040 (消費税抜き ¥24,800)

「安全」「快適」装備満載、新時代のスタンダード



主張する個性の中に、深いウオリティを備えた本格派



EXO-400VG 各 ¥20,790 (消費税抜き ¥19,800)

EXO-200V 各 ¥16,590 (消費税抜き ¥15,800)

「満載の装備」×「感性を刺激するグラフィック」



気取らないに本格的、賢さのコストパフォーマンス





AutoRimessa
Support
Rider
世界へ。

北川 圭一
世界耐久選手権 2連覇

民辻 啓
2年連続AMAチャレンジ



Auto Rimessa

www.autorimessa.com

AutoRimessa Accessories

ライダーよ、熱くなれ!

人気のカスタムパーツたちが、あなたとの出会いを待っている。



Racing Stand



Plating Front Cover



Aluminum Step Board



Navigation

モーターサイクルを愛するすべての人たちへ、オートリメッサ。

株式会社スズキビジネス オート用品事業部



世界のトップサーキットにキミのタイムを刻め!!

Challenge!!



『Mini Moto 4耐』から
『鈴鹿8耐』まで!!

世界耐久選手権「鈴鹿8時間耐久ロードレース」MotoGP世界選手権「日本グランプリ」。“世界”の栄光が集うトップサーキット鈴鹿サーキットそしてツインリンクもてぎ。
「Mini Moto 4耐」「DE耐!!」「もて耐」などビギナーライダーによる参加型レースも充実。世界のトップサーキットにキミのラップタイムを刻もう!!

2007年鈴鹿サーキットロードレース開催カレンダー (暫定)

| 日程 | 大会名称 | コース |
|---------|-------------------------------------|-----|
| 2/25 | 鈴鹿サンデーロードレース | 東 |
| 3/25 | FUN&RUN! 2-Wheels | 東 |
| 4/22 | FUN&RUN! 2-Wheels | 東 |
| 5/6 | 鈴鹿サンデーロードレース | 西南 |
| 5/13 | 鈴鹿ワンデーヒーローズ (主催:ミスターヒロ) | 西南 |
| 6/9・10 | 鈴鹿150km耐久ロードレース<ST600> | 全 |
| 6/23・24 | 鈴鹿サンデーロードレース | 全 |
| 7/14・15 | FUN&RUN! 2-Wheels Endurance Special | 東 |
| 7/27・28 | 鈴鹿4時間耐久ロードレース<ST600> | 全 |

| 日程 | 大会名称 | コース |
|--------|------------------------------------|-----|
| 8/5 | 鈴鹿ワンデーヒーローズ (主催:Jレーシング) | 南 |
| 9/1・2 | "NANKAI" 鈴鹿Mini-Moto 4時間耐久ロードレース | 全 |
| 9/30 | FUN&RUN! 2-Wheels | 東 |
| 10/7 | 鈴鹿サンデーロードレース | 西南 |
| 10/14 | 鈴鹿ワンデーヒーローズ (主催:ミスターヒロ) | 西南 |
| 11/11 | FUN&RUN! 2-Wheels Historic Special | 東 |
| 12/1・2 | 第43回 NGK杯 鈴鹿サンデーロードレース | 全 |
| 12/9 | 鈴鹿ワンデーヒーローズ (主催:Jレーシング) | 南 |

※日程は変更される場合があります。最新情報ならびに詳細はホームページもご参照ください。



鈴鹿サーキット

<http://www.suzukacircuit.jp/>
<http://www.s.jp>



Your

fastest Lap!!



「DE耐!!」「もて耐」から
「日本GP」まで!!



走行ライセンスのご案内

鈴鹿サーキット、ツインリンクもてぎでは、本格的なレース参戦を目的とされる方から、趣味としてスポーツ走行をお楽しみになる方までがご参加いただけるよう、さまざまなプログラムや会員区分を用意しております。なお、会員には各サーキット開催のレース観戦が無料(世界選手権、特別催事を除く)になるなど、さまざまな特典があります。また、鈴鹿サーキットSMSC会員、ツインリンクもてぎTRMC-S会員とも、ホームページよりアクセスが可能です。

鈴鹿サーキットSMSC事務局 TEL.059 (378) 3405
ツインリンクもてぎTRMC-S事務局 TEL.0285 (64) 0200

2007 主要レースカレンダー (暫定)

| 日程(決勝日) | レース名称 | サーキット |
|---------|----------------------------------|-----------|
| 4/1 | 全日本ロードレース第1戦 | ツインリンクもてぎ |
| 4/15 | 全日本ロードレース第2戦 鈴鹿2&4レース | 鈴鹿サーキット |
| 6/3 | トライアル世界選手権 | ツインリンクもてぎ |
| 6/10 | "Road to 8hours" 鈴鹿300km耐久ロードレース | 鈴鹿サーキット |
| 7/29 | "コカ・コーラ" 鈴鹿8時間耐久ロードレース 第30回大会 | 鈴鹿サーキット |
| 9/23 | MotoGP世界選手権 | ツインリンクもてぎ |
| 10/21 | 全日本ロードレース最終戦MFJ-GP | 鈴鹿サーキット |

なるほど、オートレース!

オートレースの売上金は、身近なところで役立っています。



世界少年野球大会への支援

世界少年野球大会を支援し、ルールとマナーを守る健全な青少年の育成に貢献しています。



中小企業への技術支援

公設工業試験研究所における最新技術の指導を支援し、地域機械工業のさらなる向上と活性化に貢献しています。



福祉車両の整備

福祉施設の送迎用車両の整備を支援し、お年寄りや障害者の方々の福祉サービス向上に寄与しています。



車いすテニス大会への支援

車いすテニスを通じ、障害者の方々のスポーツ交流と社会参加を応援しています。



<http://www.autorace.or.jp/>



MACHINE SPORTS AUTO RACE

知れば知るほど面白い、オートレースの世界。

火花散る攻防や猛烈なスピード感が抜群に面白い、オートレースの世界。少しだけ観戦のポイントをおされば、さらに熱くドラマチックな展開が見えてきます。ぜひこの機会に、スリルに満ちたオートレースの魅力を知ってください。



INTRODUCTION

>>

オートレースの基本



オートレースって、どんな競技?

1周500m、だ円形のコースを8台のマシンで6周してスピードを競う公営競技。それがオートレースです。全国6ヶ所にあるレース場で開催され、ひとつのタイトルは初日の予選から最終日の優勝戦まで最長6日間。約88名の選手がトーナメント制で熱い戦いを繰り広げます。

MOTORCYCLE

>>

オートレースのマシン



オートバイは、一般のものとはどこが違うの?

レース用マシンは、高速で競うために独自の進化を遂げました。たとえば接近戦では追突事故などのもになるという理由で、ブレーキはありません。ハンドルが左側だけ高いのは、コーナーを安定して回る工夫です。また原則的にマシンは同じ規格ですが選手が自ら整備・調整をするため、選手の個性が強く表れます。

PROTECTOR

>>

オートレース選手の防具



選手の防具って?

レース中の危険から身を守るため、選手は革のつなぎと革のブーツ、手袋、ヘルメットをつけ、さらに肩・胴・肘・手の甲・ひざ・すねに防具を装着します。左足につけた鉄製のサンダルのようなスリッパは、コーナーで左足を繰り出す時に滑りをよくするためのものです。

BATTLE

>>

レースの見どころ



オートレースの面白さって?

ランクや実力に差がある場合、通常は実力者に「他の選手より後方からスタートする」というハンデがつきます。実力者になるほどこのハンデも長距離に。それを巻き返して勝つシーンに、オートレースならではの爽快感があるのです。逆に若手の選手が強豪と戦う時も、勝つチャンスは充分にあるというわけです。

MAP AND ACCESS

伊勢崎オートレース場

群馬県伊勢崎市宮子町3074
TEL 0270-24-5780
<電車・バス> JR岡毛線・伊勢崎駅より無料バス
JR高崎線・本庄駅より無料バス
<車> 関越自動車道「本庄荒玉インター」より約30分
北関東自動車道「駒形インター」より約5分

山陽オートレース場

山口県山陽小野田市大字増生字赤松700
TEL 0836-76-1115
<電車・バス> JR山陽本線・増生駅より徒歩2分
JR山陽本線・下関駅・小野田駅よりバス
JR山陽本線・東萩駅・長門市駅よりバス
美祿線・美祿駅よりバス
<車> 山陽自動車道「増生インター」より約5分
中国自動車道「小月インター」より約20分

川口オートレース場

埼玉県川口市青木5-21-1
TEL 048-251-4376
<電車・バス> JR京浜東北線・西川口駅より無料バス
埼玉高速鉄道・南埼玉駅より徒歩15分
<車> 首都圏高速川口線「加賀インター」より約15分

船橋オートレース場

千葉県船橋市浜町2-4-1
TEL 047-431-6148-9
<電車・バス> JR京葉線・南船橋駅より徒歩10分
京成線・船橋競馬場前駅より無料バス
<車> 首都圏高速湾岸線「千鳥町インター」より約10分
東関東自動車道「河津千葉インター」より約10分
京葉道路「花輪インター」より約5分

飯塚オートレース場

福岡県飯塚市大字船田147
TEL 0948-22-6326
<電車・バス> JR筑豊本線・飯塚駅、直方駅よりバス
JR白田山線・田川伊田駅よりバス/飯塚バスセンター、篠塚バスセンターよりバス
<車> 九州自動車道「若宮インター」より約30分/北九州都市高速道路「馬場山インター」より約25分

浜松オートレース場

静岡県浜松市和合町936-19
TEL 053-471-0311
<電車・バス> JR東海道線・浜松駅、島田駅より無料バス
<車> 東名高速「浜松西インター」より約10分

WAKO'S

Ryuji YOKOE
GP 250
 CHAMPION
 2006

538th
GRAND PRIX
 IKE RACE in SUZUKA



MFJ GP
 SUZUKA

前人未踏の

チャンピオン



横江竜司を支えた秘密兵器

2006年全日本ロードレースGP250にて横江竜司選手が全戦ポール to ウィンの前人未踏の記録でパーフェクトチャンピオンとなった。今シーズン開幕前、横江選手はWAKO'S新型レーシングオイルをテストしていた。それはS-wayの全面協力のもと最新のチューニングエンジンの特性に合わせ創りあげたWAKO'Sの最新兵器「2CRV (仮称)」。

データロガーをフルに駆使し、デトネーションをコントロールしながら、高回転の出力(伸び)を向上し、なおかつタイトルを獲得する上で欠かせない信頼性(耐久性)を確保した。

その性能を確かめた横江選手は、すぐにWAKO'Sとともに闘うことを決定、見事タイトルを獲得し、WAKO'Sとしても偉大な記録のパートナーとして後押しすることができた。

この2CRV、ミニバイクからレーサーまで、あらゆる2サイクルレーシングエンジンで、高回転の伸びを武器にでき、誰でもポテンシャルアップが可能。最新兵器2CRVは、満を持して来春早々に発売を予定している。



株式会社 **和光ケミカル**

神奈川県小田原市南鴨宮1-1-1 TEL.0465-48-2211(代)
<http://www.wako-chemical.co.jp>

【営業所】青森 盛岡 仙台 福島 新潟 群馬 栃木 茨城 埼玉 埼玉南 千葉 千葉南 東京 東京東 東京西 横浜 神奈川 長野 静岡 浜松 岡崎 名古屋東 名古屋西 岐阜 三重 大阪 大阪南 京都 滋賀 神戸
 【グループ】(株)北海道ワコーズ (株)九州ワコーズ (株)ワコールーブ

SHOEI
Spirit of Race

「風の流れ」を実感できる
トライレフト エア インテーク

TRIPLE LEFT AIR INTAKE

ヘルメットで最も風圧がかかる前頭部に3ヶ所のダイレクト
タイプのインテークホールを装備。後頭部にかけて「風の
流れ」を実感できる絶大なベンチレーション効果を生みます。



最新ポータテックス
アローポータテックスベンチレーション



ARROW VORTEX
VENTILATION

V字型アウトレットの
先駆けである、ポー
テックスベンチを更
に進化。高速安定性
を高めながらも、排気
効率は従来比10%
アップ。ベンチレーシ
ョンの効きて定評の
SHOEIがさらに一歩、
進化を手に入れました。

最先端はすべて「X」にある。



LOWER AIR INTAKE &
CHIN BAR CHANNELS

口元のエアをコントロールする
ベンチレーションシステム

チンガードにはデフ
ロスターダイレクト
インテークの2ウェイ
にエアを導入するロ
アエアインテークを、
内側にはX-Eleven
と同様のプレスチャ
ンバーIIを装備。口
元へフレッシュなエア
を供給しながら、シ
ールドの曇りの原因と
なる呼気を効果的に
ガードします。



機能とファオルムの融合を
果たしたリアビュー

シンプルな中にも最新
のノウハウを投入して
デザインされたリアビ
ューは、後頭部を引き締
めるようにエッジ&ア
ウトレットで形づくられ、機
能性とスタイリングの融
合を果たしています。

X-9
SPEED GROOVE



ホワイト

ブラック

モンツァレド

ロイヤルブルー
メタリック

ライトシルバー

パールグレー
メタリック

■X-9 SPECIFICATION ●価格:39,000円(税込44,550円) 価格はメーカー希望小売価格です。●規格:JIS規格、SNELL規格、MFJ公認 ●カラー:ホワイト、ブラック、モンツァレド、ロイヤルブルーメタリック、ライト
シルバー、パールグレーメタリック ●サイズ:XS(53~54cm)、S(55~56cm)、M(57~58cm)、L(59~60cm)、XL(61~62cm)、XXL(63~64cm) XS、XXLサイズはブレンカラーのみ ●構造:AIM[®](Advanced
Integrated Matrix Plus Multi-Fiber) 最新のガラス繊維と有機繊維の複合積層構造を基に、高い弾性性能を持つ高性能有機繊維素材をプラス、軽量でありながらも剛性弾性に優れた高性能なシェル構造。 ●付属品:
プレスガード、チンカーテン、メンテナンスキット

●ヘルメットの機能を最大限に生かすためにまごひるはしっかり握りましょう。

●安全確保のため改造しないでください。●部品は改良のため予告なく仕様変更することがあります。●カタログ請求及び販売についてのお問い合わせは(国内営業部/TEL:03-5688-5180)まで、製品の修理、品質
についてのお問い合わせは(茨城工場内 顧客サービス課/TEL:029-892-3617 e-mail:help@shoehelmet.co.jp)までご連絡下さい。●SHOEI/国内営業部/〒110-0005 東京都台東区上野5-8-5 CP10ビル7F
茨城工場/〒300-0525 茨城県稲敷市市街1793 ホームページアドレス http://www.shoei.com





SIGNAL FLAGS

公式シグナル



MFJ ROAD RACE

(フラッグ寸法:80cm×100cm)

| | | | |
|---|---|--|---|
| 国旗  レーススタート (通常シグナルで示す: レッドライト消灯) | 白黒斜分割旗  静止 前方にスロー走行車があることを示す。 振動 スロー走行車と走行ラインが重なる場合。 | 黄旗(イエローフラッグ)  危険予告 コース上(ランオフエリア含む)に危険がある。 減速・停止準備・追い越し禁止。 | 白旗(ホワイトフラッグ)  救急車等の介入車両がある。追い越し禁止。 |
| 赤ストライプ付黄旗  雨以外の理由でコース表面が滑りやすい状態。(オイルもれの可能性やコース上に落下物がある場合も含む) | 緑旗(グリーンフラッグ)  コースはクリアである。予選などの1周目に提示される。黄旗が出されたあと次のポストで提示される。追い越し禁止の解除。ウームアップラップのスタート合図 | 赤旗(レッドフラッグ)  レースまたはプラクティスが中断され、すべてのライダーは最大限の慎重さと注意を持ってそれぞれのピットに戻る。サーキットを閉鎖する場合にも用いる。 | ホワイトクロス(白い斜め十字の入った旗)  ベースカー介入によるレースの非競技化(注意・減速・追い越し禁止) |
| 青旗(ブルーフラッグ)  後方よりベースの速い車両が接近し、追い越される場合に振動提示される。 | レッドクロス(赤い斜め文字の入った白旗)  コース上のこの付近において、雨が降り始めたことを示す。静止提示される。 | レッドクロス+赤ストライプ付黄旗  コース上のこの付近において、雨が降り続けていることを示す。静止提示される。 | 青旗+チェッカーフラッグ  ファイナルラップにフィニッシュラインの手前で、トップのライダーの前に他のライダーが走行している場合、トップのライダーはチェッカーを意味するが、直前を走るライダーはもう一周しなければならぬことを伝える。 |
| チェッカーフラッグ  レース終了 | 黒旗(ブラックフラッグ)+黒地に白文字サインボード  サインボードで示された番号の競技車両は速やかにピットインする。 ボード | ペナルティストップボード  サインボードで示された番号の競技車両は、速やかにピットインし且停止のペナルティを受ける。 | オレンジボール旗+黒地に白文字のサインボード  提示されたゼッケンナンバーのライダーに対して彼のマシンが、彼もしくは他のライダーに危険をおよぼすような問題に見舞われており、早急にコース上から退去し安全な場所に停止すること。 |

MFJ MOTOCROSS

(フラッグ寸法:約75cm×60cm)

MFJ SUPERMOTARD

(フラッグ寸法:約75cm×60cm)

| | | | |
|--|---|---|---|
| 国旗  レーススタート (スターティングマシンで行う場合がある) | 黄旗(イエローフラッグ)  静止 危険予告・減速。 振動 危険予告・後行・停止準備・安全確認・追い越し禁止。 | 国旗  レーススタート (通常シグナルで示す: レッドライト消灯) | 黄旗(イエローフラッグ)  危険予告 直近に危険がある・追い越し・ジャンプ注意。 |
| 白旗(ホワイトフラッグ)  振動 この先にスロー走行する車両・救急車等の介入車両がある。追い越し禁止。 | 赤旗(レッドフラッグ)  スタート時 フライングのためスタートや直し。 レース時 全ライダー停止。 | 赤ストライプ付黄旗  オイル・水またはその他、この付近のコースにすべりやすい地点あり。 | 赤旗(レッドフラッグ)  レース時 全員走行停止。 |
| チェッカーフラッグ  レース終了 | 青旗(ブルーフラッグ)  振動 警告、ラップされようとしている。 | 青旗+チェッカーフラッグ  トップライダーはゴールであるが、トップライダーの直前を走るライダーはゴールではない。 | 青旗(ブルーフラッグ)  振動 警告、ラップされようとしている。 |
| 緑旗(グリーンフラッグ)  レーススタート時におけるコースクリアを示すため、及びエンジン始動の合図に使用される場合がある。 | 黒旗(ブラックフラッグ)+黒地に白文字サインボード  サインボードで示された番号の競技車両は速やかにピットインする。 ボード | 緑旗(グリーンフラッグ)  レーススタート時におけるコースクリアを示すため、及びエンジン始動の合図に使用される場合がある。 | チェッカーフラッグ  レース終了 |

1

レースナンバープレート

(ナンバープレート色見本)

1

MFJ ROAD RACE

25

JSB1000

19

ストック

34

GP250

12

GP125

78

GP-MONO

寸法:タテ200mm×ヨコ275mm

注:タテ×ヨコの数字はナンバープレートの寸法。

※数字の書体は、Futura Heavyを基準とするゴシック体とする。

MFJ MOTOCROSS

90

国際A級(IA1=250cc)

78

国際A級(IA2=125cc)

21

国際B級

56

国内A級

34

国内B級/レディス

12

ジュニア

11

チャイルドクロス

寸法:タテ235mm×ヨコ285mm

※チャイルドクロスを除く

MFJ TRIAL

8

T.NIPPON

国際A級スーパークラス

75

T.NIPPON

国際A級

64

T.NIPPON

国際B級

53

国内A級

41

国内B級

31

ジュニア

寸法:タテ150mm以上×ヨコ175mm以上

MFJ SUPERMOTARD

12

アンリミテッド

25

moto1

41

moto2

31

moto3

最低寸法:タテ285mm×ヨコ235mm

ゼッケンナンバー書体例

MFJ ROAD RACE

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

数字の字体は、Futura Heavyを基準とするゴシック体とする。
また影つき数字などは認められない。

MFJ MOTOCROSS MFJ SUPERMOTARD

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

数字は英国式に限定される、モトクロス及びモタードは共通。

今年も、世界チャンピオンとともに。



世界の主なモータースポーツ選手権の覇者たちには、今年もひとつの共通点があります。それは、ミシュランとのパートナーシップ。新たな記念すべき年となった2006年、私たちのタイヤを装着したパートナーチームは、F1、ル・マン24時間耐久レース、そしてMotoGPにおいて年間チャンピオンとなりました。さらに、ル・マンシリーズ、アメリカン・ル・マンシリーズ、マウンテンバイク世界タイトルの制覇なども、それに続く輝かしい功績のほんの一部です。2007年に向けて、私たちはさらなる「A better way forward」を目指し続けます。

www.michelinsport.com



MFJ

国内競技規則書

2007年度版

CONTENTS

| | 頁 |
|------------------------|-----|
| 信号旗／レースナンバー／ライセンス識別カラー | 20 |
| MFJ会員行動規範／プライバシーポリシー | 23 |
| MFJ組織について | 24 |
| 総則 | 26 |
| ロードレース関連規則 | 71 |
| モトクロス関連規則 | 191 |
| トライアル関連規則 | 231 |
| ドラッグレース関連規則 | 257 |
| ダートトラック関連規則 | 280 |
| スーパーモタード関連規則 | 290 |
| エンデューロ関連規則 | 312 |
| MFJ公認クラブ等の名称に関する規定 | 338 |
| MFJ公認制度 | 340 |
| 付録 MFJ公認車両 | 341 |
| 付録 MFJ公認部品 | 353 |
| 付録 MFJ公認ヘルメット | 354 |
| 付録 MFJ公認レーシングスーツ | 358 |
| 付録 MFJ公認タイヤ | 364 |
| 付録 MFJ公認サーキット | 365 |
| 付録 歴代チャンピオンリスト | 368 |
| 付録 MFJスポーツ傷害基金制度 | 373 |

2007年1月1日発行

ライディング臨時増刊・通巻435号

財団法人 **日本モーターサイクルスポーツ協会**

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-24 第29興和ビル別館7F ☎03(5565)0900 FAX03(5565)0907

■発行所:財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会 <http://www.mfj.or.jp>

■編集:亜玄株ライディング編集部 ■印刷:河和田屋印刷株

MFJ会員行動規範

(財)日本モーターサイクルスポーツ協会は、「MFJ会員行動規範」を下記のとおり定める。

この規範はMFJに所属している競技者、公認クラブ、インストラクター、競技役員、役員などが遵守すべきものである。また、モーターサイクルスポーツを取り巻くファン、メディア関係者、業界関係者などモーターサイクルスポーツを愛好するすべての者がこれを理解し、尊重することを願う。

私たちはモーターサイクルスポーツを通じて人間的に成長し、家族の絆や友情の輪を広げることが望んでいる。本規範に則った行動を通じて、モーターサイクルスポーツの社会的地位を向上させ、文化として継承し、ライダーが「心」「技」「体」整ったスポーツマンとして憧れの存在となることを強く願う。そしてモーターサイクルスポーツに関わる自分自身の人生を豊かなものとし、他のスポーツに取り組む仲間とともに平和で健全な社会を築いていきたい。

1. 「フェアプレー」フェアプレーの精神を持ち、フェアな行動を心がける。
2. 「相手の尊重」他のライダーやオフィシャルなどにも友情と尊敬をもって接する。
3. 「安全意識」自己を守り、他のライダー・オフィシャルの安全に心がける。
4. 「自己責任」競技中発生した損害はすべて自己責任であることを認識する。
5. 「ルールの遵守」ルールを守り、ルールの精神に則り行動する。
6. 「勝敗の受容」勝利の時は慎みを忘れず、また敗戦も誇りある態度で受け入れる。
7. 「仲間の拡大」モーターサイクルスポーツの魅力を伝え、仲間やファンを増やすことに努める。
8. 「環境への配慮」周辺環境に配慮し、自然を大切にし、廃油、ごみは持ち帰る。
9. 「責任ある行動」社会の一員として責任ある態度と行動をとる。特に一般公道では安全運転を心がける。
10. 「社会悪との戦い」薬物の乱用、暴走行為、差別などスポーツの健全な発展を脅かす社会悪に反対する。
11. 「感謝と喜び」常に感謝と喜びの気持ちをもってモーターサイクルスポーツに関わる。

プライバシーポリシー

当会は、提供いただきました会員様の個人情報を、適切に管理し、利用することは当会の社会的責務であることを認識しております。そこで当会では、この度、その根幹ともなるべき「個人情報保護に関する基本方針」を制定いたしました。

財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会

個人情報保護に関する基本方針

当会は、提供いただきました会員様の個人情報を、適切に管理し、利用することは当会の社会的責務であることを認識しております。また、当会と会員様との一部の信頼関係を基とする、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）その他の関連法令・ガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うとともに、安全管理について適切な措置を講じるため、「個人情報保護に関する基本方針」を制定し宣言いたします。

(1) 個人情報の取得

当会は、業務上必要な範囲内かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

(2) 個人情報の利用目的

当会は、文部科学省所管の公益法人です。当会は提供いただきました会員様の個人情報、競技会・商標会に関する情報提供、会報誌の提供、会員個人の競技結果の管理・公示、及び会員の満足度を向上させるためのアンケート調査及び会員会室内に必要な範囲で利用するほか、これらの業務遂行のためにMFJの各委員会、支部、競技会主催者、MFJスポーツ傷害基金、および業務委託先に提供を行うことがあります。また、利用目的を変更する場合には、その内容を会員に対し書面等により通知するか、または公式ホームページへの掲載、事務案内への掲示などの方法により公表します。

(3) 個人情報の安全管理措置

当会は、取り扱う個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止、その他個人情報の安全管理のため、安全管理に関する取扱い規定等の整備および実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じるとともに、利用目的の達成に必要な正確性・最新性を確保するために適切な措置を講じています。

(4) 個人情報の第三者への提供

当会は、個人情報を第三者に提供するにあたり、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人情報を提供しません。

①法令に基づく場合

②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

③国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(5) 個人情報保護法に基づく保有個人データの開示、訂正等、利用停止等

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する開示、訂正等または利用停止等に関するご請求については、ご請求者がご本人であることをご確認させていただいたうえで、真摯なご対応をいたします。なお、開示等の手続については所定の手料をいただきます。手続を希望される方は、下記お問い合わせ先までお申し出ください。

(6) コンプライアンス（法令遵守）行動規範の策定、実施、維持、改善について

当会は、個人情報の取扱いに関する法令を遵守します。また、コンプライアンス行動規範を策定し、これを従業員への教育・指導を徹底いたします。

当会は、個人情報の取扱い及び安全管理に関わる適切な措置について、定期的に監査を行い、適宜見直し、改善いたします。

平成17年3月10日制定

財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会

会長 鈴木正利

MFJの保有する個人情報に関するお問合せ窓口

(所在地) 東京都中央区築地2-11-24第29興和ビル別館7階

(名称) 財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会

(電話) 03-5565-0900 [受付時間：月曜日～金曜日 9時～17時 但し祝祭日は除く]

(ホームページアドレス) <http://www.mfj.or.jp>

◆MFJ組織について

FIM (国際モーターサイクリズム連盟)

FIMは、世界的にモーターサイクリズムスポーツを管理し、普及・振興を図り、これらの分野におけるユーザー支援団体として創立された国際組織である。1904年国際レースで起きた論争をきっかけに国際的なモーターサイクル組織の設立が呼びかけられ、1904年12月22日にパリで創立。現在本部をスイスのMiesに置く。現在の加盟国は97カ国。世界のモーターサイクリズムスポーツ全ての競技運営を統括しているとともにIOC(国際オリンピック委員会)から2000年9月に認可され、モーターサイクリズムスポーツをオリンピック競技種目とすべく、積極的な活動を行っている。

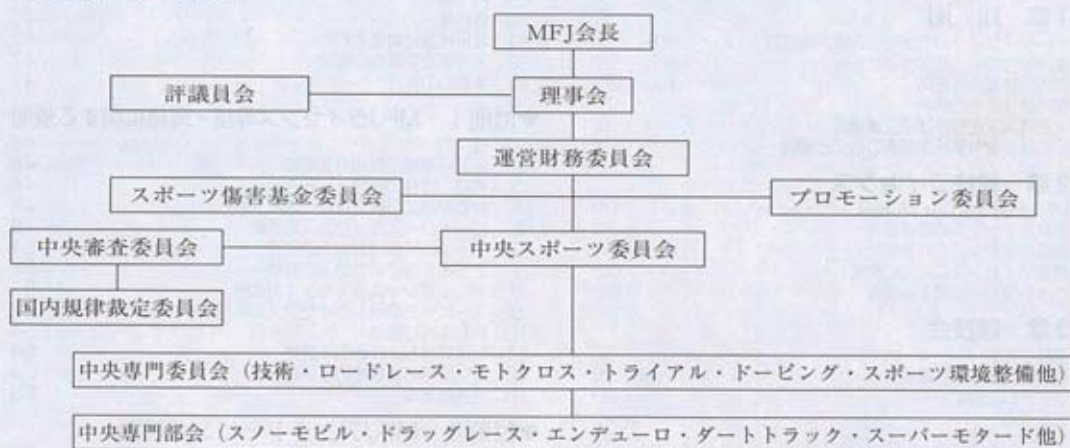
UAM (アジアモーターサイクルユニオン)

FIMが世界を6地域(ヨーロッパ・北アメリカ・ラテンアメリカ・オセアニア・アフリカ・アジア)に分けて管理するため設けた地域別協会であり、アジア圏内のFIM加盟国21カ国(アラブ首長国連邦、イラン、インド、インドネシア、カタール、韓国、クエート、ガム、シンガポール、スリランカ、タイ、台湾、中国、日本、フィリピン、香港、マカオ、マレーシア、モンゴル、バーレーン、カザフスタン)で構成され、積極的に相互の交流を図り、アジア圏内におけるモーターサイクルスポーツの普及・発展をテーマに活動を行っている。

MFJ (財団法人 日本モーターサイクルスポーツ協会)

日本国内のモーターサイクルスポーツを統括する機関として1961年(昭和36年)10月に創立され、FIMに連なる唯一の日本代表機関。'90年(平成2年)12月に文部省(現：文部科学省)所管の財団法人となり、モーターサイクルスポーツの普及・発展を通じ、国民の心身の健全な育成に寄与することを目的としている。

【MFJ中央組織構成】



【MFJ支部】

| | | |
|-----------|----------|---|
| MFJ 本部 | MFJ北海道支部 | 〒001-0925 北海道札幌市北区新川5条20丁目1-20 新川地区工業団地内 電話 011-768-4112 / FAX 011-768-4113 http://www.mfj-hokkaido.com/ |
| | MFJ東北支部 | 〒983-0034 宮城県仙台市宮城野区扇町3-3-10 宮城県交通会館内 電話 022-284-9484 / FAX 022-239-8470 http://www16.ocn.ne.jp/~tohok819/mfj/ |
| | MFJ関東支部 | 〒170-0005 東京都豊島区南大塚3丁目43-5 アルス新大塚202号 電話 03-3971-0022 / FAX 03-3971-9898 http://www.mfk.jp/ |
| | MFJ中部支部 | 〒466-0812 愛知県名古屋市中昭和区八事富士見1603 電話 052-833-9676 / FAX 052-835-0546 http://www.ainifu.jp/other/mfj.html |
| | MFJ近畿支部 | 〒550-0012 大阪府大阪市西区立売堀1-7-14 電話 06-6534-6422 / FAX 06-6534-4847 http://www.nikyo.jp/ |
| | MFJ中国支部 | 〒733-0036 広島県広島市西区観音新町1-18-9 広島県二輪車安全普及協会内 電話 082-295-6994 / FAX 082-295-2893 http://www.mfjchu59.com/ |
| | MFJ四国支部 | 〒790-0916 愛媛県松山市東本1丁目4-37 MCA四国内 電話 089-986-3431 / FAX 089-986-3432 http://www.mfj459.com/ |
| | MFJ九州支部 | 〒812-0007 福岡県福岡市博多区東北恵3-11-9 メゾンD水巻1F-B 電話 092-473-2616 / FAX 092-415-4559 http://www.mfjkyusyu.com/ |

2007

MOTORCYCLE SPORTS RULES

国内競技規則

▼第1章 総則

| | |
|------------------------|----|
| 1. モーターサイクリススポーツの国内的統括 | 27 |
| 2. 国内競技規則の制定および施行 | 27 |
| 3. 国内競技規則の適用 | 27 |
| 4. 国内競技規則の解釈 | 27 |
| 5. 大会特別規則ならびに公式通知 | 28 |
| 6. 公認競技会・承認競技会の格式と種目 | 28 |

▼第2章 競技ライセンス

| | |
|-------------------|----|
| 7. MFJ 会員ライセンスの種目 | 29 |
| 8. 会員ライセンスの取得要件 | 29 |
| 9. 競技ライセンスの有効期間 | 35 |
| 10. 競技ライセンスの効力の失効 | 35 |
| 11. ピットクルーに関する規定 | 35 |

▼第3章 競技会

| | |
|----------------------|----|
| 12. 競技参加者 | 38 |
| 13. 競技参加者の遵守事項 | 38 |
| 14. ライダーの装備 | 39 |
| 15. 出場車両 | 40 |
| 16. 燃料およびオイル | 40 |
| 17. 競技出場申し込み | 40 |
| 18. 出場料およびスポーツ傷害基金掛金 | 41 |
| 19. ライダーおよび車両の変更 | 41 |
| 20. 車両検査 | 41 |
| 21. 競技 | 42 |
| 22. 優勝者等の決定 | 42 |
| 23. 賞典 | 42 |
| 24. レース後の車両検査 | 42 |
| 25. 競技結果および記録の公表 | 42 |
| 26. 公式得点 (ポイント) | 43 |
| 27. 競技会の延期および中止等 | 43 |
| 28. 損害に対する責任 | 44 |

| | |
|----------------|----|
| 29. 抗議 | 44 |
| 30. 控訴権 | 45 |
| 31. 違反行為に対する罰則 | 47 |
| 32. 大会審査委員会の権限 | 47 |
| 33. 本規則の施行 | 47 |

▼付則1 MFJライセンス昇格・降格に関する規則

| | |
|----------------------|----|
| 1. 目的 | 48 |
| 2. 2007年度の昇格対象期間 | 48 |
| 3. 昇格、降格の種類と手続き | 48 |
| 4. 自動昇格に必要な得点 (ポイント) | 48 |
| 5. ロードレースライセンスの昇格 | 49 |
| 6. モトクロスライセンスの昇格 | 51 |
| 7. トリアルライセンスの昇格 | 52 |
| 8. ドラッグレースライセンスの昇格 | 53 |
| 9. スーパーモタードライセンスの昇格 | 53 |
| 10. 自動昇格に基準 | 54 |
| 11. 特別昇格およびその手続き | 54 |
| 12. 特別降格およびその手続き | 54 |
| 13. 再昇格基準 | 55 |

▼付則2 MFJアンチドーピング規則

| | |
|---------------------|----|
| なぜ「アンチドーピング」なのか? | 57 |
| 第1章 総則 | 58 |
| 第2章 本協会が実施するドーピング検査 | 58 |
| 第3章 結果の通告と制裁の手続き | 59 |
| 第4章 制裁 | 60 |
| 第5章 付則 | 60 |

▼MFJアンチドーピング細則

| | |
|-----------------|----|
| 第1章 ドーピング検査の手続き | 61 |
| 第2章 制裁決定までの手続き | 62 |
| 第3章 裁定委員会 | 62 |

本国内競技規則は、国際モーターサイクリズム連盟 (Fédération Internationale Motocyclisme : 略称FIM)の国際スポーツ憲章、FIM競技規則に基づいて作成され、日本国内のモーターサイクル・スポーツ規則の一部として発行する。本国内競技規則は、総則と細則に大別され、競技種目によって内容に差異のある事項は細則に示される。

2007 MOTORCYCLE SPORTS RULES

第 1 章

総 則

1 モーターサイクルスポーツの国内的統括

財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会（以下「MFJ」という）は、文部科学省所管の公益法人としてわが国のモーターサイクルスポーツの管理、普及振興、競技の安全と公正および秩序を保持することを目的とする。

また、MFJは国際モーターサイクリズム連盟（Fédération Internationale Motocyclisme・IOC認可団体・以下「FIM」という）により日本国の代表機関として公認された国内のモーターサイクルスポーツを管理統轄する唯一の権威であることを宣言する。

2 国内競技規則の制定および施行

MFJは前条の権限を正当かつ公正なる方法で行使するためにFIM国際競技規則に準拠して国内競技規則及びその細則を制定し、施行する。

3 国内競技規則の適用

MFJ国内競技規則の適用範囲は下記のとおりとする。

3-1 公認競技会

3-1-1 国内格式競技会

国内格式競技会にはMFJ会員競技ライセンス所持者のみが参加することができ、この競技会にはMFJ国内競技規則が適用される。

3-1-2 国際格式競技会

国際格式競技会は、FIM加盟の各国モーターサイクル協会（以下「FMN」という）が発行するFIMインターナショナルライセンスを所持するFMNのライダーが参加することができ、FIMの公認が必要な競技会である。世界選手権・国際選手権はFIM競技規則が適用される。その他はFIM規則とMFJ国内競技規則が適用される。

3-2 承認競技会

承認競技会にはエンジョイ会員証所持者またはMFJ会員競技ライセンスまたは運転免許証を持っていることを条件にピットクルーライセンス・競技役員ライセンス所持者が参加することができ、MFJ国内競技規則に基づいた主催者の定める特別規則により管理される。

※ロードレース承認競技会はロードレースライセンスが必要。

4 国内競技規則の解釈

個々の競技会における判定および競技規則全般の解釈は、本規則に基づいて当該大会審査委員

会が行い、これを最終的なものとする。

本規則に規定されていない事項はFIM国際競技規則およびその主旨により判定する。

5 大会特別規則ならびに公式通知

- 5-1 競技会は、本規則および各種目別付則に基づいて行われるほか、競技会の運営、競技の細部および指示は、大会ごとの特別規則、公示または公式通知によって行われる。
- 5-2 大会特別規則および公式通知は、競技会主催者（以下「主催者」という）が制定または発行する。
- 5-2-1 大会特別規則には次の各項が示される。
- | | |
|--------------------|---------------------|
| ① 競技会の名称・格式 | ⑦ 出場申し込み受け場所 |
| ② 競技会の組織 | ⑧ 出場申し込み期間 |
| ③ 主催者の名称、所在地および連絡先 | ⑨ 出場料とMFJスポーツ傷害基金掛金 |
| ④ 開催日時・場所 | ⑩ 出走者の定員 |
| ⑤ 競技の種目および内容 | ⑪ 賞およびその詳細 |
| ⑥ 参加資格 | ⑫ その他 |
- 5-3 大会特別規則に規定し得なかった競技会運営の細部にわたる規則および大会特別規則発表後に生じた問題进行处理するため、主催者は、参加者に対し公式通知をもって指示することができる。
- ただし、その内容はMFJ国内競技規則に反するものであってはならない。

6 公認競技会・承認競技会の格式と種目

- 6-1 格式の内訳と優先順序
国際格式競技会は国内格式競技会に優先する。
- 6-1-1 国際格式競技会の優先順序
- | | |
|----------------------|-----------------|
| 1 世界選手権競技会（FIMカップ含む） | 4 全日本選手権 |
| 2 国際選手権競技会（アジア選手権等） | 5 国際競技会（ノンタイトル） |
| 3 日本（MFJ）グランプリ大会 | |
- 6-1-2 国内格式競技会の優先順位
- | | |
|------------------|------------|
| 1 全日本選手権競技会 | 5 県選手権競技会 |
| 2 特別競技会 | 6 その他公認競技会 |
| 3 チャレンジカップ選手権競技会 | 7 承認競技会 |
| 4 地方選手権競技会 | |
- 6-2 格式の内訳と優先順序
- 6-2-1 公認競技会と承認競技会の種目

| 種目 | 公認競技会 | 承認競技会 |
|-----------------------|-------|-------|
| ロードレース | ○ | ○ |
| モトクロス | ○ | ○ |
| トライアル | ○ | ○ |
| スノーモビル | ○ | ○ |
| ドラッグレース | ○ | ○ |
| ダートトラック | ○ | ○ |
| エンデューロ | ○ | ○ |
| スーパーモタード | ○ | ○ |
| ストリートバイクゲームス | — | ○ |
| ミニバイクレース | — | ○ |
| その他MFJ中央スポーツ委員会が認める競技 | ○ | ○ |

2007 MOTORCYCLE SPORTS RULES

第 2 章

ライセンス

7 MFJ会員ライセンスの種目

- 7-1 MFJ会員ライセンスは、「競技ライセンス」と「エンジョイ会員証」「スポーツ指導者ライセンス」「ピットクルーライセンス」に分けられる。
- 7-2 公認競技会に参加するために必要な資格は「競技ライセンス」である。
- 7-3 承認競技会に参加するために必要な資格は「競技ライセンス」および「エンジョイ会員証」である。また、運転免許証を取得していることを条件として「スポーツ指導者ライセンス」「ピットクルーライセンス」でも参加できる。※ロードレース競技はロードレースライセンスが必要。
- 7-4 競技役員／講師／インストラクター／競技運営に携わる、あるいは指導にあたるものに必要な資格は「スポーツ指導者ライセンス」である。
- 7-5 競技者のサポート的役割で競技に参加する者に必要な資格は「ピットクルーライセンス」である。
- 7-6 競技会の格式・種目・カテゴリーにより必要な参加資格が指定される。

8 会員ライセンスの取得要件

会員ライセンス申請を行う者は、次の要件を満たしていなければならない。

- 8-1 日本にスポーツ国籍を有すること。
- 8-2 過去6ヶ月以内に重大な刑法上の犯罪により処罰されていない者又は、その処罰期間内でないこと。
- 8-3 日本に国籍を持たない者は、日本国内に3ヶ月以上継続的に居住していることを公的に証明できる書類を提出すること。
- 8-4 他国協会(FMN)からライセンスの発給を受けている者は、当該FMNからの移籍許可を得ることにより3ヶ月の居住証明は不要とする。ただし、当該年度中の再移籍はできない(MFJから他FMNに移籍した場合、当該年度内にMFJ会員ライセンスの再取得はできない)。
- 8-5 競技ライセンスの種目別取得要件
競技ライセンスは全国的に統一された規則で開催される「公認競技会」に必要な資格であり、スポーツとして技量に応じたクラスを提供するために、経験値あるいは競技会における成績にて昇格基準が設けられる。また、MFJスポーツ傷害基金に加入するために必要な資格である。

※以下に述べる取得条件中の年齢については「スポーツ年齢」とする。スポーツ年齢とは申請する時点の満年齢ではなく、当該年度中に誕生日を迎える年齢をいう。

※ライセンス申請に必要な写真は6ヶ月以内に撮影したもので、正面、無帽で身分を証明するにふさわしいものでなければならない（不適正と判断されたものは、再提出の要請に従わなければならない）。

8-6 ロードレース

8-6-1 公認競技会/承認競技会ともに参加者は「競技ライセンス所持者」でなければならない（エンジョイ会員証は参加できない）。

8-6-2 ライセンスは下記に区分される。

| ライセンス区分 | 参加できる競技会の例 |
|----------|---------------------------|
| 国際 (INT) | 国際競技会/全日本選手権/チャレンジカップ選手権 |
| 国内 (NAT) | チャレンジカップ選手権/地方選手権/承認競技会 |
| フレッシュマン | 地方選手権/承認競技会 (ナンバー付きレース含む) |
| ジュニア | 地方選手権/承認競技会 |

8-6-3 ライセンスの取得条件

最初に取得可能なライセンスは「ジュニア」「フレッシュマン」「国内」である。「国際」は前述のライセンス取得後、別途定める昇格基準を満たさなければならない。

8-6-3-1 ジュニアライセンス

12歳以上16歳未満の者でMFJの公認するロードレースジュニアライセンス講習会を受講し、修了証を取得していること。修了証の有効期間は発行日から6ヶ月とする。

取得後、ライセンス資格更新に際して16歳となった場合はフレッシュマンライセンスに移行しなければならない。

8-6-3-2 フレッシュマンライセンス

16歳以上の者で、下記のいずれかの条件を満たしていること。

MFJ国内格式及び準国内公認のサーキットにおいてサーキットライセンス講習会の修了証または当該年度有効なサーキットライセンスを所持していること。

MFJ公認のフレッシュマンライセンス講習会を受講し、修了証を取得した者。

有効期間：受講日から6ヶ月

8-6-3-3 国内ライセンス

16歳以上の者で、下記のいずれかの条件を満たしていること。

MFJの公認するロードレース国内ライセンス講習会の修了証を取得していること。

有効期間：受講日より6ヶ月

MFJ公認サーキットにおける3時間以上の走行証明印を取得していること（走行券や走行カードは不可）有効期間：発行日より1年間

フレッシュマンライセンスにて、公認・承認ロードレース大会に2回以上出走の実績があること。有効期間：前々年度（2005年1月1日以降）の大会より。

フレッシュマンライセンスにて、MFJ国内公認サーキット以上の施設で開催された公認・承認ロードレース大会にて下記の成績を得たもの。

・予選出走台数が20台以上のレースで10位以内に入賞。

・予選出走台数が10台以上のレースで6位以内に入賞。

有効期間：前々年度（2005年1月1日以降）の大会より。

- 8-7 モトクロス／トライアル
- 8-7-1 公認競技会参加者は「競技ライセンス」所持者でなければならない（エンジョイ会員証では参加できない）。
- 8-7-2 ライセンスは下記に区分される。

| ライセンス区分 | 参加できる競技会の例 |
|----------|---------------|
| 国際A級 | 国際競技会／全日本選手権他 |
| 国際B級 | 全日本選手権／地方選手権他 |
| 国内A級 | 地方選手権／承認競技会 |
| 国内B級 | ＊ |
| ジュニア | ＊ |
| PC（MXのみ） | ＊ |

※全日本MXレディスクラスはライセンス区分が異なる

- 8-7-3 ライセンス会員資格の取得条件
最初に取得可能なライセンスは「PC（モトクロスのみ）」「ジュニア」「国内B級」である。「国内A級」以上は前述のライセンス取得後、別途定める昇格基準を満たさなければならない。
- 8-7-3-1 PCライセンス（モトクロスのみ）
8歳以下の年少者と親権者に対して設けられる資格で、下記要件を満たさなければならない。
MFJの公認する当該ライセンス講習会を親権者と共に受講し、修了証（発行以後6ヶ月間有効）を取得していること。
取得後に資格更新に際して9歳以上となった場合はジュニアライセンスに移行しなければならない。
- 8-7-3-2 ジュニアライセンス
9歳～15歳の者で下記要件を満たしているもの。
MFJの公認する当該ライセンス講習会を受講し、修了証（発行以後6ヶ月間有効）を取得していること。
取得後に資格更新に際して16歳以上となった場合は国内B級に移行しなければならない。
- 8-7-3-2 国内B級ライセンス
16歳以上の者で下記要件を満たしているもの。
運転免許証（小型特殊免許を除く、以下同じ）を取得していること。
運転免許証を受けていない者はMFJの公認する当該ライセンス講習会を受講し修了証（取得後6ヶ月有効）を取得していること。
運転免許証を取得できる身体的要件を備えていること。

- 8-8 スノーモビル
- 8-8-1 公認競技会参加者は「競技ライセンス」所持者でなければならない（エンジョイ会員証は参加できない）。
- 8-8-2 ライセンスは下記に区分される。

| ライセンス区分 | 参加できる競技会の例 |
|---------|---------------|
| A級 | 全日本選手権/地方選手権他 |
| B級 | 全日本選手権/地方選手権他 |
| ジュニア | 公認競技会/承認競技会 |

- 8-8-3 ライセンス会員資格の取得条件
最初に取得可能なライセンスは「ジュニア」「B級」である。「A級」は前述のライセンス取得後、別途定める昇格基準を満たさなければならない。

8-8-3-1 ジュニアライセンス

9歳～15歳の者で下記要件を満たしているもの。

MFJの公認する当該ライセンス講習会を受講し、修了証（発行以後6ヶ月間有効）を取得していること。

または、当該年度有効なモトクロスジュニアライセンス所持者は、スノーモビルジュニアライセンスを申請することができる。

取得後に資格更新に際して16歳以上となった場合は国内B級に移行しなければならない。

8-8-3-2 B級

16歳以上の者で下記要件を満たしているもの。

運転免許証を取得していること。

運転免許証を受けていない者はMFJの公認する当該ライセンス講習会を受講し修了証（取得後6ヶ月有効）を取得していること。

運転免許証を取得できる身体的要件を備えていること。

- 8-8-3-3 当該年度有効なモトクロス国際B級以上のライセンス所持者はスノーモビルA級を取得することができる。

8-9 ドラッグレース

- 8-9-1 公認競技会参加者は「競技ライセンス」所持者でなければならない（エンジョイ会員証では参加できない）。

- 8-9-2 ライセンスは下記に区分される。

| ライセンス区分 | 参加できる競技会の例 |
|---------|--------------|
| A級 | 全日本選手権/地方選手権 |
| B級 | 全日本選手権/地方選手権 |

- 8-9-3 ライセンスの取得条件

最初に取得可能なライセンスは「B級」である。「A級」は前述のライセンス取得後、別途定める昇格基準を満たさなければならない。

B級ライセンス

16歳以上の者で、運転免許証を取得しており、MFJの公認する当該ライセンス講習会を受講し修了証（取得後6ヶ月有効）を取得していること。

- 8-10 スーパーモーターライセンス
公認競技会参加者は「競技ライセンス」所持者でなければならない（エンジョイ会員証では参加できない）。
- 8-10-1 ライセンスは、スーパーモーターA級とB級に区分される。
- 8-10-2 ライセンスの取得条件
- 8-10-2-1 スーパーモーターA級ライセンスの取得条件は別途に定められる昇格基準を満たさなければならない。
または、ロードレース・モトクロス・トライアル国際B級ライセンス所持者以上およびダートトラックライセンス所持者は、申請にて取得できる。
- 8-10-3-1 スーパーモーターB級の取得条件はMFJ競技ライセンス所持者もしくは、新規取得者の場合は、16歳以上で、運転免許証所持者でなければならない。
年齢は12歳以上で、運転免許証未取得者の場合は、公認講習会を受講しなければならない。または、エンジョイライセンスにて「承認モーター競技会を2回以上参加した者」については、主催者印を受けた場合、講習会の受講は免除される。
- 8-11 ダートトラックライセンス
公認競技会参加者は「競技ライセンス」所持者でなければならない（エンジョイ会員証では参加できない）。
- 8-11-1 ライセンスは下記に区分される。
- | ライセンス区分 | 参加できる競技会の例 |
|---------|--------------|
| ダートトラック | 全日本選手権/地方選手権 |
- 8-11-2 ライセンスの取得条件
「ダートトラックライセンス」は別途定める昇格基準を満たさなければ取得できない。
- 8-12 エンデューロライセンス
- 8-12-1 公認競技会における全日本クラス参加者は「エンデューロライセンス」所持者でなければならない（エンジョイ会員証では参加できない）。
- 8-12-3 ライセンス会員資格の取得条件
競技参加車両で公道走行可能な運転免許証所持者でなければならない。
運転免許証取得年齢未満の者は、エンジョイ会員証にて承認競技会（公道を使用しない大会）にのみ参加することができる。
- 8-13 ビットクルーライセンス
ビットクルーは競技者のサポート的役割で競技に参加するための資格である。ビットクルーの登録が必要な競技においては本ライセンスを要し、16歳以上であることを条件とする。
- 8-14 エンジョイ会員証
エンジョイ会員証はモーターサイクルスポーツを生涯スポーツとして身近に楽しむ、承認競技会に参加するための資格である（但し、ロードレースは承認競技会においてもロードレース競技ライセンスを必要とする）。したがって昇格基準は設けられていない。
特に競技会の特別規則に規定されない場合はロードレースを除くどの種目の承認競技会にも参加できる。
また、MFJスポーツ傷害基金に加入するために必要な資格である。

国内競技規則

- 8-14-1 エンジョイ会員証の取得要件
- 8-14-1-1 下記要件を満たしているもの
運転免許証を取得していること。
16歳未満の者、並びに運転免許証を受けていない者は当該大会時またはネットワークショップ/支部等で行われる当該ライセンス講習会を受講していること。
運転免許証を取得できる身体的要件を備えていること。
- 8-15 スポーツ指導者ライセンスの取得要件
スポーツ指導者ライセンスは競技運営に携わる競技役員、ライダー養成講習会の講師/インストラクター等に従事するために必要な資格である。
- 8-15-1 競技役員ライセンス/講師ライセンス/インストラクターライセンス
- 8-15-1-1 18歳以上であること
- 8-15-1-2 取得要件は別途定める資格及び認定等に関する規則による。
- 8-16 FIMライセンス (MFJを経由して取得)
国内・国外における世界選手権競技会、国際競技会に参加することのできるライセンスの区分は、次のとおりである。

| 種目 | 競技会 | 必要なライセンス | | 申請資格 |
|--------|---------------------------|--|------------------------------------|--|
| | | シリーズ参加の場合 | 1大会のみ参加 (国外でも使用可) | |
| ロードレース | 世界選手権GP (グランプリ) | 世界選手権GP用年間ライセンス | 世界選手権GP用1大会ライセンス | ロードレース国際ライセンス所持者 最低年齢 ・125cc=15歳 ・250cc、スーパーバイク、スーパーストック=16歳 ・スーパーバイク、MOTOGPその他=18歳 |
| | スーパーバイク世界選手権 | SB世界選手権用年間ライセンス | SB世界選手権用1大会ライセンス | |
| | 世界耐久選手権 | 世界耐久選手権用年間チーム及びライダーライセンス | 世界耐久選手権用1大会チーム及びライダーライセンス | |
| | その他の国際競技会 | FIM国際選手権年間ライセンス年間用 | FIM国際選手権年間ライセンス1大会用 | |
| | アジア選手権 | アジア選手権用年間エントラントライセンス アジア選手権用年間ライダーライセンス | 1大会のみエントラントライセンス 1大会のみライダーライセンス | |
| モトクロス | 世界選手権GP (グランプリ) 及びスーパークロス | 世界選手権GP及びスーパークロス用年間ライセンス | 世界選手権GP及びスーパークロス用1大会ライセンス | モトクロス国際A級ライセンス所持者最低年齢 1 世界選手権用 ①MX2=15歳 ②MX1=16歳 ③MX3=16歳 2 その他の競技会用 85cc=12歳 125cc、250cc=15歳 |
| | その他の国際競技会 | FIM国際選手権年間ライセンス年間用 | FIM国際選手権年間ライセンス1大会用 | |
| | アジア選手権 | ライダー用年間ライセンス | 1大会のみライダーライセンス | |
| トライアル | 世界選手権 | 世界選手権用年間ライセンス | 世界選手権用1大会ライセンス | トライアル国際A級ライセンス所持者 運転免許証を受けていること |
| | その他の国際競技会 | FIM国際選手権年間ライセンス年間用 | FIM国際選手権年間ライセンス1大会用 | |
| エンデューロ | ISDE等 | ISDE用ライセンス | | MFJエンデューロライセンス所持者でスポーツ委員会にて実績を認められた者 |
| | アジア選手権 | ライダー用年間ライセンス | 1大会のみライダーライセンス | |
| ラリーレイド | ラリーレイド | ラリーライセンス ※別途医師による診断書の提出が必要 | | |

海外での競技会への参加に関しては、事前にMFJに連絡し、許可を得なければならない。

(相手国協会に対しMFJより出場許可書が発行される)

※全ての国際選手権ライセンスの取得可能最高年齢は50歳までとする (これを超えた場合は別途審査が必要)。

9 競技ライセンスの有効期間

- 9-1 MFJライセンスの有効期間は、交付された日から当該ライセンスに表示された年の12月31日までとする。
- 9-2 エンジョイ会員証のみ、発行月を含み12ヶ月間とする。
- 9-3 MFJライセンスは未更新期間がある場合、ライセンス区分の降格、再度走行証明を取得する等の条件が付される場合がある。詳細については別に定める「MFJライセンス昇格・降格に関する規則」による（48頁参照）。

10 競技ライセンスの効力の失効等

- 10-1 次の者のライセンスの効力は失効、または停止される。
- 10-1-1 日本のスポーツ国籍を失った者。
- 10-1-2 氏名・年齢等を偽り、不正にライセンスを受けた者。
- 10-1-3 前条の有効期間を経過し、継続申請をしなかった者。
- 10-1-4 MFJ中央審査委員会の裁定により、停止処分を受けた者（中央審査委員会の定める期間）。

11 ピットクルーに関する規定

ピットクルーはライダーを補佐し、レースを円滑に進めるために欠かせない重要な役割を担っている。ライダーに代わって必要な情報を得たり、事務手続きをするなどのマネージャー的な役割や、レースの作戦を立てる監督的な役割、直接マシンの調整・修理をするメカニックまで、様々な立場の人がピットクルーライセンスを取得してレースに参加している。レースにおいてピットクルーとして登録し作業する際には、下記のことには注意しなければならない。

- 11-1 ピットクルーの登録
- 11-1-1 基本的に下記の人数のピットクルーが登録可能である。
- ・ロードレース
 - 地方選手権以下 : 2名以内
 - チャレンジカップ選手権 : 4名以内
 - 全日本選手権JSBクラス : 8名以内（同チームの2人目以降は制限あり）
 - 全日本選手権その他クラス : 6名以内（同チームの2人目以降は制限あり）
 - ・モトクロス
 - 地方選手権以下 : 2名以内
 - 全日本選手権 : 2名以内
- 11-1-2 ロードレースの場合、地方選手権においては最低1名のピットクルーを登録することが義務づけられる。これはライダーが負傷した場合、帰りの交通手段の確保や病院での手続き、家族への連絡が必要となるためである。
- 11-2 ピットクルーの登録と変更・追加
- ピットクルーはエントリー用紙のピットクルー登録欄に記入し、登録する。いったん登録したピットクルーは選手受付時に変更することは可能とするが、申請人数より追加することはできない。変更の際は変更手数料1,000円が必要となる。
- 11-3 ピットクルーの服装

安全上長袖・長ズボンを着用することが望ましい。ロードレースのビットロードやスタート時にエンジン始動を手伝うときや足場の悪いモトクロスなどはサンダル履きは避け、品位ある服装にすること。

- 11-4 ビットクルーの立ち入り範囲
- 11-4-1 ロードレース
ビット作業エリアとビットサインを出すプラットフォーム、スタート進行時にはコース上に入ることができる。但し、特別なパスが必要とされる場合がある。
- 11-4-2 モトクロス
各大会ごとにコースレイアウトによってビット・サインエリアが定められ、公式通知、ライダーズミーティング等で説明される。
- 11-5 国際競技会における外国人ビットクルーの登録
国際競技会において、FIMライセンスにて参加する外国人ライダーの外国人ビットクルーのみ、暫定的にその競技会のビットクルーとしてビットクルー作業ができる。ただし、当該競技会主催者の判断により、条件の設定や参加拒否される場合もある。継続的に競技会に参加する場合は、「ビットクルーライセンス」を所持しなければならない。
- 11-6 ビットクルーの遵守事項
全てのビットクルーは、自らの参加する競技に関する規則を熟知していなければならない。また、安全に対する認識を持っていること。
- 11-6-1 ロードレース
・ビットロードにおいては、ビットイン/ビットアウト車両に十分注意すること。
また、無資格のゲスト等がビットロードに出ないように注意する。
・火気に注意する。特に喫煙は指定の場所で行うこと。
・スタート進行時は、スタート進行を防げないよう作業すること。時間がきたら速やかにコース外に退去すること。
・メカニックは特にブレーキ系とオイル回りの安全対策を常にチェックすること。
- 11-6-2 モトクロス
・指定されたサインエリアの区分から出てサインを出さないこと。
・指定のエリアを遵守すること。
・スタートエリアに進入できるビットクルーは1ライダーにつき1名までとする。
・各自で用意したバスケースに、ビットクルーパス及びビットクルーライセンスを収納し、判別しやすいように左腰前部に装着しなければならない。
- 11-7 ペナルティー
ビットクルーが犯した行為に対するペナルティーは、そのビットクルーが登録されているライダーに対して科される。
- 11-8 レース運営への協力
ライダーが黒旗を掲示された場合は、ビット側に向けてもそれを掲示するので、ビットサインでもその状況を伝え早急に停止するように伝達する。
特にオイルを撒いて走行しているときや、部品が脱落しそうな場合は他のライダーに大きな危険を及ぼすので、各自緊急時の合図サインを取り決めておくこと。

11-9

MFJスポーツ傷害基金

MFJピットクルーライセンス料には、年間のMFJスポーツ傷害基金掛金が含まれている。このMFJスポーツ傷害基金見舞金制度は、当該ピットクルーが正式に登録され、参加する大会の公式期間中に発生した事故等に対し適用される。

会 則 新

音 訳 考 査 報 告

| | | | |
|-----|-----|-----|-----|
| 1 | 1 | 1 | 1 |
| 2 | 2 | 2 | 2 |
| 3 | 3 | 3 | 3 |
| 4 | 4 | 4 | 4 |
| 5 | 5 | 5 | 5 |
| 6 | 6 | 6 | 6 |
| 7 | 7 | 7 | 7 |
| 8 | 8 | 8 | 8 |
| 9 | 9 | 9 | 9 |
| 10 | 10 | 10 | 10 |
| 11 | 11 | 11 | 11 |
| 12 | 12 | 12 | 12 |
| 13 | 13 | 13 | 13 |
| 14 | 14 | 14 | 14 |
| 15 | 15 | 15 | 15 |
| 16 | 16 | 16 | 16 |
| 17 | 17 | 17 | 17 |
| 18 | 18 | 18 | 18 |
| 19 | 19 | 19 | 19 |
| 20 | 20 | 20 | 20 |
| 21 | 21 | 21 | 21 |
| 22 | 22 | 22 | 22 |
| 23 | 23 | 23 | 23 |
| 24 | 24 | 24 | 24 |
| 25 | 25 | 25 | 25 |
| 26 | 26 | 26 | 26 |
| 27 | 27 | 27 | 27 |
| 28 | 28 | 28 | 28 |
| 29 | 29 | 29 | 29 |
| 30 | 30 | 30 | 30 |
| 31 | 31 | 31 | 31 |
| 32 | 32 | 32 | 32 |
| 33 | 33 | 33 | 33 |
| 34 | 34 | 34 | 34 |
| 35 | 35 | 35 | 35 |
| 36 | 36 | 36 | 36 |
| 37 | 37 | 37 | 37 |
| 38 | 38 | 38 | 38 |
| 39 | 39 | 39 | 39 |
| 40 | 40 | 40 | 40 |
| 41 | 41 | 41 | 41 |
| 42 | 42 | 42 | 42 |
| 43 | 43 | 43 | 43 |
| 44 | 44 | 44 | 44 |
| 45 | 45 | 45 | 45 |
| 46 | 46 | 46 | 46 |
| 47 | 47 | 47 | 47 |
| 48 | 48 | 48 | 48 |
| 49 | 49 | 49 | 49 |
| 50 | 50 | 50 | 50 |
| 51 | 51 | 51 | 51 |
| 52 | 52 | 52 | 52 |
| 53 | 53 | 53 | 53 |
| 54 | 54 | 54 | 54 |
| 55 | 55 | 55 | 55 |
| 56 | 56 | 56 | 56 |
| 57 | 57 | 57 | 57 |
| 58 | 58 | 58 | 58 |
| 59 | 59 | 59 | 59 |
| 60 | 60 | 60 | 60 |
| 61 | 61 | 61 | 61 |
| 62 | 62 | 62 | 62 |
| 63 | 63 | 63 | 63 |
| 64 | 64 | 64 | 64 |
| 65 | 65 | 65 | 65 |
| 66 | 66 | 66 | 66 |
| 67 | 67 | 67 | 67 |
| 68 | 68 | 68 | 68 |
| 69 | 69 | 69 | 69 |
| 70 | 70 | 70 | 70 |
| 71 | 71 | 71 | 71 |
| 72 | 72 | 72 | 72 |
| 73 | 73 | 73 | 73 |
| 74 | 74 | 74 | 74 |
| 75 | 75 | 75 | 75 |
| 76 | 76 | 76 | 76 |
| 77 | 77 | 77 | 77 |
| 78 | 78 | 78 | 78 |
| 79 | 79 | 79 | 79 |
| 80 | 80 | 80 | 80 |
| 81 | 81 | 81 | 81 |
| 82 | 82 | 82 | 82 |
| 83 | 83 | 83 | 83 |
| 84 | 84 | 84 | 84 |
| 85 | 85 | 85 | 85 |
| 86 | 86 | 86 | 86 |
| 87 | 87 | 87 | 87 |
| 88 | 88 | 88 | 88 |
| 89 | 89 | 89 | 89 |
| 90 | 90 | 90 | 90 |
| 91 | 91 | 91 | 91 |
| 92 | 92 | 92 | 92 |
| 93 | 93 | 93 | 93 |
| 94 | 94 | 94 | 94 |
| 95 | 95 | 95 | 95 |
| 96 | 96 | 96 | 96 |
| 97 | 97 | 97 | 97 |
| 98 | 98 | 98 | 98 |
| 99 | 99 | 99 | 99 |
| 100 | 100 | 100 | 100 |

音 訳 考 査 報 告

2007 MOTORCYCLE SPORTS RULES

第 3 章

競技会

12 競技参加者

- 12-1 MFJの公認または承認する競技会に参加することのできる者は、次のとおりとする。
- 12-1-1 ライダー
- 12-1-1-1 当該競技に必要なMFJ競技ライセンス・エンジョイ会員等の資格を受け、参加申請した者（効力の停止中の者を除く）で当該競技に必要な身体的条件を備えていること。
- 12-1-1-2 当該競技の参加に必要な諸手続きを行なっている者。
- 12-1-1-3 満20歳未満の者は、親権者の承諾書を提出した者。
- 12-1-1-4 負傷しているライダーは、主催者の指定する医師の競技参加の承諾を得ている者。
- 12-1-2 ビットクルー
- 12-1-2-1 MFJビットクルーライセンスを受けて参加申請をした者。
- 12-1-2-2 当該競技の参加に必要な諸手続きを行なっている者。
- 12-1-3 エントラント
ここで規定するエントラントとは下記の者で競技参加申請を行なった団体または個人をいう。
- 12-1-3-1 MFJ公認クラブ（別に定める「MFJ公認クラブ等の名称に関する規程」（338頁参照））
- 12-1-3-2 MFJライセンス所持者
- 12-1-3-3 MFJメーカーライセンスを所有している車両メーカー
- 12-1-3-4 MFJ賛助会員ライセンスを所有しているコンストラクター、部品関連メーカー
- ※ エントラント資格を有し、エントリー用紙により参加申請をすることによりMFJ国内競技規則に定められている抗議者の資格が得られる。
- ※ 全日本ロードレース選手権に関しては、別途エントラントライセンス制度がある。
- 12-2 主催者および競技役員は、競技会当日随時ライセンスの提示を求めることにより、ライダーおよびビットクルーの資格要件を確かめることができ、もし本規則に違反している者がいた場合、その者に対しては、所定の罰則が適用される。

13 競技参加者の遵守事項

- 13-1 競技参加者は、次の事項を守らなければならない。

- 131-1 常にスポーツマンとしての態度を保ち、下品な言葉や行動は厳に慎まなければならない。
- 13-1-2 MFJ国内競技規則及び、当該大会の特別規則、公式通知を熟知しその定めに従わなければならない。
- 13-1-3 競技会中は、MFJ国内競技規則並びにその他諸規則に従って行動し、すべての行動に対して責任を持たなければならない。
- 13-1-4 国内競技規則および競技管理上のあらゆる規定および競技役員の指示に従い、かつレース場以外では一般公道の交通規則を遵守しなければならない。
- 13-1-5 競技に関する業務についている者およびライダーは、アルコール類あるいは薬品（興奮剤、麻薬等）によって精神状態をつくろってはならない。
- 13-1-6 別途定めるドーピングコントロール規則を遵守すること（57頁参照）。
- 13-1-7 競技会中は、有効なライセンスを必ず携帯していなければならない。
- 13-1-8 競技会に参加することが認められた者が出場しない場合（競技現場での不参加を含む）は、正当な理由をもって、その旨主催者に通告しなければならない。
この通知を怠るか、または欠場の理由が正当でない場合、主催者は速やかに大会審査委員会に報告し、ペナルティを求めることができる。
- 13-1-9 ライダーまたはエントラントが集団で競技または予選を欠場した場合、または、そのような働きかけをした場合、主催者は速やかに国内規律裁定委員会・MFJ中央審査委員会に報告し、ペナルティを求めることができる。
- 13-2 特にライダーは、上記のほか次の事項を守らなければならない。
- 13-2-1 他のライダーの走行を妨害するような走りかたをしてはならない。
- 13-2-2 競技中（公式練習も含む）は、他人の迷惑、または危険を伴うような行為をしてはならない。
- 13-2-3 車両は、それ自体が持つ動力およびライダーの筋力、または重力などの自然現象以外の方法で、走ったり、加速したりしてはならない。
- 13-2-4 特に規定されていない限り、他の者の援助を一切受けてはならない。
- 13-2-5 競技中の車両には、いかなる者も同乗させてはならない。
- 13-2-6 ライダーは、コース（ランオフエリアを含む）にある間は、MFJが公認したヘルメットを装着しなければならない。
- 13-2-7 競技監督が必要と認めた場合、ライダーに対し医師団長もしくは指定医師による診断を受けさせ、競技出場の健康上の理由による可否を最終的に決定することができる。

14 ライダーの装備（MFJ公認ヘルメット及びレーシングスーツ）

ライダーの装備は、次のとおりとする。

- 14-1 ヘルメット
- 14-1-1 競技に使用するヘルメットはMFJが公認したものでなければならない。
- 14-1-2 MFJ公認ヘルメットには、規定の認証マークが貼付されていなければならない。
- 14-1-3 MFJが公認するヘルメットの規格については、各競技種目別細則により定める。
なお、国際競技会においてはFIMで認められた規格のマークが前項のマークとみなされる。
- 14-1-4 競技会の車両検査の際、ヘルメット検査が行われ、MFJが公認したものであっても、損傷しているなど著しくその機能を失っていると認められるものは、ライダーの安全上その使用を禁止する。

- 14-1-5 MFJ公認ヘルメットで、その認証マークの貼付されていないヘルメットについては、その場で特別検査を受け合格すれば使用することができる。
この場合は、別に定める特別検査料（各競技種目別細則による）を支払わなければならない。
- 14-2 服装
- 14-2-1 ロードレース、ドラッグレースのレーシングスーツは、MFJ公認のものでなければならない。
- 14-2-2 ライダーの服装は、競技中ライダーの身体の安全を確保し、運転を妨げるものであってはならない。
- 14-2-3 その他細部については、各競技種目別細則により定める。
- 14-3 装備の公認とは国内競技規則に合致することを認めるものであり、その安全性及び耐久性を保証するものではない。

15 出場車両

- 15-1 競技に出場する車両のクラス区分等は、各競技種目別細則の定めるところによる。
- 15-2 車両は細則に示す「出場車両」と「基本仕様・種目別仕様」に合致し、かつ大会特別規則の条件を満たし、安全上完全に整備されているものでなければならない。
- 15-3 大会審査委員会により危険であると判断された車両は、理由のいかんを問わず競技に使用することはできない。
- 15-4 本規則に基づき改造・変更を行う場合、その対象の選定・保守・管理は自己の責任において行うものとする。

16 燃料およびオイル

- 16-1 競技に使用する燃料・オイル等については別に定めるMFJ技術規則による。
- 16-2 その他燃料については、次のとおりとする。
- 16-2-1 ガソリンおよびオイルは、オクタン価や燃焼効率を高めるような添加剤、あるいは起爆剤を加えてはならない。
- 16-2-2 ガソリンにオイルを混合する必要がある場合、安全を確認して作業しなければならない。
- 16-2-3 ガソリンおよびオイルを入れる容器とその取扱いは、消防法に適合する金属製の容器を使用すること。
- 16-3 世界選手権に関してはFIM規則が適用される。

17 競技出場の申し込み

- 17-1 競技会への出場の申し込みは、次のとおりとする。
- 17-1-1 主催者が準備した用紙の記載事項のすべてを記入し、この競技規則を厳守することを誓約しなければならない（エントリー時で当該ライセンスを取得していること）。
- 17-1-2 車両の登録はエントリー用紙に下記事項を記入すること。
① 銘柄 ② 車名 ③ 年式 ④ フレーム打刻型式頭番号 ⑤ エンジン打刻型式頭番号
参加受理書発送後、記入事項に変更がある場合は、選手受付時に車両変更手続きを行わなければならない（車両変更手数料が必要）。

- 17-1-3 主催者は、エントラント、ライダーおよびピットクルーのいずれに対しても、その理由を明らかにすることなく申し込みを拒否、または無効とする権限を有する。
- 17-1-4 申し込み期間、申し込み場所、その他の詳細については、当該競技主催者の定める大会特別規則に示される。
- 17-2 競技出走者数または出場申し込み者数の定員は、大会特別規則に示される。
なお、出場申し込み者数が10名に満たない場合は、そのクラスの競技会を中止する場合がある。

18 出場料およびMFJスポーツ傷害基金掛金

- 18-1 エントラントまたはライダーは、出場申し込み時に、大会特別規則に明示される出場料を支払わなければならない。
- 18-2 ライダーは、出場申し込み時にMFJスポーツ傷害基金掛金を主催者に支払わなければならない。主催者は、そのMFJスポーツ傷害基金掛金をMFJスポーツ傷害基金委員会に納める（別に定めるMFJスポーツ傷害基金制度（373頁）による）。
- 18-3 いったん主催者に受理された出場料およびMFJスポーツ傷害基金掛金は、競技会の延期および中止等（43頁）に合致する以外は払い戻しされない。

19 ライダーおよび車両の変更

- 19-1 エントリーされたライダーの変更は認められない。
- 19-2 登録された車両の変更は、原則として認められない。変更する必要がある場合は、所定の書式に従って車両の変更申請を行い、競技監督がこれを認めた場合に限り、車両の変更が認められる。車両変更手数料は5,000円とする。
- 19-2-1 公式予選終了後、安全上の理由により、フレームボディおよびエンジンなどを交換する必要がある場合は、競技監督に申告し、元の部品を提示して、許可を受けなければならない。
- 19-2-2 公式車検終了後ライダー間でマシンを交換することは禁止される。
- 19-2-3 製造メーカー側の車両欠陥に関する紛争についての立証の責任は、参加者側にあるものとする。
- 19-2-4 ロードレースの車両の変更については、付則4 ロードレース競技規則⑫出場車両の変更（80頁）が適用される。

20 車両検査

- 20-1 競技車両は、本規則および各競技種目別細則の定めるところにより、車両検査を受けなければならない。車両検査の時刻、および場所は公式通知により示される。
- 20-2 車両は、競技直前に車両検査を受けたままの状態に保たれているかどうかのチェックを受けなければならない（スタート前チェック）。チェックの時刻およびチェックの場所は、公式通知により示される。
- 20-3 ライダーが車両仕様申告を行う場合は、車両検査時に大会事務局より配布された車両仕様書をもって申告しなければならない。
- 20-4 車両検査に合格した車両であっても、レース後の再車検や次大会の車検に合格することを保証するものではない。

21 競技

- 21-1 出場者数が多い場合は、予選またはタイムトライアルによって決勝競技出場者を決定することがある。その詳細については、各競技種目別細則および大会特別規則の定めるところによる。
- 21-2 スタートの方法は各種目細則および大会特別規則の定めるところによる。
- 21-3 競技中競技役員が合図旗（シグナル旗）を示した場合、各ライダーはただちにそれに従わなければならない。
- 21-4 合図旗（シグナル旗）とその意味については、各競技種目別細則の定めるところによる。
- 21-5 停止
- 21-5-1 競技中、コース内で停止する場合には、ライダーはただちに車両をコース脇によせ、他のライダーの走行の邪魔にならないように十分注意しなければならない。
- 21-5-2 競技中、車両をコースの進行方向と逆方向に移動してはならない。ただし、競技役員員の指示による場合はこの限りではない。
- 21-5-3 事故または車両故障などの理由によってリタイヤ（中途退場）する場合は、その地点からもっとも近い競技役員（コース審判）に報告しなければならない。
- 21-5-4 ライダーは、停止車両をその競技が終了するまで、競技役員員の管理下におかななければならない。
- ただし、その競技に支障のない地点まで、車両を移動させることを競技役員（コース審判）から指示された場合には、これに従わなければならない。
- 21-6 ゴールライン通過の際、ライダーは、マシンと離れた状態にあってはならない。
- 21-7 競技の終了
- 競技の終了は、チェッカー旗によりトップ走者がゴールしたのち、細則および大会特別規則に示す時間を経過した時点とする。

22 優勝者等の決定

優勝者、順位および完走者の定義については、各競技種目別細則の定めるところによる。

23 賞典

賞典の対象者は、原則として6位までとし、その詳細は大会特別規則に示される。

賞は主催者（大会事務局）から付与されるが、その時間等詳細は大会特別規則または、公式通知により示される。

24 レース後の車両検査

- 24-1 競技終了後、原則として1位から6位までの車両は、レース終了後、ただちに車両保管区域に暫定結果発表後原則的に30分間保管され、必要に応じて検査される。
- 24-1-1 モトクロスは車両保管時間が異なる（10分間）
※付則15モトクロス競技規則②レース後の車両検査(199頁)参照
付則16全日本モトクロス選手権大会特別規則②レース後の車両検査(210頁)参照
- 24-2 その他、種目別細則ならびに大会特別規則による。

25 競技結果および記録の公表

- 25-1 競技終了後、暫定結果の公表を行う。

- 25-2 競技の正式結果は、暫定結果発表後遅くとも3時間以内に公表される。
 25-3 参加者は、公表された競技の正式結果に対して抗議することはできない。

26 公式得点 (ポイント)

公認競技会における成績により、MFJから公式に与えられる得点 (ポイント) は、49頁のとおりとし、これの詳細は、別に定める「MFJライセンス昇格・降格に関する規則」(48頁)による。

27 競技会の延期および中止等

- 27-1 競技は、天候・異変その他安全確保に支障をきたすおそれがある等、特別の理由がある場合にかぎり、その一部を打ち切りまたは中止することができる。
- 27-2 前項の判断決定は、大会審査委員会が行う。
- 27-3 すべての関係者は、大会審査委員会の決定した競技の一部打ち切りまたは中止の裁定に従わなければならない。
- 27-4 原則として中止されたレースの再レースは行なわれない。
- 27-5 レースの短縮及び打ち切り
- 27-5-1 決勝レース出走前の短縮
- 27-5-1-1 出走前にレース周回数・時間を短縮する場合は、原則として本来のレースの2/3以上とする (但し、モトクロスの場合+1周は考慮しない)。
- 27-5-1-2 2/3以上に短縮し参加者に発表した後にさらに状況が悪化した場合、さらにその2/3以上まで短縮することができる。
- 27-5-1-3 上記を上回る短縮の場合は選手の得点 (ポイント) は2/3とする。
- 27-5-1-4 上記の短縮の決定は大会審査委員会が行い、参加者にこの事項が速やかに通知されなければならない。
- 27-5-2 決勝レース出走後の短縮・打ち切り
- 27-5-2-1 トップ走者 (トライアルの場合は、選手の95%以上) が定められた周回数/時間/セクション数の2/3を完走しないうちにレースを打ち切った場合 (モトクロスの場合+1周は考慮しない)。
- (a) ロードレース：走行が2周以下=中止・ノーポイント (予選を行った場合は、予選結果にて半分のポイントを与える)
 走行が3周以上=再スタートが不可能な場合は2/3のポイントでレース完了とする。
- (b) モトクロス：・トップ走者が定められた時間 (+1周は考慮しない) または周回数の1/3未満でレース中断となり、中止の場合はノーポイント、再レースとなる場合はその際のレース時間または周回数は大会審査委員会が決定できる。
 ・トップ走者が定められた時間 (+1周は考慮しない) または周回数の1/3以上2/3未満走行し、赤旗でのレース中断の場合、レース成立とされ、赤旗の提示される前の周回の順位によって通常のポイントの1/2が与えられる。
 ・トップ走者が2/3以上走行し、赤旗でレースが中断した場合はレースは成立したものとし、正式ポイントが与えられる。
- (c) トライアル：選手の95%以上が終了したセクション数が、全セクションの25%未満のクラス=中止・ノーポイント

選手の95%以上が終了したセクション数が、全セクションの25%以上のクラス=半分のポイント

- ④ その他 : 大会特別規則による
- 27-6 トップ走者（トライアルの場合は、選手の95%以上）が決められた周回数（または時間）の2/3以上を完走して競技を打ち切った場合は、大会審査委員会は、その競技の判定結果にその理由を付して発表し、レースは完了となり、フルポイントが与えられる。
- 27-7 競技の中止と出場料等の返却は、下表の通りとする。参加者はその他の一切の損害賠償を主催者に請求することはできない。

| 事 例 | 出 場 料 | MFJスポーツ傷害基金掛金 |
|--------------------|-------------|--------------------------------------|
| 予選が1回も行われず中止 | 選手受付した全員に返却 | MFJスポーツ傷害基金の適用となる練習走行が行なわれていなければ返却する |
| 予選は行われ、決勝グリッド発表後中止 | 決勝進出者のみ返却 | 返却しない |
| 決勝スタートが行われたのち中止 | 返却しない | 返却しない |

- 27-8 大会審査委員会が本項に関して下した裁定に対しては、抗議することはできない。
※上記の2/3またはパーセント表示で端数が出る場合、小数点以下は切り捨てる。

28 損害に対する責任

- 28-1 競技中、車両およびその付属品等が破損した場合、その責任は参加者が負わなければならない（車両が車検長または大会審査委員会によって保管されている期間中に生じたものを除く）。
車検長または大会審査委員会は、車両を保管している期間中に、これらの車両がなんらかの理由によって破損した場合には、1台当たり100,000円を最高限度額として、その所有者に補償する。
- 28-2 競技会開催期間中、またはその前後に生じた傷害は、参加者自ら責任を負うものとする。
- 28-3 競技役員は、その職務に最善をつくすが、仮に競技役員らの行為によって起きたエントラント、ライダー、ピットクルーおよび車両等への損害に対しても、競技役員はいっさいの責任を負わない。

29 抗議

- 抗議は、暫定結果発表後30分以内に当該ライダー及びエントラント代表者だけが行うことができる。抗議の手順ならびにその措置は、次のとおりとする。
- 29-1 モトクロスにおける抗議受付時間は下記のとおりとする。
※付則15モトクロス競技規則 ㉑ 抗議（199頁）参照
付則16全日本モトクロス大会特別規則 ㉒ 抗議（210頁）参照
- 29-2 大会事務局に準備されている抗議書に記載し、1項目ごとに抗議保証金を添えて大会事務局に提出すること。
- 29-3 正式の手続きにより提出された抗議書のみが受付られ、大会審査委員会において審議裁定される。
- 29-4 大会審査委員会は、証人を必要と認めた場合は証人をたて、その証言を求め、充分に実情を調査した上で裁定を下すものとする。

- 29-5 大会審査委員会の裁定の内容は、当該者へ通達時に説明される。レース運営上、説明を始める前に時間を定めて行なわれる（通常5分程度）。
- 29-6 大会審査委員会が下した裁定に対しては、いっさい抗議することはできない。
- 29-7 抗議保証金は、抗議が成立した場合のみ返還される。
抗議保証金は、1項目につき10,000円、ガソリンおよびタイヤに関する抗議保証金は100,000円とする。

30 控訴権

- 30-1 当該競技会に直接関与する者（ライダー、エントラント代表者、主催者、オフィシャル、審査委員会、プロモーターを言う。以下同様）は、大会審査委員会が宣告した罰則または裁定に対し、MFJ「国内規律裁定委員会」（以下「裁定委」という）に控訴する権利を有する。
- 30-1-1 上記大会審査委員会が解散した後、3日以内において、当該競技会に直接関与する者は、その関係者間の紛争・疑義を「裁定委」に提訴する権利を有する。
- 30-2 国内裁定機関
- 30-2-1 「裁定委」は、「大会審査委員会」決定に対する控訴を裁定する。
- 30-2-2 「裁定委」は、ガソリン等燃料・タイヤ等の分析結果を裁定する。
- 30-2-3 「裁定委」は、競技関係者間の紛争・疑義の提訴を裁定する。
- 30-2-4 「中央審査委員会」は、「裁定委」の決定に対する上告を裁定する。
- 30-2-5 「中央審査委員会」の決定を最終とする。
- 30-2-6 「裁定委」は、当該種目委員会委員長、副委員長（1名）及び中央スポーツ委員会から1名が任命される。但し、当該大会審査委員長や委員が上記にあたる場合は別の委員を任命することとする。
- 30-2-7 「中央審査委員会」の構成は、別に定める。
- 30-3 裁定機関への控訴期限
- 30-3-1 大会審査委員会の決定を不服として、「裁定委」に控訴する場合は、当該ライダーへの通告時刻より1時間以内に「裁定委」あてに控訴する意思を示す文書に控訴料を添えて、当該競技会審査委員会を通じ提出しなければならない。
- 30-3-2 上記控訴の理由を示す文書に関しては、前項規定の控訴意思表示および控訴保証金の納付を行ったことを条件に、当該告知日より5日以内に、直接MFJ事務局に提出することができる。
- 30-3-3 他の関係者との紛争・疑義による提訴にあつては、大会審査委員会解散後3日以内に提訴理由、遅延理由と遅延提訴保証金を添えて直接MFJ事務局へ提出しなければならない。
- 30-4 控（提）訴保証金
- 30-4-1 控訴保証金は100,000円とする。提訴保証金は200,000円とする。
- 30-4-2 裁定機関は事情に応じて保証金の返還または没収について、または経費処理について指示する。
- 30-5 控（提）訴が受理されるために必要な手続き
- 30-5-1 期日までに控（提）訴理由文書と控（提）訴保証金が当該大会審査委員会またはMFJ事務局まで提出されなければならない。
- 30-5-2 文書には訴え出る理由が的確に述べられていなければならない。
- 30-5-3 控（提）訴理由文書が提出されてから10日以内に控（提）訴人はMFJ事務局に対

- してその控（提）訴内容に関して資料等を添えた詳細な説明文書を提出しなければならない。
- 30-6 控（提）訴による裁定機関の手順
- 30-6-1 控（提）訴内容がMFJ事務局に提出されてから15日以内に裁定機関は、関係者を召集し、聴聞する。又、証人を必要と認めた場合は証人をたて、その証言を求め、充分に実情を調査した上で裁定を下すものとする。
- 30-6-2 裁定機関に召集された者は、自分が選び、雇った弁護団を立てる権利を持つ。但し、弁護団を雇ったことがMFJ事務局を通じて他の当事者に通知されなければ、裁定機関がこれに異議を申し立てることがある。
- 30-6-3 召集を要請された者が欠席した場合は、発言機会を放棄したものとみなされる。
- 30-6-4 裁定機関は召集聴聞に関して、電話や電子メールなどを用いて行うこともできる。この方法は関係者全員が同意した場合に限られる。
- 30-6-5 裁定機関が特別の決定を出した場合以外は、聴聞は公開されるものとする。
- 30-6-6 当事者が外国語を用いることを希望する場合は、その当事者が必要とする通訳を用意し、費用を負担する。
- 30-6-7 控（提）訴人は本人または代理人を出席させなければならない。欠席の場合にはその控（提）訴は却下され、費用は控（提）訴人が負担する。
- 30-6-8 各当事者は独自に証人を招集し、出席させることができる。この場合の費用はその当事者の負担とする。但し、証人は知りえた事実を述べることはできるが、意見を述べてはならない。
- 30-6-9 裁定機関は必要に応じて専門家を招集することができる。
- 30-6-10 いかなる場合にも控（提）訴人は控（提）訴されている当事者の発言の後に陳述を増やすことはできない。
- 30-6-11 裁定機関の決定は、全て非公開で単純過半数票決にて行われる。投票棄権は認められない。
- 30-6-12 裁定機関の決定は、直接当事者に文書通達される。これができない場合には、書留で関係者全員に郵送される。更に最終となった決定はMFJ機関誌（ライディング）にて公表される。
- 30-6-13 裁定機関が決定を出すのに要した費用は、その裁定機関の委員長により査定され、敗訴側に請求される。但し、裁定機関が別の決定を下した場合はこの限りではない。
- 30-6-14 最終決定となった罰金、費用が30日以内に支払われなかった場合は、支払い義務者は自動的にMFJへの全ての活動を停止させられる。これはその支払いが完納されるまで続くものとする。
- 30-7 中央審理委員会への上告の手順と保証金
- 30-7-1 「裁定委」の決定を不服として「中央審査委員会」に上告する場合は、決定通知を受けた日から5日以内に上告意思を示す文書に上告保証金を添えて直接MFJ事務局に提出しなければならない。
- 30-7-2 上告保証金は200,000円とする。
- 30-8 裁定機関および中央審査委員会の裁定に対して、通常の裁判所へ控訴することはできない。これに関する不服申し立ては、スポーツ関係の仲裁機関に行うものとする。

31 違反行為に対する罰則

- 31-1 大会中（競技中も含む）における本規則または大会特別規則に違反する行為に対しては、その軽重によって大会審査委員会ならびに競技監督の権限で下記の罰則を科することができる。

| 軽重 順位 | 罰 則 | 内 容 | 決定機関 |
|----------|------------------------|--|-------------------|
| 1 | 訓 戒 | 文書による注意……始末書を提出 | 大会審査委員会 |
| 2 | 罰 金 | 現金200,000円以下 | 大会審査委員会 |
| 3 | タイム/ポイント/ 周回数に対する罰則 | 当該ライダーの実際の成績に影響を及ぼすタイム/ポイント/周回数の加算・減算・順位の変更のペナルティ/ストップ&ゴーペナルティ | 大会審査委員会 |
| 4 | 失 格 | 大会、イベント、レースまたは結果から失格となる | 国内規律裁定委員会/大会審査委員会 |
| 5 | 資格停止 | 一定期間競技会に参加する資格を停止する | 国内規律裁定委員会/中央審査委員会 |
| 6 | 資格剥奪 | 競技会に参加する資格を剥奪する | 国内規律裁定委員会/中央審査委員会 |

※ストップ&ゴーペナルティの手順は付則4ロードレース競技規則の「⑱スタートにおける反則」(88頁)に記載される。

※罰金はMFJにて管理され、安全対策等に使用される。

※罰則の詳細はリザルトに記述される場合がある。

違反の事実認定は、競技監督の判断を優先するが、罰則の量刑ならびに適用は、大会審査委員会の決定によるものとする。

- 31-2 ライセンスについての罰則は、大会審査委員会の報告に基づき、MFJ国内規律裁定委員会によって、さらに事後の出場停止、資格停止まで及ぶかどうか審査裁定され、30日以内に通告される。

- 31-3 製造者（供給者）への罰則

公認車両、公認部品・用品、公認タイヤ等にて申請者が公認申請と異なる製品を供給し、その違反が立証された場合、国内規律裁定委員会にて審議され、当該申請者の資格停止および公認の抹消または1,000万円以下の罰金を科すものとする。

32 大会審査委員会の権限

大会審査委員会は、本規則ならびにその細則に基づき、当該競技会において最終的な権限を行使することができる。

33 本規則の施行

本規則は、2007年1月1日から施行する。

2007 MOTORCYCLE SPORTS RULES

付 1 則

MFJライセンス 昇格・降格に関する規則

1 目的

本規則は、(財)日本モーターサイクルスポーツ協会（以下MFJという）が発給、管理する競技ライセンス等級の昇格・降格に関して規定し、モーターサイクル競技の公正を図ることを目的とする。

2 2007年度の昇格対象期間

2007年度の昇格対象期間は2007年1月1日から、2007年10月31日までとし、昇格した後、有効となるのは2008年1月1日からとする。11月1日より12月31日までに開催された競技の結果は特別昇格の審査対象となる。

3 昇格、降格の種類と手続き

- 3-1 自動昇格とは
昇格対象期間内に規定の自動昇格の得点または順位を得た場合、ライセンスは上位区分に昇格する。自動昇格対象者にはその年の11月末日までにMFJより昇格が通知される。自動昇格の権利を得て翌年ライセンスを更新しなかった場合は、自動昇格の権利はなくなる。2006年以前に自動昇格通知を受け取っている場合でも、この規定が適用される。
- 3-2 申請昇格とは
昇格対象期間内に規定の申請昇格の資格、得点または順位を得た場合、申請すれば上位ライセンス区分に昇格する。明確な基準が定められている申請昇格については、その対象者にはその年の11月末日までにMFJより通知される（ロードレースのジュニア→フレッシュマン、フレッシュマン→国内の場合を除く）。申請昇格の権利を得て、翌年ライセンスを更新しなかった場合は、申請昇格の権利はなくなる。
- 3-3 特別昇格とは
①特別昇格およびその手続き（54頁参照）。
- 3-4 自動降格、特別降格とは
ライセンスの欠格期間による自動降格、本人の申請により審査される特別降格がある（54頁参照）。
- 3-5 再昇格規定とは
ライセンスを降格した者が上位入賞した場合、ライセンスは再度昇格する（55頁参照）。

4 自動昇格に必要な得点（ポイント）

- 4-1 自動昇格に必要な得点（以下ポイントという）は公認競技会の格式別に完走者に対し、

その成績に応じて下記のように与えられる。

- 4-2 ジュニア部門の公認競技会におけるポイントは競技会の格式にかかわらず、下記④その他の公認競技会のポイントとする。(トライアルは別途定める)

※ただし、モトクロスジュニアクラスは、地方選手権にて開催の場合、③のポイントが適用される。

- ①全日本ロードレース選手権 (JSBクラスを除く)・チャレンジカップ選手権・MOTO1オールスターズおよび地方選手権

(ロードレース・MOTO1エリア・ドラッグレース) (台数…予選出走台数)

| 順位 | 台数 | 25以上 | 22-24 | 20-21 | 18-19 | 16-17 | 14-15 | 12-13 | 10-11 | 8-9 | 6-7 | 4-5 | 2-3 | 0-1 |
|-----|----|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 1位 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 10 | 不成立 |
| 2位 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | | |
| 3位 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | | | |
| 4位 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | | | | |
| 5位 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | | | | | | |
| 6位 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | | | | | | | |
| 7位 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | | | | | | | | |
| 8位 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | | | | | | | | | |
| 9位 | 7 | 7 | 7 | 7 | | | | | | | | | | |
| 10位 | 6 | 6 | 6 | | | | | | | | | | | |
| 11位 | 5 | 5 | | | | | | | | | | | | |
| 12位 | 4 | 4 | | | | | | | | | | | | |
| 13位 | 3 | | | | | | | | | | | | | |
| 14位 | 2 | | | | | | | | | | | | | |
| 15位 | 1 | | | | | | | | | | | | | |

- ②トライアル

(台数…予選出走台数) ※全日本国際A級スーパークラスは、出場台数に関わらず上位10位までの完走者に対しポイントが与えられる。

| 順位 | 台数 | 25以上 | 22-24 | 20-21 | 18-19 | 16-17 | 14-15 | 12-13 | 10-11 | 8-9 | 6-7 | 5 | 0-4 |
|-----|----|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|-----|----|-----|
| 1位 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 不成立 |
| 2位 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | |
| 3位 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | | |
| 4位 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | | | |
| 5位 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | | | | |
| 6位 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | | | | | |
| 7位 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | | | | | | |
| 8位 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | | | | | | | | |
| 9位 | 7 | 7 | 7 | 7 | | | | | | | | | |
| 10位 | 6 | 6 | 6 | | | | | | | | | | |
| 11位 | 5 | 5 | | | | | | | | | | | |
| 12位 | 4 | 4 | | | | | | | | | | | |
| 13位 | 3 | | | | | | | | | | | | |
| 14位 | 2 | | | | | | | | | | | | |
| 15位 | 1 | | | | | | | | | | | | |

④その他の公認競技会

| 順位 | 予選出走台数 | | | | | |
|-----|--------|-------|-----|-----|----|-----|
| | 12以上 | 10-11 | 8-9 | 6-7 | 5 | 0-4 |
| 1位 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 不成立 |
| 2位 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | |
| 3位 | 8 | 8 | 8 | 8 | | |
| 4位 | 7 | 7 | 7 | 7 | | |
| 5位 | 6 | 6 | 6 | | | |
| 6位 | 5 | 5 | 5 | | | |
| 7位 | 4 | 4 | | | | |
| 8位 | 3 | 3 | | | | |
| 9位 | 2 | | | | | |
| 10位 | 1 | | | | | |

- ③全日本モトクロス選手権・モトクロス地方選手権

※モトクロス県大会は④のポイントスケールが適用される

| 順位 | 1位 | 2位 | 3位 | 4位 | 5位 | 6位 | 7位 | 8位 | 9位 | 10位 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 得点 | 25 | 22 | 20 | 18 | 16 | 15 | 14 | 13 | 12 | 11 |
| 順位 | 11位 | 12位 | 13位 | 14位 | 15位 | 16位 | 17位 | 18位 | 19位 | 20位 |
| 得点 | 10 | 9 | 8 | 7 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |

※予選出走台数4台以下は不成立

※完走者にのみポイントが与えられる

注：出走台数は、そのクラスの予選レースのスタートラインに並んだ総台数とする。ただし、公式予選がない場合は、決勝のスタートラインに並んだ総台数とする。

5 ロードレースライセンスの昇格

- 5-1 ジュニア⇒フレッシュマン・国内

自動昇格

- (1) 当該年度に16歳になる者は、誕生日前でも自動的にフレッシュマンとなる。

特別審査

(1) ジュニアライセンスにて承認・公認レースに参加し、優秀な成績をおさめ昇格を希望する者は、参加した競技会の主催者推薦を得て申請しなければならない。

主催者推薦書は、MFJ事務局に準備されており、申請昇格希望者には、MFJ事務局より送付される。

MFJ中央スポーツ委員会で認められた場合にフレッシュマンまたは国内ライセンスに昇格できる。年度の途中でも申請できるが、申請料5,000円（ライセンス料金含む）を必要とする。

5-2 フレッシュマン⇒国内

申請昇格

下記条件のいずれかを満たし申請することにより、国内ライセンスを随時取得できる。年度の途中でも申請できるが、ライセンス追加料金3,000円を必要とする。

(1) 公認サーキットでの3時間走行証明印を得る（複数のサーキットで走行時間の合計は不可）。

※走行証明の有効期間は発行より1年間。

(2) 承認ロードレース競技会にて6位以内の成績を修めること（過去2年以内）。

(3) 承認ロードレース競技会にて過去2回以上参加した実績を有する（過去2年以内）。

(4) 国内ライセンス講習会を受けること。

※講習会終了証の有効期限は受講日より6ヶ月。

5-3 国内⇒国際

5-3-1 地方選手権

自動昇格

毎年1月～10月に開催された各地方選手権のGP125/250/ST600で、以下のポイントで自動昇格する（昇格の拒否はできない）。

| | |
|------------|----------------------------------|
| 北海道（十勝選手権） | 40点以上 |
| SUGO選手権 | 50点以上 |
| エビス選手権 | 50点以上 |
| 筑波選手権 | 50点以上 |
| もてぎ選手権 | 40点以上（ST600） 30点以上（GP125/250） |
| 富士選手権 | 40点以上 |
| 鈴鹿選手権 | 50点以上 |
| 岡山選手権 | 40点以上 |
| 九州選手権 | 50点以上 |

申請昇格

SP250/400にて上記の自動昇格ポイントを得た場合は、申請により国際ライセンスに昇格する。ただし昇格を希望する場合、昇格手続きが完了するまで競技へ出場できない。※申請期限：2008年2月末日消印有効

5-3-2 チャレンジカップ選手権

(1) チャレンジカップ選手権のGP125/250/JSB1000/ST600でポイントを40点以上獲得した者は自動昇格する。

(2) チャレンジカップ選手権に国内ライセンスにて出場し優勝した場合は、申請により国際ライセンスに昇格する。この権利はその年度内（2007年12月31日まで）を申請期限とする。その年度内であれば、優勝直後に昇格しなくてもよい。

6 モトクロスライセンスの昇格

6-1 ジュニア⇒国内B級

6-1-1 自動昇格

当該年度に16歳になる者は誕生日前でも自動的に国内B級となる。

6-1-2 申請昇格（申請期日：2007年12月31日消印有効）

公認競技会（2007年10月31日まで）において各地方で下記に示すポイント以上を獲得し、昇格申請を提出した者。（複数の地方ブロックにまたがるポイントの合計はしない）

注：ポイントは「④自動昇格に必要な得点」（48頁）による。

| 地方 | 北海道 | 東北 | 関東 | 中部 | 近畿 | 中国 | 四国 | 九州 |
|----|-----|----|----|----|----|----|----|-----|
| 得点 | 150 | 60 | 60 | 60 | 50 | 70 | 60 | 130 |

6-1-3 特別審査

その他、上記の基準と同等の技量を持つ者としてモトクロス委員会にて承認推薦され、かつMFJ中央スポーツ委員会が承認した者（年度途中でも申請でき、申請料は5,000円ライセンス変更料含む）。所定の用紙にて、所属のMFJ支部へ申請する。

6-1-4 体格を理由として申請する場合

原則として身長160cm以上あり本人が昇格を望む場合に限り、申請昇格を認める。申請者は、当該年度有効なMFJライセンスを所持している者に限られ、所定の申請用紙に必要事項と申請理由を明記し申請料（ライセンス変更料含む）3,000円と顔写真、学校での身体測定結果または診断書等体格を証明するもの（公的機関発行のもの）を添えて、MFJ本部へ申請すること。

11月1日～12月31日の申請については体格を理由とした場合でも特別昇格と同等の手続きとし、体格を証明する公的機関発行の書類を添えて、所属のMFJ支部へ申請する。（54頁㊦特別昇格およびその手続き参照）

6-2 国内B級⇒国内A級

6-2-1 自動昇格

公認競技会（2007年10月31日まで）において各地方で下記のポイントを得た者（複数の地方ブロックにまたがるポイントの合計はしない）

| 地方 | 北海道 | 東北 | 関東 | 中部 | 近畿 | 中国 | 四国 | 九州 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 得点 | 250 | 160 | 115 | 160 | 125 | 150 | 210 | 170 |

6-3 国内A級⇒国際B級

6-3-1 自動昇格

公認競技会（2007年10月31日まで）において各地方で下記のポイントを得た者（複数の地方ブロックにまたがるポイントの合計はしない。85ccクラスは昇格の対象としない）

| 地方 | 北海道 | 東北 | 関東 | 中部 | 近畿 | 中国 | 四国 | 九州 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 得点 | 250 | 200 | 205 | 200 | 210 | 200 | 260 | 210 |

6-4 公認競技会とは2007年10月31日までに開催される地方選手権シリーズおよび県大会をさす。

6-5 国際B級⇒国際A級

6-5-1 自動昇格

全日本選手権ランキングで各クラス（IBOPEN・IB2）1位～6位にランクされた者。

6-5-2 申請昇格（申請期日：2007年12月31日消印有効）

地方選手権において各クラス（IB1・IB2・IBOPEN）のシリーズチャンピオンとなり本人が希望し、かつ所属のMFJ支部の許可を得た者。

- 6-6 モトクロス全国大会選抜クラスの昇格
- 6-6-1 申請昇格（申請期日：2007年12月31日消印有効）
- a. 選抜各クラス優勝者の2階級昇格者
ジュニア⇒国内A級／国内B級⇒国際B級／国内A級⇒国際A級
- b. 選抜クラスに出場し、得たポイントは各地方ブロックの昇格ポイントに加算される。
- 6-7 地方選手権におけるボーナスポイントについて
各地方選手権シリーズにおいて、年1戦のみボーナスポイント3点が加えられる大会が認められる。
※ ボーナスポイント対象大会については、各地方選手権カレンダーを参照すること。

7 トライアルライセンスの昇格

- 7-1 ジュニア⇒国内A級
自動昇格
ジュニア部門は国内B級部門との混走が認められ、昇格の基準は国内B級と同格に扱われる（当該年度に16歳となる者は誕生日前でも自動的に国内B級となる）。
- 7-2 国内B級⇒国内A級
自動昇格
公認競技会（2007年10月31日まで）において各地方で下記のポイントを得た者（複数の地方ブロックにまたがるポイントの合計はしない）。

| 地方 | 北海道 | 東北 | 関東 | 中部 | 近畿 | 中国 | 四国 | 九州 |
|----|-----|----|----|----|----|----|----|----|
| 得点 | 70 | 70 | 50 | 40 | 60 | 65 | 75 | 40 |

注 得点は付則1 [④自動昇格に必要な得点] (48頁) による（地方選手権、その他の公認競技会による年間のポイントを昇格の基準とする）。

- 7-2-1 公認競技会とは、2007年10月31日までに開催される地方選手権および県大会をさす。
- 7-3 国内A級⇒国際B級
自動昇格
地方選手権（2007年10月31日まで）において、下記の数でポイント上位の成績を得た者。ただし、同点者のある場合は、この人数を超えることができる。

| 地方 | 北海道 | 東北 | 関東 | 中部 | 近畿 | 中国 | 四国 | 九州 |
|----|-----|----|----|----|----|----|----|----|
| 人数 | 2 | 3 | 6 | 5 | 6 | 6 | 3 | 3 |

- 7-4 国際B級⇒国際A級
- 7-4-1 自動昇格
全日本選手権ランキングで、1位～8位にランクされた者。ただし、同点者のある場合はこの人数を超えることができる。
- 7-4-2 申請昇格
地方選手権にてシリーズチャンピオンとなり、本人が希望し、かつ所属のMFJ支部の許可を得た者。（申請期限：2007年12月31日消印有効）
- 7-5 その他
- 7-5-1 地方選手権におけるボーナスポイント
各地方選手権シリーズにおいて、年1戦のみボーナスポイント3点が加えられる大会が認められる。
※ ボーナスポイント対象大会は、各地方選手権カレンダーを参照すること。
- 7-5-2 トライアルグランドチャンピオン大会グランドチャンピオンクラス（J/NB/NA混走）の上位10位（参加25台以上の場合）までの入賞者は、IBクラスへ昇格の申請ができる。

- 7-6 全日本選手権 国際A級↔国際A級スーパークラス
- 7-6-1 申請昇格
全日本選手権国際A級ランキングで、2位～5位にランクされた者は、申請によりスーパークラスへ昇格できる。(申請期限：2007年12月31日消印有効)
- 7-6-2 申請降格
全日本選手権国際A級スーパークラスランキング7位以下の者は、申請によって次年度の国際A級への移動を申請することができる。ただし、シーズン途中でのクラス変更は不可とする。(申請期限：2007年12月31日消印有効)
- 7-6-3 自動昇格
全日本選手権国際A級ランキングでシリーズチャンピオンを獲得した者は、翌年自動的にスーパークラスへ登録される。
- 7-6-4 自動降格
全日本選手権国際A級スーパークラスランキングでポイントを獲得できなかった者は、翌年国際A級に自動降格となる。この場合、再昇格規定は適用されない。

8 ドラッグレースライセンスの昇格

- 8-1 B級部門→A級部門
- 8-1-1 自動昇格
地方選手権、ストックバイククラスにおいて、50ポイント以上を得た者。
- 8-1-2 申請昇格(主催者に手続きをすることが必要)
- (1) 悪天候などで開催数が少なかった場合、自動昇格に必要なポイントに満たない場合でも、申請昇格の対象となる。
 - (2) 主催者の推薦を受け、かつドラッグレース部会の許可を得た者。
 - (3) 昇格の推薦ができる主催者とは、本人が出場する昇格対象競技会(地方選手権以上)の主催者である。

9 スーパーモータードライセンスの昇格

- 9-1 スーパーモーターD級→スーパーモーターA級
- 9-1-1 地方選手権からの昇格
- 自動昇格
MOTO1エリアシリーズのmoto1オープン・moto2クラスで、10月31日までに開催される下記シリーズで当該エリア当該クラスにおいて20点以上獲得しかつ、B級シリーズランキング上位5位を自動昇格とする(昇格の拒否はできない)。
・東北・関東・中部・近畿・中国・九州シリーズ
- 申請昇格
MOTO1当該エリアシリーズのmoto3クラスにおいて20点以上獲得しかつ、B級シリーズランキングで、上位5名までの者は、申請によりスーパーモーターA級に昇格できる。ただし、昇格希望する場合、昇格手続が完了するまでの競技会に出場はできない。
申請期限 2007年2月末日消印有効
・東北・関東・中部・近畿・中国・九州シリーズ
- 9-1-2 MOTO1エリア沖縄シリーズのmoto1オープン・moto2・moto3クラスで各クラス上位3名には、申請昇格の権利がある(申請期限2008年2月末日消印有効)。
- 9-1-3 期限
自動昇格の権利はその年度内(2007年12月31日まで)を申請期限とする。
翌年ライセンスを更新しなかった場合は、昇格の権利はなくなる。

10 自動降格の基準

10-1 ライセンスの更新がなされなかった場合は、その欠格期間（ライセンスを取得しなかった期間）によって次表のとおりライセンス等級が自動降格される。

●自動降格基準表 ※2007年度ライセンスを取得した場合

| 最終 ライセンス取得年 | 部門 | モトクロス・トライアル | | | | ロードレース | スノーモビル ドラッグレース |
|----------------|----|-------------|------|------|------|--------|-------------------|
| | | 国内B級 | 国内A級 | 国際B級 | 国際A級 | 国際 | A級 |
| '05年（欠格1年） | | 国内B級 | 国内A級 | 国際B級 | 国際A級 | 国際 | A級 |
| '04年（欠格2年） | | * | * | * | * | * | * |
| '03年（欠格3年） | | * | 国内B級 | 国内A級 | * | * | * |
| '02年（欠格4年） | | * | * | 国内B級 | 国際B級 | 国内 | B級 |
| '01年（欠格5年） | | * | * | * | * | * | * |
| '00年以前 | | * | * | * | 国内A級 | * | * |

※ロードレースライセンス（国際及び国内）の継続手続において、10年以上の欠格期間がある場合はMFJ公認サーキットの走行証明印を提示することが必要。

※ロードレースフレッシュマン（国内含む）ライセンスの継続手続において、10年以上の欠格期間がある場合は、MFJ公認サーキットのサーキットライセンス（当該年度有効のもの）を提示することが必要。

※国際ライセンス発行特別申請（ロードレースのみ適用）

ロードレース国際から国内に自動降格となった場合、「国際ライセンス発行特別申請」の手続きを行い、ロードレース委員会の審査によって認められた場合、国際ライセンスを取得できる。ただし、過去に特別降格により国内ライセンスを取得した場合を除く。

「国際ライセンス発行特別申請」は、申請料5,000円と欠格期間4年以降（国内ライセンス資格取得年）から未継続期間分と本年度の会費を納めなければならない。会費の算出は、2007年度の会費を基準とする。

なお、ロードレース国際ライセンスが10年以上の欠格期間を有する者は、申請者自ら「国際ライセンス」所持者であった証明書（例：過去のライセンス・レースリザルト等）を提出しなければならない。

また、申請理由が、ロードレース界に貢献に資すると認められた場合は、会費負担の軽減が図られる場合もある。

11 特別昇格およびその手続き

- 11-1 昇格基準と同等とみなされる成績を得た者（当該年の11月1日以降の公認競技会の成績も考慮される）で、昇格を希望する者は、特別昇格の申請ができる。
- 11-2 申請は、前年の11月1日から12月31日までMFJ事務局に到着することを要し、それ以外の申請は受理されない。
- 11-3 申請は所定の申請書に必要事項および明確な理由を記入し、所属するMFJ地方支部の承認を得て、MFJ事務局に申請するものとする。
なお、所定の申請書は、MFJ事務局に用意されており、請求に応じて送付される。
- 11-4 申請にあたっては、申請書に申請料3,000円を添えて、所属MFJ地方支部（24頁参照）に提出すること。
- 11-5 特別昇格についての最終決定はMFJ中央スポーツ委員会の審査結果による。

12 特別降格およびその手続き

- 12-1 MFJ競技ライセンス資格の降格を希望する者は次の手続きによって申請し、MFJ中央ス

- ポーツ委員会の審査によって認められた場合は、降格することができる。
- 12-2 前項の申請は、特別降格をしようとする前年の11月1日から12月31日までMFJ事務局に到着することを要する。申請者の用紙は、MFJ事務局に準備され、それに必要事項を記入し申請料3,000円を添えて、MFJ地方支部の承認を得、MFJ事務局に申請する。
- 12-3 降格承認後は降格が決められた日より、その年度の終了する日まで、再昇格基準が適用される。
- 12-4 申請にあたっては、申請書に申請料3,000円を添えて、所属MFJ地方支部（24頁参照）へ提出すること。
- 12-5 特別降格についての最終的な決定は、MFJ中央スポーツ委員会の審査結果による。
 ※特別降格申請は、原則的にそのライセンス区分にて、得点を得られないまま1年以上経過した者のみを対象とする。

13 再昇格基準

ライセンスの降格があった者が、次の基準に適合することとなった場合は、原則として次の競技会からライセンス等級がひとつずつ再昇格する。自動降格により2段階以上降格した場合、その年度内であればひとつずつ2段階の昇格も認められる。基準に適合した者は、所属する支部事務局へ所定の再昇格申請書を使用し、成績結果（大会公式リザルト）と現在所持しているMFJライセンスを送付しなければならない（但し、この規則は特別降格申請が認められた年度および自動降格が適用された年度のみ適用する。この規則は、欠格期間が10年以上ある場合は適用されない）。

1) ロードレース

- (1) 地方選手権以上のシリーズ大会において、原則として優勝した者。
- (2) 公式記録によるラップタイム等により、MFJ中央スポーツ委員会が特に必要と認め、承認した者。

2) モトクロス

- (1) 国際B級部門から国内A級部門に降格した場合は、MFJ中央スポーツ委員会にて審議し、承認された者。
- (2) 国内B級部門に降格した場合は、MFJ公認競技会において優勝した者。
- (3) MFJ中央スポーツ委員会が特に必要と認め、承認した者。

3) トライアル

- (1) 国際B級部門に降格した場合、全日本選手権シリーズにおいて優勝した者。
- (2) 国内A級部門に降格した場合は、地方選手権シリーズにおいて優勝した者。
- (3) 国内B級部門に降格した場合は、MFJ公認競技会において優勝した者。
- (4) その他MFJ中央スポーツ委員会およびMFJトライアル委員会が特に必要と認め、承認した者（欠格期間の年数は考慮しない）。

付 則

本規則は、2007年1月1日から施行する。

全日本選手権ランキング決定基準

1) 全日本選手権ランキング順位決定方法

全日本選手権ランキングの順位づけは次の方法により決定される。

- (1) 全日本選手権シリーズ大会で得たすべての得点を合計し、総合得点の多い者から順位を決定する。ただし、獲得点数が40点未満の場合はチャンピオンとせず、ランキング2位とする。
- (2) 上記(1)で同点となった場合、上位順位獲得回数の多い者が上位となる。
例：同点の者同士で1位を獲得した回数で比較し、多い者が上位。これでも同位の場合、2位を獲得した回数を比較する。以下、下位まで同様に比較する。
- (3) 上記(2)で決定できない場合、最終戦または、最終戦に近い大会の上位者を上位とする。
- (4) 上記(3)で決定できない場合、前年度のランキング上位の者を上位とする。
- (5) 上記(4)で決定できない場合、MFJ中央スポーツ委員会において最終決定する。

全日本選手権ランキング認定表彰式典

全日本選手権ランキング決定基準に基づき決定された、下記の全日本選手権各クラス上位1位～3位の者は、その榮譽をたたえ、2007年MFJ全日本選手権ランキング認定表彰式にて表彰される。受賞者は必ず出席しなければならない。

| ロードレース | モトクロス | トライアル | ドラッグレース | スノーモビル | エンデューロ |
|-----------|----------|-----------------|--------------------|---------------|--------|
| 国際GP125 | IA2 | 国際A級スーパー クラス | A級プロストック バイククラス | スーパークラス A級 | 全日本クラス |
| 国際GP250 | IA1 | 国際A級 | | | |
| 国際ST600 | IB2 | 国際B級 | | | |
| 国際JSB1000 | IB OPEN | | | | |
| 国際GP-MONO | レディス | | | | |
| 国内GP-MONO | チャイルドクロス | | | | |

MFJアンチドーピング規則

なぜ「アンチ・ドーピング」なのか？

ドーピングを禁止する理由は、大きく分けて以下の4つがあげられます。

(1) 選手自身の健康を害する

ドーピングは薬を使用する方法が一般的ですが、競技能力を高めるために意図的に使用される量と頻度には制限がきかないため、病気や怪我の治療のために使用されるときとは比べられない危険性があります。本来の想定外の量と頻度で薬を使用することは体を壊してしまう危険性があるため、ドーピングは禁止されています。

(2) 不誠実 (アンフェア)

スポーツ界はドーピングに対してはっきりと反対の姿勢を示していますので、大会に参加するにはドーピング禁止規程を守ることが条件です。スポーツ界の参加資格としてみんなが守っている禁止規程を自分だけこっそりと守らないで有利になろうとすることは不誠実です。

(3) 社会悪

特に一流の選手には青少年に対する役割モデルが期待されています。選手が薬を使って一流になっているとなれば、必ずそれをまねする青少年が出てきます。選手が薬まみれにならなければ、大会に参加したり勝てないようでは、そのスポーツは社会的認知を得られません。

(4) スポーツ固有の価値を損ねる

スポーツ固有の価値には、「倫理観、フェアプレー、誠意、健康、優れた競技能力、人格と教育、喜びと楽しみ、チームワーク、献身と真摯な取組み、規則・法規への敬意、自他への敬意、勇敢さ、共同体・連帯意識」があげられ、これらの価値がスポーツの中で、またスポーツを通じて培われると期待されています。決して「優れた競技能力」だけに価値を認めているのではなく、競技能力は多くの価値の中の一つに過ぎません。

いくら世界記録を出したり、良い成績を残したとしても、ドーピングに手を染めた選手は絶対に認めてもらえません。

このようにドーピングは、健康への害、不誠実、社会悪といった「悪」につながるだけでなく、スポーツの価値や意味そのものを「否定」してしまうからこそ禁止されているのです。

第1章 総則

第1条

ドーピングは、スポーツと医学の倫理に反する。

財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会（以下「本協会」という）は、(財)日本アンチドーピング機構（以下JADAという）に加盟し、JADAの定める規則並びにFIMメディカル・コードを尊重し、アンチ・ドーピングを推進する。

第2条

本協会は、ドーピングを禁止する。

第3条

ドーピングとは、世界アンチ・ドーピング機構（WADA）規定の禁止リスト並びにFIMメディカルコードに規定された禁止物質および禁止方法の使用に該当することをいう。

第4条

本協会は、本協会が公認・承認する競技会に出場する選手、および本協会が国際競技大会へ派遣する日本代表選手（候補を含む）を対象としてドーピング検査を行う。

第5条

第4条に規程される競技者は、本協会から要請があった場合には、ドーピング検査を受けなければならない。

検査を拒否した場合は、理由の如何に関らず陽性と判断され、制裁が科される。

第6条

本協会は、ドーピングを行った競技者に対して制裁を科す。

競技者にドーピングを強要したり、勧めた者、また競技者のドーピングを手助けしたり、容認した者にも制裁を科す。

第7条

ドーピングを行わないことは、競技者自らの義務と責任である。

競技者から禁止物質が検出された場合には、ドーピングの推定を反証する責任は当該競技者にある。

第2章 本協会が実施するドーピング検査

第8条

ドーピング検査は、事前の通告をもって、または通告無しに実施される。

第9条

ドーピング検査は、本協会ドーピングコントロール委員会が任命する検査員により、検査員の

指定する場所において実施される。

第10条

検体採取は、細則で定める手続きに従って行われる。

検体の分析結果に影響するとは考えられない些細な手続きの違いは、結果に対する影響はないものとする。

第11条

検体の分析はWADA認定の検査機関で行われる。

第12条

検体の分析は、世界アンチ・ドーピング機構検体分析規定並びにFIMメディカルコードに則って行われる。

第3章 結果の通告と制裁の手続き

第13条

検査機関からの検査結果は、本協会ドーピングコントロール委員会委員長または委員長が指定する代理委員に通告される。

第14条

A検体に違反を疑わせる異常所見があった場合には、本協会ドーピングコントロール委員会委員長またはその代理委員は、本協会会長に報告する。競技者へは文書で通知し、所見に対する説明を求める。

第15条

競技者は通知を受けてから14日以内にB検体の確認検査を要求できる。

競技者が確認検査要求の権利を放棄するか、14日以内に確認検査を要求しない場合には、ドーピング検査陽性と認定される。

第16条

B検体の検査には、本協会ドーピングコントロール委員会委員1名、本協会の代表者1名、選手またはその代理人1名が立ち会うことができる。

第17条

B検体の検査結果は本協会ドーピングコントロール委員会委員長または代理委員に報告される。

本協会ドーピングコントロール委員会委員長またはその代理委員は、検査結果を本協会会長に報告する。

第18条

B検体が陰性の場合には、ドーピング検査陰性とされる。B検体がA検体と同所見の場合には、

付 則

ドーピング検査陽性とされる。

ドーピング検査陽性の場合には、本協会は当該競技者ならびに関わりのあった者に対して制裁を科す。

第19条

本協会は、制裁を決定する前に、競技者ならびに関係者に公正な事情聴取の場を設ける。

第20条

本協会は、本協会規則に従って制裁を科す。

第4章 制裁

第21条

競技者に対する制裁は、競技結果の抹消、日本代表選手の認定取り消しおよび本協会に関わる公認・承認競技会への参加資格の停止である。

制裁内容は以下のとおりとし、WADA規定に則って決定する。

- (1) 嚴重注意
- (2) 資格停止 2年以内
- (3) 資格停止 2年以上終身

第22条

競技者にドーピングを強要したり、勧めた者、また競技者のドーピングを手助けしたり、容認した者に対する制裁は、第21条に規程する制裁を上限として、必要な修正を加えて科す。

第5章 付則

第23条

このアンチ・ドーピング規程の施行についての細則は別に定める。

付則1. 本規則は、2007年1月1日から施行する。

2007 MOTORCYCLE SPORTS RULES

MFJ アンチドーピング細則

第1章 ドーピング検査の手続き

第1条

本協会ドーピングコントロール委員会が任命する検査員からドーピング検査を要請された競技者は、速やかに検査を受けなければならない。

検査員は本協会ドーピングコントロール委員会が発行した検査員としての任命証を競技者に提示する。

第2条

検査員が訪れた場合には、競技者はその時点で行っている活動を終了させるために必要な相当の時間を与えられる。なお、競技者は検査が終了するまで検査員の確認下にななければならない。検体採取は可能な限り速やかに行う。

第3条

ドーピング検査は検査員が指定する場所をドーピング検査室として実施する。
ドーピング検査室には、競技者の付き添い1名が同席することができる。

第4条

競技者は密封された採尿容器を複数の中から1つを選び、同性の検査員の確認のもとで、75ml以上の尿を採取する。

第5条

競技者は、密封された検体容器キットを複数の中から1つを選び、尿をA、Bの検体容器に分けて入れ、検体容器を密封する。

第6条

競技者は、過去7日間にさかのぼって、使用した薬物を申告する。
また過去6ヶ月以内の輸血の有無についても申告する。

第7条

競技者ならびに付き添い人は検査用紙、検体容器のコードナンバーがすべて一致していること、手続きが公正に行われたことを確認し、検査用紙に署名する。

第8条

検査員は、検査用紙、検体容器のコードナンバーが一致していること、検査用紙に記載漏れが無いかを確認して、検査用紙に署名する。

第9条

競技者がサンプル提供を拒否した場合、検査員は検体採取を拒否することにより競技者本人がこうむる不都合、すなわち、ドーピング検査を拒否したとみなされ処分をうけるということを、説明しなければならない。それでもなお競技者が検体提供を拒否する場合は、検査員はこの旨をドーピング検査用紙に記載、署名し、競技者にも署名するよう要求する。検査員は、他にも特記すべきことがあればドーピング検査用紙にその旨を記載する。

第2章 制裁決定までの手続き

第10条

A検体に違反を疑わせる異常所見があった場合には、この時点で、当該競技者の本協会に関わる事業への参加資格は一時停止される。

第11条

ドーピング検査陽性の場合には、制裁の最終決定がなされる前に、当該競技者ならびに関係者には公正な事情聴取の場として第13条以下に定める裁定委員会が設けられる。

第12条

裁定委員会の審議をもとに、制裁を決定する。

第3章 裁定委員会

第13条

裁定委員会は、必要に応じてその都度設置する。

第14条

裁定委員会の委員は、MFJドーピングコントロール委員会委員長、当該種目委員会委員長及び副委員長により構成されることとし、必要に応じて本協会会長が委嘱する。

第15条

裁定委員会は、検査機関に検査データについての説明を、また本協会ドーピングコントロール委員会の意見を求めることができる。

本細則は2007年1月1日から施行する。



2007 SUGOモータースポーツ2輪イベントカレンダー

●2006.11.27現在 ※イベントの変更や追加の場合もございます。

| 月 | インターナショナルレーシングコース | マルチコース | インターナショナルモトクロスコース | トライアルコース |
|----|--|---|---|---------------------------------------|
| 3 | 24± オープン感謝祭(2&4) 25日 | 24± オープン感謝祭(2&4) 25日 | 11日 チャレンジエンデューロ第1戦 24± 全日本モトクロス選手権開幕戦 25日 | 24± オープン感謝祭(2&4) 25日 |
| 4 | 8日(家)国内バイクメーカー4社合同試乗会 15日 SUGO選手権&サウンドフェスティバル第1戦 22日(家)国内バイクメーカー4社合同試乗会 | 8日(家)国内バイクメーカー4社合同展示試乗会 15日 MOTO/パーティ第1戦 22日(家)国内バイクメーカー4社合同展示試乗会 | 14± 2DAYSエンデューロ 15日 22日 オフロードフロンティアレース第1戦 | 29日 深山トライアル 2DAYS 30日 |
| 5 | 6日 SUGO選手権&サウンドフェスティバル第2戦 | | 6日 東北モトクロス選手権 26± 2007モトクロス世界選手権 27日 日本グランプリ | 20日 プレイ・ハートブ(仮) |
| 6 | 3日 SUGO選手権&サウンドフェスティバル第3戦 | | 3日 チャレンジエンデューロ第2戦 24日 全日本ATV選手権レース | |
| 7 | 1日 MINI BIKE 6時間耐久レース 15日 SUGO選手権&サウンドフェスティバル第4戦 | 24日 MOTOパーティ第2戦 | 8日 オフロードフロンティアレース第2戦 | 1日 SUGOエンジョイトライアル 15日 東北トライアル選手権 |
| 8 | 5日 SUGO選手権&サウンドフェスティバル第5戦 11±~14火 SUGOジャンボリー 12日 2輪ファン感謝デー 13日 14火 25± 全日本ロードレース選手権 26日(併催:SUGO選手権&サウンドフェスティバル第6戦) | 11±~14火 SUGOジャンボリー 19日 MOTO1オールスターズ(仮) | 19日 オフロードフロンティアレース第3戦 | 4± 深山トライアル なつつ! 5日 12日 深山エンデューロ |
| 9 | 29± SUGOオープン3時間耐久ロードレース 30日 SUGOオープン6時間耐久ロードレース | 23日 MOTOパーティ第3戦 | 9日 チャレンジエンデューロ第3戦 16日 全日本ATV選手権レース 30日 東北モトクロス選手権 | 2日 全日本トライアル選手権 |
| 10 | 7日 SUGO選手権&サウンドフェスティバル第7戦 14日 SUGO感謝祭(仮) | 14日 SUGO感謝祭(仮) | 14日 SUGO感謝祭(仮) 20± 全日本モトクロス選手権最終戦 21日 第45回MFJ GPモトクロス大会 | 14日 SUGO感謝祭(仮) 21日 東北トライアル選手権 |
| 11 | 4祝 ファンキーエンデューロ | | 4日 ハリケーンED AAGP 11日 オフロードフロンティアレース第4戦 | 18日 トライアル GP |
| 12 | | 18日 MOTOパーティ第4戦 | 2日 チャレンジエンデューロGP | |

2007 SUGOスポーツスクール開催内容 ※日程はお問い合わせください。

| スクール名 | 対象者と講習内容 | 参加料 |
|---------------------------------|---|---|
| Mr.カラスコ キッズスクール 親子バイク教室 | 4才以上~小学生、自転車に乗れるお子様と保護者の方。 親と一緒にバイクの楽しさ、面白さを体験します。 | 親子2名 7,000円(送料金制度料金込・昼食付) |
| Mr.カラスコ キッズスクール キッズステップアップ教室 | 親子バイク教室を修了したお子様が対象のスクール。モトクロス コースやマルチコースでの走行を行いながら練習していきます。 | 10,000円(送料金制度料金込・昼食付) |
| キッズミニバイクレース | キッズステップアップ教室修了者又は経験者。いよいよマルチ コースで行われるキッズミニバイクレースにチャレンジ。 | マシンレンタル:12,000円 車両持込:7,000円 (保険料別途 500円) |
| ヤマハTRYカートスクール | 6~10才(小学生に限る)、身長120cm以上のお子様対象。カートの 基礎知識を親子で楽しく学びます。ステップ1からステップ4の TRY模擬レースまで受講者の技量に合わせて行います。 | ●ステップ1-2-3 15,000円 (送料金制度料金込・昼食付) ●ステップ4 8,000円 マシンレンタル:8,000円・車両持込:6,000円 |
| スーパーモタードスクール | スーパーモタードにチャレンジしたい人テクニックを磨きたい 人のためのスクール。 | 7,000円(送料金制度料金込・昼食付) |
| TT-R125レンタルレース | レーシングコースで行われるサウンドフェスティバル、マルチ コースで行われるMOTOパーティ時に開催されています。 | サウンドフェス 23,000円 MOTO/パーティ 14,000円 |
| オールラウンドオフロードスクール | キッズ、トレックキング、モトクロス、エンデューロと4つのスクール を同日開催。 | マシンレンタル:10,000円 車両持込:7,000円 (送料金制度料金込・昼食付) |
| トライアル教室 | ビギナー向けのトライアルごっこからライセンスクラスまで 参加して一緒に遊びましょう。キッズクラスも開催します。 | マシンレンタル:10,000円 車両持込:7,000円 (送料金制度料金込・昼食付) |



スポーツランドSUGO TEL 0224-83-3111 FAX 0224(83)3790
〒989-1394 宮城県栗田郡村田町菅生6-1 ●ホームページ <http://www.sportsland-sugo.jp>
★携帯サイトができました。●SUGOモバイル <http://www.mobign.com/~sugo>

CHAMPIONS

全日本モトクロス選手権

IA1 熱田 孝高
TEAM HRC

IA2 小島 廉平
Team SUZUKI

LADIES 鈴木 沙耶
SRF WIN&ZING Japan

JSB1000 伊藤 真一
KEIHIN Kohara R.T.

ST600 安田 毅史
Team HARC-PRO.

全日本ロードレース選手権

GP125 中上 貴晶
Team HARC-PRO.

GP250 横江 竜司
RT森のくまさん 佐藤塾仙台

GP-MONO 山下 祐
ZB ユビクツ R.PLUS ONE

2006 MFJ全日本選手権シリーズ 全クラスチャンピオン獲得!

ブリヂストン装着車は、2年連続で全日本ロードレース・モトクロス選手権で、
全クラスのチャンピオンを獲得しました。ご声援ありがとうございました。

ブリヂストンの変わらぬ情熱。

世界のあらゆる場所で、すべての人のそばで、
最高の品質で応えること。心を動かす力になること。

BRIDGESTONE
PASSION for EXCELLENCE

www.bridgestone.co.jp • モーターサイクル(2輪)用タイヤの詳細情報は <http://mc.bridgestone.jp/>

【お客様相談室】フリーダイヤル0120-39-2936 受付時間:月～金(祝日は除く)9:00～17:00

ブリヂストン(株) 株式会社ブリヂストン



2007年も筑波サーキットは“モータースポーツ大好き!”な皆さんの挑戦をお待ちしております!

2007年イベント情報

スクール



ヤマハ車ユーザー向けに毎年開催。ヤマハが誇る豪華な講師陣による親切丁寧な指導を是非体感して下さい。

■エンジョイサーキットレッスン (仮称)

サーキット走行の不安を解消し、楽しみながらスキルアップを目指します。今年は更に内容を一新生まれ変わります。お楽しみに!



“女性インストラクターによる女性のためのレッスンです。日本人女性として唯一世界GP参加経験を持つ井形ともが責任者を務める“teamMARI”女性の視点で丁寧に指導します。

お子様向け

■親子ミニバイク教室

小学生のお友達に、オートバイの楽しさ、おもしろさを感じてもらいます。お父さんお母さんとふれあいながら、学校やご自宅ではめったにできない経験を安全に楽しく行います。

■キッズバイクスクール

昨年からファーストキッズとセカンドキッズとにカリキュラム内容を替えましたが、今年は更に内容充実の予定!ご期待下さい。

体験

■筑波サーキット体験走行会

サーキットライセンスがなくてもレーシングコースを走れちゃうチャンス!コース2000でJASC主催2輪レース開催日に行っていますので、レース観戦もできて一石二鳥。走行料金は無料です!(有料入場されたお客様に限ります)

筑波サーキットライセンス講習会のご案内

2007年ライセンス講習会日程

| | |
|------------------|------------------|
| 1月 6日(土)・20日(土) | 2月 3日(土)・17日(土) |
| 3月 3日(土)・24日(土) | 4月14日(土)・29日(祝) |
| 5月19日(土) | 6月 9日(土)・23日(土) |
| 7月15日(日) | 8月11日(土)・26日(日) |
| 9月 1日(土)・22日(土) | 10月 6日(土)・27日(土) |
| 11月17日(土)・24日(土) | 12月 8日(土)・23日(祝) |

■受講予約 (事前予約が必要です)

当社ホームページまたは筑波サーキットへお申し込み下さい。予約の締切は受講日を含め4日前までになります。追って入会申込書をご郵送しますので、必要事項をご記入の上、受講日にご持参下さい。なお、定員(35名)になり次第、予約は終了となります。

■ご用意いただくもの

- ライセンス料金(表をご参照ください)
- 入会申込書(必要事項記入済みにて)
- 身分証明書(運転免許証・保険証・住民票など) ●写真1枚(3×2.5cmサイズ カラー・光沢) ●印鑑 ●筆記用具
- ※未成年の方は親権者の承諾書1通、印鑑証明書1通

■特記事項:

- お支払いは現金での精算となります。クレジットカードはご使用になれません。ご了承下さい。
- MFJライセンスの同時取得も可能です!(料金・写真は別途必要。詳細はお問い合わせ下さい。)

2007 JASC 主催レーススケジュール (暫定)

| 日にち | レース名称 (仮称) |
|------------|-------------------------|
| 3月 10日(土) | 筑波ツーリスト・トロフィー (春) |
| 4月 7日(土) | 筑波ロードレース選手権シリーズ① |
| 8日(日) | |
| 5月 12日(土) | MFJ全日本ロードレース選手権シリーズ筑波大会 |
| 13日(日) | |
| 6月 2日(土) | 筑波ロードレース選手権シリーズ② |
| 6月 30日(土) | 筑波ツーリスト・トロフィー (夏) |
| 7月 1日(日) | |
| 7月 28日(土) | 筑波ロードレース選手権シリーズ③ |
| 9月 8日(土) | 筑波ロードレース選手権シリーズ④ |
| 9月 29日(土) | 筑波ツーリスト・トロフィー (秋) |
| 30日(日) | |
| 10月 20日(土) | 筑波ロードレース選手権シリーズ⑤ |
| 21日(日) | |
| 11月 10日(土) | 筑波耐久ロードレース “耐久茶屋” |
| 11日(日) | |

※10月末日現在の暫定カレンダーです。変更となる場合がありますのでご注意ください。

| ライセンス料金 (税込) | ライセンス取得料金 (取得日より1年間有効) |
|--------------|------------------------|
| 筑波ライセンス | ¥36,000 |
| ファミリー限定ライセンス | ¥21,000 |

■講習会当日のながれ

- 12:00~13:30 筑波サーキット事務所にて入会受付
- 14:00~16:00 サーキット概観、走行ルール・マナー、会員制度・走行予約方法についての講義
- 16:00~17:00 マイクロバス同乗にてコース説明など
- ※コース1000ミニバイク専用ライセンスもご用意。講習会受講の必要はなく、申請だけで取得できます。(新規取得¥7,500。詳細はお問い合わせ下さい)

お申し込み・お問い合わせは…

- 筑波サーキットホームページ <http://www.jasc.or.jp>
- (財)日本オートスポーツセンター (JASC)
〒104-0041 東京都中央区新富1-9-6 新富一丁目ビル6階
TEL:03-3555-6051 (月~金9:30~17:00 土日祝日は休)
FAX:03-3555-1048
- 筑波サーキット
〒304-0824 茨城県下妻市村岡乙159
TEL:0296-44-3146 (月・火は休)
FAX:0296-43-2952

・第一首都圏道路6号線から常磐自動車道に入り、25和原ICで降り、国道294号線を水海道方面に20分ほど進むと、左手に道路標識が見えるので、その先を左折、2つ目のセブンイレブンのすぐ左の交差点を右折、後は直進すればサーキットの正門入口。*

・駐車場 (都内より) つくばエクスプレス筑波駅駅から乗車、守谷駅で常磐線常磐線下車徒歩15分。常磐線守谷駅下車徒歩15分。



sbs
SCANDINAVIAN BRAKE SYSTEMS

効握り込みほど
きりが増す。

ビギナーからエキスパートまで。
ストリートに最適化された。
無二の信頼と安定感。

世界が認めたエス・ビー・エス・ブレーキパッド
ヨーロッパ諸国シェア60%達成



America 15% Asia 15% Australia 15%

プロフェッショナル・ストリート仕様SBS。

世界の頂点域での過酷な戦いがくり返されるプロフェッショナルレーシング。エス・ビー・エス・ブレーキパッドは世界ナンバーワンのシェアをユーザーから与えられ、自らの存在意義を賭けて戦いつづけます。「すべての才能は、勝利のために。結果のすべてはユーザーのために」



セラミック

ストリートでのバランス重視・全天候対応パッド。

ストリート

ブルーラベル
HF LP E

(ウルトラソニックUCT)
(税込価格) ¥2,940~



シンターメタル

中型以上のスポーツバイクに向けて開発。

ストリートエクセル

ブラウンラベル
HS LS

(ウルトラソニックUCT)
(税込価格) ¥4,830~



シンターメタル

コントロール性を重視した、オフ専用開発パッド。

オフロードレーシング
パープルラベル

RS1 (ウルトラソニックUCT)
(税込価格) ¥4,620~



シンターメタル

極限のレーシングスピードを支配下に置く。

レーシング (フロント専用)
パープルラベル

RS (ウルトラソニックUCT)
(税込価格) ¥6,510~



シンターメタル

あらゆる路面状況で扱いやすく安定制動。

オフロード
グリーンラベル

RS2 (ウルトラソニックUCT)
(税込価格) ¥4,830~



カーボントラック

強力摩滅力、長時間耐熱、そして長寿命。

レーシング
シルバーパッケージ

RS3 (ウルトラソニックUCT)
(税込価格) ¥6,300~

Circuit of a New Generation

The Perfect venue for appreciating the attraction of automobiles from all angles

新世代のサーキット…

バイクの魅力を様々な角度から味わえる

最高のフィールドへ



ライセンスを取得をすれば
富士スピードウェイ唯一のMFJ公認レースにもエントリーできる!!
レース以外にもスポーツ走行などにも参加できます!

思いっきり走りたならライセンス取得!

FISCOライセンス講習会

富士スピードウェイにてスポーツ走行を行う場合、必ずFISCOライセンスを取得することが必要となります。ライセンスは、一般走行マナー、サーキット規則、サーキットの形状などスポーツ走行を行う上で必要不可欠なルールや注意事項などの講習を受講された方に発行しております。

- 開催日 土日祝日(レース、イベント時を除く)
- ※平日の開催もあります。日程はHPにてご確認ください。
- 申込受付 開催日9:00~10:00 コース管理室(パドック総合案内所)
- 受講時間 10:00~12:00 終了後に見学走行

| FISCOライセンス費用 | レーシングコース | ショートコース | カート(レーシングコース) |
|--------------|----------|---------|---------------|
| 新規取得 | 31,500 | 10,500 | 5,000 |
| ライセンス更新料 | 18,900 | 8,400 | 10,000 |
| 共済会費 | 10,000 | 10,000 | 10,000 |

※各ライセンスは発行日より1年間有効、以降1年ごとの更新が必要です。
※共済会費(新規及び更新時に必要、4月1日以降は新制度に以降します。)
※レーシングコースライセンスを取得すればショートサーキットのスポーツ走行が可能です。

FISCOライセンス出張講習会のご案内

FISCOライセンス受講をご希望でも会場が困難なお客様!!
団体でのお申込であれば富士スピードウェイ講師が出張講習を行います!!
詳しくはお問い合わせ下さい。 0550-78-1231



2006年富士スピードウェイロードレース暫定カレンダー

| 日程 | レース | |
|----------|---------------------------------|-----|
| 6/23(土) | MFJ東日本チャレンジカップロードレース選手権 | 第1戦 |
| | FUJISPEEDWAY SATURDAY ROAD RACE | 第1戦 |
| 8/11(土) | MFJ東日本チャレンジカップロードレース選手権 | 第2戦 |
| | FUJISPEEDWAY SATURDAY ROAD RACE | 第2戦 |
| 10/27(土) | MFJ東日本チャレンジカップロードレース選手権 | 第3戦 |
| | FUJISPEEDWAY SATURDAY ROAD RACE | 第3戦 |

※日程は変更する場合がございます。詳しい日程はホームページにてご確認ください。



富士スピードウェイ株式会社 www.fujispeedway.co.jp

本社・コース

〒410-1307 静岡県駿東郡小山町日向694
TEL.0550-78-1234(代) FAX.0550-78-0205

東京営業所

〒102-0074 東京都千代田区九段南2-3-18
TEL.03-3356-8511(代) FAX.03-3556-8518

ACCESS

東名高速・御殿場インターチェンジより約20分、JR御殿場駅からタクシーやバスで約15~20分という首都圏や中部圏からも良好なアクセスを持ち、絶好の立地にあります。



ミニバイクからGPまで
世界のヒーローがここに集まる



RIDING SPORT

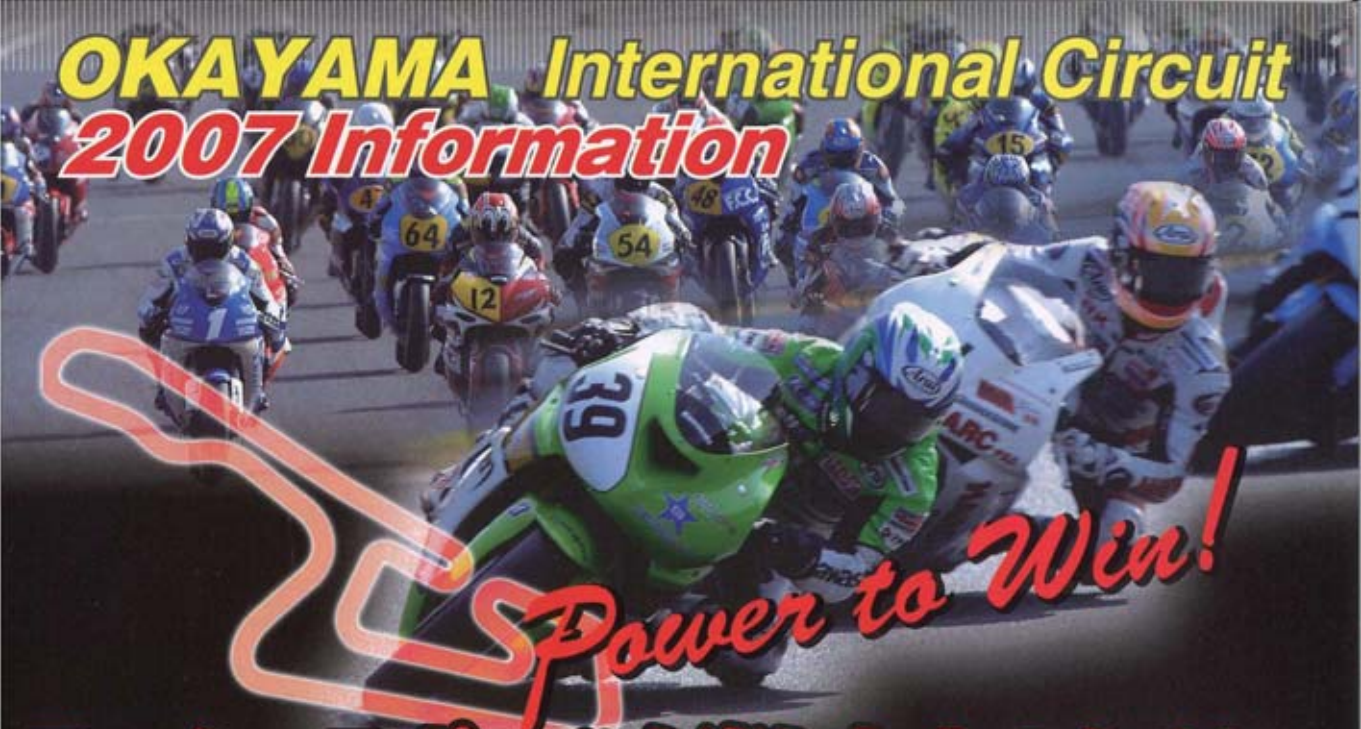
定価 **650** 円(税込)

ライディングスポーツは毎月24日に発売

NEWS PUBLISHING CO., INC.
株式会社 ニューズ出版

〒141-8662 東京都品川区上大崎1-1-17 LSビル4F TEL:03-6408-4111 FAX:03-6408-4101 E-mail:news-pub@news-pub.com

OKAYAMA International Circuit 2007 Information



モータースポーツを楽しむ人のために。

岡山国際サーキットはモータースポーツを愛する人々にベストコンディションのコースと最大級の声援を送り続けます。



■サーキットライセンスのご案内

サーキットライセンス

入会料金: 36,750円 (税込) ORCライセンス (本コース)

入会料金: 10,500円 (税込) ミニコースライセンス (12歳以下対象)

ORCライセンスを取得 (DRC:岡山国際サーキット・レーシング・クラブ) に入会

すると、月間スケジュールの中で本コースとミニコースのスポーツ走行ができます。

ミニコースサーキットライセンスを取得すると、ミニコース走行ができます。

どちらのライセンスも、レース観戦、サーキット入場料等各種特典があります。

※ミニコースはライセンスが無くても走行可能ですが、走行料金が異なります。

<入会資格>

4輪:普通自動車運転免許取得者

2輪:自動二輪免許取得者または、満12歳以上で、親権者の承諾が得られる方

カート:JAF カートライセンス取得者の方

ミニコース:満12歳未満の方 (12歳以上は本コースライセンス)

親子ライセンス 対象:有効期限内のORCライセンス所持者のお子様 (19歳以下)

入会料金: 10,500円 (税込) 更新料金: 10,500円 (税込)

Teensライセンス 対象:入会時点で満19歳以下の方

Lady'sライセンス 対象:女性の方

入会料金: 20,475円 (税込) 更新料金: 10,500円 (税込)

■交通アクセスのご案内

- 中国自動車道
美作ICより約25km
- 中国自動車道
作東ICより約19km
- 山陽自動車道
備前ICより約25km
- 山陽自動車道
和賀ICより約25km



■サーキット施設のご案内

ロッジ

サーキット内宿泊施設。バス・トイレ・電話・TV・冷蔵庫等完備。

宿泊はもちろんデイユースも承っております。

※各種部屋タイプ及び料金はお問合せ下さい。(0868-74-3550 フロントまで)

カフェテリア&レストラン

◆1F カフェテリア「グランプリ」

走行するマシンを見ながらランチ&ティタイムをお楽しみ下さい。

◆2F レストラン「ゴールデンアップル」

パーティーやお食事会など多彩なご利用が可能です。(要予約制) ※詳細はお問合せ下さい。

ミニコース

◆レンタルカート

ミニコースでお手軽にモータースポーツの魅力を体験!

5歳/1,500円 ※営業時間 12:00~13:00 (雨天中止、貸し切り等で使用不可日有り)

◆その他ご利用

安全運転講習会や各種イベント開催場所としてもご利用いただけます。※詳細はお問合せ下さい。

Other Information

■SRM (サンデーライダーズミーティング)

街乗りバイクで参加できる2輪走行会。2輪レース開催時にお昼と夕方の計2回フリー走行が楽しめます。 ※開催日要問い合わせ ※料金 ¥8,400 (レース観戦料込み、要電話予約)

■キッズバイク

自転車に乗れるお子様対象のバイク体験走行会。子供用オフロードバイク「ヤマハPW50」、ヘルメット、プロテクター等のレンタルも料金に含まれます。お子様一人でエンジンを始動し、乗るまでを楽しく指導します。 ※開催日、料金はお問い合わせ下さい。

■2輪用レンタルツナギ

SRMや各種イベント走行会など、サーキット走行の機会はあるけれど、ツナギを買ってまでどうも...という方に。信頼あるデグナー製レーシングスーツを使用、サイズはM~LL。すべてワイドサイズです。

※料金: ¥3,000 / 1日 (税込) ※数には限りがありますので、事前にお問い合わせ下さい。

※レースでの使用は出来ません。



OKAYAMA International Circuit
岡山国際サーキット
www.okayama-international-circuit.jp

●お問合わせ・お申込み先

〒701-2612 岡山県美作市蒲宮1210

TEL:0868-74-3311 FAX:0868-74-2600

<http://www.okayama-international-circuit.jp>

EK

ENUMA

● **RACING CHAIN** ●

EK 520RX-0 (GP ; GP) ROAD RACE

**EK 520RX-0/SM (GP ; GP) ENDURO &
MOTARD**

EK 520MRDL6/520MRD6 MOTOCROSS

<http://www.enuma.co.jp/>

ENUMA CHAIN MFG. CO., LTD

石川県加賀市上河崎町300番地 TEL0761-72-0286 FAX0761-72-1377

ROAD RACE

ロードレース

CONTENTS

▼ 付則3 サークット走行に関する規則

| | |
|-------------------|----|
| 1 目的 | 72 |
| 2 定義 | 72 |
| 3 サークット走行における遵守事項 | 72 |
| 4 損害に対する責任 | 74 |

▼ 付則4 ロードレース競技規則

| | |
|---------------------------|----|
| 1 適用の範囲 | 75 |
| 2 ロードレース | 75 |
| 3 競技会と開催クラス | 75 |
| 4 公式シグナル | 76 |
| 5 参加資格 | 77 |
| 6 出場申し込み | 77 |
| 7 参加受理 | 78 |
| 8 ナンバープレート | 78 |
| 9 ゼッケンナンバー | 79 |
| 10 ライダーの装備 | 79 |
| 11 出場受け付け | 80 |
| 12 出場車両並びにマーキング部品の変更 | 80 |
| 13 車両の検査 | 81 |
| 14 プリーフィング | 82 |
| 15 公式予選 | 82 |
| 16 決勝レース出場台数 | 83 |
| 17 スタート方法 | 83 |
| 18 スタートにおける反則 | 88 |
| 19 ビットロードのスピード制限 | 89 |
| 20 "ウェット" および "ドライ" レース | 89 |
| 21 レース中の行為 | 89 |
| 22 停車指示 | 91 |
| 23 レース中の一時停止 | 91 |
| 24 赤旗中断されたレースの再スタート | 92 |
| 25 リタイア (棄権) | 93 |
| 26 レース終了 | 93 |
| 27 優勝者、順位、完走者および得点 (ポイント) | 94 |
| 28 レース終了後の車両保管と再検査 | 94 |
| 29 レースおよび大会の延期・中止等 | 95 |
| 30 抗議 | 95 |
| 31 違反に対する罰則 | 95 |
| 32 本規則の解釈 | 96 |
| 33 本規則の施行 | 96 |

▼ 付則5 2007年全日本選手権大会特別規則

| | |
|------------------------|----|
| 1 公示 | 97 |
| 2 全日本ロードレース選手権参加者の行動規範 | 97 |
| 3 開催種目と競技会の日程 | 97 |
| 4 参加定員 | 98 |
| 5 追加のクラス | 99 |
| 6 コースと最多出場台数 | 99 |
| 7 予選の組み分け | 99 |

| | |
|------------------------|-----|
| 8 大会審査委員会 | 99 |
| 9 参加資格 | 99 |
| 10 出場料およびMFJスポーツ傷害基金掛金 | 99 |
| 11 ビットクルー | 100 |
| 12 レース当日の練習走行 | 100 |
| 13 ゼッケンナンバー | 100 |
| 14 車両の変更 | 102 |
| 15 ビットロードのスピード制限 | 102 |
| 16 タイムキーピングシステム | 102 |
| 17 スタートグリッド | 102 |
| 18 レース距離 | 103 |
| 19 賞および得点 | 103 |
| 20 主催者の権限 | 103 |
| 21 ペナルティの通告 | 104 |
| 22 タイヤ規制 | 104 |
| 23 スタート練習 | 105 |
| 24 本規則の施行 | 105 |
| 2007年度全日本ロードレース選手権開催日程 | 106 |

▼ 付則6 2007年チャレンジカップ選手権大会特別規則

| | |
|------------------------|-----|
| 1 公示 | 107 |
| 2 開催種目 | 107 |
| 3 追加のクラス | 107 |
| 4 選手権 | 107 |
| 5 コース | 107 |
| 6 大会審査委員会 | 107 |
| 7 参加定員 | 108 |
| 8 出場料およびMFJスポーツ傷害基金掛金 | 108 |
| 9 ビット要員 | 108 |
| 10 ゼッケンナンバー | 108 |
| 11 車両の変更 | 108 |
| 12 公式予選 | 109 |
| 13 タイムキーピングシステム | 109 |
| 14 スタートグリッド | 109 |
| 15 賞および得点 (ポイント) | 109 |
| 16 主催者の権限 | 109 |
| 17 本規則の施行 | 109 |
| ロードレースにおける二次災害防止の遵守事項 | 110 |
| ▼ 付則7 GPフォーミュラ技術仕様 | 111 |
| ▼ 付則8 JSB1000技術仕様 | 122 |
| ▼ 付則9 ST600技術仕様 | 137 |
| ▼ 付則10 GP-MONOの仕様 | 153 |
| ▼ 付則11 ST250・ST400技術仕様 | 165 |
| ▼ 付則12 耐久レースの追加仕様 | 177 |
| ▼ 付則13 ジュニアクラスの仕様 | 179 |
| ▼ 付則14 ミニバイクの仕様 | 182 |

サーキット走行に関する規則

1 目的

本規則は、財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会（以下MFJという）が、ロードレースコース（サーキット）において練習、レースを含むサーキット走行する際の基本的な走行方法、マナーを示すための規則である。

2 定義

- 2-1 サーキット走行とは、全ての者が、練習及びレース等においてその持ち得る技量及び車両の能力において、でき得る限りより速く、かつ安全に走ることを目的として走行することをいう。
- 2-2 レコードラインの定義
レコードラインとは、そのサーキットを無理なくでき得る限りより速く、かつ安全に走るための理想的走行ラインをいう。
- 2-3 スロー走行とは、ライダー、マシンのトラブル、サーキット初心者の走行、慣らし走行、コース慣熟走行、下見走行をいい、基本的にはピットロードがある側のコース端を走行しなければならない。

3 サーキット走行における遵守事項

サーキット走行する際は、各サーキットごとに定められた規則を熟知し、当該施設の指導員・係員、オフィシャル等の指示に従わなければならない。

- 3-1 優先権
 - 3-1-1 サーキット走行においては、基本的にレコードラインを走行する者に優先権がある。
 - 3-1-2 スロー走行中の者は、レコードラインを走行する者を妨げてはならない。
スロー走行車は基本的にはコースのピットロードがある側のコース端を走行しなければならない。
 - 3-1-3 ピットロードにおいては、ピットインしてくる車両（先にピットロードを走行している車両）に優先権がある。
 - 3-1-4 ピットアウトしてコースに復帰するライダーは、ピットロードを出て最初のコーナー出口に達するまでは、コースピット側コース端を走行しなければならない。その間、後方から近づく車両の走行を妨げてはならない。レコードラインへの合流に際しては、十分な速度まで加速しなければならない。
- 3-2 走行中の遵守事項

- 3-2-1 シグナルおよびフラッグシグナルを確認し、その指示に従う義務がある。
- 3-2-2 通常予想できない地点での不必要な急減速をしてはならない。
- 3-2-3 いかなる場合も、逆方向への走行あるいは規定外のコースを走行してはならない。
- 3-2-4 直線部分では、前車を追い越す以外の目的で進路を著しく急激に変更することは禁止される。
- 3-2-5 他のライダーの走行を妨害するような走行をしてはならない。
- 3-2-6 必要以外にハンドルから手を離したり、足をフットレストから離し、また外に突き出したりするような危険な姿勢をとってはならない。
- 3-3 転倒・コースアウト
- 3-3-1 コースアウト
- 3-3-1-1 もしコースアウトしたら、復帰する場合は後方を確認したのちコースに復帰しなければならない。転倒した場合は、マシンの確認（破損・オイル漏れ・グラベルの砂利等）も留意し、コースを汚損してはならない。
- 3-3-1-2 トラブルなどで走行を止める場合は、マシンをコース外の安全な場所に止めてから退去しなければならない。
- 3-3-2 転倒
- 3-3-2-1 自分が転倒もしくは故障で停止した場合、2次災害の防止つまり後続車にひかれる、あるいは後続車を転倒させる等の事故の増大を防止しなければならない。
- 3-3-2-2 転倒したら状況判断により安全な所へできるだけ早く避難すること。特にオイルによる転倒は、後続車も同じ場所で続々と転倒してくる可能性があるので注意しなければならない。
- 3-3-2-3 安全な場所から、でき得る限り後続車へ知らせる努力をすること。安全なタイミングを見て電源と燃料コックをオフにして火災やガス漏れを防止する。また、可能な限り散乱部品を撤去すること。
- 3-3-2-4 ガードレールの外に出るまでは、ヘルメットを着用していなければならない。
- 3-3-2-5 転倒したマシンは、オイル・ガソリン等をこぼす場合が多いので、転倒車両を目撃したら次の周回は充分注意して走行しなければならない。
- 3-3-3 コースへの復帰
- 3-3-3-1 安全な場所にてマシンが走行可能かどうか確認すること。
- 3-3-3-2 オイル・ガソリン・冷却水・ブレーキオイル等の漏れがないか確認する。漏れがあった場合は、無理にピットまで帰還しないこと。
- 3-3-3-3 走行に危険がある部分の破損、重要保安部品の破損、または破損部が鋭利になっていないかを確認すること。
- 3-3-3-4 カウリング内に泥、砂利、草等が入っていないか確認し、またタイヤに泥が付着したままライン上に復帰してはならない。
- 3-3-3-5 後方の安全を充分に確認して余裕を持ってコースに復帰すること。
- 3-3-4 マシントラブル
- 3-3-4-1 走行中にマシントラブルに見舞われた場合、レコードラインを走行するライダーの妨げにならないように注意してピットに戻ることができるが、後方の安全を確認し合図をしてからピット設置側を走行すること。
- 3-3-4-2 コース上にオイル等の液体を撒き散らす恐れのあるようなトラブルがあった場合は、スロー走行でピットに戻ろうとはせずに、すみやかにコースアウトして安全な場所にマシンを止めなければならない。
- 3-3-4-3 車両は、自己の責任において安全装備等各サーキットにて要求される仕様を満た

サーキット走行に関する規則

- し、完全に整備されていなければならない。
- 3-3-5 ピットイン
- 3-3-5-1 ピットインする車両のライダーは、ピットロード入り口手前より後方を確認したのち、ピット側に車両を寄せ、手または足でピットインの合図を行ったのち、安全を確保しピットロードを徐行しなければならない。
- ピットエリア（停車区域）を走行することは禁止される。
- 3-3-5-2 ピットインする車両は、自己のピットにできるだけ近いピットロードからピットエリアに入り、自己のピットにできるだけ寄って停車しなければならない。
- 3-3-5-3 ピットロードのスピード制限は、当該サーキットの規則に従わなければならない。
- 3-3-5-4 ピットロード、サインエリアでのピットクルーは、走行車両に優先権があることを認識し、自己の責任において安全を確保するものとする。ピットクルーが規則に従わない場合も当該チーム、ライダーが責任を負うものとする。
- 3-3-6 その他
- 3-3-6-1 常にスポーツマンとしての態度を保ち、品格を疑われるような言動は厳に慎まなければならない。
- 3-3-6-2 走行時には、アルコール類あるいは薬品（興奮剤等）を使用してはならない。

4 損害に対する責任

- 4-1 走行中自己の車両及びその付属品及び安全装備等が破損した場合、またサーキットの付帯設備等を破損した場合も、その責任は自己が負わなければならない。
- 4-2 走行に際して起こった負傷等は、参加者自らが責任を負うものとする。

1 適用の範囲

以下に記す規則は、国内競技規則に基づき、世界選手権を除く国内におけるすべてのロードレース競技会に適用される。

2 ロードレース

ロードレースとは、舗装され、完全にクローズドされたサーキットで行われるレースであり、国内競技規則およびこの付則により運営・管理される。ロードレースは、スプリントレースと耐久レースに区別される。

- 2-1 スプリントレースの定義：—レースの総走行距離130km以下、もしくは走行時間2時間未満
—個人競技
- 2-2 耐久レースの定義：—レースの総走行距離が130kmを超えるもの、もしくは走行時間2時間以上。
—チーム単位で2人もしくは3人のライダーで行われる。
- 2-3 コースレコードの定義：コースレコードとは、そのサーキットのもっとも良いタイムの記録であり、クラス毎に管理される。予選、決勝ともにその対象となる。

3 競技会と開催クラス

競技会と開催クラスは下記とする。

| 出場可能 ライセンス | 大会格式 | 昇格ポイント対象種目 | | その他承認公認レース (特別昇格は可能) |
|--------------------|----------|--------------------------------------|---------------------------------|---|
| | | 自動昇格 | 申請昇格 | |
| 国際ライセンス | 全日本選手権※ | GP125 GP250 ST600 JSB1000 GP-MONO | | GP-MONO |
| 国際ライセンス 国内ライセンス | チャレンジカップ | ↑ ↑ ↑ ↑ GP125 GP250 ST600 JSB1000 | | ネイキッド その他シングル/ツインレース等 |
| 国内ライセンス | 地方選手権 | ↑ ↑ ↑ GP125 GP250 ST600 | SP250 SP400 | GP-MONO SP125 ネイキッド GP80 その他シングル/ツインレース等 |
| フレッシュマン ライセンス | | ↑ GP125 | SP250 SP400 ストックバイク ST600 | GP-MONO SP125 ネイキッド その他シングル/ツインレース・ ナンバー付レース等 |
| ジュニア | | | | |

自動昇格＝規定の得点を得た場合は、次年度は上級クラスへ自動的に昇格となる。

申請昇格＝規定の得点を得かつ申告をした者のみ昇格する。昇格申請は2008年2月末日消印有効。

特別昇格＝規定の得点に満たない者または自動/申告昇格対象種目以外のクラスで同等の成績を得た者が申告を行い、審査の上昇格する。

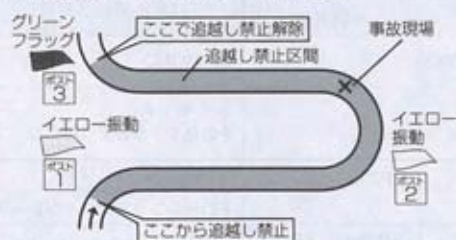
※全日本選手権は昇格対象外クラス

4 公式シグナル

ライダーは掲示される公式シグナルを確認する義務があり、そのシグナルに従わなければならない。公式シグナルに従わなかった場合、当該大会審査委員会により罰則が科される。

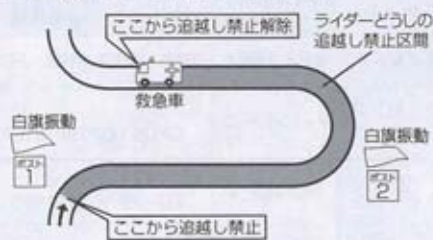
- 4-1 公式練習、予選および決勝レース中は、下記の公式シグナルが使用される。
- 4-1-1 シグナル旗の寸法：80cm×100cm
- 4-1-2 情報を伝える旗及びライト
- 4-1-2-1 国旗またはレッドライト消灯：レーススタート
- 4-1-2-2 緑旗及びグリーンライト：コースクリア。黄旗の解除。フリー走行及び予選の1周目ウォーミングアップ及びサイティングラップにて提示される。
- 4-1-2-3 赤ストライプ付黄旗：雨以外の理由で、コース表面が滑りやすい状態（オイルもれの可能性がある場合やコース上に落下物がある可能性の場合も含む）
- 4-1-2-4 青旗：後方よりベースの速い車両が接近し、追い越される場合に振動状態で提示される。
- 4-1-2-5 チェッカー旗：フィニッシュライン通過ライダーはレース終了。
- 4-1-2-6 青旗とチェッカー旗：ファイナルラップにフィニッシュラインの手前でトップライダーの前に他のライダーが走行している場合。トップのライダーにはレース終了を意味するが、トップライダー直前のライダーは、もう一周しなければならない事を伝える。
- 4-1-3 情報及び指示を伝える旗・ボード及びライト
- 4-1-3-1 黄旗及びイエローライト：危険を予告。コースが危険状態の場合、黄旗振動またはイエローライト点滅により示される。減速し、停止準備。緑旗が提示される地点まで追い越し禁止。
- 4-1-3-2 赤旗及びレッドライト：競技中断。全てのライダーは、最大限の注意を払ってそれぞれのピットに戻る。
- 4-1-3-3 白旗：救急車両等介入車両がコース上にある。追い越しは禁止されるが、介入車両の追い越しは認められる。介入車両を追い越した後の追い越し禁止は解除される。
- 4-1-3-4 黒旗：この旗は車両ナンバーを記入したボードとともに提示され、当該ライダーに指示を与えるためのものである。
- 4-1-3-4-1 装備及び車両にトラブルがある場合に提示され、当該車両は直ちにピットに戻りオフィシャルの指示を受けなければならない。

■黄旗の基本的な出され方



コースの前方に転倒などの危険な状況が起きていることを知らせています。ポストでは黄旗を振動させて知らせますので、そのポストから追い越し禁止となります。そのまま減速し、最大限の注意を払いながら危険な状況が起きている地点を通過します。さらに、追い越し禁止は続き、緑旗が提示される次のポストを過ぎたら追い越し禁止が解除されます。黄旗の振動に代わり、イエローライトの点滅によって危険を知らせる場合もあります。

■白旗の基本的な出され方



救急車などの介入車両がコース上にあることを知らせる旗です。救急車などを追い越すことは認められていますが、白旗の振動表示されているポストから救急車などを追い越すまで追い越し禁止となります。白旗の振動と黄旗の振動表示が同時に示されている場合は、黄旗の振動と同様、緑旗の提示があるポストまで追い越し禁止となります。

- 4-1-3-5 オレンジボール旗と白ナンバーを付したブラックボード：示されたナンバーの車両は、本人または他のライダーに対して危険を及ぼすような問題に見舞われているため、速やかにコース上から退去し、安全な場所に停止する。
- 4-1-3-6 白・黒斜分割旗：スロー走行車両がある場合、後続のライダーに対し、静止提示する。そのスロー走行車両と走行ラインが重なる場合に振動提示される。
- 4-1-3-7 ホワイトクロス（白い斜め十字の入った赤旗）
セーフティーカーの介入によるレースの非競技化（注意・減速・追い越し禁止）
- 4-1-3-8 レッドクロス（赤い斜め十字の入った白旗）
コース上のこの付近において雨が降り始めたことを示す。この旗はポストにおいて静止提示される。
- 4-1-3-9 レッドクロス（赤い斜め十字の入った白旗）と赤ストライプ付黄旗
コース上のこの付近において雨が降り続けていることを示す。この旗はポストにおいて静止提示される。
- 4-1-3-10 「STOP」の文字の下に車両ナンバーを付した一体型ボード：ストップ&ゴー・ペナルティーに指示されるものとし、当該ライダーは速やかにピットインし、オフィシャルの指示された場所に指示された時間停車する。
- 4-2 ライトによるシグナル
スタートの際、国旗の代わりに、ライトによるシグナルを使うことができる。
- 4-2-1 黄色燈の点滅 黄旗と同意味。
- 4-2-2 緑色燈 緑旗と同意味。
- 4-2-3 赤色燈 赤旗と同意味、競技監督および監視ポストで使用。
ライトによるシグナルは、スタート時および夜間に行われるレースに使用されなければならない。

5 参加資格

- 5-1 エントラントおよびライダー
エントラントおよびライダーは、2007年度版MFJ国内競技規則第3章競技会〔⑫競技参加者〕（38頁）に合致していなければならない。

6 出場申し込み

- 6-1 出場申し込み場所および期間は、大会特別規則の定めるところのものとする。
- 6-2 出場申し込み手続き
- 6-2-1 各部門とも所定の申し込み書に必要事項をすべて記入し、出場料およびMFJスポーツ傷害基金掛金を添えて大会事務局に提出しなければならない。
- 6-2-2 2クラス以上に出場を申し込む場合は、別々に申し込み書を提出しなければならない。
- 6-2-3 郵送の場合は、現金書留又は主催者の定める方法とし、締切り日当日の消印のあるものまでが有効となる。
- 6-2-4 電話による申し込みおよび締切り日以後の申し込みはいっさい受け付けない。
(締切り日以降のエントリー料金返却に際しての郵送料、送金手数料は返却金から差し引かれる)

7 参加受理

- 7-1 必要事項を記入した出場申し込み書、出場料及びMFJスポーツ傷害基金掛金を大会事務局が受理した者のみに対し、参加受理書が発送される。
- 7-2 いったん受理された出場料、MFJスポーツ傷害基金掛金は下記7-3の場合を除き、いかなる理由があっても返却されない。公式予選を通過しなかった者も同様である。
- 7-3 大会が取り止めになった場合、また参加申請が拒否された場合のみ出場料、MFJスポーツ傷害基金掛金が返却される（申し込み者が必要な手続きを怠った場合は、返却されない）。

8 ナンバープレート

- 8-1 モーターサイクルのフロントとシートカウルの両サイドにゼッケンナンバーが装着され、観客とオフィシャルが明白に認識できるようにしなければならない。さらに、モーターサイクルのいかなる部分、またはライダーが自分のシートに座った時に身体で隠れてしまわないようにしなければならない。
- 8-2 ナンバープレートの数字の間に穴を開けることができる。しかしどのような状況においても数字自体に穴を開けてはならない。穴の部分も規定の色に見えなくてはならない。
- 8-3 ナンバープレートを取り付ける場合、長方形で頑丈な材質でできていなくてはならない。最低寸法は幅275mm×高さ200mmとする。また、別個のナンバープレートを装着する替わりに、ボディまたはフェアリング両サイドに同寸法のスペースをつや消しでペイントするかあるいは固定してもよい。
- 8-4 JSB1000、ST600のサポートナンバーは、クラス別技術仕様の〔ナンバープレート及びカラー-6-6項〕に適合していなければならない。
- 8-5 数字ははっきり読めるように、また太陽光線の反射を避けるために、地の色同様につや消しでなければならない。
- 8-6 数字の最低寸法は下記のとおりとする。

フロントナンバーの寸法は

| | |
|----------|---------|
| 最低高 | : 140mm |
| 最低幅 | : 80mm |
| 数字の最低の太さ | : 25mm |
| 数字間のスペース | : 15mm |

サイドナンバーとサポートナンバーの寸法は

| | |
|----------|---------|
| 最低高 | : 120mm |
| 最低幅 | : 60mm |
| 数字の最低の太さ | : 25mm |
| 数字間のスペース | : 15mm |



- 8-7 数字の字体は、Futura Heavyを基準とするゴシック体とする。また、影つき数字などは認められない。

Futura Heavy

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

- 8-8 正規のナンバーと混同する恐れのあるその他のナンバープレート、またはマーキングは競技会の開始前にすべて取り外されなくてはならない。
- 8-9 すべてのナンバープレートの周囲と数字の間には最低25mmの余白が残され、ここにはいかなる広告も表示されてはならない。
- 8-10 ナンバープレートの地色及び数字の色は下記のとおりとする（蛍光色は禁止）。
ナンバープレートの地色は、単色でなければならない。
GP125 黒地に白文字 GP250 緑地に白文字
STクラス 白地に黒文字 JSBクラス 黄地に黒文字
GP-MONO 赤地に白文字
- 8-11 ナンバーおよびナンバープレートの明瞭度に関して論議が持ち上がった場合、車検長の決定が最終的なものとする。
- 8-12 この規定に適合していないゼッケンナンバーおよびプレートを装着しているモーターサイクルは、車検長によりレース参加の許可を得ることができない。

9 ゼッケン・ナンバー

- 9-1 主催者によってナンバーが割り当てられ、参加受理書に記入して通知される。
- 9-2 ゼッケン・ナンバーは、車両検査までに、規定の書体および色分けで記入しておかなければならない。
- 9-3 ゼッケン・ナンバーについては、車両検査時に検査され、判読しにくいと判断された場合には修正が要求される。ゼッケンの修正を要求された場合、速やかに修正を行い、再度車両検査を受けなければならない。また、車検通過後であっても、計時、ポストマーシャル等オフィシャルによって判読しづらいと判断された場合、修正しなければならない。
- 9-4 適合していないゼッケンナンバーおよびプレートを装着している車両は、車検長によりレース参加の許可を得ることができない。

10 ライダーの装備

ヘルメット及び装備は、レース期間を通じて車検で合格したものを使用しなくてはならない。また車検以前の練習においても、公認された適切なものを使用すること。

車検には複数の装備を持ち込み、確認を得ることができる。

- 10-1 ヘルメット
- 10-1-1 ヘルメットはフルフェイス型のもので、MFJが公認したものでなければならない。
- 10-1-2 MFJの公認したヘルメットには、下記の認証マークが貼付されている。
(MFJ公認ヘルメット認証マーク)



- 10-1-3 競技会の車両検査受付時に、ヘルメット検査が行われる。検査に合格しなかったヘルメットは、当該ライダーの安全上その使用を禁止する。
- 10-1-4 MFJ公認ヘルメットであっても、MFJの認証マークの貼付されていないヘルメットについては、大会公式車検にて特別検査料（1,000円）を支払い、特別に検査を受け合格しなければならない。

ロードレース競技規則

- 10-1-5 ヘルメットに当該レースでのゼッケンナンバーを貼付することが推奨される。
- 10-1-6 転倒時の迅速なレスキューならびに自己安全のためにも、ライダーのヘルメットをスムーズに脱がすヘルメットリムーバーを着用しなければならない。
- 10-2 ライダーの服装
- 10-2-1 レーシングスーツ
- 10-2-1-1 皮革もしくは皮革と同等の素材（MFJの許可を得たもの）であり、MFJの公認したものでなければならない。
- 10-2-1-2 MFJが公認したレーシングスーツには、公認マークが貼付されている。
〈MFJ公認レーシングスーツ認証マーク〉
-
- 10-2-1-3 競技会の車両検査受け時にレーシングスーツの検査が行われ、合格しなかった場合は、ライダー本人の安全上使用を禁止する。
- 10-2-1-4 競技会使用時には公認時のパット類が装備されていること。
- 10-2-1-5 ライダースーツ左胸前部内側または胸部前部下前立てに氏名をカタカナで血液型をアルファベットで明記しなければならない。
- 10-2-2 ブーツ・グローブ
- 革もしくは革と同等の素材（MFJの許可を得たもの）であり、フックなどが外部に突出していないものでなければならない。
- 10-2-3 競技中のライダーは、レーシングスーツに裏地がついていない場合、アンダーウェアを着用しなければならない。

11 出場受け

- 11-1 出場受けの時間および場所は、公式通知に示される。
- 11-2 定められた時間内に、必ず本人または参加者がMFJライセンス、参加受理書を提出して出場資格の確認を受けなければならない。
- 11-3 MFJライセンスまたは参加受理書の提示ができない者は、出場が認められない。

12 出場車両並びにマーキング部品の変更

- 12-1 車両変更
- 登録された車両の変更は、原則として認められない。変更する必要がある場合は、所定の書式に従って車両の変更申請を行い、競技監督がこれを認めた場合に限り、車両の変更が認められる。
- エントリー終了後から公式車検終了前までの車両変更手数料は5,000円とする。
- 12-2 マーキング部品の変更
- 公式予選前から決勝レースの開始までの定められた時間内にマーキング部品（フレームボディおよびエンジンまたはその両方）を交換する必要がある場合は、競技監督に申告し、元の部品を提示および車検において保管されることを条件にマーキング部品の交換が認められる。
- 変更手数料は、1回10,000円とする。
- 当該車両が決勝レース後の再車検対象の場合、保管された部品も分解検査の対象とする。

- 12-2-1 「公式予選」へのマーキング部品変更期限
変更申請は公式車検終了後、または、前日の当該クラス練習走行の最終セッション終了1時間以内とする。
変更した車両の再車検を、当該クラスの公式予選開始1時間前までに完了すること。以降、公式予選セッション中の変更はできない。
ただし予選が複数回の場合は、1回目の予選終了後1時間以内に変更申請を行い、変更した車両の再車検を2回目の公式予選1時間前までに完了すること。
- 12-2-2 「日曜朝ウォームアップ走行（全日本等）」へのマーキング部品変更期限
変更申請は当該クラスの公式予選最終セッション終了1時間以内とする。
変更した車両の再車検を、当該クラスのウォームアップ走行1時間前までに完了すること。
以降、ウォームアップ走行中の変更はできない。
- 12-2-3 「決勝レース」へのマーキング部品変更期限
変更申請は公式予選（ウォームアップ走行がある場合はウォームアップ走行）終了1時間以内とする。
変更した車両の再車検を、タイムテーブルで定められた当該クラスのサイティングラップ開始30分前までに完了すること。
以降、変更はできない。
- 12-3 スペアカーのマーキング部品を交換する場合も、12-2の条項が適用される。
- 12-4 公式車検終了後ライダー間でマシンを交換することは禁止される。
- 12-5 製造メーカー側の車両欠陥に関する紛争についての立証の責任は、参加者側にあるものとする。

13 車両の検査

- 13-1 車両検査は、公式通知に示されたタイムスケジュールに従って、パドック内の車両検査区域において行われる。
- 13-2 車両検査のための車両は、ライダー本人が持参し、必ずタイムスケジュールに示された時間内に検査を受けなければならない。これ以後の検査は、競技監督が特別に認めた場合以外は行われない。
- 13-3 ライダーは、車両仕様書を提出し、装備品一式の検査を受けなければならない。
- 13-4 一大会において同一車両を複数のライダーが使用する事はできない（複数のライダーによる耐久を除く）。
- 13-5 同一車両で複数の種目へのエントリーはできるが、競技運営進行上支障をきたさないことを条件とする。
- 13-6 車両検査時持込み台数は、チャレンジカップ選手権・地方選手権および地方大会は出場1レースにつき1台に限られ、全日本選手権は2台までとする（スペアマシンは同一メーカーに限る）。
- 13-7 車両検査において、規則違反または安全上出場が不相当と判断された車両は、公式予選を含むいっさいの走行を拒否される。また、一度車検に合格した車両であってもレース後の再車検や次大会の車検に合格することを保証するものではない。
- 13-8 テレメトリーは禁止される。ラップタイム計測装置はテレメトリーとみなされない。
- 13-9 音量測定は車検時に全車測定、もしくは予選通過車両全車に対して行なう。
- 13-10 主催者は、大会期間中、必要に応じて随時車両検査を行う権限を有する。

- 13-11 ガソリン
- 13-11-1 地方選手権大会／チャレンジカップ選手権／全日本選手権においては2サイクル・4サイクルともにMFJの定める無鉛ガソリンを使用しなければならない。MFJの定める無鉛ガソリンの定義はMFJ技術規則による。
- 13-11-2 使用するガソリンは当該レースのサーキットで供給するものを使用しなければならない。
供給されるガソリンの仕様は特別規則もしくは公式通知に記載される。
- 13-11-3 承認競技会における使用ガソリンとその仕様並びに供給方法については各大会特別規則による。

14 ブリーフィング

主催者がブリーフィング（競技に関する要領説明）を行なう場合はライダー本人が必ず出席しなければならない。欠席した場合、罰則が科せられる場合がある。

止むなく欠席する場合は、チーム責任者が事前に書面にて申請し、競技監督の許可を受けなければならない。

15 公式予選

- 15-1 公式予選
- 15-1-1 公式予選は、原則として各クラス別に行われる。
- 15-1-2 公式予選の日程および時間は、特別規則に示される。
- 15-1-3 公式予選は、タイムトライアル方式とレース方式がある。
通常はタイムトライアル方式で行う。レース方式で行う場合は、特別規則または公式通知等に示される。
- 15-2 公式予選の内容
- 15-2-1 レースに出場するすべてのライダーは、公式予選に参加し、最終的に出場資格を取得しなければならない。
- 15-2-2 公式予選においては、競技役員による車両の安全チェックがなされた後にスタートし、定められた時間内であれば走行を中断し、また再スタートすることができる。公式予選が何らかの理由により中断された場合、残り時間分の予選を再開するが、必要に応じて大会審査委員会が再予選時間の短縮や延長を決定することができる。
- 15-2-3 公式予選では、ラップタイムが測定され、小数点3桁以下は切り捨てとなる。この測定で、予選基準タイムに満たない者はたとえ定員内であってもレース出場資格を与えられない場合がある。ただし、予選通過基準タイムに満たない選手についても過去の成績を考慮した上で、審査委員会の判断で出場を認める場合がある。
- 予選通過基準タイム
- 全日本選手権：トップタイムの110%以内（JSB・GP-MONO除く）
- ・ JSBクラスは上位3名の平均タイムの107%以内
 - ・ GP-MONOクラスは上位3名の平均タイムの110%以内
- この予選通過基準タイムに関して、大会主催者は特別規則書に記載した上で110%以内の範囲でこの基準タイムを変更することができる。
- チャレンジカップ選手権以下：トップタイムの120%以内
- 予選が2回以上ある場合、予選通過基準タイムはどちらかの予選で上記に示すタ

- イムをクリアすれば、通過基準タイムを満たしたものとする。
- 15-2-4 公式予選において測定される各ライダーのベストラップタイムにより、大会特別規則に示されたレース出場台数を限度としてスタート位置が定められる。ベストラップタイムが同じ場合は、セカンドラップタイムによる。
- 15-2-5 各クラスの公式予選義務周回数、特別規則に示される。なお、最初の1ラップ目は計測されないが、周回数には算定される。
- 15-2-6 2種目以上に出場するライダーは、出場全種目の公式予選に出場しなければならない。
- 15-2-7 複数の組にわかれて行われる予選の順位決定方法
- 15-2-7-1 予選結果を総合タイム順によって決定する場合と予選組ごとの順位により決定する場合がある。
- 15-2-7-2 天候の変化等により1セッションの一部でもコース状況の変化（降雨または部分的なウェット路面等）に差異が認められると競技監督が判断した場合には各予選組ごとの順位によって決定する。この決定に対する抗議は一切受けつけない。
- 15-2-7-3 各予選組ごとのタイム順で決定した場合のグリッドは、コース状態に関わらず、各予選組のトップのタイムを比較しその順番で各組の上位から振り分け、総合予選結果表が発表される。
- 15-2-7-4 予選組数とグリッド数によって端数が出る場合の優先順序も総合予選結果に基づくものとする。
- 15-2-8 最終的な予選選出方法とスターティンググリッドは大会審査委員会の決定による。この決定に対する抗議は認められない。
- 15-2-9 予選通過者で出場不可能となった者は、すみやかにその旨を届け出なければならない。
- 15-2-10 ウエイティング（繰り上げ出場）
- 決勝レースに出場不可能となった者がいた場合、その者に代わり予選結果次点の者で願い書を提出したライダーの決勝レース参加を特別に認めること。
- 15-2-10-1 ウエイティングの資格を有する者は決勝レース出場願い書を提出した者の中で総合予選結果での上位3名までとする。
- 15-2-10-2 予選結果発表後主催者が規定する時間以内にウエイティングの願い書を提出する。
- 15-2-10-3 主催者が規定する時間内にリタイヤがない場合は出走は不可となる。
- 15-2-10-4 審査委員会にてリタイヤした者のグリッドは順次繰り上げる。正式グリッド発表後は、一切の繰り上げ出場は認められない。

16 決勝レース出場台数

決勝レース出場台数は、各サーキットごとに定められ、特別規則に示される。

17 スタート方法

- 17-1 レースのスタート位置は、各ライダーに与えられているゼッケンナンバーとは関係なく、公式予選の結果によって決定される。
- 17-2 スタート方法は同時スタートとし、下記の3種類がある。通常はクラッチスタートにて行われる。
- 17-2-1 押しがけスタート
- 17-2-2 クラッチスタート
- 17-2-3 ルマン式スタート（耐久）

- ルマン式スタートにおいては、スタートライダーを複数のグループに分けて時間差スタートをする、スタッガードスタートを採用する場合がある（87頁参照）。
- 17-3 スタート位置は、すべてのライダーが正規のスタートラインからスタートするものとし、各ライダーに与えられたスタート位置による距離的、時間的なハンディキャップは一切考慮されない。
- 17-4 クラッチスタートの場合のスタート手順は以下のとおりとする。
- 17-4-1 スタート約30分前
ライダーはスタート前チェックを受け、マシンとともにウエイティングエリアに待機する。
- 17-4-2 スタート15分前
サイティングラップのためにピットレーン出口が開放される。ピット出口で5分、4分、3分、2分、1分前のカウントダウンボードが掲示される。
ただし、全ライダーがスタートした場合、カウントダウンボードの提示は省略され、以後のスタート手順が継続される。
- 17-4-3 スタート10分前
ピットレーン出口が閉鎖される。サイティングラップは義務づけられない。サイティングラップに参加しないライダーはウォームアップラップ開始の5分前まではオフィシャルの指示に従って自分のマシンをグリッドに押しつけておくことができる。
ライダーが所定の位置に着くのを助けるために、コースサイドでオフィシャルがグリッド列を示すボードを掲げる。この段階で競技監督はレースを「ウェット」または「ドライ」のいずれかを宣言する。この宣言はグリッド上にいるライダーとピットレーンにいるライダーに対してボードで示す。ボードが出されない場合は自動的に「ドライ」とみなされる。
- 17-4-4 サイティングラップ開始
サイティングラップ開始後のグリッドとピットにおいては、余熱以外のタイヤウォーマーの使用は禁止される。グリッド上での給油は禁止される。
サイティングラップ中に技術的なトラブルに見舞われたライダーは、ピットに戻って調整またはマシンの交換（スベアマシン登録可能競技のみ。以後同様）を行うことができる。
この場合当該ライダーはピットレーンからウォームアップラップを開始しなくてはならない。
グリッドに着く際には十分に徐行し、所定のグリッドに着かなければならない。
この段階で、グリッド上のライダーは、マシンの調整を行ったりコースコンディションに合わせてタイヤ交換を行うことができる。グリッド上では余熱によるタイヤウォーマーの使用は許可されるが、ジェネレーター、バッテリーまたはその他の電源をグリッドに持ち込むことは禁止される。
- 17-4-5 ウォームアップラップ開始5分前ボード
グリッド上で5分前のボードが掲示される。
- 17-4-6 ウォームアップラップ開始3分前ボード
グリッド上で3分前のボードが掲示される。
すべての調整は「3分前」のボードが出るまでに完了しなければならない。このボードが掲示された後、さらに調整を行うことを希望するライダーはマシンをピットレーンまで押しつけてゆき、そこで調整またはマシンの交換を行うことができる。

この場合当該ライダーはピットレーンからウォームアップラップを開始する。
この時点でライダー1名につき1名のメカニックとそのライダーのために傘を持って立つ1名、主催者の認めるTVクルー、および必要なオフィシャル以外の人間は全員グリッドから退去しなければならない。スペアホイールを除く全てのタイヤウォーマー（グリッドに着いているマシンおよびピットのスペアマシン）は取り外さなくてはならない。

- 17-4-7 ウォームアップラップ開始1分前ボード
グリッド上で1分前のボードが掲示される。（エンジンスタート）
この時点でライダー1名につき1名のメカニック以外の全員がグリッドから退去する。このメカニックはライダーが押しがけするのを助けその後速やかにグリッドから退出する。（車検で許可された外部スターターの使用が認められる）
- 17-4-8 ウォームアップラップ開始30秒前ボード
グリッド上で30秒前のボードが掲示される。
全ライダーはエンジンが始動している状態でグリッドの所定の位置に着かなくてはならない。これ以降メカニックの援助は禁止される。マシンをスタートできないライダーはマシンをピットレーンに移動し、そこでさらにマシンが始動するよう試みるかマシンを交換することができる。このようなライダーはピットレーンからウォームアップを開始することができる。
- 17-4-9 ウォームアップラップ開始
- 17-4-9-1 ウォームアップラップの開始を示すためにイエローライトが点滅される。
- 17-4-9-2 スタートオフィシャルの振動するグリーンフラッグの指示で、ライダーはスタートし、1周走行する。
- 17-4-9-3 セーフティーカーがその後ろに続く。
- 17-4-9-4 集団が通過したらピットレーンで待機していたライダーはウォームアップラップに加わることが許可される。
- 17-4-9-5 ウォームアップ走行が開始されたら各ポストはライダーに旗の掲示位置を確認させるためにグリーンフラッグを掲示する。
- 17-4-9-6 グリッドに戻ってきたらライダーはエンジンを始動したまま、フロントホイールをグリッドポジションを示すラインに合わせ、所定の位置につかなくてはならない。
- 17-4-9-7 グリッド最前列の前には赤旗を持ったオフィシャルが立つ。
- 17-4-9-8 セーフティーカーが到着した後に戻ってきたライダーは、次の方法によりスタートしなければならない。
- 17-4-9-8-1 ピットインし、ピットスタートする。
ピットスタートの場合、グリッドからスタートしたライダーの集団がピットレーン出口を通過したらオフィシャルはピットレーンに待機するライダーをスタートさせる。
- 17-4-9-8-2 セーフティーカーの後方よりオフィシャルの指示によりスタートする。
セーフティーカー後方（真後ろではない）に待機し、赤旗で停止、ピットスタートのライダーより有利とならないタイミングで緑旗が提示され、スタートとなる。スタートディレイドが生じた場合、正式なグリッドポジションに戻り再スタートすることができる。
- 17-4-9-8-3 セーフティーカーより遅れてくるライダーが、オフィシャルの指示を無視して、通常のスタートグリッドについていた場合は、通常のスタート実施後ストップ&ゴー

- ペナルティーが科される。
- 17-4-9-9 ウォームアップラップ途中でトラブルに見舞われたライダーは、ピットレーンに戻って修理またはマシンの交換ができる。
- 17-4-9-10 グリッドでエンジンをストールさせたライダーまたはその他のトラブルに見舞われたライダーは、モーターサイクルにまたがったままの状態で腕を上げる。その方法によって意図的にレースのスタートを遅らせることは許されない。
- 17-4-9-11 グリッドの各列が整列したらオフィシャルは担当する列が整列したことを示すためにグリッド列ボードを降ろす。ある列のライダーがエンジンをストールさせたり、または他のトラブルに見舞われているときにはその列のボードは降ろされない。
- 17-4-9-12 すべてのボードが降ろされて、セーフティーカーが戻ってきたら、グリッド後方に待機するオフィシャルがグリーンフラッグを振る。
- 17-4-9-13 その後スターターはグリッド前方で赤旗を掲示するオフィシャルにコースサイドに歩くよう指示を出す。
- 17-4-10 スタート
- 17-4-10-1 レッドライトが2～5秒間点灯され、そのレッドライトが消灯された時点でスタートとなる。
- 17-4-10-2 ジャンプスタートをしたライダーに対しては30秒間のタイム加算もしくはストップ&ゴーのペナルティが与えられる。ペナルティは当該ライダーのチームにもボードで通達されなければならない。
- 17-4-10-3 レッドライトが消灯された後で、マシンがストールした場合、オフィシャルはエンジンがかかるまでそのマシンをコースに沿って押すことを補佐する。それでも始動しない場合、オフィシャルの指示に従ってマシンをピットレーンに押して行かなければならない。
- 17-4-10-4 ピットレーンでは当該ライダーのメカニックがエンジン始動させるために援助することとマシンを交換することが許可される。
- 17-4-10-5 グリッドからスタートしたライダーの集団がピットレーン出口を通過したらオフィシャルはピットレーンに待機するライダーをスタートさせる。
- 17-4-10-6 トップを走行するライダーが1周目を終えてフィニッシュラインを通過した後、レースが中断されない限りマシンの交換は許可されない（トップを走行するライダーが1周目を終えてフィニッシュラインを通過する前にマシンを交換し、ピットから離れていなければならない）。
- 17-4-11 スタートディレイド
スタート時の安全性を脅かすようなトラブルが発生した場合、スタートを受け持つオフィシャルがイエローライトを点滅させ「スタートディレイド」および「エンジンストップ」のボードを掲示する。この場合ライダーはエンジンを停止させなければならない。各ライダーについて1名のメカニックがエンジン始動を補佐するためにグリッドに立ち入ることが許可される。
- 17-4-11-1 スタート手順は「1分前」ボードの段階から再開され、ライダーは追加のウォームアップラップを1周走行し、レース周回数は1周減算される。
※サイティングラップスタートの時間、グリッド列ボードの配列（隔列の場合もある）、またはその他の手順について省略する場合がある。この場合、各特別規則ならびに公式通知に示される。
- 17-4-11-2 スタートディレイドの原因となったライダーにはペナルティーが科せられる場合

- がある。
- 17-4-11-2-1 スタート時、スタートディレイドの原因となったライダーは、再スタート時には最後方グリッドからスタートしなければならない。
- 17-4-11-2-2 複数のペナルティー対象者があった場合、元のグリッド順とする。
- 17-4-11-2-3 スタートディレイド2回目となった場合、新たなペナルティー対象者は1回目の対象者の次のグリッドからスタートしなければならない。1回目の原因となったライダーが、2回目のディレイド時に元のグリッドに戻ることはできない。
- 17-4-11-2-4 審査委員会が明らかにその原因が不可抗力によるものと判断した場合、ペナルティーを科さない場合がある。
- 17-5 ルマン式スタートの場合のスタート手順は以下のとおりとする。
(以下のスタート手順は標準モデルであり、特別規則によって変更されることがある。)
- 17-5-1 スタート準備
スタート約45分前に、ライダーはマシンと共にピットで待機していなくてはならない。
- 17-5-2 レースのスタート
- 17-5-2-1 1分前：シグナルタワーカウントダウン開始
“ヘルメット” パネル+ホーン：ライダーはコースの反対側、自分のマシンの正面に立つ。
- 17-5-2-2 30秒前：ボード表示
- 17-5-2-3 レッドライト消灯または国旗（特別規則に明記される）：スタート
- 17-5-2-4 各ライダーは自分のマシンのもとへ駆け寄りエンジンを始動し、レースを開始する。
- 17-5-2-5 エンジンは、マシンの機械式デバイスを用いて当該ライダーひとりによって始動される。
- 17-5-2-6 外部からの援助は一切禁止される。
- 17-5-3 ルマン式スタートにおいて、安全上の理由により競技監督が必要と判断し、審査委員会の許可を得た場合、スタッガードスタート（スタートライダーを複数のグループに分けて行う時間差スタート）を採用する事ができる。
- 17-5-3-1 スタッガードスタート
- 17-5-3-1-1 レッドライト消灯または国旗（特別規則に明記される）：スタート
- 17-5-3-1-2 最初のグループの各ライダーは自分のマシンのもとへ駆け寄りエンジンを始動し、レースを開始する。
- 17-5-3-1-3 約15秒後に国旗が振られて次のグループの各ライダーが同様にスタートする。ライダーは、前にスタートしたグループでエンジン始動の遅れたライダーが飛び出してくるかもしれないことに最大の注意を払わなければならない。
- 17-5-3-1-4 エンジンはマシンの機械式デバイスを用いて当該ライダーひとりによって始動される。外部からの援助は一切禁止される。
- 17-5-3-2 オープニングラップはセーフティカーが追尾する。
- 17-5-4 スタートの補助
もしライダーがマシンを始動できなかった場合、競技監督が可能だと判断した時点でグリーンフラッグを用いてアシスタントにマシンを押すことを許可する。ライダーがスタートできなかった場合には、ただちにコースマーシャルの指示により、マシンをピットに押して行く（出口あるいは入り口いずれか近いほうから）。

- マシンの修理が終わり次第、ライダーは再度スタートすることができる。
- 17-5-5 ディレイドスタート
ピットの出口地点をライダーの主要集団が通過したあとで、ピットレーンで待機しているライダーに対してライトを用いてディレイドスタートが許可される。
- 17-5-6 スタート手順違反へのペナルティ
上記17-5-1から17-5-4に関するいかなる違反も、当該ライダーにはストップ&ゴーペナルティが科せられる。但し、その軽重により、国内競技規則第3章競技会〔③違反行為に対する罰則〕(47頁参照)が適用される場合がある。

18 スタートにおける反則

- 18-1 スタートラインについての車両およびライダーは、スタート手順の開始からスタート合図が出されスタートが終了するまでスタート合図の統制下にある。
- 18-2 ジャンプスタートの定義は、スタート合図が行われる前に(シグナルの場合は：レッドライトが点灯している間に)停止位置から車両が前進した場合とし、審査委員会の同意を得た上で競技監督の決定により、下記のいずれかのペナルティが科せられる。
- 18-2-1 競技結果への30秒の加算。
- 18-2-2 ストップ&ゴーペナルティ
- 18-2-2-1 所定の場所での一旦停止(耐久レースでは停止時間を定める場合がある)。
- 18-2-2-2 当該ライダーに「STOP」の文字の下に車両ナンバーを付した一体型ボード(ペナルティ・ストップボード)をコントロールラインで掲示する。
天候やコースレイアウトにより、サービスとして追加表示をする場合がある。
- 18-2-2-3 3回目の提示を受けた周にピットインせず、ペナルティーを実行しない場合、当該ライダーは失格となる。
- 18-2-2-4 同時に複数の違反が発生した場合、原則的に一周ごとに停止させる。停止の順番は予選タイムに基づきタイム順に停止の指示を出す。ボードは複数同時に掲示する場合もある。
- 18-2-2-5 ストップ&ゴーペナルティが実行される前に赤旗中断で再レースとなった場合、再レース開始後停止することを要求される(レース終了までにペナルティが消化できない時は、レース結果に30秒加算の場合もある)。ただし3周末満で赤旗中断され、レース無効となった場合はペナルティは消滅する。ペナルティを終えていないまま再レースのスタートでもジャンプスタートをした場合、当該ライダーは失格となる。
※ジャンプスタート以外の反則に対してストップ&ゴーペナルティが適用される場合は上記手順が用いられる。
- 18-2-6 ストップ&ゴーペナルティーの際は、途中ピットボックス等に停車することなく、ペナルティーを受けなければならない。この規則に違反した場合は、ストップ&ゴーペナルティーの手順が繰り返される。
- 18-3 ピットクルーがスタートの規則に従わなかった場合も反則とみなされ、当該ライダーに1分加算もしくは失格のペナルティが科せられる。
- 18-4 ペナルティは、当該ライダーのピットクルーにボードによって通告される。判定に対する抗議は一切受け付けられない。

19 ピットロードのスピード制限

大会期間中を通じてピットロードのスピード制限は60km/h以内とする。

違反した場合は罰則が科せられる。

決勝レース時における違反への罰則は、違反1回に対してストップ&ゴーペナルティー1回とする。この制限速度に違反した場合、ストップ&ゴーペナルティーの手順が繰り返される。ただし、レース終了までにペナルティーが消化できない場合は、競技結果に30秒加算の場合もある。

20 “ウェット” および “ドライ” レース

- 20-1 耐久を除くすべてのレース（予選を含め）はウェットかドライに分けられる。ウェットの場合、ボードが掲示される。
ボードが掲示されない場合にはレースは自動的にドライとなる。この分類の目的は、ライダーにレース中天候状況の変化による影響があることを示すためである。
- 20-2 **ドライレース**
ドライレースと分類されたレースは天候状況が路面状態に影響を及ぼし、ライダーがタイヤ交換を望む可能性がある場合と競技監督が判断した場合に中断される。
- 20-3 **ウェットレース**
ウェットレースと分類されたレースは、変化して行く状況、またはウェットの状況で通常開始され、天候の理由により中断されることはない。タイヤ交換を望むライダーはレース中ピットに入りタイヤを交換することができる。
- 20-4 すべての場合において、最初にレースが天候上の理由により中断された場合、再スタートは自動的に“ウェット”レースとされる。

21 レース中の行為

- 21-1 走行中の遵守事項は、国内競技規則第3章競技会〔④競技参加者の遵守事項〕(38頁)の他、以下も適用される。これに違反した場合罰則が科せられる。
- 21-1-1 ライダーは、指示を伝えるシグナルフラッグに従わなければならない。
- 21-1-2 ライダーがコースアウトした場合、ライダーは、オフィシャルが指示した場所または、当該ライダーが有利にならないような場所からレースに復帰することができる。
※この際オフィシャルは下記の補助ができる。
・マシンを起こす補助。
・修理・調整が行われている間マシンを支える。
・ライダーの再スタートを補助する。
- 21-1-2-1 当該ライダーが有利となるショートカット（コーナー、シケイン等のコース外を走行し、自分に有利となる）が発生した場合：
予選中：当該ラップタイムの抹消
決勝中：ストップ & ゴーペナルティー
最終ラップ等ストップ&ゴーペナルティーを与えられない場合、レース結果に30秒のタイム加算とする。
- 21-1-3 リタイヤする場合、ライダーは自分のマシンをオフィシャルに指示された安全な場所に止めなければならない。
- 21-1-4 もしライダーがレースからリタイヤを余儀なくされるようなマシントラブルにあ

- った場合、そのライダーはスロー走行でピットまで戻らずに、コースアウトしてオフィシャルの指示に従い、安全な場所にマシンを止めなくてはならない。
- 21-1-5 コース上にオイル等の液体をまき散らす恐れのあるようなトラブルにあった場合、そのライダーはピットまで戻らずに、コースアウトして安全な場所にマシンを止めなければならない。
又、停止後再スタートを希望する場合はオフィシャルの確認を必要とする。
上記に違反した場合、10,000円以上の罰金が科せられる。
- 21-1-6 修復作業のためにスロー走行するライダーは、できるかぎりピット設置側を走行しなければならない。
- 21-1-7 コース外側より、作業もしくは工具・部品等の援助を受けてはならない。この場合は失格とされる。
いかなる場合でも、逆方向への走行あるいは規定外のコースを走行してはならない。これに違反した場合は罰則が科せられる。
- 21-1-8 レース中（予選中を含む）直線部分では前車を追い越すためあるいは後車のスリップ・ストリーミングを外す目的以外で、進路を著しく変更することは禁止される。
- 21-2 **ピットイン**
ライダーはレース及びプラクティス中にマシンの調整やタイヤ交換のためにピットに戻ることができる。レースにおいては全ての作業はピットボックス前のピットエリアにて行われなければならない。ピットボックス内の作業はレース中断によるインターバル時、または予選時のみ行うことができる。
予選中のピットボックス内での作業はリタイヤ扱いとならないが、レース中のピットボックス内での作業は当該レースからリタイヤしたものと判断される。
※ピットとは車両の修理、調整、部品交換、燃料補給などの作業を行うことを目的に、ライダーに与えられた区域である。
- 21-2-1 ピットインする車両のライダーは、ピットロード入口手前よりピット側に車両を寄せ、手または足でピットインの合図を行ったのち、安全を確認して正規のピットロード入口から進入し、徐行しなければならない。
ピットエリア（ピットボックス前の作業エリア）を走行することは禁止される。
- 21-2-2 ピットインする車両のライダーは、自己のピットにできるだけ近いピットロードからピットエリアに入り、できるだけ自己のピットに近づけて車両を停車させなければならない。
- 21-2-3 ピットインしてピットエリアに入った車両及び当該車両のライダーやピットクルーは、ピットロード及びピットエリアにおいて他の車両の通過を妨げてはならない。
- 21-2-4 ピットインの際、自己のピット前を通り過ぎて停車した車両のライダーは、競技役員の許可を得て、当該車両のライダーおよびピットクルーによって押し戻し、自己のピットにつけることができる。
- 21-3 **ピットアウト**
- 21-3-1 ピットロードにおいてはピットインしてくる車両に優先権がある。
- 21-3-2 ピットロードからコースに復帰するライダーは、正規のピットロードからコースインし、最初のコーナー出口に達するまで、ピット設置側に沿って走行しなければならない。その間、後方から近づく車両の走行を妨げてはならない。
- 21-3-3 ピットでエンジンを止めたライダーは、メカニックの補助を受けてマシンを再ス

- タートすることができる。
- 21-4 ピット作業
- 21-4-1 レース中、車両の修理、調整、部品交換は、ピットに準備してある部品と工具によって行わなければならない。給油中は、必ずエンジンを停止しなければならない。
- 21-4-2 ピット区域内にオイルをこぼしたり、汚したりした場合は、安全上ただちに清掃しなければならない。
- 21-5 ピット作業人員
- 21-5-1 大会の格式によって登録できるピットクルーの人数が大会特別規則に示される。
- 21-5-2 レース中にピットインした車両に対しての作業は、登録した2名のメカニックと、その車両のライダーの計3名に限られる。(全日本選手権は付則5全日本選手権特別規則〔①ピット要員〕参照)(100頁)
- 21-5-3 ライダーに対するピットクルー(メカニック、ピットサインマンおよびヘルパー)の合図は、大会競技役員の使用する合図旗にまぎらわしいものであってはならない。また主催者により定められたピット区域またはピットサインエリアのみで合図を送ることができる。
- 21-5-4 ピット作業を行う者は、ピットクルーライセンス所持者で、大会への参加申請がなされた者でなければならない。大会当日のピットクルーの追加は一切認められない。ただし参加申請がなされている者の変更は定められた時間内のみ認められる(変更料1,000円)。
- 21-5-5 ピットクルーは競技期間中を通じて、大会競技役員の指示に従わなければならない。
- 21-5-6 ピットクルーが諸規則に違反した場合の責任は、そのピットクルーが担当するライダーに帰属するものとし、当該ライダーに罰則が科せられる。

22 停車指示

- 22-1 レース続行が危険もしくはその疑いがあるとみなされるライダーまたは車両について、競技監督は、ピットインを命じるか、レースから除外することができる。
- 22-2 天災、大事故等の不慮の事態が発生した場合、競技監督は、赤旗によって全ライダーに対し、停止を指示することができる。

23 レースの一時停止

競技監督が天候上の理由、あるいはそのほかの理由からレースの中断を決定した場合、23-1赤旗を掲示するか23-2ペースカーを導入するの2つの方法のいずれかを選択することができる。

- 23-1 赤旗を掲示する場合
- 23-1-1 赤旗がスタートラインとすべてのマーシャル・ポストで掲示される。ライダーはただちにスロウダウンし、ピットに戻らなくてはならない。当該レースの結果は前の周を終えた時点でのものとされる。
- したがって、結果はレースを続行していたライダー全員が、赤旗が掲示されずにフルラップを完了した時点でのものとされる。
- 23-1-2 トップのライダー、およびトップのライダーと同じ周回数を走っていた残りのライダー全員が3周未満しか走行していないことを結果が示した場合、当該レースは無効とされ、再レースとして行われる。もし再レースのスタートが不可能な場

- 合、このレースは中止と宣言される。但し、予選があった場合、ポイントは予選結果に基づいて正規のポイントの1/2が与えられる（小数点以下2桁は四捨五入）。
- 23-1-3 トップのライダー、およびトップのライダーと同じ周回数を走っていた残りのライダー全員が3周以上、しかし本来のレース距離の2/3未満（小数点以下切り捨て）であった場合、レースの最終結果は複数のレースの周回数を合算し順位が決定される。周回数が同数の場合、最終レースの結果が優先される。もしレースの再スタートが不可能な場合、1回目のレース結果でレースは完了とし、ポイントは正規のポイントの2/3（小数点以下2桁は四捨五入）が与えられる。
- 30週のレースの場合の例：
 トップのライダーは9周目を終えて10周目に入ったが、その他のライダー全員が9周目を終えていない時点で赤旗が掲示された場合、レース結果は8周目を終えた時点でのものとされ、第2レースは22周となる。
 トップのライダー、およびトップのライダーと同じ周回数を走っていた残りのライダー全員が9周目を終えて10周目に入っていた時点で赤旗が掲示された場合、レース結果は9周目を終えた時点でのものとされ、第2レースは21周となる。
- 23-1-4 トップのライダー、およびトップのライダーと同じ周回数を走っていた残りのライダー全員が本来のレース距離の2/3（小数点以下切り捨て）を走行した場合、当該レースは完了したとみなされ、ポイントはフルに与えられる。
- 23-2 フルコースコーション（事故発生時に競技監督の判断によって、ベースカーが介入してレースを一時非競技化し、スロー走行で先導し、その間に事故処理を行う方法）。
- ベースカーを導入する場合、各大会の特別規則または公式通知によって示される。

24 赤旗中断されたレースの再スタート

レースが再スタートされる場合、再スタートはコース・コンディションが許すかぎり速やかに行われなくてはならない。ライダーがピットに戻りしだい、競技監督は新たなスタート時刻を発表する。このスタート時刻は状況が許すかぎり最初の赤旗が掲示されてから30分以内に設定される。

- 24-1 競技結果が2周以下の場合の再スタートには下記各項が適用される。
- 24-1-1 全ライダーがスタートできる。
- 24-1-2 マシンの修理・給油ができる。
- 24-1-3 転倒車両を使用する際には車検長の許可を必要とする。
- 24-1-4 登録され車検に合格しているスペアマシンに変更できる。
 また「12. 出場車両の変更」の規則は適用されない。
- 24-1-5 周回数は原則的にもとのレースと同じとする。
 （スタートディレイドにより周回数が減算されていた場合、周回数の減算を取り消し、元のレースと同じとする。）
- 24-1-6 グリッドポジションは本来のレースと同じとする。
 （ジャンプスタートのペナルティー対象者およびスタートディレイドの原因となり最後方グリッドへ移動したライダーは元のグリッドにもどる）
- 24-1-7 再スタートできないライダーのグリッドはそのまま空席とする。
- 24-1-8 スタートの手順は通常にサイティングラップから始められ、再スタート可能な選手が、スターティンググリッドについたことが確認された段階で、「ウォームアップラップ開始5分前ボード」が提示される。

- 24-2 競技結果が3周以上2/3（小数点以下切り捨て）未満の場合の再スタートには下記各項が適用される。
- 24-2-1 前回のレースでトップの周回数の75%（小数点以下切り捨て）を走行しているライダーだけが再スタートできる。
- 24-2-2 第2レースが開始される前に、第1レースの結果が公示されなくてはならない。
- 24-2-3 転倒車両を使用する際には車検長の許可を必要とする。
- 24-2-4 マシンは修理・給油ができる（耐久を除く）。
- 24-2-5 登録され車検に合格しているスペアマシンに変更できる。
また、「12. 出場車両の変更」の規則は適用されない。
- 24-2-6 第2レースの周回数は、本来のレース距離を満たすために必要な周回数とする（前回のレース結果の周回数に基づく）。
- 24-2-7 グリッドポジションは第1レースの結果に基づく。
- 24-2-8 レースの最終結果は、複数のレースの周回数を合算し、最大数の周回のライダーが優勝者となる。周回数が同数の場合、最終レースの順位が優先される。

25 リタイヤ（棄権）

- 25-1 リタイヤと停止（競技中、コース内での停止）は、国内競技規則第3章競技会〔2〕競技（42頁）による。
- 25-2 ライダー本人が負傷その他の理由でリタイヤ届を提出できないときには、競技役員の判定によりリタイヤと認めることができる。
- 25-3 ビット以外の地域でリタイヤする場合、ライダーは車両をレース（または予選）終了まで競技役員の下におかななければならない。ただし、競技役員から車両移動を指示された場合は、これに従わなければならない。

26 レース終了

- 26-1 トップのライダーにチェッカーフラッグが掲示された後、引き続き後続ライダーにも特別規則に示す時間提示される。この時間が経過した時をもってレース終了となる。
- 26-1-1 チェッカーフラッグは、ライダーに分かりやすく目線の高さで提示される。
- 26-1-2 チェッカーフラッグ提示位置については公式通知に明記される。
コース上でチェッカーフラッグを提示する場合、フラッグタワーにて提示される全ての合図旗を提示するのではなく、チェッカーフラッグとそれに付随するブルーフラッグのみを提示する。
- 26-2 ファイナルラップにフィニッシュライン手前でトップのライダーのすぐ前に他のライダーがいる場合、スタート・フィニッシュマーシャルは同時にチェッカーと青旗を掲示する。これはトップを走行するライダーはレースを終了するが、そのすぐ前を走っているライダーはファイナルラップを完走しチェッカーフラッグを受けなければならないということを意味する。
- 26-3 トップを走行するモーターサイクルが、所定の周回数を完了する前にレース終了の合図が出された場合、当該レースはその時点で終了したものとみなされる。何らかの理由によって、レース終了の合図が遅れた場合でも、レースはそれが本来終了する時点で終了したものとみなされる。

27 優勝者、順位、完走者および得点（ポイント）

- 27-1 優勝者
- 27-1-1 優勝者は規定の距離（周回数）または時間を完走して最初にフィニッシュライン（コントロールライン）を通過したライダーとする。
- 27-1-2 写真判定が用いられる場合には勝者の決定はフロントホイールの先端がフィニッシュラインを最初に通過した方を有利とする。
- 27-1-3 優勝者がフィニッシュラインを通過したら他のライダーはその時点で走行している周回を終え、フィニッシュラインを通過した時点で終了となる。
- 27-2 順位の優先順位
優先順位：
- 27-2-1 ビットレーンではなくコース上のフィニッシュラインで、チェッカーを受けた完走者の中から周回数の多い順に決定される。同周回数の場合はフィニッシュラインの通過順位による。
- 27-2-2 チェッカーを受けなかった完走者を周回数の多い順に決定する。同周回数の場合はフィニッシュライン通過順位による。
- 27-2-3 チェッカーは優勝者がフィニッシュラインを通過したのち特別規則に示す時間、フィニッシュラインで掲示される。
- 27-3 完走者
優勝者の周回数の75%（少数点以下切り捨て）以上を走行したライダー。
- 27-4 得点
得点は、国内競技規則第3章競技会 [26公式得点]（43頁）によって与えられる。

28 レース終了後の車両保管と再検査

- 28-1 原則として1位～6位の車両は、所定の位置より競技役員の手配に従って車両保管区域へ入らなければならない。
- 28-2 原則として1位～6位の車両は、音量測定およびエンジンを分解して排気量を測定するほか、規定を越える改造などについて再検査を行うことがある。
- 28-3 原則として1位～6位の車両は、暫定結果発表後30分間保管される。
地方選手権においては、保管時間を特別規則で定める場合がある。
- 28-4 燃料検査
燃料検査の手順
- 28-4-1 燃料検査は各大会の審査委員会が必要と認めた場合実施できる。
- 28-4-2 燃料検査を行う対象クラス、ライダーは審査委員会が決定する。
- 28-4-3 燃料テストは審査委員会が必要と認めた場合レース期間中いつでも行うことができる。
- 28-4-4 レース終了後に燃料タンク内に検査に必要な量が残っていなければならない。
- 28-4-5 各分析ごとに、それぞれ検査に必要な量のサンプルを2サンプル採取する。
- 28-4-5-1 ひとつは検査用、ひとつは保管用として封印し、当事者によって署名され、主催者が保管する。
- 28-4-5-2 潤滑油を混合した場合は混入したオイルも添えて提出しなければならない。
- 28-4-5-3 車検にて判別できない場合はMFJ指定の機関にて分析を依頼し検査する。
- 28-4-5-4 サンプルはエントラントに提出義務があり、その検査の費用は自己負担とする。
- 28-4-6 結果が不合格であった場合、当事者は本人の費用負担によってMFJ指定の別の機

- 関にて保管用サンプルの分析を依頼することができる。
- 28-4-7 分析の費用負担は下記の通り
- 28-4-7-1 大会審査委員会の決定により、特定の大会もしくはクラスに検査を行う場合。
・最初の検査の費用は主催者が負担する。
・結果が不合格で当事者が再度検査を要求する場合は当事者が負担する。
- 28-4-7-2 抗議が出され特定のライダーの検査をする場合は抗議者が費用を負担し、検査の結果違反が立証された場合は返却される。
- 28-4-7-3 検査の結果違反が立証された場合は違反者が検査料を負担しなければならない。
- 28-4-8 競技結果
サンプル分析の結果、違反が立証された場合国内規律裁定委員会に報告され、罰則が科せられる。また、当日受領した賞典等は返却しなければならない。
- 28-5 出場者は、車両保管解除と同時に、保管車両を速やかに引き取らねばならない。主催者は車両保管解除発表後、保管車両の責任は一切負わない。

29 レースおよび大会の延期・中止等

- 29-1 大会は、原則として本規則に基づいて発表した日程から変更または延期されることはない。
- 29-2 レースまたは大会が参加申し込み後に中止された場合、参加者が支払った出場料、MFJスポーツ傷害基金掛金は返還されるが、他の一切の損害賠償を主催者に請求することはできない。

30 抗議

- 30-1 抗議は、国内競技規則第3章競技会〔29抗議〕(44頁)による。
- 30-2 車両の分解検査に要した費用は、その抗議が不成立の場合は抗議提出者、成立した場合には抗議対象者が支払わねばならない。この車両の分解等に要した費用は車検長が算定する。
- 30-3 ガソリンおよびタイヤに関する抗議の場合の保証金は100,000円とする。

31 違反に対する罰則

- 31-1 競技規則による違反行為に対する罰則は、国内競技規則第3章競技会〔31違反行為に対する罰則〕(47頁)による。罰則は文書で該当者に通知される。
- 31-2 上記罰則に加え、ライダーまたはエントラントによる競技役員並びに大会関係者に対する暴力的な言動及び行動に対して、その軽重により以下のペナルティーが科せられる。
- 31-2-1 罰金：10,000円以上50,000円以下
- 31-2-2 失格
- 31-2-3 黄旗提示区間における違反には下記罰則を適用する。
- 31-2-3-1 追い越し 予選1回の場合：決勝時ピットスタートおよび罰金
予選2回の場合：当該セッションのタイム抹消
- 31-2-3-2 コースアウトまたは転倒：失格及び資格停止2ヶ月を国内規律裁定委員会に上申することができる。
- 31-2-3-3 事故を起こした場合、失格及びライセンス停止（最低2ヶ月）を国内規律裁定委員会に上申することができる。

※大会審査委員会は違反の内容を吟味し、減刑する権限を有する。

注1：資格停止期間中であっても、エントリーすることはできる。但し、当該大会時にはその停止期間は終了していなければならない。

注2：追い越しは、他の選手にペナルティーを与えるために故意に追い越しをさせる行為は対象外とする。

注3：大会審査委員会は、罰則を決定するに当たり、オフィシャルからの報告、ビデオでの検証等詳細な状況把握をした上で、ペナルティーを科すこととする。

32 本規則の解釈

規則および競技に関する疑義は、事務局あてに質疑をすることができる。なお、この回答は、大会審査委員会の解釈、決定が最終的なものとして示される。

33 本規則の施行

本規則は、2007年1月1日より施行する。

全日本ロードレース選手権大会 特別規則

 **MFJ ROAD RACE**

1 公 示

全日本ロードレース選手権はFIM国際スポーツ憲章に基づいたMFJ国内競技規則と全日本選手権シリーズを通じて、共通した項目をまとめた本大会特別規則と各大会の特別規則に基づきFIM・MFJ公認の国際格式競技会として開催される。

2 全日本ロードレース選手権参加者の行動規範

この規範は全日本ロードレース選手権に参加するライダー／チーム／関係者が健全なモーターサイクリススポーツの頂点分野を担い、個人の社会的名誉を高め、しいてはモーターサイクリススポーツの健全な発展を図るために定められる。

- 2-1 国内最高格式レース参加者であることを自覚し、競技規則を遵守することは勿論、子どもや社会から信頼されるスポーツマンシップ・フェアプレー精神による人格向上を目指さなければならない。
- 2-2 国際的視野をもってあらゆるスポーツに見識を広め、対外的な言動には、良識的責任ある模範的なスポーツ社会人でなければならない。
- 2-3 モーターサイクリススポーツファンはもとより善良な社会人に対して、常に温かく親切かつにこやかに接し、ファンの満足と社会的評価を高めなければならない。
- 2-4 大会期間中の服装は、チームウェアの着用等、モータースポーツ関係者として社会に誇示できるものでなければならない。
- 2-5 MFJ・プロモーター・各大会主催者が行うイベント（サイン会・撮影会・ピットウォーク等）及び関連プロモーション活動に誠実に協力しなければならない。
- 2-5-1 MFJプロモーションスタッフとのスタイル・スピーチ・行動の協議
- 2-5-2 大会間の合意されたプロモーション活動及び各種のインタビュー
- 2-5-3 公式練習・予選期間中のインタビュー
- 2-5-4 車載カメラ・通信機器・表示機器などの搭載協力
- 2-5-5 表彰式典と勝利者インタビューへの出席及びメディア向けインタビュー
- 2-5-6 公式スポンサーのプロモーション活動への協力
- 2-5-7 公式メディアへの露出協力
- 2-5-8 その他合意された事項

3 開催種目と競技会の日程

- 3-1 開催種目は下記とする。

GP-MONO
GP125
GP250
ST600
JSB1000

3-2 レースウィークの日程

3-2-1 全日本選手権は下記日程で開催される。

月～木曜日：当該大会にエントリーしている選手の走行は禁止とされる。これに違反した場合罰則が適用される。

ただし、第1戦のみ木曜日の走行が設定される。

金曜日：練習走行 ART走行

土曜日：公式予選

・予選最多出場台数以内であれば、1組、1回の予選とする。ただし、主催者によっては、2回とすることができる。

| | |
|-------------------------|--|
| ST600 GP125 GP250 | 最多予選出走台数に満たないエントリーで予選1回で行なわれる場合 予選落ちがある場合 最低時間 40分 予選落ちがない場合 最低時間 35分 予選が2回行なわれる場合 予選1回目 最低20分 予選2回目 最低15分 尚、主催者判断により予選時間を増加することができる。 |
| JSB1000 | <計時予選方式> 最多予選出走台数に満たないエントリーで予選1回で行なわれる場合 予選落ちがある場合 最低時間 45分 予選落ちがない場合 最低時間 40分 予選が2回行なわれる場合 予選1回目 最低20分 予選2回目 最低20分 尚、主催者判断により予選時間を増加することができる。 |
| | <主催者が定める予選方式> 予選方式は、大会特別規則によって定められる場合がある。 ・スーパーボール方式 ・トップクオリファイ方式 ・ノックアウト方式 |
| GP-MONO | 土曜日 ・特別スポーツ走行 最低時間 20分 ・予選は1回 最低時間 20分 尚、主催者判断により予選時間を増加することができる。 |

日曜日：午前 ウォーミングアップラン クラス10分

9:00～ 決勝レース

3-2-2 競技会の日程は巻末（106頁参照）に示す。

4 参加定員

- 4-1 全クラス最大予選組2組までのフリーエントリーとする。
- 4-2 最大予選組を超えるエントリーのある場合、主催者が決定する。
- 4-3 最終戦のMFJグランプリは、出場者に下記の選抜条件が設定される。
- 4-3-1 MFJグランプリ大会は、エントリー締切期限である9月20日現在、当該クラスのランキングポイントを取得している者。
- 4-3-2 エントリー締切後の全日本選手権当該クラスにおいて、ポイントを取得したものは、エントリーが認められる。
- 4-3-3 世界選手権・海外選手権出場者などの参加については、当該ライダーの実績をもとに主催者が参加の可否を決定する。

5 追加のクラス

併催種目の設定に際しては、パドック並びに全日本の予選、決勝に影響しないことを条件に開催が認められる。

6 コースと最多出場台数

- 6-1 コースはMFJが国際公認もしくは準国際公認したコースとする。
 6-2 各施設ごとの同時出走最多台数は以下のとおり。

| 施設 | 決勝 | 予選* |
|--------|----|-----|
| SUGO | 40 | 48 |
| 筑波 | 36 | 43 |
| もてぎ | 40 | 48 |
| 鈴鹿 | 44 | 52 |
| 岡山国際 | 40 | 48 |
| オートポリス | 40 | 48 |

※ 予選台数については、エントリー状況により、変更することが認められ、変更する場合特別規則に明記される。

ロードレース

7 予選の組み分け

予選が複数組に分かれる場合、組み分けの優先順は、以下の通りとする。

- 7-1 第3戦までは、前年度の当該クラスのランキング順に振り分ける。
 7-2 第4戦以降、エントリー締め切り時点の当該年度ランキング順とする。
 7-3 前年度ランキングに載っていない場合やクラス変更を行ったライダーの場合は、指定されたゼッケンの若い順に振り分けられる。

※予選組み分け対象者は、当該大会にエントリーしている者とする。

8 大会審査委員会

- 8-1 大会審査委員長はMFJロードレース委員会委員、もしくは主催者が指名する1級競技役員でMFJが任命する。
 8-2 任命された審査委員長が定時までに会場に到着しない場合は、次席のものがこれにあたる。
 8-3 審査委員長は必要に応じてエントラントの代表者を指名し、審査委員会に同席させることができる。ただし、投票権は与えられない。

9 参加資格

- 9-1 GP125・GP250・ST600・JSB1000クラスは、2007年度ロードレース国際ライセンス所持者
 9-2 GP-MONOクラスは、2007年度ロードレース国際または国内ライセンス所持者
 予告：'08年より、GP125クラスの新規参加者に年齢制限が適用される。
 '09年より、GP125クラスの全ての参加者に年齢制限が適用される。

10 出場料およびMFJスポーツ傷害基金掛金

JSB1000クラス

出場料 : 31,500円

MFJスポーツ傷害基金掛金 : 3,500円

合計 : 35,000円

ST600・GP125・GP250・GP-MONOクラス

出場料 : 16,000円

MFJスポーツ傷害基金掛金 : 3,500円

合計: 19,500円

11 ピット要員

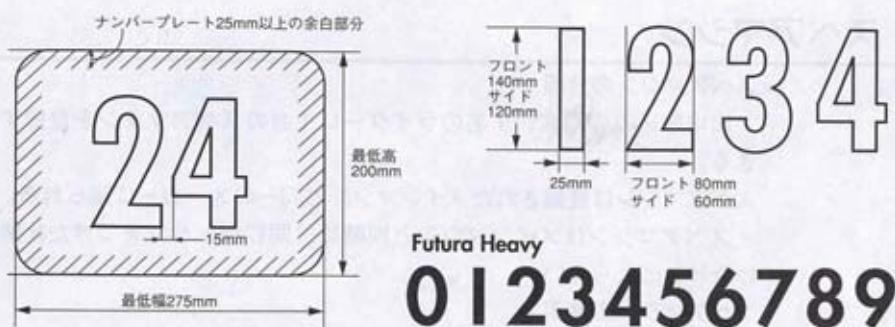
- 11-1 ライダー1名に対して6名までのピットクルーが認められる（同チームにおける2人目以降のライダーには制限がある）。いずれもピットクルーライセンスが必要であり、当日の変更は可能であるが追加は認められない。
JSB1000クラスのみライダー1名に対して8名までのピットクルーが認められる（同チームにおける2人目以降のライダーには制限がある）。
- 11-2 ピットエリアではライダー1名について3名までのピットクルーが作業できる。

12 レース当日の練習走行

- 12-1 レース当日の朝、各クラスごとに最低10分間の練習走行が行われる。
- 12-2 天候等やむを得ない理由で短縮または中止される場合がある。

13 ゼッケンナンバー

- 13-1 前年度全日本選手権の有得点者で、当該クラスのランキング順位に従って年間指定ゼッケンナンバーが与えられる。
- 13-2 その他の年間出場ライダーにはARTにより年間ゼッケンナンバーが指定される。
- 13-3 ランキング順位に従って定められたゼッケンナンバーを変更する場合はMFJ中央スポーツ委員会にて許可が必要であり、別途定める料金を必要とする。
- 13-4 ナンバープレートおよびゼッケンナンバーについては、付則4ロードレース規則 [⑧ナンバープレート・⑨ゼッケンナンバー項] および各クラスの技術仕様に適合してなければならない。
- 13-5 全日本選手権（ナンバープレート）規則
- 13-5-1 ナンバープレートの地色および数字の色は下記のとおりとする。
GP-MONOクラス 赤地に白文字
JSB1000・ST600・GP125・250クラスの文字（数字）の色は、黒か白文字とする。
ナンバープレートのバックグラウンドの色は自由とするが、文字（数字）が判別しやすいようにしなければならない。
- 13-5-2 数字の字体は、Futura Heavyを基準とするゴシック体とする。また影付き文字などは認められない。ただし、チャンピオンゼッケンの1に限り字体は自由とするが、判読しやすいものでなければならない。
- 13-5-3 バックグラウンドは最低限、下記の面積が単色でなければならない。
（蛍光色は禁止される）
幅 275mm × 高さ 200mm
- 13-5-4 ナンバーおよびナンバープレートの明瞭度に関して論議が持ち上がった場合、車検長の決定が最終的なものとする。
- 13-5-5 この規定に適合していないゼッケンナンバーおよびプレートを装着してるモーターサイクルは、車検長によりレース参加の許可を得ることができない。



ロードレース



13-5-6 JSB1000、ST600クラスのサポートナンバーおよびプレートについては、クラス別技術仕様の〔ナンバープレート及びカラー 6-6項〕に適合していなければならない。

GPクラスのサイドゼッケン

例) No.24の場合



(悪い例)



ゼッケンナンバーの位置は側面から見て見やすい位置に貼付けなければならない

プロダクションクラスのサイドゼッケン

例) No.24の場合



(悪い例)



ゼッケンナンバーの位置は側面から見て見やすい位置に貼付けなければならない

14 スペアマシン

- 14-1 スペアマシンの登録
- ・出場申込みの際に、1名のライダーに1台のスペアマシンを登録することができる。
 - ・スペアマシンは登録されたメインマシンと同一のメーカーに限られる。
 - ・スペアマシンはメインマシンと同時に、同じゼッケンをつけた状態で車検を受けなければならない。
- 14-2 スペアマシンの使用
- ・公式予選ではライダーは登録されたメインマシンとスペアマシンの2台の車両を使用することができる。
 - ・決勝レースのスタート進行開始後のスペアマシンとの交換については国内競技規則 付則4ロードレース競技規則 [⑪スタート方法17-4-10-6] が適用される。
 - ・決勝レースが赤旗中断された場合のスペアマシンとの交換については国内競技規則 付則4ロードレース競技規則 [⑫赤旗中断されたレースの再スタート22-1-4、22-2-5] が適用される。
- 14-4-2 年間登録チームのスペアカーに関する規定
- 年間登録チーム（同一エントラント）で同クラスに参戦する年間登録ライダー2名がいる場合は、下記条件にて1台のスペアカーを共有することが出来る。この条件に違反した場合には失格の罰則が与えられる。
- ・事前にいずれかの年間登録ライダーにスペアカーが登録されており、車検に合格していなければならない。
 - ・スペアカー登録変更（同一エントラント参戦年間Aライダーから年間Bライダーへ移動）は当該大会開催期間中1回のみ許可される。それ以降の変更はできない。
 - ・スペアカー登録変更場合は、大会事務局に申請を行い、エントラント自らの責任においてゼッケン・マーキングされたタイヤ・トランスポンダーの交換等を行わなければならない。
 - ・公式予選/ウォームアップ/決勝（スタート進行含む）が開始された後はそのセッション中にスペアカーの登録変更は出来ない。
- ※セッション終了後から次のセッションの間は登録変更ができる。
- 決勝レースが赤旗で中断し、再スタートとなった場合はスペアカー登録変更の申請が出来る。

15 ピットロードのスピード制限

大会期間中を通じてピットロードのスピード制限は60km/h以内とする。

違反した場合は罰則が科せられる。

決勝レース時における違反への罰則は、違反1回に対してストップ&ゴーペナルティー1回とする。この制限速度に違反した場合、ストップ&ゴーペナルティーの手順が繰り返される。ただし、レース終了までにペナルティーが消化できない場合、競技結果に30秒加算される場合がある。

16 タイムキーピングシステム

主催者の定める大会特別規則にて自動計測装置の取り付けを義務づけられた場合、これに従わなければならない。

17 スターティンググリッド

スターティンググリッドの数および配置は各大会の特別規則に示される。

18 レース距離

- 18-1 各クラスの決勝レースの距離を下記のように定める。
- | | |
|---------|------------|
| GP-MONO | 30km~60km |
| GP125 | 60km~130km |
| GP250 | 60km~130km |
| ST600 | 60km~130km |
| JSB1000 | 60km~130km |
- 18-2 上記レース距離は、天候等やむを得ない理由によって短縮される場合がある。

19 賞および得点

- 19-1 賞の詳細については公式通知に示される。
- 19-2 全日本選手権のランキングは得点の総合計によって決定される。その他の詳細は全日本選手権ランキング決定基準 (56頁) に示される。
- 19-3 得点は国内競技規則第3章競技会 [㊦公式得点] (43頁) に従い出走台数に応じて与えられる。ただしJSB1000クラスを除く
- 19-4 JSB1000クラスのポイント

| 順位 | 1位 | 2位 | 3位 | 4位 | 5位 | 6位 | 7位 | 8位 | 9位 | 10位 | 11位 | 12位 | 13位 | 14位 | 15位 | 16位 | 17位 | 18位 | 19位 | 20位 |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 得点 | 25 | 22 | 20 | 18 | 16 | 15 | 14 | 13 | 12 | 11 | 10 | 9 | 8 | 7 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |

- ・競技成立台数は、予選出走台数2台以上とする。
- ・得点は、完走者に対して与えられる。

- 19-5 MFJグランプリ大会は、規定のポイントに3点加算される。
- 19-6 2ヒート制の場合のポイントは、各ヒートごとに通常のポイントが与えられる。
※MFJグランプリのJSB1000クラス2ヒートレースはそれぞれのヒートにボーナスポイント3ポイントが加算される。
- 19-6-1 GP-MONOクラスのランキングは、国際クラスと国内クラスの別々のランキングに分けられる。獲得ポイントは総合順位によって与えられる。
指定ゼッケンについては、国際・国内区分問わず、シリーズ総合ランキングによって決定される。
- 19-7 MFJユースカップ
- 19-7-1 GP125クラスについては、年齢12歳から17歳までのライダーにユースカップが設定される。
- 19-7-2 ユースカップに登録するライダーは、事前に登録しなければならない。年齢の基準は、当該年度の1月1日とする。
- 19-7-3 ユースカップの得点は、レースの総合順位に基づき与えられる。
- 19-8 MFJのスポーツ国籍以外の選手については賞典は与えられるが、全日本選手権の得点は与えられない (但し下位は繰上げない)。
- 19-9 チームランキングポイントは、年間登録チームのみが対象とされ、そのチームが起用するライダーの中の一番よいポイントだけを抽出し、積算する。
- 19-10 2007年度文部科学大臣杯は、JSB1000チャンピオンに授与する。

20 主催者の権限

- 20-1 参加申し込みの際に、その理由を示すことなく、参加者、ライダー、ピットクルーを選択あるいは参加を拒否することができる。
- 20-2 競技監督が必要と認めた場合、ライダーに対し、指定医師による健康診断書の提出を要求し、競技出場の健康上の理由による可否を最終的に決定することができる。
- 20-3 ゼッケンナンバー、ピット・ガレージの割り当て等にあたり、各参加者の優先順位を決定することができる。ただし、エントリー台数によっては、ピットガレージの割り当てができない場合もある。ピットガレージの割り当ては、ARTに委託される。
- 20-4 やむを得ない理由により、公式プログラムの印刷に間に合わなかったライダーの氏名登録または変更について許可することができる。
- 20-5 すべての参加者、ライダー、ピットクルーおよびその参加車両の音声、写真、映像など報道、放送、放映、出版、ビデオ等に関する権利を有し、この権限を第三者が使用することを許可できる。
- 20-6 予選通過基準タイムはトップタイムの110%（JSBクラストップタイムの上位3名の平均タイムの107%）以内とし、大会主催者は特別規則書に記載して110%（JSBクラス107%）以内の範囲内でその基準タイムを変更することができる。
- 20-7 年間登録チームに所属するライダーは主催者・プロモーション委員会の行う広報活動に協力する義務を負う（詳細は登録申請用紙に記す）。

21 ペナルティの通告

何らかの事情によりペナルティが科せられる場合、そのペナルティ内容により当該ライダーのみでなく、当該ライダーの所属するチーム代表者にも通告される。その場合、チーム代表者は同席しなければならない。但し、ジャンプスタートの違反については、この限りではない。

22 タイヤ規制

- ST600、JSB1000クラスにおける使用タイヤには、以下の規制があるため、それぞれの技術仕様には注意すること。
- 22-1 ST600
タイヤはMFJが公認したタイヤのみ使用することができる。
- 22-1-1 タイヤの使用本数制限が設けられ、予選・ウォーミングアップラン・決勝を通じ3セットのみ使用することが認められ、定められた時間にマーキングされる。なお、マーキングしたタイヤの変更は認められない。ただし、MFJ公認ウェットタイヤは、マーキングの必要なく使用することができる。
- 22-1-2 ウェット時のタイヤ使用本数制限は行わない。但し雨天時においてドライタイヤを使用する場合、マーキングされたタイヤのみ使用可能とする。
- 22-1-3 サンプルタイヤ制度
予選終了後、ランダムに抽出された1台と決勝1位～3位入賞のタイヤを切断検査対象とし、検査対象者にはタイヤマニュファクチャラーより新品タイヤを提供する。ただしウェットタイヤは、検査対象外とされ、新品タイヤの提供はされない。

| | | |
|----------------------|-------------------|-----------|
| ドライ時・ ウェット 宣言中 | MFJ公認ST600ドライタイヤ | マーキングが必要 |
| | MFJ公認ST600ウェットタイヤ | マーキング必要なし |

22-2 JSB1000

22-2-1 タイヤの使用本数が設けられ、予選・ウォーミングアップラン・決勝を通じ3セットのみ使用することが認められ、定められた時間にマーキングされる。なお、マーキングしたタイヤの変更は認められない。

22-2-2 ウェット宣言時のタイヤ使用本数制限は行わない。

また、マーキングの有無を問わずにすべてのコンディションのタイヤを使用することができる。なお、「ウェット宣言」が解除された場合は、解除後10分以内にマーキングされたタイヤに交換しなければならない。

| | | |
|-------------|----------------------|-----------|
| ドライ時 | すべてのコンディションのタイヤが使用可能 | マーキングが必要 |
| ウェット 宣言中 | すべてのコンディションのタイヤが使用可能 | マーキング必要なし |

22-3 タイヤ違反に対する罰則

ST600・JSB1000クラスにおいて、タイヤ規制違反が発生した場合、以下の罰則をあたえる。

予選中 : 当該セッションの予選タイム無効 (マーキング違反の場合)

ST600クラスMFJ公認タイヤ以外の使用の場合 失格

ウォームアップラン: 決勝レース中に「ストップ&ゴーペナルティー」または、決勝結果に対し30秒のタイム加算

決勝中 : 失格

23 スタート練習

プラクティスまたは、ウォームアップ中は、安全が確認されることを条件にピットレーン出口からコースに入るまでの部分で行うことができる。または当該セッションのチェッカーフラッグ提示後に、安全が確認されること、レーシングラインを外して行うことを条件に行うことができる。

ただし、各大会の特別規則または公式通知によってスタート練習の時間、場所、方法が示された場合には、それに従わなければならない。

24 本規則の施行

本規則は2007年1月1日より施行する。なお本規則に示されていない事項は主催者の発行する大会特別規則による。

2007年全日本ロードレース選手権大会特別規則

2007年MFJ全日本ロードレース選手権シリーズカレンダー

| 開催月日 | 大会名/会場 | 出場申込先 | 出場申込期間 |
|-----------------------|--|---|---------------------------|
| 3月31日 ↓ 4月1日 | MFJ全日本ロードレース選手権シリーズ第1戦 スーパーバイクレースinもてぎ 会場：ツインリンクもてぎ ☎0285-64-0001 | (株)モビリティランドツインリンクもてぎレース事務局 〒321-3597 栃木県芳賀郡茂木町大字松山120-1 ☎0285-64-0200 | 2月20日(火) ↓ 3月1日(木) |
| 4月14日 ↓ 4月15日 | MFJ全日本ロードレース選手権シリーズ第2戦 鈴鹿2&4レース ※JSB1000クラスのみ開催 会場：鈴鹿サーキット ☎059-378-1111 | (株)モビリティランド 鈴鹿サーキットSMSC事務局 〒510-0295 ☎059-378-3405 | 3月6日(火) ↓ 3月15日(木) |
| 5月12日 ↓ 5月13日 | MFJ全日本ロードレース選手権シリーズ第3戦 スーパーバイクレースin筑波 会場：筑波サーキット ☎0296-44-3146 | (財)日本オートスポーツセンター 〒104-0041 東京都中央区新富1-9-6 新富一丁目ビル ☎03-3555-6051 | 4月3日(火) ↓ 4月12日(木) |
| 5月26日 ↓ 5月27日 | MFJ全日本ロードレース選手権シリーズ第4戦 スーパーバイクレースin九州 会場：オートボリスサーキット ☎0973-55-1111 | オートボリスサーキット 〒877-0132 大分県日田市上津江町上野田 1112-8 ☎0973-55-1111 | 4月17日(火) ↓ 4月26日(木) |
| 8月25日 ↓ 8月26日 | MFJ全日本ロードレース選手権シリーズ第5戦 スーパーバイクレースinSUGO 会場：スポーツランドSUGO ☎0224-83-3111 | SUGOスポーツクラブRR係 〒989-1394 ☎0224-83-3111 | 7月17日(火) ↓ 7月26日(木) |
| 9月29日 ↓ 9月30日 | MFJ全日本ロードレース選手権シリーズ第6戦 スーパーバイクレースin岡山 会場：岡山国際サーキット ☎0868-74-3311 | (株)岡山国際サーキットレース事務局 〒701-2612 岡山県美作市滝宮1210 ☎0868-74-3311 | 8月21日(火) ↓ 8月30日(木) |
| 10月20日 ↓ 10月21日 | MFJ全日本ロードレース選手権シリーズ最終戦 第39回MFJグランプリスーパーバイクレースin鈴鹿 会場：鈴鹿サーキット ☎059-378-1111 | (株)モビリティランド 鈴鹿サーキットSMSC事務局 〒510-0295 ☎059-378-3405 | 9月11日(火) ↓ 9月20日(木) |

2007年ロードレース主要競技会カレンダー

| 開催日 | 大会名/会場 | 開催クラス | 出場申込先 |
|---------------------------|--|-----------------------------------|---|
| 6月9日(土) ↓ 6月10日(日) | "Road to 8 hours" 鈴鹿300km耐久ロードレース 会場：鈴鹿サーキット ☎059-378-1111 | SBK/SPP/SS T/JSB1000 ※詳細調整中 | ㈱モビリティランド 鈴鹿サーキットSMSC事務局 〒510-0295 ☎059-378-3405 |
| 7月26日(金) ↓ 7月29日(日) | FIM世界耐久選手権シリーズ"コカ・コーラ" 鈴鹿 8時間耐久ロードレース第30回記念大会 会場：鈴鹿サーキット ☎059-378-1111 | SBK/SPP/SS T/JSB1000 ※詳細調整中 | ㈱モビリティランド 鈴鹿サーキットSMSC事務局 〒510-0295 ☎059-378-3405 |
| 8月17日(金) ↓ 8月19日(日) | エンデュランス・カーニバル2007 もてぎオープン7時間耐久ロードレース「もて耐」 | | (株)モビリティランドツインリンクもてぎモータースポーツ部 〒321-3597 栃木県芳賀郡茂木町大字 松山120-1 ☎0285-64-0200 |
| 9月21日(金) ↓ 9月23日(日) | FIM MotoGP世界選手権シリーズ第15戦 日本グランプリもてぎ 会場：ツインリンクもてぎ ☎0285-64-0001 | MotoGP GP250 GP125 | (株)モビリティランドツインリンクもてぎレース事務局 〒321-3597 栃木県芳賀郡茂木町大字 松山120-1 ☎0285-64-0200 |

※鈴鹿サーキットとスポーツランドSUGOへの郵便物は、郵便番号と宛名のみで届きます。

チャレンジカップ選手権大会 特別規則

 MFJ ROAD RACE

1 公 示

チャレンジカップ選手権ロードレースは、全日本選手権を目指す国内ライセンス選手の登竜門として位置付けられ、FIM国際スポーツ憲章に基づいたMFJ国内競技規則とチャレンジカップ選手権レースの共通した項目をまとめた本大会特別規則と各大会の特別規則に基づきMFJ公認の国内格式競技会として開催される。

2 開催種目

- 2-1 参加資格：国際・国内
2-2 クラス：GP125・GP250・ST600・JSB1000

3 追加のクラス

チャレンジカップ選手権には併催クラスの追加が認められる。

4 選手権

2007年チャレンジカップ選手権は下記3地域で開催される。

- ・東日本チャレンジカップ (SUGO・筑波・もてぎ・富士)
- ・ウエストチャレンジカップ選手権 (鈴鹿・岡山国際)
- ・サウスチャレンジカップ選手権 (HSR九州・オートボリス)

※上記地域については変更される場合がある。MFJライディング誌にて最終的に公示する。

5 コース

コースはMFJが国内公認したコースとする。

6 大会審査委員会

- 6-1 大会審査委員長は主催者が任命する。
6-2 任命された審査委員長が定時までには会場に到着しない場合は次席のものがこれにあたる。

7 参加定員

参加定員を定める場合がある。

8 出場料およびMFJスポーツ傷害基金掛金

出場料金は主催者によって定められる。MFJスポーツ傷害基金掛金は3,500円。

9 ピット要員

- 9-1 ライダー1名に対して最大4名のピットクルーが認められる。いずれもピットクルーライセンスが必要であり、エントリー時にピットクルー登録が必要とされ、当日の変更は可能であるが追加は認められない。
- 9-2 ピットエリアではライダー1名について2名のピットクルーが作業できる。

10 ゼッケンナンバー

ライダーには大会ごとに主催者からゼッケンナンバーが指定される。

- 10-1 ナンバープレートおよびゼッケンナンバーについては、付則4ロードレース競技規則⑧ナンバープレート、⑨ゼッケンナンバー、および各クラスの技術仕様の規則に適合してなければならない。
- 10-2 国内ライセンスのナンバープレートカラーはクラスごとに下記に定められる。
- | | |
|---------|--------|
| GP125 | 黒地に白文字 |
| GP250 | 緑地に白文字 |
| ST600 | 白地に黒文字 |
| JSB1000 | 黄地に黒文字 |
- 10-3 国際ライセンスのプレートは付則5全日本特別規則⑬—5全日本選手権ナンバープレート規則・100頁のプレートカラーの規定とする。

11 出場車両並びにマーキング部品の変更

- 11-1 車両変更
登録された車両の変更は、原則として認められない。変更する必要がある場合は、所定の書式に従って車両の変更申請を行い、競技監督がこれを認めた場合に限り、車両の変更が認められる。
エントリー終了後から公式車検終了前までの車両変更手数料は5,000円とする。
- 11-2 マーキング部品の変更
公式予選前から決勝レースの開始までの定められた時間内にマーキング部品（フレームボディおよびエンジンまたはその両方）を交換する必要がある場合は、競技監督に申告し、元の部品を提示および車検において保管されることを条件にマーキング部品の交換が認められる。
マーキング部品の変更の期限は、[付則4ロードレース競技規則⑫出場車両並びにマーキング部品の変更]の12-2-1・12-2-2・12-2-3が適用される。
車両変更手数料は、1回10,000円とする。
当該車両が決勝レース後の再車検対象の場合、保管された部品も分解検査の対象とする。
- 11-3 公式車検終了後ライダー間でマシンを交換することは禁止される。
- 11-4 製造メーカー側の車両欠陥に関する紛争についての立証の責任は、参加者側にあるもの

とする。

12 公式予選

公式予選は主催者により設定される（最低時間は設けない）。

13 タイムキーピングシステム

主催者の定める大会特別規則にて自動計測装置の取り付けを義務づけられた場合、これに従わなくてはならない。

14 スタートイングリッド

スタートイングリッドの数および配列は各大会の特別規則に示される。

15 賞および得点（ポイント）

- 15-1 賞の詳細については公式通知に示される。
- 15-2 得点は国内競技規則第3章競技会〔㊸公式得点〕（43頁）によって与えられる。
- 15-3 耐久レースの場合、ポイントがそれぞれのライダーに与えられる。ただしチームが3人からなる場合、レースの総距離あるいは総走行時間の20%以上を走ったライダーに得点が与えられる。
- 15-4 国内ライセンスで獲得する昇格ポイントは総合順位によって与えられる。
- 15-5 やむを得ず排気量クラスの混走を行う場合のポイントは、それぞれのクラスの予選出走台数から適用する。
- 15-6 国内ライセンスにて出場し優勝した者は、国際ライセンスに昇格する権利が与えられる（当該年度中であればいつでも可）。

16 主催者の権限

- 16-1 参加申し込みに際して、その理由を示すことなく、参加者、ライダー、ピットクルーを選択あるいは参加を拒否することができる。
- 16-2 競技監督が必要と認めた場合、ライダーに対し、指定医師による健康診断書の提出を要求し、競技出場のための健康上の理由による可否を最終的に決定することができる。
- 16-3 ゼッケンナンバー、ピット・ガレージの割り当て等にあたり、各参加者の優先順位を決定することができる。
- 16-4 やむを得ない理由により、公式プログラムの印刷に間に合わなかったライダーの氏名登録または変更について許可することができる。
- 16-5 すべての参加者、ライダー、ピットクルーおよびその参加車両の音声、写真、映像など報道、放送、放映、出版、ビデオ等に関する権利を有し、この権限を第3者が使用することを許可できる。

17 本規則の施行

本規則は2007年1月1日より施行される。

なお本規則に示されていない事項は主催者の発行する大会特別規則による。

ロードレースにおける 2次災害防止の遵守事項

転倒、または故障停止したら

2次災害防止

転倒したら2次災害の防止。

転倒、もしくは故障で停止した場合、後続車にひかれる、あるいは後続車を転倒させる等の2次災害事故の増大を防止するよう心がけて下さい。

まず安全確保

転倒したら、状況判断により、安全な所にできるだけ早く退避して下さい。

特に、オイルによる転倒は、後続車も同じ所に次々と転倒してきます。

後続車への合図

ポストから黄旗が振られますが、できるかぎり後続車に知らせる努力をして下さい。タイミングを見て、電源と燃料コックをOFFにして火災や燃料漏れの防止をして下さい。

障害物のかたづけ

オフィシャルと協力して散乱部品のかたづけを素早く行って下さい。オイルやガソリンがこぼれていたら処理作業も素早く行って下さい。安全上、走ってくるレーサーに背中を向けないように心がけて下さい。

コース内はヘルメットを

自分が転倒した所は他のライダーも転倒しやすい場所です。いつ飛び込んで来るか分かりません。

ガードレールの外に出るまではヘルメットを被ったままで行動して下さい。コース内（グリーンも含む）にライダーがいる間は黄旗が振られ、追い越し禁止です。他のライダーを拘束しますので、できるだけ早くコース外に退場して下さい。

再スタート

マシンが再スタートが可能かどうかの確認をして下さい。

マシンの点検はコース内の危険な場所で行わないで下さい。オフィシャルの指示に従い安全な場所へ移動して下さい。

- 1) オイル、ガソリン、冷却水、ブレーキオイル等の漏れがないか確認をして下さい。オイル漏れなどがあった場合は、無理にピット帰還はしないで下さい。
- 2) 走行に危険のある部分の破損、重要保安部品の破損がないか、また破損部分が鋭利になり2次被害を与えないか確認して下さい。
- 3) カウリング内に泥、砂利、草等が入っていないかを確認し、またタイヤに泥が付着したままライン上に復帰してはいけません。後方の安全を十分に確認し余裕をもってコースに復帰して下さい。

転倒車両を見たら

転倒したマシンは、オイル、ガソリン等をこぼす可能性があります。

走行中に転倒車を目撃したら次の周には充分注意をして通過して下さい。

1 序論

- 1-1 モーターサイクルとは、一本の軌跡を残す二輪車両で、内燃エンジンによって推進され、ひとりのライダーによってコントロールされるものである。
- 1-2 下記のMFJロードレースGPフォーミュラ技術仕様に適合することを条件に、コンストラクターはデザイン、材質、およびモーターサイクルの全体的構造において自由に革新性を追求することができる。
- 1-3 テレメトリー
走行中のモーターサイクルから、またはモーターサイクルへの情報交換はおこなってはならない。オフィシャルのタイム計測装置は義務付けられる。
- 1-4 規則の追加、改訂はMFJライディング誌にて告示される。

2 クラス

- 2-1 エンジン容積に基づいて下記のクラスに分類される。

| クラス | エンジン排気量 | 最多気筒数 |
|-------|-----------------|-------|
| 125cc | 85ccを超え125ccまで | 単気筒 |
| 250cc | 175ccを超え250ccまで | 2気筒 |

3 エンジン

- 3-1 エンジンは2ストロークの原理で作動するもののみとする。
- 3-2 エンジンは自然吸気であってはならない。
- 3-3 エンジンの排気量はシリンダーの行程容積によって定義される。
- 3-4 排気量に許容誤差は認められない。
- 3-5 エンジン排気量は外気温のもとで測定されなくてはならない。

4 排気量の算出方法

- 4-1 総排気量は、シリンダーの容積を測定するのに用いられる幾何学公式に従って計算される。すなわち直径はボアによって表され、高さはピストンがその最上部から最下部まで移動するのに占めるスペースで表される。

- 4-2 公式

$$\text{総排気量} = (D^2 \times 3.1416 \times C \div 4) \times \text{気筒数}$$

D=ボア C=ストローク 単位=cm 小数点以下4桁で切り捨て

- 4-3 測定の際には、ボアに50 μ mまでの許容誤差が認められる。この許容誤差を考慮しても排気量が当該クラスのリミットを超える場合、エンジンが冷めた状態で再測定が1/100mmのリミットまで行われる。
- 4-4 シリンダーのボアが真円でない場合、断面積を測定し、計算することとする。
- 4-5 全ての 카테고리において、スーパーチャージは禁止される。

5 ギヤ

ギヤの最大段数は6速とする。

6 キャブレター

キャブレターのサイズ (気筒あたりの最大径)

- | | クラス | 最大限サイズ |
|-----|-------|---|
| 6-1 | 250cc | 直径39mm相当以下 |
| 6-2 | 125cc | 直径39mm相当以下 |
| 6-3 | | キャブサイズとはキャブレターの吸入混合気通路最小断面積部分の面積が上記サイズ相当以下であること。この場合、ジェット、ニードル、バタフライシャフト、バルブ、スロットバルブ等の形状、断面積は考慮されないものとする。 マニホールドタイプのフュエルインジェクションへのキャブサイズ制限値も同様とする。 |

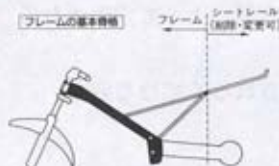
7 一般的なアイテム

7-1 材質

フレーム、フロントフォーク、ハンドルバー、スイングアーム・スピンドル、およびホイール・スピンドルにチタニウムを使用することは禁止される。ホイール・スピンドルに関しては、軽合金の使用も禁止される。チタニウム合金製のナットとボルトの使用は許可される。

7-2 フレームの定義

- 7-2-1 フレームとは以下に示すとおり、エンジンが取り付けられている部分を中心にステアリング取り付け部分とリヤサスペンションの取り付け部を含む構造全体をいう。



※シートポストはボルトオンの場合はフレームとみなさない。

- 7-2-2 シートを取り付けるためのサブフレームは、フレーム本体に溶接されている場合はフレームとみなし、ボルトオン (脱着可能) のものはフレームとみなさない。

7-3 チェーン・スプロケットガード

- 7-3-1 チェーンとリヤスプロケットの間に、身体の一部が誤って挟まれることのないように、リヤスプロケットガードを取り付けなくてはならない。

- 7-3-2 リアスプロケットガードは、スプロケットとドライブチェーンの噛合部をカバーすることとし、その材質は、アルミニウム、頑強なプラスチックまたは樹脂とする。取り付け方法は、スイングアームにボルト・オンまたは溶接し、安易に脱落したりしないよう確実に固定しなければならない。
- 7-3-3 形状はチェーンとスプロケットの間にライダーの手足が巻き込まれないという目的になかったもので、かつシャープエッジでないこと。
- 7-3-4 スイングアームの補強とリヤスプロケットガードを兼ねることは認められない。
- 7-3-5 リヤスプロケットガードの板厚は最低2mmなければならない。

7-4 エキゾーストパイプ

- 7-4-1 エキゾーストパイプとサイレンサーは、音量規制に関する必要条件をすべて満たさなくてはならない。
- 7-4-2 エキゾースト・パイプの先端は、最低30mmにわたってモーターサイクルの中心軸と水平かつ平行でなくてはならない（許容誤差 $\pm 10^\circ$ ）。また、エキゾーストパイプ先端を含む鋭利な部分は丸みを帯びさせていなければならない。
エキゾーストパイプ先端を含む鋭利な部分の丸みを帯びさせるとは、エキゾーストパイプ先端の板厚が2mm以上、その角度は0.5R以上とする。板厚を確保するために複数の板の溶接構造としてもよい。
- 7-4-3 排気ガスは後方に排出しなければならないが、埃を立てたり、タイヤやブレーキを汚したり、他のライダーに迷惑をかけるような放出方法であってはならない。
- 7-4-4 後続ライダーに迷惑をかけないようにするために、オイルの飛散を防ぐ措置を施さなくてはならない。
- 7-4-5 エキゾースト・パイプの後端は、リヤ・タイヤの垂直線より後ろにあってはならない。

7-5 ハンドルバー

- 7-5-1 ハンドルバーの最低幅は、450mmとする。
- 7-5-2 ハンドルバーの最低幅はグリップの外側の先端から、反対側のグリップの外側先端までの距離で測定される。……7-11（115頁・図3）参照
- 7-5-3 ハンドルバーの先端が露出される場合は、固形物質を詰めるか、ゴムでカバーされていなければならない。
- 7-5-4 ハンドルバーの中心線、または中央位置から両側への回転角度は、最低各 15° 以上なくてはならない。……7-11（115頁・図1）参照
- 7-5-5 フェアリングがある場合、ハンドルバーがどの位置にあってもフロントホイールがフェアリングに接触してはならない。
- 7-5-6 ライダーの指が挟まれないようにするために、ハンドルを左右いっぱい切ってもハンドルバー（レバーを含む）と燃料タンクの間には最低30mmの間隔があるように、ストッパー（ステアリングダンパー以外のもの）を取りつけなくてはならない。
ステアリングダンパーのハンドルストッパーとしての使用は認められない。
- 7-5-7 ハンドルバー・クランプは、ハンドルバーが折れやすい部分ができないように、丸みをつけて製作しなくてはならない。
- 7-5-8 軽合金ハンドルバーの溶接による補修は禁止される。

7-6 コントロール・レバー

- 7-6-1 すべてのハンドルバー・レバー（クラッチ、ブレーキなど）は、原則として先端がボール状（このボールの直径は最低19mmとする）となっていないといけない。このボールは平らでもよいが、どのような場合においても先端は丸められなくてはならない（平らな部分の厚みは最低14mmとする）。この先端部分は常時固定されたものとし、レバーと完全に一体となっていないといけない。
- 7-6-2 コントロール・レバー（フット・レバーおよびハンド・レバー）は、それぞれ別個のピボットに設けられなくてはならない。
- 7-6-3 レバーの長さは、ピボットポイントから測定して200mm以上あってはならない。
- 7-6-4 ブレーキ・レバーがフットレストの軸に設けられる場合、どのような状況においても作動できなくてはならない。例えば、フットレストが曲がった、あるいは変形したというような状況においても作動できなくてはならない。

7-7 スロットル・グリップ

- 7-7-1 スロットル・グリップは、開放時に自動的に閉じるものでなくてはならない。

7-8 フュエルポンプ

- 7-8-1 エレクトリック・フュエルポンプは、転倒の際に自動的に作動するサーキット・カットアウト（回路開閉器）を介して配線されなくてはならない。

7-9 フットレスト

- 7-9-1 フットレストの先端には最低半径8mmの、中空でない球状の一体構造のプロテクションが設けられていないといけない。
- 7-9-2 フットレストは折りたたみ式でもよいが、この場合は自動的に元の位置に戻る仕組みになっていないといけない。
- 7-9-3 折りたたみ式でないスチール製フットレストの先端には、プラスチック、テフロンあるいはそれと同等の材質でできた先端（プラグ）が固定されなくてはならない（最低直径16mm）。

7-10 ブレーキ

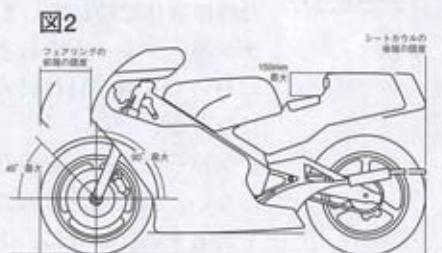
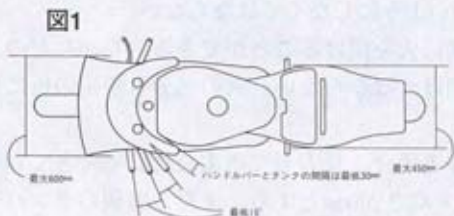
- 7-10-1 すべてのモーターサイクルは最低2つの効果的なブレーキ（各ホイールにひとつ）がなくてはならず、これは独立してホイールと同心的に作動しなくてはならない。
- 7-10-2 左右へのフロントブレーキキャリパーのフロントブレーキラインの分岐部分は、ロワーフォークブリッジ（ロワートリプルクランプ）より上になければならない。
- 7-10-3 ブレーキディスクの材質は鉄製（SUS含む）のみ認められる。
- 7-10-4 ブレーキパッド脱落防止のため、βピンにワイヤロックをしなければならない。

7-11 ボディーワーク（フェアリング・ウインドスクリーン・フェンダー）

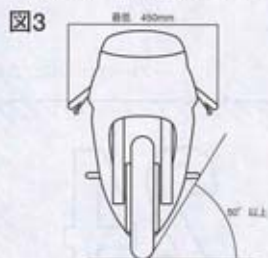
- 7-11-1 ウインドスクリーンエッジ、またはその他のすべてのフェアリングの露出した部分のエッジは丸められていないといけない。
- 7-11-2 フェアリングの最大幅は600mmを超えてはならない。
シートまたはその後方にあるすべての物の幅は、450mmを超えてはならない（エキ

ゾースト・パイプは例外とする。図1参照。

- 7-11-3 フェアリングの前端はフロントタイヤの前端から垂直に引かれた線より前には出てはならない。シートカウルの後端はリアタイヤの後端から垂直に引かれた線より後ろには出てはならない。いずれもサスペンションが伸びた状態で測定される(図2参照)。
- 7-11-4 横から見た場合、下記を判別することができなくてはならない。
- 7-11-4-1 最低180°にわたるリヤ・ホイール・リム
- 7-11-4-2 フェンダーまたはフォークに覆われた部分を除くフロント・ホイール・リム全体
- 7-11-4-3 ノーマル・ポジションに座ったライダー。上腕を除く。
注意：透明の材質を使用することは禁止される。
- 7-11-5 モーターサイクルのいかなる部分も、リヤ・タイヤの後端から垂直に引かれた線より後方に突出してはならない。
- 7-11-6 シートのベースとシートが一番高い地点との差は最大150mmとする(図2参照)。
- 7-11-7 フェンダーは義務づけられない。装着された場合、フロント・フェンダーは下記の範囲を超えてはならない。
- 7-11-7-1 フロント・ホイールスピンドルを通る水平の線から上と前に45°に引かれた線の前(図2参照)
- 7-11-7-2 フロント・ホイールスピンドルからリヤまで水平に引かれた線の下。
- 7-11-8 ウイングは、それがフェアリングあるいはシート的一部分で、フェアリングとシートの幅、ハンドルバーの高さを超えない場合には装置を許可される。
尖ったエッジは丸くされなくてはならない。動くエアロダイナミック・デバイスは禁止される。



- 7-11-9 クリアランス
- 7-11-9-1 荷重のかからない状態のモーターサイクルは、タイヤ以外が路面に接地しない状態で、垂直線から50°以上の角度で傾斜が可能でなくてはならない。



- 7-11-9-2 モーターサイクル・サスペンションがどのようなポジションにあり、リヤ・ホイール・アジャストメントがどのようなポジションにあっても、タイヤの円周に沿って最低15mmのクリアランスがなくてはならない。

7-12 ホイール、リム、およびタイヤ

- 7-12-1 ホイール
メーカーが出荷した一体構造ホイール（キャスト、モールド、リベット）または従来の着脱式リムに対して、スポーク、バルブまたは安全ボルト以外へはいかなる改造も禁止される。ただし、タイヤがリムから外れることを防ぐために使用される、テンションスクリューは例外とする。
- 7-12-1-1 カーボン製ホイールは禁止される。
- 7-12-2 リム
ホイールリムの幅は、ETRTO（ヨーロッパタイヤリム技術機構）の定める方法によりフランジウォールの内側にて測定される。
- 7-12-3 リムの最低直径は400mmとし、最大幅は以下のとおりとする。
- | | フロント | リヤ |
|-------|--------|--------|
| 125cc | 2.5インチ | 3.5インチ |
| 250cc | 4.0インチ | 5.5インチ |
- 7-12-4 タイヤ
- 7-12-4-1 レーシング・タイヤが使用されなくてはならない。

7-13 ナンバープレート

- 7-13-1 モーターサイクルのフロントとシートカウルの両サイドにゼッケンナンバーが装着され、観客とオフィシャルが明白に認識できるようにしなければならない。さらに、モーターサイクルのいかなる部分、またはライダーが自分のシートに座った時に身体で隠れてしまわないようにしなければならない。
- 7-13-2 ナンバープレートの数字の間に穴を開けることができる。しかしどのような状況においても数字自体に穴を開けてはならない。穴の部分も規定の色に見えなくてはならない。
- 7-13-3 ナンバープレートを取り付ける場合、長方形で頑丈な材質でできていなければならない。最低寸法は幅275mm×高さ200mmとする。また、別個のナンバープレートを装着する代わりに、ボディーまたはフェアリング両サイドに同寸法のスペースをつや消しでペイントするかあるいは固定してもよい。
- 7-13-4 数字ははっきり読めるように、また太陽光線の反射を避ける為に、地の色同様につや消しでなければならない。
数字の最低寸法は下記のとおりとする。
- 7-13-5 フロントナンバーの寸法は
- 最低高 : 140mm
最低幅 : 80mm
数字の最低の太さ : 25mm
数字間のスペース : 15mm
- サイドナンバーの寸法は
- 最低高 : 120mm
最低幅 : 60mm
数字の最低の太さ : 25mm
数字間のスペース : 15mm





GPクラスのサイドゼッケン

例) No.24の場合



(悪い例)



ゼッケンナンバーの位置は側面から見て見やすい位置に貼付けなければならない

- 7-13-6 数字の字体は、Futura Heavyを基準とするゴシック体とする。また、影付き文字などは認められない。

Futura Heavy

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

- 7-13-7 正規のナンバーと混同する恐れのあるその他のナンバープレート、またはマーキングは競技会の開始前にすべて取り外されなくてはならない。
- 7-13-8 すべてのナンバープレートの周囲と数字の間には最低25mmの余白が残され、ここにはいかなる広告も表示されてはならない。
- 7-13-9 ナンバープレートの地色及び数字の色は下記のとおりとする（蛍光色は禁止）。
ナンバープレートの地色は、単色でなければならない。
GP125 黒地に白文字 GP250 緑地に白文字
- 7-13-10 ナンバーおよびナンバープレートの明瞭度に関して論議が持ち上がった場合、車検長の決定が最終的なものとする。
- 7-13-11 この規定に適合していないゼッケンナンバーおよびプレートを装着しているモーターサイクルは、車検長によりレース参加の許可を得ることができない。

技術規則

7-14 燃料タンク及びオイルタンク

- 7-14-1 燃料タンクの最大容量は下記の通りとする。
最大32ℓ
- 7-14-2 燃料はマシンにしっかりと固定された1つのタンク内に入れるものとする。
- 7-14-3 シートタンクおよび補助タンクは禁止される。すべての競技において、給油のため容易に脱着できる取り換えタンクを使用することは厳禁される。
- 7-14-4 燃料キャップはリーク・ブローフ（漏れ防止が施されているもの）で、ポジティブ・クローズングデバイス（確実にしまる装置）を装備していなくてはならない。

- 7-14-5 燃料タンクの容量を減少させる一時的充填物の使用は禁止される。
- 7-14-6 燃料タンクに防爆材を完全に充填することが義務づけられる。
- 7-14-7 オイル・キャッチタンクとブリーザーシステム
 オイル・ブリーザーパイプが装着される場合、オイル放出は容易に手が届く場所に設けられたキャッチタンクに行く。このタンクは競技の前に空にしなくてはならない。
- 7-14-8 オイル・キャッチタンクの最低サイズは、ギヤ・ボックス・ブリーザーの場合250ccとし、エンジン・ブリーザーの場合には500ccが勧められる。
 オイル・ドレーンプラグおよび供給パイプ
 すべてのオイルドレーンボルトは確実に固定され、ドリルで穴を開け、ワイヤーで所定の箇所に固定されなければならない。オイル供給パイプは所定の位置に適切にワイヤー止めされなければならない。
 オイルキャビティに進入する外部オイル・フィルターのスクリュウやボルトは、安全にワイヤーロックされなければならない。
- 7-14-9 燃料タンク・ブリーザー・パイプ
 ノン・リターン・バルブを燃料タンク・ブリーザー・パイプに取り付けなくてはならない。これは、適切な材質でできた、最低容量250ccのキャッチ・タンクに放出されるようになっていなくてはならない。
- 7-14-10 燃料タンク・フィルター・キャップおよびオイル・フィルター・キャップ
 燃料タンク・フィルター・キャップおよびオイル・フィルター・キャップは、閉じた状態で漏れないようになっていなくてはならない。

7-15 燃料、オイル、冷却水

- 7-15-1 すべての車両には、MFJの定める無鉛ガソリンが使用されなくてはならない（AVガス（航空機用燃料）等の使用は禁止される）。
- 7-15-2 競技に使用できるガソリン
 競技に使用できるガソリンは下記の項目のすべてに合致していなくてはならない。
- 7-15-2-1 競技用ガソリンとはMFJ公認サーキットのガソリンスタンドにて購入できるガソリンとする。
- 7-15-2-2 競技用ガソリンは下記のMFJの定める仕様以内（無鉛ガソリン）に制限される（AVガス（航空機用燃料）等は使用できない）。
 鉛の含有量は0.013g/l以下であること。
 リサーチオクタン値が100.0（RON）、モーターオクタン値が89.0（MON）以下であること。
 密度は15℃において0.725g/ml～0.780g/mlであること。
- 7-15-2-3 競技用ガソリンには販売時に混入されている以外のいかなるものも添加されてはならない。ただし一般に販売されているスタンダードの潤滑油および1.5%以下のアルコール（燃料精製中に混入されているものに限る）については認められる。
- 7-15-2-4 水冷エンジンの冷却水は、水あるいは水とアルコールの混合物（レース用として一般市販されている冷却水）に限られる。ただし不凍液が含まれる冷却水は使用することができない。
- 7-15-3 大会特別規則（全日本ロードレース特別規則等）によりガソリンの銘柄および供給方法が指定される場合、それに従わなくてはならない。

7-16 音量規制

- 7-16-1 計測のためのマイクロフォンの位置は排気管後端から500mmで、かつ中心線から後方45°で排気管と同じ高さとする。但し、高さが200mm以下である場合は45°上方の点で行う。
- 7-16-2 ノイズ・テストの際、ギヤ・ボックスにニュートラルがないマシンは、スタンドに載せた状態で測定を受けなくてはならない。
- 7-16-3 規制に適合しているサイレンサーには車検にてマークが付けられ、車検後にサイレンサーを変更することが禁止される。ただし同様に車検合格し、マークを受けたスベア・サイレンサーに関しては例外とする。
- 7-16-4 ギヤはニュートラルとしてエンジンを回転させ、所定のrpm域に達するまでエンジンの回転を増していかななくてはならない。測定は所定のrpmに達した時に行うものとする。
- 7-16-5 rpmは、エンジンのストロークに相応するピストンの平均速度に基づく次の式にて求められる。
- 7-16-6 所定のエンジン回転数(rpm) =
$$\frac{30,000 \times \text{ピストンスピード(m/s)}}{\text{ピストンストローク(mm)}}$$
- 7-16-7 GPフォーミュラ
- | | 1気筒 | 2気筒 |
|----------------|----------|----------|
| 125cc (2ストローク) | 7,000RPM | |
| 250cc (2ストローク) | | 7,000RPM |
- 7-16-8 規制値をオーバーしているマシンは、レース前車検において再度測定を受けることができる。
- 7-16-9 現行の音量規制値
ピストンスピード13m/secで測って105dB/Aまでとする。
レース終了後は3dB/Aの許容誤差が認められる。
- 7-16-10 周辺への音量は、モーターサイクルから半径5m以内において90dB/Aまでとする。音量測定は気温20℃を基準とする。気温10℃以下の場合許容誤差+1dB/Aが認められる。
- 7-16-11 気温0℃以下の場合許容誤差+2dB/Aが認められる。
- 7-16-12 メーターの読み方は常に切り捨てとする。(105.9dB/A=105dB/A)
- 7-16-13 音量測定方法で、ここに記載されていない項目はFIM規則による。

7-17 テレメトリー

動いているモーターサイクルへ情報を伝える、または動いているモーターサイクルから情報を得ることは禁止される。

マシンには、公式シグナリング・デバイスの搭載が必要とされる可能性もある。

自動ラップ計時デバイスは“テレメトリー”とはみなされない。

自動ラップ計時デバイスは、公式計時方式、および装備を妨げてはならない。

7-18 最低重量

7-18-1 下記が許可される最低車重である：

125cc …… 70kg

250cc 単気筒 …… 100kg

2気筒 …… 100kg

- 7-18-2 最低車重を達成するためにバラストの追加が許可される。
- 7-18-3 車重は最初の車検でチェックされる。しかし、最終的な車重検査は、ブラクティス・セッション終了後、あるいはレース終了後に実施される。
モーターサイクルの車重は、モーターサイクルが出場する状態、すなわちオイル、水、及び他の液体を含み（燃料は除く）、他のすべての追加の装備（例えばオフィシャルのタイム計測装置、カメラ装備等）を装着した状態で計測される。
- 7-18-4 燃料の残量といった可変的な要素を除くために、モーターサイクルは燃料タンクなしの状態ですべての車重を計測され、その際全クラスについて差し引き2kgの許容誤差が認められる。
- 7-18-5 レース終了後は、1%の許容誤差が認められる。

7-19 キルスイッチ

エンジンおよびその他すべての電気部品を停止することのできる効果的なイグニッションキルスイッチが、ハンドルバーのグリップを握った状態で手の届く範囲に取付けなければならない。

8 全日本選手権・チャレンジカップGPフォーミュラ技術仕様

- 8-1 チャレンジカップ選手権に適用される規則
- 8-1-1 国内ライセンス所有者のナンバープレートおよびゼッケンナンバーについては、付則4ロードレース規則〔⑧ナンバープレート・⑨ゼッケンナンバー項〕およびGPフォーミュラ技術仕様〔⑦-13ナンバープレート〕の規則が適用される。
- 8-1-2 国際ライセンス所持者は、付則5全日本ロードレース選手権大会特別規則⑬ゼッケンナンバー13-5全日本選手権（ナンバープレート）規則が適用される。
- 8-1-3 ナンバーおよびナンバープレートの明瞭度に関して論議が持ち上がった場合、車検長の決定が最終的なものとする。
- 8-1-4 この規定に適合していないゼッケンナンバーおよびプレートを装着しているモーターサイクルは、車検長によりレース参加の許可を得ることができない。

8-2 全日本選手権・チャレンジカップ選手権における125ccクラスの重量

125ccクラスに関しての車両重量チェックは、ライダーが完全装備で乗車した状態で計測する。ライダーが乗車した状態の車両重量は122kgとする（マシンの最低重量は70kg）。

- 8-2-1 レース終了後は、1%の許容誤差が認められる。
予告事項：2008年より、車両重量（マシンの最低重量70kg）のみに変更される。

9 国内GPフォーミュラ技術仕様

9-1 出場車両

- 9-1-1 車両はMFJ公認車両のみとする。
- 9-1-2 車両は国内競技規則およびGPフォーミュラ技術仕様第1項～第7項の基本仕様に表示されているすべての条項に適合していること。

9-2 下記事項は車両公認時の仕様の変更は認められない

（仕様の変更とはその部分の改造、変更、寸法の変更または取り外しをいう）

- 9-2-1 エンジンの型式
- 9-2-2 シリンダーの数
- 9-2-3 ピストンストローク
- 9-2-4 クランクケース
但し、切削による加工のみ認められる。
- 9-2-5 ポート数、キャブ数
- 9-2-6 キャブレター
但し、セッティング（取り外し可能なジェット、ニードル、スロットルバルブ）は可能。
- 9-2-7 フレーム
- 9-2-8 フロントフォーク
但し、フロントサスペンションのスプリングの変更は認められる。
- 9-2-9 リヤフォーク及びサスペンションとリンク
但し、リヤフォークの補強とリヤサスペンションのスプリングの変更、スタンドブラケットの取り付け、および取り付け目的の加工、リヤスプロケットガードの取り付け、および取り付けのための加工は認められる。

9-3 GPフォーミュラ技術仕様に適合していることを条件に 下記事項の変更が認められる

（9-2条で規制された項目の、部分的な規制緩和も含む）

- 9-3-1 シリンダー
- 9-3-1-1 シリンダーの切削によるポートタイミングとポートエリアの変更。
- 9-3-1-2 シリンダーヘッドの切削による圧縮化、燃焼室の形状変更。
- 9-3-1-3 デトネーション現象からシリンダーを保護する目的の上面加工及び異金属のリング圧入（断面は5mm×5mm程度）。ただし、この加工によりシリンダーの寸法、形状が変更されてはならない。
- 9-3-2 すべての部品に関して調整は認められる。
調整とは各部品の単品またはアッセンブリーコンプリートの状態で個々の、または合計の公差内で意図的に選定すること（点火時期等）。

9-4 互換性

- 9-4-1 フレームの打刻型式とエンジン打刻型式のいずれも同一のモデル内にあるは一切の追加加工なしで単品またはアッセンブリーで組みつけ可能な部品は相互の交換が認められる。
下記の部品は、同一メーカー同士でかつ同一排気量の公認車両であれば流用することができる。
- 9-4-1-1 ミッションアッセンブリーまたは単品
- 9-4-1-2 フロントフォークアッセンブリーまたは単品
- 9-4-1-3 リヤサスペンションユニットおよびリンク関係
- 9-4-1-4 リヤフォーク
- 9-4-1-5 キャブレター
- 9-4-1-6 シリンダー
- 9-4-1-7 シリンダーヘッド

本規則はFIMスーパープロダクション規則をベースに国内ロードレース用に一部追加、変更を加えた規則である。

世界耐久選手権レース（スーパープロダクションクラス）に出場する場合はFIM規則が適用される。

本規則はMFJが公認した公道用一般市販車をベースに、安全性、平等性、経済性を考慮しつつ且つハイレベルのレースを基本理念とする。

全ての車両は全ての要素において本技術仕様に適合していなくてはならない。

但し、公認された車両が本規則の仕様に合致しない場合は、公認車両の仕様が優先される。

本規則に明記されていない、または許可されていないものについては一切改造、変更は許可されない。

1 出場車両

一般生産型モーターサイクルで、FIMまたはMFJが公認した車両でなければならない。

2 排気量区分

排気量は公認時の排気量のままとする。クラスリミットに到達するためボア・ストロークサイズを変更することは禁止される。

600cc-1000cc | 4ストローク | 2気筒以上

3 最低重量

3-1 各気筒数別車両の最低重量は以下のとおりとする。

| | |
|-------|-------|
| 2~3気筒 | 158Kg |
| 4~5気筒 | 168Kg |
| 6気筒以上 | 178Kg |

※左記の重量を満たすために、バラストを追加することが認められる。

3-2 各レース終了後、無作為抽出されたマシンの重量が最終車検時にレースを終えた状態で測定される。

3-3 マシンは、レースを終えた状態で車重規定に合格していなくてはならず、マシンには、水、オイル、または燃料を含む一切のものを追加することができない。

3-4 レース後の重量測定時には、1%の許容誤差が認められる。

3-5 練習走行及び予選の時に、マシンの車重検査をピットレーンで受けるようライダーに要請が出されることもある。この場合、当該ライダーは車重検査の要請に従わなくてはならない。レース期間中いかなる時においても、マシン全体の車重

(燃料タンクを含む) は、最低車重以下であってはならない。

4 音量

- 4-1 音量の測定は、以下の方法で行われる。
- 4-1-1 計測のためのマイクロフォンの位置は排気管後端から500mmで、かつ中心線から後方45°で排気管と同じ高さとする。但し、高さが200mm以下である場合は45°上方の点で行う。
- 4-1-2 ノイズ・テストの際、ギヤ・ボックスにニュートラルがないマシンは、スタンドに載せた状態で測定を受けなくてはならない。
- 4-1-3 規制に適合しているサイレンサーには、大会ごとに車検にてマークが付けられ、車検後にサイレンサーを変更することが禁止される。ただし同様に車検に合格し、マークを受けたスペア・サイレンサーに関しては例外とする。
- 4-1-4 ギヤはニュートラルとしてエンジンを回転させ、所定のrpm域に達するまでエンジンの回転を増していかなくてはならない。測定は所定のrpmに達した時に行うものとする。
- 4-1-5 rpmは、エンジンのストロークに相応するピストンの平均速度に基づく次の式にて求められる。
- 4-1-6 所定のエンジン回転数 (rpm) =
$$\frac{30,000 \times \text{ピストンスピード (m/s)}}{\text{ピストンストローク (mm)}}$$
- 4-1-7 音量測定は、下記固定回転数方式が適用される。
エンジン型式および排気量ごとに、エンジンストロークはほぼ同等と見なされるので、測定は下記固定回転数にて実施する。

| | 2気筒 | 3気筒 | 4気筒 |
|--------------------|----------|----------|----------|
| 600cc (4ストローク) | 5,500RPM | 6,500RPM | 7,000RPM |
| 750cc (4ストローク) | 5,500RPM | 6,000RPM | 7,000RPM |
| over750cc (4ストローク) | 5,000RPM | 5,000RPM | 5,500RPM |

- 4-1-8 2気筒を超えるエンジンの音量計測は、各エキゾースト・パイプの先端で測定される。
- 4-1-9 規制値をオーバーしているマシンは、レース前車検において再度測定を受けることができる。
- 4-1-10 現行の音量規制値
11m/secで計測し、105dB/Aまでとする。レース終了後は3 dB/Aの許容誤差が認められる。音量測定は上記固定回転数を使用することもできる。
- 4-1-11 音量測定は気温20℃を基準とする。気温10℃以下の場合許容誤差+1 dB/Aが認められる。
- 4-1-12 気温0℃以下の場合許容誤差+2 dB/Aが認められる。
- 4-1-13 メーターの読み方は常に切り捨てとする (105.9dB/A=105dB/A)
- 4-1-14 音量測定方法で、ここに記載されていない項目はFIM規則による。

5 燃料、オイル、冷却水

- 5-1 すべての車両には、MFJの定める無鉛ガソリンが使用されなくてはならない (AVガス (航空機用燃料) の使用は禁止される)。
- 5-2 競技に使用できるガソリン

- 5-3 競技に使用できるガソリンは下記の項目のすべてに合致していなくてはならない。競技用ガソリンとはMFJ公認サーキットのガソリンスタンドにて購入できるガソリンとする。
- 5-4 競技用ガソリンは下記のMFJの定める仕様以内（無鉛ガソリン）に制限される（AVガス（航空機用燃料）等は使用できない）。鉛の含有量は0.013g/l以下であること。リサーチオクタン価が100.0（RON）、モーターオクタン価が89.0（MON）以下であること。密度は15℃において0.725g/ml～0.780g/mlであること。
- 5-5 競技用ガソリンには販売時に混入されている以外のいかなるものも添加されてはならない。ただし一般に販売されているスタンダードの潤滑油および1.5%以下のアルコール（燃料精製中に混入されているものに限る）については認められる。
- 5-6 水冷エンジンの冷却水は、水あるいは水とアルコールの混合物に（レース用として一般市販されている冷却水）に限られる。ただし不凍液が含まれる冷却水は使用することができない。
- 5-7 大会特別規則（全日本ロードレース特別規則等）によりガソリンの銘柄および供給方法が指定される場合、それに従わなくてはならない。

6 ナンバープレート及びカラー

- 6-1 モーターサイクルのフロントとシートカウルの両サイドにゼッケンナンバーが装着され、観客とオフィシャルが明白に認識できるようにしなければならない。さらに、モーターサイクルのいかなる部分、またはライダーが自分のシートに座った時に身体で隠れてしまわないようにしなくてはならない。
- 6-2 ナンバープレートの数字の間に穴を開けることができる。しかしどのような状況においても数字自体に穴を開けてはならない。穴の部分も規定の色に見えなくてはならない。
- 6-3 ナンバープレートを取り付ける場合、長方形で頑丈な材質でできていなくてはならない。最低寸法はフロントが幅275mm×高さ200mm、サイドは、幅205mm×高さ170mm（3桁ゼッケンの場合は、幅260mmとする）とする。また、別個のナンバープレートを装着する代わりに、ボディーまたはフェアリング両サイドに同寸法のスペースをつや消しでペイントするかあるいは固定してもよい。
- 6-4 ゼッケンナンバーの数字の周囲に、余白25mm以上のスペースを設けなければならない。
- 6-5 数字ははっきり読めるように、また太陽光線の反射を避けるために、地の色同様につや消しでなければならない。
- 6-6 アンダーカウルの左右両面にサポートナンバーを付けなければならない。サポートナンバーの貼り付け位置は、アンダーカウル内で前後のタイヤの上端を結ぶ線の下部内とし、アンダーカウル後端部を推奨位置とする。サポートナンバーの最低寸法は、2桁ゼッケン幅185mm×150mm、3桁ゼッケンの最低幅は260mmとする。ナンバーの地色は自由とし、文字の色は黒か白文字とする。いかなる場合においても文字は判別しやすいようにしなければならない。ナンバーをつけるためのアンダーカウルの形状変更は認められる。アッパーカウルとアンダーカウルの分割位置も変更可能とする。

6-7 数字の最低寸法は下記のとおりとする。

フロントナンバーの寸法は

最低高 : 140mm

最低幅 : 80mm

数字の最低の太さ : 25mm

数字間のスペース : 15mm

サイドナンバー及び

サポートナンバーの寸法は

最低高 : 120mm

最低幅 : 60mm

数字の最低の太さ : 25mm

数字間のスペース : 15mm



プロダクションのサイドゼッケン+サポートナンバーの装着例

プロダクションクラスの
サイドゼッケン

例) No.24の場合

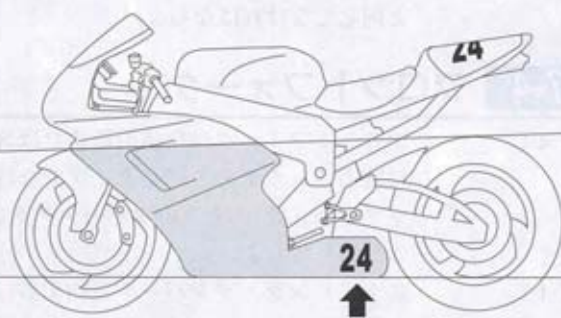


ゼッケンナンバーの位置は側面から見て見やすい位置に貼付けなければならない


(悪い例)



サポートナンバーの装着例



推奨位置アンダーカウルの後端

※サポートナンバーの貼り付エリアは  部分

6-8 数字の字体は、Futura Heavyを基準とするゴシック体とする。また、影付き文字などは認められない。

Futura Heavy

0123456789

6-9 正規のナンバーと混同する恐れのあるその他のナンバープレート、またはマーキングは競技会の開始前にすべて取り外されなくてはならない。

6-10 ナンバープレートの地色及び数字の色は下記のとおりとする（蛍光色は禁止）。ナンバープレートの地色は、単色でなければならない。

JSBクラス 黄地に黒文字

基準カラーは、RALカラー 黄：1003 黒：9005

7 マシンの仕様

7-1 マシンの外観

モーターサイクルのフロント、リヤ及びプロフィールの外観は特記されない限り公認された形状と同じでなければならない。

7-2 材質

フレーム、フロントフォーク、ハンドルバー、スイングアーム・スビンドル、およびホイール・スビンドルにチタニウムを使用することは禁止される。ホイール・スビンドルに関しては、軽合金の使用も禁止される。

チタニウム合金製のナットとボルトの使用は許可される。

7-3 メインフレーム

- 7-3-1 メインフレームは、マニファクチャラーが公認マシン用に製造した状態に維持されていなくてはならない。
- 7-3-2 メインフレームは、ガゼットまたはチューブを追加することによってのみ変更することができる。ガゼットまたはチューブを削除することはできない。
- 7-3-3 全てのモーターサイクルには、メインフレームに車両認識番号（シャーシナンバー）が刻印または表示されていなくてはならない（スペアフレームの場合は刻印なしの状態販売証明の提示または、交換前の刻印のあるフレームを車検にて提示しなければならない）。
- 7-3-4 リヤ・サブフレームは変更または改造することができるが、材質は公認時のものと同じでなければならない。

7-4 フロントフォーク

- 7-4-1 フロントフォークは全体的にまたは部分的に交換することができるが、公認車両に装着されたものと同じタイプでなければならない（リーディング、テレスコピック、倒立等）。上下のフォーククランプ（三又、フォークブリッジ）は変更または改造してもよい。
- 7-4-2 ステアリング・ダンパーを追加する、またはアフターマーケット・ダンパーと交換してもよい。
- 7-4-3 ステアリング・ダンパーはステアリングロック制御デバイス（ステアリングストッパー）としての役割を果たしてはならない。

7-5 リヤフォーク（スイングアーム）

- 7-5-1 リヤフォークは車両公認時のものから変更または交換することができる。但し、カーボンファイバーまたはケブラー材質の使用は車両公認時に装着されている場合を除いて許可されない。
- 7-5-3 リヤホイール・スタンド用ブラケットを溶接またはボルトによって追加することができる。
- 7-5-4 スタンドブラケットの先端は危険防止のため丸められなくてはならない（半径を大きくする）。ブラケット固定のためのスクリューは平面から突出してはならない。

7-6 リヤ・スプロケットガード

- 7-6-1 チェーンとリヤスプロケットの間に、身体の一部が誤って挟まれることのないように、リヤ・スプロケットガードを取り付けなくてはならない。
- 7-6-2 そのガードは、スプロケットとドライブチェーンの噛合部をカバーすることとし、その材質は、アルミニウム、頑強なプラスチックまたは樹脂とし、その取り付け方式は、スイングアームにボルト・オンまたは溶接し、安易に脱落したりしない

よう確実に固定しなければならない。

- 7-6-3 形状はチェーンとスプロケットの間にライダーの手足が巻き込まれないという目的になかったもので、かつシャープエッジでないこと。
- 7-6-4 スイングアームの補強とリヤ・スプロケットガードを兼ねることは認められる。
- 7-6-5 リヤスプロケットガードの板厚は最低2mmなければならない。

7-7 リヤサスペンション・ユニット

- 7-7-1 リヤサスペンション・ユニットは変更することができるが、同様のシステム（デュアル・サスペンションかモノ・サスペンションか）が使用されなくてはならない。
- 7-7-2 リヤサスペンション・リンケージは変更することができる。

7-8 ホイール

- 7-8-1 ホイール及びその関連パーツは公認されたモーターサイクルに装備されているものから変更または交換できる。カーボンファイバー、またはカーボン・コンポジット製のホイールの使用は公認車両に装備されている場合を除いて許可されない。
- 7-8-2 ベアリング、シール、およびアクスル（材質については、フレーム、フロントフォーク、ハンドルバー、スイングアーム・スピンドル、およびホイール・スピンドルにチタニウムを使用することは禁止される。ホイール・スピンドルに関しては、軽合金の使用も禁止される。チタニウム合金製のナットとボルトの使用は許可される）は車両公認時のものから交換してもよい。
- 7-8-3 ホイールのサイズ
 フロントホイール・リム最大幅：400インチ
 リヤホイール・リム最大幅： 625インチ
 直径16インチ未満のホイール・リムは許可されない。

7-9 ブレーキ

下記部品は公認車両に装備されているものから変更または交換できる。

- 7-9-1 フロントマスターシリンダー
- 7-9-2 リヤマスターシリンダー
- 7-9-3 フロントキャリパー
- 7-9-4 リヤキャリパー
- 7-9-5 ブレーキパッド及びブレーキシュー
- 7-9-6 ブレーキホース及びブレーキカップリング
- 二つのフロントブレーキキャリパー用ラインの分岐点は、ローワーフォークブリッジ（下部三つ又）の上に設けられなくてはならない。
- 車両公認時においてキャリパー用ラインの分岐点がローワーフォークブリッジより下にある場合であっても、レース出場のためにはローワーフォークブリッジより上に変更しなければならない。
- 7-9-7 ブレーキディスク及びブレーキキャリパー
- 7-9-7-1 ブレーキディスクの材質は鉄製（SUS含む）のみ認められる。
- 7-9-7-2 アルミニウムベリリウム等の特殊合金素材の使用は認められない。
- 7-9-7-3 βピン付パッドピンへの交換は認められる。また、キャリパーボルトにワイヤーロックを目的とした穴あけが認められる。

- 7-9-8 ブレーキフルードの変更
- 7-9-9 ブレーキホース変更に伴うバンジョウボルトの変更。

7-10 タイヤ

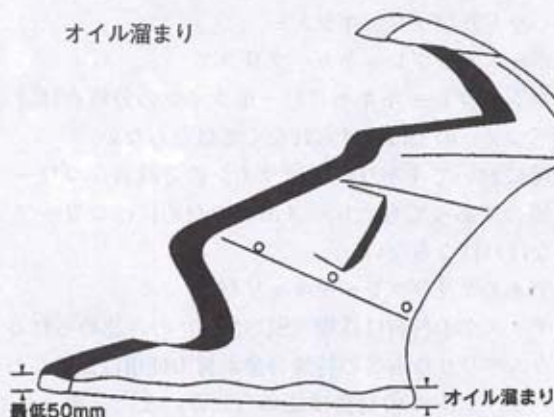
- 7-10-1 タイヤは公認車両時に装備されているものから交換することができる。
- 7-10-2 タイヤウォーマーの使用が許可される。

7-11 フットレスト/フットコントロール

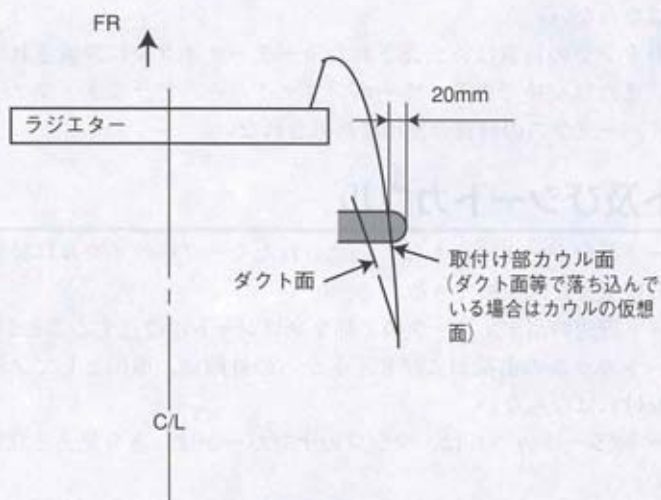
- 7-11-1 フットレスト/フットコントロールの位置は変更してもよい、ただしリヤアクスルの前に位置しなければならない。
- 7-11-2 フットレストはリジッドマウントタイプか折りたたみ式でもよい、折りたたみ式のものとは通常的位置に戻るデバイスを持つものとする。
- 7-11-3 フットレストの先端は、最低半径8mmの固体状でなければならない。
- 7-11-4 折り畳み式でない鉄製フットレストには、プラスチック、テフロン、または同等の材質でできたエンドプラグ（最低半径8mm）が常時固定されていなくてはならない。
- 7-11-5 足で操作するクイックシフターは認められる。シフトパターンを逆にする場合は、ギヤシフトリンケージを改造する場合のみ許可される。

7-12 ボディーワーク（フェアリング、ウインドスクリーン、フェンダー）

- 7-12-1 フェアリングは変更することができる。但し、外観はノーマルと同じでなければならない。
- 7-12-2 ウインドスクリーンの形状は自由とする。但し、スクリーン本体は一体型のものでなければならない（スクリーンが2ピース以上で構成されていないこと）。スクリーンの垂直方向への高さの変更は認められる。
- 7-12-3 フェアリングからエアボックスに至るエアダクトは変更または交換できる。
- 7-12-4 フェアリング下部はエンジン破損時にエンジン内のオイルとエンジンクーラント容量の最低半分（最低5リットル）を保持できる構造とする。
- 7-12-5 フェアリング下部（オイル受け）の端部は、フェアリングの一番低いところから最低50mmの高さまででなければならない。



- 7-12-6 フェアリング下部には、直径20mm（許容誤差+5mm）の水抜き用の孔を最低1個設けなければならない（孔は2個までとする）。この孔はドライコンディションの時には閉じられ、競技監督がウエット・レースを宣言した場合、開けなければならない。
- 7-12-7 ホイール交換用のスタンドを使用できるようにするため、または、フレーム及びエンジンにプラスチック製のプロテクティブ・コーンを装着するため、フェアリングへの最低限の穴開けをすることができる。
プロテクティブ・コーンを取り付けた場合、プロテクティブ・コーンの突き出し量はフェアリングの表面から20mm以上突き出してはならない。また、プロテクティブコーンの角は10Rとする。



- 7-12-8 オイルクーラーへの風量を増加するためにフェアリングにドリルで孔を開けたり、カットすることができる。直径10mm以上の大きさの孔は、メタルガーゼ、または目の細かいメッシュで覆われなくてはならない。メッシュは周囲の材質に合うようペイントされなくてはならない。
- 7-12-9 フロントフェンダーは、取り付けられていなければならないが、材質及び形状は自由とする。
- 7-12-10 フロントフェンダーに孔を開けて冷却効果を上げることができる。直径10mm以上の孔はメタルガーゼまたは目の細かいメッシュで覆われなくてはならない。メッシュは周囲の材質に合うようペイントされなくてはならない。
- 7-12-11 リヤフェンダーの形状変更、追加、または取り外すことができる。
- 7-12-12 フロントフェンダー、リヤフェンダー、フェアリングの材質は変更することができる。
- 7-12-13 すべての露出しているエッジは丸められなければならない。
- 7-12-14 ポジションライトスペースの穴埋めは認められる。

7-13 燃料タンク

- 7-13-1 公認車両時の燃料タンクを改造することができる。側面からの外観形状は、ノーマルと同じでなければならない。
- 7-13-2 最大容量は24リットルとする。

- 7-13-3 タンクの両側をつなぐクロスオーバー・ラインが許可される（最大内径10mm）。
- 7-13-4 燃料タンクを変更している場合は、防爆材（“Explosafe”が望ましい）が完全に充填されなくてはならない。
- 7-13-5 タンク・ブリーザーパイプのついた燃料タンクには、適切な材質でできた最低容量250ccのキャッチタンクに放出するノンリターン・バルブ（戻らない）が装備されなくてはならない。
- 7-13-6 燃料タンク・フィルター・キャップは、公認されたモーターサイクルに装備されているものから変更または交換できる（クイックフィルターキャップの装着も許可される）。
- 7-13-7 燃料キャップは、閉じられた状態で漏れない構造になっていなければならない。さらに、燃料キャップは、誤って開いてしまわないように対策が施されていなくてはならない。
- 7-13-8 燃料タンクの材質は、公認されたモーターサイクルに装備されているものから変更、または交換できる。カーボンファイバー、アラミド・ファイバー、またはファイバークラスの材質の使用は許可されない。

7-14 シート及びシートカウル

- 7-14-1 シート及びシートカウルは、公認されたモーターサイクルに装備されているものから変更または交換できる。
- 7-14-2 シート周辺のボディワークの上部をソロシートに改造することができる。シートカウルの前後およびサイドからの外観は、原則としてノーマルと同じものでなければならない。
- 7-14-3 シート/シートカウルは、マシンのナンバーがはっきり見える状態になくてはならない。
- 7-14-4 シート、またはシートカウルに孔を開けて冷却効果を増すことができる。直径10mm以上の大きさの孔は、メタルガーゼ、または目の細かいメッシュで覆われなくてはならない。
メッシュは周囲の材質に合うようペイントされなくてはならない。
- 7-14-5 すべての露出しているエッジは丸められていなければならない。

7-15 ラジエーター/オイルクーラー

- 7-15-1 ラジエーターまたはオイルクーラーは、変更、交換及び追加することができる。但し、マシンのフロント、リヤ、およびプロファイルの外観形状は、ラジエーター、またはオイルクーラーを追加したあとでも認証された形状でなければならない。
- 7-15-2 オイルクーラーは、リヤフェンダーに取り付けることはできない。
- 7-15-3 ラジエーター・チューブの変更は認められる。

7-16 ワイヤー・ハーネス

変更または改造することができる。

7-17 バッテリー

バッテリーのサイズとタイプは変更することができる。

7-18 エアボックス

- 7-18-1 エアボックスは、本来マニュファクチャラーが公認マシン用に製作した状態に維持されなくてはならないが、エアボックス・ドレーンは密封されなくてはならない。
- 7-18-2 エアフィルター・エレメントは変更、あるいは取り外すことができる。
- 7-18-3 すべてのモーターサイクルには、クローズド・プリーザー・システムが採用されなくてはならない。オイル・プリーザー・ラインはエアボックスに連結され、これに放出する。
- 7-18-4 ラムエアシステムの無い車両に限りラムエアダクトの追加及びエアボックスの改造、変更を認める。改造時は、エアダクト取り付けのための最小限のフェアリング改修を認める。

7-19 キャブレター

- 7-19-1 改造は許可されない。
- 7-19-2 ジェット、ニードル、およびスライドスプリングは交換することができる。
- 7-19-3 CVキャブレタースライドコントロールのエア調節孔のサイズは変更することができる。
- 7-19-4 エレクトリック、またはメカニカル・エンリッチング（濃くする）・デバイスが作動しないようにすることはできる。また、そのためにデバイス本体を取り外すことおよびそのための変更は許可される。
- 7-19-5 エアファンネルは、改造、変更は可能とするが、エアファンネル取り付けのためのエアボックスの改造は認められない。
可変機構の追加は認められない。
- 7-19-6 エンジン内部以外の排気ガス対策装置の取り外しは許可される（エンジン外部に備されたパイプ・チューブ類を取り外し、回路を閉塞すること）。
- 7-19-7 キャブレターの温水配管の取り外しも認められる。

7-20 フュエル・インジェクション・システム

- 7-20-1 改造は許可されない。
- 7-20-2 インジェクターは公認されたモーターサイクルに装備されているのと同じスタンダード・モデルでなくてはならない。
- 7-20-3 エアファンネルは、改造、変更は可能とするが、エアファンネル取り付けのためのエアボックスの改造は認められない。
可変機構の追加は認められない。
- 7-20-4 フュエル・インジェクション・マネージメント・チップ（EPROM）を変更することができる。
- 7-20-5 燃料ポンプ単体と燃料プレッシャー・レギュレーター単体は公認時のままとする。
- 7-20-6 インジェクション・マッピングにフラッシュ・メモリー（フラッシュRAM）を使用することは許可される。
- 7-20-7 燃料の混合比を変えるために、追加のコントロール・ユニットを装着することは許可される。
- 7-20-8 エレクトリック、またはメカニカル・エンリッチング（濃くする）・デバイスは、作動しないようにすることができる。また、そのためにデバイス本体を取り外す

こと、およびそのための変更は許可される。

- 7-20-9 メカニカル・エンリッチ・デバイスの温水配管の取り外しも認められる。

7-21 燃料供給

- 7-21-1 燃料ラインは交換できるが、燃料コックは変更できない。
 7-21-2 クイック・コネクターを使用することができる。
 7-21-3 燃料フィルターを追加することができる。

7-22 エキゾースト・パイプとシステム

- 7-22-1 エキゾースト・パイプとサイレンサーは、音量規制に関する必要条件をすべて満たさなくてはならない。
- 7-22-2 エキゾースト・パイプの先端は、最低30mmにわたってモーターサイクルの中心軸と水平かつ平行でなくてはならない（許容誤差 $\pm 10^\circ$ ）。また、エキゾーストパイプ先端を含む鋭利な部分は丸みを帯びさせていなければならない。エキゾーストパイプ先端を含む鋭利な部分の丸みを帯びさせるとは、エキゾーストパイプ先端の板厚が2mm以上、その角部は5mm以上とする。板厚を確保するために複数の板の溶接構造としてもよい。
- 7-22-3 排気ガスは後方に排出しなければならないが、埃を立てたり、タイヤやブレーキを汚したり、他のライダーに迷惑をかけるような放出方法であってはならない。
- 7-22-4 後続ライダーに迷惑をかけないようにするために、オイルの飛散を防ぐ措置を施さなくてはならない。
- 7-22-5 エキゾースト・パイプの後端は、リヤ・タイヤの垂直線より後ろにあってはならない。
- 7-22-2 エキゾーストシステム
- 7-22-2-1 音量規制値以内であれば、エキゾースト・パイプおよびサイレンサーを、変更、または交換することができる。
- 7-22-2-2 サイレンサーの数は車両公認時のままでなければならない。
- 7-22-2-3 サイレンサーの位置は原則として公認時と同じでなければならない。
- 7-22-2-4 ライダーの足の部分またはフェアリングと接触する部分を熱から保護する場合を除き、エキゾースト・システムを覆うことは認められない。
- 7-22-2-5 鉄、SUS、チタニウム、カーボン、アルミニウム、インコネル材質のサイレンサーが許可される。
- 7-22-2-6 チタニウム、鉄、SUS、インコネル製エキゾーストも許可される。

7-23 下記部品は公認車両のままとし、一切改造・変更は許可されない

- 7-23-1 クランクシャフト
 7-23-2 コンロッド
 7-23-3 ピストン
 7-23-4 ピストンリング
 7-23-5 ピストンピン及びクリップ
 7-23-6 シリンダー

7-24 下記部品は全てにおいて、または一部のみ改造、変更が認められる

- 7-24-1 シリンダーヘッド
- 7-24-1-1 ポーティングは自由とする（インシュレーターも含む）。
- 7-24-1-2 シリンダーヘッドベース面の研磨による圧縮比の変更は認められる。
- 7-24-2 クランクケース及び全てのエンジンカバー（すなわちACGカバー、クラッチカバー等）
- 7-24-2-1 転倒時に地面と接触する恐れのあるフェアリングに覆われていないオイルを保持する全てのエンジンケースは2次カバーを取り付けなければならない。2007年度は推奨期間とし、2008年度より義務化する。
- 7-24-2-2 バンク角確保のため、左右エンジンカバーの改造及び変更は許可される。
- 7-24-2-3 車両公認時のフロントスプロケットガードを装着していなければならない。
- 7-24-2-4 逆シフトにする際に、フロントスプロケットガードが干渉する場合、最小限のカットが認められる。但し、本来の機能が果たせなくなるようなカットは認められない。
- 7-24-3 トランスミッション/ギヤボックス
- 7-24-3-1 トランスミッション・ギヤの変更は認められる。但し、一時減速は不可。
- 7-24-3-2 フロント（ドライブ）スプロケット、リヤ（ドリブン）スプロケット、チェーンピッチ、およびチェーンサイズは変更することができる。
- 7-24-4 クラッチ
- 7-24-4-1 改造は許可されない。
- 7-24-4-2 クラッチ・スプリングは変更することができる。
- 7-24-4-3 フリクション・ディスクとドライブ・ディスクのみ変更することができるが、数はオリジナルのまま維持されなくてはならない。
- 7-24-4-4 車両公認時にバックトルクリミッター（BTL）のない車両については、その機構の追加は認められない。
- 7-24-4-5 クラッチケーブルの変更が認められる。車両公認時に油圧式クラッチ車両の場合、ホースの変更とホース変更に伴うバンジョウボルトの変更及び油圧クラッチ用フルードの変更も許可される。
- 7-24-5 イグニッション/エンジン・コントロール・システム
- 7-24-5-1 イグニッション/エンジン・コントロール・システムは変更または交換することができる。
- 7-24-5-2 ECUの交換は認められる。
- 7-24-6 オイルポンプ及びオイルライン
- 7-24-6-1 オイルポンプは車両公認時のものとし、改造は許可されない。
- 7-24-6-2 オイルラインは改造または交換しても良い（オイルフィルターエレメントも含む）。
- 7-24-6-3 圧力のかかるオイルラインを交換する場合は、金属強化構造のもの、またはネジ式のコネクターを持つものを使用しなければならない。
- 7-24-6-4 オイルプレッシャースイッチ
- 7-24-6-4 オイルプレッシャースイッチはワイヤーロックができるシーリングプラグに変更することができる。
- 7-24-7 ジェネレーター、オルタネーター、エレクトリック・スターター
- 7-24-7-1 ジェネレーターの改造、取り外し、交換は許可される。

- 7-24-7-2 エレクトリック・スターターは、常に正常に作動し、エンジンを始動させることができないといけない。
- 7-24-7-3 エレクトリック・スターターがその機能を果たし停止した時には、エンジンは独自のパワーで作動し続けなければならない。
- 7-24-8 カムシャフト及びカムスプロケット
カムシャフトのプロフィールは自由とするが、材質は車両公認時のものと同じでなければならない。カムスプロケットはバルブタイミングを調整するための改造、変更が認められる。バルブスプリングは変更可能とするが、材質の変更は認められない。

7-25 下記のアイテムは公認されたモーターサイクルに装備されているものから変更、または交換できる

- 7-25-1 潤滑油、またはサスペンションオイル
- 7-25-2 スパークプラグおよびスパークプラグキャップ
- 7-25-3 ベアリング（ボール、ローラー、テーバー、ブレインなど）
- 7-25-4 ファスナー（ナット、ボルト、スクリューなど）
- 7-25-5 外部の表面仕上げ、およびデカール
- 7-25-6 ガスケット

7-26 下記のアイテムは取り外すことができる

- 7-26-1 メーター、メーターブラケット、および関連ケーブル
- 7-26-2 ホーン
- 7-26-3 ライセンス・プレート・ブラケット
- 7-26-4 ツールボックス
- 7-26-5 タコメーター
- 7-26-6 スピードメーター、およびホイール・スパーサー
- 7-26-7 サーモスタット
交換・取り外しとスパーサーへの変更は認められる。
- 7-26-8 ハンドル左側のスイッチホルダー
- 7-26-9 ラジエター・ファン、およびワイヤリング
- 7-26-10 パッセンジャー用フットレスト
- 7-26-11 パッセンジャー用グラブレール
- 7-26-12 チェーンカバー
- 7-26-13 リヤフェンダー
- 7-26-14 ヘルメット用フック及び荷物用フック（溶接されている場合は、切削も可能）

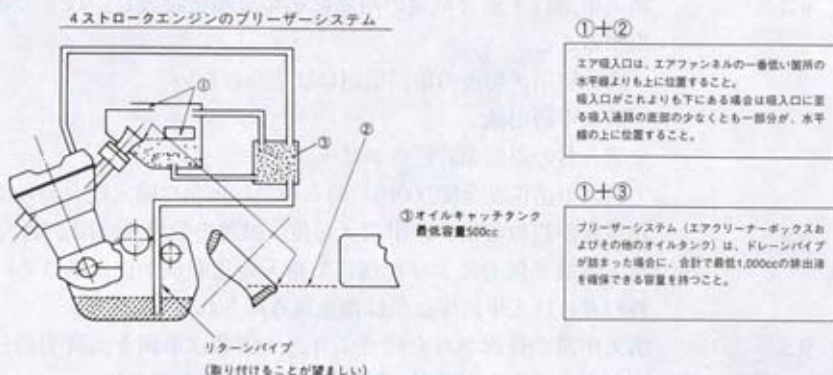
7-27 下記のアイテムは変更されなくてはならない

車両公認時の状態で、下記の各項目に適合していない場合、改造、変更が義務付けられる。

- 7-27-1 アクセルは手で握っていない時は、自動的に閉じるようになっていること。
- 7-27-2 キルスイッチは、ハンドルを握ったまま操作できる位置に取り付けること。
- 7-27-3 エレクトリック・フュエルポンプがついている車両は、転倒した時にポンプが自動的に停止するための回路遮断システムを備えていなければならない。
- 7-27-4 クローズドブリーザーシステム

すべての車両は、クローズドブリーザーシステムになっていなければならない。オイルブリーザーラインはオイルキャッチタンク及びエアクリーナーボックスに連結され、これに排出する構造となっていること。

- 7-27-5 ブリーザー、またはオーバーフロー・パイプが装着される場合、その排出は既存の排出口から排出されなくてはならない。オリジナルのクローズド・システムが維持されなければならない、外気への直接排気は禁止される。
- 7-27-6 オイル・ブリーザー・パイプが装着される場合、排出液は簡単に手の届くところに設けられたキャッチタンクへ放出され、このキャッチタンクはレースのスタート前に空にされる。キャッチタンクの容量はオイルキャッチタンクが最低500cc、オイルキャッチタンクとエアクリーナーボックスの合計で1000ccとする。



- 7-27-7 セーフティバー、センタースタンド、およびサイドスタンドは取り外さなくてはならない（固定ブラケットは維持されなくてはならない）。
- 7-27-8 すべてのドレンプラグはワイヤーロックされなければならない。外部のオイルフィルター・スクリューおよびボルトでオイル・キャビティに進入するものは、安全にワイヤーロックされなければならない（すなわち、クランクケース、オイルライン、オイルクーラーなどに）。
- 7-27-9 ヘッドライト、リヤライト、およびウインカーは取り外さなくてはならない。
- 7-27-10 本来それがあった部分は、適切な材質で覆われなければならない。

8 追加の装備

オリジナルの公認モーターサイクルに装備されていない装備を追加することができる（すなわち、データ収集器、コンピューター、記録装置など）。

しかしながら、以下に記すテレメトリー規定が守られなくてはならない。

- 8-1 動いているモーターサイクルへ情報を伝える、または動いているモーターサイクルから情報を得ることは禁止される。
- 8-2 マシンには、公式シグナリング・デバイスの搭載が必要とされる可能性もある。
- 8-3 自動ラップ計時デバイスは“テレメトリー”とはみなされない。
- 8-4 自動ラップ計時デバイスは、公式計時方式、および装備を妨げてはならない。
- 8-5 2方向の無線伝達は禁止される。

9 部品の買い取り制度

- 9-1 大会にてクラス別上位3位に入賞した車両の下記部品は、購入希望者がいた場合、下記価格にて販売しなければならない。

| | | |
|------|--|-------|
| | ・フロントサスペンション | 120万円 |
| | ・リヤサスペンション | 40万円 |
| | ・シリンダーヘッドアッセンブリー | 50万円 |
| | ・ECUイグニッション | 15万円 |
| | ・カムシャフト (in & ex) /カムシャフト/バルブスプリングセット | 10万円 |
| 9-2 | 購入希望者は決勝レース暫定結果発表後30分以内に限り購入申請をすることができる。 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・売主を除き、購入申請者は当該レース参加者に限る。 ・購入申請は決勝レース暫定結果発表後に行うことができる。 ・購入申請が締め切られた後、売主に購入申請があったことが通達される。 | |
| 9-3 | 購入申請は主催者指定の用紙に必要な事項を記入し、以下の物を揃え、主催者へ提出すること。 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・購入申請メ切後の申請撤回は認められない。 ・購入申請用紙 ・購入者の運転免許証のコピー ・購入申請保証金50,000円（購入申請保証金は購入代金の一部とされる） | |
| 9-4 | 希望者が複数の場合、申請メ切後、抽選の会場・時間が購入希望者に連絡される。購入者は主催者により抽選にて購入優先順位が決定される。購入優先順位1位以外の者の購入申請保証金は抽選後返却される。 | |
| 9-5 | 購入申請が提出された時点より、主催者は車両を売買契約日まで保管しなければならない（売主が車両に触れることは禁止される）。 | |
| 9-6 | 売買契約日は購入申請日から起算して10日以内の間に設定されなければならない、売主・購入者・そして主催者の3者にて売買契約日を決定する。 | |
| 9-7 | 前項にて決定された売買契約日に購入代金（現金）と車両の受け渡しが行われる。 | |
| 9-8 | 売買契約日までに売主・購入者双方とも身分証明書のコピーを主催者に提出しなければならない。 | |
| 9-9 | 売買契約は売主、購入者双方とも主催者立会いのもと行われる。 | |
| 9-10 | 6項にて決定された売買契約日に購入者が購入代金を支払うことができない場合は、この売買契約は無効となり購入申請保証金50,000円は返却されない。また、この場合に発生する経費（運搬費等）は購入希望者が負担する。 | |
| 9-11 | 売買契約が無効になった場合は3項で決定された、優先順位の次点の購入希望者に購入権利が与えられる。 | |
| | 主催者より次点購入希望者に連絡し、3日以内に再度、購入申請保証金が主催者に提出された時点で購入権利の移行が確定する。確定しなかった場合は、再度さらに次点の者に購入希望の発生が連絡され、同様の手順が適用される。 | |
| | 購入権利の移行が確定した後に、売主に連絡され3者立会いの売買契約調整日が設定され、売買契約日より5項以降の規程を適用する。 | |
| 9-12 | 上記規定は購入者・売主・主催者の合意があれば、部分的に簡略化することが出来る。なお、3者合意が必要な規定について、調整が困難な場合は主催者が決定権利を有する（売買契約日等）。 | |

本規則はFIMまたはMFJが公認した公道用一般市販車をベースに、安全性、平等性、経済性を考慮し、最小限の改造とコストで参加できる、参加型レースを基本理念とする。

全ての車両は全ての要素において本仕様に適合していなくてはならない。

本規則に明記されていない、または許可されていないものについては一切改造、変更は許可されない。

但し公認された車両が本規則の仕様に合致しない場合は、公認車両の仕様が優先される。

用語の定義：改造＝オリジナルパーツ（車両公認時に装着されたもの）に対し切削、追加、研磨を行う行為

変更＝オリジナルパーツ（車両公認時に装着されたもの）を、他のパーツに置き換える行為

1 出場車両

一般生産型モーターサイクルで、FIMまたはMFJが公認した車両でなければならない。

2 排気量区分

| | | |
|-------------|--------|-------|
| 401cc～600cc | 4ストローク | 最大4気筒 |
| 600cc～750cc | 4ストローク | 最大2気筒 |

3 最低重量

3-1 各気筒数別車両の最低重量は以下のとおりとする。

| | |
|-----|-------|
| 4気筒 | 158kg |
| 2気筒 | 166kg |

※バラストの使用は認められない。

3-2 各レース終了後、無作為に抽出されたマシンの重量が最終車検時にレースを終えた状態で測定される。

3-3 マシンは、レースを終えた状態で車重規定に合格していなくてはならず、マシンには、水、オイル、燃料、またはタイヤを含む一切のものを追加することができない。

3-4 レース後、マシンの車重には1%の許容誤差が認められる。

3-5 練習走行及び予選時に、マシンの車重検査をピットレーンで受けるようライダーに要請が出されることもある。この場合ライダーとチームの作業をできる限り妨害しないように行われるが要請を受けたライダー、チームは、その要請に従わなくてはならない。

4 音量

- 4-1 音量の測定は、以下の方法で行われる。
- 4-1-1 計測のためのマイクロフォンの位置は排気管後端から500mmで、かつ中心線から後45°で排気管と同じ高さとする。但し、高さが200mm以下である場合は45°上方の点で行う。
- 4-1-2 ノイズ・テストの際、ギヤ・ボックスにニュートラルがないマシンは、スタンドに載せた状態で測定を受けなくてはならない。
- 4-1-3 規制に適合しているサイレンサーには大会ごとに車検にてマークが付けられ、車検後にサイレンサーを変更することが禁止される。ただし同様に車検合格し、マークを受けたスベア・サイレンサーに関しては例外とする。
- 4-1-4 ギヤはニュートラルとしてエンジンを回転させ、所定のrpm域に達するまでエンジンの回転を増していかなくてはならない。測定は所定のrpmに達した時に行うものとする。
- 4-1-5 rpmは、エンジンのストロークに相応するピストンの平均速度に基づく次の式にて求められる。
- 4-1-6 所定のエンジン回転数 (rpm) = $\frac{30,000 \times \text{ピストンスピード (m/s)}}{\text{ピストンストローク (mm)}}$
- 4-1-7 音量測定は、下記固定回転数方式が適用される。
エンジン型式および排気量ごとに、エンジンストロークはほぼ同等と見なされるので、測定は下記固定回転数にて実施する。
- | | 2気筒 | 3気筒 | 4気筒 |
|----------------|----------|----------|----------|
| 600cc (4ストローク) | 5,500RPM | 6,500RPM | 7,000RPM |
- 4-1-8 2気筒を超えるエンジンの音量計測は、各エキゾースト・パイプの先端で測定される。
- 4-1-9 規制値をオーバーしているマシンは、レース前車検において再度測定を受けることができる。
- 4-1-10 現行の音量規制値
ピストンスピード11m/secで測って105dB/Aまでとする。レース終了後は3dB/Aの許容誤差が認められる。音量測定は上記固定回転数を使用することもできる。
- 4-1-11 音量測定は気温20℃を基準とする。気温10℃以下の場合許容誤差+1dB/Aが認められる。
- 4-1-12 気温0℃以下の場合許容誤差+2dB/Aが認められる。
- 4-1-13 メーターの読み方は常に切り捨てとする (105.9dB/A=105dB/A)。
- 4-1-14 音量測定方法で、ここに記載されていない項目はFIM規則による。

5 燃料、オイル、冷却水

- 5-1 すべての車両には、MFJの定める無鉛ガソリンが使用されなくてはならない (AVガス (航空機用燃料) の使用は禁止される)。
- 5-2 競技に使用できるガソリン
競技に使用できるガソリンは下記の項目のすべてに合致していなくてはならない。
- 5-3 競技用ガソリンとは、MFJ公認サーキットのガソリンスタンドにて購入できるガソリンとする。
- 5-4 競技用ガソリンは下記のMFJの定める仕様以内 (無鉛ガソリン) に制限される

(AVガス(航空機用ガソリン)等は使用できない)。

鉛の含有量は0.013g/l以下であること。

リサーチオクタン価が100.0 (RON)、モーターオクタン価が89.0 (MON) 以下であること。

密度は15℃において0.725g/ml~0.780g/mlであること。

- 5-5 競技用ガソリンには販売時に混入されている以外のいかなるものも添加されてはならない。ただし一般に販売されているスタンダードの潤滑油および1.5%以下のアルコール(燃料精製中に混入されているものに限る)については認められる。
- 5-6 水冷エンジンの冷却水は、水あるいは水とアルコールの混合物(レース用として一般市販されている冷却水)に限られる。ただし、不凍液が含まれる冷却水は使用することができない。
- 5-7 大会特別規則(全日本ロードレース特別規則等)によりガソリンの銘柄および供給方法が指定される場合、それに従わなくてはならない。

6 ナンバープレート及びカラー

- 6-1 モーターサイクルのフロントと両サイドにゼッケンナンバーが装着され、観客とオフィシャルが明白に認識できるようにしなければならない。さらに、モーターサイクルのいかなる部分、またはライダーが自分のシートに座った時に身体で隠れてしまわないようにしなければならない。
- 6-2 ナンバープレートの数字の間に穴を開けることができる。しかしどのような状況においても数字自体に穴を開けてはならない。穴の部分も規定の色に見えなくてはならない。
- 6-3 ナンバープレートを取り付ける場合、長方形で頑丈な材質でできていなくてはならない。最低寸法はフロントが幅275mm×高さ200mm、サイドは、幅205mm×高さ170mm(3桁ゼッケンの場合は、幅260mmとする)とする。また、別個のナンバープレートを装着する代わりに、ボディまたはフェアリング両サイドに同寸法のスペースをつや消しでペイントするかあるいは固定してもよい。
- 6-4 ゼッケンナンバーの数字の周囲に、余白25mm以上のスペースを設けなければならない。
- 6-5 数字ははっきり読めるように、また太陽光線の反射を避けるために、地の色同様につや消しでなければならない。
- 6-6 アンダーカウルの左右両面にサポートナンバーを付けなければならない。サポートナンバーの貼り付け位置は、アンダーカウル内で、前後のタイヤの上端を結ぶ線の下部内とし、アンダーカウル後端部を推奨位置とする。サポートナンバーの最低寸法は、2桁ゼッケン幅185mm×150mm、3桁ゼッケンの最低幅は260mmとする。ナンバーの地色は、自由とし、文字の色は黒か白文字とする。いかなる場合においても、文字は判別しやすいようにしなければならない。ナンバーをつけるためのアンダーカウルの形状変更は認められる。アッパーカウルとアンダーカウルの分割位置も変更可能とする。

6-7 数字の最低寸法は下記のとおりとする。

フロントナンバーの寸法は

最低高 : 140mm

最低幅 : 80mm

数字の最低の太さ : 25mm

数字間のスペース : 15mm

サイドナンバー及び

サポートナンバーの寸法は

最低高 : 120mm

最低幅 : 60mm

数字の最低の太さ : 25mm

数字間のスペース : 15mm



プロダクションのサイドゼッケン+サポートナンバーの装着例

プロダクションクラスの
サイドゼッケン

例) No.24の場合

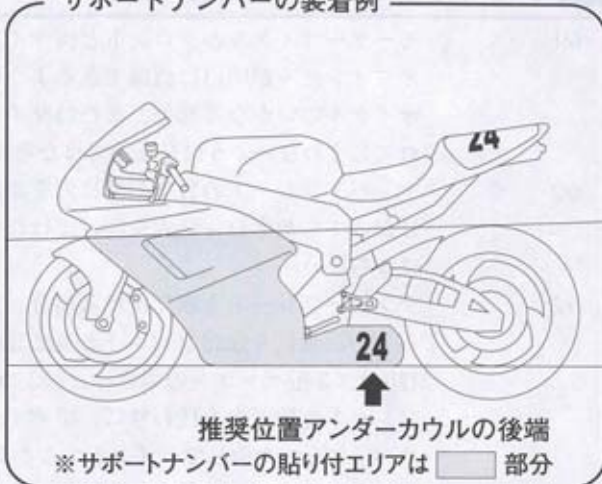


ゼッケンナンバーの位置は側面から見て見やすい位置に貼付けなければならない

(悪い例)



サポートナンバーの装着例



6-8 数字の字体は、Futura Heavyを基準とするゴシック体とする。また、影付き文字などは認められない。

Futura Heavy

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

6-9 正規のナンバーと混同する恐れのあるその他のナンバープレート、またはマーキングは競技会の開始前にすべて取り外されなくてはならない。

6-10 ナンバープレートの地色及び数字の色は下記のとおりとする（蛍光色は禁止）。ナンバープレートの地色は、単色でなければならない。

STクラス 白地に黒文字

7 仕様

以下に明記されていないすべての事項については、MFJまたはFIMが公認した状態の仕様でなければならない。

同一車種において国内販売車両と輸出専用車両の仕様が異なる場合は、国内販売車両は輸出専用車両の仕様に変更することができる。但し変更する場合は変更部品をあらかじめMFJに申請し、公認部品として承認を受けなければならない。

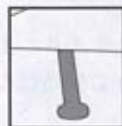
7-1 レースのために取り外されなければならない部品

- 7-1-1 ライト／ウィンカー／リフレクター
- 7-1-2 バックミラー
- 7-1-3 ナンバープレートと、リヤフェンダーと別体式の場合のナンバープレートブラケット
- 7-1-4 セーフティバー／センタースタンド／サイドスタンド
- 7-1-5 同乗者用フットレスト／グラブレール
- 7-1-6 シートレールに取り付けられた荷掛けフック（溶接されたものの切削も可）
- 7-1-7 その他車検時に安全上取り外しを指示された部品

取り外さなければならない部品



- ①ライト／ウィンカー／リフレクター
- ②バックミラー
- ③ナンバープレートと、リヤフェンダーと別体式の場合のナンバープレートブラケット
- ④セーフティバー／センタースタンド／サイドスタンド
- ⑤同乗者用フットレスト／グラブレール
- ⑥その他車検時に安全上取り外しを指示された部品



●ナンバープレート・ブラケット
取り外さなければならない

取り外すことができる部品

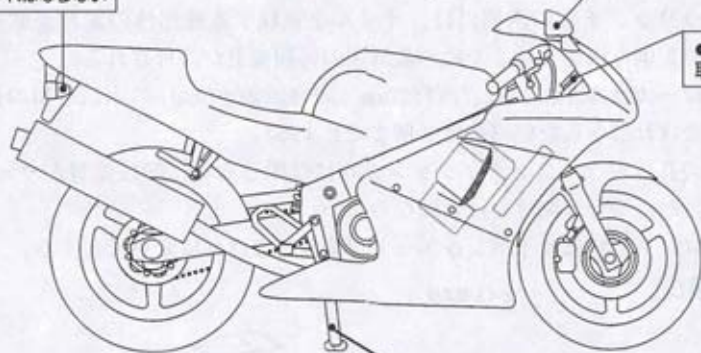


- ① 計器類と計器用ブラケットおよび関連ケーブル
- ② ホーン
- ③ ツールボックス
- ④ タコメーター
- ⑤ スピードメーター
- ⑥ ラジエーターファンと配線
- ⑦ サーモスタット
- ⑧ リヤフェンダー
- ⑨ チェーンカバー
- ⑩ リヤサブフレームにボルトオンされたアクセサリ
- ⑪ エアクリーターエレメント
- ⑫ 別体（ボルトオン）のライセンスプレート
- ⑬ スターターキックアーム



●バックミラー等の保安部品
取り外さなければならない

●スピードメーター・タコメーター
取り外すことができる



●スタンド・同乗者フットレスト
取り外さなければならない

オイルドレンボルトは必ずワイヤロックすること!!

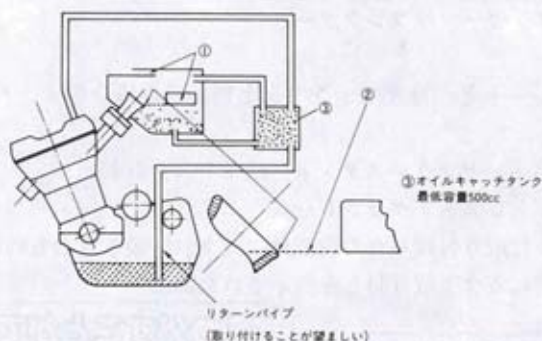
7-2 安全確保のため、改造・変更が義務付けられる事項

- 7-2-1 アクセルは手で握っていないときは、自動的に閉じるようになっていること。
- 7-2-2 キルスイッチは、ハンドルを握ったまま操作できる位置に取付けること。
- 7-2-3 電動式フュエルポンプがついている車両は、転倒したときにポンプが自動的に停止するための回路遮断システムを備えていなければならない。

7-2-4 クローズドブリーザーシステム

7-2-4-1 すべての車両はクローズドブリーザーシステムになっていなければならない。すなわちオイルブリーザーラインはオイルキャッチタンク、およびエアクリーナーボックスに連結され、これに排出する構造となっていること。

4ストロークエンジンのブリーザーシステム



①+②

エア吸入口は、エアファンネルの一番低い箇所の水平線よりも上に位置すること。
吸入口がこれよりも下にある場合は吸入口に至る吸入通路の直径の少なくとも一部分が、水平線の上に位置すること。

①+③

ブリーザーシステム（エアクリーナーボックスおよびその他のオイルタンク）は、ドレーンパイプが詰まった場合に、合計で最低1,000ccの排出量を確保できる容量を持つこと。

7-2-4-2 容量はオイルキャッチタンクが最低500cc、オイルキャッチタンクとエアクリーナーボックスの合計で最低1000ccとする。

7-2-4-3 エアクリーナーボックスの下部に排出穴が開いている場合は、オイルを受けられるようにふさがなければならない。

7-2-5 フェアリング下部のオイル受け

7-2-5-1 エンジンの破損または故障時に、そのエンジンに使用されるエンジンオイル、およびエンジンクーラント総量の最低半分（最低5リットル）を保持できる構造になっていなくてはならない。

7-2-5-2 フェアリング下部の端部は、一番低いところから最低50mmの高さまでなければならない（図B参照）。

7-2-5-3 カウリング下部の内側には、オイルを吸収する難燃性の素材が貼られても良い。この規則を満足させるための最低限の外観変更が許可される。

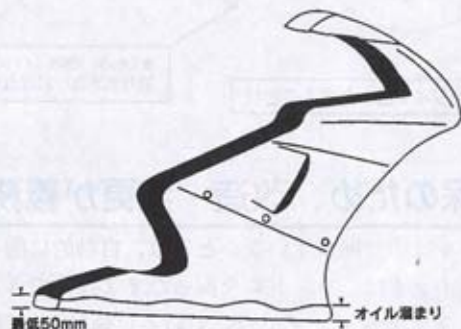
7-2-5-4 ローカウル下部には、直径20mm（許容誤差+5mm）の水抜き用の孔を最小1個設けなければならない（孔は2個までとする）。

7-2-5-5 この孔はドライコンディションの時には閉じられ、競技監督がウェットレースを宣言した場合、開けなければならない。

7-2-5-6 フロント形状はサイドシルエットが変わらなければ変更可とする。

【図B】

オイル溜まり

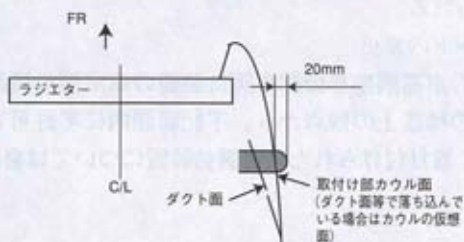


7-2-6 オイルドレーンプラグおよび供給パイプ

- 7-2-6-1 エンジンのオイルドレーンボルトは確実に固定され、ドリルで穴を開け、ワイヤーで所定の位置に固定しなければならない。
- 7-2-6-2 オイルパンに進入する外部オイルフィルターのスクリューやボルトは、安全にワイヤーロックされていなければならない。
- 7-2-7 燃料タンクブリーザーパイプがついている車両は、ノンリターンバルブを燃料タンクブリーザーパイプに取り付けなくてはならない。これは、適切な材質でできた最低容量250ccのキャッチタンクに放出されるようになっていなくてはならない。
- 7-2-8 燃料タンクフィルターキャップおよびオイルフィルターキャップは閉じた状態で漏れないようになっていなくてはならない。
- 7-2-9 ラジエーターオーバーフローパイプがついている車両は、最低容量250cc以上のキャッチタンクを取付けなくてはならない。
- 7-2-10 リヤスプロケットガード
- 7-2-10-1 チェーンとリヤスプロケットの間に、身体の一部が誤って挟まれることのないように、リヤスプロケットガードを取り付けなくてはならない。
- 7-2-10-2 そのガードは、スプロケットとドライブチェーンの噛合部をカバーすることとし、その材質は、アルミニウム、頑強なプラスチックまたは樹脂とし、その取り付け方式は、スイングアームにボルト・オンまたは溶接し、安易に脱落したりしないよう確実に固定しなければならない。
- 7-2-10-3 形状はチェーンとスプロケットの間にライダーの手足が巻き込まれないという目的にかなったもので、かつシャープエッジでないこと。
- 7-2-10-4 スイングアームとリヤスプロケットガードを兼ねることは認められる。
- 7-2-10-5 リヤスプロケットガードの板厚は最低2mmなければならない。
- 7-2-10-6 フロントスプロケットガード
車両公認時のスプロケットガードが装着されていなければならない。
逆シフトにしようとする際、フロントスプロケットガードに干渉する場合は最小限のカットは認められる。本来の機能が果たせない場合は不可となる。

7-3 レースのために変更、改造、チューニングが許可される部分

- 7-3-1 フレーム
- 7-3-1-1 リヤサブフレームにボルトオンされたアクセサリーの取り外し
- 7-3-1-2 ステアリングダンパーの取付けおよび取り付け目的のためのフレーム加工。
- 7-3-1-3 全てのカウリングステーは、部分的に変えたり、交換してもよい。
- 7-3-1-4 転倒時に車両のダメージを最小限に抑えるためフレームにプロテクティブ・コーンの取り付けは可。



- 7-3-1-5 プロテクティブ・コーンを取り付けた場合、プロテクティブ・コーンの突き出し

- 量はフェアリングの表面から20mm以上突き出してはならない。また、プロテクティブ・コーンのRは10R以上とする。
- 7-3-2 スタンドブラケット
- 7-3-2-1 フロントホイールスタンドを取り付けるためのブラケットはフレーム、エンジンブロックにボルト止めされなければならない。
- 7-3-2-2 リヤホイールスタンドのブラケットは、リヤフォーク（スイングアーム）に取り付けるための加工または、ボルト止めが認められる。但し必要以上に長く鋭角なものは安全上使用が認められない場合があるので注意すること。
- 7-3-2-3 ブラケットを取り付けするためのフェアリングのカットは認められる。但し、ブラケットとフェアリングのクリアランスは5mm以上なければならない。
- 7-3-3 フロントフォーク
- 7-3-3-1 フロントフォークのアウトチューブ・インナーチューブは公認車両時の状態に維持されなくてはならない。
- 7-3-3-2 フロントフォークの内部パーツは改造または変更することができる。
- 7-3-3-3 フォーク・キャップは、外部から調節できるように改造、または交換することができる。
- 7-3-3-4 車両公認時のフォークチューブ（支柱、フォークパイプ）の表面仕上げは変更しても良い。追加の表面処理が認められる。
- 7-3-3-5 上部と下部のフォーク・クランプ（三叉、フォーク・ブリッジ）は、公認車両時のままに維持されなくてはならない。
- 7-3-3-6 ステアリング・ダンパーを追加する、またはアフターマーケット・ダンパーに変更することができる。
- 7-3-3-7 ステアリング・ダンパーは、ステアリングロック・リミティング・デバイスとしての役割を果たしてはならない。
- 7-3-3-8 車高調整を目的としたフロントフォークの上下の取り付け位置の調整。
- 7-3-3-9 サスペンションフルードの変更。
- 7-3-4 リヤフォーク（リヤスイングアーム）
- 7-3-4-1 リヤサスペンション・ユニットは変更、または改造することができる。フレームとリヤフォークのアタッチメントは車両公認時の状態に維持されなくてはならない。
- 7-3-4-2 リヤサスペンション・ユニット・スプリングは変更できる。
- 7-3-4-3 リヤサスペンション・リケージは、公認車両時の状態に維持されなくてはならない。
- 7-3-4-4 リヤプロケットガードの取り付け、および取り付け目的の加工。
- 7-3-4-5 リヤサスペンションの残ストローク量確認を可能にするためにリヤショックカバーの取り外しは認められる。
- 7-3-4-6 サスペンションフルードの変更
- 7-3-4-7 リヤサスペンションの車高調整を公認車両に装備の車高調整機装置で行う場合については、車種ごとの構造上の観点から、下記範囲内にて許可される（リヤサスペンションユニットに取り付けられた車高調整装置については自由とする）。

| 銘柄 | 車種 | 車高調整方法 |
|--------|------------------------|--|
| 本田技研工業 | CBR600F4i (PC35) | シム追加による手法で13mm以内 |
| | 03-06CBR600RR (PC37) | シム追加の車高調整は構造上不可。 |
| | 07CBR600RR (PC40) | |
| ヤマハ発動機 | YZF-R6 (5MT) | シム追加の車高調整は構造上不可。 |
| | 03-05YZF-R6 (5SL) | シム追加による手法で10mm以内 |
| | 06-07YZF-R6 (2C0) | |
| スズキ | GSX-R600 (K1・K2・K3) | シム追加による手法で9mm以内 |
| | GSX-R600 (K4・K5) | |
| | GSX-R600 (K6・K7) | シム追加による手法で10.5mm以内 |
| 川崎重工業 | 00ZX-R6 (ZX600G) | 公認時のサスペンション取り付け部の調整ネジにより9mm以内 |
| | 01-02ZX-6 (ZX600J) | メーカーオプションのシム追加による手法で9mm以内 |
| | 03-04ZX-6RR (ZX600K・M) | シム追加による手法で11mm以内 (ただし、キット設定のナット使用のこと) |
| | 05-06ZX-6RR (ZX600N) | シム追加による手法で9.5mm以内 (キット設定のナット使用のこと) |
| | 07ZX-6R (ZX600P) | シム追加による手法で11mm以内 (キット設定のナット使用のこと) STDカラー取り外し可能 (-6mm) |

※各エントラントがメーカーオプション以外の調整用シムを制作する場合はその材質・寸法等の仕様について各メーカーの指示に従うこと。

- 7-3-5 エキゾースト・パイプおよびシステム
- 7-3-5-1 エキゾースト・パイプ
- 7-3-5-1-1 エキゾースト・パイプとサイレンサーは、音量規制に関する必要条件をすべて満たさなくてはならない。
- 7-3-5-1-2 エキゾースト・パイプの先端は、最低30mmにわたってモーターサイクルの中心軸と水平かつ平行でなくてはならない (許容誤差 $\pm 10^\circ$)。また、エキゾースト・パイプ先端を含む鋭利な部分は丸みを帯びさせていなければならない。
エキゾースト・パイプ先端を含む鋭利な部分の丸みを帯びさせるとは、エキゾースト・パイプ先端の板厚が2mm以上、その角部は0.5R以上とする。板厚を確保するために複数の板の溶接構造としてもよい。
- 7-3-5-1-3 排気ガスは後方に排出しなければならないが、埃を立てたり、タイヤやブレーキを汚したり、他のライダーに迷惑をかけるような放出方法であってはならない。
- 7-3-5-1-4 後続ライダーに迷惑をかけないようにするために、オイルの飛散を防ぐ措置を施さなくてはならない。
- 7-3-5-1-5 エキゾースト・パイプの後端は、リヤ・タイヤの垂直線より後ろにあってはならない。
- 7-3-5-2 エキゾースト・システム
- 7-3-5-2-1 音量規制値以内であれば、エキゾースト・パイプおよびサイレンサーを交換、または改造してもよい (チタン・カーボン製のものも使用可)。ただしサイレンサーの数、および配置は公認車両の状態を維持しなければならない (例: 4into2から4into1への変更、左右1本出しから片側2本出しへの変更などは許可されない)。
- 7-3-5-2-2 サイレンサーを変更する場合、ステーの交換および取り付け位置の変更も認められる。チタニウム素材のステーの使用は禁止される。
- 7-3-5-2-3 エキゾースト・パイプを交換した場合、遮熱板の追加は許可される。
- 7-3-6 ブレーキ
- 7-3-6-1 前後ブレーキパッドとホースの変更
- 7-3-6-2 ブレーキホース変更に伴うバンジョウボルトの変更
- 7-3-6-3 ブレーキフルードの変更
- 7-3-6-4 フロントとリヤのブレーキディスクは変更しても良いが、車両公認時に装着されているキャリパー及びマウンティングに合うものでなければならない。但し、外

径とベンチレーションシステムは本来マニファクチャラーが公認マシン用に製作した状態に維持されなくてはならない。インターナルベンチレイテッド（内側でベンチレーションを行う）ディスクは許可されない。

- 7-3-6-5 交換されるブレーキディスクの材質は、鉄素材（SUS含む）のみ認められる。
- 7-3-6-6 フロントとリアブレーキキャリア（マウント、キャリア、ハンガー）は、車両公認時のものでなければならない。
- 7-3-6-7 ブレーキパッドスプリングの取り外しおよび加工は認められない。
- 7-3-6-8 車両公認時においてキャリア用ラインの分岐点がローフォークブリッジより下にある場合であっても、レース出場のためにはローフォークブリッジより上に変更しなければならない。
- 7-3-6-9 フロントとリアのブレーキリザーバータンクステー取り付け位置の変更/追加を認める。
- 7-3-7 タイヤ・ホイール
- 7-3-7-1 スピードメーター駆動部の取り外しとスパーサーの変更
- 7-3-7-2 タイヤ
- 7-3-7-2-1 タイヤは、MFJ公認ドライまたはウェットタイヤのみ使用することができる。
- 7-3-7-2-2 タイヤは交通法規に適合する一般市販タイヤでEマークまたはDOTマークまたはJISの認定マークの表示がなければならない。
- 7-3-7-2-3 タイヤはVまたはZ級のタイヤでタイヤトレッド主溝の深さは、最低でも2.5mmでなければならない。
- 7-3-7-2-4 レインタイヤは、EマークまたはDOTマークまたはJISの認定マークが表示されていなくてもよいが、「NOT FOR HIGHWAY USE」と表示されていなくてはならない。
- 7-3-7-2-5 タイヤへの追加工（ハンドカット等）は禁止される。
- 7-3-7-2-6 一度登録されたMFJ公認タイヤは、ドライタイヤ、ウェットタイヤともに年に1回限り変更を認める。但し、変更されたタイヤは、その後一年間は使用しなければならない。旧指定タイヤは、変更後6ヶ月間使用可能とする。新指定タイヤは、変更申請後1ヵ月後から使用することができる。
- 7-3-7-2-7 ST600公認タイヤ

| 銘柄 | 用途 | F/R | パターン名（スペック名） |
|--------|------|------|---|
| ダンロップ | ドライ | フロント | D209F GP (R1・R2・R3) |
| | | リア | D209 GP (R1・R2・R3) |
| | ウェット | フロント | KR222 (W・WA) |
| | | リア | KR389 (WA) |
| ブリヂストン | ドライ | フロント | BT-002F (TYPE-2・TYPE-3・TYPE-4) |
| | | リア | BT-002R PRO (TYPE-1・TYPE-2・TYPE-3) |
| | ウェット | フロント | ME01Z (YEK-AA) |
| | | リア | E06Z (YEK・YDA) |
| ミシュラン | ドライ | フロント | POWER RACE (C) |
| | | リア | POWER RACE (SOFT・MEDIUM・MEDIUMSOFT) |
| | ウェット | フロント | P12325 |
| | | リア | P18435A |
| ピレリ | ドライ | フロント | DORAGON SUPERCORSA PRO SC (SC0・SC1・SC2) |
| | | リア | DORAGON SUPERCORSA PRO SC (SC0・SC1・SC2) |
| | ウェット | フロント | DIABLO RAIN (SCR1・SCR2) |
| | | リア | DIABLO RAIN (SCR1・SCR2) |
| メッツラー | ドライ | フロント | RACETEC (K0・K1・K2) |
| | | リア | RACETEC (K0・K1・K2) |
| | ウェット | フロント | ME-Z RAIN (RSR1・RSR2) |
| | | リア | MEZ RAINSTRIPE (RSR1・RSR2) |

※変更があった場合、ライディング誌もしくはMFJホームページにて公示される。

7-3-7-2-8 タイヤウォーマーの使用が許可される。

7-3-7-3 ホイール

フレームの打刻型式と同一モデル内にある場合は、ホイールの相互の互換が認められる。取り付けのためのカラー加工・追加は認められる。

〈互換表〉 ※同色で示された同一メーカー同型式モデルであれば、ホイールの互換性が認められる。

| | 2007 | 2006 | 2005 | 2004 | 2003 | 2002 | 2001 |
|--------|--------------------|----------------------------|----------------------------|--------------------|----------------------------|------|--|
| 本田技研工業 | CBR600RR (PC40) | ← | CBR600RR (PC37) | ← | CBR600RR (PC37) | ← | CBR600F4i CBR600Fs CBR600F (PC35) |
| ヤマハ発動機 | ← | YZF-R6 (06MODEL) 2C0 | YZF-R6 (05MODEL) 5SL | ← | YZF-R6 (03MODEL) 5SL | ← | YZF-R6 (01MODEL) 5MT |
| スズキ | ← | GSX R600 (K-6) | ← | GSX R600 (K4) | ← | ← | GSX R600 (K1) |
| 川崎重工 | ZX-6R (ZX600P) | ← | ZX-6RR (ZX600N) | ZX-6RR (ZX600M) | ZX-6RR (ZX600K) | ← | ZX6R (ZX600J) |

※03ZX-6RR (K) と04 ZX-6RR (M) は、型式は違うが同一部品のため使用することが可能

※03-05YZF-R6 (5SL) と06YZF-R6 (2C0) は、型式は違うが同一部品のため使用することが可能

7-3-8 フットレスト・チェンジレバー・ブレーキペダル

フットレストは改造・変更されてよいが、下記条件を満たさなければならない。ただし車両公認時から改造・変更しない場合は、突起物を取り外し車検長の許可を得れば、下記仕様を満たさなくても使用できる。

7-3-8-1 ブラケットの改造、変更によりフットレスト／フットコントロールの位置は移動してもよいが、ブラケットは元の取付け位置に固定しなければならない。

7-3-8-2 フットレストの先端は、最低半径8mmの中空でない一体構造の球状になっていなければならない。

7-3-8-3 折りたたみ式の場合は、自動的に戻るようになっていなければならない。

7-3-8-4 スチール製フットレストで折りたたみ式でない場合、その先端にはプラスチック、テフロンあるいはそれと同等の材質でできた先端（プラグ）が固定されていなくてはならない（最低半径8mm）。

7-3-9 ハンドルバー・レバー類

7-3-9-1 ハンドルバーは交換できるが下記を条件とする。

7-3-9-1-1 車両公認時にバーハンドルのはセパレートハンドルに交換できない。また、その逆も認められない。

7-3-9-1-2 セパレートハンドルはブラケットとバーが一体式でも別体式でもよい。

7-3-9-1-3 ハンドルバーの末端が露出している場合は、固形物質を詰めるかゴムでカバーされていなくてはならない。

7-3-9-1-4 ハンドルバーの最低幅は450mmとする。

7-3-9-2 ブレーキレバー／クラッチレバー（ホルダーを含む）およびブレーキ／クラッチケーブル／スロットルケーブルの変更は認められる。

7-3-9-3 ブレーキレバーに関しては、調整機構つきのものも認められる（ケーブル調整式も含まれる）。

7-3-9-4 ハイロットルのためのスロットルホルダーの変更

- 7-3-9-5 ブレーキ／クラッチレバーの先端はボール状でなくてはならない（最低直径19mm）。このボールを平たくすることができるが、端部は丸みをもたせていなければならない（最低の厚み14mm）。
- 7-3-10 フェアリング（カウリング、ウィンドスクリーン）
- 7-3-10-1 アフターマーケットのものに変更することができる。ただし外見はノーマルと同じでなければならない。
- 7-3-10-1-1 スクリーンエッジは丸みをもたせていなければならない。
- 7-3-10-1-2 カーボン、ケブラー素材の使用は認められない。
- 7-3-10-1-3 カウリングを交換した場合、カウリングの吸気口のメッシュフィンは付いてなくても良い。
- 7-3-10-2 取り付けブラケットの改造・変更
- 7-3-10-3 露出しているエッジは、すべて丸みをおびていなければならない。
- 7-3-10-4 フロントフェンダーはアフターマーケットのものに変更することができる。外観は車両公認時と同じでなければならない。カーボン／ケブラー素材は使用できない。また、タイヤとのクリアランス確保するための最低限の取り付け位置の変更が認められる。
- 7-3-10-5 リヤフェンダーの形状変更、追加・削除することができる。カーボン／ケブラー素材の使用は認められない。
- 7-3-11 シート・シートカウル
オプションのシングルシートまたはアフターマーケットのものに変更できる。ただし外観は車両公認時と同じでなければならず、カーボン／ケブラー素材の使用は認められない。
- 7-3-12 シリンダーおよびシリンダーヘッド
シリンダーおよびシリンダーヘッドは、公認車両の状態に対して切削、追加、研磨をしてはならない。
カーボン除去のみ認められ、シリンダーヘッドの研磨は一切認められない。
- 7-3-13 転倒時に地面に接触する恐れのあるフェリングに覆われていないオイルを保持する全てのエンジンケースは2次カバーを取り付けなければならない。2007年度は推奨期間とし、2008年度より義務化する。
- 7-3-14 ラジエター
- 7-3-14-1 ラジエターの交換・サブラジエターの追加が認められる。
- 7-3-14-2 ラジエターブラケットの（ステー）の変更。但し材質は公認時と同じものか鉄またはアルミニウムとする。
- 7-3-14-3 ラジエターに導風板を取り付けることは認められる（カウル内部形状の変更は可）。
- 7-3-14-4 ラジエターとエキゾーストマニホールドの間に遮蔽板を取り付けることは認められない。
- 7-3-14-5 ラジエターにエアを取り入れるためのフェアリングへのドリルによる穴あけは認められる（直径10mm以下に限る）。
- 7-3-14-6 サーモスタットの交換・取り外しとスパーサーへの変更は認められる。
- 7-3-15 排気ガス対策部品
- 7-3-15-1 エンジン内部以外の排気ガス対策装置の取り外し（エンジン外部に装備されたパイプ・チューブ類を取り外し、回路を閉塞すること）。
- 7-3-16 クラッチ
クラッチスプリングの変更

- 7-3-17 キャブレター
 ジェット類、およびニードル類のみ変更が許可される。
- 7-3-17-1 キャブレターの温水配管の取り外し
- 7-3-18 フュエルインジェクション
- 7-3-18-1 スロットルボディは、公認モデルの標準ユニットでなければならない。
- 7-3-18-2 インジェクターは、公認モデルの標準ユニットでなければならない。
- 7-3-18-3 エンジン作動中に機能する、長さが変化するフュエルインジェクションインテイクトラクト装置は許可されない。
- 7-3-18-4 バタフライの交換・改造は禁止される。
- 7-3-18-5 フュエルインジェクション・マネージメント・コンピューターアセンブリーおよびフラッシュRAMは変更してもよい。
- 7-3-18-6 燃料ポンプ、およびプレッシャーレギュレーターは公認時の状態でなければならない。
- 7-3-18-7 エレクトリック、またはメカニカル・エンリッチング（濃くする）・デバイスは、作動しないようにすることができる。また、そのためにデバイス本体を取り外すこと、およびそのための変更は許可される。
- 7-3-18-8 メカニカル・エンリッチ・デバイスの温水配管の取り外しも認められる。
- 7-3-19 燃料供給
- 7-3-19-1 フュエルラインの変更
- 7-3-19-2 フュエルベントラインの変更
- 7-3-19-3 フュエルフィルターの追加・変更
- 7-3-20 ワイヤーハーネス
 ワイヤーハーネスの改造、変更
- 7-3-21 スプロケット／チェーン
 フロントスプロケット、リヤホイールスプロケット、チェーンのピッチならびにサイズは変更できる。
- 7-3-22 エンジンレプリミッター／スピードリミッター
 エンジンレプリミッター／スピードリミッター（イグナイター含む）の変更
- 7-3-23 点火時期／スパークプラグ
- 7-3-23-1 スパークプラグ、プラグキャップの変更
- 7-3-23-2 ハイテンションコードの変更
- 7-3-23-3 点火時期の調整
- 7-3-24 ボルト・ナット類
- 7-3-24-1 ボルト・ナット類の変更。ただし同じ材質でなければならない。
- 7-3-24-2 フェアリング（シートカウル含む）、ウインドスクリーンの取り付けボルト・ナット類は別の素材のものに変更できる。
- 7-3-24-3 ボルト・ナット類はセーフティワイヤーを付けるために穴を開けてもよい。しかし軽量化する改造は認められない。
- 7-3-24-4 カウリングのボルト、ナット類はクイックタイプに変更できる。
- 7-3-25 オイルプレッシャースイッチ
 オイルプレッシャースイッチはワイヤーロックができるシーリングプラグに変更することができる。
- 7-3-26 バッテリー
 バッテリーのサイズとタイプは変更することができる。

7-3-27 エアフィルター・エレメントは変更、あるいは取り外すことができる。

7-4 取り外すことができる部品（アフターマーケット部品との交換は不可）

- | | |
|--------|--|
| 7-4-1 | 計器類と計器用ブラケットおよび関連ケーブル（計器用ブラケットがカウルステータを兼ねている場合はカウルステータと見なし、交換は可。但しメーターは車両公認時のものでなければならない）。 |
| 7-4-2 | ホーン |
| 7-4-3 | ツールボックス |
| 7-4-4 | タコメーター |
| 7-4-5 | スピードメーター |
| 7-4-6 | ハンドル左側のスイッチホルダー |
| 7-4-7 | ラジエーターファンと配線 |
| 7-4-8 | チェーンカバー |
| 7-4-9 | リヤサブフレームにボルトオンされたアクセサリ |
| 7-4-10 | 別体〔ボルトオン〕のライセンスプレート |
| 7-4-11 | スターターキックアーム |
| 7-4-12 | 燃料タンク給油口内部のガソリンノズル対策プレート |

7-5 その他

- | | |
|-----------|--|
| 7-5-1 | チタン合金部品の使用は禁止される（エキゾーストパイプ、サイレンサーは除く）。 |
| 7-5-2 | エレクトリックスターターは常に正常に作動しなければならない。 |
| 7-5-3 | 全てのモーターサイクルには、メインフレームに車両認識番号（シャーシーナンバー）が刻印または表示されていなくてはならない（スベアフレームの場合は刻印なしの状態でも販売証明の提示または、交換前の刻印のあるフレームを車検にて提示しなければならない）。 |
| 7-5-4 | 追加の装備 |
| 7-5-4-1 | 自動ラップ計時デバイスを追加することができる。但し、公式計時方式、および装備を妨げてはならない。 |
| 7-5-4-2 | 全日本選手権に限り、データロガー（すなわちデータ収集器、コンピューター記録装置など）の使用が認められる。 ※チャレンジカップ・地方選手権には使用できない。 |
| 7-5-4-2-1 | データロガーを取り付けるための、ステー追加・変更および最低限のフェアリングのカットは認められる。 |
| 7-5-4-3 | テレメトリー（無線による情報伝達） ・動いているモーターサイクルへ情報を伝える、または動いているモーターサイクルから情報を得ることは禁止される。 ・マシンには公式シグナリングデバイスの搭載が義務づけられる場合がある。 |
| 7-5-5 | 買い取り制度 |
| 7-5-5-1 | 大会にて6位以内に入賞した車両及び部品は、購入希望者がいた場合、下記価格にて販売しなければならない。売買によって発生する税金は、この金額に含まれない。 |

- 7-5-5-1-1 車両買取価格：国産車両 2,000,000円
 外国産車両 3,000,000円

- 7-5-5-1-2 部品買取価格（単位：円）
 ・フロントサスペンション 35万円
 ・リヤサスペンション 25万円

| 車種 | キャブレターassy | シリンダーヘッドassy | ECU&インジェクション | |
|-------------------------|------------|--------------|--------------|---------|
| | | | | |
| CBR600F4i | 114,000 | 255,000 | スパークユニット | 30,000 |
| | | | PGM F1ユニット | 63,000 |
| | | | スロットルボディー | 67,000 |
| 03-06CBR600RR (PC37) | | 267,000 | PGM F1ユニット | 63,000 |
| | | | スロットルボディー | 97,000 |
| YZF-R6 (02以前) (5MT) | 105,000 | 364,000 | - | |
| 03-05YZF-R6 (5SL) | - | 364,000 | ECU | 71,000 |
| | | | スロットルボディー | 119,000 |
| 06-07YZF-R6 (2c0) | | 309,700 | ECU | 81,000 |
| | | | スロットルボディー | 91,200 |
| GSX-R600 (K1・K4) | | 310,000 | ECU | 75,000 |
| | | | スロットルボディー | 97,000 |
| 06-07GSX-R600 (K-6) | | 310,000 | ECU | 80,000 |
| | | | スロットルボディー | 97,000 |
| 01-02ZX-6R (ZX600J) | 170,000 | 388,000 | - | |
| 03ZX-6RR (ZX600K) | | 334,000 | ECU | 71,850 |
| | | | スロットルボディー | 148,500 |
| 04ZX-6RR (ZX600M) | | 359,000 | ECU | 75,450 |
| | | | スロットルボディー | 212,250 |
| 05-06ZX-6RR (ZX600N) | | 270,000 | ECU | 53,000 |
| | | | スロットルボディー | 125,000 |

※シリンダーヘッドASSYにはカムシャフト、バルブ類（バルブ組込み工賃含む）が含まれる。

- 7-5-5-2 購入希望者は売主を除く当該レース参加者に限られる。また、購入申請は主催者指定の用紙に必要事項を記入し、主催者に提出すること。
- 7-5-5-3 購入希望者が複数の場合、主催者により抽選が行われ、決定される。
- 7-5-5-4 購入者が決定した時点で、購入者は購入申請日に以下のものをそろえて主催者へ提出しなければならない。
- ・購入申請用紙
 - ・購入者の運転免許証のコピー
 - ・購入申請保証金50,000円
 （購入申請保証金は、購入代金の一部とされる）
- 7-5-5-5 購入者が決定した時点により、主催者は車両を売買契約日まで保管しなければならない。その場合、レース後車検を受けた車両は車検長の指示を受けて分解した状態でも良いものとする。
- 7-5-5-6 売買契約日は、購入申請日から起算して10日以内に設定されなければならない。売主・購入者、そして主催者3者合意のもと、売買契約日を決定する。
- 7-5-5-7 上記7-5-5-6にて決定された売買契約日に購入代金〔現金〕と、車両の受け渡しが行われる。
- 7-5-5-8 売買契約日に売り主・購入者双方とも、身分証明のコピーを主催者に提出しなければならない。
- 7-5-5-9 売買契約は売主・購入者双方と主催者の立会いのもと行われる。

- 7-5-5-10 上記7-5-5-6にて決定された売買契約日に購入者が購入代金を支払うことができない場合は、この売買契約は無効となり購入申請保証金50,000円は返却されない。また、この場合に発生する経費〔運搬費等〕は購入希望者が負担する。
- 7-5-5-11 主催者が購入申請を行うことができる。
- 7-5-5-12 売買された車両が、売主のエントラントから出場登録された場合、主催者はこれを拒否する事ができる。

| 車種 | 型式 | 年式 | 価格 |
|------|-----|------|-----------|
| GT-R | R35 | 2017 | 4,200,000 |
| GT-R | R35 | 2016 | 3,800,000 |
| GT-R | R35 | 2015 | 3,400,000 |
| GT-R | R35 | 2014 | 3,000,000 |
| GT-R | R35 | 2013 | 2,600,000 |
| GT-R | R35 | 2012 | 2,200,000 |
| GT-R | R35 | 2011 | 1,800,000 |
| GT-R | R35 | 2010 | 1,400,000 |
| GT-R | R35 | 2009 | 1,000,000 |
| GT-R | R35 | 2008 | 600,000 |
| GT-R | R35 | 2007 | 200,000 |
| GT-R | R35 | 2006 | 100,000 |
| GT-R | R35 | 2005 | 50,000 |
| GT-R | R35 | 2004 | 20,000 |
| GT-R | R35 | 2003 | 10,000 |
| GT-R | R35 | 2002 | 5,000 |
| GT-R | R35 | 2001 | 2,000 |
| GT-R | R35 | 2000 | 1,000 |
| GT-R | R35 | 1999 | 500 |
| GT-R | R35 | 1998 | 200 |
| GT-R | R35 | 1997 | 100 |
| GT-R | R35 | 1996 | 50 |
| GT-R | R35 | 1995 | 20 |
| GT-R | R35 | 1994 | 10 |
| GT-R | R35 | 1993 | 5 |
| GT-R | R35 | 1992 | 2 |
| GT-R | R35 | 1991 | 1 |
| GT-R | R35 | 1990 | 0 |

※GP-MONOの技術仕様は変更になる場合があります。変更の場合はMFJホームページ、MFJライディング誌等で告知します。

1 序 論

- 1-1 本規則は4ストローク単気筒250ccエンジンを搭載し、安全性、平等性、経済性を考慮した参加型レースを基本理念とする。
- 1-2 全ての車両は、全ての要素においてMFJ GP-MONO技術仕様に適合していなければならない。また、エンジンは許可されていないものについては一切改造、変更は許可されない。
用語の定義：改造＝オリジナルパーツ（車両公認時に装着されたもの）に対し、切削、追加、研磨を行なう行為
変更＝オリジナルパーツ（車両公認時に装着されたもの）を他のパーツに置き換える行為
- 1-3 テレメトリー
走行中のモーターサイクルから、またはモーターサイクルへの情報交換はおこなってはならない。
マシンには、公式シグナリング・デバイスの搭載が必要とされる場合もあるが、その場合の自動ラップ計時デバイスは“テレメトリー”とはみなされない。
自動ラップ計時デバイスは、公式計時方式、および装備を妨げてはならない。
- 1-4 規則の追加、改訂はMFJライディング誌にて告示される。

2 エンジン

- 2-1 エンジンとはキャブレターを除きECUを含むエンジン本体をいい、本規則に明記されていない項目については一切改造、変更は認められない。
- 2-2 エンジンは4ストローク250cc以下で、単気筒とする。
- 2-3 エンジンは自然吸気であってはならない（RAM圧は禁止）。
- 2-4 エンジンの排気量はシリンダーの行程容積によって定義される。
- 2-5 排気量に許容誤差は認められない。
- 2-6 エンジン排気量は外気温のもとで測定されなくてはならない。
- 2-7 以下については改造・変更が認められる。
- 2-7-1 点火プラグの交換
- 2-7-2 始動装置の取り外し
始動装置取り外しに伴うケース・カバー（暫定規則）

予告事項：2008年より始動装置（キック又はセル）の取り付けを義務化する。

- 2-7-3 ドライブスプロケットとチェーンのピッチならびにサイズ
 2-7-3-1 スプロケットガードは、本来の機能を果たす範囲での最小限の改造を施し、装着されていないなければならない。
 2-7-4 ワイヤハーネスの改造、変更
 2-7-5 下記部品についてはエンジン型式が同一もしくはエンジンメーカーが指定したエンジンモデル内で一切の加工なしで単品またはアッセンブリーで組み付け可能な場合、相互に互換が認められその使用を認める。また、以下のパーツに対し部品の買取価格を設定する。

| | モトクロッサー | 指定エンジン |
|--------|---------|---------|
| 本田技研工業 | CRF250R | CRF250X |
| ヤマハ発動機 | YZ250F | WR250F |
| スズキ | RMZ250 | |
| 川崎重工 | KX250F | |

- 2-7-5-1 トランスミッション単体およびアッセンブリー
 2-7-5-2 クラッチ単体およびアッセンブリー
 2-7-5-3 シリンダーヘッド
 2-7-5-4 ピストン（リング、ピン、クリップ含む）
 2-7-5-5 ACジェネレーター
 2-7-5-6 カムシャフト
 2-7-5-7 バルブスプリング（コッター、リテーナー、シム、シート、ステムシール含む）
 2-7-5-8 ロッカーアーム
 2-7-5-9 IN/EXバルブ
 2-7-5-10 ECU
 2-7-5-11 クランクシャフト
 2-7-5-12 部品買取価格

部品買取価格は、指定エンジンを含め、下記の当該エンジンメーカーのモトクロッサーの部品買取価格とする。

| 部品項目 | H-CRF250R | Y-YZ250F | S-RMZ250 | K-KX250F |
|--------------------------------------|-----------|----------|----------|----------|
| トランスミッションアッセンブリー | 72,000 | 41,600 | 42,000 | 57,880 |
| クラッチアッセンブリー | 34,050 | 38,900 | 30,500 | 45,270 |
| シリンダーヘッド | 31,400 | 36,100 | 34,000 | 34,100 |
| ピストン（リング、ピン、クリップ含む） | 6,680 | 7,000 | 7,000 | 9,410 |
| ACジェネレーター | 42,200 | 17,300 | 24,000 | 57,770 |
| カムシャフト | 16,100 | 22,800 | 18,000 | 15,660 |
| バルブスプリング（コッター、リテーナー、シム、シート、ステムシール含む） | 6,720 | 7,300 | 5,800 | 12,780 |
| ロッカーアーム | 6,050 | 対象部品なし | 対象部品なし | 対象部品なし |
| IN/EXバルブ | 13,240 | 20,900 | 14,000 | 16,240 |
| ECU | 14,400 | 14,000 | 14,000 | 20,100 |
| クランクシャフト | 24,500 | 21,200 | 22,000 | 26,100 |

- 2-7-6 シリンダーヘッド
 シリンダーヘッドポートのバリ取りとカーボンの除去バリとは鋳型の合わせ面に生じる「型合わせバリ」を指す。
 ※ポート内のザラ付きは鋳ハダと解釈し、切削、研磨は認められない。

型合わせバリ



- 2-7-7 排気ガス対策部品
エンジン内部以外の排気ガス対策装置の取り外し（エンジン外部に装備されたパイプ・チューブを取り外し、回路を閉塞すること）。
- 2-7-8 耐久性向上および取り付け向上のためのエンジン部品の改造及び追加工
エンジン製造メーカーは、耐久性向上目的で、部品の改造及び追加工が必要な部品は、部品名、改造箇所、改造内容、改造前後の図面、改造による効果（例えば、定期交換時期の差など）をMFJに申請し、認められたもの。
MFJに申請された内容は、MFJホームページ、MFJライディング誌等で告知される。
- 2-7-9 転倒時に、地面と接触する恐れのあるフェアリングに覆われていないオイルを保持する全てのエンジンケースに2次カバーの取り付けを推奨する。材質は樹脂性とする。

3 キャブレター

- 3-1 キャブレターの型式を変更することができる。
サイズは、ベースエンジン（互換性部品含む）と同サイズ以下とする。
また、一般に入手可能なものでなければならない。
ベースエンジンのキャブレターサイズは、以下のとおりとする。
キャブレターの口径サイズは、最新型のモトクロスサイズに合わせる。

| | |
|-----------------------------------|------|
| CRF250R (CRF250X) | 40mm |
| YZ250F (WR250F) ・ RMZ250 ・ KX250F | 37mm |

予告事項：2008年よりキャブレターは、ベースエンジンに装備されたキャブレターに限定される。

- 3-2 キャブサイズとはキャブレターの吸入混合気通路最小断面積部分の面積がベースエンジン相当以下であること。この場合、ジェットニードル、バタフライシャフト、バルブ、スロットバルブ等の形状、断面積は考慮されないものとする。
マニホールドタイプのフェルインジェクションへのキャブサイズ制限値も同様とする。
- 3-3 互換性部品を使用する場合、インシュレーターは、シリンダーヘッドの取り付け部分の改造、変更を行わず取り付け可能であること。
- 3-4 エアファンネルは装着してもよい。
- 3-5 取り外しの可能なジェット類、ニードル類、およびスロットバルブの変更は認められる。
- 3-6 エアボックスの装着がされていなければならない。

4 フューエル・インジェクション・システム

- 4-1-1 ベースエンジンがフューエル・インジェクションの場合はベースエンジンに装着されたスロットルボディ、インジェクター、レギュレーター、フューエルポンプに限定される。
- 4-1-2 エアファンネルは装備しても良い。可変機構の追加は認められない。
- 4-1-3 フューエル・インジェクション・マネージメント・チップを変更することはできる。
- 4-1-4 インジェクション・マッピングにフラッシュ・メモリーを使用することは許可できる。
- 4-1-5 燃料の混合比を変えるために、追加のコントロール・ユニットを装備することは許可される。
- 4-1-6 エアボックスの装備がなされていなければならない。

5 一般的なアイテム

以下に記載されている以外の改造、変更は自由とする。

5-1 材質

フレーム、フロントフォーク、ハンドルバー、スイングアーム・スピンドル、およびホイール・スピンドルにチタニウムを使用することは禁止される。ホイール・スピンドルに関しては、軽合金の使用も禁止される。チタニウム合金製のナットとボルトの使用も禁止される。

5-2 リヤ・スプロケットガード

- 5-2-1 チェーンとリヤスプロケットの間に、身体の一部が誤って挟まれることのないように、リヤスプロケットガードを取り付けなくてはならない。
- 5-2-2 そのガードは、スプロケットとドライブチェーンの啮合部をカバーすることとし、その材質は、アルミニウム、頑強なプラスチックまたは樹脂とし、その取り付け方式は、スイングアームにボルト・オンまたは溶接し、安易に脱落したりしないよう確実に固定しなければならない。
- 5-2-3 形状はチェーンとスプロケットの間にライダーの手足が巻き込まれないという目的にかなったもので、かつシャープエッジでないこと。
- 5-2-4 リヤスプロケットガードの板厚は最低2mmなければならない。

5-3 エキゾーストパイプ及びサイレンサー

- 5-3-1 エキゾーストパイプとサイレンサーは、音量規制に関する必要条件をすべて満たさなくてはならない。
- 5-3-2 エキゾースト・パイプの先端は、最低30mmにわたってモーターサイクルの中心軸と水平かつ平行でなくてはならない（許容誤差 $\pm 10^\circ$ ）。また、エキゾースト・パイプ先端を含む鋭利な部分は丸みを帯びさせていなければならない。エキゾースト・パイプを含む鋭利な部分の丸みを帯びさせるときは、エキゾースト・パイプ先端の板厚が2mm以上、その角部は0.5R以上とする。板厚を確保させるために複数の板の溶接構造としてもよい。
- 5-3-3 排気ガスは後方に排出しなければならないが、埃を立てたり、タイヤやブレーキ

- 5-3-4 汚したり、他のライダーに迷惑をかけるような放出方法であってはならない。後続ライダーに迷惑をかけないようにするために、オイルの飛散を防ぐ措置を施さなくてはならない。
- 5-3-5 エキゾースト・パイプの後端は、リヤ・タイヤの垂直線より後ろにあってはならない。
- 5-3-6 材質は自由とする。

5-4 ハンドルバー

- 5-4-1 ハンドルバーの最低幅は、450mmとする。
- 5-4-2 ハンドルバーの最低幅はグリップの外側の先端から、反対側のグリップの外側先端までの距離で測定される。……159頁図3参照
- 5-4-3 ハンドルバーの先端が露出される場合は、固形物質を詰めるか、ゴムでカバーされていなければならない。
- 5-4-4 ハンドルバーの中心線、または中央位置から両側への回転角度は、最低各15°以上なくてはならない。……159頁図1参照
- 5-4-5 フェアリングがある場合、ハンドルバーがどの位置にあってもフロントホイールがフェアリングに接触してはならない。
- 5-4-6 ライダーの指が挟まれないようにするために、ハンドルを左右いっぱいにも切ってもハンドルバー（レバーを含む）と燃料タンクの間には最低30mmの間隔があるように、ストッパー（ステアリングダンパー以外のもの）を取り付けなくてはならない。
ステアリングダンパーのハンドルストッパーとしての使用は認められない。
- 5-4-7 ハンドルバー・クランプは、ハンドルバーが折れやすい部分ができないように、丸みをつけて製作しなくてはならない。
- 5-4-8 軽合金ハンドルバーの溶接による補修は禁止される。
- 5-4-9 キルスイッチは、ハンドルを握ったまま操作できる位置に取り付けること。

5-5 コントロール・レバー

- 5-5-1 すべてのハンドルバー・レバー（クラッチ、ブレーキなど）は、原則として先端がボール状（このボールの直径は最低19mmとする）となっていないなくてはならない。このボールは平らでもよいが、どのような場合においても先端は丸められなくてはならない（平らな部分の厚みは最低14mmとする）。この先端部分は常時固定されたものとし、レバーと完全に一体となっていないなくてはならない。
- 5-5-2 コントロール・レバー（フット・ペダルおよびハンド・レバー）は、それぞれ別個のピボットに設けられなくてはならない。
- 5-5-3 レバーの長さは、ピボットポイントから測定して200mm以上あってはならない。
- 5-5-4 ブレーキ・ペダルがフットレストの軸に設けられる場合、どのような状況においても作動できなくてはならない。例えば、フットレストが曲がった、あるいは変形したというような状況においても作動できなくてはならない。

5-6 スロットル・グリップ

スロットル・グリップは、開放時に自動的に閉じるものでなくてはならない。

5-7 フュエルポンプ

- 5-7-1 エレクトリック・フュエルポンプがついている車両は、転倒の際にポンプが自動的に停止するための回路遮断システムを備えていなければならない。

5-8 フットレスト

- 5-8-1 フットレストの先端には最低直径16mmの、中空でない球状の一体構造のプロテクションが設けられていなくてはならない。
- 5-8-2 フットレストは折りたたみ式でもよいが、この場合は自動的に元の位置に戻る仕組みになっていなくてはならない。
- 5-8-3 折りたたみ式でないスチール製フットレストの先端には、プラスチック、テフロンあるいはそれと同等の材質でできた先端（プラグ）が固定されなくてはならない（最低直径16mm）。

5-9 ブレーキ

- 5-9-1 すべてのモーターサイクルは最低2つの効果的なブレーキ（各ホイールにひとつ）がなくてはならず、これは独立してホイールと同心的に作動しなくてはならない。
- 5-9-2 左右へのフロントブレーキキャリパーのフロントブレーキラインの分岐部分は、ロワーフォークブリッジ（ロワートリプルクランプ）より上になければならない。
- 5-9-3 ブレーキディスクの材質は鉄製（SUS含む）のみ認められる。
- 5-9-4 ブレーキパットの脱落防止のため、 β ピンにワイヤーロックをしなくてはならない。

5-10 ボディーワーク

- 5-10-1 ウインドスクリーンエッジ、またはその他のすべてのフェアリングの露出した部分のエッジは丸められていなければならない。
- 5-10-2 フェアリングの最大幅は600mmを超えてはならない。
シートまたはその後方にあるすべての物の幅は、450mmを超えてはならない（エキゾースト・パイプは例外とする）。
- 5-10-3 フェアリングは、フロントタイヤの前端から垂直に引かれたラインとリヤタイヤの後端から垂直に引かれたラインからはみ出してはならない。測定が行われる際、サスペンションは完全に伸びた状態で測定される。（159頁図2参照）
- 5-10-4 横から見た場合、下記を判別することができなくてはならない。
- 5-10-4-1 最低180°にわたるリヤ・ホイール・リム
- 5-10-4-2 フェンダーまたはフォークに覆われた部分を除くフロント・ホイール・リム全体
- 5-10-4-3 ノーマル・ポジションに座ったライダー。上腕を除く。
注意：透明の材質を使用することは禁止される。
- 5-10-5 モーターサイクルのいかなる部分も、リヤ・タイヤの後端から垂直に引かれた線より後方に突出してはならない。
- 5-10-6 シートのベースとシートが一番高い地点との差は最大150mmとする。
- 5-10-7 フェンダーは義務づけられない。装着された場合、フロント・フェンダーは下記の範囲を超えてはならない。
- 5-10-7-1 フロント・ホイールスピンドルを通る水平の線から上と前に45°に引かれた線の
前

- 5-10-7-2 フロント・ホイールスピンドルからリヤまで水平に引かれた線の下
 5-10-8 ウイングは、それがフェアリングあるいはシート的一部分で、フェアリングとシートの幅、ハンドルバーの高さを超えない場合には装置を許可される。尖ったエッジは丸くされなくてはならない。動くエアロダイナミック・デバイスは禁止される。

図1

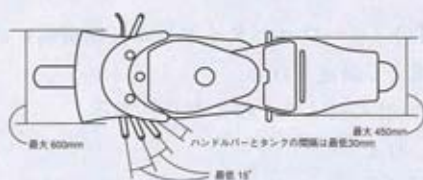
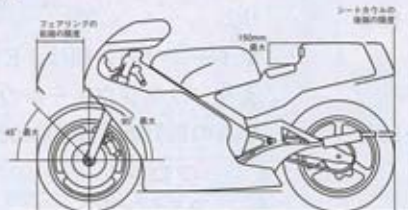
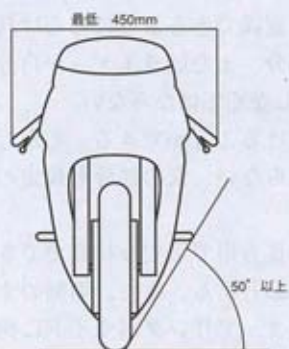


図2



- 5-10-9 クリアランス
 5-10-9-1 荷重のかからない状態のモーターサイクルは、タイヤ以外が路面に接地しない状態で、垂直線から50°以上の角度で傾斜が可能でなくてはならない。

図3



- 5-10-9-2 モーターサイクル・サスペンションがどのようなポジションにあり、リヤ・ホイール・アジャストメントがどのようなポジションにあっても、タイヤの円周に沿って最低15mmのクリアランスがなくてはならない。
- 5-11-10 フェアリング、シートカウルについて、カーボン/ケブラー素材の使用は認められない。
- 5-11-11 転倒時に車両のダメージを最小限に抑えるためのフレームにプロテクティブコーンのとりつけは可。プロテクティブコーンは、フェアリング表面より飛び出し量を20mmまでとし、先端のRは10Rとする。
- 5-11-12 燃料タンクのキャップは、燃料タンクの外観形状からはみ出さないように、また転倒の際に外れることがないように取り付けられなくてはならない。
- 5-11-13 下部フェアリングは、取り付けられていなければならない。エンジンの破損または故障時に、そのエンジンに使用されるエンジンオイルおよびエンジン・クーラント総量の最低半分をフェアリング下部（オイル受け）で保持できる構造になっていなくてはならない。フェアリング下部（オイル受け）の端部は、一番低いところから最低50mmの高さでなければならない。
- 5-11-14 下部フェアリングには、直径20mm以上（許容範囲+5mm）の孔が1個または2個開けられるものとする。

これらの孔はドライコンディション時には閉鎖され、競技監督がウェットレースコンディションを宣言した場合にのみ開けられる。

5-12 ホイール、リム、およびタイヤ

- 5-12-1 ホイール
カーボン製ホイールは禁止される。
- 5-12-2 リム
ホイールリムの幅は、ETRTO（ヨーロッパタイヤリム技術機構）の定める方法によりフランジウォールの内側に測定される。
- 5-12-3 リムの最低直径は400mmとし、最大幅は以下のとおりとする。

| フロント | リヤ |
|--------|--------|
| 2.5インチ | 3.5インチ |

- 5-12-4 タイヤ
- 5-12-4-1 レーシング・タイヤが使用されなくてはならない。

5-13 ナンバープレート

- 5-13-1 モーターサイクルのフロントとシートカウルの両サイドにゼッケンナンバーが装着され、観客とオフィシャルが明白に認識できるようにしなければならない。さらに、モーターサイクルのいかなる部分、またはライダーが自分のシートに座った時に身体で隠れてしまわないようにしなければならない。
- 5-13-2 ナンバープレートの数字の間に穴を開けることができる。しかしどのような状況においても数字自体に穴を開けてはならない。穴の部分も規定の色に見えなくてはならない。
- 5-13-3 ナンバープレートを取り付ける場合、長方形で頑丈な材質でできていなければならない。最低寸法は幅275mm×高さ200mmとする。また、別個のナンバープレートを装着する代わりに、ボディーまたはフェアリング両サイドに同寸法のスペースをつや消しでペイントするかあるいは固定してもよい。
- 5-13-4 両サイドのナンバープレート寸法は、ゼッケンナンバー数字の周囲に、余白25mm以上のスペースを設けなければならない。
- 5-13-5 数字ははっきり読めるように、また太陽光線の反射を避けるために、地の色同様につや消しでなければならない。
- 5-13-6 数字の最低寸法は下記のとおりとする。

フロントナンバーの寸法は

- 最低高 : 140mm
最低幅 : 80mm
数字の最低の太さ : 25mm
数字間のスペース : 15mm

サイドナンバーの寸法は

- 最低高 : 120mm
最低幅 : 60mm
数字の最低の太さ : 25mm
数字間のスペース : 15mm



GPクラスのサイドゼッケン

例) No.24の場合

(悪い例)



ゼッケンナンバーの位置は側面から見て見やすい位置に貼付けなければならない

- 5-13-7 数字の字体は、Futura Heavyを基準とするゴシック体にする。また、影付き文字などは認められない。

Futura Heavy

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

- 5-13-8 正規のナンバーと混同する恐れのあるその他のナンバープレート、またはマーキングは競技会の開始前にすべて取り外されなくてはならない。
- 5-13-9 すべてのナンバープレートの周囲と数字の間には最低25mmの余白が残され、ここにはいかなる広告も表示されてはならない。
- 5-13-10 ナンバープレートの地色及び数字の色は下記のとおりとする（蛍光色は禁止）。
ナンバープレートの地色は、単色でなければならない。
GP-MONO 赤地に白文字
- 5-13-11 ナンバーおよびナンバープレートの明瞭度に関して論議が持ち上がった場合、車検長の決定が最終的なものとする。
- 5-13-12 この規定に適合していないゼッケンナンバーおよびプレートを装着しているモーターサイクルは、車検長によりレース参加の許可を得ることができない。

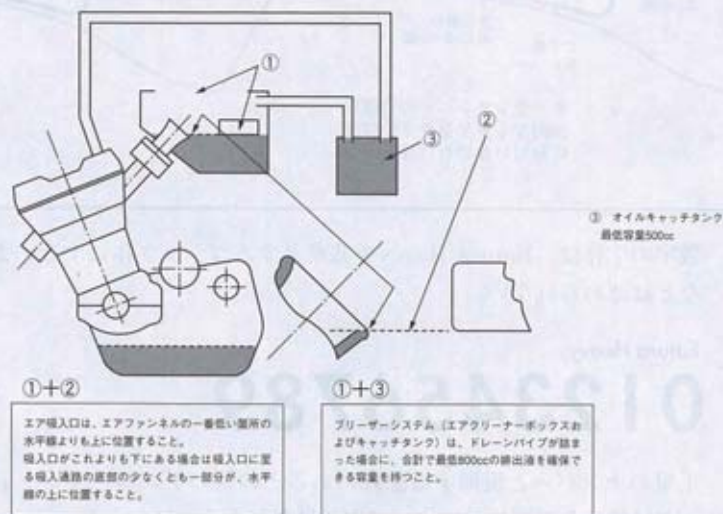
5-14 燃料タンク及びオイルタンク

- 5-14-1 燃料タンクの材質は鉄、またはアルミに限られる。
- 5-14-2 燃料はマシンにしっかりと固定された1つのタンク内に入れるものとする。
- 5-14-3 シートタンクおよび補助タンクは禁止される。すべての競技において、給油のため容易に脱着出来る取り換えタンクを使用することは厳禁される。
- 5-14-4 燃料キャップはリーク・ブローフ（漏れ防止が施されているもの）で、ポジティブ・クローズングデバイス（確実にしまる装置）を装備していなくてはならない。
- 5-14-5 燃料タンクの容量を減少させる一時的充填物の使用は禁止される。
- 5-14-6 燃料タンクに防爆材を完全に充填することが義務づけられる。
- 5-14-7 プリーザー・システム
全ての車両はプリーザー・システムを採用していなければならない。すなわちオイル・プリーザー・ラインはオイル・キャッチタンク、およびエアクリーナー・

ボックスに連結され、これに排出する構造となっていること。
 容量はオイル・キャッチタンクが最低500cc、オイル・キャッチタンクとエアクリ
 ーナー・ボックスの合計で最低800ccとする。

〈予告事項〉2008年から完全なクローズド・ブリーザー・システムが採用されな
 くてはならない。

4ストロークエンジンのブリーザーシステム



5-14-8

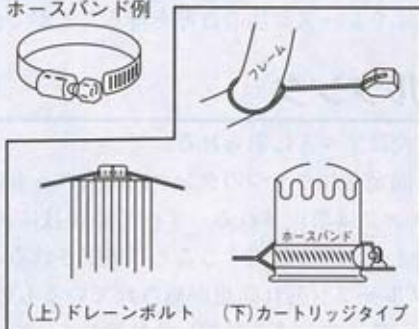
オイル・ドレーンプラグおよび供給パイプ

すべてのオイル・ドレーンボルトは確実に固定され、ドリルで穴を開け、ワイヤ
 ーで所定の箇所に固定されなければならない。オイル供給パイプは所定の位置に
 適切にワイヤー止めされなければならない。

オイルキャビティに進入する外部オイル・フィルターのスクリューやボルトは、
 安全にワイヤーロックされなければならない。

ワイヤーロック

ホースバンド例



5-14-9

燃料タンク・ブリーザー・パイプ

ノン・リターン・バルブを燃料タンク・ブリーザー・パイプに取り付けなくては
 ならない。

これは、適切な材質でできた、最低容量250ccのキャッチ・タンクに放出されるよ
 うになっていなければならない。

- 5-14-10 燃料タンク・フィルター・キャップおよびオイル・フィルター・キャップ
燃料タンク・フィルター・キャップおよびオイル・フィルター・キャップは、閉じた状態で漏れないようになっていなくてはならない。

5-15 燃料、オイル、冷却水

- 5-15-1 すべての車両には、MFJの定める無鉛ガソリンが使用されなくてはならない（AVガス（航空機用燃料）の使用は禁止される）。
- 5-15-2 競技に使用できるガソリン
競技に使用できるガソリンは下記の項目のすべてに合致していなくてはならない。
- 5-15-2-1 競技用ガソリンとは一般公道用の市販車に供するために通常のガソリンスタンドにて購入できるもの、あるいはMFJ公認サーキットのガソリンスタンドにて購入できるガソリンとする。
- 5-15-2-2 競技用ガソリンは下記のMFJの定める仕様以内（無鉛ガソリン）に制限される（AVガス（航空機用ガソリン）等は使用できない）。
鉛の含有量は0.013g/R以下であること。
リサーチオクタン価が100.0（RON）、モーターオクタン価が89.0（MON）以下であること。
密度は15℃において0.725g/ml～0.780g/mlであること。
- 5-15-2-3 競技用ガソリンには販売時に混入されている以外のいかなるものも添加されてはならない。ただし一般に販売されているスタンダードの潤滑油および1.5%以下のアルコール（燃料精製中に混入されているものに限る）については認められる。
- 5-15-2-4 水冷エンジンの冷却水は、水あるいは水とアルコールの混合物（レース用として一般販売されている冷却水）に限られる。ただし不凍液が含まれる冷却水は使用することができない。
- 5-15-3 大会特別規則（全日本ロードレース特別規則等）によりガソリンの銘柄および供給方法が指定される場合、それに従わなくてはならない。

5-16 音量規制

- 5-16-1 計測のためのマイクロフォンの位置は排気管後端から500mmで、かつ中心線から後方45°で排気管と同じ高さとする。但し、高さが200mm以下である場合は45°上方の点で行う。
- 5-16-2 ノイズ・テストの際、ギヤ・ボックスにニュートラルがないマシンは、スタンドに載せた状態で測定を受けなくてはならない。
- 5-16-3 規制に適合しているサイレンサーには車検にてマークが付けられ、車検後にサイレンサーを変更することが禁止される。ただし同様に車検合格し、マークを受けたスベア・サイレンサーに関しては例外とする。
- 5-16-4 ギヤはニュートラルとしてエンジンを回転させ、所定のrpm域に達するまでエンジンの回転を増していかななくてはならない。測定は所定のrpmに達した時に行うものとする。
- 5-16-5 GP-MONOKLASS車両の音量測定は、下記固定回転数方式が適用される。
エンジン型式ごとに、エンジンストロークはほぼ同等と見なされるので、測定は6000rpmの固定回転数にて実施する。
- 5-16-6 規制値をオーバーしているマシンは、レース前車検において再度測定を受けることができる。

- 5-16-7 現行の音量規制値
音量規制値は、105dB/Aまでとする。
レース終了後は3 dB/Aの許容誤差が認められる。
- 5-16-8 周辺への音量は、モーターサイクルから半径5 m以内において90dB/Aまでとする。
音量測定は気温20℃を基準とする。気温10℃以下の場合許容誤差+1 dB/Aが認められる。
- 5-16-9 気温0℃以下の場合許容誤差+2 dB/Aが認められる。
- 5-16-10 メーターの読み方は常に切り捨てとする(105.9dB/A=105dB/A)
- 5-16-11 音量測定方法で、ここに記載されていない項目はFIM規則による。

5-17 キルスイッチ

エンジンおよびその他すべての電気部品を停止することのできる効果的なイグニッションキルスイッチがハンドルバーのグリップを握った状態で手の届く範囲に取り付けなければならない。

5-18 最低重量

- 5-18-1 最低車重は82kgとする。
〈予告事項〉2008年より最低重量は85kgとする。
- 5-18-2 最低車重を達成するためにバラストの追加が許可される。
- 5-18-3 車重は最初の車検でチェックされる。しかし、最終的な車重検査は、プラクティス・セッション終了後、あるいはレース終了後に実施される。
モーターサイクルの車重は、モーターサイクルが出場する状態、すなわちオイル、水、及び他の液体を含み(燃料は除く)、他のすべての追加の装備(例えばオフィシャルのタイム計測装置、カメラ装備等)を装着した状態で計測される。
- 5-18-4 燃料の残量といった可変的な要素を除くために、モーターサイクルは燃料タンクなしの状態ですべての重量を計測されるが、その際の燃料タンク分の重量として差し引き2 kgが認められる。
- 5-18-5 レース終了後は、1%の許容誤差が認められる。

公道用一般車両をベースに安全性、平等性、経済性を考慮し、最小限の改造とコストで参加できる、参加型レースを基本理念とする。

用語の定義：改造＝オリジナルパーツ（車両公認時に装着されたもの）に対し切削・追加・研磨を行う行為

変更＝オリジナルパーツ（車両公認時に装着されたもの）を他の部品に置き換える行為

1 出場車両

一般生産型モーターサイクルでMFJが公認した車両でなければならない。

2 排気量区分

ST250 2ストローク 126cc～250cc

ST400 4ストローク 251cc～400cc

3 音量

- 3-1 音量の測定は、以下の方法で行われる。
- 3-1-1 計測のためのマイクロフォンの位置は排気管後端から500mmで、かつ中心線から後45°で排気管と同じ高さとする。但し、高さが200mm以下である場合は45°上方の点で行う。
- 3-1-2 ノイズ・テストの際、ギヤ・ボックスにニュートラルがないマシンは、スタンドに載せた状態で測定を受けなくてはならない。
- 3-1-3 規制に適合しているサイレンサーには各大会ごとの車検にてマークが付けられ、車検後にサイレンサーを変更することが禁止される。ただし同様に車検合格し、マークを受けたスベア・サイレンサーに関しては例外とする。
- 3-1-4 ギヤはニュートラルとしてエンジンを回転させ、所定のrpm域に達するまでエンジンの回転を増していかななくてはならない。測定は所定のrpmに達した時に行うものとする。
- 3-1-5 rpmは、エンジンのストロークに相応するピストンの平均速度に基づく次の式にて求められる。
- 3-1-6 所定のエンジン回転数 (rpm) =
$$\frac{30,000 \times \text{ピストン速度 (m/s)}}{\text{ピストンストローク (mm)}}$$
- 3-1-7 音量測定は、下記固定回転数方式が適用される。
エンジン型式および排気量ごとに、エンジンストロークはほぼ同等と見なされるので、測定は下記固定回転数にて実施する。

| | 1気筒 | 2気筒 | 3気筒 | 4気筒 |
|----------------|----------|----------|----------|----------|
| 250cc (2ストローク) | —— | 7,000RPM | —— | —— |
| 400cc (4ストローク) | 5,000RPM | 6,500RPM | 7,000RPM | 8,000RPM |

- 3-1-8 2気筒を超えるエンジンの音量計測は、各エキゾースト・パイプの先端で測定される。
- 3-1-9 規制値をオーバーしているマシンは、レース前車検において再度測定を受けることができる。
- 3-1-10 現行の音量規制値
2ストローク・エンジンについては、ピストンスピード13m/secで測り、4ストローク・エンジンは、ピストンスピード11m/secで計測する。
国内のST250・400クラスの規制値は99dB/Aまでとする。レース終了後は3 dB/Aの許容誤差が認められる。音量測定は上記固定回転数を使用することもできる。
- 3-1-11 音量測定は気温20℃を基準とする。気温10℃以下の場合許容誤差+1 dB/Aが認められる。
- 3-1-12 気温0℃以下の場合許容誤差+2 dB/Aが認められる。
- 3-1-13 メーターの読み方は常に切り捨てとする (99.9dB/A=99dB/A)
- 3-1-14 音量測定方法で、ここに記載されていない項目はFIM規則による。

4 燃料／オイル

- 4-1 使用する燃料はMFJが規定する無鉛ガソリンで、当該サーキットから購入できるものを使用しなければならない。
- 4-2 オイルは一般に市販されているものから選択しなければならない。
- 4-3 上記以外の起爆剤・添加剤は使用してはならない。
- 4-4 水冷エンジンの冷却水は、水あるいは水とアルコールの混合物（レース用として一般販売されている冷却水）に限られる。ただし不凍液が含まれる冷却水は使用することができない。

5 ナンバープレートおよびゼッケン

- 5-1 モーターサイクルのフロントとシートカウルの両サイドにゼッケンナンバーが装着され、観客とオフィシャルが明白に認識できるようにしなければならない。さらに、モーターサイクルのいかなる部分、またはライダーが自分のシートに座った時に身体で隠れてしまわないようにしなくてはならない。
- 5-2 ナンバープレートの数字の間に穴を開けることができる。しかしどのような状況においても数字自体に穴を開けてはならない。穴の部分も規定の色に見えなくてはならない。
- 5-3 ナンバープレートを取り付ける場合、長方形で頑丈な材質でできていなくてはならない。最低寸法は幅275mm×高さ200mmとする。また、別個のナンバープレートを装着する代わりに、ボディーまたはフェアリング両サイドに同寸法のスペースをつや消しでペイントするかあるいは固定してもよい。
- 5-4 両サイドのナンバープレート寸法は、ゼッケンナンバー数字の周囲に、余白25mm以上のスペースを設けなければならない。
- 5-5 数字ははっきり読めるように、また太陽光線の反射を避けるために、地の色同様につや消しでなければならない。
- 5-6 数字の最低寸法は下記のとおりとする。

フロントナンバーの寸法は

- 最低高 : 140mm
- 最低幅 : 80mm
- 数字の最低の太さ : 25mm
- 数字間のスペース : 15mm



サイドナンバーの寸法は

- 最低高 : 120mm
- 最低幅 : 60mm
- 数字の最低の太さ : 25mm
- 数字間のスペース : 15mm



プロダクションクラスのサイドゼッケン

例) No.24の場合



(悪い例)



ゼッケンナンバーの位置は側面から見て見やすい位置に貼付けなければならない

- 5-7 数字の字体は、Futura Heavyを基準とするゴシック体とする。また影つき文字などは認めない。

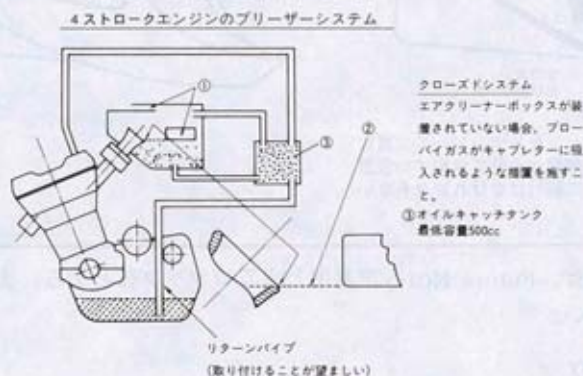
Futura Heavy

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

- 5-8 正規のナンバーと混同する恐れのあるその他のナンバープレート、またはマーキングは競技会の開始前にすべて取り外されなくてはならない。
- 5-9 すべてのナンバープレートの周囲と数字の間には最低25mmの余白が残され、ここにはいかなる広告も表示されてはならない。
- 5-10 ナンバープレートの地色及び数字の色は下記のとおりとする（蛍光色は禁止）。
ナンバープレートの地色は、単色でなければならない。
STクラス 白地に黒文字
- 5-11 ナンバーおよびナンバープレートの明瞭度に関して論議が持ち上がった場合、車検長の決定が最終的なものとする。
- 5-12 この規定に適合していないゼッケンナンバーおよびプレートを装着しているモーターサイクルは、車検長によりレース参加の許可を得ることができない。

6 仕様

- 6-1 レースのために取り外さなければならない変更
- 6-1-1 ライト/ウインカー/リフレクター
- 6-1-2 バックミラー
- 6-1-3 ナンバープレートとブラケット
- 6-1-4 セーフティーバー/センタースタンド/サイドスタンド
- 6-1-5 同乗者用フットレスト/グラブレール
- 6-1-6 その他車検時に安全上取り外しを指示された部品
- 6-2 安全の確保のため、改造、変更が義務付けられる事項
- 6-2-1 アクセルは手で握っていないときは、自動的に閉じるようになっていなければならない。
- 6-2-2 キルスイッチをハンドルを握ったまま操作できる位置に取り付けなければならない。
- 6-2-3 エレクトリックフューエルポンプがついている車両は、転倒した時にポンプが自動的に停止するための回路遮断システムを備えていなければならない。
- 6-2-4 4ストローク車両はクローズドブリーザーシステムになっていなければならない。すなわち、オイルブリーザーラインはエアクリーナーボックスに連結され、これに排出する構造となっていること。エアクリーナーボックスの下部に排出穴がある場合は、オイルを受けられるように塞がなければならない。



①+②

エア吸入口は、エアファンネルの一番低い箇所の水平線よりも上に位置すること。
吸入口がこれよりも下にある場合は吸入口に至る吸入通路の底部の少なくとも一部分が、水平線の上に位置すること。

①+③

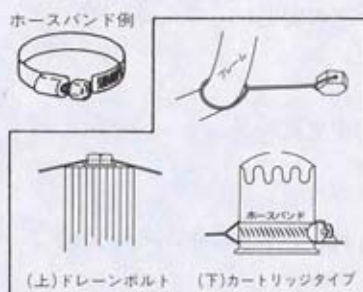
ブリーザーシステム（エアクリーナーボックスおよびその他のオイルタンク）は、ドレンパイプが詰まった場合に、合計で最低1,000ccの排出量を確保できる容量を持つこと。

- 6-2-5 オイルブリーザーパイプが装着されている車両には、オイルキャッチタンクを取り付けなければならない。

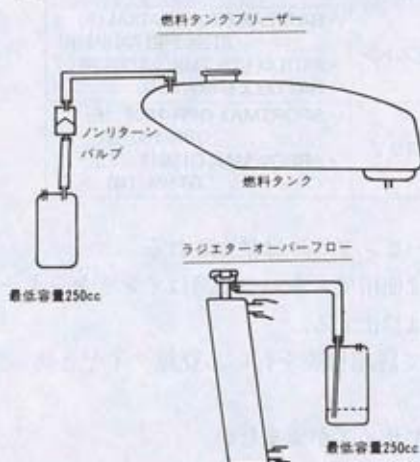
最低の容量：2ストローク：250cc 4ストローク：500cc

- 6-2-6 オイルドレンボルト及び供給パイプ
エンジンのオイルドレンボルトは確実に固定され、ドリルで穴を開け、ワイヤーで所定の位置に固定しなければならない。
オイルパンに進入する外部オイルフィルターのスクリューやボルトは安全にワイヤーロックされていなければならない。

ワイヤーロック



- 6-2-7 燃料タンクブリーザーパイプがついている車両は、ノンリターンバルブを燃料タンクブリーザーパイプに取り付けなくてはならない。これは、適切な材質でできた最低容量250ccのリザーバータンクに放出されるようになっていなくてはならない。



- 6-2-8 燃料タンクフィルターキャップ及びオイルフィルターキャップは閉じた状態で漏れないようになっていなくてはならない。
- 6-2-9 ラジエターオーバーフローパイプがついている車両は、最低重量250cc以上のキャッチタンクを取り付けなければならない。
- 6-2-10 転倒時に地面と接触する恐れのあるフェアリングに覆われていないオイルを保持する全てのエンジンケースに2次カバーの取り付けを推奨する。材料は樹脂製とする。
- 6-3 レースのために変更、改造、チューニングが許可される部分
- 6-3-1 フレーム
- 6-3-1-1 追加が認められるパーツの取り付けを目的としたステーの追加。
- 6-3-1-2 リヤサブフレームにボルトオンされたアクセサリーの取り外し。
- 6-3-1-3 ステアリングダンパーの取り付けおよび取り付け目的のためのフレーム加工。
- 6-3-2 リヤフォーク (リヤスイングアーム)
- 6-3-2-1 スタンドブラケットの取り付け、および取り付け目的の加工。
- 6-3-2-2 リヤスプロケットガードの取り付け、および取り付け目的の加工。
- 6-3-3 サスペンション
- 6-3-3-1 フロントサスペンションのスプリングの変更。

- 6-3-3-2 車高調整を目的としたフロントフォークの上下の取り付け位置の調整。
- 6-3-3-3 リヤサスペンションのスプリングの変更。
- 6-3-3-4 サスペンションフルードの変更。
- 6-3-4 ブレーキ
- 6-3-4-1 前後ブレーキパッドとホースの変更。
- 6-3-4-2 ブレーキフルードの変更。
- 6-3-5 タイヤ・ホイール
- 6-3-5-1 スピードメーター駆動部の取り外しとスパーサーへの交換。
- 6-3-5-2 タイヤ
- 6-3-5-2-1 タイヤは変更できるが、一般公道用のタイヤに限られる。レース用のスリックタイヤ/レーシングレインは天候に関わらず使用できない。
- 6-3-5-2-2 タイヤは入門者クラスとして公平を期すため、排気量クラスごとに銘柄と種類を限定する。当該銘柄で使用できるタイヤは下記に限定される。

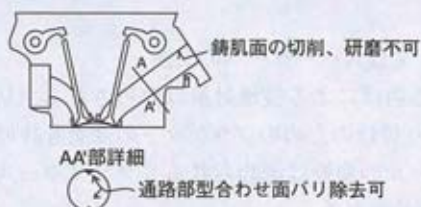
| 年度 | クラス | メーカー | パターン |
|------------|-------|--------|---|
| 2006~2007年 | ST250 | ブリヂストン | <ul style="list-style-type: none"> ・ BATTLEAX BT090 RADIAL (F) BT090 PRO RADIAL (R) ・ BATTLEAX BT39 (F&R) (*BT39SS除く) ・ BATTLEAX BT92 (F&R) |
| | ST400 | ダンロップ | <ul style="list-style-type: none"> ・ SPORTMAX GPR-100F (F) GPR-100 (R) ・ ARROWMAX GT501F (F) GT501 (R) |

- 6-3-5-2-3 タイヤの追加工（再グルーピング等）は禁止される。
- 6-3-5-2-4 磨耗限度を超えたタイヤは使用できない（残溝はインジケーターによる）。
- 6-3-5-2-5 タイヤウォーマーの使用は禁止する。
- 6-3-5-2-6 上位入賞車両は再車検にて詳細検査を行い、登録タイヤと異っていた場合は失格とする。
- 6-3-5-2-7 原則的には出荷時のタイヤサイズが望ましい。
- 6-3-6 フットレスト・チェンジレバー・ブレーキペダル
- フットレストは改造・変更されてもよいが、下記条件を満たさなければならない。ただし車両公認時から改造・変更しない場合は突起物を取り外し、車検長の許可を得た場合は下記仕様を満たさなくても使用できる。
- 6-3-6-1 フットレスト/フットコントロールの位置は移動してもよいが、ブラケットは元の取り付け位置に固定しなければならない。
- 6-3-6-2 フットレストの先端は、最低半径8mmの中空でない一体構造の球状になっていなければならない。
- 6-3-6-3 折りたたみ式の場合は、自動的に戻るようになっていなければならない。
- 6-3-6-4 スチール製フットレストで折りたたみ式でない場合、その先端にはプラスチック、テフロンあるいはそれと同等の材質でできた先端（プラグ）が固定されていなくてはならない（最低半径8mm）。
- 6-3-7 ハンドルバー・レバー類
- 6-3-7-1 ハンドルバー、ブレーキ/クラッチレバー及びブレーキ/クラッチケーブル/スロットルケーブルの変更。ステアリングパイプ（バンドルバー）取り付け方式、タイプは車両公認時のものから変更できないが、取り付け位置調整、角度調整は認められる。
- 6-3-7-2 ハンドルバーの末端が露出している場合は、固形物質を詰めるかゴムでカバーさ

れていなければならない。

- 6-3-7-3 ハンドルバーの最低幅は85ccまでは400mm、86cc以上は450mmとする。
- 6-3-7-4 ブレーキ/クラッチレバーの先端はボール状でなくてはならない（最低直径19mm）。このボールを平たくすることができるが、端部は丸みをおびさせていなければならない（最低の厚み14mm）。
- 6-3-8 フェアリング
- 6-3-8-1 フェアリングとウインドスクリーンはアフターマーケットのものに変更することができる。ただし、外観はノーマルと同じでなければならない。
- 6-3-8-1-1 スクリーンエッジは丸く加工しなければならない。
- 6-3-8-1-2 カーボン、ケブラー等の高価素材のものは使用できない。
- 6-3-8-2 取り付けブラケットの改造・変更。
- 6-3-8-3 露出しているエッジは、全て丸められていなければならない。
- 6-3-8-4 大会期間中に破損した場合の補修と取り外し。
- 6-3-9 シート
- オプションのシングルシートまたはアフターマーケットのものに変更できる。ただし、外観はノーマルと同じでなければならず、カーボン/ケブラー等の高価素材のものの使用は認められない。
- 6-3-10 シリンダー
- 6-3-10-1 4ストロークのシリンダーヘッドポートのバリ取りとカーボン除去。バリとは鋳型の合わせ面に生ずる「型合わせバリ」を指す。

型合わせバリ



※ポート内のザラ付きは鋳ハダと解釈し、切削、研磨は認められない。

- 6-3-10-2 2ストロークのシリンダーヘッドとポートのカーボン除去。
- 6-3-11 クラッチ
- クラッチスプリングの変更。
- 6-3-12 キャブレター
- ジェット、ニードルの変更。
- 6-3-13 燃料供給
- 6-3-13-1 フューエルラインの変更。
- 6-3-13-2 フューエルベントラインの変更。
- 6-3-13-3 フューエルフィルターの追加・変更。
- 6-3-14 ワイヤハーネス
- 不要なワイヤーハーネスのカット。
- 6-3-15 スプロケット/チェーン
- カウンターシャフトスプロケット、リヤホイールスプロケット、チェーンの変更。ただし、チェーンは公認時のサイズとする。
- 6-3-16 エンジンレプリミッター/スピードリミッター
- エンジンレプリミッター/スピードリミッターの変更。

- 6-3-17 点火時期／スパークプラグ
スパークプラグ、プラグキャップの変更。ハイテンションコードの変更。
点火時期の調整。
- 6-3-18 ボルト・ナット類
- 6-3-18-1 ボルト・ナット類の変更。ただし、同じ材質でなければならない。
- 6-3-18-2 ボルト・ナット類はセーフティーワイヤーをつけるために孔を開けてもよい。しかし、軽量化する改造は認められない。
- 6-3-18-3 カウルのボルト・ナット類はクイックタイプに変更できる。
- 6-3-19 取り外すことができる部品
- 6-3-19-1 計器類と計器用ブラケット及び関連ケーブル。
- 6-3-19-2 ホーン
- 6-3-19-3 ツールボックス
- 6-3-19-4 タコメーター
- 6-3-19-5 スピードメーター
- 6-3-19-6 ラジエーターファンと配線
- 6-3-19-7 2ストローク分離給油用のオイルポンプとオイルタンクの取り外しと、取り外し後のカバー類の取り付け。
- 6-3-19-8 リヤフェンダーと結合していない場合のチェーンガード。
- 6-3-19-9 リヤサブフレームにボルトオンされたアクセサリ。
- 6-3-19-10 エアクリーナーエレメント
- 6-3-19-11 別体（ボルトオン）のライセンスプレート
- 6-3-19-12 スターターキックアーム
- 6-3-19-13 サーマスタットの取り外し又はスパーサーへの交換
- 6-3-20 ノーマルマフラーに対する曲げによる接地対策は許可される（切り取り、追加は許可されない）。また、取り付けのためのブラケットの変更も許可される。
- 6-3-21 サイレンサーのグラスウールの変換は認められる。グラスウール交換のためのサイレンサー外筒の改造は認められる。
- 6-4 その他の制限
チタン合金部品の使用は禁止される。

7 買い取り制度

大会にて6位以内に入賞した車両は、購入希望者がいた場合下記価格にて販売しなければならない。売買によって発生する税金は、この金額に含まれない。

250ccクラス 1,000,000円 400ccクラス 1,000,000円

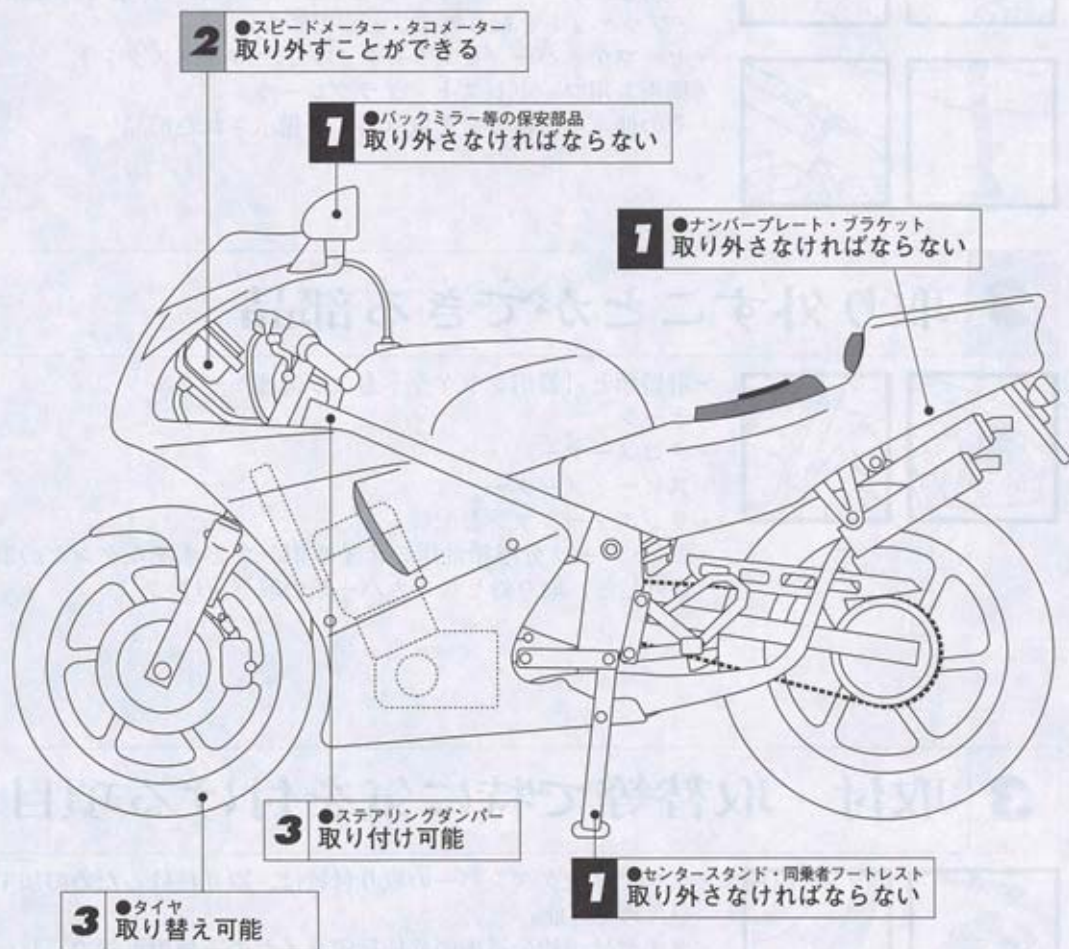
- 7-1 購入希望者は6位以内に入賞した車両が車両保管されている時間内に限り、購入申請することができる。
- 7-2 購入申請は主催者指定の用紙に必要事項を記入し主催者に提出すること。
- 7-3 購入希望者が複数の場合、主催者により抽選が行われ、決定される。
- 7-4 購入者が決定した時点で、購入者は購入申請日に以下のものをそろえて主催者へ提出しなければならない。
- ・ 購入申請用紙
 - ・ 購入者の運転免許証のコピー
 - ・ 購入申請保証金50,000円（購入申請保証金は購入代金の一部とされる）。
- 7-5 購入者が決定した時点より、主催者は車両を売買契約日まで保管しなければならない。

- 7-6 売買契約日は、購入申請日から起算して10日以内の間に設定されなければならない、売主・購入者、そして主催者3者合意のもと、売買契約日を決定する。
- 7-7 上記7-6にて決定された売買契約日に購入代金（現金）と、車両の受け渡しが行われる。
- 7-8 売買契約日に売主・購入者双方とも、身分証明のコピーを主催者に提出しなければならない。
- 7-9 売買契約は売主・購入者双方と主催者の立ち会いのもと行われる。
- 7-10 上記7-6にて決定された売買契約日に購入者が購入代金を支払うことができない場合は、この売買契約は無効となり購入申請保証金50,000円は返却されない。また、この場合に発生する経費（運搬費等）は購入希望者が負担する。
- 7-11 主催者が購入申請を行うことができる。
- 7-12 売買された車両が、売主のエントラントから出場登録された場合、主催者はこれを拒否することができる。

よくある質問と答え：

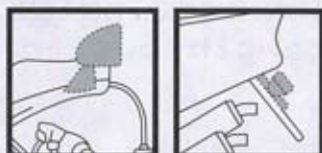
- ① ステアリングダンパーの取り付けは認められますか？
A：認められます。ステアリングダンパー取り付け目的の加工も認められます。
- ② インテークマニホールドに取り付けられたインテークチャンバーの取り外しは可能ですか？
A：取り外しできません。
- ③ ステアリングパイプ（ハンドルバー）の角度変更は認められますか？
A：取り付け方式、タイプは公認時から変更できません（左記に変更のない範囲で取り付け位置、角度調整は可能）。
- ④ エアクリーナーエレメントの取り外しは認められますか？
A：認められます。
- ⑥ ACGローターの軽量化は行ってよいですか？
A：認められません。
- ⑦ ACGステータコイルの取り外しは認められますか？
A：認められません。
- ⑧ リミッターカットに伴うメインハーネスの交換は認められますか？
A：リミッターカットを目的としたメインハーネス、イグナイターハーネス、CDIユニット、カードの交換は認められます。
- ⑩ リヤフェンダーの取り外し、カットは認められますか？
A：別体（ボルトオン）のライセンスプレートのみ取り外しできます。
- ⑪ 水温計取り付けのためにラジエターに加工してもよいですか？
A：ラジエターへの加工は認められません。
- ⑫ ラジエターホースを変更してもよいですか？
A：スタンダード品に限り認められます。
- ⑬ 指定タイヤのなかで、サイズ変更は認められますか？
A：原則的には、出荷時のサイズが望ましいです。
- ⑭ オートシフターの取り付けは認められますか？
A：認められません。
- ⑮ キックアームの取り外し、およびスターターギヤの取り外しは認められますか？
A：キックアームの取り外しは認められますが、ギヤの取り外しは認められません。
- ⑯ マフラスターの取り外し、変更は認められますか？
A：スターの取り外し、変更ともに認められます。
- ⑰ ウィンドスクリーンの変更は認められますか？
A：同一形状であれば認められます。

マシンにはほとんど手を加えず、気軽に低コストで参加できるクラスとして、1998シーズンから新設されたのがストックバイククラス。新設当初から全国各サーキットで開催され、好評を得ているこのクラスだが、改造範囲が狭いだけにマシン作りもそれまでと勝手が違うようだ。ここでは、ストックバイクの仕様についてわかりやすい説明を行なうと同時に詳細規定、判例も収録した。ストックバイクの仕様についてのポイントは、ここに「書いてないことはしないこと」だ。ストックバイクで手軽にレースを楽しんではいかが？



オイルドレンボルトは必ずワイヤーロックすること!!
ブレーキパッドピンの締めつけは確実にすること

1 取り外さなければならない部品



- ・ライト／ウィンカー／リフレクター
- ・バックミラー
- ・ナンバープレートとブラケット

※但し、ナンバープレートとブラケットが一体型のものは、ブラケットを取り外すことができない。



- ・セーフティバー／センタースタンド／サイドスタンド
- ・同乗者用フットレスト／グラブレール
- ・その他車検時に安全上取り外しを指示された部品

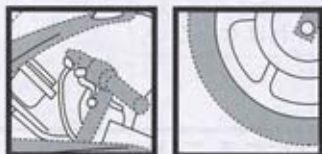
2 取り外すことができる部品



- ・計器類と計器用ブラケットおよび関連ケーブル
- ・ホーン
- ・タコメーター
- ・スピードメーター
- ・ラジエーターファンと配線

- ・2ストローク分離給油用のオイルポンプとオイルタンクの取り外しと、取り外し後のカバー類の取り付け

3 取付・取替等で特に気を付ける項目



- ・ステアリングダンパーの取り付けは、取り付けるための加工を含めて可能。

- ・タイヤは一般公道用の銘柄指定タイヤのみ使用可能で、レーシングスリック、レーシングレインタイヤは天候に関わらず使用不可。違反した場合は失格となる。

- ・タイヤは2006～2007年までで銘柄指定タイヤが変更されるので要注意。



- ・スクリーン、カウリング、シートカウルは安価なアフターマーケットのものに交換できるが、外観が同じものに限られる。

- ・フロントサスペンションおよびリヤサスペンションのスプリング変更、車高調整を目的としたフロントフォークの上下取り付け位置の調整、サスペンションフルードの変更は可能。サスペンションについて、これら以外は一切改造も変更もできない。

付 12 則

耐久レースの仕様

 MFJ ROAD RACE

1 クラス区分

一般生産型車両をベースとしたMFJ公認車両で行われる。

2 出場車両

- 2-1 一般生産型車両でMFJが公認し、参加しようとする各クラスの仕様に適合していること。
- 2-2 耐久用の仕様を満たしていること。

3 重量

それぞれの定められたスプリントレース用の最低重量に3kgを加えることとする。
灯火類の装備を義務づけられる耐久レースでは、定められたスプリント用の最低重量に5kgが加えられる。

4 耐久仕様

- 4-1 車両には確実に作動するスタート装置が装備されていなくてはならない。
- 4-2 フュエルタンク
 - 4-2-1 給油口を改造することは認められるが、位置は変えられない。
 - 4-2-3 最大容量を増やすための燃料タンクの改造は許されるが、サイドからの外観形状は変えられない。また、タンクの材質は車両公認時のものから変更できない。
 - 4-2-4 フュエルフィルターキャップをクイックフィルタイプに変更することが許可される。
 - SP400 18ℓ以下
 - SP250 18ℓ以下
 - ST600は大会特別規則に定める。
 - 4-2-5 燃料は、マシンにしっかりと固定されたひとつのタンク内に入れられるものとする。シートタンク、および補助タンクは禁止される。すべての競技において給油のために簡単に脱着できる取り換えタンクを使用することは厳禁される。
 - 4-2-6 登録されたスペアタンクの使用が認められる。但し車両に取り付けられるまで燃料の充填はできない。
- 4-3 ST600クラスにおけるラジエターの交換は認められる。またラジエターにエアーを取り入れるためのフェアリングへのドリルによる穴開けは認められる（直径10mm以下に限る）。

- 4-4 灯火類
- 4-4-1 レースが夜間にかかる場合は公認された発電・充電装置を備えてあること。これらはレース期間中及びレース後の車検において正常に作動するものであること。
- 4-4-2 ヘッドライト、ストップランプは正常に作動すること。またライトを追加することは認められる。
- 4-5 ホイールの交換を容易にするための改造は、各々クラスの改造範囲でなければならない。
- 4-6 ブレーキ廻りのメンテナンス性向上のための改造は、各々のクラスの改造範囲内でなければならない。
- 4-7 フロントフェンダーは、車両公認時のものでなければならない。但し耐久の場合、フロントフェンダーのMount位置の変更は認められる。この場合充分安全を考慮しなければならない。柔軟な素材を使用してはならない。
- 4-8 ジャッキアップのための装置は一部をマシンに取りつけてもよいが、フェアリングから外側にあってはならず、レース期間中確実に固定されていること。これらはマシンの重量に含まれるものとする。
- 4-9 フロント/リヤホイールスタンドを取り付けるためのブラケットはフレーム、エンジンブロック又はリヤフォーク（スイングアーム）にボルト止めされなければならない。これをするためのフェアリングのカットは認められる。但し、ブラケットとフェアリングのクリアランスは5mm以上なければならない。
- 4-10 ウィンドスクリーンの高さは自由とする。

1 クラス区分

| カテゴリー | クラス | 排気量範囲 | 最大限気筒数 | 最大限変速段数 |
|---------------------|-----|-----------|--------|---------|
| SP (スーパープロダクション) | 50 | ～50以下 | 1 | 6 |
| | 85 | 50を超え85以下 | 1 | 6 |
| GP | 50 | ～50以下 | 1 | 6 |
| | 85 | 50を超え85以下 | 1 | 6 |

2 出場車両

- 2-1 車両は市販レーサーまたは一般生産型車両でMFJが公認したもの。または一般生産型車両をベースとしたSP用コンプリートマシンとしてMFJが公認したもの。
- 2-2 ホイールリム直径が16インチ以上で、85cc以下の二輪車。

3 公認車両に対して特に記載されていない限り仕様の変更が出来ない

(仕様の変更とはその部品の改造、変更、取り外しをいう)

- 3-1 エンジンの型式
- 3-2 シリンダーの数
- 3-3 ピストンストローク
- 3-4 シリンダー (スリーブ及びライナーを含む)、シリンダーヘッド、クランクケース、ギヤボックスの材質、鑄造および形状
- 3-5 クラッチの構造
- 3-6 エンジン内部の部品の材質及び寸法形状
- 3-7 4ストロークエンジンのバルブの径、バルブのリフト量、バルブタイミング及び圧縮比
- 3-8 2ストロークエンジンのシリンダー、ピストンによるポートタイミング、ポートサイズ、一次、二次圧縮比
- 3-9 シリンダー、シリンダーヘッドのクランクケースに対する向き
- 3-10 吸入、排気系統のシステム、バルブの数、ポートの数、キャブレターの数
- 3-11 クランクケースカバー類の材質、鑄造、及び形状
- 3-12 2ストロークのシリンダー、4ストロークのシリンダーヘッド・ポートの寸法、形状
- 3-13 クランクシャフトアッセンブリー、ピストンの材質、寸法、形状
- 3-14 カムシャフト、バルブ、バルブスプリング、リードバルブアッセンブリーの材質、形状、寸法

ジュニアクラスの仕様

- 3-15 キャブレター
ただし、キャブレターのセッティング（取り外し可能なジェット、ニードル、スロットルバルブの範囲）、エアファンネルの取り付けまたはキャブ本体を除く寸法の変更は可能とする。
- 3-16 フューエルタンク
- 3-17 プライマリーギアのレシオ、及び寸法形状
ただし、クラッチディスクの材質とスプリングの諸元の変更は可能。
- 3-18 ミッションギアのレシオ、及び形状寸法
- 3-19 リヤホイール
- 3-20 リヤブレーキ関係
ただし、ブレーキパッドの材質と油圧ホースの変更は認められる。
- 3-21 フロントホイール
- 3-22 フロントブレーキ関係
ただし、ブレーキパッドの材質と油圧ホースの変更は認められる。
- 3-23 タイヤ
- 3-24 フレームボディ
ただし、不要なステー類のカット（フレームの強度、剛性に影響を与えないもの）は認められる。
- 3-25 フロントフォーク
ただし、フロントサスペンションセッティングのためのオイル交換、セット荷重調整は認められる。
- 3-26 リヤフォーク、リヤクッション、リヤクッションケージ
- 3-27 ステアリングステム、トップ、ボトムブリッジ
ステアリングダンパーの取り付けは認められる。
- 3-28 フェアリングの形状
ただし、フェアリングの材質は変更可能とされるが、カーボン、ケブラー等高価素材の使用は認められない。
- 3-29 スタート装置の取り外しは認められる。
- 3-30 エアクリーナーボックスの改造は認められる。
- 3-31 シートカウル形状、材質の変更は認められるが、カーボン、ケブラー等高価素材の使用は認められない。
- 3-32 全ての部品について調整・仕上げは認められる。

4 重量

| クラス | 最低限重量 |
|-----|---------|
| SP | 50 77kg |
| | 85 79kg |
| GP | 50 77kg |
| | 85 79kg |

- 4-1 最低限重量は半乾燥重量とする。（走行可能状態からガソリンを抜いた値）。
- 4-2 分離給油の場合のオイルは燃料とみなす。

5 公認車両が下記事項に適合していない場合 改造変更が義務づけられる

- 5-1 キャブレターのサイズ（気筒あたりの最大径）

- | | | |
|-------|-------------|------------|
| 5-1-1 | クラス | 最大限サイズ |
| | 50 (SP, GP) | 直径18mm相当以下 |
| | 85 (SP, GP) | 直径28mm相当以下 |
- 5-1-2 規制を超えるキャブレター装着車は公認キャブレターで、かつ規制以下のキャブレターに交換すること。
- 5-2 エレクトリックフュエルポンプを装着している車両は、転倒時に自動的に停止する装置を備えていること。
- 5-3 ラジエターのオーバーフローパイプとキャッチタンクの取り付け (250cc以上)
- 5-4 エンジンブリーザーのキャッチタンクの取り付け (4ストローク車は500cc以上、2ストロークのギヤボックスからのブリーザー250cc以上)
4ストローク車のキャッチタンクからのブローパイガスはエンジンに再吸入させること。
- 5-5 エンジンキルスイッチの取り付け (ハンドルを握って操作可能な位置にとりつけなくてはならない)。
- 5-6 灯火器のレンズの処置または取り外し。
- 5-7 保安部品の取りはずし (スタンド、バックミラー、補助ステップ、ウインカー類)。
- 5-8 エンジンのすべてのオイルドレンボルト、及び外部のオイル圧力ライン部品へのワイヤーロック。

6 いかなる場合も禁止される事項

- 6-1 改造・変更に当たって特殊な材料の使用 (チタン合金、カーボン、ケブラー等高価素材) (カーボンサイレンサーも完全禁止)
- 6-2 リヤホイールスピンドル構造に軽合金の使用
- 6-3 タイヤへの追加工
- 6-4 ステアリングダンパーを取りつけた場合、ハンドル切れ角のストッパーとしての使用。
- 6-5 ガソリンの仕様及び供給方法は制限される。

7 音量規定

- 7-1 FIM方式で測定し99dB/A以下であること。
- 7-2 レース終了後は3dB/Aの誤差値が認められる。

8 互換性

フレーム打刻型式とエンジン打刻型式が同一のモデル内にあっては一切の追加工なしで単品またはアッセンブリーで組みつけ可能な部品は相互に交換が認められるが、'93年1月1日以降の公認車両同士に限られる。

注) コンプリートマシンはベースマシンと型式が異なるが互換性が認められる。
(コンプリートマシンのベース機構の打刻型式に基づき判断される)

付 14 則

ミニバイクの仕様

 MFJ ROAD RACE

1 クラス区分

下記の排気量を区分とする。

- ① 2ストロークの場合 85cc以下
- ② 4ストロークの場合 125cc以下

2 出場車両

車両はMFJが公認したもの。

3 公認車両に対して下記事項は仕様の変更が出来ない

(仕様の変更とはその部品の改造、変更または取り外しをいう)

- 3-1 エンジンの型式
- 3-2 シリンダーの数
- 3-3 ピストンストローク
- 3-4 シリンダー (スリーブ及びライナー含む)、シリンダーヘッド、クランクケース、ギヤボックスの材質・鋳造及び形状
- 3-5 クラッチの構造 (但しディスクの材質とスプリングは除く)
- 3-6 エンジン内部の部品の材質
- 3-7 4ストローク車のバルブの径、リフト、タイミング及び圧縮比
- 3-8 2ストローク車のシリンダーピストンに依るポートタイミング、ポートサイズ、一次、二次の圧縮比
- 3-9 シリンダー、シリンダーヘッドのクランクケースに対する向き
- 3-10 吸入、排気システムのシステム、バルブ数、ポート数、キャブレター数
- 3-11 クランクケースカバー類の材質・鋳造および、形状
- 3-12 シリンダー、シリンダーヘッド
- 3-13 クランクシャフトアッセンブリー、ピストン
- 3-14 カムシャフト、バルブ、バルブスプリング、リードバルブアッセンブリー
- 3-15 キャブレター (メインジェットのみ変更可)
- 3-16 フュエルタンク
- 3-17 プライマリーギヤ
- 3-18 ミッション
- 3-19 プリーザーシステム

| | |
|------|------------------------------|
| 3-20 | リヤホイール |
| 3-21 | リヤブレーキ関係 |
| 3-22 | フロントホイール |
| 3-23 | フロントブレーキ関係 |
| 3-24 | フレームボディ |
| 3-25 | フロントフォーク |
| 3-26 | リヤフォーク |
| 3-27 | リヤサスペンション |
| 3-28 | ステアリングシステムを含むボトムブリッジ、トップブリッジ |
| 3-29 | フェアリング |

4 公認車両に対して下記事項の変更ができるが、付則 8 GPフォーミュラの技術仕様に適合していることを条件とする

| | |
|-----|---|
| 4-1 | キャブレターのメインジェットの変更 |
| 4-2 | ゼッケンプレート、メーター、シート等の取り付けのためのステーの追加ができる |
| 4-3 | イグニッションコイル、点火ユニット、リミッターの改造・変更 |
| 4-4 | プラグの変更 |
| 4-5 | スピードメーターの取りはずし |
| 4-6 | チェーンの変更 |
| 4-7 | スプロケットの変更 |
| 4-8 | タイヤ 一般市販され通常ルートで購入できるもののみ交換は可。ただし、スリックタイヤ（インターミディエイト含む）および摩耗限度を超えたタイヤの使用は禁止。 |

5 公認車両が下記事項に適合していない場合 改造変更が義務づけられる

| | |
|-----|--|
| 5-1 | エンジンキルスイッチの取り付け（ハンドルを握って操作可能な位置に） |
| 5-2 | 灯火器のレンズの処置または取り外し |
| 5-3 | 保安部品（スタンド、バックミラー、補助ステップ、ウインカー類）の取り外し |
| 5-4 | すべてのオイルドレンボルト、及び外部のオイル圧力ライン部品へのワイヤーロック |

6 いかなる場合も禁止される事項

| | |
|-----|---|
| 6-1 | 改造・変更に当たって特殊な材料の使用（チタニウム合金、カーボン等高価素材） |
| 6-2 | リヤホイールスピンドル構造に軽合金を使用してはならない。 |
| 6-3 | フロントホイールスピンドル構造に軽合金を使用してはならない。 |
| 6-4 | タイヤへの追加工 |
| 6-5 | ステアリングダンパーを取りつけた場合、ハンドル切れ角のストッパーとしてはならない。 |
| 6-6 | ガソリンは通常のスタンドで購入できるか各サーキットのスタンドで購入できるMFJの定める無鉛ガソリンに限る。 |

7 音量規定

FIM方式で測定し99dB/A以下であること。
レース終了後は3dB/Aの誤差値が認められる。

8 互換性

フレーム打刻型式とエンジン打刻型式が同一のモデル内においては一切の追加工なしで単品またはアッセンブリーで組みつけ可能な部品は相互に交換が認められる。

'93年1月1日以降の公認車両同士に限られる。

ライテク RIDING TECHNIQUE



柏秀樹のビッグマシンを自在に操る

ビッグマシン大人気企画「柏秀樹のビッグマシン」を自在に操るDVD&ビデオに。基本から応用まで、バイクを乗りこなすためのすべてが盛り込まれた珠玉のムービー。発売直後からベストセラーになった話題の作品だ。

●DVD & VHS 90分
●価格：3,990円（税込）



柏秀樹のビッグマシンを自在に操る2

「ビッグマシンを自在に操る」ムービーの第二弾!! さらに進化した「柏秀樹ライテク・ベシク理論」に加え、「車種別ライディングテクニック」「Uターン完全指導」「システムライディング」など、新コンテンツも収録。

●DVD 164分
●価格：3,980円（税込）



WGPライダーの新しいライディングテクニックの常識25

従来のライテク理論は最新バイクでは通用しない。ロードレース最高峰WGP500ccクラスで活躍した新垣敏之が、今までの常識とは異なる新しいライディング理論とテクニックを、CGや車載カメラを駆使した迫力の映像で解説。

●DVD 128分
●価格：3,990円（税込）



丸山浩の山道ライディングテクニック

峠道速を自覚する丸山浩が、峠でのコーナリングテクニックを伝授するDVD。丸山浩ならではの、膝すり、ワイリー、フォーム、グリップワークなど、これまで語られることなかったテクニック解説が満載。

●DVD 100分
●価格：3,990円（税込）



丸山浩の山道ライディングテクニック ストリート編

カリスマ国際ライダー・丸山浩が、いかにカッコよく走るかを「教けない」「事にならない」「滑らない」をテーマに、走行前のチェック、クラッチ操作などの基本からストリートまで使えるスーパーライテクを伝授!!

●DVD 100分
●価格：3,990円（税込）



COMING SOON

2006年12月
発売予定!

丸山浩の山道ライディングテクニック エントリー編

シリーズ第三弾は、より上級者に向けた洗練のテクニックを紹介。コーナリング技術に徹底的にこだわり、車載カメラを駆使して、高度なテクニックをわかりやすく解説する。頂点を極めるための丸山浩ライテク最終章がこれ。

●DVD 100分（予定）
●価格：3,990円（予定）



COMING SOON

2007年4月
発売予定!

和歌山利宏のコーディネーティングを指導する

かつてヤマハで新型車の開発に関わり、国際A級ライダーとしてレースでも活躍した理論派ジャーナリスト、和歌山利宏がDVD授業場。業界でも注目される独自のライテク理論を映像とともにわかりやすく解説する。

●DVD 100分（予定）
●価格：3,990円（予定）



丸山浩のジャパニーズ・エクストリーム

日本のエクストリーム・バイクの第一人者、丸山浩が語り広げる。ワイリー、ストッピーなど過激テクニックを完全録音化。見るだけでなく、どうすればマスターできるかのハウツウも紹介する貴重なビデオ。

●VHSビデオ 64分
●価格：3,780円（税込）



エクストリーム WE STUNT

宇宙ナンバーワン・エクストリームアクションのうたい文句は伊藤じゃない。UK & USAのトップライダーが各地で飛びまくる本編の巻。『RED BULL SOUP FOR NOODLES』のチャンピオンクリス・ブロックのインタビューも収録。

●DVD 56分
●価格：3,990円（税込）
●日本語字幕制作



メンテナンス おまかせ牧田のバイクメンテナンス

購入後のチェックにはじまり、換油系・空回り・エンジン・駆動系、電装系などの項目ごとの基本メンテナンス方法。さらにはボジション調整・進率テクニック・工具と用品ガイド・保管・盗難防止知識・トラブル解決術も紹介。

●DVD 145分
●価格：3,990円（税込）



ヘヴン&ヘル オン・アース

2年の歳月をかけて制作された、エクストリーム・バイクのベストオブベストDVD! USAで絶大な人気を誇る15のチーム、40を超えるトップライダーが超絶のワザを披露。スタンバイライディングの魅力がすべて詰まったDVD!!

●DVD 79分
●価格：3,990円（税込）
●日本語字幕制作



ヘヴン&ヘル オン・アース THE SECOND COMING

第一作を超えるパフォーマンスを盛り込んだ待望のシリーズ第二弾。さらに進化したエアアクションがFXMの無限の可能性をアピールしている。UK最高のテクニシャンが飛んで、飛んで飛びまくる!!

●DVD 45分
●価格：2,990円（税込）
●日本語字幕制作

Young Machine B.I.G. MACHINE の大好評!

バイクDVD&ビデオシリーズ

ヤングマシン&ビッグマシンが贈る人気のムービーシリーズ。ライテクからメンテ、エクストリームまで、フルラインナップで発売中!!

●自宅にいながらDVDを購入できるクロネコヤマトのブックサービスがおススメ!! 上記DVDをバイク用品店など近くのお店で購入できないときはクロネコヤマトのブックサービスでも注文できます。電話、FAX、ホームページから申し込みください。クロネコヤマトのブックサービス（株） TEL 0570-03-9625 フリーダイヤル0120-29-9625（携帯不可）（受付8:30~19:30 日曜定休） FAX 0120-29-9635（24時間受付）DVD代金+代引き手数料200円（税込）を、商品と引き換えに宅配業者にお支払いください。※弊社ホームページ（http://www.naigai-p.co.jp）のDVD、ビデオコーナーから注文することも可能です。（ネットでの注文はクロネコヤマトブックサービスへの無料登録が必要となります）

（発売元）東京都台東区台東4-19-9 TEL 03-3833-2565 株式会社 内外出版社
<http://www.naigai-p.co.jp>

HSR九州 (ホンダセーフティ&ライディング・プラザ九州)
〒869-1231 熊本県菊池郡大津町平川1500
TEL 096-293-1370



安全の喜びを共に

交通教育センターレインボー 熊本

企業・団体向け安全運転研修会

- ★ 実車を使用した実技中心の「参加体験型」学習。
- ★ 企業ニーズに合わせたオーダーメイドシステム。
- ★ 各種情報提供など、充実したアフターケア。



オンロード

【サーキットコース】

全長約3kmのテクニカルなレイアウトで、世界で活躍する有名ライダーが数多く育ったサーキット。MFJ公認ロードレースをはじめ、サーキット初心者も楽しめる参加型イベントも多数開催。

●コースライセンス

★スポーツ走行ライセンス(125cc以上のレーサー、市販スポーツ車(ナンバー付可))

・料金⇒22,000円(取得日より1年間)

★ファミリー走行ライセンス

ミニバイク(2st80cc以下、4st125cc以下)

・料金⇒12,000円(取得日より1年間)

●練習走行(ファミリー走行/スポーツ走行)

・走行料金⇒2,500円/25分(予約の有無、走行回数により変動あり)

・走行日⇒土、日、祝日の指定日(カレンダーを公表)

【ドリームコース】

全長約650mのショートサーキット。ミニバイクを中心に、参加型イベントを開催。話題のスーパーモーターの走行イベントも開催。

●コースライセンス

★ドリームライセンス(ミニバイク、レーシングカート)

・料金⇒2,000円(取得日より1年間有効)

●練習走行(スポーツ走行)

・走行料金⇒午前&午後/4,000円(事前予約により割引あり)

午後のみ/3,000円(事前予約により割引あり)

・走行日⇒土、日、祝日の指定日(カレンダーを公表)

【バリアブルコース】

多目的なご利用が出来る、約12,000m²の広々スペース。2輪専用バランスコースや、4輪専用の低μ路など、特殊路面もあり、トレーニングコースとしても最適です。2輪ジムカーナ大会や、2輪&4輪の各種スクールなどを開催しています。

オフロード

【モトクロスコース】

全日本モトクロス選手権が開催されるモトクロスコース。全長約1.5km、テーブルトップ、連続ジャンプ、ウォッシュボードなど、テクニカルなレイアウト。スプリングラーも完備し、コンディションも整ったコースです。

【中級コース】

小さめのジャンプを設けたレイアウトで、キッズや初心者向けイベントを開催

【初心者コース】

フラット路面中心のレイアウトで、初めての方も安心して走行できるコース。

レンタル専用のコースとしても使用。

【練習走行(スポーツ走行)】

・走行料金⇒一般3,000円/中学生1,500円/小学生1,000円

(各種会員割引あり)

・走行日⇒土、日、祝日の指定日(カレンダーを公表)

【レンタル】

・車両⇒CRF100、CRF70、XR50、QR50

・その他⇒ヘルメット、グローブ、ブーツ、ウェア、他

・料金⇒お問い合わせ下さい。

※料金等表記内容は予告なく変更する場合があります。詳しい内容についてはお問い合わせ下さい。

HSR九州が持つもう一つの顔が、二輪車や四輪車を安全、快適にご利用いただくためのトレーニング施設「交通教育センター」です。

個人向けバイクとクルマのスクール

- ★ 初心者から上級者まで、レベル別のコース設定。
- ★ トレーニングには、専用の車両をご用意。



HMS



親子でバイクを楽しむ会

ダートクールで知った

DIRT
Cool

世界一全開の1コーナー



隔 月 刊
モトクロス専門誌
ダートクール
偶数月24日発売

ダートクール2007 No.1 12/22発売
ダートクール2007 No.2 2/24発売
ダートクール2007 No.3 4/24発売
ダートクール2007 No.4 6/23発売
ダートクール2007 No.5 8/24発売
ダートクール2007 No.6 10/24発売

発行/株式会社ニュース出版

〒141-8662 東京都品川区上大崎1-1-17 LSビル4F
Tel. 03-6408-4111 (販売)

制作/有限会社エアタイム

〒150-0012 東京都渋谷区広尾1-11-5-106
Tel. 03-5423-5464 (広告・編集)

<http://www.dirtcool.jp>

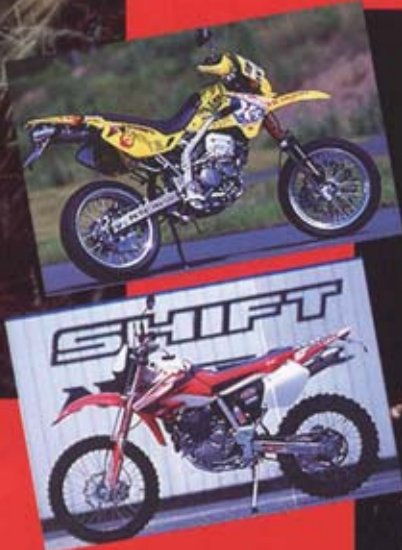


大地とたわむれる 体感マガジン

No.1 OFFROAD BIKE MAGAZINE
GARRRR

月刊ガルル (株) バイクブロス

〒101-0065 東京都千代田区西神田2-5-8共和15番館2F
☎ 03-5212-7799 (編集 / 広告) garrrr@bikebros.co.jp



毎月6日発売!



ENGINEERED PERFORMANCE

音量規制適合マフラー

CARBON PRO FIM EXHAUST

96db



- ボトム付近の太さと、8,000rpm以降のピークパワーに於いては純正を大きく上回り、より高回転域を求めるライダーへアドバンテージとなるでしょう。
- キャニスター部は、軽量化と非伝熱性に優れたカーボンファイバー製で構成。
- ヘッドパイプ、及びミッドパイプはチタニウム製とシートアルパッケージとしての軽量化に貢献。

| Make/Model | Part No. | 税込価格 |
|-----------------------|-----------|----------|
| Honda | | |
| CRF450R(07) | 05-1813 | ¥134,400 |
| CRF450R(06) | 05-1115 | ¥134,400 |
| CRF250R(06-07) (2本出し) | 05-1802 | ¥176,400 |
| CRF250R(06-07) (1本出し) | 05-1147 | ¥134,400 |
| CRF250R(04-05) | 05-1136 | ¥134,400 |
| CRF150R/RB(07) | SOON (TI) | ¥134,400 |
| CRF150R/RB(07) | SOON (SS) | ¥103,950 |
| Kawasaki | | |
| KX450F(06) | 05-1126 | ¥134,400 |
| KX250F(06) | 05-1117 | ¥134,400 |
| KX250F(04-05) | 05-1120 | ¥134,400 |
| Suzuki | | |
| RMZ450(05-06) | 05-1808 | ¥134,400 |
| RMZ250(04-06) | 05-1120 | ¥134,400 |
| Yamaha | | |
| YZ450F(06-07) | 05-1103 | ¥134,400 |
| YZ450F(03-05) | 05-1128 | ¥134,400 |
| YZ250F(06) | 05-1106 | ¥134,400 |
| YZ250F(03-05) | 05-1141 | ¥134,400 |

※すべてフルエキゾーストタイプになります
 TI - Titanium (エキパイ:チタン)
 SS - Stainless Steel (エキパイ:ステンレス)



FIM QUIET TIP

パワーフィルター付蓋

E2 SLIP ON

94db 96db



- ボトム付近から、ピークまでほぼ全域に於いてスムーズなパワーカーブを描き4ストローク車両特有の高いトルクを高次元で得られるような設計となっています。
- アルミ一体成型のエンドキャップ部は、下部のスクリュー1本でスパークアレスター、インナーコアの取り外しが行え、さまざまなシチュエーションに迅速に対応が可能です。
- ★別売のインナーコアを装着する事で、94dbまでの消音効果が得られ、MFJ地方選手権のレギュレーションにも対応します。

| Make/Model | Part No. | 税込価格 |
|-------------------------------|----------|---------|
| Honda | | |
| CRF450R(06-07) | 05-694 | ¥65,100 |
| CRF450X(05-07) | 05-644 | ¥65,100 |
| CRF250R(06-07) (2本出し) | 05-704 | ¥89,250 |
| CRF250R(06-07) (1本出し) | 05-703 | ¥65,100 |
| CRF250R(04-05)/CRF250X(04-06) | 05-646 | ¥65,100 |
| CRF150R/RB(07) | 05-711 | ¥65,100 |
| Kawasaki | | |
| KX450F(06) | 05-642 | ¥65,100 |
| KX250F(06) | 05-697 | ¥65,100 |
| KX250F(04-05) | 05-620 | ¥65,100 |
| Suzuki | | |
| RMZ450(05-06) | 05-705 | ¥65,100 |
| RMZ250(04-06) | 05-620 | ¥65,100 |
| DRZ400E(00-06) | 05-607 | ¥65,100 |
| DRZ400S/SM(00-06) | 05-609 | ¥65,100 |
| Yamaha | | |
| YZ450F(07) | 05-699 | ¥65,100 |
| YZ450F(06) | 05-658 | ¥65,100 |
| WR450F(03-06)/YZ450F(03-05) | 05-645 | ¥65,100 |
| WR/YZ400, YZ426(98-02) | 05-611 | ¥65,100 |
| YZ250F(06) | 05-659 | ¥65,100 |
| WR250F(03-06)/YZ250F(03-05) | 05-649 | ¥65,100 |

※すべてスリップオンタイプになります

リバック KIT



E2 インナーコア

本体価格 ¥6,500
 税込価格 ¥6,825

E2マフラーを96db仕様から、94dbに変換できるローノイズインナーです。交換方法は、エンドキャップ下部にあるスクリューを緩めるだけの簡単作業。

CARBON PRO FIM用

本体価格 ¥6,800 (★¥8,000)
 税込価格 ¥7,140 (★¥8,400)
 ※(★)内はCRF250デュアルマフラーの価格です。

E2 用

本体価格 ¥3,800
 税込価格 ¥3,990

サイレンサー自体のもつパフォーマンス、またサウンドレベルを保つには定期的なグラスウールの交換をお勧めします。

WHITEBROS 輸入総代理店

WESTWOODMX URL: www.westwoodmx.co.jp E-mail: info@westwoodmx.co.jp

〒2738-1 茨城県電ヶ崎町砂町2738-1 (株)ウエストウッド井原商会 〒301-0823 茨城県電ヶ崎市砂町2738-1

通信販売のお客様はこちらまで! → 通販部(10:00~19:00) 取扱店募集/業者様はこちらまで → 営業部(10:00~18:30)
 TEL.0297-62-7756 FAX.0297-62-4352 TEL.0297-64-8198 FAX.0297-62-4352





やっぱり
モトクロス

DIRT SPORTS

月刊ダートスポーツ 毎月24日発売!! 定価880円

カスタムバーニング



毎月24日発売!!

カスタムスクーター



毎月6日発売!!

モトモト



毎月6日発売!!

YAMAHAオフロード
コンプリートBOOK



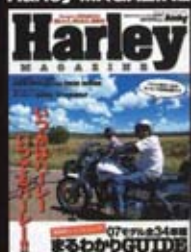
好評発売中!!

GirlsBiker



好評発売中!!

Harley MAGAZINE



好評発売中!!

MOTOCROSS

モトクロス

CONTENTS

▼付則15 モトクロス競技規則

| | | |
|----|-----------------------|-----|
| 1 | 適用の範囲 | 192 |
| 2 | モトクロス | 192 |
| 3 | コースの仕様 | 192 |
| 4 | レース中の公式シグナル(合図) | 192 |
| 5 | 出場車両 | 192 |
| 6 | MFJ公認車両・公認部品 | 193 |
| 7 | ライダーの装備 | 193 |
| 8 | 参加資格・車両 | 193 |
| 9 | 出場申し込み | 194 |
| 10 | 参加受理 | 194 |
| 11 | 公式通知・タイムスケジュール | 194 |
| 12 | 参加定員 | 195 |
| 13 | ゼッケンナンバー | 195 |
| 14 | 燃料およびオイル | 195 |
| 15 | 出場受付 | 195 |
| 16 | 車両検査 | 196 |
| 17 | ライダーの変更 | 196 |
| 18 | 車両の変更 | 196 |
| 19 | 部品の変更 | 196 |
| 20 | フリープラクティスおよび公式練習 | 196 |
| 21 | ピットおよびサインエリア | 197 |
| 22 | 公式予選 | 197 |
| 23 | 決勝レース出場台数 | 197 |
| 24 | スタート位置の決定方法 | 197 |
| 25 | ウォーミングアップ | 197 |
| 26 | レース | 197 |
| 27 | レース終了 | 198 |
| 28 | 優勝者、順位、完走者および得点(ポイント) | 198 |
| 29 | レース終了後の車両検査 | 199 |
| 30 | レースおよび大会の延期、中止等 | 199 |
| 31 | 抗議 | 199 |
| 32 | レース中の違反行為に対する罰則 | 200 |
| 33 | 本規則の解釈 | 200 |
| 34 | 本規則の施行 | 200 |

▼付則16 2007年全日本選手権大会特別規則

| | | |
|---------|----------------------|-----|
| 1 | 公示 | 201 |
| 2 | 競技会開催日程等 | 201 |
| 3 | 運営・実行組織 | 201 |
| 4 | 開催部門・クラス | 201 |
| 5 | 参加資格 | 201 |
| 6 | 出場申し込み | 202 |
| 7 | 出場料およびMFJスポーツ傷害基金掛金 | 202 |
| 8 | 参加受理 | 202 |
| 9 | 競技内容 | 203 |
| 10 | 賞および得点(ポイント) | 203 |
| 11 | 出場車両 | 204 |
| 12 | ゼッケンナンバー | 204 |
| 13 | ガソリンおよびオイル | 205 |
| 14 | 車両検査 | 205 |
| 15 | 車両の変更 | 206 |
| 16 | フリープラクティスおよび公式練習 | 206 |
| 17 | 決勝レース出場資格 | 206 |
| 18 | スタート | 207 |
| 19 | レース | 209 |
| 20 | レース後の車両検査 | 210 |
| 21 | 総合順位の決定方法 | 210 |
| 22 | 抗議 | 210 |
| 23 | 本規則の解釈 | 210 |
| 24 | 本規則の施行 | 210 |
| 附則 | | 210 |
| | 2007年全日本モトクロス選手権開催日程 | 212 |
| ▼付則17 | モトクロス基本仕様 | 213 |
| ▼付則18 | 国内モトクロスの仕様 | 220 |
| ▼付則18-1 | 国際B級の仕様 | 226 |
| ▼付則18-2 | 50ccクラスの仕様について | 227 |
| | 2007年チャイルドクロス開催概要 | 228 |

1 適用の範囲

以下に記す規則は、国内すべてのモトクロス競技会に適用される（世界選手権除く）。

2 モトクロス

モトクロスとは、走路面に凹凸、急勾配、走路方向が急変するような地形のところで行われるクロス・カントリーレースである。

3 コースの仕様

コースの長さは1周を3km以下とし、その幅は少なくとも追い越し可能なゆとりを持たせなければならない。また、コース等は、別に定めるモトクロス会場に関する規則に準拠し、適切なレーシングコンディションと安全性が確保されていなくてはならない。

4 レース中の公式シグナル(合図)

ライダーは掲示される公式シグナルを確認し、そのシグナルに従わなければならない。

- 4-1 公式シグナル（合図）は、約750mm×600mm寸法の旗を使用し、次のように与えるものとする。

| シグナル | 意味 |
|-----------------------|---|
| 赤旗 | レース時全員走行停止・スタート時、フライングのためスタートやり直し |
| 黒旗と黒地に白文字でゼッケンを記したボード | サインボードで示された番号の競技車両は速やかにピットインする。 |
| 黄旗（静止） | 危険予告・減速 |
| 黄旗（振動） | 危険予告・徐行、停止準備、安全確認、追い越し禁止 |
| 青旗（振動） | 警告、ラップされようとしている |
| 緑旗 | レーススタート時におけるコースクリアを示すため、及びエンジン始動の合図に使用される場合がある。 |
| チェッカー旗（白黒） | レース終了 |

- 4-2 競技内容が示されている規定の時間を経過した後、トップのライダーがゴールを通過した時点から、残りの周回数を示すボードが提示される。

5 出場車両

車両は、国内競技規則第3章競技会 [15 出場車両] (40頁) の限度を充たし、安全上完全に整備されているものでなければならない。

なお、改造されて型式（モデル）が判別できないような車両または車両検査にて不合格となった車両は競技会に出場することはできない。

6 MFJ公認車両

MFJ公認車両は、MFJ公認車両（341頁～）およびライディング誌・MFJホームページ
[http://www.mfj.or.jp] を参照。

7 ライダーの装備

- 7-1 ヘルメット国内競技規則第3章競技会 [14]ライダーの装備] (39頁) 参照
7-1-1 ヘルメットはジェット型かフルフェイス型のもので、MFJが公認したものでなくてはならない。
7-1-2 MFJの公認したヘルメットには、公認マークが貼付される。
(MFJ公認ヘルメットマーク)



- 7-1-3 競技会の車両検査時にヘルメットの検査が行われ、検査に合格しなかったヘルメットは、MFJの公認したヘルメットであっても当該ライダーの安全上、その使用が禁止される。
7-1-4 MFJ公認マークの貼付されていないヘルメットについては、特別検査を受け、公認ヘルメットと判明した時点で、公認シールが貼付される。その際、特別検査料(1,000円)を支払わなければならない。
7-2 ゴーグル
ガラスを用いたゴーグルの使用は一切禁止される。枠は柔軟な素材を使用したもので転倒による衝撃を受けた場合でも危険でないものでなくてはならない。
7-3 ライダーの服装
7-3-1 服装は、レース中ライダーの身体の安全を確保し、車両の操縦を防げるものであってはならない。
7-3-2 耐火性で溶けない素材の丈夫な生地で自由な動作を妨げない長袖のジャージを着用しなくてはならない。
7-3-3 突出部分のない革、または革と同等以上の性能を持つ手袋及びブーツを着用しなければならない。
7-3-4 ライダーは競技会中、難燃性の素材を使用したアンダーウェアを着用しなければならない。
7-3-5 プロテクター（プレストガード等）の着用が望ましい。

8 参加資格・車両

- 8-1 クラス名称

| | | 名 称 | |
|-----|-----|--------|---------------|
| IA1 | IA2 | IBOPEN | レディス |
| IB1 | IB2 | NAOPEN | ジュニア |
| NA1 | NA2 | NBOPEN | チャイルドクロス (CX) |
| NB1 | NB2 | | |

※その他、8-2排気量区分にあわせたクラス名称を主催者でつけることもできる。

8-2

排気量区分

参加者及びライダーは、国内競技規則第3章〔12競技参加者〕(38頁)に合致していなければならない。

| ライセンス | 85cc | | 2 (125cc) | |
|-----------|---------------|----------------|-------------|-------------|
| | 2ストローク | 4ストローク | 2ストローク | 4ストローク |
| 国際A級 (IA) | 51cc以上～85cc以下 | 85cc以上～150cc以下 | 100cc～125cc | 175cc～250cc |
| 国際B級 (IB) | 51cc以上～85cc以下 | 85cc以上～150cc以下 | 100cc～125cc | 175cc～250cc |
| 国内A級 (NA) | 51cc以上～85cc以下 | 85cc以上～150cc以下 | 100cc～125cc | 175cc～250cc |
| 国内B級 (NB) | 51cc以上～85cc以下 | 85cc以上～150cc以下 | 100cc～125cc | 175cc～250cc |
| レディス | 51cc以上～85cc以下 | 85cc以上～150cc以下 | | |
| ジュニア | 51cc以上～85cc以下 | 85cc以上～150cc以下 | | |
| PC | 65cc以下 | | | |

| ライセンス | 1 (250cc) | | OPEN | |
|-----------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | 2ストローク | 4ストローク | 2ストローク | 4ストローク |
| 国際A級 (IA) | 175cc～250cc | 290cc～450cc | 100cc～250cc | 175cc～450cc |
| 国際B級 (IB) | 175cc～250cc | 290cc～450cc | 100cc～250cc | 175cc～450cc |
| 国内A級 (NA) | 175cc～250cc | 290cc～450cc | 100cc～250cc | 175cc～450cc |
| 国内B級 (NB) | 175cc～250cc | 290cc～450cc | 100cc～250cc | 175cc～450cc |

9 出場申し込み

- 9-1 出場申し込み場所および期間は、大会特別規則に明記される。
- 9-2 出場申し込み手続き
- 9-2-1 各部門とも所定の申込書に必要事項をすべて記入し、出場料及びMFJスポーツ傷害基金掛金を添えて大会事務局に提出しなければならない。
- 9-2-2 2クラス以上に出場を申し込み場合でも、申込書は1枚でよい。ただし、2クラス以上の出場に必要な事項をすべて記入すること。もし記入漏れのあった場合、申し込みを拒否される場合がある。
- 9-2-3 郵送の場合は現金書留を使用し、締切日当日の消印のあるものまでが有効となる。
- 9-2-4 締切日以降の申し込み及び電話・FAX等の申し込みは一切受け付けない。
- 9-3 ビットクルー
PCライセンスにおいては、当該年度有効なライセンスカードに、ライダーとともに登録されている保護者（1名）をビットクルーとして登録することができるが、J（ジュニア）・NB・NA・レディス・IB・IAは別途ビットクルーライセンスが必要である。

10 参加受理

- 10-1 必要事項を記入した出場申し込み書、及び所定の金額を決められた期間内に大会事務局が受理したもののみ、参加受理書が発送される。
- 10-2 大会が中止された場合、また参加者が何らかの理由によって拒否された場合のみ（申込者が必要な手続きを怠った場合はこれに当てはまらない）出場料、MFJスポーツ傷害基金掛金が返却される。
- 10-3 いったん受理された出場料・MFJスポーツ傷害基金掛金は、上記10-2及び国内競技規則第3章競技会〔17競技会の延期および中止等〕(43頁)の場合を除き、いかなる理由があっても返却されない。公式予選を通過しなかった場合も同様とする。

11 公式通知・タイムスケジュール

公式通知及びタイムスケジュールの詳細は、申し込み締切後に通知される。

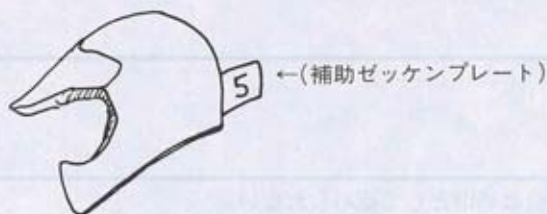
〔第1章総則⑤大会特別規則ならびに公式通知〕(28頁)

12 参加定員

定員は定めない。

13 ゼッケンナンバー

- 13-1 ゼッケンナンバーは、車両検査までに規定の書体及び色で記入しなければならない (216頁参照)。
- 13-2 ゼッケンナンバーの状態は、車両検査時に車検員によって確認され、判読しにくいと判断された場合には修正が要求される。
ゼッケンの修正を要求された場合、速やかに修正を行い、再度車両検査を受けなければならない。
- 13-3 レース中、ナンバープレートや配布されたゼッケンを装着せずに走行したり、間違ったゼッケンナンバーを装着して走行した場合は、その周回数は記録されない。
- 13-4 雨天時において、競技監督が判断した場合、ヘルメット後部に補助ゼッケンプレート (9 cm×9 cm程度) を取り付けなければならない。



14 燃料およびオイル

- 14-1 ガソリンは無鉛ガソリンに制限される (AVガス、航空機用燃料等は使用できない)。ガソリン及びオイルに関する詳細は国内競技規則第3章競技会 [16燃料およびオイル] (40頁) 及びモトクロス基本仕様 [4燃料、燃料/オイルの混合液] (218頁) による。
- 14-2 ガソリンの銘柄及びその詳細が主催者によって指定された場合は、当該指定ガソリンを使用しなければならない。
- 14-3 ガソリンの運搬については、消防法第16条の規定に従った方法で行わなければならない。

15 出場受付

- 15-1 出場受付の時間及び場所は、公式通知によって示される。
- 15-2 定められた時間内に、必ずライダー本人または当該ライダーのメカニックはMFJライセンス、参加受理書および健康保険証 (コピー可) を提示して出場資格の確認を受けなければならない。
- 15-3 当該年度有効なMFJライセンスを提示できない者は、出場が認められない。
- 15-4 未成年者の参加承諾書は、ライセンス申請時に提出するものとし、当該年度のMFJ公認競技会において適用される。
年間登録として提出していない未成年者は各大会ごとに主催者へ提出しなければならない。

16 車両検査

- 16-1 車両検査は、公式通知に示されるタイムスケジュールに従って、パドック内の車両検査区域において行われる。
- 16-2 車両検査のための車両は、ライダー本人又は当該ライダーのメカニックが出場受付終了後、車両仕様書とともに持参し、必ずタイムスケジュールに示された時間内に検査を受けなければならない。また、車両に打刻されたナンバー（エンジン部・フレーム部）が研磨及び切削などにより失われている車両については、販売証明書を添付すること。販売証明書を添付されない場合は原則として競技会への参加は認められない。規定時間以外の車両検査は、競技監督が不可抗力な事情によるものとして特別に認めた場合以外は行わない。
- 16-3 車両検査において、規則違反または安全上出場が不適当と判定された車両は、公式予選を含む一切の走行を拒否される。
- 16-4 主催者は、大会期間中、必要に応じて随時車両の検査を行うことができる。その際、規則に準拠していない車両がある場合、当該車両の使用は認められない。

17 ライダーの変更

ライダーの変更は認められない。

18 車両の変更

- 18-1 登録された車両の変更は原則として認められない。
- 18-2 変更する必要がある場合は、所定の書式に従って変更申請を行い、競技監督が認めた場合に限り認められる。（国内競技規則第3章競技会⑰競技出場の申し込み（40頁）、⑱ライダーおよび車両の変更（41頁）による）
- 18-3 エントリー車両と、車検を受ける車両の変更
参加受理書発送後エントリー用紙記入車両に変更がある場合、選手受付時に車両変更手続きをしなければならない。
- 18-4 車検終了後の車両変更
車検終了後の変更は、大会事務局にて車両変更手続きをしなければならない。
- 18-5 車両変更は同部門、同クラス間の変更のみ許可される。車両変更手数料は5,000円とする。

19 部品の変更

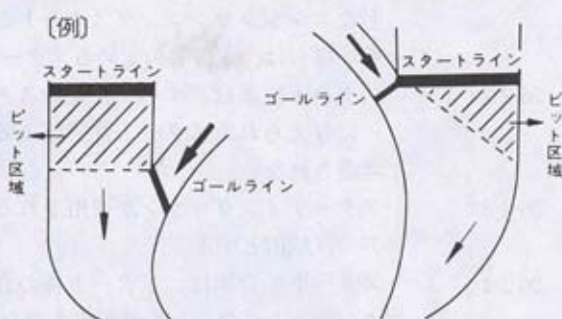
フレーム、クランクケース、サイレンサーの変更は原則として認められない。ただし、交換のためにあらかじめ検査を受けたサイレンサーは除く。フレームの変更、クランクケース（エンジンアッセンブリー含む）の変更は、車両の変更とみなされる。

20 フリープラクティスおよび公式練習

大会によって、フリープラクティス及び公式練習が設けられる。フリープラクティスへの参加は義務づけられていないが、安全上の理由から参加することが望ましい。公式練習への参加は義務とする。

21 ピットおよびサインエリア

- 21-1 ピット及びサインエリアは主催者により指定される。特に指定のない場合のピットエリアは、スタートラインからゴールラインまでの、周回走行にさしつかえないコースサイドまたはコース上である。
- 21-2 ピットクルーはサインエリアを厳守しなければならない。
- 21-3 レース中に、ピット区域以外のパドックに戻った場合は失格となる。



22 公式予選

- 22-1 各クラスの出場申し込み台数が、決勝レース出場台数を超えた場合、決勝進出者決定のために公式予選が行われる。
- 22-2 公式予選の内容
- 22-2-1 公式予選は、原則として各クラス別に行われる。
- 22-2-2 公式予選の日程は、大会特別規則もしくは公式通知に示される。
- 22-2-3 公式予選は原則として大会公示に示される周回数のレースによって行われる。

23 決勝レース出場台数

決勝レース出場台数は原則として最大30台とするが、各コースごとに定められる公式通知に示される。

24 スタート位置の決定方法

スタート位置の決定方法は、大会特別規則もしくは公式通知に示される。一度スターティンググリッドを選択した後の位置の変更は認められない。

25 ウォーミングアップ

- 25-1 エンジンのウォーミングアップは主催者により指定された場所及び時間帯に限られる。
- 25-2 ウォーミングアップ以降、スタート係によってスタートのためのエンジン始動の合図がなされた後（キックスタートの場合は、エンジン停止の合図がなされた後）はライダーから“待て”のサインがあっても競技は続行される。

26 レース

- 26-1 スタートまでの行動
- 26-1-1 ライダーは、大会特別規則もしくは公式通知に定められたタイムスケジュールを厳守しなければならない。
- 26-1-2 ライダーは、スタート前チェック後、車両とともに指定区域内に待機しなければならない。

モトクロス競技規則

- 26-2 スタート
- 26-2-1 スタートの方法については、原則として各部門ともスターティングマシンを使用したエンジンランニングスタートとする。ただしスターティングマシンを使用しない場合は、主催者の定めるスタート方法とする。
- 26-2-2 スタート位置は、すべて正規のスタートラインからなされるものとし、各ライダーに与えられたスタート位置による距離的、時間的なハンディキャップは、一切考慮されない。
- 26-2-3 スターティングマシンが使用される場合、車両の位置はスターティングマシン後方の区域内とする。
- 26-2-4 スタートの合図は、スタート係の合図（国旗等）によって行われる。ただし、スターティングマシンを使用する場合は、この限りでない。
- 26-2-5 スタート時にフライングがあった場合は、スタートライン前方（第1コーナー付近）において赤旗が提示され、再スタートとなる。また、同一ライダーが再度フライングした場合、当該ライダーは失格となる。
- 26-3 コースアウト
ライダーは、走行中、やむを得ず定められたコースを外れ、再びコースに戻る場合には、一時停止及び安全確認を行い、外れた地点よりコースに復帰しなければならない。
- 26-4 コースカット
コースカットは禁止される。自分に有利になるように故意にカットしたライダーは当該予選または決勝レースから除外とされる場合がある。必要に応じて審査委員会は更なるペナルティーを科すことができる。コースに復帰するには、時間的または距離的に自分の有利とならない地点から復帰しなければならない。その際は一時停止及び安全確認を怠らないこと。
- 26-5 ビットエリア内で車両整備などに従事するメカニックの数は、2名以内に限定され、いずれも当該年度有効なビットクルーライセンス所持者で本大会出場申込時に登録された者とする。
- 26-6 レース中、サイレンサー、マフラー、チャンバー等の部品が外れた、または破損した場合は、競技役員より当該ライダーに対して黒旗及びゼッケンを記したボードが提示される。提示されたライダーは速やかにビットエリアに入り、修理しなくてはならない。修理後、競技役員の許可を得た上で再スタートが認められる。

27 レース終了

- 27-1 レース終了は、優勝者の完走後、チェッカー旗が振られ、フラッグマーシャルが定位置を離れるか、またはマーシャルがコースを一巡することによって示される。
- 27-2 トップを走行するライダーが、所定の周回数を完了する前にレース終了の合図が出された場合、当該レースはその時点で終了したものとみなされる。何らかの理由によって、レース終了の合図が遅れた場合でも、チェッカーフラッグが提示された周をもって終了したものとみなされる。

28 優勝者、順位、完走者および得点（ポイント）

順位は以下の優先順位に基づき決定される（いかなる場合も完走者及びチェッカーが優先される）。

- 28-1 優勝者
優勝者は、定められた周回数またはレース時間を最短時間で完走したライダーとする。
- 28-2 順位の優先順位
- 28-2-1 チェッカーを受け完走周回数を満たしたライダーで周回数の多い順。
- 28-2-2 28-2-1で同周回の場合はチェッカーを受けた順。
- 28-2-3 チェッカーを受けられなかった完走周回数を満たしたライダーで、周回数の多い順。
- 28-2-4 28-2-3で同周回数の場合はゴールライン通過順
- 28-3 その他の優先順位（未完走者）
この項に該当するライダーは順位は付かないが、リザルト上の優先順位を下記のとおりとする。
- 28-3-1 周回数の多い順。
- 28-3-2 同周回数の場合、ゴールライン通過順。
- 28-4 完走者とは
- 28-4-1 優勝者の75%（少数点以下は切り捨てる）以上の周回数を完了したライダーを完走者とする。
- 28-4-2 レース途中でリタイヤしたライダーも28-4-1に基づき完走周回数を完了している場合は、完走者とみなされる。
- 28-5 得点
- 28-5-1 得点は国内競技規則第3章 [㉔公式得点（ポイント）]（43頁）によって与えられる。
- 28-5-2 得点は完走者に対してのみ与えられる。

29 レース後の車両検査

- 29-1 レース終了後、原則的に1～6位の車両は直ちに定められた区域内に管理され、暫定結果発表後10分間保管され、必要に応じて検査される。
- 29-2 上記車両は、必要に応じて車両重量及び音量が測定され、規定を満たしていない車両の当該ライダーは失格となる。

30 レースおよび大会の延期、中止等

国内競技規則第3章 [㉕競技会の延期および中止等]（43頁）による。

31 抗議

- 31-1 抗議は、国内競技規則第3章 [㉖抗議]（44頁）による。
- 31-2 抗議は、暫定結果発表後10分以内（全日本・地方選手権共通）に当該ライダーおよびエントラント代表者だけが行うことができる。
- 31-3 車両の分解検査に要した費用は、その抗議が不成立の場合は抗議提出者、成立した場合は抗議対象者が支払わなければならない。この車両の分解等に要した費用は車検長が算定する。
- 31-4 車両の分解検査に立ち合う者は、車検長及び抗議を受けた当事者のみとする。

32 レース中の違反行為に対する罰則

レース中の違反行為については、競技監督並びに大会審査委員会がその権限において下記の罰則を科すことができる。

- 32-1 失格
- 32-1-1 故意に走路を妨害した場合。
- 32-1-2 コースを逆走した場合。
- 32-1-3 示された合図旗に従わなかった場合。
- 32-1-4 フライングを2度繰り返した場合。
- 32-2 1周減算または失格
- 32-2-1 レース中に他の援助を受けた場合。

外部からの援助

公式練習、公式予選及びレース／ヒートの間に外部からのいかなる援助をも受けた場合（ただし、オーガナイザーに任命されたオフィシャルが役務の一環として安全上の理由から援助する場合は例外とする）。

- 32-2-2 1度コース外に出て、明らかに自分に有利となる所より再びコースに復帰したと判断された場合、大会審査委員会の裁定により1周減算または失格とする。
- 32-3 1周減算
- 32-3-1 ウォーミングアップ中止後、競技役員の許可なくエンジンを始動させた場合。
- 32-3-2 上記32-2、32-2-1、32-2-2の場合。
- 32-4 競技役員（大会主催者が任命したスタッフ含む）の指示に従わないライダー（メカニック等のチーム関係者を含む）や競技役員に対する暴言、攻撃的な言動をとるライダー（メカニック等のチーム関係者含む）は、当該大会の失格等の罰則が科せられる。
その他、競技規則に対する罰則は、国内競技規則第3章 [㉔ 違反行為に対する罰則] (47頁) による。

33 本規則の解釈

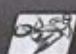
本規則及び競技に関する疑義は、大会事務局宛に質疑申し立てできる。なお、この回答は大会審査委員会の決定を最終的なものとする。

34 本規則の施行

本規則は、2007年1月1日より施行する。

付 16 則

全日本モトクロス選手権大会 特別規則

 MFJ MOTOCROSS

1 公 示

全日本モトクロス選手権はFIM国際スポーツ憲章に基づきMFJ国内競技規則、モトクロス競技細則及び全日本選手権シリーズを通じて共通した項目をまとめた本特別規則と、各大会の特別規則に基づき開催される。

2 競技会開催日程等

- 2-1 レースウィークの日程
月～木曜日：占有走行は禁止される。スポーツ走行は開催されてもよい。
金 曜 日：すべての走行は禁止される。
土～日曜日：競技会開催日
- 2-2 競技会の日程は212頁に示す。

3 運営・実行組織

大会運営・実行組織は、公式プログラムまたは公式通知に示される。

4 開催部門・クラス

- 4-1 全日本選手権シリーズの開催部門、クラス区分は次のとおりとする。

| 部門 | 国際B級 | 国際A級 | レディス |
|-----------|-------------------|-----------------------|------|
| 新名称('05～) | IB2(125cc)・IBOPEN | IA1(250cc)・IA2(125cc) | 85cc |

- 4-2 全日本選手権は原則としてレディス、国際B級、国際A級の3部門が開催されるが、その他4クラスまでのレース、およびエキジビション（ポイント対象外）レースを併催することができる。ただし併催レースは全日本選手権のクラスに影響しない範囲に限り認められる。

5 参加資格

- 5-1 参加者及びライダー
参加者及びライダーは、国内競技規則第3章 [⑫競技参加者] (38頁) に合致していなければならない。
- 5-2 年齢制限
大会に出場できる最低年齢は、下記のとおりとする。
2ストローク100～125cc以下/4ストローク175～250cc以下の排気量の車両：15歳

2ストローク175～250cc以下/4ストローク290～450cc以下の排気量の車両：16歳

※いずれも大会予選日に誕生日を迎えていること。ただし前年度全日本選手権における実績を有する者は、モトクロス委員会及びMFJ中央スポーツ委員会にて審査され、認められる場合がある（MFJ事務局への手続きが必要）。

- 5-3 前年度IA1（国際A級250cc）クラスランキング1位～15位までの選手は、IA2（国際A級125cc）クラスへの出場は不可とする（IA2への出場はできない）。

6 出場申し込み

- 6-1 競技会への出場申し込みは主催者が準備した用紙の記載事項のすべてを記入し、競技規則を厳守することを誓約しなくてはならない（エントリー時点で当該ライセンスを取得していること）。
- ※未成年者の参加承諾書（195頁15-4参照）
- 6-2 申込期間、申込先などの詳細は212頁参照
- 6-3 ビットクルーの登録
- ビットクルーの登録は1選手に対して2名以内とする。
- 6-3-1 出場申込後に、ビットクルーの追加は一切できない。但し大会当日の出場受付時に、他のビットクルーライセンス所持者と変更することはできる（変更手数料1名につき1,000円が必要）。
- 6-3-2 ビットクルーは、複数のライダーに重複登録することはできない。
- 6-3-3 参加ライダー本人を自分のビットクルーとして登録することはできない（但し、作業をすることはできる）。
- 6-3-4 ビットクルーパス及びビットクルーライセンスの装着義務
- ビット作業を行なうクルーは、各自が用意するバケースにビットクルーパス及びビットクルーライセンスを収納し、判別しやすいように左腰前部に装着しなければならない。
- 6-3-5 PCライセンスにおいては、当該年度有効なライセンスカードに、ライダーとともに登録されている保護者（1名）をビットクルーとして登録することができるが、J（ジュニア）・NB・NA・レディス・IB・IAは別途ビットクルーライセンスが必要である。

7 出場料およびスポーツ傷害基金掛金

出場料およびMFJスポーツ傷害基金掛金は、以下のとおりとする。

| | 総額 | 内訳 | |
|--------------|---------|---------|------------|
| | | 出場料 | スポーツ傷害基金掛金 |
| 1クラス | 14,500円 | 12,500円 | 2,000円 |
| 2クラス(Wエントリー) | 22,500円 | 20,500円 | 2,000円 |
| レディス | 8,000円 | 7,500円 | 500円 |

※排気量区分の異なるクラスでWエントリーする場合、スポーツ傷害基金掛金は高い方のみとする。

例) IB2（125cc）とレディス（85cc）のWエントリーの場合

12,500円（IB2出場料）+2,000円（スポーツ傷害基金掛金）+7,500円（レディス出場料）=22,000円

8 参加受理

付則15モトクロス競技規則 [⑩参加受理]（194頁）による。

9 競技内容

- 9-1 公式予選
国際A級/国際B級/レディースはレース方式にて行われる。
- 9-1-1 公式予選 (国際A級・国際B級・レディース)
- 9-1-1-1 予選レースの有無・周回数・予選組数・振り分け、予選組ごとの決勝進出台数等の詳細は公式通知またはプログラムに示される。
※国際A級クラスは予選グリッド数を下回った場合でもグリッド決定のための予選を行う。
- 9-1-1-2 決勝レースに出場する全てのライダーは必ず公式予選に参加し、出場資格を得なければならない(スターティンググリッドに着いた時点で予選出走と見なされる)。
※例外処置は審査委員会にて決定する。
- 9-1-1-3 複数の予選組の場合は、決勝グリッド数を予選組で割った数の各予選組上位者が決勝進出の資格を得る。
- 9-1-2 国際A級の予選組分けについて
- 9-1-2-1 第1戦においては、抽選により予選組が振り分けられる(予選のスターティンググリッドもこれに準ずる)。
- 9-1-2-2 第2戦以降は大会当日、受付終了時点にて最新(暫定)のランキング順により予選組を振り分けられる(スターティンググリッドもこれに準ずる)。
また、ポイントを獲得していないライダーは、ポイント獲得者の後に、ゼッケン番号の早い順に振り分けられる。
※国際A級はシード制度が導入される(206頁⑩決勝レース出場資格参照)。
- 9-1-3 国際B級/レディースの予選組分け
- ・エントリー締切時点でのゼッケン順にて予選組が振り分けられる。欠場によって著しく出走台数に差が生じた場合は、各組優先順位下位の選手にて調整する場合がある。
 - ・予選レースのグリッドは抽選による。
- 9-2 予選レース距離(レース時間) ※天候その他の理由により、変更する場合がある。
公式予選 国際A級:10分+1周/国際B級、レディース:公式通知に示す。
- 9-3 決勝レース時間または距離
- ・レディース 15分+1周 1ヒート
 - ・IB2(国際B級125cc)/IBOPEN(OOPEN) 20分+1周 1ヒート
 - ・IA1(国際A級250cc)/IA2(国際A級125cc) 30分+1周 2ヒート
- ※決勝スタート前に、コース安全確認のためのサイティングラップ(1周・任意)を行なう。

10 賞および得点(ポイント)

- 10-1 賞の詳細は、公式通知に示される。
- 10-2 全日本選手権ランキングの得点
- 10-2-1 全日本選手権ポイントスケール

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 順位 | 1位 | 2位 | 3位 | 4位 | 5位 | 6位 | 7位 | 8位 | 9位 | 10位 | 11位 | 12位 | 13位 | 14位 | 15位 | 16位 | 17位 | 18位 | 19位 | 20位 |
| 得点 | 25 | 22 | 20 | 18 | 16 | 15 | 14 | 13 | 12 | 11 | 10 | 9 | 8 | 7 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |

※予選出走台数が4台以下は不成立とする ※ポイントは完走者に対し与えられる(198頁28-4参照)

- 10-2-2 MFJグランプリ大会には、規定の得点に3点が加算される。
- 10-2-3 全日本選手権ランキングの順位は、上記によって与えられた得点のすべてが加算

され、その得点合計によって決定される。

その詳細は、全日本選手権ランキング決定基準 (56頁) に示される。

- 10-2-4 全日本選手権国際B級及びレディスクラスのランキング決定順位
全10戦中6戦の有効ポイント制とする (全10戦開催のうち上位6戦の成績でランキングが決定される)。
- 10-2-5 有効ポイントで同点の場合、有効となる成績を比較し、56頁に示す「全日本選手権ランキング決定基準」に基づき順位が決定される。
- 10-3 賞及び得点の制限
国内競技規則第3章競技会 [26公式得点] (43頁) による。

11 出場車両

- 11-1 車両は、付則15モトクロス競技規則 [5出場車両] (192頁) を遵守しなければならない。
- 11-2 全日本対象クラス (国際A級・国際B級・レディス) の4ストロークおよび2ストローク車両の音量について
予告: 2008年より全日本選手権対象の4ストローク車両は94dB/Aへ音量規制値が変更となる。
全日本選手権に参加する4ストロークおよび2ストローク車両の音量は下記のとおりとする。
・FIM固定回転数で測定し96dB/A以下のこと (測定方法は、モトクロス基本仕様218頁⑤音量規制参照)。
※全日本選手権対象クラス以外で併催されるクラスの4ストローク車両の音量は94dB/Aとする。
- 11-3 全日本選手権IBOPENクラスに出場できる車両排気量区分は、2ストローク100cc～250cc、4ストローク175cc～450ccに制限される。

12 ゼッケンナンバー

- 12-1 国際A級及び国際B級ライダーには、年間指定ゼッケンナンバーが割り当てられる。
国際A級及び国際B級ライダーは、ジャージ又はプロテクターの背中側に指定ゼッケンの記入が義務付けられる。
また、予選・決勝レースは本人に与えられた番号の記入されたジャージ又はプロテクターを必ず着用すること。
背中に印字されるゼッケンは、最低縦200mm×横150mm以上のスペースであること。
ただし、プロテクターに貼付する場合は最低縦100mm×横100mm以上のスペースであること。
- 12-1-1 国際A級
指定ゼッケンをすべて通し番号とし、優先順位については以下の通りとする。
- ① 2006年度IA1 (国際A級250cc) ポイント獲得者 (ランキング順)
 - ② 2006年度IA2 (国際A級125cc) ポイント獲得者 (ランキング順)
 - ③ 2006年度全日本国際B級 (OPEN/2) からの昇格者 (最大12名のルーキーゼッケンが適用される)

- ④ その他（全日本IA1、IA2のポイント未獲得者、地方選手権シリーズ国際B級からの昇格者、特別昇格者、モトクロス全国大会に優勝してIAへ昇格を申請した者など）はMFJ本部にて管理される。

※その他の対象となる選手のゼッケン番号の優先順は管理元のMFJ本部にて決定（特定ゼッケン番号を希望する場合はスポーツ委員会の許可を要し、有料とする。12-3参照）。

- 12-1-2 国際B級・レディス
年間指定ゼッケン以外の選手は、各大会ごとに主催者によってゼッケン番号が与えられる。原則として、出場時に与えられたゼッケン番号は、シリーズゼッケン（当該年有効）とされる。
当該年度の全日本選手権シリーズに出場経験のある選手は、次大会出場時に主催者が判別しやすいよう、エントリー用紙に前回指定されたゼッケン番号を記載するものとする。
- 12-1-3 国際B級の年間指定ゼッケンナンバー決定基準は以下のとおりとする。
- 12-1-3-1 IB2（125）/IBOPENクラスを比較し、順位が高い方をそのライダーの代表クラスとする。
- 12-1-3-2 代表クラスの順位を比較し、上位の者が優先される。
- 12-1-3-3 代表クラスが同順位の場合、そのクラスの上位入賞回数の多い者が優先される。
- 12-1-3-4 12-1-3-3までで決定できない場合は、オープンクラスの成績を優先する。
- 12-1-3-5 12-1-3-4までで決定できない場合は、中央スポーツ委員会にて最終決定する。
- 12-1-4 ルーキーゼッケン
全日本選手権の国際B級（OPEN/2）から国際A級に昇格する上位の選手（最大12名）にはルーキーゼッケンが与えられる。ルーキーゼッケンは01～012まで与えられる場合がある。
- 12-2 上記12-1-1、12-1-2、12-1-3、12-1-4以外のライダーには、主催者によって各クラスゼッケンナンバーが割り当てられ、参加受理書に記入して通知される。
- 12-3 その他希望ゼッケンを要望する場合は、MFJ中央スポーツ委員会の許可が必要とされ、有料とする（申請期日：前年の12月31日消印有効）。
- 12-4 希望ゼッケンの申請が承認され、上位のライダーが移動した場合でも移動したライダーに対して割り当てられたゼッケン番号は空き番号のままとする。

13 ガソリンおよびオイル

ガソリンは無鉛ガソリンに制限される（AVガス、航空機用燃料等は使用できない）。

モトクロス基本仕様④燃料、燃料/オイルの混合液（218頁）参照

14 車両検査

- 14-1 付則15モトクロス競技規則 [16車両検査]（196頁）参照
- 14-2 車両検査持ち込み台数は、1クラスにつき国際B級・レディス部門は1台に限定し、国際A級部門については制限を設けない。ただし、車両検査を受けていない車両の使用は一切認められない。
- 14-3 マフラーのマーキングは、予選ならびに決勝のスタート前チェックにて行なう。予選終了後ペイントされたマフラーのみを対象に、リザーブを含む決勝出走車両の音量測定を車両に取り付けた状態で実施する。

- 14-4 レース中にサイレンサー交換を行った車両は、パドックに戻る前に車検場へ直行し、交換前（故障）のサイレンサーを車検長へ提出し許可を得てから、交換後サイレンサーの音量測定等の検査を受ける。
- 14-5 音量規制値は+2dB/Aの場合、注意勧告とし、+3dB/A以上の場合、失格とする。希望者は車検長に申し出て許可を得ることにより予選以前でも音量測定を受けることができる。
 ※また音量測定は公式通知により示された場所及び時間内に必ず受けなければならない。音量測定を受けていない車両は決勝に出走することができない。
 予告：2008年よりレース後の音量規制値は+1dB/Aまでは注意勧告とし、それ以上の場合失格となる。
- 14-6 音量測定において車検長から特に注意を受けた選手は、次回出場する大会の予選出走前に再測定を行う。再測定にて違反が発覚した場合は、当該選手に対し、再測定を実施した大会の審査委員会にて罰則が科せられる。
- 14-7 2本以上のエキゾーストパイプで構成された車両は、いずれか一方のエキゾーストパイプの先端で測定される。

15 車両の変更

付則15モトクロス競技規則 [18車両の変更] (196頁) 参照。

16 フリープラクティスおよび公式練習

- 16-1 競技会前日の練習走行は禁止される。
- 16-2 ライダーは、主催者が設けた公式練習に必ず参加しなければならない。
- 16-3 スタート練習
 タイムスケジュールの予選・決勝とも公式練習の開始直後3分間、スタート練習時間が別途設けられる。
 ※練習時間ならびに方法については、各主催者より公式通知にて公示され、それに従わなければならない。

17 決勝レース出場資格

- 17-1 国際A級のシード制度
- 17-1-1 必ず予選に出場していなければならない。
- 17-1-2 シード選手は予選の結果にかかわらず決勝への出場を保証される。
- 17-1-3 シード選手がシード権を行使した場合（予選不通過の場合）、シード選手は、予選通過者の後にグリッドを選択する。通常予選通過者の後に走る権利が認められ、グリッド優先順位は当該大会に適用されたシードランキング順とする。またその場合グリッドの無いコースは安全を考慮した2列目スタートまたはその他の方法でスタートする。
- 17-1-4 シード選手を加えた上で、決勝進出者とグリッド優先順位を最終的に決定する。
- 17-1-5 シード選手の資格
- 17-1-5-1 第1戦は前年の全日本選手権ランキングIA1、IA2各上位10位のライダー
- 17-1-5-2 第2戦以降は前戦までの最新暫定ランキングIA1、IA2各上位10位のライダー
- 17-1-5-3 IA1でシード資格を得た者はIA1クラスのみ適用され、IA2で資格を得た者はIA2クラスのみ適用される。
- 17-2 国際A級リザーブライダー

各予選組の周回数が多くトップタイムの早い組から交互に1名ずつ最大2名とする。

17-3 国際B級の出場資格

17-3-1 公式予選通過者（予選通過人数は各大会特別規則および公式通知による）

フルグリッドにならない場合は、各予選組の周回数の多い、トップタイムの早い順に1名ずつ交互に補充される。

17-3-2 リザーブライダー

公式予選にて決勝レース出場資格を得られなかったライダーのうち、上位2名はリザーブライダーの権利を得る。

※上位2名は各予選組の周回数が多く、トップタイムの早い組順に交互に決定される。

リザーブライダーは、各決勝レース前のサイティングラップに必ず参加しなければならない。

18 スタート

18-1 原則としてスタートの方法は、各部門ともスターティングマシンを使ったエンジンランニングスタートとする。またスターティングマシンを使用しないエンジンランニングスタートの際は、必ずヘルメット上部に左手を当てて待機し、スタート合図によりスタートすることとする。

18-2 スタートの手順

18-2-1 予選スタートの手順

18-2-1-1 予選開始予定時刻の10分前までに、当該クラスに出場するライダーはウェイティングエリアに集合しなければならない。※予選開始予定時刻とは、プログラム及びタイムスケジュールに告知された時刻である。

18-2-1-2 レース開始時刻または参加者が揃った時点でウェイティングエリアより進行員の指示で第1ライダーがエンジン停止状態で押しながら、スターティングエリアへ移動する。第1ライダーが動いた時点より遅れて来たライダーは最後尾からのグリッド整列となる（遅れたライダーの優先順位は来た順番となる）。

最後尾のライダーが動いた時点でプレパレーションエリアのゲートは閉鎖され、ゲートの閉鎖に間に合わなかったライダーは、如何なる理由があっても予選に出場することはできない。

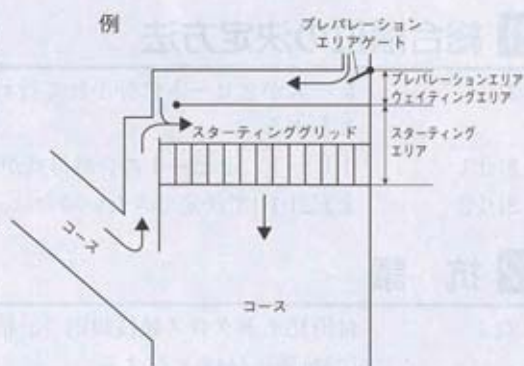
18-2-1-3 全ライダーがスターティンググリッドに着いた時点で、当該クラス出場ライダーおよび当該ライダーに登録されたピットクルーは、道具を使用しないで地ならしができる。スターティンググリッドがコンクリートで舗装されている場合は、競技監督が許可した場合に限り道具の使用が認められるが、スターティンググリッドより前方のコース修復は一切認められない。違反した場合、当該ライダーに罰則が科せられる。

18-2-1-4 ライダーがスターティンググリッドに着いたことが確認された後、コースがクリアであることを確認し、進行員はエンジン始動の合図をグリーンフラッグで出す。グリーンフラッグの提示時点で、ライダー、オフィシャル以外は速やかにスターティングエリアより退去しなければならない。

※スターティンググリッド内で何らかのトラブルが発生した場合、当該ライダーに登録されたピットクルーは、競技監督の許可を得て安全上スタートに支障の無い場所で作業することができる（スタートに支障の無い場所は、競技役員により

- 指示される)。
- 18-2-1-5 1分間のウォーミングアップ後、15秒ボードが、15秒間提示される。
- 18-2-1-6 5秒ボードが提示された後、5～10秒以内にスタートとなる。
- 18-2-2 決勝スタートの手順
- 18-2-2-1 レース開始予定時刻の10分前までに、リザーブライダーを含む決勝出場者は、ウェイティングエリアに集合しなければならない。この時、ウェイティングエリア内では、予選順位または決勝ラインナップ順位によりグリッド選択順に整列される。
- ※レース開始予定時刻とは、サイティングラップを含むプログラム及びタイムスケジュールに告知された時刻である。
- 18-2-2-2 レース開始時刻または参加者が揃った時点でウェイティングエリアより進行員の指示で第1ライダーがエンジン停止状態で押しながら、スターティングエリアへ移動する。最初のライダーが動いた時点より遅れて来たライダーはリザーブライダーの前に最後尾より整列される(遅れたライダーの優先順位は来た順番となる)。また最終ライダー(リザーブライダーを含まない)が動いた時点でプレバレーションエリアへのゲートは閉鎖される。ゲート閉鎖に間に合わなかったライダーは、いかなる理由があろうとも決勝レースへ出場することは認められない。
- 18-2-2-3 全ライダーがスターティンググリッドに着いたことが確認された後、コースがクリアであることを確認し、進行員はエンジン始動の合図をグリーンフラッグで出す。
- 18-2-2-4 グリッドの端から順(開始点は進行員が定める)に、進行員の合図によりサイティングラップが開始され(リザーブライダー含む)、最後のライダーがサイティングラップ開始の合図を受けてから、当該クラスに出場しているライダーに登録されたピットクルーは、進行員の合図によりスターティンググリッドに入ることが許可され、道具を使用しないで地ならしができる。
- スターティンググリッドがコンクリートで舗装されている場合は、競技監督が許可した場合に限り道具の使用が認められるが、スターティンググリッドより前方のコース修復は一切認められない。違反した場合、当該ライダーに罰則が科せられる。
- 18-2-2-5 最後にサイティングラップ開始の合図を受けたライダー(リザーブライダーを含む)の後にバックマーカー(マーシャル)が出走してから時間が計測され、公式通知にて明記されたサイティングラップ所要時間となるまでに、ライダー・オフィシャル以外は速やかにスターティングエリアより退去しなければならない。
- ※サイティングラップ中におけるライダーへの援助は、オフィシャルの判断あるいはオフィシャルの認めた者だけが行うことができる。他の援助を受けたライダーは競技除外とされる。但し、サイティングラップ後(リザーブ確定後を含む)スターティンググリッド内で何らかのトラブルが発生した場合、当該ライダーに登録されたピットクルーは、競技監督の許可を得て安全上スタートに支障の無い場所で作業することができる(スタートに支障の無い場所は、競技役員により指示される)。
- 18-2-2-6 サイティングラップへの参加は任意とする。
- 18-2-2-7 サイティングラップ終了後、サイティングラップからスターティンググリッドに戻ってきていないライダーは、競技監督の判断により競技除外となり、リザーブライダーの決勝出場が認められる。

- 18-2-2-8 決勝出走全ライダーがスターティンググリッドに着き、コースクリアが確認された後、15秒ボードが15秒間提示される。
- 18-2-2-9 5秒ボードが提示された後、5～10秒以内にスタートとなる。
- 18-2-3 スタートエリア規制について
- 18-2-3-1 スターティンググリッド前（コース側）
オフィシャル及びプレスを除くいかなる者もこのエリアに入ることは認められない。
- 18-2-3-2 スターティングエリア内まで（スターティンググリッドを含む）
ライダー、オフィシャル、ピットクルー（1ライダーにつき1名まで）、プレス、レーシングサービス（ピットクルーライセンス所持者）、レース関係者（キャンパーンガールを含む）以外はこのエリアに入ることは認められない。
- 18-3 予選におけるスタート位置を選択する優先順位
- 18-3-1 国際A級〔付則16全日本モトクロス選手権大会特別規則⑨
競技内容・9-1-2国際A級の予選組分けについて〕（203頁）参照。
- 18-3-2 国際B級／レディススタートの位置は、抽選結果の順位による。
- 18-4 決勝レースのスタート位置を選択する優先順位
- 18-4-1 国際B級／レディス
スタート位置を選択する優先順位は、予選順位に基づき決定される。
- 18-4-2 国際A級
両ヒート（第1、第2ヒート）ともそれぞれの予選組の周回数の多いトップタイムの早い組順に交互に選択される。同周回の場合はトップタイムの早い組から、交互に上位より順番に選択できる。
- 18-5 ウォーミングアップ
エンジンのウォーミングアップは主催者により指定された時間帯及び場所に限定される。
- 18-6 ウォーミングアップ以降、スタート係によってスタートのためのエンジン始動の合図が出された後は（キックスタートの場合は、エンジン停止の合図がなされた後）ライダー、マシンに何らかの問題が発生しても競技は続行される。
- 18-7 予選・決勝におけるスタート位置の選択
決められた優先順位に従い、グリッドを選択するために、プレパレーションエリアから移動することができる。
一度スタート位置を選択し、グリッドに着いたものはそのスタート位置を変更することはできない。



19 レース

- 19-1 レース中の遵守事項は、国内競技規則第3章競技会〔⑬競技参加者の遵守事項〕（38頁）による。

- 19-2 ビットエリア内で車両整備などに従事するメカニックの数は、2名以内とする。
- 19-3 レース中、サイレンサーまたはエキスパンションチャンバー等の部品が外れた、または破損した場合は、競技役員より当該ライダーに対して黒旗及びゼッケンを記したボードが提示される。提示されたライダーは速やかにビットインし、修理の後、当該競技役員の許可を得て、再出走が認められる。

20 レース後の車両検査

付則15モトクロス競技規則 [㉔レース後の車両検査] (199頁) 参照。

- 20-1 レース終了後、入賞車両は直ちに定められた区域内に管理され、暫定結果発表後10分間保管され、必要に応じて検査される。
- 20-2 上記車両は、必要に応じて車両重量及び音量が測定され、規定を満たしていない車両の当該ライダーは失格となる。

21 総合順位の決定方法

- 21-1 レースが2ヒートに分かれて行われる場合の総合順位の決定は、以下に記すとおりとする。
- 21-1-1 1ヒート、2ヒートの合計得点が多い者。
- 21-1-2 上記21-1-1で決定できない場合は、2ヒート目の成績を優先する。

22 抗議

- 22-1 付則15モトクロス競技規則 [㉕抗議] (199頁) および国内競技規則第3章競技会 [㉔抗議] (44頁) による。
- 22-2 抗議は、暫定結果発表後10分以内 (全日本・地方選手権共通) に当該ライダー及びエントラント代表者だけが行うことができる。

23 本規則の解釈

本規則及び競技に関する疑義は、大会事務局あてに質疑申し立てできる。なお、この回答は大会審査委員会の決定を最終的なものとする。

24 本規則の施行

本規則は、2007年1月1日より施行とする。なお、本規則に示されていない事項は、付則15モトクロス競技規則・大会特別規則による。

附則

国別対抗世界選手権 モトクロス・オブ・ネーションズ日本代表選手選考規定は以下のとおりとする。

日本代表選手選考委員会を設置し、代表選手を選抜する。

1) 選考委員会

選考委員会のメンバーはモトクロス委員長・副委員長・選手会・プレス代表・有識者 (オブザーバー) ・MFJ事務局で構成する。

なお、選考委員の関係者が選考対象となった場合、当該委員の代理を選考委員会が選出する。

2) 選手選考について

全日本選手権および海外で活躍中の選手も含めて選考する。又該当選手が負傷等の理由によ

り出場が難しくなった場合補欠ライダーが出場する。
 但し日程等の関係から車両の変更ができない場合は同系列メーカーの選手を選考する。

3) 団長・監督の選任について

- ① 団長 MFJモトクロス委員会より選任される。
 任務 日本チーム全体の総括。
- ② 監督 選考した選手の属するチーム監督または選考委員会より選任される。
 任務 出場決定後の選手及びチームのマネージメント。

4) トレーナー等の選任について

当該選手のチーム監督及びモトクロス・オブ・ネーションズ日本チーム監督の意見を参考に必要に応じて選任される場合がある。

5) 権限について

モトクロス・オブ・ネーションズチーム選抜に関する全ての権限はMFJモトクロス委員会及びモトクロス・オブ・ネーションズ選考委員会に委ねられる。

※なお、モトクロス・オブ・ネーションズ選考委員会は当該年度の第1回MFJモトクロス委員会前に組織され、MFJモトクロス委員会にて承認される。

選考委員会は第1回MFJモトクロス委員会承認後開催され、当該年の体制を決定する。

モ
ト
ク
ロ
ス

2007年5/26～5/27モトクロス世界選手権日本GP SUGO大会のワイルドカード選考基準 (予定)

| | MX1 |
|---------------|--|
| 排気量 | 2ストローク175cc～250cc 4ストローク290cc～450cc |
| 海外選手 | 06年世界選手権ランキング15位までの選手(予定) |
| 日本人ワイルドカード枠要望 | 20台 (予定) |
| ワイルドカード選定基準 | ①2007年全日本選手権IA1またはIA2の第1戦・第2戦におけるポイント獲得者。 ②メーカー推薦者(4名)をMFJとSUGOで協議し、決定。 |

| | MX2 |
|---------------|---|
| 排気量 | 2ストローク100cc～125cc 4ストローク175cc～250cc |
| 海外選手 | 06年世界選手権ランキング15位までの選手(予定) |
| 日本人ワイルドカード枠要望 | 40台 (予定) |
| ワイルドカード選定基準 | ①2007年全日本選手権IA1またはIA2の第1戦・第2戦におけるポイント獲得者。 ②2006年度全日本IAクラスポイント獲得者。 ③メーカー推薦者(4名)をMFJとSUGOで協議し、決定。 |

※世界選手権規則等の改訂により、変更となる場合がある。
 ※出場チームおよび選手数により、ワイルドカード人数が変更となる場合がある。
 申込締切日：2007年4月27日

2007年全日本モトクロス選手権大会特別規則

2007年 MFJ全日本モトクロス選手権シリーズカレンダー

| 開催月日 | 大会名 | 出場申込先 | 会場 | 出場申込期間 | チャイルドクロス |
|-----------------------|--|---|-------------------------|---------------------------|----------|
| 3月24日 ↓ 3月25日 | MFJ全日本モトクロス選手権 シリーズ第1戦 SUGO大会 | SUGOスポーツクラブMX係 〒989-1394 ☎0224-83-3127 | 宮城県 スポーツランドSUGO | 2月13日(火) ↓ 2月22日(木) | ○ |
| 4月7日 ↓ 4月8日 | MFJ全日本モトクロス選手権 シリーズ第2戦 近畿大会 | MFJ近畿支部 〒550-0012 大阪府大阪市西区立売場1-7-14 ☎06-6534-6422 | 奈良県 名阪スポーツランド | 2月27日(火) ↓ 3月8日(木) | ○ |
| 4月28日 ↓ 4月29日 | MFJ全日本モトクロス選手権 シリーズ第3戦 関東大会 | MFJ関東支部 〒170-0005 東京都豊島区南大塚3-43-5 アルス新大塚202 ☎03-3971-0022 | 埼玉県 オフロードヴィレッジ | 3月20日(火) ↓ 3月29日(木) | ○ |
| 5月12日 ↓ 5月13日 | MFJ全日本モトクロス選手権 シリーズ第4戦 中国大会 | MFJ中国支部 〒733-0036 広島県広島市西区観音新町1-18-9 広島県二輪車安全普及協会内 ☎082-295-6994 | 広島県 世羅グリーンパーク 弘楽園 | 4月3日(火) ↓ 4月12日(木) | ○ |
| 6月9日 ↓ 6月10日 | MFJ全日本モトクロス選手権 シリーズ第5戦 九州大会 | MFJ九州支部 〒812-0007 福岡県福岡市博多区東比恵3-11-9 メゾンド水巻1F-B ☎092-473-2616 | 熊本県 HSR九州 | 5月1日(火) ↓ 5月10日(木) | ○ |
| 7月7日 ↓ 7月8日 | MFJ全日本モトクロス選手権 シリーズ第6戦 北海道大会 | MFJ北海道支部 〒001-0925 北海道札幌市北区新川五条20丁目 1-20軽自動車協会ビル2F ☎011-768-4112 | 北海道 わっさむサーキット | 5月29日(火) ↓ 6月7日(木) | ○ |
| 7月21日 ↓ 7月22日 | MFJ全日本モトクロス選手権 シリーズ第7戦 東北・藤沢大会 | MFJ東北支部 〒983-0034 宮城県仙台市宮城野区厩町 3-3-10 ☎022-284-9484 | 岩手県 藤沢スポーツランド | 6月12日(火) ↓ 6月21日(木) | ○ |
| 9月8日 ↓ 9月9日 | MFJ全日本モトクロス選手権 シリーズ第8戦 近畿大会 | MFJ近畿支部 〒550-0012 大阪府大阪市西区立売場1-7-14 ☎06-6534-6422 | 奈良県 名阪スポーツランド | 7月31日(火) ↓ 8月9日(木) | ○ |
| 10月6日 ↓ 10月7日 | MFJ全日本モトクロス選手権 シリーズ第9戦 中国大会 | 世羅グリーンパーク弘楽園 〒722-1732 広島県世羅郡世羅町大字黒洲726 ☎0847-27-1755 | 広島県 世羅グリーンパーク 弘楽園 | 8月28日(火) ↓ 9月6日(木) | ○ |
| 10月20日 ↓ 10月21日 | 第45回MFJGPモトクロス大会 MFJ全日本モトクロス選手権 シリーズ第10戦 | SUGOスポーツクラブ 〒989-1394 ☎0224-83-3127 | 宮城県 スポーツランドSUGO | 9月11日(火) ↓ 9月20日(木) | ○ |

2007年 モトクロス主要競技会 カレンダー

| 開催月日 | 大会名 | 出場申込先 | 会場 |
|---------------------|-------------------------------------|--|---------------------|
| 5月26日 ↓ 5月27日 | FIMモトクロス世界選手権 日本グランプリモトクロス 大会 | SUGOスポーツクラブMX係 〒989-1394 ※211頁ワイルドカード選考基準参照 ☎0224-83-3127 | 宮城県 スポーツランドSUGO |
| 8月26日 | MFJモトクロス全国大会 | MFJ中国支部 〒733-0036 広島県広島市西区観音新町1-18-9 広島県二輪車安全普及協会内 ☎082-295-6994 | 広島県 世羅グリーンパーク弘楽園 |

| 開催月日 | 大会名 | 開催場所 |
|---------------------|-------------------------|------------------|
| 9月22日 ↓ 9月23日 | 2007モトクロス・オブ・ ネーションズ | アメリカ・BUDDS CREEK |

2007年 モトクロス特別競技会

| 開催月日 | 大会名 | 出場申込先 | 会場 |
|--------------------|--|---|--------------------|
| 6月30日 ↓ 7月1日 | オールスターモトクロス HOPカップ (全道モトクロス選手権第4戦併催) | 北海道オフロードパーク 〒066-0051 北海道千歳市泉沢1719番 ☎0123-28-3390 | 北海道 北海道オフロードパーク |
| 11月4日 | オールスターチャリティー スーパークロス (特別競技会) | ウエストポイント 〒350-0846 埼玉県川越市老袋295-5 ウエストポイントクラブハウス ☎0492-26-4141 | 埼玉県 オフロードヴィレッジ |

付 17 則

モトクロス基本仕様

MFJ MOTOCROSS

以下に規定する基本仕様は、モトクロス競技を行う上で必要とされる基本規則であり、モトクロスの全ての車両及び競技会に適用される。

カテゴリー別に必要とされる詳細な仕様に関しては、各カテゴリー別仕様が適用される。

1 カテゴリーとクラス

- 1-1 レーサークラス
レース専用生産された車両
- 1-2 スポーツプロダクション
市販レーサーを除く一般市販車をベースとしてレース用に改造された車両
- 1-3 クラスは以下のとおりとする。

| クラス | 2ストローク | 4ストローク | 最多気筒数 | 最多変速段数 |
|-----------|-------------|-------------|-------|--------|
| 50 | ~50cc | ~50cc | 1 | — |
| 65 | 51cc~65cc | — | — | — |
| 85 | 51cc~85cc | 85cc~150cc | 1 | 6 |
| 2 (125cc) | 100cc~125cc | 175cc~250cc | 1 | 6 |
| 1 (250cc) | 175cc~250cc | 290cc~450cc | 1 | 6 |

2 排気量の算出方法

- 2-1 総排気量は、シリンダーの容積を測定するのに用いられる幾何学公式に従って計算される。すなわち直径はボアによって表され、高さはピストンがその最上部から最下部まで移動するのに占めるスペースで表される。
- 2-2 公式

$$\text{総排気量} = (D^2 \times 3.1416 \times C \div 4) \times \text{気筒数}$$
D=ボア C=ストローク 単位=cm 小数点以下4桁で切り捨て
- 2-3 測定の際には、ボアに50 μ mまでの許容誤差が認められる。この許容誤差を考慮しても排気量が当該クラスのリミットを超える場合、エンジンが冷めた状態で再測定が1/100mmのリミットまで行われる。
- 2-4 シリンダーのボアが真円でない場合、断面積を測定し、計算することとする。
- 2-5 全てのカテゴリーにおいて、スーパーチャージは禁止される。

3 一般的なアイテム

3-1 材質

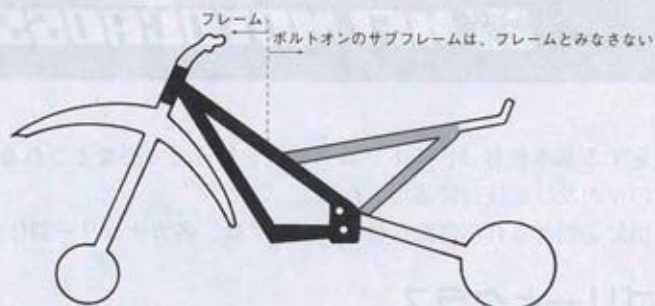
フレーム、フロントフォーク、ハンドルバー、スイングアーム・スピンドル、およびホイー

ル・スピンドルにチタニウムを使用することは禁止される。ホイール・スピンドルに関しては、軽合金の使用も禁止される。チタニウム合金製のナットとボルトの使用は許可される。

3-2 フレームの定義

3-2-1 フレームとは下図で示すとおり、エンジンが取り付けられている部分を中心にステアリング取り付け部分とリヤサスペンションの取り付け部を含む構造全体をいう。

フレームの基本骨格



3-2-2 シートを取り付けるためのサブフレームは、フレーム本体に溶接されている場合はフレームとみなし、ボルトオン（脱着可能）のものはフレームとみなさない。

3-3 スタート装置

スタート装置は義務づけられる。

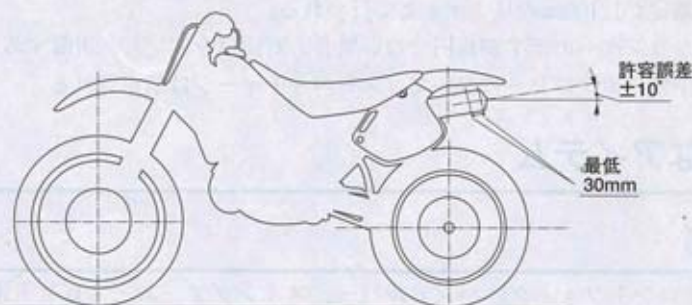
3-4 エキゾースト・パイプ

3-4-1 エキゾースト・パイプとサイレンサーは、音量規制に関する必要条件をすべて満たさなくてはならない。

3-4-2 エキゾースト・パイプの先端は、最低30mmにわたってモーターサイクルの中心軸と水平かつ平行でなくてはならない（許容誤差 $\pm 10^\circ$ ）。またその先端は5mm以上サイレンサー本体より突出してはならない。全ての鋭利な部分は最低半径2mm以上で丸みを帯びさせていなければならない。下図参照

3-4-3 排気ガスは後方に排出しなければならないが、ほこりを立てたり、タイヤやブレーキを汚したり、またパッセンジャーや他のライダーに迷惑をかけるような放出の仕方をしてはならない。後続ライダーに迷惑をかけないようにするために、オイルの飛散を防ぐ措置を施さなくてはならない。

3-4-4 エキゾースト・パイプの後端は、リヤ・タイヤの垂直接線より後ろにあってはならない。



3-5 ハンドルバー

- 3-5-1 ハンドルバーの幅は、600mm以上850mm以下とする。
- 3-5-2 ハンドルバーのクロスバー上には保護パッドを取り付けなくてはならない。クロスバーがない場合、ハンドルバーの中央にハンドルバークランプを広くカバーするパッドを取り付けなくてはならない。
- 3-5-3 ハンドルバーの先端が露出される場合は、固形物質を詰めるか、ゴムでカバーされていなければならない。
- 3-5-4 ハンドルを最大にきった時にハンドルバー（レバー類含む）とタンクの間に最低30mmのすき間を設けるためにハンドルストッパー（ステアリングダンパー以外のもの）を、取り付けなくてはならない。
- 3-5-5 ハンドルバークランプは、ハンドルバーが折れやすい部分ができないように、慎重に丸みをつけて製作しなくてはならない。
- 3-5-6 ハンド・プロテクターが使用される場合には、非粉碎材質でなくてはならない。
- 3-5-7 軽合金ハンドルバーの溶接による補修は禁止される。

3-6 コントロール・レバー

- 3-6-1 すべてのハンドルバー・レバー（クラッチ、ブレーキなど）は、原則として先端がボール状（このボールの直径は最低19mmとする）となっていてはならない。このボールは平らでもよいが、どのような場合においても先端は丸められなくてはならない（平らな部分の厚みは最低14mmとする）。この先端部分は常時固定されたものとし、レバーと完全に一体となっていてはならない。
- 3-6-2 コントロール・レバー（フット・レバーおよびハンド・レバー）は、それぞれ別個のピボットに設けられなくてはならない。
- 3-6-3 ブレーキ・レバーがフットレストの軸に設けられる場合、どのような状況においても作動できなくてはならない。例えば、フットレストが曲がった、あるいは変形したというような状況においても作動できなくてはならない。

3-7 スロットルコントロール

- 3-7-1 スロットルコントロールは、手を離れた時に自動的に閉じるものでなくてはならない。
- 3-7-2 モーターサイクルには有効なイグニッション・キルスイッチまたはボタンがハンドルバーの右か左（ハンドルグリップを握って届く位置）に設けられなくてはならない。このスイッチは始動しているエンジンを停止できなくてはならない。

3-8 フットレスト

- 3-8-1 フットレストの先端には最低半径8mmの、一体構造のプロテクションが設けられていなくてはならない。
- 3-8-2 フットレストは折りたたみ式でもよいが、この場合は自動的に元の位置に戻る仕組みになっていなくてはならない。
- 3-8-3 フットレストが折りたたみ式でない場合、及びゴムのカバーを装着していない場合は、その先端を最低半径8mm以上の球状に丸められていなくてはならない。

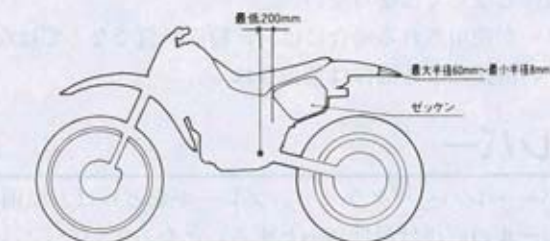


3-9 ブレーキ

すべてのモーターサイクルは、最低2つの効果的なブレーキ（各ホイールにひとつ）がなくてはならず、これは独立してホイールと同心的に作動しなくてはならない。

3-10 マッドガードおよびホイールプロテクション

- 3-10-1 マッドガードはタイヤの両側方に張り出していないといけない。
- 3-10-2 マッドガードの後端は丸められていなくてはならず、この丸め方は最低半径8mm以上60mm以内でなければならない。
- 3-10-3 キャストホイール、または溶接されたホイールが使用される場合には、頑丈なディスクでスポークを覆う形でプロテクションが施されなくてはならない。



3-11 フェアリング

フェアリング（空気整流効果のあるもの）の装着は禁止される。

3-12 ホイールリム、タイヤ

メーカー出荷時の一体構造ホイール（キャストホイール、モールドホイール、リベットホイール）、又はリムに対しては、スポーク、バルブ又は安全ボルト以外へはいかなる改造も禁止される。ただし、タイヤがリムから外れることを防ぐために使用されるビードストッパーは例外とする。

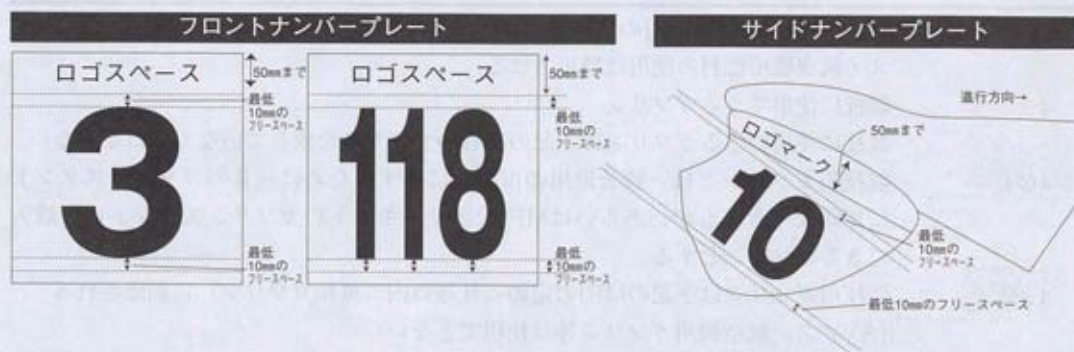
3-13 モトクロスタイヤ

- 3-13-1 使用されるタイヤの種類に制限はない。
- 3-13-2 スクープまたはパドル（横断面に連続したリップを持つ）タイヤ、あるいは高さが19.5mm以上のラグ（ブロックの高さ）を持つタイヤの使用は禁止される。
- 3-13-3 外観および外面的な寸法は制限されない。
- 3-13-4 タイヤ表面に後から滑り止めスパイク、特殊チェーン等の装置を取りつけることは禁止される。

3-14 ナンバープレート

- 3-14-1 ナンバープレートは長方形で頑丈な材質で出来ていなくてはならない。最低寸法は285mm×235mmとする。
- 3-14-2 プレートは平面から50mm以上カーブ（突出）してはならない。またカバーされたり曲げたりされてはならない。

- 3-14-3 フロントナンバープレート
一枚のプレートがフロントに、垂直面から後方に向かって30°以内の角度で傾斜して固定されなくてはならない。ナンバープレートには数字の間に穴を開けてもよいが、いかなる場合においても、数字自体に穴を開けてはならない。
- 3-14-4 サイドナンバープレート
サイドナンバープレートは、リヤホイール・スピンドルを通る水平線より上に設けられ、ナンバープレートの前端はライダーのフットレスト後方200mmのところを通る垂直線より後方に位置してはならない。ナンバープレートは、はっきりと見えるように装着されなくてはならず、モーターサイクルの一部分や、シートに座ったライダー自身により隠れないようにしてはならない。
- 3-14-5 フロントナンバープレート
- 3-14-5-1 メッシュ地のプレートが認められる。
- 3-14-5-2 ナンバープレートへの広告/縁取り(スポンサーマーク表示)
- 3-14-5-3 フロント及びサイドナンバープレートへの広告(スポンサーマーク表示)は、ナンバープレートの上から50mmまでのスペースに認められる。また、数字の上下10mm及びナンバープレート内で最低50mmのフリースペースが設けられていなければならない。



- 3-14-6 別個のナンバープレートを装着する代わりに、ボディに同寸法のスペースをつや消し色でペイントするか、あるいは固定してもよい。
- 3-14-7 数字ははっきり読めるように、また太陽光線の反射を避ける為に、地の色同様につや消しで書かれなければならない。数字の最低寸法は下記の通りとする。(形状は図を参照)

| | | | |
|-------|-------|----------|------|
| 数字の高さ | 140mm | ストローク幅 | 25mm |
| 数字の幅 | 80mm | 数字間のスペース | 15mm |

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0
 1234567890
 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

- 3-14-8 数字は英国式を使用する。「1」は垂直の1本線「7」は垂直線なしの単純な傾斜線。
- 3-14-9 正規のナンバーと混同する恐れのあるその他のナンバープレート、またはマーキ

- ングは競技会の開始前にすべて取り外されなくてはならない。
- 3-14-10 すべてのナンバープレートの周囲には、最低50mmの余白が残され、ここにはいかなる広告も表示されてはならない。
- 3-14-11 この規則に適合していないナンバープレートを装着しているモーターサイクルは、車検長によりレース参加の許可を得ることができない。
- 3-14-12 ナンバープレートの色
ナンバープレートの地色及び数字の色は下記のとおりとする。
- | | | | | |
|----------|--------------|---------------|--|--------|
| チャイルドクロス | 白地に赤文字 | | | |
| ジュニア | 赤地に白文字 | レディス | | 白地に黒文字 |
| 国内B級 | 白地に黒文字 | 国内A級 | | 黄地に黒文字 |
| 国際B級 | 紺地に白文字 | IA1 (国際A級250) | | 赤地に白文字 |
| | IA2(国際A級125) | 黒地に白文字 | | |
- その他、ナンバープレートの地色および数字の色について、モーターサイクルのクラスや競技の形式などによって変わる場合があり、大会特別規則によって示される。

4 燃料、燃料／オイルの混合液

- 4-1 すべての車両にはMFJの定める無鉛ガソリンを使用しなくてはならない (AVガス・航空機用燃料の使用は禁止される)。
- 4-2 競技に使用できるガソリン
競技に使用できるガソリンは下記の項目のすべてに合致してはならない。
- 4-2-1 競技用ガソリンとは一般公道用の市販車に供するために通常のガソリンスタンドにて購入できるもの、あるいはMFJ公認サーキットのガソリンスタンドにて購入できるガソリンとする。
- 4-2-2 競技用ガソリンは下記のMFJの定める仕様以内 (無鉛ガソリン) に制限される (AVガス、航空機用ガソリン等は使用できない)。
鉛の含有量は0.013 g/l以下であること。
リサーチオクタン価が100.0 (RON)、モーターオクタン価が89.0 (MON) 以下であること。
密度は15℃において0.725 g/ml~0.780 g/mlであること。
- 4-2-3 競技用ガソリンには販売時に混入されている以外のいかなるものも添加されてはならない。ただし一般に販売されているスタンダードの潤滑油および1.5%以下のアルコール (燃料精製中に混入されているものに限る) については認められる。
- 4-2-4 水冷エンジンの冷却水は、水あるいは水とアルコールの混合物に限られる。
- 4-3 大会特別規則 (全日本モトクロス特別規則等) により、ガソリンの銘柄および供給方法が指定される場合、それに従わなくてはならない。

5 音量規制

- 5-1 計測のためのマイクロフォンの位置は排気管後端から500mmで、かつ中心線から後方45°で排気管と同じ高さとするが、少なくとも地面から20cm上方でなくてはならない。もしこれが不可能な場合、計測は45°上方で行ってもよい。
- 5-2 ノイズテストの際、ギヤ・ボックスにニュートラルがないマシンは、スタンドに載せた状態で測定を受けなくてはならない。
- 5-3 規制に適合しているサイレンサーには車検にてマークが付けられ、車検後にサイ

- レンサーを変更することが禁止される。ただし同様に車検合格し、マークを受けたスベア・サイレンサーに関しては例外とする。
- 5-4 ギヤはニュートラルにし、エンジンを回転させ、所定のrpm域に達するまでエンジンの回転を増していかななくてはならない。測定は、所定のrpmに達した時に行うものとする。
- 5-5 現在のモトクロス車両は排気量ごとに、エンジンストロークはほぼ同等と見なされるので、測定は下記の固定回転数で実施する。
- | | | | |
|-----------------|----------|-----------------|----------|
| 85ccまで | 8,000rpm | 250ccを超え450ccまで | 4,500rpm |
| 85ccを超え125ccまで | 7,000rpm | | |
| 125ccを超え250ccまで | 5,000rpm | | |
- 5-6 エンジンの音量計測には、各エキゾースト・パイプの先端で測定される。
- 5-7 規制値をオーバーしている車両は、測定時間内に再度測定を受けることができる。
- 5-8 音量規制値
全日本選手権対象クラス：2ストローク／4ストローク車両は最大96dB/A
全日本選手権対象以外（地方選手権等）：2ストローク車両は最大96dB/A、4ストローク車両は最大94dB/Aとする。
※全日本選手権対象以外のクラス（地方選手権等）の2ストローク車両（2005年以前の車両）は予告期間として2007年も最大98dB/Aを認めるが、2008年より最大96dB/Aへ変更する。
- 5-9 周辺の音量は、モーターサイクルから半径5m以内において90dB/Aまでとする。
- 5-10 音量測定は気温20℃を基準とする。気温10℃以下の場合許容誤差+1dB/Aが認められる。
気温0℃以下の場合許容誤差+2dB/Aが認められる。
- 5-11 レース後の最終検査においては、+2dB/Aの許容誤差が認められる。
予告：2008年より、「レース後の最終検査においては、+1dB/Aまでの許容誤差が認められる」に変更される。
- 5-12 メーターの読み方は常に切捨てとする（100.9dB/A=100dB/A）。
- 5-13 2本以上のエキゾーストパイプで構成された車両は、いずれか一方のエキゾーストパイプの先端で測定される。
- 5-14 その他規則についてはFIM規則に準ずる。

6 テレメトリー

- 6-1 動いているモーターサイクルへ情報を伝える、または動いているモーターサイクルから情報を得ることは禁止される。
- 6-2 マシンには、公式シグナリング・デバイスの搭載が必要とされる可能性もある。
- 6-3 自動ラップ計時デバイスは“テレメトリー”とはみなされない。
- 6-4 自動ラップ計時デバイスは、公式計時方式、および装備を妨げてはならない。

7 重量

| クラス | 車両重量 |
|--|------|
| 85cc | 65kg |
| 2(125cc)：2ストローク100～250cc／4ストローク175～250cc | 88kg |
| 1(250cc)：2ストローク175～250cc／4ストローク290～450cc | 98kg |

市販レーサーを基本に参加者のコストを抑制、安全性の保持、更に公平性を維持しながらハイレベルなレースを指向し全ての参加者が充足感を得られるレースとすることを基本理念とする。

1 クラス区分

| クラス | エンジン排気量 | | 最多気筒数 | 最多変速段数 | 国際B級、国内A・B級 | ジュニア、レディス |
|--------|-------------|-------------|-------|--------|-------------|-----------|
| | 2ストローク | 4ストローク | | | | |
| 85 | 51cc~85cc | 85cc~150cc | 1 | 6 | ○ | ○ |
| 2(125) | 100cc~125cc | 175cc~250cc | 1 | 6 | ○ | × |
| 1(250) | 175cc~250cc | 290cc~450cc | 1 | 6 | ○ | × |

※OPEN：2ストローク100cc~250cc／4ストローク175cc~450cc

2 出場車両

- 2-1 国内A級、国内B級、ジュニア、レディス
車両は一般市販レーサー、または一般生産型車両としMFJが公認したもの。
- 2-2 国際B級
車両は一般市販レーサー、またはオフロード専用車としMFJが公認したもの。
- 2-3 国内A級、国内B級、国際B級共通項目
車両は国内競技規則及びモトクロス基本仕様に示されているすべての条件に適合していること。

3 車両重量

- 3-1 各クラスの最低車両重量は半乾燥重量で下記のとおりとする。
- 3-1-1 85ccクラス 65kg
- 3-1-2 2(125cc)クラス 88kg
- 3-1-3 1(250cc)クラス 98kg
- 3-2 半乾燥重量とは走行可能な状態から燃料を抜いた値とする。
- 3-3 ダミーウエイトによる車重の調整は認められない。
- 3-4 レース後の計測においては1%の許容誤差が認められる。

4 音量

- 4-1 音量の測定はFIM方式で測定する。
測定手順についてはモトクロス基本仕様を参照。
- 4-2 下記エンジン回転数で測定し2ストローク車の音量は96dB/A以下、4ストローク車の音量は94dB/A以下でなければならない。
※全日本選手権対象以外（地方選手権等）の2ストローク車両（2005年以前の車両）は、予告期間として2007年も最大98dB/Aを認めるが、2008年より最大96dB/Aへ変更される。

| | |
|-----------------|----------|
| 85ccまで | 8,000rpm |
| 85ccを超え125ccまで | 7,000rpm |
| 125ccを超え250ccまで | 5,000rpm |
| 250ccを超え450ccまで | 4,500rpm |

- 4-3 全日本選手権に出場する車両（国際A・国際B級・レディス）の音量は2ストローク、4ストローク車両ともに96dB/A以下とする。
（全日本開催期日、全日本開催会場に限る）
予告：2008年より全日本選手権対象クラスの4ストローク車両は94dB/Aへ音量規制値が変更となる。
付則16全日本モトクロス選手権大会特別規則⑪出場車両（204頁）参照。

5 互換性

- 5-1 フレームの打刻型式とエンジン打刻型式のいずれも同一モデル内にあたっては、一切の追加工無しで単品、またはアッセンブリーで組み付け可能な部品については相互に互換が認められる。
- 5-2 下記の部品は同一メーカーかつ公認車両同士で相互に互換性があれば流用することが認められる。
- 5-2-1 ミッションアッセンブリーまたは単品
 - 5-2-2 フロントフォークアッセンブリーまたは単品
 - 5-2-3 リヤサスペンションユニット及びリンク関係
 - 5-2-4 リヤフォークアッセンブリーまたは単品
 - 5-2-5 キャブレター
 - 5-2-6 シリンダーコンプリート
 - 5-2-7 シリンダーヘッドコンプリート
 - 5-2-8 ピストン及びピストンリング

6 燃料

- 6-1 燃料はMFJが定める無鉛ガソリンを使用しなければならない。
詳細はモトクロス基本仕様「④燃料、燃料／オイルの混合液」（218頁）を参照。
- 6-2 大会特別規則（全日本モトクロス特別規則等）により、ガソリンの銘柄及び供給方法が指定される場合、それに従わなくてはならない。

7 マシン仕様

以下に明記されていない全てのアイテムについては、MFJが公認した状態の仕様でなければならない。

但し、「⑤互換性」に適用できる項目はその条項に従って変更してもよい。

- 7-1 フレーム及びサブフレーム

- 7-1-1 フレームは公認車両として製造メーカーが製作した状態のものでなくてはならない。
- 7-1-2 フレームには製造メーカーの車両識別番号（シャーシ・ナンバー）が刻印されていること。
- 7-1-3 フレームへの追加、削除は一切認めない。
但しサイドスタンドブラケットの削除及びエンジンガードプレートを追加するためのフレームへの改造及び補修を目的とするフレームへのガゼット追加は認められる。
- 7-1-4 ボルトオンタイプのサブフレームは、同一車両メーカーで且つ公認車両同士であれば相互流用することが出来る。
- 7-1-5 塗装方法に制限はないが、フレーム、サブフレームへの研磨は許可されない。
- 7-2 フロントフォーク
- 7-2-1 フロントフォークは、公認車両の状態でなければならない。但し、同一車両メーカーでかつ公認車両同士であればボルトオンタイプに限り相互流用することができる。
- 7-2-2 フォークスプリングは変更しても良い、またスプリングの長さを調整するためのカラーを追加しても良い。
- 7-2-3 フォーククランプに対するフロントフォークの高さと位置は変更することができる。
- 7-2-4 ホールショットデバイスは追加することができる。
- 7-3 リヤフォーク（スイングアーム）
- 7-3-1 リヤフォークは公認車両の状態でなければならない。
- 7-3-2 チェーンガイド（スリッパを含む）は変更または補強しても良い。
- 7-4 リヤサスペンションユニット、リヤサスペンションリンケージ
- 7-4-1 リヤサスペンションユニットは、公認車両の状態のものでなければならない。
- 7-4-2 リヤサスペンションのスプリングは、変更しても良い。
- 7-4-3 リヤサスペンションリンケージは、公認車両の状態のものでなければならない。
但し同一車両メーカーで、かつ公認車両同士であればボルトオンタイプに限り相互流用することができる。
- 7-5 ホイール/タイヤ
- 7-5-1 ホイールは、一般市販型ホイールと交換しても良い。但し、ホイールの構造は公認車両と同じものでなければならない。
- 7-5-2 タイヤサイズは規制しない。
- 7-5-3 スプロケット（エンジンプロケット及びリヤスプロケット）は変更してもよい。
- 7-5-4 ドライブチェーンは、サイズを含め自由とする。但し、変更する場合は、サイズ及び強度がスタンダードと同等かそれ以上のものでなければならない。
- 7-5-5 その他詳細についてはモトクロス基本仕様3-12を参照。
- 7-6 ブレーキ
- 7-6-1 ブレーキディスクは変更しても良い（雨天用、ドライ用）。
- 7-6-2 油圧ブレーキラインは変更しても良い。
- 7-6-3 ブレーキパッドは変更しても良い。
- 7-6-4 ブレーキディスクカバーは取り付けでも、取り外しても良い。
- 7-6-5 ブレーキレバー及びブレーキペダルは変更しても良い。
- 7-6-6 その他モトクロス基本仕様3-9を遵守する。

- 7-7 フットレスト
- 7-7-1 フットレストは改造して位置を変更しても良い。但しフットレストブラケットの位置は公認車両の状態のものでなければならない。
- 7-7-2 フットレストは溶接により補強しても良い。
- 7-7-3 その他詳細はモトクロス基本仕様3-8を参照。
- 7-8 ハンドルバー／ハンドコントロール
- 7-8-1 ハンドルバー及びハンドルグリップは変更しても良い。
- 7-8-2 ハンドルバーを変更するためにアッパーブラケット及びアンダーブラケットアッセンブリーの変更は認められる。
- 7-8-3 ハンドルバーとハンドコントロールの位置は変更しても良い。
- 7-8-4 ケーブル（クラッチ、スロットル）は変更しても良い。
- 7-8-5 クラッチレバーは変更しても良い。
- 7-8-6 その他詳細についてはモトクロス基本仕様3-5、3-6、3-7を参照。
- 7-9 マッドガード（フェンダー）／サイドカバー（ゼッケンプレートを含む）及びラジエーターシュラウド
- 7-9-1 マッドガード、サイドカバー及びラジエーターシュラウドは変更してもよい、但し、カーボンファイバーの使用は禁止する。
- 7-9-2 変更するマッドガード、サイドカバー及びラジエーターシュラウドの外観形状は基本的に公認車両の状態と同等でなければならない。
- 7-9-3 その他詳細についてはモトクロス基本仕様3-10を参照。
- 7-10 燃料タンク
- 7-10-1 燃料タンクは公認車両の状態のものでなければならない。
- 7-10-2 フュエルコック及びフュエルラインは変更しても良い。
- 7-10-3 フュエルベントラインは変更しても良い。
- 7-11 シート
- シートはライダーに合わせて変更しても良い、また形状も変更しても良い。
- 7-12 ラジエーター
- ラジエーターは公認車両の状態のものでなければならない。
- 7-13 エアーボックス（国際B級は付則18-1国際B級の仕様参照）
- 7-13-1 エアーボックスは公認車両の状態のものでなければならない。
- 7-13-2 エアーフィルター・エレメントは変更しても良い。
- 7-13-3 雨天時の防水防泥対策は許可される。
- 7-14 キャブレター
- 7-14-1 キャブレターは、公認車両の状態のものを使用しなければならない。
- 7-14-2 キャブレターのセッティングは、取り外し可能なセッティングパーツ（ジェット、ニードル、スロットルバルブ、バルブスプリング等）により使用状況に適したセッティングに変更することができる。
- 7-15 シリンダーヘッド（国際B級は付則18-1国際B級の仕様参照）
- 7-15-1 シリンダーヘッドは、公認車両の状態のものでなければならない。但し、5条（互換性）に準ずるものはその限りではない。
- 7-15-2 シリンダーヘッドに材質を追加したり機械加工で取り除いたり、改造してはならない。但し、各ポートまたは燃焼室のカーボン除去程度のポーリッシングは認められる。
- 7-15-3 シリンダーヘッドガスケットは一般市販のものと変更しても良い。ガスケットの

- 厚さも変更しても良い。ガスケットの変更による圧縮比の変更は認められる。
- 7-16 クランクシャフト
クランクシャフトは、公認車両の状態のものでなければならない。
- 7-17 コンロッド
コンロッドは、公認車両の状態のものでなければならない。
- 7-18 ピストン
ピストンは、公認車両の状態のものでなければならない。
- 7-19 ピストンリング
ピストンリングは、公認車両の状態のものでなければならない。
- 7-20 シリンダー（国際B級は付則18-1国際B級の仕様参照）
シリンダーは、公認車両のままではなければならない。
- 7-20-1 シリンダーは、公認車両のままではなければならない。
- 7-20-2 但し各ポートのバリ取りやカーボン除去程度のポリッシング（過度な表面磨きによる寸法の変更は認められない）は認められる。
- 7-20-3 2ストローク車のリードバルブアッセンブリーは変更または交換しても良い。
- 7-20-4 シリンダーヘッドとの合わせ面（上面）の歪み是正のための表面仕上げは許可される（歪みの目安は0.05mmを限度とする）。
- 7-21 クランクケースと他のエンジンカバー（ジェネレーターカバー・クラッチカバー）
7-21-1 クランクケースは、公認車両の状態のものでなければならない。
- 7-21-2 クランクケース/ギヤボックス/クラッチカバー/ジェネレーターカバーを保護する目的で追加としてガードプレートを取りつけることができる。
- 7-21-3 ガードプレートを追加するためのフレームへの改造は許可される。
- 7-21-4 ガードプレートの材質には、ステンレススチール/アルミニウムプレート/カーボン・ケブラー・コンポジット等を使用することができる。
- 7-21-5 樹脂製のジェネレーターカバーが取り付けられている場合、金属製のカバーに変更することが認められる。
- 7-22 トランスミッション/ギヤボックス
7-22-1 トランスミッション/ギヤボックスは、公認車両の状態のものでなければならない。但し5条（互換性）に適用したものとの変更は認められる。
- 7-22-2 カウンタースプロケットの変更は許可される。
- 7-22-3 チェンジレバー（ペダル）の変更は許可される。
- 7-22-4 キックレバーの変更は許可される。
- 7-23 クラッチ
クラッチは、公認車両の状態のものでなければならない。但し下記部品は変更することができる。
- 7-23-1 フリクション・プレート
- 7-23-2 クラッチ・プレート
- 7-23-3 クラッチスプリング
- 7-23-4 クラッチ・バスケット（アウター）、プライマリードライブギヤ
- 7-23-5 プレッシャープレート
- 7-23-6 クラッチセンター
- 7-24 イグニッション/エンジンコントロールシステム
7-24-1 イグニッション/エンジンコントロールシステムは公認車両の状態のものでなければならない。
- 7-24-2 ワイヤハーネスの変更は許可されない。但し、一般公道用車両のワイヤハー

- 7-24-3 ネスの変更は許可される。
- 7-24-3 スパークプラグの変更は許可される。
- 7-24-4 ローター（マグネット）によるイナーシャの変更は許可される。
- 7-25 エキゾーストシステム（国際B級は付則18-1国際B級の仕様参照）
- 7-25-1 エキゾーストパイプ及びサイレンサーは変更しても良いが、チタニウム素材の使用は認められない。但し、車両公認時にチタニウム素材を使用している場合は例外とする。
- 7-25-2 音量規定に適合していること。
- 7-25-3 その他詳細についてはモトクロス基本仕様3-4を参照。

8 各部の仕上げ調整

各部の仕上げ調整とは、公認車両時の基本仕様を変更することなく各製造メーカーがマニュアルで指示している仕上げ調整をいう。

9 公認車両から変更、交換できるもの

- 9-1 潤滑油、ブレーキフルード、サスペンションオイル。
- 9-2 ガasketとガasketの材質。
- 9-3 カバー、ケース等のボルト、ナット。
- 9-4 ペイントの色、デカール。

10 追加の装備

下記装置は基本的に使用することが禁止される。

- 10-1 テレメトリー
- 10-2 その他データ収集装置

付則18-1 国際B級の仕様

1 マシン仕様

- 1-1 エアーボックス
エアーボックスは変更、改造してもよい、エアーボックスの材質は自由とする。
- 1-2 シリンダーヘッド
シリンダーヘッドは公認車両の状態のものとし、下記改造が許可される。
- 1-2-1 シリンダーヘッドの各ポート及び燃焼室に関しては通常のチューニングして施されるポーティングまたはポリッシングは許可される。
- 1-2-2 シリンダーヘッドガスケット面の表面加工は許可される。
- 1-2-3 圧縮比は変更しても良い（但し、2ストローク車の一次圧縮比は変更できない）。
- 1-3 シリンダー
シリンダーは公認車両の状態のものとし、下記改造が許可される。
- 1-3-1 2ストローク車における通常のチューニングとして施される各ポートのポーティングまたはポリッシングは許可される。
また、ポーティングによるポートタイミングの変更も許可される。
- 1-3-2 シリンダーベース面の表面加工は許可される。
その他の仕様は国内モトクロス仕様に準ずる。
- 1-4 エキゾーストシステム
- 1-4-1 エキゾーストパイプ及びサイレンサーは変更しても良い。
- 1-4-2 チタニウム製の材質を使用しても良い。

付則18-2 50ccクラスの仕様について

1 基本理念

モーターサイクリススポーツの入門クラスとして参加者のコスト抑制・安全性の保持とともに公平性を維持し、誰もが楽しめ充足感を得られるクラスとすることを基本理念とする。

2 クラス区分

| クラス | エンジン排気量 | 最多気筒数 |
|-----|---------|-------|
| 50 | ~50cc | 1 |

3 出場車両

車両はMFJ公認車両でなければならない。

4 公認車両に対し、下記以外の改造、変更は認められない。

- 4-1 タイヤの変更（ただし、前後ホイールの公認車両状態からの交換は認められない）
- 4-2 スパークプラグ及びプラグキャップの変更
- 4-3 ハンドルバー及びハンドルグリップの変更、また、それに伴うワイヤー、レバーブラケット類も変更可能とする。
- 4-4 シートの変更
- 4-5 ベイント、デカールの変更
- 4-6 潤滑油、サスペンションオイルの変更
- 4-7 キルスイッチの変更
- 4-8 ステップの変更（但し、一切の追加加工は認められない）
- 4-9 メインジェットの変更（但し、メーカーの出荷する純正部品に限る）
- 4-10 スプリングおよびバンブラバーの変更
- 4-11 シュラウド、前後フェンダー、前・両サイドのゼッケンは変更してもよい。
※ただし、交換部品は、当該車両の純正部品と同材質のものに限る。

注意事項

マフラーはノーマルに限る（製造時の溶接以外の溶接（加工）のあるものは、一切認められない）。

キャブレター口径、変更、改造は一切認められない。

スプロケットの変更は認められない。

ボアアップは認められない。

規則に違反した場合、ライダー並びにその保護者に対し罰則が科せられることがある。

車検方法

外装のチェック

他より車両に関する抗議がある場合は、当該ライダーのピットクルーが車検場にて分解を行い車検にて検査される（分解の範囲はキャブレターのみとする）。

2007年チャイルドクロス開催概要

1. 参加資格は、小学3年生以下でPCライセンスもしくはジュニアライセンス所持者です。
※小学校4年生以上（2007年4月1日に4年生に進級する方を含む）の年齢は参加できません。
2. 参加可能大会は、移動費用負担の増加を抑制することを目的として所属支部により以下の通り制限され、いずれも全日本モトクロス選手権シリーズ併催承認レースとして開催されます。

| | 出場可能大会 |
|---------|------------------------|
| 北海道支部所属 | 北海道大会、東北大会、SUGO大会、関東大会 |
| 東北支部所属 | 北海道大会、東北大会、SUGO大会、関東大会 |
| 関東支部所属 | 東北大会、SUGO大会、関東大会 |
| 中部支部所属 | 関東大会、近畿大会 |
| 近畿支部所属 | 近畿大会、中国大会 |
| 中国支部所属 | 近畿大会、中国大会、九州大会 |
| 四国支部所属 | 近畿大会、中国大会、九州大会 |
| 九州・沖縄所属 | 中国大会、九州大会 |

3. 出場車両は、50ccモトクロッサーでMFJ公認車両に限定されます。
4. 開催クラスは出場車種により以下の2クラスの混走レースとし、賞典はクラス別に行います。
Aクラス 車両（国内メーカー公認車両）
Bクラス 車両（外車メーカー公認車両）
341頁の公認車両リストをご参照下さい。
注意：シーズン途中で公認車両が追加登録される場合があります。機関誌「ライディング」やMFJオンラインマガジンwww.mfj.or.jpを随時ご確認ください。
5. 開催スケジュールは原則として、選手受付・車検・公式練習・決勝を日曜日のみで行います。
6. 決勝レース時間は、10分+1周で行います。ただし、悪天候やその他主催者の都合により変更される場合があります。
7. スタート方式
安全を考慮してスターティングマシンは使用せず、安全を確保したコース幅に一列に整列し日章旗で合図する方式で行います。
※各大会のスタートの台数は、主催者が決定します。
①エンジンをかけた状態でラインに整列（前輪をスタートライン内側）する。
②右手をヘルメットにつけスタート合図を待つ。
③日章旗を地面から上に振り上げ、スタート合図とする。
8. エントリー方法
出場希望者は、各主催者またはMFJに専用のエントリー用紙を請求し、開催日の1ヶ月前までに必要事項をすべて記入し、大会主催者へ直接申し込んで下さい。FAXでの申し込みは不可とします。
※212頁のスケジュール表をご確認下さい。
エントリー料金は5,000円です。（出場料4,500円・スポーツ傷害基金掛金500円）
9. 規則について
2007MFJ国内競技規則227頁付則18-2「50ccクラスの仕様について」及び、各大会特別

TRIAL

トライアル

CONTENTS

▼付則19 トライアル競技規則

| | | |
|----|-----------|-----|
| 1 | トライアルの定義 | 232 |
| 2 | 完走者 | 232 |
| 3 | 適用の範囲 | 232 |
| 4 | コース | 232 |
| 5 | セクション | 233 |
| 6 | 障害 | 234 |
| 7 | 持ち時間 | 235 |
| 8 | 練習 | 235 |
| 9 | 出場に関する手続き | 235 |
| 10 | 技術規則関連 | 236 |
| 11 | ペナルティ | 237 |
| 12 | 結果の記録 | 239 |
| 13 | セクションの閉鎖 | 239 |
| 14 | 結果と順位 | 239 |
| 15 | 大会の中断 | 239 |
| 16 | 同点 | 239 |
| 17 | 賞 | 239 |
| 18 | 抗議 | 239 |
| 19 | 本規則の解釈 | 240 |
| 20 | 本規則の施行 | 240 |
| 付則 | 判例集 | 240 |

▼付則20 2007年全日本選手権大会特別規則

| | | |
|----|----------------------|-----|
| 1 | 適用の範囲 | 242 |
| 2 | セクションの公認 | 242 |
| 3 | オブザベーションエンクロージャ | 242 |
| 4 | 開催クラス | 242 |
| 5 | 参加資格 | 242 |
| 6 | 出場料およびMFJスポーツ傷害基金掛金 | 242 |
| 7 | ゼッケンナンバー | 243 |
| 8 | メカニック | 243 |
| 9 | 車両検査 | 244 |
| 10 | スタート | 244 |
| 11 | 結果の記録 (スコアカード) | 244 |
| 12 | 持ち時間 (タイムキーピング) | 245 |
| 13 | セクション | 245 |
| 14 | イエローカード | 246 |
| 15 | 賞および得点 (ポイント) | 246 |
| 16 | 同点 | 246 |
| 17 | 本規則の施行 | 247 |
| | 2007年全日本トライアル選手権開催日程 | 248 |

▼付則21 トライアル基本仕様

▼付則22 国内トライアルの仕様

※変更点は太字で示されています。

付 19 則

トライアル競技規則

**1** トライアルの定義

- 1-1 トライアルとは、ライダーの技術および正確性が結果の基盤をなす、モーターサイクル競技である。
- 1-2 コースの中にセクションが配置される。
- 1-3 セクションとは走行するライダーの技術が観察され、減点が科される区間である。加えてコースを走行するにあたり、コースの一部またはコース全体に時間制限が与えられる。
- 1-4 コースはクロスカントリーの地形（林道など）で構成されても良いし、インドアに設定されても良い。

2 完走者

完走者とは、車両自体の動力・推進力・重力等の自然現象およびライダー自身の筋力によって、人車一体となり、他人の力を借りずに規定された時間内にコース全体を走りきった者をいう。

3 適用の範囲

国内のトライアル競技会は付則19トライアル競技規則、国内競技規則（27～56頁）、および各大会の主催者より配布される大会特別規則（公式通知等）によって開催される。

4 コース

- 4-1 競技は大別して、同時にスタートして各セクションを自由にめぐる方式と、コースを定めて順次セクションをめぐる方式がある。大会特別規則（公式通知等）で特に定めない限り、コースを定めて順にセクションをめぐる方式が採用される。
- 4-2 コースとはスタート地点から最終ゴール地点まで、定められた順路全体を指す。
- 4-3 コースを定める場合、移動は原則として一方通行とする。例外的に交互通行となる場合、通路を区分けしたり、オフィシャルを配置するなど、安全上の対策が施される。
- 4-4 セクショントライの順番待ちはコースに含まれる。
- 4-5 主催者が特に認めた補助や、認められたショートカットコース（コースをセクション順にまわらずにバドックに戻るため、主催者が設定する通路、近道）の使用は例外的に認められる。
- 4-5-1 距離
コース全長は、大会特別規則（公式通知等）に記載される。
- 4-5-2 コースマーク

- 4-5-2-1 コースはコースマーク（案内矢印）、看板、コーステープによって表示されたコースを正確に通らなくてはならない。
- 4-5-3 コースから外れてしまったライダーは、外れてしまった地点からコースに復帰しなくてはならない。
- 4-5-3 コース内での補助
コース上ではいかなる者からも部品等を受け取ることができる（セクション内を除く）。ただし車両の補修、部品の交換などの作業はライダー本人が行なわなくてはならない（全日本選手権ではルールが異なる）。
- 4-5-4 ライダーパドック
主催者の定めるライダーパドック（選手用駐車場）内であれば、車両の補修、部品の交換などであっても、補助を受けることができる。
- 4-5-5 コース移動に関する義務
コースの移動は原則として時速20km以下とし、観客の安全を最優先にしなくてはならない。

5 セクション

- 5-1 大会のセクション数は、大会特別規則（公式通知等）に記載される。
- 5-2 すべてのセクションには、セクション番号が明確に表示されている。ライダーはその番号の順序に従って、第1セクションから順にトライしなくてはならない。
- 5-3 すべてのセクションには、“セクション入り口”を「IN」と、“セクション出口”を「OUT」と明確に表示される。
- 5-4 “セクション入り口”と“セクション出口”の間のセクション区間内は、右側がセクションテープ（色の区別はない）または赤色セクションマーカーで左側はセクションテープ（色の区別はない）または青色セクションマーカーによって示される。これらのセクションを示すために使われるテープ、杭、マーカー等のすべてを「セクション表示物」と呼ぶ。
- 5-5 セクションを示すためにテープを使用する場合、テープは地上から最低10cm、最高30cmの高さに張らなくてはならない。
- 5-6 セクションの幅は、セクションマーカー・ゲートマーカーによって制限される場合は、1.2m以上、セクションテープによって制限される場合2.0m以上の幅があることを原則とする。
- 5-7 セクション内にいる時間とは、車両のフロントホイールの中心（ホイールスピンドル）が“セクション入り口”の表示を通り過ぎてから、“セクション出口”の表示を通り過ぎるまでの時間をいう。
- 5-8 “セクション入り口”“セクション出口”“ゲートマーカー”“進行方向ゲート”の表示をリヤホイールがフロントホイールより先に通過した場合“失敗”（セクションの走行技術に関して、もっとも重い減点5）となる。
- 5-9 “ゲートマーカー”“進行方向表示ゲート”への進入の定義は「左右のマーカーを結ぶ線を車両の一部が越えること」で進入があったとみなされる。
- 5-10 ゲートに進入した後、手前に戻ってしまったり、いったん通過して、逆側から進入しても失敗とされる。
- 5-11 各クラス用ゲート
ひとつのセクションを複数クラスが混走する場合、クラス別専用ゲート（セクションを部分的に制限する関門のこと。左右一対のゲートマーカーで表示され、原則的に左右1.2m以上の間隔で制限される）を設ける。この場合、各クラスとも自

クラスのゲートを通過しなければならない。

- 5-11-1 ゲートはクラスを表示した側がイン側、裏側がアウト側である。ゲートにアウト側から進入した場合“失敗”とされる。
- 5-11-2 ゲートの示す範囲は、ゲートに示されている矢印の先端と先端の間（矢印の先端がマーカー端部に無い場合、マーカーの内側端部がゲートの示す範囲とする）と解釈する。前輪および後輪は厳密にこの間を通過しなくてはならない。

例：

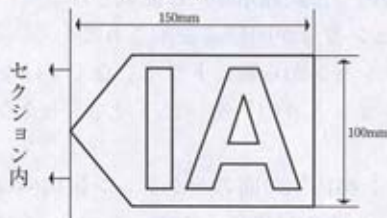


左記のような表示だった場合、矢印の先端でなく、マーカーの右端部分がゲートの示す範囲となる。

- 5-11-3 他クラス用ゲートは通過しても、通過しなくても良い。しかし、他クラス用のものであってもセクション表示物の現状を変化（テープ、マーカー、杭などに車両、ライダーが干渉して壊す、たるませる、移動させる、押し倒す、引きちぎる等の行為）させると“失敗”となる。

- 5-12 クラスは以下のように示す。

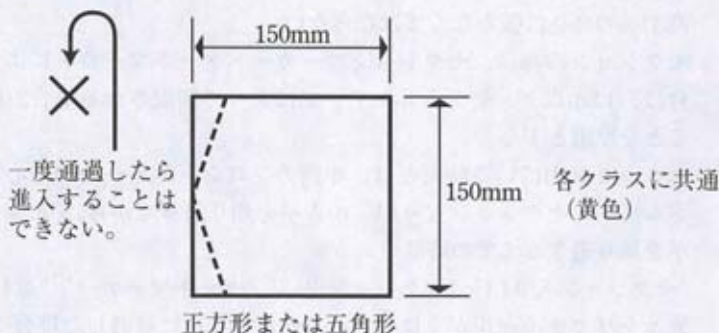
- 5-12-1 ゲートマーカー



| | |
|-------------|---------------|
| 国際A級スーパークラス | IAS (赤地に黄色文字) |
| 国際A級クラス | IA (赤地に白文字) |
| 国際B級クラス | IB (緑地に白文字) |
| 国内A級クラス | NA (黄色地に黒文字) |
| 国内B級・ジュニア | NB (白地に黒文字) |

- 5-12-2 進行方向表示ゲート

セクションの進行方向を特に定める場合、進行方向表示ゲートを左右一対で設ける。このゲートはすべてのクラスに適用され、いったん通過したあと再び進入した場合“失敗”とみなされる。



6 障害

- 6-1 トライ中のライダーが予期しない障害物にトライを妨害された場合、オブザーバーの判断によって再トライが認められる。
- 6-2 再トライが実施される場合、セクションの最初から妨害のあった地点までの減点は最初のトライのものをそのまま有効とする。
セクション持ち時間については、セクショントライの初めから計測されるものとする。

7 持ち時間（タイムキーピング）

- 7-1 持ち時間
ライダーの持ち時間は大会特別規則（公式通知等）に記載される。すべてのライダーに、完走するための持ち時間が与えられる。
- 7-2 スタート時間管理
スタート時間コントロールは、スタート地点で行われる。
スタート時間に遅れたペナルティは1分まで毎に1点。20分以上の遅れは失格となる。
- 7-3 ゴール時間管理
大会特別規則（公式通知等）に特別に記載のない場合、タイムコントロールは最終セクションを出てすぐに、明確に設置される。最終ゴール地点でゴールチェック（車両チェック）を受けるまで、ライダーは競技継続中とされる。
ゴール時間に遅れた場合、失格となる。※全日本選手権は規則が異なる（245頁12-1-3参照）。
- 7-4 セクション持ち時間
セクション個々に持ち時間が設定される場合、持ち時間はどのライダーにも同等に与えられ、時間管理の方法とともに大会特別規則（公式通知等）に記載される。持ち時間以内にセクション完走が果たせなかったライダーは、そのセクションに関して“失敗”となる。

8 練習



- 8-1 大会日以前の設定されたコース中及びセクションでの練習は禁止される。これに違反した場合は失格とされる。
- 8-2 大会会場での練習が認められる期間と場所（ウォーミングアップエリア）は、大会特別規則（公式通知等）に記載される。

9 出場に関する手続き

- 9-1 大会へのエントリー
出場申し込み方法の詳細は大会特別規則（公式通知等）に記載される。申し込み用紙に必要事項をすべて記入し、定められた出場料、およびスポーツ傷害基金掛金を添えて申し込むこと。
- 9-1-1 締切日以降のエントリーは認められない。電話による申し込み等、定められた以外の方法は認められない。
- 9-1-2 受理された車両は、同メーカー同型式の場合を除いて変更できない。しかし競技監督に書面で申し込み、許可が得られた場合は例外とされる（変更手数料5,000円）。
- 9-2 エントリー料
エントリー料は大会特別規則（公式通知等）に記載される。
- 9-3 メカニックの登録
メカニックの登録は、全日本選手権のみ認められる。
- 9-4 ライダーに伴走するアシスタント、ヘルパーが認められる場合、認められる行為等の詳細は大会特別規則（公式通知等）にて告知される。
- 9-5 ライダー、メカニックのゼッケンナンバー
ライダーおよびメカニックは、主催者から指定されたナンバーを車両検査までに、規定の書体、規定の色分けで記入していなくてはならない。

- 9-6 出場者受付
大会当日にライダーとメカニックの出場資格の確認を行なう。
確認するもの：MFJライセンス、参加受理書、健康保険証（コピー可）
出場者受付の時間は、大会特別規則（公式通知等）に記載される。

10 技術規則関連

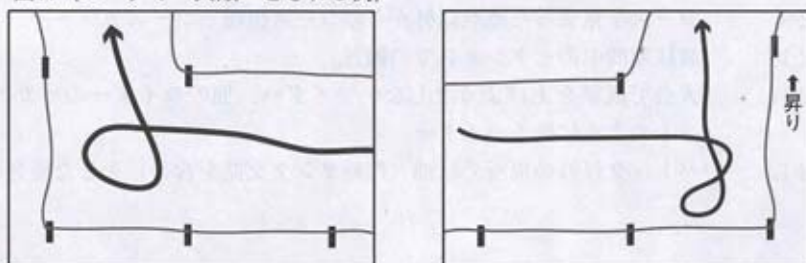
- 10-1 モーターサイクルの装備
- 10-1-1 車 両：車両は国際A級、国際B級は付則21トライアル基本仕様（249頁）に合致した車両。国内A級以下はトライアル基本仕様と国内トライアルの仕様（255頁）に合致したMFJ公認車両でなくてはならない。改造されて型式が判別できないか、または車両検査に不合格となった車両は、出場が認められない。
- 10-1-2 タ イ ヤ：自由とするが、トライアル基本仕様3-13トライアルタイヤ（252頁）に準拠していること。
- 10-1-3 ガソリン：トライアル基本仕様④燃料、燃料／オイルの混合液に適合するガソリンだけが認められる。
- 10-1-4 上記規則（10-1-1、10-1-2、10-1-3）に適合しない場合、失格となる。
- 10-1-5 メカニックの使用する車両は、MFJ公認車両でなければならない。
- 10-2 ライダーとメカニックの装備
- 10-2-1 MFJ公認ヘルメットの着用が義務づけられる。MFJ公認ヘルメットには、公認マークが貼付されている。
-  
- 10-2-2 服装は、下半身は長ズボン、上半身は長袖でなければならない。手袋、および足首以上を保護する突出部分のないブーツなど革靴が義務づけられる。
- 10-3 音量規制
- 10-3-1 競技前に、車両の音量が計測される。不合格の車両は、基準に達するまで調整したり、部品を交換することができる。
- 10-3-2 車検に合格したサイレンサーだけがマーキング（車検を受けた部品であることを証明するため、ペンキなど落ちにくい塗料で部分的に塗装すること）を受ける。
- 10-3-3 音量の規制値は、FIM方式（50cm離れて5000回転）で測定し、94dB/Aとする。
- 10-4 車両検査
大会当日出場資格の確認後、ライダーとメカニックの車両検査を行なう。検査を受ける車両は、ライダー、メカニック各1名に対し1台に制限されている。
- 10-5 部品のマーキング
- 10-5-1 部品がマーキングされる場合、その詳細が大会特別規則（公式通知等）に掲載される。
- 10-5-2 マーキングされた部品は、競技期間中交換が禁止される。
- 10-5-3 サイレンサーがマーキングされた後ダメージを受け、大幅に音量が増加した場合、サイレンサーを交換するか走行を停止しなくてはならない。
- 10-5-4 サイレンサーを交換する場合、オフィシャルに申し出なくてはならない。
- 10-5-5 サイレンサーを交換した車両は、最終ラップのマシンチェック後、主催者によって車両が保管され音量検査が行われる（規制値を超えていた場合、失格となる）。
- 10-6 ライダーの責任
マーキングが行われた場合、ライダーはパーツが適正にマーキングされたことを、自分の責任で確認してから競技を開始しなくてはならない。

- 10-7 部品のチェック
主催者は、競技中にどの車両でも、いつでも部品をチェックすることができる。マーキングされた部品からマークが消えていた場合、その部品を交換したとみなされる。






11 ペナルティ

- 11-1 タイムペナルティと持ち時間関連
- 11-1-1 スタート遅れ1分まで毎 1点
- 11-1-2 スタート遅れ20分を超えた場合 失格
- 11-1-3 最終タイムコントロール遅れ 失格（全日本選手権ではルールが異なる）
- 11-2 減点
- 11-2-1 セクションにおいて
- フォルト1回 1点
 - フォルト2回 2点
 - フォルト3回以上 3点
- 11-2-2 フォルトの定義
ライダーの一部または車両の一部（タイヤ、フットレスト（ステップ）、エンジンプロテクションプレートを除く）が地面に接したり、地形（地面、木、枝、壁、石、岩、杭などを総称して「地形」と呼ぶ）によりかかった場合。
- 11-2-3 “失敗（減点5点）”の定義
- 11-2-3-1 ライダーが足を着く、着かないにかかわらず、後退してしまった場合。
- 11-2-3-2 車両のフロントホイールまたはリアホイールが、セクションの境界（テープなど）を越えて接地した場合。
- 11-2-3-3 ライダーまたは車両が、マーカーや杭などセクション表示物の現状を変化させた場合。
- 11-2-3-4 車両のサイド、または後方に両足をついて車両から降りてしまった場合。
- 11-2-3-5 足つき停止状態にある時、ハンドルグリップから手を離し、ハンドルグリップ以外の車体に触れた場合、失敗とみなされる（注：安全上、眼鏡・ヘルメット等の修正を認めることを主旨とする）。
- 11-2-3-6 （セクション持ち時間がある場合）時間内にセクションを完走できなかった場合。
- 11-2-3-7 ライダーが外部からの援助を受けた場合。
- 11-2-3-8 ライダーまたはメカニックが、セクションの状況を変化させた場合。
- 11-2-3-9 セクションオブザーバーに告げた後、セクションインしなかった場合。
- 11-2-3-10 車両が前進しない状態でライダーが足を着く、またはどこかに寄りかかっている、またはタイヤを除く車両の一部が地面および地形に接しているときに、エンジンが停止してしまった。
- 11-2-3-11 ハンドルバーが地面に接地してしまった場合。
- 11-2-3-12 車両が完全なループをおこない、その軌跡を前後輪で横切った場合。

図A（ループで“失敗”とされる例）



- 11-2-4 セクション見落とし（次のセクションにトライしてしまった場合、見落とししたセクションに対して） 10点
- 11-2-5 ひとつのセクションで、いくつかの減点が累積する場合、もっとも重い減点だけが適用される。
しかし以下の減点は加算される。
- 11-2-5-1 失敗後オフィシャルの指示に従わず、セクション持ち時間経過後も、セクションから出ない。 5点（加算）
- 11-2-5-2 セクションを1番から順にトライしなかった。 20点（加算）
- 11-2-6 オブザーバーが、手またはプラカードで示す減点は暫定的なものであり、パンチカードなど記録用紙に記したものが、そのセクションにおける最終的な結果である。暫定的な表示から結果が変更されたり、競技監督から追加減点が通告される場合がある。

| セクショントライへの減点は0・1・2・3・5 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 減点ゼロ おみごと！ クリーンです | 減点1 残念。 フォルト1回 | 減点2 残念なり フォルト2回 | 減点3 足バタバタ フォルト 3回以上 | 減点5 ミスりました 失敗です |
|  |  |  |  |  |
| セクション見落とし（次のセクションにトライしてしまった場合）は10点 | | | | |

- 11-3 申告エスケイプの定義
選手が当該セクションのトライを回避することを申告（エスケイプ）し、当該セクションオブザーバーに認められた場合……減点5点
- 11-4 以下に記す罰金、失格は審査委員会の承認に基づき、競技監督からライダーへ通告される。
- 11-4-1 罰金
ライダー・メカニックによるオフィシャルへの暴力的な言動、行動
10,000円以上50,000円以下の罰金
- 11-4-2 失格
ライダーは以下の行為により失格となる。
- 11-4-2-1 ライダー・メカニックによるオフィシャルへの暴力的な言動、行動（重大な場合）。
- 11-4-2-2 ヘルメット未着用での走行。
- 11-4-2-3 コース指示の見落とし（コース間違い）。
- 11-4-2-4 競技中の車両、またはライダーの変更。
- 11-4-2-5 規定外タイヤの使用。
- 11-4-2-6 認められないガソリンの使用。
- 11-4-2-7 禁止された薬物の使用。
- 11-4-2-8 ゼッケンを他者と交換した場合。
- 11-4-2-9 コースを見失った地点以外からのコース復帰（コースカット）。
- 11-4-2-10 競技期間中のセクションでの練習。
- 11-4-2-11 大会で成績を上げようとしないライダー、他のライダーのメカニックやアシスタントのように働くライダー。
- 11-4-2-12 バドック以外の場所で給油（燃料タンク交換を含む）をした場合。

- 11-4-2-13 バドック以外で、外部からの援助（部品の交換作業等の整備援助を含む）を受けた場合、失格とする（全日本選手権においては、登録されたメカニックによる援助のみ認められる）。
- 11-4-2-14 ライダー自身以外のメカニック、その他の外部の人間（サポートスタッフ等）によるセクショントライの順番待ちは失格とする。

12 結果の記録

- 12-1 スコアカード（バンチカード、記録カード）が使用される場合、溶けにくい素材でできたカードが配布される。
- 12-2 ライダーは自分のスコアカードに各セクションでマーク（バンチ）を受け、求められたときには競技役員にスコアカードを手渡す義務がある。

13 セクションの閉鎖

- 13-1 競技時間が残されていても、最終ライダー通過後バックマーカー（セクション閉鎖を指示するオフィシャル）がセクションを閉鎖する場合がある。
- 13-2 同時スタート方式の場合、タイムスケジュールで定められた時刻にセクションが閉鎖される。

14 結果と順位

大会の優勝者は、完走者の中で、減点数がもっとも少ないライダーである。

15 大会の中断

大会が終了前に中断されてしまった場合、審査委員会はその大会を無効・取り消しとするか、その結果と賞を正当とするか、状況によって判断する。

16 同 点

- 16-1 同点が生じた場合、0点がかつとも多いライダーを上位とする。
- 16-2 依然として同点だった場合「1点がかつとも多いライダー、2点がかつとも多いライダー、3点がかつとも多いライダー」という順序で判断する。
- 16-3 それでも同点だった場合、少ないタイムペナルティまたは、計測されている場合少ない所要時間で完走したライダーを上位とする。
- 16-4 所要時間を計測していない場合、最終ラップの成績上位者を上位とする。
- 16-5 最終ラップも同点だった場合、最終ラップの前のラップ、依然として同点だった場合さらにその前のラップという順序で判断する。

17 賞

得点は国内競技規則第3章競技会 [28公式得点（ポイント）]（43頁）による。

18 抗 議

- 18-1 抗議は国内競技規則第3章競技会 [29抗議]（44頁）による。
- 18-2 オブザーバーが下した判定に対する抗議はできない。
- 18-3 車両の分解検査に要した費用は、抗議不成立の場合提出者、抗議成立の場合対象

者が負担する。その費用の算定は車検長が行なう。

19 本規則の解釈

本競技細則および競技に関する疑義は、事務局あて質疑をすることができる。なお、この回答は、大会審査委員会の解釈、決定が最終的なものとして示される。

20 本規則の施行

本規則は、2007年1月1日より施行する。

付則 判例集

以下は現在までの適用例をまとめたものです。規則に準じて適用されます。

マナーに関することから

- 1) 競技中の事故や、競技の参加を取りやめる（リタイヤする）場合は、すみやかに大会本部へ連絡しなくてはならない。
- 2) ライダーはセクションに入る準備ができしだい、手を挙げる等セクションオフィシャルにわかりやすく進入の合図をするよう心がける。

コース、ウォーミングアップ

- 1) 競技開始前や終了後に競技車両でコース内に立ち入ったり、競技終了後にウォーミングアップエリアや競技エリアで練習することは禁止される。

ライダーの装備に関して

- 1) MFJ公認ヘルメットであってもMFJの公認マークが貼付されていない場合、特別検査によって公認ヘルメットであるかどうかの確認され、かつ安全性が確認されればその競技で使用する事ができる（検査料1,000円が必要）。

競技の進行に関して

- 1) ライダーは、スタートの合図を受けて始めてエンジンを始動することができる。
- 2) ライダーはセクション内で一切の援助を受けてはならないが、“失敗”後は例外である。

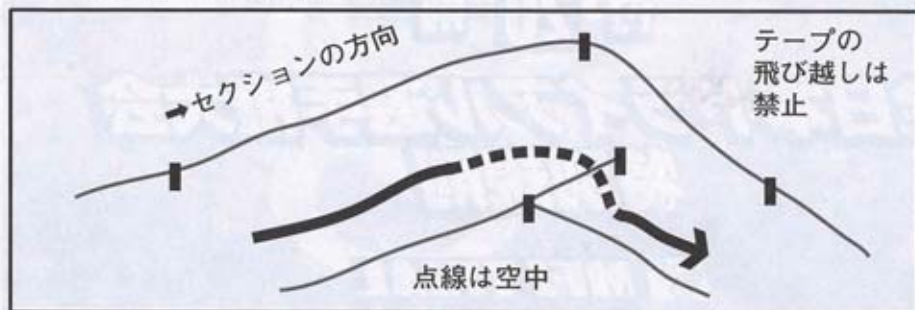
セクション関連

- 1) 複数クラスが混走するためクラス別ゲートが使用される場合で最下位クラス用ゲートが設けられていない場合、同クラスはセクション内のどこを通っても良い。

ペナルティ関連

- 1) 以下の場合、フォルト1回とみなす。
 - 体の部分で手、足についてはその付け根から先を同一とみなす。したがって足つきと同時にひざを接地しても、1回のフォルトである。
 - 足をついた状態でつま先とかかとを交互についた。
 - 足をついた状態のまま、引きずられてしまった。
 - 片足を軸にして、車両を回転させた。
 - 手を立ち木、壁についた。
 - 身体または車両が地形にもたれかかり、バランスを修正した。
- 2) 以下の場合、“失敗”とみなす。
 - 上り坂等で足をついた状態で、フロントタイヤが浮いてタイヤがバックした。

図B (テープを飛び越える例)



“失敗”のペナルティの対象となる「ライダーが外部から援助を受けた場合」には、登録外のコメカニックや他のライダーによるセクションの状況変化、ライン指示等、あらゆるサポート行為が援助とみなされる可能性がある。

3) タイムペナルティーは以下の基準による。

14:00分ゴールの場合、00分を1秒でも超えた時点でペナルティーの対象となる。

4) “失敗”となるエンジンプットの解釈は、原則として以下のような状況が同時に起きた場合を指す。

- ・車両が前進していない
- ・エンジンが停止している
- ・タイヤを除く車両の一部が地面および地形に接している。ライダーが足を着く。ライダーがどこかに寄りかかる。

このとき“失敗”(5点)となる。

5) 以下の場合、“減点”または“失敗”とみなされない。

- ライダーの身体や車両の部分が地形に接触したが、明らかなバランス修正はしなかった。
- 前後輪による自クラスのゲートマーカーへの接触を除く、セクション表示物への単純な接触で、現状は変化しなかった。
- テープの上からフローティングターンなどによりフロントタイヤ、リアタイヤのどちらか片方がテープ外に出て、地形に接触しないでテープ内に着地した。
- セクションの幅を制限しているマーカー付近でのフローティングターン等によるマーカー迂回で、テープ内にあるタイヤの接地面はマーカーの内側を通った。
- V字型の地形でフットレスト(ステップ)がかみ込んで停止した場合、フットレスト(ステップ)に足が乗っていれば“足つき減点”にならない。そのフットレスト(ステップ)上のつま先、足の裏部分が接地していても、意識的なバランス修正が無い場合、足つき減点の対象とならない。

結果の記録

1) バンチを間違えてしまった場合、正解を示す点数だけを除いて、残る点数を全部バンチする方法が推奨される。

付 20 則

全日本トライアル選手権大会 特別規則

MFJ TRIAL

1 適用の範囲

全日本トライアル選手権シリーズは以下に記す全日本選手権特別規則、トライアル競技規則(232～241頁)、国内競技規則(27～56頁)、および各大会の主催者から配布される大会特別規則(公式通知)によって開催される。

2 セクションの公認

大会前日に査察が行なわれ、査察団によって最終的にセクションが認定される。査察団は審査委員長を団長とし、競技監督、セクション設定責任者、セクション査察員で構成される。

3 オブザベーションエンクロージャ

一般観客用エリアとセクションの間に、オフィシャル、ライダー、メカニックが立ち入れるエリア(オブザベーションエンクロージャ)を設けることが望ましい。

4 開催クラス

国際B級部門、国際A級部門、国際A級スーパークラス部門とする。

5 参加資格

- 5-1 国際A級スーパークラス
- 5-1-1 前年度全日本選手権国際A級スーパークラスランキング上位6名、前年度スーパークラスの7位以下でスーパークラス登録を申請した者(スーパークラスでポイントを獲得しなかった者を除く)、MFJトライアル委員会が特に認める者(世界選手権ポイント獲得者等)、前年度国際A級ランキング上位5名の中の希望者(MFJ事務局への手続きが必要)。
- 5-1-2 5-1-1のいずれかの条件を満たす当該年度に有効なトライアル国際A級ライセンス所持者。
予告：2008年より全日本国際A級チャンピオンクラスはスーパークラスへ自動昇格となる。
- 5-2 国際A級、国際B級
- 5-2-1 それぞれ当該年度に有効なライセンス所持者。
- 5-3 メカニック
- 5-3-1 当該年度に有効なトライアル国内B級以上のライセンス所持者。

6 出場料およびMFJスポーツ傷害基金掛金

- 6-1 必要事項を記入した出場申込書、出場料を大会事務局が受理した時点で参加受理書、公式通知等が発送される。
- 6-2 いったん受理された出場料、MFJスポーツ傷害基金掛金は下記6-3以外の場合、返還されない。
- 6-3 大会が取り止めになった場合、または参加が拒否された場合にのみ出場料、MFJスポーツ傷害基金掛金が返還される（申込者が必要な手続きを怠った場合は、これに当てはまらない）。

| | 総額 | 内訳 | |
|-------------------|---------|---------|---------------|
| | | 出場料 | MFJスポーツ傷害基金掛金 |
| 国際A級部門（スーパークラス含む） | 12,000円 | 11,500円 | 500円 |
| 国際B級部門 | 12,000円 | 11,500円 | 500円 |
| メカニック | 6,000円 | 5,500円 | 500円 |

7 ゼッケンナンバー

全日本選手権の年間指定ゼッケンは以下の基準による。

予告：2008年より全日本国際A級チャンピオンはスーパークラスへ自動昇格となる。

- 7-1 国際A級スーパークラス
- 7-1-1 前年度国際A級スーパークラス上位から指定する（ランキング6位まで）。
- 7-1-2 前年度国際A級スーパークラスで国際A級への降格を希望しなかった者。
- 7-1-3 トライアル委員会が特に認める者（世界選手権ポイント獲得者等）。
- 7-1-4 前年度国際A級上位5名からの昇格者を指定する。
- 7-2 国際A級
- 7-2-1 前年度国際A級1位～5位で、スーパークラスを希望しなかった者を指定する。
- 7-2-2 前年度国際A級スーパークラスからの降格者（申請降格者を含む）を指定する。
- 7-2-3 前年度国際A級上位から指定する（ポイント獲得者）。
- 7-2-4 前年度国際B級からの自動昇格者を指定する。
- 7-2-5 上記以外の選手は、2007年全日本トライアル選手権で最初に出場した大会で取得したゼッケンナンバーを年間ゼッケンとする。
- 7-3 国際B級
- 7-3-1 国際A級への昇格者を除く、前年度の全日本ランキング上位から指定する（ポイント獲得者）。
- 7-3-2 上記以外は各大会ごとに主催者が指定する。
- 7-4 ナンバープレートの色は以下のとおり。
- 7-4-1 国際A級スーパークラス：赤地黄色文字
- 7-4-2 国際A級：赤地白文字
- 7-4-3 国際B級：緑地白文字
- 7-4-4 国際A級スーパークラスのメカニック：黄地赤文字
- 7-4-5 国際A級のメカニック（スーパークラス除く）：白地赤文字
- 7-4-6 国際B級のメカニック：白地緑文字
- 7-5 メカニックのゼッケン番号は、当該メカニックを登録するライダーと同じとする。

8 メカニック

- 8-1 メカニックの登録

- 8-1-1 ライダー1名に対し、1名のメカニックを登録することが認められる。
- 8-1-2 メカニックは、ライダーの出場申込みの際同時に登録しなければならない。この場合ライダーは、登録したメカニックの行動すべてに責任を負うことを認めたものとみなされる（メカニックの受けた罰則は、登録したライダーもその罰則を同時に受ける）。
- 8-1-3 登録したメカニックは、有資格者であれば変更が認められる。この場合大会当日の出場者受付において変更手数料（1,000円）を添えて申し込まなければならない。
- 8-1-4 ライダー単独でエントリーした場合、大会当日のメカニック登録はできない。
- 8-1-5 大会により、メカニックの登録を認めない場合がある。
- 8-2 メカニックの義務
- 8-2-1 メカニックミーティングが開催される場合、必ず出席しなくてはならない。
- 8-2-2 移動コースは、特に指示の無い場合ライダーと同一とする。逆走はできない。
- 8-2-3 メカニックは、登録したライダーと同時にスタートしなくてはならない。
- 8-3 メカニックの行なって良い行為（下記以外は認められない）
- 8-3-1 バドック以外での車両整備（部品の交換を含む）は、選手本人およびその選手に登録されたメカニックのみが行なうことができる。
- 8-3-2 メカニックは原則としてセクション内に立ち入ることはできない。ただしトライ失敗の際の補助（安全上の目的）として、その選手に登録されたメカニックのみがセクションオフィシャルの許可を受けた場合に限り、そのセクション内への立ち入りが認められる。

9 車両検査

- 9-1 競技前の車検に合格した車両にはステッカーが貼付され、下記の部分にマーキングを行なう。
- 9-2 マーキングを受けた部品以外は、車検後でも交換することができる。
- 9-3
- | パーツ名 | マーキング（ペイント）部分 |
|---------|---------------------|
| フレーム | フレーム前方（ステアリングヘッド）右側 |
| クランクケース | 右側 |
| サイレンサー | サイレンサー本体 |
- ※シリンダーへのマーキングは不要
- 9-4 国際A級、国際B級は付則21トライアル基本仕様（249頁）に合致した車両であること。

10 スタート

- 10-1 第1戦のスタート順序は、ゼッケン番号の大きい者から先にスタートする。
- 10-2 第2戦以降は下記 ①→②→③ の順にスタートする。
- ① 指定ゼッケンを持たないライダーで各大会ごとに主催者がつけたゼッケン番号の大きい順
 - ② 年間指定ゼッケン番号の大きい順
 - ③ 最新（暫定）全日本ポイントランキングの下位順

11 結果の記録（スコアカード）

- 11-1 ライダーはスタート時にスコアカードを受け取り、各ラップごとに交換すること。
- 11-2 セクションでのパンチの点数は、その場でライダーが確認すること。
- 11-3 セクションをトライしてもパンチを受けないで次のセクションへ入った場合、前

- セクションは“セクション見落とし”とみなされる。(減点10)
- 11-4 スコアカードの破損等によって、採点が確認できない場合、当該セクションは失敗とみなされる。
 - 11-5 スコアカードは選手自身がパンチを受け、管理しなくてはならない。
 - 11-6 スコアカードを紛失した場合、失格とされる。
 - 11-7 スコアカードは折り曲げたりしてはならない。
 - 11-8 スコアカードの交換場所は、大会特別規則（公式通知等）に示される。

12 持ち時間（タイムキーピング）

- 12-1 持ち時間
- 12-1-1 ライダーの持ち時間は特別規則に記載される。すべてのライダーに、完走するための持ち時間が与えられる。
- 12-1-2 スタート時間に遅れたペナルティは1分まで毎に1点。20分以上の遅れは失格となる。
- 12-1-3 ゴール時間に遅れたペナルティは1分まで毎に1点。20分以上の遅れは失格となる。
- 12-2 スタート時間管理
スタート時間コントロールは、スタート地点で行われる。
- 12-3 ゴール時間管理
- 12-3-1 大会特別規則（公式通知等）に記載されなかった場合、タイムコントロールは最終セクションを出てすぐに、明確に設置される。タイムコントロールでタイムチェックを受けたライダーは、定められたコースに従い10分以内に最終ゴール地点でゴールチェック（車両チェック）を受け、スコアカードを係員に提出すること。この時点でゴール完了となる。
- 12-3-2 ゴール完了前に指定されたコース外に出たり、パドックに入ったりしてはならない。
- 12-4 セクション持ち時間
- 12-4-1 各セクションにセクションを走りきるための持ち時間が与えられ、この時間内にセクションアウトできなかった場合は“失敗”となる。
- 12-4-2 大会特別規則（公式通知等）に記載されなかった場合、セクション持ち時間は1分となる（変更される場合、最長で1分30秒）。
- 12-4-3 セクションでのタイムは、計測が開始されたことを知らせるためのホイッスルを所持するオフィシャルによって計測される。
- 12-4-4 ライダーが持ち時間以内にセクションを走りきれなかった場合、そのライダーは失敗とみなされ、オフィシャルは失敗を告げるホイッスルを長く鳴らす。
- 12-5 ラップ持ち時間
- 12-5-1 すべてのライダーに、第一ラップを走りきるための持ち時間が同様に与えられる。
- 12-5-2 大会特別規則（公式通知等）に記載されなかった場合、第一ラップ持ち時間は3時間30分となる。
- 12-5-3 第一ラップ終了後のタイムチェックに遅れたペナルティは1分まで毎に1点。20分以上の遅れは失格となる。

13 セクション

トライアル競技細則に定める減点に加え、下記減点を科す。

- 13-1 セクションでの持ち時間
- 13-1-1 各セクションにセクションを走りきるための持ち時間が与えられ、この時間内にセクションアウトできなかった場合は、“失敗”となる。
- 13-2 減点
- 13-2-1 ライダーまたはメカニックがセクションを著しく変化させた。 5点
- 13-2-2 オフィシャルの許可を受けずに、メカニックがセクションに入った。 5点
- 13-2-3 ひとつのセクションで、いくつかの減点が累積する場合、最も重い減点だけが適用される。
- 13-3 しかし、以下の減点は加算される。
- 13-3-1 メカニックが、セクション審判の判定に反論した。→イエローカード (⑭)イエローカード下記参照)
- 13-4 罰金
- 13-4-1 メカニックが以下の条項に従わなかった。
- 13-4-2 モーターサイクル乗車中は、ブーツ、長ズボン、ヘルメットを装着しなくてはならない。
- 13-4-3 罰則 1 回目：罰金10,000円
- 13-4-4 罰則 2 回目：罰金20,000円
- 13-4-5 罰則 3 回目：罰金50,000円

14 イエローカード

- 14-1 オフィシャルの指示に従わないライダー（メカニック等含む）、および攻撃的な言動をとるライダーに対してイエローカードが提示される。
- 14-2 オフィシャルはカードの裏に当該ライダーのゼッケンを記入するとともに、そのライダーの行為について内容をメモする。
- 14-3 そのカードはただちに競技監督に集められ、何らかのペナルティを与えるかどうかの提案とともに審査委員会へ提出される。
- 14-4 審査委員会はカードを確認し、ペナルティを与えるかどうか判断するとともに再発防止のためにその行為を記録する。
- 14-5 たびたびイエローカードを受けるライダーには、更なるペナルティが科される。
- 14-5-1 罰則 1 回目：5点加算
- 14-5-2 罰則 2 回目：5点加算
- 14-5-3 罰則 3 回目：失格

15 賞および得点（ポイント）

- 15-1 各大会ごとに国際A級、国際B級の各クラス（スーパークラスは除く）へベストクリーン賞が与えられる（クリーン数が同数の場合は、成績が上位の者とする）。
- 15-2 国際A級スーパークラス、国際A級、国際B級部門全日本選手権ランキングの得点
- 15-2-1 得点はMFJ国内競技規則第3章競技会 [⑳]公式得点] (43頁) によって与えられる。
- 15-2-2 全日本選手権ランキングの順位は、上記によって与えられた得点のすべてが加算され、その合計得点によって決定される。
- 15-2-3 国際A級スーパークラスは、出走台数に関わらず上位10位までの完走者に対しポイントが与えられる。
- 15-2-4 詳細は全日本選手権ランキング決定基準 (56頁) に示される。

16 同点

- 16-1 同点が生じた場合、0点（クリーン）が最も多いライダーを上位とする。
- 16-2 依然として同点だった場合「1点が最も多いライダー、2点が最も多いライダー、3点が最も多いライダーという」順序で判断する。
- 16-3 それでも同点だった場合、少ない所要時間（秒単位）で完走したライダーを上位とする。

17 本規則の施行

本規則は、2007年1月1日より施行する。なお、本規則に示されていない事項は、付則19トライアル競技規則・大会特別規則による。

2007年全日本トライアル選手権大会特別規則

2007年 MFJ全日本トライアル選手権シリーズカレンダー

| 開催月日 | 大会名 | 出場申込先 | 会場 | 出場申込期間 |
|-----------------------|--|---|----------------------------|---------------------------|
| 3月10日 ↓ 3月11日 | MFJ全日本トライアル選手権 シリーズ第1戦 関東大会 | MFJ関東支部 〒170-0005 東京都豊島区南大塚3-43-5 アルス新大塚202 ☎03-3971-0022 | 茨城県 真壁トライアルラ ンド | 1月30日(火) ↓ 2月8日(木) |
| 3月24日 ↓ 3月25日 | MFJ全日本トライアル選手権 シリーズ第2戦 九州大会 | MFJ九州支部 〒812-0007 福岡県福岡市博多区東比恵 3-11-9メゾンド水巻1F-B ☎092-473-2616 | 鹿児島県 錦山オフロードラ ンド | 2月14日(火) ↓ 2月23日(木) |
| 4月29日 ↓ 4月30日 | MFJ全日本トライアル選手権 シリーズ第3戦 関東・新潟大会 | ケブラン内全日本TR係 〒951-8154 新潟県新潟市堀割町1-7 ☎025-232-1811 | 新潟県 大日ヶ原トライア ル場 | 3月20日(火) ↓ 3月29日(木) |
| 5月26日 ↓ 5月27日 | MFJ全日本トライアル選手権 シリーズ第4戦 近畿大会 | MFJ近畿支部 〒550-0012 大阪府大阪市西区立売堀 1-7-14 ☎06-6534-6422 | 兵庫県 猪名川サーキット | 4月17日(火) ↓ 4月26日(木) |
| 8月4日 ↓ 8月5日 | MFJ全日本トライアル選手権 シリーズ第5戦 北海道大会 | MFJ北海道支部 〒001-0925 北海道札幌市北区新川五条 20丁目1-20軽自動車協会ビル2F ☎011-768-4112 | 北海道 わっさむサーキット | 6月26日(火) ↓ 7月5日(木) |
| 9月1日 ↓ 9月2日 | MFJ全日本トライアル選手権 シリーズ第6戦 東北・SUGO大会 | MFJ東北支部 〒983-0034 宮城県仙台市宮城野区扇町 3-3-10 ☎022-284-9484 | 宮城県 スポーツランド SUGO | 7月24日(火) ↓ 8月2日(木) |
| 9月15日 ↓ 9月16日 | MFJ全日本トライアル選手権 シリーズ第7戦 中国大会 | MFJ中国支部 〒733-0036 広島県広島市西区観音新町 1-18-9広島県二輪車安全普及協会内 ☎082-295-6994 | 山口県 フィールド倶楽 トライアルパーク | 8月7日(火) ↓ 8月16日(木) |
| 10月13日 ↓ 10月14日 | MFJ全日本トライアル選手権 シリーズ第8戦 中部大会 | MFJ中部支部 〒466-0812 愛知県名古屋市長和区八事富士 見1603 ☎052-833-9676 | 愛知県 キョウセイドライ バーランド | 9月4日(火) ↓ 9月13日(木) |

2007年トライアル主要競技会カレンダー

| 開催月日 | 大会名 | 出場申込先 | 会場 |
|-------------------|----------------------------------|--|-----------------------|
| 6月2日 ↓ 6月3日 | FIMトライアル世界選手権 日本大会 | (財)日本モーターサイクルスポーツ協会 〒104-0045 東京都中央区築地2-11-24第29興和ビル別 館7F ☎03-5565-0900 | 栃木県 ツインリンクもてぎ |
| 11月11日 | 第19回 MFJトライアルグランドチャンピオン 大会 | MFJ九州支部 〒812-0007 福岡県福岡市博多区東比恵3-11-9 メゾンド水巻1F-B ☎092-473-2616 | 熊本県 矢谷溪谷トライア ル場 |

| 開催月日 | 大会名 | 開催場所 |
|---------------------|------------------|------------------|
| 9月29日 ↓ 9月30日 | 2007トライアル・デ・ナシオン | イギリス・ISLE OF MAN |

付 21 則

トライアル基本仕様

MFJ TRIAL

以下に規定する基本仕様は、トライアル競技を行う上で必要とされる基本規則であり、トライアルの全ての車両及び競技会に適用される。

カテゴリー別に必要とされる詳細な仕様に関しては、各カテゴリー別仕様が適用される。

1 カテゴリー

- 1-1 競技専用車両クラス
競技専用生産された車両
- 1-2 スポーツプロダクション
競技専用車両を除く一般市販車をベースとしてレース用に改造された車両。

2 排気量の算出方法

- 2-1 総排気量は、シリンダーの容積を測定するのに用いられる幾何学公式に従って計算される。
すなわち直径はボアによって表され、高さはピストンがその最上部から最下部まで移動するのに占めるスペースで表される。
- 2-2 公式
総排気量 = $(D^2 \times 3.1416 \times C \div 4) \times$ 気筒数
D=ボア C=ストローク 単位=cm 小数点以下4桁で切り捨て
- 2-3 測定の際には、ボアに50 μ mまでの許容誤差が認められる。この許容誤差を考慮しても排気量が当該クラスのリミットを越える場合、エンジンが冷めた状態で再測定が1/100mmのリミットまで行われる。
- 2-4 シリンダーのボアが真円でない場合、断面積を測定し、計算することとする。
- 2-5 全てのカテゴリーにおいて、スーパーチャージは禁止される。

3 一般的なアイテム

3-1 材質

フレーム、フロントフォーク、ハンドルバー、スイングアーム・スピンドル、およびホイール・スピンドルにチタニウムを使用することは禁止される。ホイール・スピンドルに関しては、軽合金の使用も禁止される。チタニウム合金製のナットとボルトの使用は許可される。(市販時にこの条件から外れる場合は、市販時の状態を維持することを条件にその仕様が許可される)

3-2 フレームの定義

- 3-2-1 フレームとは、エンジンが取り付けられている部分を中心にステアリング取り付け部分とリヤサスペンションの取り付け部分を含む構造全体をいう。
- 3-2-2 シートを取り付けるためのサブフレームは、フレーム本体に溶接されている場合はフレームとみなし、ボルトオン（脱着可能）のものはフレームとみなさない。

3-3 スタート装置

スタート装置が義務付けられる。

3-4 リヤスプロケットガード

- 3-4-1 チェーンとリヤスプロケットの間に身体の一部が誤って挟まれることのないように、リヤスプロケットガードを取り付けなくてはならない。
- 3-4-2 そのガードは、スプロケットとドライブチェーンの噛合部を完全に覆わなければならない。
- 3-4-3 材質は、アルミニウム、頑強なプラスチックまたは樹脂とし、その取り付け方式は、ボルト・オンまたは溶接とし、安易に脱落したりしないよう確実に固定しなければならない。

3-5 エキゾースト・パイプ

- 3-5-1 エキゾースト・パイプとサイレンサーは、音量規制に関する必要条件をすべて満たしていなくてはならない。
- 3-5-2 エキゾースト・パイプの先端は、最低30mmにわたってモーターサイクルの中心軸と水平かつ平行でなくてはならない。（許容誤差 $\pm 10^\circ$ ）
- 3-5-3 エキゾースト・パイプの後端は、リヤ・タイヤの垂直接線より後ろにあってはならない。

3-6 ハンドルバー

- 3-6-1 ハンドルバーの幅は、600mm以上、850mm以下でなければならない。
- 3-6-2 ハンドルバーの先端が露出される場合は、固形物質を詰めるか、ゴムでカバーされていなければならない。
- 3-6-3 ハンドルをいっぱいについた時にハンドルバー（レバー類含む）とタンクの間に最低30mmのすき間を設けるためにハンドルストッパー（ステアリングダンパー以外のもの）を、取り付けなくてはならない。
- 3-6-4 ハンドルバー・クランプは、ハンドルバーが折れやすい部分を作らないために、慎重に丸みをつけて製作しなくてはならない。
- 3-6-5 軽合金ハンドルバーの溶接による補修は禁止される。

3-7 コントロールレバー

- 3-7-1 すべてのハンドルバー・レバー類（クラッチ、ブレーキ等）は、原則として端部がボール状（このボールの直径は最低19mm）でなくてはならない。このボールを平たくすることも認められるが、どのような場合も端部は丸みをおびさせていなくてはならない（この平たくした部分の厚みは最低14mmとする）。レバー端部は、レバーと一体構造に固定されていなくてはならない。
- 3-7-2 各コントロール・レバー（ブレーキペダルおよびハンド・レバー）はそれぞれ独立

したピボットを持っており、そのレバー自体のピボットにマウントされていなくてはならない。

- 3-7-3 ブレーキペダルが、フットレストの軸にピボットされている場合、フットレストが曲がり、又は変形した場合など、どのような場合でも作動できなくてはならない。

3-8 スロットルコントロール

- 3-8-1 スロットルコントロールは、手を離れた時に自動的に閉じるものでなくてはならない。
- 3-8-2 モーターサイクルには有効なイグニッション・キルスイッチまたはボタンがハンドルバーの容易に手の届く位置に設けられなくてはならない。このスイッチは作動しているエンジンを停止できなくてはならない。

3-9 フットレスト

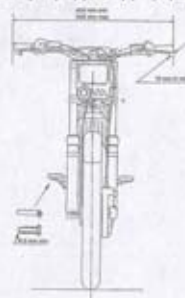
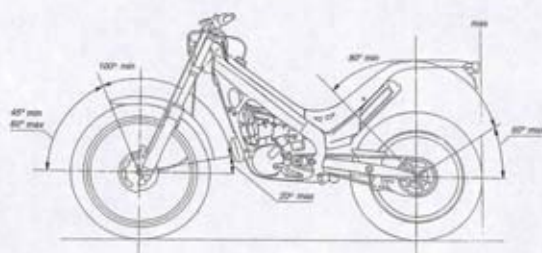
- 3-9-1 フットレストの先端には最低半径8mmの一体構造のプロテクションが設けられていなくてはならない。(下図参照)
- 3-9-2 フットレストは折りたたみ式でもよいが、この場合は自動的に元の位置に戻る仕組みになっていなくてはならない。
- 3-9-3 フットレストが折りたたみ式でない場合、又はゴムのカバーを装着していない場合は、その先端は最低半径8mm以上の球状に丸められていなくてはならない。

3-10 ブレーキ

- 3-10-1 すべてのモーターサイクルは、最低2つの効果的なブレーキ（各ホイールにひとつ）がなくてはならず、これは独立してホイールと同心的に作動しなくてはならない。
- 3-10-2 先端のとがったブレーキディスク（のこぎりの歯状デザイン）の使用は禁止される。
- 3-10-3 ディスクへの開口部（抜き穴）の幅は、最大3mmであることが推奨される。開口部は最低半径3mm、最大半径5mmで丸みがつけられていること。
- 3-10-4 前後ブレーキディスクには、プロテクション（ディスクカバー）が装着されていなければならない。

3-11 フェンダーおよびホイールプロテクション

- 3-11-1 フェンダーはタイヤの両側方に張り出していなくてはならない。
- 3-11-2 フロントフェンダーは、ホイールの周囲を最低100°にわたってカバーしていなくてはならない。フェンダーの前端とホイールの中心を結ぶ線と、ホイールの中心を通る水平線の作り出す角度は45°と60°の間でなくてはならない。フェンダーの後端とホイールの中心を結ぶ線と、ホイールの中心を通る水平線が作り出す角度は20°を超えてはならない。(下図参照)



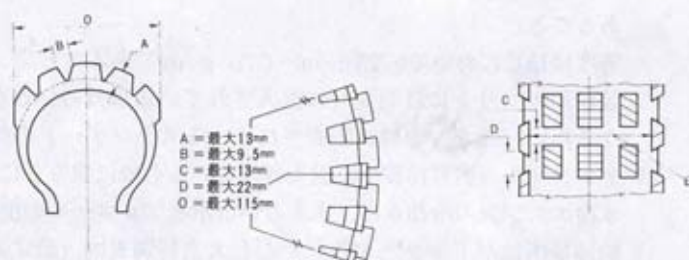
- 3-11-3 リヤフェンダーは、リヤホイールスピンドルを通る垂直線から25°の角度で後方に引かれる線よりも後方まで及んでいなくてはならない。
- 3-11-4 フェンダーの後端は丸められていなくてはならず、この丸め方は最低半径8mmで、かつ半径60mmを超えてはならない。
- 3-11-5 キャストホイール、または溶接されたホイールが使用される場合には、頑丈なディスクでスポークを覆う形でプロテクションが施されなくてはならない。
- 3-11-6 インドアトライアルまたはアリーナトライアルのような公道を使用しない競技会では、リヤフェンダーはリヤホイールスピンドルを通る垂直線と、その垂直線に25°の角度で後方に引かれる線よりも後方まで及んでいなくてはならない。
- 3-11-7 下記の項目は国内の事情を考慮し、国内の仕様にて開催する。よって基本仕様と異なる場合、下記の仕様が優先される（日本で開催される国際格式競技会を除く）。リヤフェンダーは、ホイールの周囲を最低120°にわたってカバーしていなくてはならない。リヤフェンダーは、リヤホイールスピンドルを通る垂直線から25°の角度で後方に引かれる線よりも後方まで及んでいなくてはならない。

3-12 ホイールリム、タイヤ

メーカー出荷時の一体構造ホイール（キャストホイール、モールドホイール、リベットホイール）、又はリムに対しては、スポーク、バルブ又は安全ベルト以外へはいかなる改造も禁止される。ただしタイヤがリムから外れることを防ぐために使用されるビードストッパーは例外とする。

3-13 トライアルタイヤ

- 3-13-1 ホイールに正常に装着された状態でタイヤの全幅は、115mmを超えてはならない。
- 3-13-2 トレッドの深さ（A）はトレッド面から直角に測った場合、13mmを超えてはならない。同一円周のブロックはすべて同じ深さでなくてはならない。…253頁の図参照
- 3-13-3 ブロック間のトレッドの幅は、タイヤ幅方向（B）で9.5mm、円周方向（C）で13mmを超えてはならない。
- 3-13-4 ショルダーブロック（D）間のトレッド幅は、22mmを超えてはならない。
- 3-13-5 トレッド横幅（E）は、タイヤウォールに直角に測った場合、ブロックで中断されていない限り、タイヤ全幅に及んでいなければならない。
- 3-13-6 すべてのトレッドブロック（ショルダーブロックを除く）は、両側辺が平行で、タイヤの軸に対し直角そして平行な長方形でなければならない（タイヤは、258頁の図に適合し、逆回転させても同じ外観でなければならない）。
- 3-13-7 通常の販売ルート、または小売店を通じて入手できる一般公道用に認可されたタイヤのみが使用を許可される。
- 3-13-8 タイヤは一般の購入者が入手できるマニュファクチャラーの商品カタログ、またはタイヤ仕様リストに掲載されているものでなくてはならない。
- 3-13-9 これらのタイヤは、荷重、スピードコードに関してヨーロッパ・タイヤ・リム技術機構（ETRTO）の定める条件に適合し、最低45Mの使用等級のものでなければならない。



3-14 ナンバープレート

- 3-14-1 ナンバープレートは長方形で頑丈な材質でできていなくてはならない。最低寸法は175mm×150mmとする。
- 3-14-2 ナンバープレートは1枚を車両の前面に見やすいよう前向きに取り付けなくてはならない。
- 3-14-3 数字は英国式を使用する。「1」は垂直の1本線。「7」は垂直線なしの単純な傾斜線。
- 3-14-4 数字および地色への蛍光色の使用は一切認められない。
- 3-14-5 判読しづらい文字等は車検長の判断によりレース参加の許可を得ることができない。
- 3-14-6 国際A級及び国際B級部門についてはプレート下部にライダーの名前を記入するものとする。
- 3-14-7 全日本選手権の国際A級・国際B級に関する特別規則
数字は英国式とし、観客とオフィシャルが明確に識別できるようにしなくてはならない（デザインされた書体の使用を認める）。
- 3-14-8 ナンバープレートの地色及び数字の色は下記のとおりとする。
ジュニア……黒地に白赤字 国内B級……白地に黒文字
国内A級……黄地に黒文字 国際B級……緑地に白文字
国際A級……赤地に白文字 国際A級スーパークラス……赤地に黄文字

3-15 ライト類、警告装置およびスピードメーター

灯火器のレンズの処理または取りはずし、保安部品（バックミラー、補助ステップ、ウインカー類）の取り外しが義務付けられる。

4 燃料、燃料／オイルの混合液

- 4-1 すべての車両にはMFJの定める無鉛ガソリンを使用しなくてはならない（AVガス・航空機用燃料の使用は禁止される）。
- 4-2 競技に使用できるガソリン
競技に使用できるガソリンは下記の項目のすべてに合致していなくてはならない。
- 4-2-1 競技用ガソリンとは一般公道用の市販車に供するために通常のガソリンスタンドにて購入できるもの、あるいはMFJ公認サーキットのガソリンスタンドにて購入できるガソリンとする。
- 4-2-2 競技用ガソリンは下記のMFJの定める仕様以内（無鉛ガソリン）に制限される（AVガス、航空機用ガソリン等は使用できない）。
鉛の含有量は0.013g/ℓ以下であること。
リサーチオクタン価が100.0（RON）、モーターオクタン価が89.0（MON）以下で

- あること。
密度は15℃において0.725 g/ml~0.780 g/mlであること。
- 4-2-3 競技用ガソリンには販売時に混入されている以外のいかなるものも添加されてはならない。ただし一般に販売されているスタンダードの潤滑油および15%以下のアルコール（燃料精製中に混入されているものに限る）については認められる。
- 4-2-4 水冷エンジンの冷却水は、水あるいは水とアルコールの混合物に限られる。
- 4-3 給油場所はパドックとする。ただし大会特別規則（公式通知等）により、給油場所およびガソリンの銘柄・供給方法が指定される場合、それに従わなくてはならない。従わない場合は失格となる。

5 音量規制

- 5-1 計測のためのマイクロフォンの位置は排気管後端から50cmで、かつ中心線から後方45°で排気管と同じ高さとするが、少なくとも地面から20cm上方でなくてはならない。もしこれが不可能な場合、計測は45°上方で行ってもよい。
- 5-2 ノイズテストの際、ギヤ・ボックスにニュートラルのないマシンについては、スタンドに載せた状態で測定を受けなくてはならない。
- 5-3 規制に適合しているサイレンサーには車検にてマークが付けられ、車検後にサイレンサーを変更する事は禁止される。ただし同様に車検に合格し、マークを受けたスベア・サイレンサーに関しては例外とする。
- 5-4 ギヤはニュートラルとしてエンジンを回転させ、所定のrpm域に達するまでエンジンの回転を増していかなくてはならない。測定は、所定のrpmに達したときに行うものとする。
- 5-5 現在のトライアル車両のエンジンストロークはほぼ同等と見なされるので、測定は5000rpmの固定回転数で実施する。
- 5-6 規制値をオーバーしている車両は、測定時間内に再度測定を受けることができる。
- 5-7 現行の音量規制値
最大94dB/A、11m/秒で測定する。（原則として事項5-5が適用される）
- 5-8 周辺への音量は、モーターサイクルから半径5m以内において80dB/Aまでとする。
- 5-9 音量測定は気温20℃を基準とする。気温10℃以下の場合許容誤差+1dB/Aが認められる。
気温0℃以下の場合許容誤差+2dB/Aが認められる。
- 5-11 レース後の最終検査においては、+1dB/Aの許容誤差が認められる。
- 5-12 メーターの読み方は常に切捨てとする。（100.9dB/A=100dB/A）
- 5-13 その他の規制についてはFIM規則に準ずる。

6 テレメトリー

- 6-1 動いているモーターサイクルへ情報を伝える、または動いているモーターサイクルから情報を得ることは禁止される。
- 6-2 マシンには、公式シグナリング・デバイスの搭載が必要とされる可能性もある。
- 6-3 自動ラップ計時デバイスは“テレメトリー”とはみなされない。
- 6-4 自動ラップ計時デバイスは、公式計時方式、および装備を妨げてはならない。

付 22 則

国内トライアルの仕様



1 クラス区分

排気量によるクラス区分は特にない。

2 出場車両

- 2-1 車両は市販レーサー、または一般生産型車両でMFJが公認したもの。
- 2-2 車両は国内競技規則及び付則22トライアル基本仕様に示されているすべての条件に適合していること。

3 マシン仕様

以下に明記されているアイテムについては、MFJが公認車両として公認した状態でなければならない。

- 3-1 エンジンの型式
- 3-2 シリンダーの数
- 3-3 ピストンストローク
- 3-4 クランクケース、シリンダー、シリンダーヘッドの材質、鋳造、および形状
- 3-5 吸排気系のバルブ数、ポート数、キャブ数
- 3-6 リヤホイールスピンドルの材質
- 3-7 フロントホイールスピンドルの材質
- 3-8 フレーム

4 タイヤ

252頁「3-13トライアルタイヤ」の記載事項を遵守すること。

5 各部の仕上げ調整

全ての部品に関して、調整・仕上げが認められる。

調整とは各部品の単品またはアッセンブリーコンプリートの状態で、個々のまたは合計の公差内で意図的に選定すること（メタル合わせ、タペットクライアンス、点火時期等）。

仕上げとは各部品の規準寸法内で表面粗度を向上させる作業をいう（ポートみがき、コンロッドみがき、ピストンみがき、燃料室みがき等）。

その他フロントフォークオイル、ミッションオイル類は変更できる。

2007年誌面さらに充実!

モーターマガジン社の2輪定期刊行物



オートバイ

オートバイ
毎月1日発売 定価690円

「日本のオートバイ」の歴史は、月刊オートバイの歴史です。



Mr. Bike

ミスターバイク
毎月6日発売 定価380円

ミスターバイクならではの「バイク乗りのメッセージ」を満載。



BG

ミスターバイクBG
毎月14日発売 定価380円

中古車情報はもちろん、「絶版名車」の記事も充実しています。



パーツBG

パーツBG
毎月30日発売 定価450円

新品から中古まで、本気で役立つ「2輪パーツ情報」が好評。



GOGGLE

ゴグル
奇数月24日発売 定価780円

オートバイのある賢沢生活を楽しむ、大人のための雑誌。

モーターマガジン社

〒105-8611 東京都港区新橋5-33-10
TEL03-3434-3151 (代)

<http://www.motormagazine.co.jp>

DRAG RACING

ドラッグレース

CONTENTS

▼ 付則23 ドラッグレース競技規則

| | | |
|----|--------------------|-----|
| 1 | 適用の範囲 | 258 |
| 2 | ドラッグレース | 258 |
| 3 | 競技会と開催クラス | 258 |
| 4 | レース出場車両 | 258 |
| 5 | 参加資格 | 258 |
| 6 | 参加申し込み | 259 |
| 7 | 参加受理 | 259 |
| 8 | ゼッケン・ナンバー | 259 |
| 9 | ライダーの装備 | 259 |
| 10 | 出場受付 | 260 |
| 11 | 出場車両の変更 | 260 |
| 12 | 車両および装備の検査 | 260 |
| 13 | スタート方法とスターティングシステム | 261 |
| 14 | スタート手順 | 262 |
| 15 | 競技 | 263 |
| 16 | 順位の設定 | 264 |
| 17 | 計測システムと計時結果 | 265 |
| 18 | 禁止行為 | 265 |
| 19 | リタイヤ（棄権）と停止 | 265 |
| 20 | 賞典 | 265 |
| 21 | レース終了後の車両保管と再車検 | 265 |
| 22 | レースの成立 | 266 |
| 23 | レースおよび大会の延期・中止等 | 266 |
| 24 | 抗議 | 266 |
| 25 | 違反に対する罰則 | 266 |
| 26 | 本規則の解釈 | 266 |
| 27 | 本規則の施行 | 266 |

▼ 付則24 2007年全国選手権大会特別規則


| | | |
|----|---------------------|-----|
| 1 | 公示 | 267 |
| 2 | 開催種目と競技会の日程 | 267 |
| 3 | 追加のクラス | 267 |
| 4 | コース | 267 |
| 5 | 大会審査委員会 | 267 |
| 6 | 参加定員 | 268 |
| 7 | 出場料およびMFJスポーツ傷害基金掛金 | 268 |
| 8 | ピット要員 | 268 |
| 9 | ゼッケンナンバー | 268 |
| 10 | 公式予選 | 268 |
| 11 | 決勝レース | 268 |
| 12 | コース選択 | 268 |
| 13 | 賞および得点（ポイント） | 268 |
| 14 | 主催者の権限 | 269 |
| 15 | 本規則の施行 | 269 |

▼ 付則25 ドラッグレースの基本仕様

270

※2007年度の規則変更点は太字で示されています。

ドラッグレース競技規則

 MFJ DRAG RACING

1 適用の範囲

以下に記す規則は、国内競技規則に基づき、国内におけるすべてのドラッグレース競技会に適用される。

2 ドラッグレース

- 2-1 ドラッグレースとは完全にクローズドされたコースで行われ、2台の車両が先着もしくは基準タイムでのゴールを競う競技である。
- 2-2 区間タイム (Elapsed Time: 以降E.T.という) を測定するコースの長さは下記4種類が設定される。
- 2-2-1 SS1/4マイル (402.33m)
- 2-2-2 SS1,000フィート (304.8m)
- 2-2-3 SS1/8マイル (201.165m)
- 2-3 ストリートドラッグクラス (SD) のIndex Time (インデックスタイム)
SS1/8マイル 6.499秒

※コースの長さおよびインデックスタイムは大会特別規則、公式通知で変更される場合がある。

3 競技会と開催クラス

競技会と開催クラス、および出場可能ライセンスは以下のとおり。

| 大会格式 出場可能ライセンス | 全日本選手権 | 地方選手権 | 公認競技会 | 承認競技会 |
|-------------------|--------|-------|-------|-------|
| ドラッグレースA級 | PB | SB-EX | SD | |
| ドラッグレースB級 | — | SB | SD | SS-B |
| エンジョイ会員証 | — | | SD | SS-B |

4 レース出場車両

- 4-1 一大会において同一車両を複数の種目のレースに使用することはできない。
- 4-2 一大会において同一車両を複数のライダーが使用することはできない。

5 参加資格

- 5-1 エントラント及びライダー
エントラント及びライダーは、2007年度版MFJ国内競技規則第3章競技会〔⑫ 競技参加者〕(38頁)に合致していなければならない。

6 参加申し込み

- 6-1 参加申込場所は、大会特別規則の定めるところとする。
- 6-2 参加申込手続き
- 6-2-1 各クラスとも所定の申込書に必要事項をすべて記入し、参加料およびMFJスポーツ傷害基金掛金を添えて大会事務局に提出しなければならない。
- 6-2-2 2クラス以上に参加を申し込む場合は、別々に、申込書を提出しなければならない。
- 6-2-3 郵送の場合は、現金書留又は主催者の定める方法とし、締め切り当日の消印のあるもの迄が有効となる。
- 6-2-4 電話による申込及び締め切り日以降の申込は一切受けつけない。

7 参加受理

- 7-1 必要事項を記入した参加申込書、金額を大会事務局が受理した時点で参加とみなし、参加受理書が発送される。
- 7-2 いったん受理された参加料、MFJスポーツ傷害基金掛金はいかなる理由があっても返還されない。公式予選を通過しなかった場合も同様である。
- 7-3 大会が取り止めになった場合、また参加が拒否された場合のみ参加料、MFJスポーツ傷害基金掛金が返還される（申込者が必要な手続きを怠った場合は、これにあてはまらない）。
- 7-4 競技の中止と参加料等の返却は、下記表の通りとする。

| 事例 | 参加料 | MFJスポーツ傷害基金掛金 |
|---------------------|-------------------|------------------------------|
| 予選が1回も行われず中止 | 選手受付した全員に返却 | 傷害基金の適用となる練習走行が行われていなければ返却する |
| 競技不成立の場合（クラス毎に判断する） | クラス単位で選手受付した全員に返却 | 1人（1組）でもスタートしたクラスは返却しない |
| 競技が成立した | 返却しない | 返却しない |

※返金の場合、事務手数料は差し引かれる。

8 ゼッケン・ナンバー


- 8-1 主催者によってナンバーが割り当てられ、参加受理書に記入して通知される。
- 8-2 ゼッケン・ナンバーは、車両検査までに規定の書体および色分けで記入しておかなければならない。
- 8-3 ゼッケン・ナンバーについては、車両検査以降においても、判断しにくいと判断された場合には修正が要求される場合がある。
- 8-4 定められたゼッケン・ナンバーは、変更することは認められない。

9 ライダーの装備

- 9-1 ヘルメット
- 9-1-1 ヘルメットはMFJが公認したフルフェイス型のものとする。
- 9-1-2 MFJの公認したヘルメットには、認証マークが貼付される。



- 9-1-3 競技会の車両検査受付時に、ヘルメットの検査が行われる。MFJの公認したヘル

- メットでも、検査に合格しなかったヘルメットは、当該ライダーの安全上その使用を禁止する。
- 9-1-4 MFJ公認ヘルメットであっても、MFJの公認マークの貼付されていないヘルメットについては、特別検査料（1,000円）を支払い、特別に検査を受けなければならない。
- 9-1-5 迅速なレスキューならび自己安全のためにも、転倒時ライダーのヘルメットをスムーズに脱がすシステムを着用することを推奨する。
- 9-2 ライダーの服装
- 9-2-1 レーシングスーツ
- 9-2-1-1 皮革もしくは、同等の素材であること。ワンピースデザインもしくはウエストでつながるジッパータイプのMFJ公認スーツに限られる。
- 9-2-1-2 ライダースーツ左胸前部内側または胸部前部下前立てに氏名をカタカナで血液型をアルファベットで明記しなければならない。
- 9-2-2 ブーツ・グローブ
ブーツはくるぶしが完全に覆われるもので、皮製、サイドボタンタイプ。
グローブは、手を覆うサイドボタンタイプ。
-  MFJが公認したレーシングスーツには、シルバー地の公認マークが付いている。
- 9-3 競技中のライダーは、難燃性の素材を使用した肌着を着用しなければならない。

10 出場受付

- 10-1 出場受けの時間および場所は、公式通知に示される。
- 10-2 定められた時間内に、必ず本人または参加者がMFJライセンス、参加受理書を提出して出場資格の確認を受けなければならない。
- 10-3 MFJライセンスまたは参加受理書の提示ができない者は、出場が認められない。

11 出場車両の変更

- 11-1 車両の変更は国内競技規則第3章競技会〔19ライダーおよび車両の変更〕(41頁)による。
- 11-2 車両変更の申請は、同部門・同クラスの車両に限られ、手数料5,000円を添付して大会事務局に申請しなければならない。

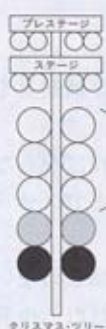
12 車両および装備の検査

- 12-1 車両検査は、公式通知に示されたタイムスケジュールに従って、パドック内の車両検査区域において行われる。
- 12-2 車両検査の車両は、ライダー本人が持参し、必ずタイムスケジュールに示された時間内に検査を済ませなければならない。これ以後の検査は大会審査委員会が、不可抗力な事情によるものとして特別に認めた場合以外は行われない。
- 12-3 ライダーは、車両仕様書を提出し、装備品一式の検査を受けなければならない。
- 12-4 車両検査持ち込み台数は、地方選手権および地方大会は出場1レースにつき1台に限られる。
- 12-5 車両検査において、規則違反または安全上出場が不適当と判断された車両は、公式予選を含む一切の走行を拒否される。

12-6 主催者は、大会期間中、必要に応じて随時車両検査を行うことがある。

13 スタート方法とスターティングシステム

- 13-1 スタート方法はスタンディングスタートとし、下記の2種類とする。クラス毎のスタート方法は大会特別規則に示す。
- 13-1-1 プロスタート
スリーアンバーライト（プレスタートライト）（3個同時）が点灯してグリーン（スタート）ライトが点灯までの間隔0.4秒。
- 13-1-2 スtockスタート
スリーアンバーライト（プレスタートライト）（上よりカウントダウン）が点灯してグリーン（スタート）ライトが点灯までの間隔0.5秒。
- 13-2 スターティングシステム（クリスマス・ツリー）



- Pre-Stage light：スタートするために、まずプレステージライトを点灯させる。
- Stage light：デュアルスタートの場合、対戦相手がプレステージライトを点灯させる前にステージライトを点灯させてはならない。
- Three Amber Light：ステージライト点灯後1～5秒後に点灯。
(Pre-Startlight) ①Pro-Start：3段同時点灯。
②Stock-Start：上段より順次点灯。点灯間隔0.5秒。
- Green-Start light：スリーアンバーライト(プレスタートライト)点灯後
①Pro-Start：0.4秒、②Stock-Start：0.5秒で点灯。
- Red light：Foul Start：グリーンライトが点灯する前にスタート/ガードビームを横切った場合に点灯。

- 13-3 スタートライン（ビーム）
スタートエリアには下図のようなライン/ビームがある。
- | ライン/ビーム | 距離 |
|--------------------|-----------|
| ブルーライン (FIMイベントのみ) | 600mm |
| プレステージビーム | 150～200mm |
| ステージ/スタートビーム | 290～300mm |
| ガードビーム (任意に設置) | |
- 13-3-1 ブルーライン（FIMイベントのみ設置）
スターターの合図でステージングする際、フロントホイールがブルーラインを超えたら何者も車両に触れてはならない。
- 13-3-2 プレステージビーム
このビームを横切るとプレステージライトが点灯する。
- 13-3-3 ステージ/スタートビーム
このビームを横切るとステージライトが点灯する。
スタートの計時を開始するための光電管。
- 13-3-4 ガードビーム（任意に設置）
車両の低い位置に着いている部品がステージビームを遮断したままの状態でフライングスタートが切られることを防止する。
ステージビームが遮断されたままガードビームが作動した場合、ファールとなる。

14 スタート手順

- 14-1 バーンアウト
- 14-1-1 クラスにより場所を制限する。
- 14-1-2 バーンアウトの際にセンターラインを越えてしまっても失格にはならない。
- 14-1-3 バーンアウト後ピットクルーが安全確認のために車両進行方向修正を行なう以外に車両に触れることは禁止される。
- 14-1-4 ドライホップは1回まで許可される。
- 14-2 コース選択
- 14-2-1 タイムトライアルでは、コースイン順に競技役員の指示に従って行われる。
- 14-2-2 ラダー競技では、前のヒート（公式予選含む）のタイムの良い方に選択権がある。
- 14-3 ステージング
- 14-3-1 コースインした時点でスタート準備が完了していること。
- 14-3-2 セルフスタートし、セルフステージしなければならない。
※セルフとは車両のエンジン動力で行うことをいう。
- 14-3-3 ステージビームと車両の位置を確認するために機械や電子装置等補助具を使用してはならず、ライダーの肉眼のみで行うこと。
- 14-3-4 ステージビームに進む前にプレステージライトを点灯させなければならない。デュアルスタートの場合は両者がプレステージライトを点灯するまでステージビームに進んではならない。
- 14-3-5 スタートするためには、プレステージライトを点灯させなければならない。ステージ完了前にステージライトを消灯した場合は、失格となる。ただし決勝ヒートにおいて両者がステージライトを消灯させてしまった場合は再スタートするものとする。
- 14-3-6 ステージのために与えられる時間のリミットはスターターに委ねられる。このリミットを越えた場合およびスターターの指示通りステージしない場合失格となる。
- 14-3-7 ステージ完了後ステージし直すことは禁止される。
※ステージングの際、プレステージ・ステージライト点灯後、さらに深くステージングするために前進してプレステージライトを消灯する、いわゆるディープステージは、ファールを誘発するため望ましくない。
- 14-3-8 ステージングが完了した時点で、出走とみなす。
- 14-4 スタート
- 14-4-1 クリスマスツリーのグリーンライトが点灯した時をスタート合図とする。
- 14-4-2 決勝レースにおいてステージ完了後、スリーアンバーライトが作動（点灯）する前にステージライトを消灯した場合は、当該ヒート無効とする。
- 14-4-3 リアクションタイム（以下RTと呼ぶ）によって反則とみなされる場合を以下に示す。
- 14-4-3-1 ファールスタート
- 14-4-3-1-1 プロスタートの場合：RTが0秒以上～0.4秒未満
- 14-4-3-1-2 ストックスタートの場合：RTが0秒以上～0.5秒未満
- 14-4-3-2 ジャンプスタート
RTが0秒未満

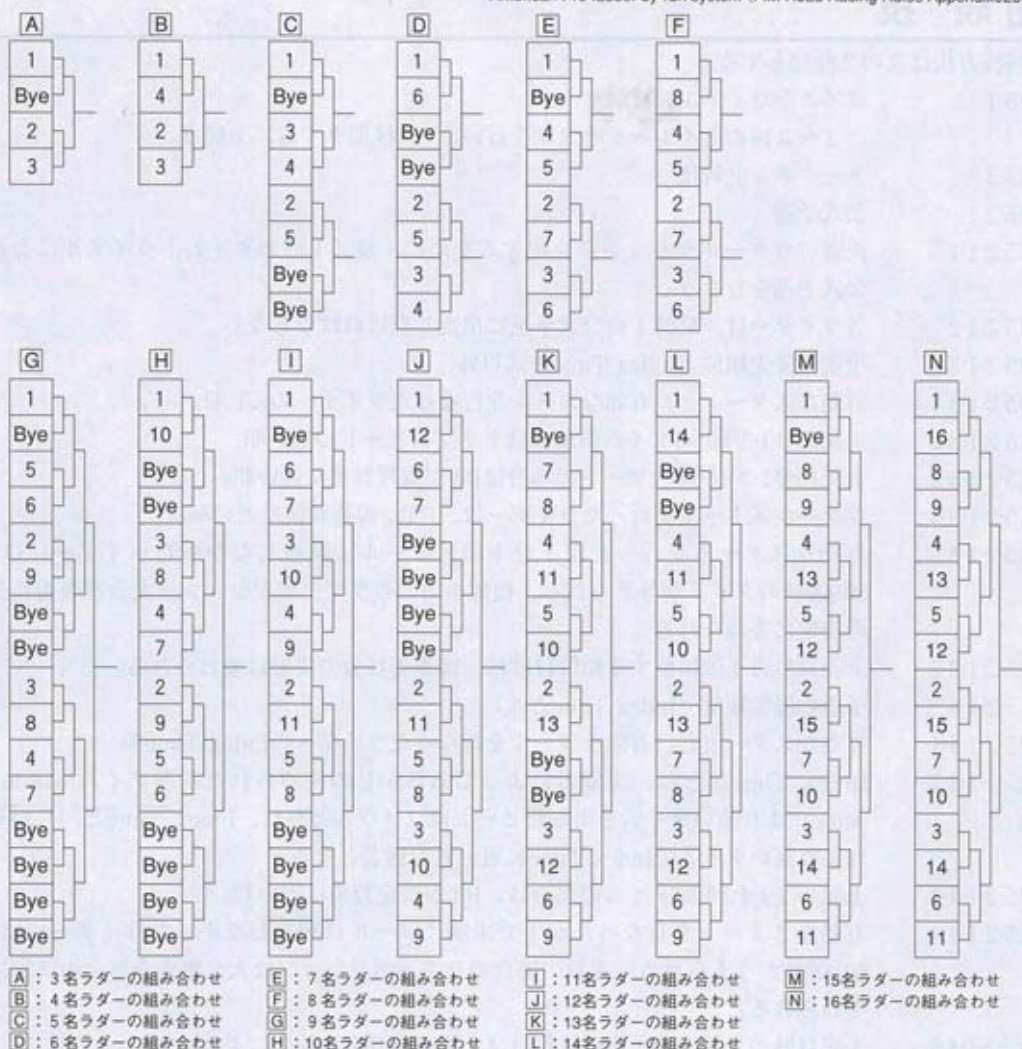
15 競 技

競技方法は次の2種類とする。

- 15-1 タイムトライアル競技
2～3回のタイムトライアルを行いE.T. (区間タイム) を競う。
- 15-2 トーナメント競技
- 15-2-1 公式予選
- 15-2-1-1 決勝のラダーポジションを決定するために、最低1回のタイムトライアルによる公式予選を行なう。
- 15-2-1-2 各ライダーは、最低1回公式予選に出走しなければならない。
- 15-2-1-3 予選の優先順位 (Index Time方式以外)
- 15-2-1-3-1 有効なスタートと、有効なゴールを行なったライダーのE.T.順。
- 15-2-1-3-2 上記15-2-1-3-1が同タイムの場合はトップスピードの速い順。
- 15-2-1-3-3 上記15-2-1-3-2が同スピードの場合はRTが規程数値に近い順。
- 15-2-1-3-4 ファールスタートを行ったライダーは、RTが規程数値に近い順。
- 15-2-1-3-5 有効なスタートを行ったが1分未満にゴールに到着しなかったライダーには、59.999秒のタイムが与えられる。複数の場合のラダーポジションは大会審査委員会の決定に委ねられる。
- 15-2-1-3-5 上記以外の予選に関する順位付けは、審査委員会の決定に委ねられる。
- 15-2-1-4 予選の優先順位 (Index Time方式)
- 15-2-1-4-1 有効なスタートと、有効なゴールを行なったライダーのIndex Time順。
- 15-2-1-4-2 Index Time順とは、主催者によってあらかじめ決められた基準タイム (Index Time) より速いタイムを出したヒートはファウルとされ、Index Timeと同じかそれより遅いタイムでIndex Timeに近い者を勝者とする。
- 15-2-1-4-3 上記15-2-1-4-2が同タイムの場合は、RTが規定数値に近い順。
- 15-2-1-4-4 有効なスタートを行なったが1分未満にゴールに到着しなかったライダーには、59.999秒が与えられる。複数の場合のラダーポジションは大会審査委員会の決定に委ねられる。
- 15-2-1-4-5 上記以外の予選に関する順位付けは、審査委員会の決定に委ねられる。
- 15-2-2 決勝
決勝出走台数による決勝出走組み合わせ (ラダーポジション) は、タイムトライアルの順位によって次頁の表の通りとする。

用語の説明

- ・ラダー (Ladder)
トーナメント競技の組み合わせ表のこと。
- ・E. T. (Elapsed Time)
スタートからフィニッシュまでの区間タイムのこと。
- ・R. T. (Reaction Time)
リアクションタイムのこと。グリーンスタートライトが点灯してから車両が動き出すまでの反応時間。
- ・バーンアウト (Burn Out)
タイヤのグリップ向上を目的として、スタートエリアに着く前に指示されたエリアで水を撒き、後輪を空転させて暖める行為。
- ・ドライホップ (Dry Hop)
バーンアウト後にタイヤに付着したタイヤカスを飛ばしたり、水を乾燥させるために行う短い前進。
- ・ステーjing (Staging)
スタートエリアに入り、プレステージライトを点灯させるために移動を始めてから、ステージライトを点灯させるまでの一連の行動。
- ・インデックスタイム (INDEX TIME)
主催者によってあらかじめ決められた基準タイム。



16 順位の設定

| タイムトライアル、公式予選 (Index Time方式以外) | トーナメント (Index Time方式以外) |
|---|---|
| <ol style="list-style-type: none"> E.T.のベストタイムの早い者が上位とする。 1. が同タイムの場合、トップスピードの速い者が上位とする。 2. が同速度の場合、リアクションタイムの早い者が上位とする。 ファールスタートの場合、RTが規定数値に近い者が上位。E.Tは無効。 | <ol style="list-style-type: none"> 勝者の決定 <ol style="list-style-type: none"> 2台同時にスタートし、先にゴールラインを越えた者が勝者とする。 (1) で同着の場合、E.T.の早い者が勝者とする。 (2) が同タイムの場合、トップスピードの速い者が勝者とする。 (3) が同速度の場合、前ヒートのE.T.の速い者が勝者とする。 (4) が同タイムの場合は大会審査委員会の決定による。 トーナメントラダー競技で確実なスタートをし、1分以内にゴールまで到達できない場合は、当該ヒート無効となる。左右レーン共にこの状態の場合は消滅するが、最終ヒートの場合のみR.T (リアクションタイム) の上位の者を勝者とする。 順位の設定 <ol style="list-style-type: none"> 最終ヒートの勝者が優勝となる。 最終ヒートの敗者が2位となる。 3位以下の順位は当該ライダーの完了したヒートごとのE.T.順に決定する。 |
| Index Time方式 | |
| <ol style="list-style-type: none"> Index Timeより速いタイムを出したヒートはファウルとされ、Index Timeと同じか、それより遅いタイムでIndex Timeに近い者を勝者とする。 1 が同タイムの場合は、RTが規定数値に近い順。 | |

17 計測システムと計時結果

- 17-1 タイム計測
- 17-1-1 E.T.を光電管計測装置を使用し、1/1000秒単位まで計測を行う。
- 17-1-2 光電管計測装置が故障、事故等によって使用できない場合はストップウォッチを使用し手動計測で1/10秒単位まで計測する。
- 17-2 タイム発表は原則としてE.Tのみとする。
- 17-3 タイム計測ができない場合およびレース中の反則行為の取り扱い。

| | |
|-------------|---|
| (1) 当該ヒート無効 | <ul style="list-style-type: none"> ① ステージング完了前にステージライトを消灯した場合。 ② ステージング後スタートシステム作動前にステージライトを消灯した場合。 ③ 相手側がプレスステージまたはステージングしてから著しくプレスステージまたはステージングが遅い場合。 ④ ファールスタート ⑤ センターライン等コースを区分けするラインを越えた場合。 ⑥ コースの設備、計測装置に接触した場合。 <p>※ラインを越えるとは、タイヤの一部でもライン塗装上を越えることを言う。ただしデュアルスタートで相手との接触を避けるためにラインを越えた場合は反則とは見なされない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑦ Index Time方式の場合、Index Timeより早いタイムを記録した場合。 |
| (2) 計測不能 | <ul style="list-style-type: none"> ① グリーンランプ点灯後5秒以内にスタートしない場合。 ② ジャンプスタート |
| (3) 59.999秒 | タイムトライアル・予選においてスタート後ゴールラインを越えられない場合。 |

- 17-4 速度計測
ゴールラインの手前に設置された光電管によりゴールラインの通過速度（トップスピード）を測定する。

18 禁止行為

次の行為を行った場合失格となる。

- 18-1 バーンアウトで車両を後退させることができない場合：旋回してスタートラインへ戻ることは禁止される。
- 18-2 スタート前に2回エンジンが止まった場合：エンジンの再始動は1回のみ許される。
- 18-3 競技役員の許可なしにコースを逆走した場合。
- 18-4 パドック内、リターンロードでの最低速度遵守違反。

19 リタイヤ(棄権)と停止

- 19-1 リタイヤと停止は、国内競技規則第3章競技会 [②競技] (42頁) による。
- 19-2 ライダー本人が負傷その他の理由でリタイヤ届を提出できないときには、競技役員の判定によりリタイヤと認めることができる。

20 賞典

- 20-1 賞典は大会特別規則または公式通知にて示される。
- 20-2 賞典は参加台数により制限される場合がある。この制限は、大会特別規則または公式通知にて示される。
- 20-3 全日本選手権、地方選手権ポイントは、付則24 [⑬賞および得点] (268頁) による。

21 レース終了後の車両保管と再車検

- 21-1 上位入賞車両は、所定の位置により競技役員の誘導に従って車両保管区域へ入らなくてはならない場合がある。

- 21-2 エンジンを分解して排気量を測定するほか、規定を越える改造などについて再車検を行うことがある。
- 21-3 必要に応じて車両保管を行うことがある。

22 レースの成立

- 22-1 成立の条件
定められたスケジュールに従い参加者全員に走行の機会が与えられる。クラスごとに全員1回のタイムトライアル（またはトーナメント及び予選）が終了してれば、その時点で競技は成立したものとみなされる。
参加者の事情により走行しない場合も、クラス単位で競技は成立となる。
- 22-2 レース中断/中止時の順位の決定方法

| タイムトライアル、予選 | トーナメント |
|---|--|
| 1. 完了したヒートのE.T.のベストタイムが速い者が上位。 2. 1.が同タイムの場合、トップスピードの速い者が上位。 3. R.T.の速い者 4. 3.が同じ場合、大会審査委員会の決定による。 | 1. 公式予選のみ完了の場合、タイムトライアルに準ずる。 2. 完了したヒートの勝者のE.T.の速い者が上位。 3. 完了したヒートの敗者のE.T.の速い者が上位。 |

※Index Time方式の順位決定方法は別途定める。

23 レースおよび大会の延期・中止等

- 23-1 大会は原則として本規則に発表した日程から変更または延期されることはない。
- 23-2 レースまたは大会が参加申込後に中止された場合、参加者が支払った参加料、MFJスポーツ傷害基金掛金は返還されるが、他の一切の損害賠償を主催者に請求することはできない。

24 抗議

- 24-1 抗議は、国内競技規則第3章競技会 [29抗議] (44頁) による。
- 24-2 車両の分解検査に要した費用は、その抗議が不成立の場合は抗議提出者、成立した場合には抗議対象者が支払わなければならない。車両の分解等に要した費用は車検長が算定する。

25 違反に対する罰則

競技規則による違反行為に対する罰則は、国内競技規則第3章競技会 [31違反行為に対する罰則] (47頁) による。

26 本規則の解釈

本特別規則および競技に関する疑義は事務局宛に質疑をすることができる。なお、この回答は、大会審査委員会の解釈、決定が最終的なものとして示される。

27 本規則の施行

本規則は、2007年1月1日から施行する。なお本規則に示されていない事項は大会特別規則による。

付 24 則

全日本ドラッグレース選手権 大会特別規則

MFJ DRAG RACING

1 公 示

全日本ドラッグレース選手権は、FIM国際スポーツ憲章に基づいたMFJ国内競技規則と各大会の特別規則に基づきMFJ公認の国内格式として開催される。

2 開催種目と競技会の日程

| 日 程 | 会 場 |
|------------|-----------|
| 5月6日 (日) | 鈴鹿サーキット |
| 7月15日 (日) | ツインリンクもてぎ |
| 10月14日 (日) | ツインリンクもてぎ |

- 2-1 開催種目は下記とする。
ドラッグレースライセンスA級 プロストックバイク (PB)
- 2-2 ドラッグレースA級所持者であっても全日本選手権に出場するためには、一定の制限が設けられる場合がある。
- 2-3 日程調整中の競技会が追加される場合がある。

3 追加のクラス

全日本選手権には併催クラスが追加されてもよい。但し下記の条件が満たされなければならない。パドックが充分広く、主催者が全日本選手権のレースを優先させ規定の予選・決勝レースを設定できること。

4 コース

| | |
|-----------|---------------------|
| ツインリンクもてぎ | SS1/8マイル (201.165m) |
| 鈴鹿サーキット | SS1/8マイル (201.165m) |

コースの長さは大会特別規則、公式通知で変更される場合がある。

5 大会審査委員会

大会審査委員会は以下のように構成する。

- 審査委員長 : 公平性の判断 (MFJ派遣)
審査委員 : 公平性の判断
ディレクター : 競技のディレクション

- 5-1 必要に応じて審査委員長任命の選手代表が、審査委員会に参加することができる。

- 5-2 競技の中止など重大事項を決定する場合、審査委員長、ディレクター、選手代表の3者で審議のうえ決定する。
- 5-3 任命された審査委員長が定時までには会場に到着しない場合は次席の者がこれにあたる。

6 参加定員

制限が設けられる場合がある。

7 参加料およびMFJスポーツ傷害基金掛金

プロストックバイククラス参加料：40,000円（MFJスポーツ傷害基金掛金1,500円含む）

8 ピット要員

- 8-1 1ライダーに対して3名のピットクルーが認められる。
- 8-2 ピットクルーはピットクルーライセンス所持者でなければならない。
- 8-3 エントリー時に申請が必要であり、当日の変更は可能であるが追加は認められない。

9 ゼッケンナンバー

- 9-1 前年度全日本選手権の有得点者には当該クラスのランキング順位に従って年間指定ゼッケンナンバーが与えられる。
- 9-2 その他のライダーには大会ごとに主催者からゼッケンナンバーが指定される。

10 公式予選

公式予選は、タイムトライアル方式により最低1回行う。

11 決勝レース

16台によるトーナメント（勝ち抜き方式）によって行われる。また参加台数によって32台のトーナメントを行う場合がある。

12 コース選択

コース選択は、経過タイムにより決定する。予選のE.T.（直線の区間タイム）の速い方が第1ヒートのレーン選択ができる。続くヒートでは、前回のヒートの速い方がレーン選択をできる。同タイムの場合は、トップスピードの速い者が優先される。

13 賞および得点（ポイント）

- 13-1 賞の詳細については大会特別規則または公式通知にて示される。
- 13-2 得点はトーナメント競技では、下記のポイント表の通りとする。

・トーナメントライダー

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 1位 | 2位 | 3位 | 4位 | 5位 | 6位 | 7位 | 8位 | 9位 | 10位 | 11位 | 12位 | 13位 | 14位 | 15位 | 16位 |
| 250 | 220 | 200 | 180 | 160 | 140 | 120 | 100 | 80 | 70 | 60 | 50 | 40 | 30 | 20 | 10 |

- 13-2-1 予選に参加し予選を通過して決勝トーナメントに残ったライダーには、その順位によって次頁のポイントが与えられる。この場合の参加とは、予選において有効

なタイムを記録した場合を指す。

| | | |
|----|--------|-----------|
| 予選 | 1位……50 | 4位……20 |
| | 2位……40 | 5位～8位……15 |
| | 3位……30 | 9位～16位……5 |

13-2-2 競技が当初よりタイムトライアルで行われた場合、下記のタイムトライアル競技の〈ポイント表〉に従いポイントが与えられる。

13-2-3 トーナメント競技において、不可抗力及びトーナメント競技参加者の全者が失格となり、トーナメント競技の続行が不可能となり、タイムトライアルとしてその後の競技を続行した場合は、タイムトライアル競技の〈ポイント表〉に従いポイントが与えられる。この場合13-2-1項のポイントは無効となる。

13-2-4 トーナメント競技において不可抗力により競技の途中で続行が不可能になった場合は、その時点で決定された順位により、下記のタイムトライアル競技の〈ポイント表〉に従いポイントが与えられる。この場合、13-2-1項のポイントは有効となる。

13-2-5 出走台数が2台に満たない場合はポイントは与えられない。

タイムトライアル競技では、有効なタイムを記録したライダーに、その順位によって下記のポイントが与えられる。

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 1位 | 2位 | 3位 | 4位 | 5位 | 6位 | 7位 | 8位 | 9位 | 10位 | 11位 | 12位 | 13位 | 14位 | 15位 | 16位 |
| 150 | 130 | 110 | 100 | 90 | 80 | 70 | 60 | 50 | 40 | 30 | 25 | 20 | 15 | 10 | 5 |

※ドラッグレースの全日本選手権・地方選手権は上記の得点をシリーズランキングポイントとする。

(B級からA級への昇格はMFJ国内競技規則付則1 [④自動昇格に必要な得点(ポイント)]によって与えられ [⑧ドラッグレースライセンスの昇格] 基準を満たした者が昇格対象者となる)。

14 主催者の権限


- 14-1 参加申込みの受付に際して、その理由を示すことなく、参加者、ライダー、ピットクルーを選択あるいは参加を拒否することができる。
- 14-2 競技監督が必要と認めた場合、ライダーに対し、指定医師による健康診断書の提出を要求し競技出場の健康上の理由による可否を最終的に決定することができる。
- 14-3 競技番号の指定、あるいはピットの割り当て等にあたり、各参加者の優先順位を決定することができる。
- 14-4 やむを得ざる理由により、公式プログラムの印刷に間に合わなかったライダーの氏名登録又は変更について許可することができる。
- 14-5 すべての参加者、ライダーピット要員およびその参加車両の音声、写真、映像など報道、放送、出版、ビデオ等に関する権利を有し、この権限を第3者が使用することを許可できる。

15 本規則の施行

本規則は2007年1月1日より施行する。なお本規則に示されていない事項は大会特別規則による。

付 25 則

ドラッグレース基本仕様

 MFI DRAG RACING

1 チタニウム合金

- 1-1 すべての車両についてフレーム、フロントフォーク、ハンドルバー、スイングアーム、スイングアーム・スピンドル、およびホイール・スピンドルの構造にチタニウム合金を使用することは禁止される。
- 1-2 ホイール・スピンドルに関しては、軽合金の使用も禁止される。
- 1-3 チタニウム合金のナットとボルトの使用は許可される。

2 エキゾースト・パイプ

- 2-1 エキゾースト・パイプはリヤホイールより後方に伸びてはならない。
- 2-2 ライダー、燃料タンク、およびタイヤから離れて放出されるようにする。
- 2-3 フレキシブル・パイプは許可されない。

3 ハンドルバー

- 3-1 ハンドルバーの最低幅は、80ccまでのマシンは最低400mm。80ccを超えるマシンは最低450mmとする。500ccを超えるマシンは最低560mmとする。
- 3-2 ハンドルバーの最低幅はグリップ外側の先端から、反対側のグリップの外側先端までの距離で測定される。
- 3-3 ハンドルバーの先端が露出される場合は固形物質を詰めるか、ゴムでカバーされていないなければならない。
- 3-4 ハンドルバーは、標準仕様の位置でなければならない。溶接された鋼鉄またはクロモリ鋼鉄延長ハンドルバーは認める。但し、標準ハンドルバーの位置より100mm以上超えてはならない。
- 3-5 ハンドルバーの中心線、または中央位置から両側への回転角度は、最低各15°以上なくてはならない。
- 3-6 フェアリングがある場合、ハンドルバーの位置がどこにあっても、フロント・ホイールがフェアリングに接触してはならない。
- 3-7 ライダーの指が挟まれないようにするために、ハンドルを左右最大に切ってもハンドルバー（レバーを含む）と燃料タンクの間、最低30mmの間隔があるように、ストッパー（ステアリングダンパー以外のもの）を取り付けなくてはならない。
- 3-8 ハンドルバー・クランプは、ハンドルバーが折れやすい部分ができないように、丸みをつけて製作しなくてはならない。
- 3-9 軽合金ハンドルバーの溶接による補修は禁止される。

4 コントロールレバー

- 4-1 すべてのハンドルバー・レバー（クラッチ、ブレーキ等）は、原則として端部が丸みをおびさせていなければならない。
- 4-2 ピボット点からレバーの端（ボール状の先端）まで測った場合のコントロール・レバーの長さは200mmを超えてはならない。
- 4-3 各コントロールレバー（ハンドルおよびフット・レバー）はそれぞれ独立したピボットを持っており、そのレバー自体のピボットにマウントされていなければならない。
- 4-4 もしブレーキ・レバーがフットレストの軸にピボットされている場合、フットレストが曲がったり、又は変形した場合など、どのような場合でも作動できなくてはならない。

5 スロットルコントロール

- 5-1 スロットルコントロールは、手を離した時に自動的に閉じるものでなくてはならない。
- 5-2 オートマチック・クラッチを用いるモーターサイクルには、バーンアウトの後でアシスタントがマシンをスターティングラインに押し戻す際に、スロットルが開くのを防ぐための安全装置が装着されていなければならない（グリップ・スリーブとハンドルバーにピンを介入し、目立った飾りふさを装着すれば十分）。

6 フットレスト

- 6-1 フットレストは折りたたみ式でもよいが、この場合は自動的に元の位置に戻る仕組みになっていなくてはならず、さらにフットレストの先端には半径最低8mmの、一体構造のプロテクションが設けられていることが望ましい。
- 6-2 もしフットレストが折りたたみ式でない場合、及びゴムのカバーを装着していない場合は、その先端を半径最低8mm以上の球形に丸められていることが望ましい。
- 6-3 フットレストは、前後のホイールの中心を結ぶ線よりも100mm以上、上に設けられてはならない。またリヤ・ホイールの中心を通る垂直線よりも380mm以上前になくなくてはならない。フットレストはコントロール・ペダルの操作が行いやすい位置にしなくてはならない。

7 ホイール

- 7-1 フロントにモーターサイクル用に製造されたホイールを装備していなければならない。
- 7-2 リヤ・ホイールリムの幅はリヤ・タイヤの接地面よりも50mm以上狭くなくてはならない。
- 7-3 ホイールの最大幅は9Jまでとする。

8 タイヤおよびチューブ

- 8-1 タイヤはスリック・タイプまたはトレッドの深さが最低2mmのものとする。
- 8-2 トップスピードが200km/hを超えるモーターサイクルの場合、フロント・タイヤは最低“V”レートあるいはロードレース・タイプとする。リヤ・タイヤのチューブは天然ゴム製のレーシングタイプとする。
- 8-3 タイヤの最大幅は10J（10インチ）までとする。

9 ブレーキ

- 9-1 モーターサイクルには、各ホイールにひとつずつ、ホイールと同心的に独立して作動する有効なブレーキが装備されていなくてはならない。
- 9-2 ディスクブレーキの最低直径は175mm、ドラムブレーキの最低直径は、150mmとする。500cc以上のモーターサイクルはフロント及びリヤにディスクブレーキを装備していなければならない。フロントシングルディスクは、最低254mm（10インチ）×5mm、フロントダブルディスクは最低203mm（8インチ）×5mm。フロントシングルディスクの場合、リヤディスクは、最低254mm（10インチ）×5mm。フロントダブルディスクの場合、リヤディスクは、最低216mm（8 1/2インチ）×5mm。ラインロックの使用を認める。

10 フロントフォーク

- 10-1 フロントフォークは油圧タイプとする。
- 10-2 フォーク・チューブはトップ・フォーク・クラウンより30mm以上突出してはならない。
- 10-3 最低ストロークは、50mmとする。フォークがボトムした状態で、ホイール以外のいかなる部分も路面に接地してはならない。
- 10-4 トップ・フォーク・チューブの最低直径は：
 350ccを超え750cc以下 35mm
 750ccを超え 38mm

11 最低地上高

- 11-1 ライダーがポジションにつき、正当な空気圧（リヤタイヤ4 PSI（0.3気圧））で、フォークが完全に圧縮された状態での最低地上高は50mmとする。
- 11-2 垂直位置からモーターサイクルを左右に12°づつ傾けることが可能でなければならない。
- 11-3 これはホイール以外のいかなる部分も路面に接地しない状態で達成されなければならない。

12 フェンダー

- 12-1 フェンダーはタイヤの両側方に張り出していなくてはならない。
- 12-2 フロントフェンダーは、ホイールの周囲を最低100°に渡ってカバーしていなくてはならない。この部分において、下記の角度を守っていればホイール自体がカバーされてもよい。フェンダーの前端とホイールの中心を結ぶ線と、ホイールの中心を通る水平線の作り出す角度は45°と60°の間でなくてはならない。フェンダーの後端とホイールの中心を結ぶ線と、ホイールの中心を通る水平線の作り出す角度は20°を超えてはならない。
- 12-3 リヤフェンダーは、ホイールの周囲を最低120°に渡ってカバーしていなくてはならない。リヤフェンダー後端とホイールの中心を結ぶ線と、ホイールの中心を通る水平線の作り出す角度は120°を超えてはならない。
- 12-4 フェアリングがある場合には、フェンダーは必要とされない。フェアリングが無い場合はフェンダーが必要とされる。シートのフェアリングがリヤ・タイヤ外側の垂直接線にまで達している場合、（許容誤差-50mm）、リヤフェンダーを装着する必要は無い。

13 フェアリング

- 13-1 フェアリングは、ライダーがフェアリングを取り外さないでマシンに乗り降りできるようにできていなければならない。
- 13-2 ライダーのモーターサイクル操作を妨げてはならない。

14 シート

- 14-1 シートはライダーに安全なライディング・ポジションを提供するように作られなければならない。
- 14-2 最低シート高は500mm（ライダーが乗車してリヤタイヤ0.3気圧において）。

15 ナンバープレート

- 15-1 ナンバープレートは長方形で頑丈な材質でできていなければならない。最低寸法は285mm×235mmとする。
- 15-2 水平面から50mm以上カーブしていないプレートは、カバーされたり曲げたりされてはならない。
- 15-3 ナンバープレートはモーターサイクルの両側に、外に向かって垂直に固定されなくてはならない。ナンバープレートははっきりと見えるように装着され、モーターサイクルのいかなる部分、またはライダーが自分のシートに座った時に身体で隠れてしまわないようにしなくてはならない。ウイリーバーが付いている車両はウイリーバーに付けることが望ましい。
- 15-4 別個のナンバープレートを装着する代わりに、ボディーまたはフェアリングに同寸法のスペースをつや消し色でペイントするか、あるいは固定してもよい。
- 15-5 数字ははっきり読めるように、また太陽光線の反射を避ける為に地の色同様につや消しで書かなければならない。
数字の最低寸法は下記のとおりとする。
- 15-5-1 数字の高さ 140mm
- 15-5-2 数字の幅 80mm
- 15-5-3 ストローク幅 25mm
- 15-5-4 数字間のスペース 15mm
- 15-6 数字は英国式を使用する。「1」は垂直の1本線「7」は垂直線なしの単純な傾斜線
- 15-7 正規のナンバーと混同する恐れのあるその他のナンバープレート、またはマーキングは競技会の開始前にすべて取り外されなくてはならない。
- 15-8 すべてのナンバープレートの周囲には最低50mmの余白が残され、ここにはいかなる広告も表示されてはならない。この規則に適合していないナンバー・プレートを装着しているモーターサイクルは、車検長によりレース参加の許可を得ることができない。
- 15-9 ナンバープレートの地色及び数字の色は下記のとおりとする。
- | | | |
|-------|-----------------|--------|
| PB | (プロストックバイク) | 黄地に黒文字 |
| SB-EX | (ストックバイクエキスパート) | 白地に黒文字 |
| SB | (ストックバイク) | 白地に黒文字 |
| SD | (ストリートドラッグバイク) | |
- ナンバーは黒か白とし、バックグラウンドの色の上にかかれた際に判別しやすいようにする。バックグラウンドは、ナンバーが表示される部分および周辺の余白は

単色でなくてはならない。

※その他の種目は主催者の定める大会特別規則による。

16 ウイリーバー

- 16-1 ウイリーバーの装着が強く勧められる。
- 16-2 ウイリーバーの長さは、フロントアクスルセンターからウイリーバーアクスルセンターまで最大3,300mm以内であること。
- 16-3 金属製のウイリーバー車輪は禁止する。

17 プロテクティブ・カバー

- 17-1 すべてのオープン・トランスミッションにはカバーが設けられ、回転するパーツとの接触が保護されなければならない。
- 17-2 機械式駆動のコンプレッサーには“ポップ・オフ・バルブ” インテーク・マニフォールドへのゴム製コネクション、または爆発を防ぐための他のデバイスが設けられていなければならない。

18 フュエルタンク及びオイルタンク

- 18-1 燃料タンクはフレームに安全に固定されていなければならない。
- 18-2 すべてのオイルドレーンボルトは確実に固定され、ドリルで穴を開け、ワイヤーで所定の箇所に固定されなければならない。オイル供給パイプは所定の位置に適切にワイヤー止めされなくてはならない。オイル通路に進入する外部オイル・フィルター及びオイル圧力ラインのスクリューやボルトには、安全にワイヤーロックされなければならない。
- 18-3 燃料およびオイル・フィルター・キャップ
燃料およびオイル・フィルター・キャップは、閉じた状態で濡れないようになっていなくてはならない。さらにこれらはいかなる場合においても誤って開くことのないように完全にロックされていなくてはならない。

19 燃料システム

- 19-1 すべてのモーターサイクルには、機械的な燃料シャット・オフ・バルブが装着されていなければならない。
- 19-2 ポンプによって駆動されるフュエル・インジェクション・システムにはエアロクイップまたは同様のハイプレッシャー・チューブがもうけられていなければならない。
- 19-3 イグニッションによって停止できないエンジンの場合、すぐに作動する燃料シャット・オフ・バルブがもうけられていなければならない。これはライダーが両手でハンドルを握った状態で操作できなければならない。また、これは、ライダーがモーターサイクルを離れた際にエンジンへの燃料の供給を止めるような構造（どの方向においても作動するように）になっていなければならない。
- 19-4 シャット・オフ・バルブはエンジンスタート時に延長された状態で1m以内の長さのコードによって、常にライダーに連結されなくてはならない。

20 キャブレターとフュエル・インジェクション

- 20-1 プロストックバイククラスのコンピュータ制御するフュエル・インジェクション

は許可されない。

- 20-2 キャブレターとフュエル・インジェクター・インレットは、バックファイヤーが生じた際に、ライダーが怪我をしないような位置に置かれるか、覆われていなければならない。
- 20-3 フュエル・インジェクションには、デュアル・ケーブルのポジティブ・リターン・スロットル（または2本のリターン・スプリング）が必要とされる。

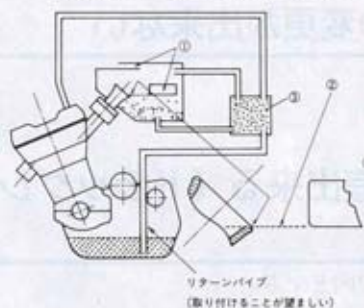
21 キル・スイッチ

- 21-1 モーターサイクルには、ライダーがモーターサイクルのコントロールを失った時に、エンジンへのすべての電源をカットする電気式接触が装備されていなければならない。
- 21-2 エンジン始動時には常にライダーに接続されていなければならない。

22 オイル・キャッチ・タンク

- 22-1 オイル・ブリーザー・パイプが装着されている場合、排出口はキャッチ・タンクに放出するようになっていなければならない（次の物も安全のようにワイヤー・ロックされていなければならない。リヤ・スプロケット、フロント・アクスル、リヤ・アクスル、ブレーキ・キャリパーのピン、ブレーキ・ディスク、フットブレーキのマスターシリンダー）。
- 22-2 オイルキャッチタンクはアクシデント発生時でも容易に破損したり脱落せず、かつ高温に耐えられる材質であること。
- 22-3 キャッチタンクに溜まったオイルはエンジンにもどるリターンパイプを取り付けることが望ましい。

4ストロークエンジンのブリーザーシステム



①+②

エア吸入口は、エアファンネルの一番低い部分の水平線よりも上に位置すること。
吸入口がこれよりも下にある場合は吸入口に至る吸入通路の直線の少なくとも一部分が、水平線の上に位置すること。

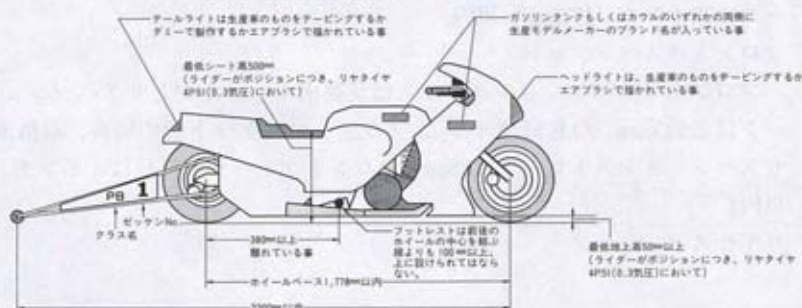
①+③

ブリーザーシステム（エアクリーナーボックスおよびその他のオイルタンク）は、ドレンパイプが詰まった場合に、合計で最低1,000ccの排出油を確保できる容量を持つこと。

23 チェーン

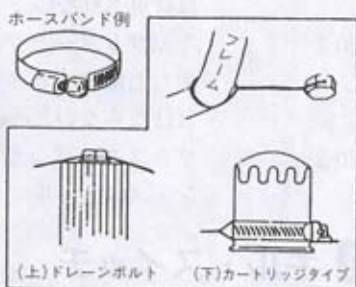
チェーンはマスターリンクのないクローズド・タイプとする。またはマスターリンクがある場合には安全にワイヤーロックされなくてはならない。

※外観はストック状態を維持すること
（生産モデルの外見と同じ形をしなければならない。
他のモデルと違ってはならない）



ワイヤーロック

- 23-1 必ず行う部分
- 23-1-1 オイルドレーンボルト
- 23-1-2 外部オイルフィルター
- 23-1-3 圧力ライン系
- 23-1-4 ホイールスピンドルエンド
- 23-2 推奨される部分
- 上記以外の回転部分を固定するボルト類



プロストックバイク (PB) クラスの 車両規則 (ドラッグレースA級)

1 クラス区分

定義：このクラスはストック（生産モデル）の外観で自然吸気によりガソリンを燃焼するモーターサイクル用のクラスである。

| クラス | ベースエンジン | 最大限排気量 | 最大限気筒数 | 最大限変速数 |
|-------------------|----------|---------|--------|--------|
| プロストック バイク(PB) | ハーレーVツイン | 2,621cc | 2 | 6 |
| | 2バルブエンジン | 1,508cc | 6 | 6 |
| | 4バルブエンジン | 1,429cc | 6 | 6 |

2 車両に対して下記事項は仕様の変更が出来ない

- 2-1 エンジンの型式
- 2-2 シリンダーの数

3 下記部品は各項の制限内で改造出来る（ドラッグレースの 基本仕様に合致すること）

- 3-1 リヤホイールは交換出来るが下記制限内とする。
最低直径 15インチ 最大直径 18インチ
- 3-2 フロントホイールは交換出来るが下記制限内とする。
最低直径 16インチ 最大直径 19インチ
- 3-3 フレームボディ
修正・変更は認められる。但しキャスター角は最大で40°、シート高は最低50cm（ライダーがポジションにつきリヤタイヤ 4 PSI (0.3気圧) において)。ホイールベースは70インチ (1778mm) 以内。
- 3-4 フロントサスペンション
フロントサスペンションユニットは交換出来る。ただしサスペンションストロークは最低35mm (O.E.M.タイプ)。アフターマーケット製の場合、最低直径34mm。サスペンションストロークは38mm。フロントフォークの延長は4インチ (約10cm) 以内。
- 3-5 リヤサスペンション

- リヤサスペンションの改造・変更（リジット化含む）は認められる。
- 3-6 フェアリング
- 3-6-1 オートバイ用として生産されていないなければならない。生産モデルの外見と同じ形をしていなければならない。他のモデルと混じってはならない。
- 3-6-2 パーツの変更は認められるが生産時の形状を維持しなければならない。カウルの両側にブランド名が入っていること。
- 3-6-3 カウルの下部はエキゾーストパイプのクリアランスのために修正及び取り除いてもよい。
- 3-6-4 カウルの外側にエアインテークホースの取り付けは認められない。
- 3-6-5 ヘッドライト、テールライトはエアブラシ等で描かれていること。
- 3-7 シート・シートカウル
- 改造変更出来るがライダーが後ろに滑るのを防ぐステップがついていることが望ましい。

4 重量

- 4-1 PBクラスの最低重量は下記とする。
- 4-2 ライダーが全装備で乗車した状態で測定する。
- 4-3 スズキエンジン搭載車で社外製ヘッド装着車 272.4kg (600ポンド)
- 4-4 その他の車両 261.05kg (575ポンド)

5 車両が下記事項に適合していない場合、改造・変更が義務づけられる

- 5-1 エレクトリックフュエルポンプを装備している場合は、転倒の際にただちにフュエルポンプが自動的に停止する装置を備えていなければならない。
- 5-2 エンジンブリーザーのキャッチタンク取り付け（4ストローク車は500cc以上、2ストローク車は250cc以上）
- 5-3 灯火器のレンズの処置または取り外し
- 5-4 チェーンガード
- リヤアクスルを越えてチェーンの上部をカバーすること。チェーンガードは鋼鉄製または厚さ3.2mm以上のアルミ製のものに限る。固定は3カ所以上とする。
- 5-5 ステアリング・ダンパーの取り付け
- 5-6 すべてのオイルドレンボルト、及び外部のオイル圧力ライン部品へのワイヤーロック。
- 5-7 ウイリーバーの取り付け
- フロントアクスルセンターからウイリーバーアクスルセンターまでは最大3,300mm以内である事。金属製のウイリーバー車輪は禁止する。

6 いかなる場合も禁止される事項

- 6-1 シフトは手動またはエアシフターとし、電気式デバイスおよびコンピュータによるシフトチェンジは禁止する（エアシフターの機構の一部に電気式デバイスを使用することも禁止される）。
- 6-2 リヤホイールスピンドル構造に軽合金を使用してはならない。
- 6-3 フロントホイールスピンドル構造に軽合金を使用してはならない。
- 6-4 ステアリングダンパーを取りつけた場合ハンドル切れ角のストッパーとしてはな

- らない。
- 6-5 燃料はガソリンとし、アルコール等の燃料は禁止する。燃料及び添加剤等のいかなる手段でも亜酸化窒素、一酸化二窒素の使用は一切認めない。輸入レーシングガソリンの使用は事前に申告し許可を得た場合以外は使用を認めない。
- 6-6 情報収集以外の目的でのコンピューターの使用。
- 6-7 キック、電気スターター以外のエンジン始動（押しがけ等）。

SD（ストリートドラッグバイク）クラスの 車両規則（ドラッグレースA級・B級およびエンジョイ会員証）

ストリートドラッグバイク（SD）クラスは、ストック（公道用一般市販車）をベースに、安全性、平等性、経済性を考慮し、最小限のコストで参加できる、参加型競技を基本理念としている。競技方式もインデックスタイム（上限基準タイム）より速いタイムのヒート成績をファウルとする、新しい競技方式を採用している。SDクラスのインデックスタイムは、市販スポーツバイクのストック状態でも到達可能なレベルに設定される。これにより過剰な改造を施さなくても十分に入賞できる、ローコストながら高い競技性を持ったクラスとなるように考慮されている。

1 クラス区分

定義：このクラスはストック（公道用一般市販車）の外観で、自然吸気によりガソリンを燃焼するモーターサイクル用のクラスである。

2 車両に対して下記事項は仕様の変更ができない。

- 2-1 ボディー
- 2-1-1 カウリング、ボディパーツ、シートカウルを含む全てのフェアリング、ボディパーツはストックの外観と形状（メーカー出荷時の状態）を維持していること。他のモデルと混同はできない。
- 2-1-2 ただしカウルの下部は、エキゾーストパイプのクリアランスのために切削、または取り外しても良い。ワンピースボディ、ワンピースタンクシェルは禁止する。カウル、もしくはボディ両サイドにブランド名を表示すること。
- 2-1-3 カウルの外側にエアインテークホースの取り付けは禁止する。
- 2-1-4 ヘッドライト、テールライト、および灯火類は透明テープでテーピングすること。ミラー等の突起物は取り外さなくてはならない。
- 2-2 エンジン
- クランクケース、シリンダーおよびシリンダーヘッドの外観は、車両出荷時の状態でなくてはならない。ただし同型式シリンダーであれば新型、旧型および派生タイプに交換することができる。ガスケット類およびエンジン内部の改造は許可される。
- 2-3 フレーム
- 2-3-1 ストックのOEMフレームでなくてはならない。フレームの交換、改造は許可されない。
- 2-3-2 最低シート高は、ライダーが着座し、着座位置の一番低い部分から計測して路面まで500mm以上、最低地上高は50mmなくてはならない。
- 2-3-3 スタンド類は取り外すか、または固定すること。
- 2-4 フロントサスペンション

- 2-4-1 フロントサスペンションユニット（インナーチューブ、アウターチューブ）の交換、改造は許可されるが、ストロークは最低38mm以上なくてはならない。
- 2-4-2 フロントフォークの延長は4 inch（約100mm）以内であれば認める。
- 2-5 リヤフォーク（スイングアーム）
交換、改造は許可されるが、ホイールベースは68inch（約1730mm）以内でなくてはならない。
- 2-6 ホイール
リヤホイールは交換できるが、最大幅6 inchまでとする。
- 2-7 タイヤ
- 2-7-1 VまたはZ級のタイヤを使用しなくてはならない。
- 2-7-2 交通法規に適合する一般市販タイヤだけが許可される。タイヤにはEマークまたはDOTマークまたはJISの認定マークが表示されていなくてはならない。
- 2-8 加給システム
後付けのすべての加給システム、すなわちターボ、スーパーチャージャー、ナイトロアスオキサイド等の使用を禁止する。
- 2-2 シリンダーの数

3 車両が下記事項に適合していない場合、改造・変更が義務付けられる。

- 3-1 エレクトリックフュエルポンプを装備している場合は、転倒の際ただちにフュエルポンプが自動的に停止する装置を備えていなくてはならない。
- 3-2 エンジンブリーザーキャッチタンク（4ストローク車は500cc以上、2ストローク車は250cc以上）を取り付けなくてはならない。（275頁参照）
- 3-3 チェーンガードはリヤアクスルを越えてチェーンの上部をカバーすること。チェーンガードは鋼鉄製または厚さ3.2mm以上のアルミ製のものに限る。固定は3箇所以上とする。
- 3-4 ステアリングダンパーの取り付け
- 3-5 すべてのオイルドレンボルト、及び外部のオイル圧ライン部品へのワイヤーロック。（276頁参照）

4 いかなる場合も禁止される事項

- 4-1 シフトは手動またはエアシフターとし、電気式デバイスおよびコンピュータによるシフトチェンジは禁止する（エアシフターの機構の一部に、電気式デバイスを使用することも禁止される）。
- 4-2 リヤホイールスピンドル構造に、軽合金を使用してはならない。
- 4-3 フロントホイールスピンドル構造に、軽合金を使用してはならない。
- 4-4 ステアリングダンパーを取り付けた場合、ハンドル切れ角のストッパーとしてはならない。
- 4-5 燃料は一般公道用の市販車に供するために通常のガソリンスタンドにて購入できるもの以外は使用できない。燃料に対して一切の添加物は禁止される。
- 4-6 情報収集以外での、コンピュータの使用（フュエル・インジェクションは除く）。
- 4-7 キック、電気スターター以外でのエンジン始動（押しがけ等）。

2007 MOTORCYCLE SPORTS RULES MFJ DIRT TRACK

DIRT TRACK

ダートトラック

CONTENTS

▼ 付則26 ダートトラック競技規則

| | | | |
|--------------------|-----|---------------------------|-----|
| 1 適用の範囲 | 281 | 17 公式予選 | 284 |
| 2 ダートトラック | 281 | 18 レース進行 | 285 |
| 3 コースの仕様 | 281 | 19 コースイン・コースアウト | 286 |
| 4 レース中の公式シグナル (合図) | 281 | 20 転倒時の注意事項 | 286 |
| 5 参加車両 | 281 | 21 スタート | 286 |
| 6 出場申し込み | 282 | 22 フルコースコーション | 286 |
| 7 参加資格と定員 | 282 | 23 レースの一時停止 | 287 |
| 8 参加受理 | 282 | 24 赤旗中断されたレースの再スタート | 287 |
| 9 ゼッケン・ナンバー | 282 | 25 フルコースコーションから赤旗中断となった場合 | 288 |
| 10 ライダーの装備 | 282 | 26 レース終了 | 288 |
| 11 出場受付 | 283 | 27 優勝者、順位、完走者 | 288 |
| 12 出場車両の変更 | 283 | 28 車両保管および最終車両検査 | 288 |
| 13 車両の検査 | 283 | 29 賞および得点 | 289 |
| 14 プリーフィング | 284 | 30 抗議 | 289 |
| 15 コースと最多出場台数 | 284 | 31 違反に対する罰則 | 289 |
| 16 公式練習 | 284 | 32 本規則の解釈 | 289 |
| | | 33 本規則の施行 | 289 |

付 26 則

ダートトラック競技規則

MFI DIRT TRACK

1 適用の範囲

以下に記す規則は、国内競技規則に基づき、適用される。

2 ダートトラック

ダートトラックとは、トラックの表層が、土・砂等で覆われており、トラックはフラットで、2本のストレートが2つの半円で繋がるレイアウトで行われるレースである。

3 コースの仕様

| コース全長 | ストレートの最低幅 | カーブの最低幅 |
|----------|-----------|---------|
| 200mまで | 8 m | 14m |
| 400mまで | 12m | 15m |
| 最大800mまで | 14m | 17m |

コースの最大横断勾配 ストレート 5% カーブ 10%以内

4 レース中の公式シグナル (合図)

| シグナル | 意味 |
|------------------|---------------------------------|
| 日章旗、シグナル | スタート |
| 黄旗 (振動) | コース上に危険発生または、転倒者あり =フルコースション |
| 緑旗 | 危険合図の解除、フルコースション後の再スタート |
| 白旗 | ゴールまで残り1周 |
| 赤旗 | レースの中断 |
| オイル旗 | コース表面がすべりやすい状態またはコース表面に変化が生じた場合 |
| 青旗 (斜めオレンジライン入り) | 追い越しシグナル |
| 旗のクロス (緑・白旗) | 周回数の半分を消化 |
| チェッカーフラッグ | レース終了 |

5 参加車両

車種、製造国、排気量、形式、構造については特に制限しない。ただし、スピードウェイ競技専用に製作された車両は参加できない。排気量が出荷状態から変更された車両は、その排気量の当該クラスでの参加となる。

参加クラス区分については、主催者が定めることができる。

6 出場申込み

- 6-1 出場申込場所は、大会特別規則の定めるところとする。
- 6-2 出場申込手続き
- 6-2-1 各クラスとも所定の出場申込書に必要事項をすべて記入し、出場料およびMFJスポーツ傷害基金掛金を添えて大会事務局に提出しなければならない。
- 6-2-2 2クラス以上に出場を申し込む場合は、別々に、出場申込書を提出しなければならない。
- 6-2-3 郵送の場合は、現金書留又は主催者の定める方法とし、締め切り当日の消印のあるもの迄が有効となる。
- 6-2-4 電話による申込及び締め切り日以降の申込は一切受けない。

7 参加資格と定員

- 7-1 当該年度有効な「MFJダートトラックライセンス」所持者
- 7-2 参加定員については、制限が設けられる場合がある。

8 参加受理

- 8-1 必要事項を記入した出場申込書、出場料を大会事務局が受理した時点で、参加受理書が發送される。
- 8-2 いったん受理された出場料、MFJスポーツ傷害基金掛金はいかなる理由があっても返還されない。公式予選を通過しなかった場合も同様である。
- 8-3 大会が取り止めになった場合、また参加が拒否された場合のみ出場料、MFJスポーツ傷害基金掛金が返還される（申込者が必要な手続きを怠った場合は、これにあてはまらない）。
- 8-4 競技の中止と出場料等の返却は、下記表の通りとする。

| 事例 | 出場料 | スポーツ傷害基金掛金 |
|-------------------------|-------------------|--------------------------------|
| 予選が1回も行われず中止 | 選手受付した全員に返却 | 傷害基金が適用となる練習走行が行われていなければ返却とする。 |
| 競技不成立の場合 (クラス毎に判断する) | クラス単位で選手受付した全員に返却 | 一人でもスタートしたクラスは返却しない |
| 競技成立の場合 | 返却しない | 返却しない |

※返金の場合、事務手数料は差し引かれる。

9 ゼッケン・ナンバー

- 9-1 主催者によってゼッケン・ナンバーが割り当てられ、参加受理書に記入して通知される。
- 9-2 ゼッケン・ナンバーは、車両検査までに規定の書体および色分けで記入しておかなければならない。
- 9-3 ゼッケン・ナンバーについては、車両検査以降においても、判断しにくいと判断された場合には修正が要求される。

10 ライダーの装備

- 10-1 ヘルメット
- 10-1-1 ヘルメットはMFJが公認したフルフェイス型のものとする。

- 10-1-2 MFJの公認したヘルメットには、下記の認証マークが貼付される。
(MFJ公認ヘルメット認証マーク)



- 10-1-3 競技会の車両検査受付時に、ヘルメットの検査が行われる。
- 10-1-4 MFJの公認したヘルメットでも、検査に合格しなかったヘルメットは、当該ライダーの安全上その使用を禁止する。
- 10-1-5 MFJ公認ヘルメットであっても、MFJの公認マークの貼付されていないヘルメットについては、特別検査料(1,000円)を支払い、特別に検査を受けなければならない。
- 10-2 ライダーの服装
- 10-2-1 レーシングスーツ
皮革もしくは、同等の素材のものであること。
- 10-2-1-1 レーシングスーツを使用する場合、ワンピースデザインもしくはウエストでつながるジッパータイプ。
レーシングスーツ左胸前部内側または胸部前部下前立てに氏名および血液型を明記しなければならない。
- 10-2-1-2 モトクロスパンツ、ウェアでも可能。ただし400m以上のコースについてはレーシングスーツの着用を強く推奨する。
- 10-2-2 ブーツ
- 10-2-2-1 突起物などがなくくるぶしが完全に覆われるもの。皮革製または同等の強度のあるもの。
- 10-2-2-2 スキッドシューズの使用を推奨する。
- 10-2-3 グローブ
- 10-2-3-1 突起物などがなく手首が完全に覆われた皮革製または同等の強度のあるもの。
- 10-2-4 プロテクター
- 10-2-4-1 肘、膝、脊椎などの保護のため、プロテクターの使用を推奨する。

11 出場受付

- 11-1 出場受けの時間および場所は、公式通知に示される。
- 11-2 定められた時間内に、必ず本人または参加者がMFJライセンス、参加受理書を提出して出場資格の確認を受けなければならない。
- 11-3 MFJライセンスまたは参加受理書の提示ができない者は、出場が認められない。

12 出場車両の変更

- 12-1 車両の変更は国内競技規則第3章競技会〔⑩ライダーおよび車両の変更〕(41頁)による。
- 12-2 車両変更の申請は、同部門・同クラスの車両に限られ、手数料5,000円を添付して大会事務局に申請しなければならない。

13 車両の検査

- 13-1 車両検査は、公式通知に示されたタイムスケジュールに従って、車両検査区域に

- おいて受けること。
- 13-2 車両検査は、車両をライダー本人が持参し、装備類一式の検査も受けなければならない。
- 13-3 車両検査において、規則違反または安全上出場が不相当と判断された車両は、公式予選を含むいっさいの走行を拒否される。
- 13-4 一度車検に合格した車両であってもレース後の再車検や次大会の車検に合格することを保証することではない

14 ブリーフィング

主催者がブリーフィング（競技に関する要領説明）を行なう場合はライダー本人が必ず出席しなければならない。欠席した場合、罰則が科せられる場合がある。

15 コースと最多出場台数

| コース全長 | 予選 | 決勝 |
|------------|-------|-------|
| 200mトラック以内 | 12台以内 | 12台以内 |
| 400mトラック以内 | 12台以内 | 12台以内 |

予選・決勝の出走台数は特別規則または公式通知に示される

16 公式練習

公式練習は競技に参加する全参加者が参加しなければならない。

17 公式予選

- 17-1 公式予選は、原則として各クラス別に行われる。
- 17-2 公式予選の日程および時間・予選方式は、特別規則または公式通知に示される。
- 17-3 公式予選は、タイム計測方式とレース方式がある。主催者によって、予選方法が選択される。
- 17-3-1 タイム計測方式
公式予選では、ラップタイムが計測される。計測方法としては、下記の方法で行われる。
- 17-3-1-1 タイムトライアル：1台ごとに、コースを走行しラップタイム計測を行う。
- 17-3-1-2 タイムドブラクティス：計測時間帯が設定され、各ライダーのベストラップタイムで決定する。同タイムの場合は、セカンドラップタイムを採用する。
- 17-3-1-3 複数組に分かれて行われる予選順位決定方法
- 17-3-1-4 タイム計測による予選結果は、基本的に、総合タイム順によって決定するが、予選組ごとの順位により決定する場合がある。
- 17-3-1-5 天候の変更等により、路面状況に大きく差異が認められると競技監督が判断した場合には各予選組ごとの順位によって決定する。
- 17-3-1-6 この決定に対する抗議は一切受け付けられない。
- 17-3-2 レース方式
ヒートレース・セミファイナルレース・ラストチャンスレースに分けられる。
レースフォーマット・予選組数・決勝進出者人数および周回数については、特別規則または公式通知等に示される。
- 17-3-3 ヒートレースの組み分けおよびグリッドについては、公式通知に示される。

- 17-3-4 セミファイナルの出走組み合わせを決定する場合、各予選組の順位を交互に選出され、優先される予選組順番は、走行条件に関係なくタイム順の組から振り分ける。

18 レース進行

- 18-1 タイムトライアル
- 18-1-1 タイムトライアルを行うクラスは公式練習が設けられる。
- 18-1-2 タイムトライアルの出走順は公式通知に示される。
- 18-1-3 出走できなかったライダーはタイムトライアル最下位とし、不出走者が複数いた場合は、タイムトライアルの出走順でその順位を決定する。
- 18-1-4 前走者にグリーンフラッグが提示された時点で、次走者がコースインする。
- 18-1-5 タイムトライアル終了後は後続のタイムトライアルを考慮し、速やかにコースアウトすること。
- 18-1-6 後続者に対して、アタックを妨害するような行為が見受けられた場合、当該ライダーにペナルティーを科す場合がある。また、その場合妨害されたライダーには、再度アタックする権利が与えられる。
- 18-2 タイムドブラクティス
- 18-2-1 タイムトライアルが行われないクラスは、タイムドブラクティスが行われる。
- 18-2-2 参加台数によりグループ分けが行われる。
- 18-2-3 走行時間は各グループごととし、主催者が定める計測時間帯に計測される。
- 18-2-4 計測開始の合図は、日章旗が掲げられた瞬間とし、その合図は1周の間提示され続ける。
- 18-2-5 タイムドブラクティスの結果はすべてクラスごとの総合結果として発表される。
- 18-3 ヒートレース
- 18-3-1 予選（タイムトライアルもしくはタイムドブラクティス）順位または抽選によりグリッドが決定される。
- 18-3-2 決勝出走台数を超える参加があった場合は、グループ分けが行われる。グループの数、グリッド順などは公式通知もしくはブリーフィングにて発表される。
- 18-3-3 ヒートレースの結果により、ファイナルレースに進出するライダーが決定される。
- 18-3-4 各組からのファイナル進出人数は公式通知もしくは当日のライダーズブリーフィングにて発表される。
- 18-3-5 ファイナルへ進出しないライダーはセミファイナルレースへの進出権を与える。
- 18-4 セミファイナルレース
- 18-4-1 ヒートレースの結果によりファイナルレースに進出できなかったライダーによってセミファイナルレースを行う。
- 18-4-2 セミファイナルレース進出のライダーが1レースの最大グリッド数を超える場合は2グループ以上に分けられる。
- 18-4-3 各レースのラストチャンス進出人数は公式通知もしくは当日のライダーズブリーフィングにて発表する。
- 18-5 ラストチャンスレース
- 18-5-1 ラストチャンスレースの有無は公式通知もしくはライダーズブリーフィングにて通達される。
- 18-5-2 ファイナルレースに進出できるライダーの数は公式通知もしくはライダーズブリーフィングにて発表される。
- 18-6 ファイナルレース

各レースまたはヒートでファイナルレース進出の権利を与えられたライダーによってファイナルレースを行う。

19 コースイン・コースアウト

- 19-1 コースイン
コースインする際は、安全確認のため、減速もしくは一旦停止、安全に合流しなければならない。
- 19-2 コースアウト
コースアウトはコースアウトゲートからとし、その際は、手を上げるなど、後続車両に対する意思表示を行い、他の走行車両に危険をおよぼすことがないように、コース右端を走行しながらコースアウトすること。

20 転倒時の注意事項

転倒、ストップした場合は、2次事故が起こらないように十分注意して行動し、できる限り速やかに、安全な場所へ移動すること。再スタートする場合は、車両が破損し、走行上危険がないかを確認の上、後方の安全を確認の上コース復帰すること。

21 スタート

- 21-1 スタートグリッド
- 21-1-1 スタートグリッドの縦列の距離は5m以上ずつ離され、1列あたり最大4台までの配列とする。グリッド数はコースにより、特別規則に示される。
- 21-1-2 ボールポジション位置はボールポジションを獲得したライダーが指定できる。
- 21-1-3 2番手以下のライダーも同様に空いているポジションから選択できるものとする。
- 21-2 スタート
- 21-2-1 スタート方法はクラッチスタートとする。
- 21-2-2 ジャンプスタート（フライング）があった場合は、ウォームアップラップから進行し、再スタートとなる。
- 21-2-3 ジャンプスタートの当該ライダーは、グリッド最後尾のペナルティーラインからのスタートとなり、それにより空いたグリッドはそのままスタートする。
- 21-2-4 2回以上のジャンプスタートは、ペナルティーを科す。
- 21-3 スタート進行の詳細は、ライダーズブリーフィングにて通知される。
- 21-4 サイティングラップおよびレースがスタートされた後、コースインすることは出来ない。
- 21-5 スタートに関する抗議は、一切受けつけられない。

22 フルコースコーション

- 22-1 レース中、コース上にアクシデントが発生した場合、オフィシャルの黄旗提示によりフルコースコーションとなる。
- 22-2 ローリング中（フルコースコーション中の隊列）のスピードコントロールはラップリーダーに委ねられる。またその責任も負うものとする。
- 22-3 スピード超過による隊列の乱れ、スタートの遅延はラップリーダーの責任とし、ペナルティーを科す場合がある。
- 22-4 隊列の速度がはやい場合や、隊列が乱れている場合は再スタートしない。
- 22-5 後続車両は、ラップリーダーが形成する隊列に従う。

- 22-6 ローリング中は自己車両の前輪と前走者の後輪が重なるように並列で走行してはならない。
- 22-7 フルコースコーションになった時点で、トップの車両が周回しているラップから周回数としてカウントされない。
- 22-8 フルコースコーションになったときトップの車両が終了している周回は有効となる。同一ラップを終了していない後続車は追越し禁止状態でその周を終了する。
- 22-9 フルコースコーションの原因となったライダーは原則として隊列の最後尾に復帰するものとする。車両は先頭車両に追越されずにコースに復帰した場合は同一周回でレースに復帰できる。
- 22-10 スタートが可能と判断されるとオフィシャルからの黄旗提示は撤去される。旗が振られる前に急な加速が見られた場合は、再スタートされない。
- 22-11 フルコースコーション中に前車を追越し、かつオフィシャルの指示に従わず本来のポジションに戻らなかった場合、ペナルティーが科される。
- 22-12 緑旗が振られ、コントロールラインを通過するまで「追越し禁止」とする。追越し（ジャンプスタート）に対するペナルティーは原則として競技結果に対し科される。
- 22-13 緑旗提示後コントロールラインまで並走状態は認められる。
- 22-14 最終周回にフルコースコーションとなった場合、再スタートはせず、フルコースコーションのままレース終了となる。

23 レースの一時停止

競技監督が天候、または安全上等の理由からレースを中断することを決定した場合、赤旗を掲示する。その手順は以下のとおりとする。

- 23-1 赤旗がスタートラインとすべてのマーシャルポストで掲示される。
ライダーはただちにスローダウンしスターティンググリッドに戻らなくてはならない。
- 23-2 トップのライダーが2周以下の場合、当該レースは無効とされ、新たにレースが行われる。もしレースの再スタートが不可能な場合、このレースは中止となる。

24 赤旗中断されたレースの再スタート

赤旗によりレース中断され、再スタートが行われる場合、できるかぎり速やかに行なわれなければならない。

- 24-1 スタート後2周以下で中断された場合の再スタート
- 24-1-1 全ライダーのスタートが認められる。
- 24-1-2 周回数は原則的にもとのレースと同じとする。
- 24-1-3 グリッドポジションは本来のレースと同じとする。ただし、赤旗の原因となったライダーは最後尾グリッドとする。
- 24-1-4 再スタートできないライダーのある場合、当該グリッドは空席とする。
- 24-2 スタート後3周以上経過した時点で中断された場合の再スタート
- 24-2-1 赤旗掲示時にすでに戦列を離れたライダーは参加できない。
- 24-2-2 再スタート後周回数は、本来のレース距離を満たすために必要な周回数とする。
- 24-2-3 グリッドポジションは、赤旗で掲示された1周前のコントロールライン通過の走行順位で1列に並んで再スタートすることとする。ただし、赤旗の原因を起こしたライダーは最後尾グリッドとする。

- 24-2-4 レースの結果は、中断前の周回数が合算され、再レースの結果を最終結果とされる。

25 フルコースコーションから赤旗中断となった場合

フルコースコーションから、赤旗中断となった場合の再スタート手順は前記24条を適用するが、再スタートする際のグリッド位置はフルコースコーションとされた1周前のフィニッシュライン通過順とする。

26 レース終了

- 26-1 最終ラップに入るトップのライダーから白旗が振られる。
- 26-2 レースの終了は、トップのライダーにチェッカーフラッグが掲示された後、1分間チェッカーが振られてレース終了となる。
- 26-3 トップを走行する車両が、所定の周回数を完了する前にレース終了の合図が出された場合、当該レースはその時点で終了したものとみなされる。
- 26-4 何らかの理由によって、レース終了の合図が遅れた場合でも、レースはそれが本来終了する時点で終了するものとみなされる。
- 26-5 有効周回数2/3以上を終了時点で、赤旗によってレースが中断され、再スタート不能と判断された場合、その1周前のゴールライン通過順位に基づいてレース成立となる場合がある（周回数は端数切捨てで算出）。
- 26-6 同着の場合、追い込みを優先として順位を決定する。

27 優勝者、順位、完走者

- 27-1 優勝者
- 27-1-1 優勝者は規定の周回数を完走して最初にフィニッシュライン（コントロールライン）を通過したライダーである。
- 27-1-2 勝者の決定は、フロントホイールの先端がフィニッシュラインを最初に通過した方を有先とする。
- 27-1-3 優勝者がフィニッシュラインを通過したら他のライダーはフィニッシュラインを通過した時点で終了となる。
- 27-2 順位の優先順位
- 27-2-1 チェッカーを受けた完走者の中から周回数の多い順に決定され、同周回数の場合はフィニッシュラインの通過順位による。
- 27-2-2 チェッカーを受けなかった者を周回数の多い順に決定し、同周回数の場合はフィニッシュラインの通過順位による。
- 27-3 完走者
優勝者が完了した周回数の75%（小数点切り捨て）以上を走行したライダー。

28 車両保管および最終車両検査

- 28-1 車両は暫定結果発表後15分以上保管される。
- 28-2 保管した車両は必要に応じ分解検査を行う。また分解検査が行なわれる場合、分解はライダーまたはピットクルーによって速やかに実行されなければならない。
- 28-3 分解検査を拒否したり、分解検査により車両規定違反が判明した場合には罰則が科せられる。

- 28-4 車両保管解除発表後は速やかに車両の引き取りに行かなければならない。
28-5 車両保管解除後、保管車両に対する責任は一切負わない。

29 賞および得点

- 29-1 賞の詳細については公式通知に示される。
29-2 得点は国内競技規則第3章競技会〔26公式得点〕(43頁)に従い出走台数に応じて与えられる。

30 抗議

抗議は、国内競技規則第3章競技会〔29抗議〕(44頁)による。

31 違反に対する罰則

競技規則による違反行為に対する罰則は、国内競技規則第3章競技会〔31違反行為に対する罰則〕(47頁)による。罰則は文書で該当者に通知される。

32 本規則の解釈

規則および競技に関する疑義は、事務局あてに質疑をすることができる。なお、この回答は、大会審査委員会の解釈、決定が最終的なものとして示される。

33 本規則の施行

本規則は、2007年1月1日より施行する。

SUPERMOTARD

スーパーモタード

CONTENTS

▼ 付則27 スーパーモタード競技規則

| | | | |
|--------------------|-----|---------------------|-----|
| 1 適用の範囲 | 291 | 22 レースフォーマット | 297 |
| 2 スーパーモタード | 291 | 23 公式予選 | 297 |
| 3 レース中の公式シグナル (合図) | 291 | 24 決勝レースの出場台数 | 298 |
| 4 出場車両 | 292 | 25 スタート方法 | 298 |
| 5 MFJ公認車両・公認部品 | 292 | 26 スタートにおける反則 | 301 |
| 6 ライダーの装備 | 292 | 27 レース中の行為 | 302 |
| 7 参加資格・車両クラス | 293 | 28 停車指示 | 303 |
| 8 ホイールリムサイズとタイヤ | 293 | 29 レースの一時停止 | 304 |
| 9 出場申し込み | 294 | 30 赤旗中断されたレースの再スタート | 304 |
| 10 参加受理 | 294 | 31 リタイヤ (棄権) | 304 |
| 11 公式通知・タイムスケジュール | 294 | 32 レース終了 | 305 |
| 12 参加定員 | 294 | 33 優勝者、順位、完走者 | 305 |
| 13 ナンバープレートおよびゼッケン | 294 | 34 賞および得点 | 305 |
| 14 ゼッケンナンバー | 296 | 35 レース終了後の車両保管と再検査 | 306 |
| 15 燃料およびオイル | 296 | 36 レースおよび大会の延期・中止等 | 306 |
| 16 出場受付 | 296 | 37 抗議 | 306 |
| 17 車両検査 | 296 | 38 レース中の違反行為に対する罰則 | 306 |
| 18 ライダーの変更 | 297 | 39 主催者の権限 | 307 |
| 19 車両の変更 | 297 | 40 本規則の解釈 | 307 |
| 20 部品の変更 | 297 | 41 本規則の施行 | 307 |
| 21 プリーフィング | 297 | | |

▼ 付則28 スーパーモタード技術規則

310

付 27 則

スーパーモタード競技規則

MFJ DIRT TRACK

2007年よりMOTO1エリア選手権については、「エリア（地域）チャンピオン・エリアランキング」を決定する選手権に変更になり、モタードA級・B級のライセンス区分関係なく同一レースになります。また、エリア総合シリーズランキングからB級ライセンス所持者だけを抽出した「B級チャンピオン・B級ランキング」も設定し、昇格者を決定します。

また、開催クラスもmoto1アンリミテッドとmoto1クラスを統合した「moto1オープンクラス」とmoto3クラスに新たにレーサー（MX・ED）車両も出場できるクラスに変わります。

公示

MFJスーパーモタード公認競技会は、国際モーターサイクリズム連盟（FIM）の国際スポーツ憲章に基づき、財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会（MFJ）の公認のもとに、「国内競技規則」ならびに大会公式通知によって運営される。

1 適用の範囲

以下に記す規則は、世界選手権を除く国内の公認スーパーモタード競技会に適用される。

2 スーパーモタード

舗装路と一部の未舗装路で構成され、完全にクローズされたコースで行われるレースであり、国内競技規則およびこの付則により管理・運営される。

未舗装路の代替として、舗装路面に凹凸、急勾配、走路方向が急変するような障害物を配置および設置できる。

3 レース中の公式シグナル（合図）

- 3-1 ライダーは掲示される公式シグナルを確認し、そのシグナルに従わなければならない。
- 3-2 公式シグナル（合図）は、約750mm×600mm寸法の旗を使用し、次のように提示される。

| シグナル | 意味 |
|-----------------------|--|
| 日章旗またはレッドライト消灯 | レーススタート |
| 赤旗 | レース時：全員走行停止 |
| 黒旗十黒地に白文字でゼッケンを記したボード | サインボードで示された番号の競技車両は速やかにピットインする。 |
| 黄旗（振動） | 直前に危険がある。追い越し・ジャンプ注意 |
| 赤ストライプ付き黄旗 | オイル・水またはその他この付近のコース上にすべりやすい地点あり。 |
| 青旗（振動） | 警告、ラップされようとしている |
| 緑旗 | レーススタート時におけるコースクリアを示す為を使用される場合がある。 |
| チェッカー旗（白黒） | レース終了 |
| チェッカー旗と青旗 | トップライダーはゴールであるが、トップライダーの直前を走るライダーはゴールではない。 |

4 出場車両

車両は、国内競技規則第3章競技会 [15 出場車両] (40頁) の条件を充たし、安全上完全に整備されているものでなければならない。

なお、改造されて型式（モデル）が判別できないような車両または車両検査にて不合格となった車両は競技会に出場することはできない。

5 MFJ公認車両・公認部品

2007年度の競技会は、MFJ公認車両が推奨され、2008年度に公認車両に限定される。

6 ライダーの装備

- 6-1 ヘルメット
- 6-1-1 ヘルメットはフルフェイス型のもので、MFJが公認したものでなくてはならない。
- 6-1-2 MFJの公認したヘルメットには、公認マークが貼付されている。



- 6-1-3 競技会の車両検査時にヘルメットの検査が行われ、検査に合格しなかったヘルメットは、MFJの公認したヘルメットであっても当該ライダーの安全上、その使用を禁止される。
- 6-1-4 MFJ公認マークの貼付されていないヘルメットについては、特別検査を受け、公認ヘルメットと判明した時点で、公認シールが貼付される。その際、特別検査料（1,000円）を支払わなければならない。

- 6-2 ゴーグル
- ガラスを用いたゴーグルの使用は一切禁止される。枠は柔軟な素材を使用したもので転倒による衝撃を受けた場合でも危険でないものでなくてはならない。

- 6-3 ライダーの服装
- 6-3-1 レーシングスーツ
- 皮革もしくは、同等の素材のものであること。MFJ公認レーシングスーツが推奨される。

予告事項：2008年よりMFJ公認レーシングスーツに限定される。

- 6-3-1-2 レーシングスーツを使用する場合、ワンピースデザインもしくはウエストでつながるジッパータイプ。レーシングスーツ左胸前部内側または胸部前部下前立てに氏名をカタカナおよび血液型をアルファベットで明記しなければならない。

- 6-3-1-3 モトクロスパンツ、ウェアでも可能。ただしレーシングスーツの着用を強く推奨する。
- 6-3-2 ブーツ
- 6-3-2-1 突起物などがなく、くるぶしが完全に覆われるもの。皮革製または同等の強度のあるもの。
- 6-3-3 グローブ
- 6-3-3-1 突起物などがなく手首が完全に覆われた皮革製または同等の強度のあるもの。
- 6-3-4 プロテクター
- 6-3-4-1 肘、膝、脊椎などの保護のため、プロテクターの使用を推奨する。
特にモトクロスウェア・パンツを着用の場合は肘、膝、脊椎にプロテクション機能がついているものでなければならない。

7 参加資格・車両クラス

- 7-1 参加資格
参加者及びライダーは、国内競技規則第3章競技会〔⑫競技参加者〕(38頁)に合致していなければならない。

| 競技会名 | 参加資格 | 開催クラス |
|------------------|--------------------------|--------------------------|
| MOTO1オールスターズ | スーパーモタードA級 | moto1アンリミテッド・moto1・moto2 |
| MOTO1エリア (地方選手権) | スーパーモタードB級 スーパーモタードA級 | moto1オープン・moto2・moto3 |

エリア選手権におけるmoto1オープンクラスは、「moto1アンリミテッドまたはmoto1車両」が参加できる。

- 7-2 クラス区分
クラス区分は以下のとおりとする。

| クラス | | 排気量 | |
|----------------|-----------------|------------|-------------|
| moto 1 アンリミテッド | 市販状態で460cc以上の車両 | 4ストローク | 460cc以上 |
| | 一般市販車 (国産・外国車両) | 4ストローク | 401cc~450cc |
| moto 1 (M-1) | レーサー (MX・ED) | 4ストローク | 251cc~450cc |
| | | 2ストローク | 126cc~400cc |
| | 一般市販車 (国産・外国車両) | 4ストローク | 251cc~400cc |
| moto 2 (M-2) | レーサー (MX・ED) | 4ストローク | 126cc~400cc |
| | | 2ストローク | 151cc~250cc |
| | 2ストローク | 86cc~125cc | |
| moto 3 (M-3) | 国産一般市販車 | 4ストローク | 231cc~250cc |
| | レーサー (MX・ED) | 4ストローク | 85~150cc |
| | レーサー (MX・ED) | 2ストローク | 50~85cc |

- ・一般市販車の定義
生産メーカー出荷時に、一般公道用として販売した車両に限る。また生産メーカー出荷後に生産メーカー以外のメーカーより一般走行可能な改良をした車両はレーサーとみなされる。
- ・M-1・2・3とは、承認競技会のクラス区分を言う。

8 ホイールリムサイズとタイヤ

- 8-1 以下に制限される。

| クラス | ホイールサイズ | タイヤ |
|---------------|----------------|-----------------------|
| moto 1アンリミテッド | 16インチ以上17インチ以内 | 規定せず スリック・レインタイヤなど |
| moto 1 | | |
| moto 2 | | |
| moto 3 | 17インチ以上 | 一般公道市販タイヤ（溝付き） |
| M1・M2・M3 | 17インチ以上 | 一般公道市販タイヤ（溝付き） |

- 8-2 タイヤについては、モトクロス、エンデューロまたはトライアルタイヤは禁止される。
- 8-3 moto1 アンリミテッド・moto1・moto2クラスの使用タイヤについては、追加のトレッドグループ、カット等がフロント及びリヤタイヤに認められる。
- 8-4 moto3 およびM1・M2・M3クラスはレーシングタイヤ（スリック・レイン）の使用は禁止される。

9 出場申し込み

- 9-1 出場申し込み場所および期間は、大会特別規則に定めるものとする。
- 9-2 出場申し込み手続き
- 9-2-1 各部門とも所定の申込書に必要事項をすべて記入し、出場料及びMFJスポーツ傷害基金掛金を添えてエントリー期間内に大会事務局に提出しなければならない。
- 9-2-2 郵送の場合は現金書留を使用し、締切日当日の消印のあるものまでが有効となる。
- 9-2-3 締切日以降の申し込み及び電話・FAX等の申し込みは一切受け付けない。

10 参加受理

- 10-1 必要事項を記入した出場申し込み書、及び所定の金額を決められた期間内に大会事務局が受理したもののみ、参加受理書が発送される。
- 10-2 大会が中止された場合、また参加者が何らかの理由によって拒否された場合のみ（申込者が必要な手続きを怠った場合はこれに当てはまらない）出場料、MFJスポーツ傷害基金掛金が返却される。
- 10-3 いったん受理された出場料・MFJスポーツ傷害基金掛金は、上記10-2及び国内競技規則第3章競技会〔⑦競技会の延期および中止等〕（43頁）の場合を除き、いかなる理由があっても返却されない。公式予選を通過しなかった場合も同様である。

11 公式通知・タイムスケジュール

公式通知及びタイムスケジュールの詳細は、申し込み締切後に通知される。

12 参加定員

定員は定める場合がある。

13 ナンバープレートおよびゼッケン

- 13-1 ナンバープレートは長方形で頑丈な材質でできていなくてはならない。最低寸法は285mm×235mmとする。
- 13-2 プレートは平面から50mm以上カーブ（突出）してはならない。またカバーされたり曲げたりしてはならない。
- 13-3 フロントナンバープレート

一枚のプレートがフロントに、垂直面から後方に向かって30°以内の角度で傾斜して固定されなくてはならない。ナンバープレートには数字の間に穴を開けてもよいが、いかなる場合においても、数字自体に穴を開けてはならない。

13-3-1

メッシュ地のプレートが認められる。

13-4

サイドナンバープレート

サイドナンバープレートは、リヤホイール・スピンドルを通る水平線より上に設けられ、ナンバープレートの前端はライダーのフットレスト後方200mmのところを通る垂直線より後方に位置してはならない。ナンバープレートは、はっきりと見えるように装着されなくてはならず、モーターサイクルの一部分や、シートに座ったライダー自身により隠れないようにしてはならない。

13-5

ナンバープレートの色

ナンバープレートの地色及び数字の色は下記のとおりとする（蛍光色は禁止）。

ナンバープレートの地色は単色でなければならない。

motolアンリミテッド 黒字に白文字

motol 赤地に白文字

moto2 黄地に黒文字

moto3 白地に黒文字

moto1オープンクラスは、排気量区分に合わせて**moto1**または**moto1**アンリミテッドのナンバープレートカラーに合わせることを。

MOTO1オールスターズ (motolアンリミテッド・moto1・2クラス) の文字の色は、黒か白文字とし、ナンバープレートのバックグラウンドの色は自由とするが、ナンバーの地の色と数字の色は明確に異なり、文字が判別しやすいようにしなければならない。反射数字は禁止される。

13-6

MOTO1オールスターズ (motolアンリミテッド・moto1・2クラス) のフロントおよびサイドナンバープレートの指定された位置に「主催者の指定するステッカー」などを貼付けるスペースをもうけなければならない。

13-7

ゼッケンナンバー

13-7-1

数字ははっきり読めるように、また太陽光線の反射を避ける為に、地の色同様につや消しで書かれなければならない。数字の最低寸法は下記のとおりとする。

(形状は図を参照)

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0
 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0
 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0



数字の高さ 140mm 数字の太さ 25mm

数字の幅 80mm 数字間のスペース 15mm

13-7-2

数字は英国式を使用する。「1」は垂直の1本線「7」は垂直線なしの単純な傾斜線。

スーパーモタード競技規則

- 13-7-3 正規のナンバーと混同する恐れのある他のナンバープレート、またはマーキングは競技会の開始前にすべて取り外されなくてはならない。
- 13-7-4 すべてのナンバープレートの周囲には、最低50mmの余白が残され、ここにはいかなる広告も表示されてはならない。
- 13-7-5 この規則に適合していないナンバープレートを装着しているモーターサイクルは、車検長によりレース参加が認められない。

14 ゼッケンナンバー

- 14-1 ゼッケンナンバーは、車両検査までに規定の書体及び色で記入しなければならない。
- 14-2 ゼッケンナンバーの状態は、車両検査時に車検員によって確認され、判読しにくいと判断された場合には修正が要求される。
ゼッケンの修正を要求された場合、速やかに修正を行い、再度車両検査を受けなければならない。
- 14-3 予選およびレース中、ゼッケンが読みにくい場合や、間違ったゼッケンナンバーを装着して走行した場合は、その周回数は記録されない。

15 燃料およびオイル

- 15-1 ガソリンは無鉛ガソリンに制限される（AVガス（航空機用燃料）等は使用できない）。
- 15-2 ガソリンの銘柄及びその詳細が主催者によって指定された場合は、当該指定ガソリンを使用しなければならない。
- 15-3 ガソリンの運搬については、消防法第16条の規定に従った方法で行わなければならない。

16 出場受付

- 16-1 出場受付の時間及び場所は、公式通知によって示される。
- 16-2 定められた時間内に、必ずライダー本人または当該ライダーのメカニックがMFJライセンス、参加受理書を提示して出場資格の確認を受けなければならない。
- 16-3 当該年度有効なMFJライセンスを提示できない者は、出場が認められない。

17 車両検査

- 17-1 車両検査は、公式通知に示されるタイムスケジュールに従って、パドック内の車両検査区域において行われる。
- 17-2 車両検査のための車両は、ライダー本人又は当該ライダーのメカニックが出場受付終了後、車両仕様書とともに持参し、必ずタイムスケジュールに示された時間内に検査を受けなければならない。
規定時間以外の車両検査は、競技監督が不可抗力な事情によるものとして特別に認めた場合以外に行わない。
- 17-3 車両検査において、規則違反または安全上出場が不適当と判定された車両は、公式予選を含む一切の走行を拒否される。
- 17-4 主催者は、大会期間中、必要に応じて随時車両の検査を行うことができる。その際、規則に準拠していない車両がある場合、当該車両の使用は認められない。

18 ライダーの変更

ライダーの変更は認められない。

19 車両の変更

- 19-1 登録された車両の変更は原則として認められない。
- 19-2 変更する必要がある場合は、所定の書式に従って変更申請を行い、競技監督が認めた場合に限り認められる。
- 19-3 エントリー車両と、車検を受ける車両の変更
参加受理書発送後エントリー用紙記入車両に変更がある場合、選手受付時に車両変更手続きをしなければならない。
- 19-4 車検終了後の車両変更
車検終了後の変更は、大会事務局にて車両変更手続きをしなければならない。
- 19-5 車両変更は同部門、同クラス間の変更のみ許可される。車両変更手数料は5,000円とする。

20 部品の変更

フレーム、クランクケース、サイレンサーの変更は原則として認められない。ただし、交換のためにあらかじめ検査を受けたサイレンサーは除く。フレームの変更、クランクケース（エンジンアッセンブリー含む）の変更は、車両の変更とみなされる。

21 ブリーフィング

主催者がブリーフィング（競技に関する要領説明）を行なう場合はライダー本人が必ず出席しなければならない。欠席した場合、罰則が科せられる場合がある。

22 レースフォーマット

公式練習・予選方式と決勝レースの周回数は、公式通知によって定められる。

23 公式予選

- 23-1 公式予選
- 23-1-1 公式予選は、原則として各クラス別に行われる。
- 23-1-2 公式予選は、タイム計測方式とレース方式およびタイムトライアルとレース方式の併用方式がある。
予選方式・スケジュールは、主催者によって定められ、公式通知で発表される。
- 23-2 公式予選の内容
- 23-2-1 レースに出場するすべてのライダーは、公式予選に参加し、最終的に出場資格を取得しなければならない。
- 23-2-2 公式予選においては、競技役員による車両の安全チェックがなされた後にスタートする。公式予選が何らかの理由により中断された場合、残り時間分の予選を再開するが、必要に応じて大会審査委員会が再予選時間の短縮や打ち切り、延長を決定することができる。
- 23-3 タイム計測方式
- 23-3-1 公式予選では、ラップタイムが測定され、小数点3桁以下は切り捨てとなる。

- 23-3-2 公式予選において測定される各ライダーのベストラップタイムにより、大会特別規則に示されたレース出場台数を限度としてスタート位置が定められる。ベストラップタイムが同じ場合は、セコンドラップタイムによる。
- 23-3-3 各クラスの公式予選義務周回数が設定される場合は、特別規則に示される。なお、最初の1ラップ目は計測されないが、周回数には算定される。
- 23-3-4 2種目以上に出場するライダーは、出場全種目の公式予選に出場しなければならない。
- 23-3-5 複数の組にわかれて行われる予選の順位決定方法
- 23-3-6 予選結果を総合タイム順によって決定する場合と予選組ごとの順位により決定する場合がある。
- 23-3-7 天候の変化等により路面状況に大きな差異が認められると競技監督が判断した場合には予選組ごとの順位によって決定する。この決定に対する抗議は一切受けつけない。
- 23-3-8 各予選組ごとのタイム順で決定した場合のグリッドは、各予選組のトップのタイムを比較しその順番で振り分けることとする。
- 23-3-9 最終的なスターティンググリッドは大会審査委員会の決定による。この決定に対する抗議は認められない。
- 23-3-10 予選通過者で出場不可能となった者は、すみやかにその旨を届け出なければならない。
- 23-4 レース方式
- 23-4-1 ヒートレース・セミファイナルレースなどに分けられる。レースフォーマット・予選組数・決勝進出者人数および周回数については、公式通知等に示される。
- 23-4-2 ヒートレースの組み分けおよびグリッドについては、公式通知に示される。セミファイナルや決勝への出走組み合わせを決定する場合、各予選組の順位を交互に選出される。
- 23-5 ウエイティング（繰り上げ出場）
- 決勝レースに出場不可能となった者がいた場合、その者に代わり予選結果次点の者で嘆願書を提出したライダーの決勝レース参加を特別に認めること。
- 23-5-1 ウエイティングの資格については、公式通知でウエイティング者の選出方法・人数および申請方法が発表される。
- 23-5-2 予選結果発表後主催者が規定する時間内にウエイティングの願い書を提出する。
- 23-5-3 主催者が規定する時間内にリタイヤするライダーがいない場合、出走は認められない。

24 決勝レースの出場台数

決勝レース出場台数は、各大会の特別規則に示される。

25 スタート方法

- 25-1 スタート位置は、すべてのライダーが正規のスタートラインからスタートするものとし、各ライダーに与えられたスタート位置による距離的、時間的なハンディキャップは一切考慮されない。
- 25-2 スタート手順は原則として以下とするが、詳細は各大会の特別規則または、公認

- 通知によって示された場合には、それに従わなければならない。
- 25-2-1 主催者の定める時間にスタート前チェックを受け、チェック後マシンとともにウエイティングエリアに待機。
- 25-2-2 主催者の定める方法にてグリッドポジションにつく。
- 25-2-3 グリッドポジションについてからウォームアップスタート3分前まで、グリッド上またはピットで認められる行為
- ・タイヤウォーマーの使用（ただし、余熱のみ）
 - ・通常の整備（大幅な修理はピットに移動しなければならない）
 - ・タイヤ交換
- グリッド上で禁止される行為
- ・給油
- 25-2-4 ウォームアップラップ開始3分前ボード
- すべての調整は「3分前」のボードが出るまでに完了しなければならない。
- この時点で、タイヤウォーマーを取り外さなければならない。
- また、エンジンの始動を手伝うため、ライダー1名につき2名のメカニックとそのライダーのために傘を持って立つ1名、および必要なオフィシャル以外の人間は全員グリッドから退去しなければならない。さらに調整を行うことを希望するライダーはマシンをピットレーンまで押してゆき、そこで調整またはマシンの交換を行うことができる。この場合当該ライダーはピットレーンからウォームアップラップを開始する。
- 25-2-5 ウォームアップラップ開始1分前ボード（エンジンスタート）
- この時点でライダー1名につき、エンジン始動を手伝う2名のメカニック以外の全員がグリッドから退去する。このメカニックはライダーが押しがけするのを助けその後速やかにグリッドから退去する（車検で許可された外部スターターの使用が認められる）。
- 25-2-6 ウォームアップラップ開始30秒前ボード
- 全ライダーはエンジンが始動している状態でグリッドの所定の位置に着かなくてはならない。これ以降メカニックの援助は禁止される。マシンをスタートできないライダーはマシンをピットレーンに移動し、そこでさらにマシンが始動するよう試みるかマシンを交換することができる。このようなライダーはピットレーンからウォームアップを開始することができる。
- 25-2-7 ウォームアップラップ開始
- 25-2-7-1 役員の指示に従ってスタートし、1周走行後、グリッドに戻る。
- 25-2-7-2 集団が通過したらピットレーンで待機していたライダーはウォームアップラップに加わることが許可される。
- 25-2-7-3 グリッドに戻ってきたライダーはエンジンを始動したまま、フロントホイールをグリッドポジションを示すラインに合わせ、所定の位置につかなければならない。この際、スタートアシスト（スタートデバイス補助）のためにメカニックのグリッドへの立ち入りは認められない。
- 25-2-7-4 グリッド最前列の前には赤旗を持ったオフィシャルが立つ。
- スターティンググリッド後方のオフィシャルがグリーンフラッグを提示し、ライダー全員がグリッドについたことを表す。
- 25-2-7-5 グリッド後方のオフィシャルがグリーンフラッグを掲げた後に、ウォームアップラップから戻るライダーは、遅着と判断される。

スーパーモータード競技規則

- 25-27-6 グリッドの遅着ライダーは、スターティンググリッドの位置を失い、オフィシャルの指示のもと次のスタート方法によりスタートしなければならない。
- 25-27-6-1 ビットインし、ビットスタートする。
ビットスタートの場合、グリッドからスタートしたライダーの集団がビットレーン出口を通過したらオフィシャルはビットレーンに待機するライダーをスタートさせる。
- 25-27-6-2 スターティンググリッドの後方位置とされ、オフィシャルの指示によりスタートする。
ビットスタートのライダーより有利とされないタイミングで緑旗が提示され、スタートとなる。
スタートディレイドが生じた場合、正式なグリッドポジションに戻り再スタートすることができる。
- 25-27-7 ウォームアップラップ途中でトラブルに見舞われたライダーは、ビットレーンに戻って修理できる。
- 25-27-8 グリッドでエンジンをストールさせたライダーまたはその他のトラブルに見舞われたライダーは、モーターサイクルにまたがったままの状態で腕を上げる。その方法によって意図的にレースのスタートを遅らせることは許されない。
- 25-27-9 グリッドの各列が整列したら、グリッド後方に待機するオフィシャルがグリーンフラッグを振る。
- 25-27-10 その後スターターはグリッド前方で赤旗を掲示するオフィシャルにコースサイドに歩くよう指示を出す。
- 25-3 スタート
- 25-3-1 レッドライトが2~5秒間点灯され、そのレッドライトが消灯された時点でスタートとなる。
- 25-3-2 レッドライトが消灯された後で、マシンがストールした場合、オフィシャルはエンジンがかかるまでそのマシンをコースに沿って押すことを補佐する。それでも始動しない場合、オフィシャルの指示に従ってマシンをビットレーンに押しに行かなければならない。
- 25-3-3 ビットレーンでは当該ライダーのメカニックがエンジンを始動させるために援助することが許可される。
- 25-3-4 グリッドからスタートしたライダーの集団がビットレーン出口を通過したらオフィシャルはビットレーンに待機するライダーをスタートさせる。
- 25-4 旗によるスタート手順
25-27-9の手順までは、同様の手順が用いられる。
- 25-4-1 その後スターターはグリッド前方で赤旗を掲示するオフィシャルにコースサイドに歩くよう指示を出す。
- 25-4-2 オフィシャルは赤旗を降ろし、スタート旗（国旗）を提示し、10秒以内にスタート旗を振られる時点でレースのスタートとなる。
- 25-5 スタートディレイド
スタート時の安全性を脅かすようなトラブルがグリッド上で発生した場合、スタートを受け持つオフィシャルがイエローフラッグを掲示する。この場合ライダーはエンジンを停止させなければならない。各ライダーについて2名のメカニックがエンジン始動を補佐するためにグリッドに立ち入ることが許可される。
- 25-5-1 スタート手順は「1分前」ボードの段階から再開され、ライダーは追加のウォーム

アップラップを1周走行し、レース周回数は1周減算される。

※サイティングラップスタートの時間、グリッド列ボードの配列（無い場合もある）、またはその他の手順について省略する場合がある。この場合、各特別規則ならびに公式通知に示される。

- 25-5-2 スタート時、スタートディレイドの原因となったライダーは、再スタート時には最後方グリッドからスタートしなければならない。
- 25-5-3 複数のペナルティー対象者があった場合、元のグリッド順とする。
- 25-5-4 スタートディレイド2回目となった場合、新たなペナルティー対象者は1回目の対象者の次のグリッドからスタートしなければならない。1回目の原因となったライダーが、2回目のディレイド時に元のグリッドに戻ることはできない。
- 25-5-5 審査委員会が明らかにその原因が不可抗力によるものと判断した場合、ペナルティーを科さない場合がある。

26 スタートにおける反則

- 26-1 スタートラインについて車両およびライダーは、スタート手順の開始からスタート合図が出されスタートが終了するまでスタート合図の統制下にある。
- 26-2 ジャンプスタートの定義は、スタート合図が行われる前に（シグナルの場合は：レッドライトが点灯している間に）停止位置から車両が前進した場合とし、審査委員会の同意を得た上で競技監督の決定により、下記のいずれかのペナルティが科せられる。
 - 26-2-1 競技結果への30秒の加算または、一周減算。
 - 26-2-2 ストップ&ゴーペナルティ
 - 26-2-2-1 所定の場所での一旦停止
 - 26-2-2-2 当該ライダーに「車両ナンバーを付した一体型ボード」をコントロールラインで掲示する。
天候やコースレイアウトにより、サービスとして追加表示をする場合がある。
 - 26-2-2-3 コントロールライン上で3回（3周）の提示を受けたにも関わらずピットインせず、ペナルティーを実行しない場合、当該ライダーは失格となる。
 - 26-2-2-4 同時に複数の違反が発生した場合、原則的に一周ごとに停止させる。停止の順番は予選タイムに基づきタイム順に停止の指示を出す。ボードは複数同時に掲示する場合もある。
 - 26-2-2-5 ストップ&ゴーペナルティが実行される前に赤旗中断で再レースとなった場合、再レース開始後停止することを要求される（レース終了までにペナルティが消化できない時は、レース結果に30秒加算の場合もある）。ただしレース距離50%未満で赤旗中断され、レース無効となった場合はペナルティは消滅する。ペナルティを終えていないまま再レースのスタートでもジャンプスタートをした場合、当該ライダーは失格となる。
※ジャンプスタート以外の反則に対してストップ&ゴーペナルティが適用される場合は上記手順が用いられる。
 - 26-2-2-6 ストップ&ゴーペナルティの際は、途中ピットボックス等に停車することなく、ペナルティーを受けなければならない。この規則に違反した場合は、ストップ&ゴーペナルティの手順が繰り返される。
- 26-3 ピットクルーがスタートの規則に従わなかった場合も反則とみなされ、当該ライ

- 26-4 ペナルティは、当該ライダーのピットクルーにボードによって通告される。
- 26-5 再レースの際、同一ライダーが、再度、ジャンプスタートをした場合は、失格となる。
- 26-6 ジャンプスタートのペナルティ判定に対する抗議は一切受け付けられない。
- 26-7 審査委員会が明らかにその原因が不可抗力によると判断した場合、ペナルティを科さない場合がある。

27 レース中の行為

- 27-1 走行中の遵守事項は、国内競技規則第3章競技会 [13競技参加者の遵守事項] (38頁) の他、以下も適用される。これに違反した場合罰則が科せられる。
- 27-1-1 ライダーは、指示を伝えるシグナルフラッグに従わなければならない。
- 27-1-2 ライダーがコースアウトした場合、ライダーは、オフィシャルが指示した場所または、当該ライダーが有利にならないような場所からレースに復帰することができる。
- ※この際オフィシャルは下記の補助ができる。
- ・マシンを起こす補助。
 - ・修理・調整が行われている間マシンを支える。
 - ・ライダーの再スタートを補助する。
- 27-1-2-1 当該ライダーが有利となるショートカット（コーナー、シケイン等のコース外を走行し、自分に有利となる）が発生した場合：
予選中：当該ラップタイムの抹消
決勝中：レース結果に30秒のタイム加算とする。
- 27-1-3 リタイヤする場合、ライダーは自分のマシンをオフィシャルに指示された安全な場所に止めなければならない。
- 27-1-4 もしライダーがレースからリタイヤを余儀なくされるようなマシントラブルにあった場合、そのライダーはピットまで戻らずに、コースアウトしてオフィシャルの指示に従い、安全な場所にマシンを止めなくてはならない。
- 27-1-5 コース上にオイル等の液体をまき散らす恐れのあるようなトラブルにあった場合、そのライダーはピットまで戻らずに、コースアウトして安全な場所にマシンを止めなければならない。
- 又、停止後再スタートを希望する場合はオフィシャルの確認を必要とする。
上記に違反した場合、10,000円以上の罰金が科せられる。
- 27-1-6 修復作業のためにスロー走行するライダーは、できるかぎりピット設置側を走行しなければならない。
- 27-1-7 コース外側より、作業もしくは工具・部品等の援助を受けてはならない。この場合は失格とされる。
- いかなる場合でも、逆方向への走行あるいは規定外のコースを走行してはならない。これに違反した場合は罰則が科せられる。
- 27-1-8 レース中（予選中を含む）直線部分では前車を追い越すためあるいは後車のスリップ・ストリーミングを外す目的以外で、進路を著しく変更することは禁止される。
- 27-2 ピットイン

ライダーはレース及びプラクティス中にマシンの調整やタイヤ交換のためにピットに戻ることができる。レースにおいては全ての作業は主催者によって定められたピット作業エリアにて行われなければならない。

- 27-2-1 ピットインする車両のライダーは、ピットロード入口手前よりピット側に車両を寄せ、手または足でピットインの合図を行ったのち、安全を確認して正規のピットロード入口から進入し、徐行しなければならない。
- 27-2-2 ピットエリア（ピットボックス前の作業エリア）を走行することは禁止される。ピットインする車両のライダーは、自己のピットにできるだけ近いピットロードからピットエリアに入り、できるだけ自己のピットに近づけて車両を停車させなければならない。
- 27-2-3 ピットインしてピットエリアに入った車両及び当該車両のライダーやピットクルーは、ピットロード及びピットエリアにおいて他の車両の通過を妨げてはならない。
- 27-2-4 ピットインの際、自己のピット前を通り過ぎて停車した車両のライダーは、オフィシャルの許可を得て、当該車両のライダーおよびピットクルーによって押し戻し、自己のピットにつけることができる。
- 27-3 ピットアウト
- 27-3-1 ピットロードにおいてはピットインしてくる車両に優先権がある。
- 27-3-2 ピットロードからコースに復帰するライダーは、正規のピットロードからコースインし、最初のコーナー出口に達するまで、ピット設置側に沿って走行しなければならない。その間、後方から近づく車両の走行を妨げてはならない。
- 27-3-3 ピットでエンジンを止めたライダーは、メカニックの補助を受けてマシンを再スタートすることができる。
- 27-4 ピット作業
- 27-4-1 レース中、車両の修理、調整、部品交換は、ピットに準備してある部品と工具によって行われなければならない。給油中は、必ずエンジンを停止しなければならない。
- 27-4-2 ピット区域内にオイルをこぼしたり、汚したりした場合は、安全上ただちに清掃しなければならない。
- 27-5 ピット作業人員
- 27-5-1 ライダーに対するピットクルー（メカニック、ピットサインマンおよびヘルパー）の合図は、主催者により定められたピット区域またはピットサインエリアのみで行うことができる。
また、合図はオフィシャルの使用する合図旗とまぎらわしいものであってはならない。
- 27-5-2 ピットクルーが諸規則に違反した場合の責任は、そのピットクルーが担当するライダーに帰属するものとし、当該ライダーに罰則が科せられる。

28 停車指示

- 28-1 レース続行が危険もしくはその疑いがあるとみなされるライダーまたは車両について、競技監督は、ピットインを命じるか、レースから除外することができる。
- 28-2 天災、大事故等の不慮の事態が発生した場合は、競技監督は、赤旗によって全ライダーに対し、停止を指示することができる。

29 レースの一時停止

競技監督が天候上の理由、あるいはそのほかの理由からレースの中断を決定した場合、

- 29-1 赤旗がスタートラインで掲示される。ライダーはただちにスロウダウンし、ピットレーンに戻らなくてはならない。当該レースの結果は前の周を終えた時点でのものとされる。
したがって、結果はレースを続行していたライダーが、赤旗が掲示されずにフルラップを完了した時点でのものとされる。
- 29-2 トップのライダー、およびトップのライダーと同じ周回数を走っていた残りのライダー全員がレース距離50%未満の走行の場合、当該レースは無効とされ、再レースが行われる。もしレースの再スタートが不可能な場合、このレースは中止と宣言される。但し、予選があった場合、ポイントは予選結果に基づいて正規のポイントの1/2が与えられる（小数点以下2桁は四捨五入）。
- 29-3 トップのライダー、およびトップのライダーと同じ周回数を走っていた残りのライダー全員が本来のレース距離の50%以上（小数点以下切り捨て）を走行した場合、当該レースは完了したとみなされ、ポイントはフルに与えられる。

30 赤旗中断されたレースの再スタート

レースが再スタートされる場合、再スタートはコース・コンディションの許すかぎり速やかに行われなくてはならない。ライダーがピットに戻りしだい、競技監督は新たなスタート時刻を発表する。このスタート時刻は状況が許すかぎり最初の赤旗が掲示されてから30分以内に設定される。

- 30-1 競技結果がレース距離50%未満の場合の再スタートには下記各項が適用される。
- 30-1-1 全ライダーがスタートできる。
- 30-1-2 マシンの修理・給油ができる。
- 30-1-3 転倒車両を使用する際には車検長の許可を必要とする。
- 30-1-4 周回数は原則的にもとのレースと同じとする。
(スタートディレイドにより周回数が減算されていた場合、周回数の減算を取り消し、もとのレースと同じとする。)
- 30-1-5 グリッドポジションは本来のレースと同じとする。
(スタートディレイドの原因となり最後方グリッドへ移動したライダーはもとのグリッドにもどる。)
- 30-1-6 再スタートできないライダーのグリッドはそのまま空席とする。
- 30-1-7 スタートの手順は通常にサイティングラップから始められる。

31 リタイヤ（棄権）

- 31-1 リタイヤと停止（競技中、コース内での停止）は、国内競技規則第3章競技会 [21] 競技22-5項 [42頁] による。
- 31-2 ライダー本人が負傷その他の理由でリタイヤ届を提出できないときには、オフィシャルの判定によりリタイヤと認めることができる。
- 31-3 ピット以外の地域でリタイヤする場合、ライダーは車両をレース（または予選）終了までオフィシャルの管理下におかななければならない。ただし、オフィシャルから車両移動を指示された場合は、これに従わなければならない。

32 レース終了

- 32-1 トップのライダーにチェッカーフラッグが掲示された後、引き続き後続ライダーにも特別規則に示す時間掲示される。この時間が経過した時をもってレース終了となる。
- 32-1-1 チェッカーフラッグは、ライダーに分かりやすく目線の高さで提示される。
- 32-1-2 チェッカーフラッグ提示位置については公式通知に明記される。
チェッカーフラッグを提示する場合、全ての合図旗を提示するのではなく、チェッカーフラッグとそれに付随するブルーフラッグのみを提示する。
- 32-2 ファイナルラップにフィニッシュライン手前でトップのライダーのすぐ前に他のライダーがいる場合、スタート・フィニッシュマーシャルは同時にチェッカーと青旗を掲示する。これはトップを走行するライダーはレースを終了するが、そのすぐ前を走っているライダーはファイナルラップを完走しチェッカーフラッグを受けなければならないということを意味する。
- 32-3 トップを走行するモーターサイクルが、所定の周回数を完了する前にレース終了の合図が出された場合、当該レースはその時点で終了したものとみなされる。何らかの理由によって、レース終了の合図が遅れた場合でも、レースはそれが本来終了する時点で終了したものとみなされる。

33 優勝者、順位、完走者

- 33-1 優勝者
- 33-1-1 優勝者は規定の距離（周回数）または時間を完走して最初にフィニッシュライン（コントロールライン）を通過したライダーである。
- 33-1-2 写真判定が用いられる場合には勝者の決定はフロントタイヤの先端がフィニッシュラインを最初に通過した方を有利とする。
- 33-1-3 優勝者がフィニッシュラインを通過したら他のライダーはその時点で走行している周回を終え、フィニッシュラインを通過した時点で終了となる。
- 33-2 順位の優先順位
優先順位：
- 33-2-1 チェッカーを受けた完走者の中から周回数の多い順に決定される。同周回数の場合はフィニッシュラインの通過順位による。
- 33-2-2 チェッカーを受けなかった完走者を周回数の多い順に決定する。同周回数の場合はフィニッシュライン通過順位による。
- 33-2-3 チェッカーは優勝者がフィニッシュラインを通過したのち特別規則に示す時間、フィニッシュラインで掲示される。
- 33-3 完走者
優勝者の周回数の75%（少数点以下切り捨て）以上を走行したライダー。

34 賞および得点

- 34-1 賞の詳細については公式通知に示される。
- 34-2 得点は国内競技規則第3章競技会〔**26**公式得点〕（43頁）に従い出走台数に応じて与えられる。
- 34-3 **MOTO1**エリア選手権の得点は、当該クラスの総合順位に従いライセンス区分（A

- 級・B級)にかかわらず、34-2項が適用される。
- 34-4 MOTO1エリア選手権は、ライセンス区分(A級・B級)にかかわらず、当該クラスの総合レース結果に従い、エリアチャンピオンとB級ライセンス所持者のみを抽出し、B級チャンピオンを定める。
- 34-5 motolオールスターズのランキングは、各クラスとも全7戦中5戦の有効ポイント制にて決定される。
- 34-6 MOTO1オールスターズ指定ゼッケン
2007年度MOTO1オールスターズの当該クラスのシリーズランキング順によって指定ゼッケンが与えられる。指定ゼッケン有資格者が他のゼッケンを希望する場合は、指定ゼッケン変更申請をしなければならない。ただし、他の選手の指定ゼッケンへの変更はできない。

35 レース終了後の車両保管と再検査

- 35-1 原則として1位～6位の車両は、所定の位置より競技役員の指示に従って車両保管区域へ入らなければならない。
- 35-2 原則として1位～6位の車両は、音量測定およびエンジンを分解して排気量を測定するほか、規定を越える改造などについて再検査を行うことがある。
- 35-3 原則として1位～6位の車両は、暫定結果発表後20分間保管される。ただし、公式通知において、保管時間を特別規則で定める場合がある。

36 レースおよび大会の延期・中止等

- 36-1 大会は、原則として本規則に基づいて発表した日程から変更または延期されることはない。
- 36-2 レースまたは大会が参加申し込み後に中止された場合、参加者が支払った出場料、MFJスポーツ傷害基金掛金は返還されるが、他の一切の損害賠償を主催者に請求することはできない。

37 抗議

- 37-1 抗議は、国内競技規則第3章競技会〔[37](#)抗議〕(44頁)による。
- 37-2 車両の分解検査に要した費用は、その抗議が不成立の場合は抗議提出者、成立した場合には抗議対象者が支払わねばならない。この車両の分解等に要した費用は車検長が算定する。

38 レース中の違反行為に対する罰則

レース中の違反行為については、競技監督並びに大会審査委員会がその権限において下記の罰則を科すことができる。

- 38-1 失格
- 38-1-1 故意に走路を妨害した場合。
- 38-1-2 コースを逆走した場合。
- 38-1-3 示された合図旗に従わなかった場合。
- 38-1-4 ジャンプスタートを2度繰り返した場合。
- 38-2 1周減算または失格
- 38-2-1 レース中に他のいかなる援助を受けた場合。

公式練習、公式予選及びレース／ヒートの中に外部からの他のいかなる援助を受けた場合（ただし、オーガナイザーに任命されたオフィシャルが役務の一環として安全上の理由から援助する場合は例外とする）。

- 38-2-2 1度コース外に出て、明らかに自分に有利となる所より再びコースに復帰したと判断された場合、大会審査委員会の裁定により1周減算または失格とする。
- 38-3 1周減算または、レース結果に30秒加算
- 38-3-1 大会審査委員会によって判断された事項

39 主催者の権限

- 39-1 参加申込の受け付けに際して、その理由を示すことなく、参加者、ライダー、ピットクルーを選択あるいは参加を拒否することができる。
- 39-2 チーム名が公序良俗に反するなど、チーム名としてふさわしくない場合、公式プログラム・結果表への記載拒否または変更を命じることができる。
- 39-3 競技監督が必要と認めた場合、ライダーに対し指定医師による健康診断書の提出を要求し、競技出場健康上の理由による可否を最終的に決定することができる。
- 39-4 競技番号の指定、あるいはピットの割当等にあたり、各参加者の優先順位を決定することができる。
- 39-5 大会スポンサーの広告を参加車両等に貼付させることができる。
- 39-6 止むを得ない理由により、公式プログラムの印刷に間に合わなかったライダーの指名登録または変更について許可することができる。
- 39-7 すべての参加者（ライダー、ピット要員、キャンペーンギャル等含む）の肖像権およびその参加車両の音声、写真、映像など報道、放送、放映、出版（ビデオ/CD-ROM/DVD等）、及び電子メディア（インターネット等における報道・放送・放映など全て含む）に関する権限を有し、この権限を第三者が使用することを許可できる。
- 39-8 公序良俗に反する言動がある参加者に対しては、選手受付後であっても参加を拒否することができる。

40 本規則の解釈

規則および競技に関する疑義は、事務局あてに質疑をすることができる。なお、この回答は、大会審査委員会の解釈、決定が最終的なものとして示される。

41 本規則の施行

本規則は、2007年1月1日より施行する。

スーパーモタード競技規則

2007年 MOTO 1 ALL STARSカレンダー

| 日程 | 会場 | 出場申込先 | エントリー期間 |
|--------|--|--|---------------------|
| 4月22日 | MOTO1オールスターズシリーズ第1戦 伊那サーキット (長野) ☎0265-73-7070 | レアルエキップ 〒437-0065 静岡県袋井市堀越2-17-1 ☎0538-45-0785 FAX 0538-45-0701 | 3月14日 ↓ 3月23日 |
| 6月3日 | MOTO1オールスターズシリーズ第2戦 TSカタササーキット (広島) ☎0826-59-0055 | うず瀬レーシング福山 〒721-0966 広島県福山市手城町1-1-5 ☎TEL084-924-2935 FAX 084-931-4096 | 4月25日 ↓ 5月4日 |
| 7月1日 | MOTO1オールスターズシリーズ第3戦 エビスサーキット (福島) ☎0243-24-2972 | エビスサーキット 〒964-0088 福島県二本松市沢松倉1番地 ☎0243-24-2972 FAX 0243-24-2936 | 5月23日 ↓ 6月1日 |
| 8月19日 | MOTO1オールスターズシリーズ第4戦 スポーツランドSUGO (宮城) ☎0224-83-3111 | スポーツランドSUGO エントリー係 〒989-1394 宮城県柴田郡村田町菅生6-1 ☎0224-83-3111 FAX 0224-83-3790 | 7月11日 ↓ 7月20日 |
| 9月16日 | MOTO1オールスターズシリーズ第5戦 鈴鹿ツインサーキット (三重) ☎059-372-2401 | 鈴鹿ツインサーキット 〒510-0265 三重県鈴鹿市三宅町2913-2 ☎059-372-2401 FAX 059-372-2402 | 8月8日 ↓ 8月17日 |
| 10月7日 | MOTO1オールスターズシリーズ第6戦 デックセキアヒルズ (熊本) ☎0968-53-0999 | デックセキアヒルズ 〒861-0804 熊本県玉名郡南関町セキアヒルズ ☎0968-53-0999 FAX 0968-53-3672 | 8月29日 ↓ 9月7日 |
| 10月28日 | MOTO1オールスターズシリーズ第7戦 ツインリンクもてぎ (栃木) ☎0285-64-0200 | G・STAFF 〒168-0013 東京都杉並区方南2-15-13 ☎03-3313-7676 FAX 03-3313-0603 | 9月18日 ↓ 9月28日 |

2007年 MOT01エリア選手権シリーズ

| | 日程 | 会場 | 主催者(エントリー先) |
|-----------------------------------|----|-------|-------------|
| 東北シリーズ SUGO 3 エビス 2 | ① | 4/15 | スポーツランドSUGO |
| | ② | 5/19 | エビスサーキット |
| | ③ | 6/24 | スポーツランドSUGO |
| | ④ | 8/5 | スポーツランドSUGO |
| | ⑤ | 10/13 | エビスサーキット |
| 関東シリーズ 伊那 2 もてぎ 2 | ① | 5/6 | 伊那サーキット |
| | ② | 6/10 | ツインリンクもてぎ |
| | ③ | 7/29 | ツインリンクもてぎ |
| | ④ | 10/21 | 伊那サーキット |
| 中部シリーズ 伊那 2 美浜 2 鈴鹿ツイン 2 | ① | 3/11 | 鈴鹿ツインサーキット |
| | ② | 4/15 | 伊那サーキット |
| | ③ | 5/27 | 美浜サーキット |
| | ④ | 6/17 | 伊那サーキット |
| | ⑤ | 8/26 | 鈴鹿ツインサーキット |
| | ⑥ | 9/30 | 美浜サーキット |
| 近畿シリーズ 琵琶湖 2 猪名川 2 名阪 2 | ① | 3/4 | 琵琶湖スポーツランド |
| | ② | 4/8 | 猪名川サーキット |
| | ③ | 5/6 | 名阪スポーツランド |
| | ④ | 6/3 | 琵琶湖スポーツランド |
| | ⑤ | 8/12 | 名阪スポーツランド |
| | ⑥ | 9/2 | 猪名川サーキット |
| 中国シリーズ タカタ 2 弘楽園 2 | ① | 3/25 | グリーンパーク弘楽園 |
| | ② | 5/27 | TSタカタサーキット |
| | ③ | 6/17 | グリーンパーク弘楽園 |
| | ④ | 9/30 | TSタカタサーキット |
| 九州シリーズ セキア 3 HSR 2 | ① | 3/25 | デックセキアヒルズ |
| | ② | 4/29 | HSR九州 |
| | ③ | 6/17 | デックセキアヒルズ |
| | ④ | 8/5 | HSR九州 |
| | ⑤ | 9/2 | デックセキアヒルズ |

※日程調整中の大会は、後日ライディング誌、MFJホームページにて公示します。

- ・猪名川サーキット 〒666-0214 兵庫県川辺郡猪名川清水字前谷72-1
TEL 0727-69-0193 FAX 0727-69-0285
- ・名阪スポーツランド 〒570-0045 大阪府守口市南寺方中通3-7-8
名阪スポーツランド大阪事務所
TEL 06-6998-9722 FAX 06-6992-0121
- ・琵琶湖スポーツランド 〒520-0363 滋賀県大津市伊香立下竜華町673-1
TEL 077-598-2888 FAX 077-598-2783
- ・グリーンパーク弘楽園 〒722-1732 広島県世羅郡世羅町大字黒瀨728
TEL 0847-27-1755 FAX 0847-27-1754
- ・HSR九州 〒869-1231 熊本県菊池郡大津町平川1500
TEL 096-293-1370 FAX 096-293-1371
- ・沖縄レーシング企画 〒901-2114 沖縄県浦添市安波茶2-1-8 T-1
TEL 098-942-1050 FAX 098-942-1060

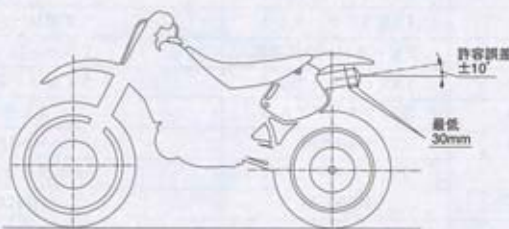
付 28 則

スーパーモタード技術規則

MFJ SUPERMOTARD

1 音量規制

- 1-1 エキゾースト・パイプとサイレンサーは、音量規制に関する必要条件をすべて満たさなくてはならない。
- 1-2 エキゾースト・パイプの先端は、最低30mmにわたってモーターサイクルの中心軸と水平かつ平行でなくてはならない（許容誤差 $\pm 10^\circ$ ）。またその先端は5mm以上サイレンサー本体より突出してはならない。全ての鋭利な部分は最低半径2mm以上で丸みを帯びさせていなければならない。



- 1-3 計測のためのマイクロフォンの位置は排気管後端から500mmで、かつ中心線から後方 45° で排気管と同じ高さとするが、少なくとも地面から20cm上方でなくてはならない。もしこれが不可能な場合、計測は 45° 上方で行ってもよい。
- 1-4 ノイズテストの際、ギヤ・ボックスにニュートラルがないマシンは、スタンドに載せた状態で測定を受けなくてはならない。
- 1-5 ギヤはニュートラルにし、エンジンを回転させ、所定のrpm域に達するまでエンジンの回転を増していかなくてはならない。測定は、所定のrpmに達した時に行うものとする。
- 1-6 排気量ごとに、測定は下記の固定回転数で実施する。
- | | | | |
|-----------------|----------|-----------------|----------|
| 85ccを超え125ccまで | 7,000rpm | 250ccを超え500ccまで | 4,500rpm |
| 125ccを超え250ccまで | 5,000rpm | 500cc以上 | 4,000rpm |
- 1-7 エンジンの音量計測には、各エキゾースト・パイプの先端で測定される。
- 1-8 規制値をオーバーしているマシンは、レース前車検において再度測定を受けることができる。
- 1-9 現行の音量規制値
- 2ストローク・4ストローク車両の音量規制値は最大96dB/Aとする。
- moto3クラスの4ストローク車両は、最大94db/Aとする。
- 予告：2008年より4ストローク車両は94db/Aへ音量規制値が変更される。

- 1-10 周辺の音量は、モーターサイクルから半径5m以内において90dB/Aまでとする。
- 1-11 音量測定は気温20℃を基準とする。気温10℃以下の場合許容誤差+1dB/Aが認められる。
- 1-12 気温0℃以下の場合許容誤差+2dB/Aが認められる。
- 1-13 レース後の最終検査においては、+2B/Aの許容誤差が認められる。
予告：2008年より「レース後の最終検査においては、+1db/Aまでの許容誤差が認められる」へ変更される。
- 1-14 メーターの読み方は常に切捨てとする。(100.9dB/A=100dB/A)
- 1-15 その他規則についてはFIM規則に準ずる。

2 その他追加仕様

モトクロス基本仕様に加え、MFJスーパーモタード公認競技会に参加するモーターサイクルは、以下の仕様が適用される。

- 2-1 4ストロークエンジンでは、最低0.3リットルのオイルキャッチタンクが確実に固定されるかクローズドプリーザーシステムが取り付けられていなければならない。オイルキャッチタンクの使用を推奨する。
- 2-2 一つまたは幾つかの漏れ防止の施されたキャッチタンクが、ラジエーター水、燃料タンクプリーザーシステム用に取り付けられていなければならない。このキャッチタンクは各スタート前に空にされなければならない。
- 2-3 水冷エンジンの冷却水は、水あるいは、水とアルコールの混合物（レース用として一般市販されている冷却水）に限られる。ただし、不凍液が含まれる冷却水は使用することができない。
- 2-4 オイルドレンボルトにワイヤーロックをしなければならない。
- 2-5 取り外さなければならないもの
ライト類、バックミラー、スタンド類、公道用ナンバープレート

ENDURO

エンデュロ

CONTENTS

▼ 付則29エンデュロ競技規則

| | | |
|----|-------------------|-----|
| 1 | 総論 | 313 |
| 2 | コース | 313 |
| 3 | 大会特別規則 (SR) の発行 | 313 |
| 4 | エントリー用紙 | 313 |
| 5 | 司法 | 313 |
| 6 | ポイント集計方法 | 315 |
| 7 | 順位及び結果 (競技終了前の中止) | 316 |
| 8 | ライダーライセンス | 316 |
| 9 | エントリー | 316 |
| 10 | 車両の仕様 | 316 |
| 11 | 車両の検査 | 318 |
| 12 | 大会運営について | 318 |
| 13 | スタート | 320 |
| 14 | 燃料補給 | 321 |
| 15 | 環境保護 | 322 |
| 16 | 外部からの移動装置の禁止 | 322 |
| 17 | その他の外部からの援助 | 322 |
| 18 | 禁止される伝達方法 | 322 |
| 19 | リタイア | 322 |
| 20 | ルートマーキング | 323 |
| 21 | 交通法規 | 323 |
| 22 | 通行不可能な箇所 | 323 |
| 23 | タイムチェック | 323 |
| 24 | タイムカードとルートカード | 324 |
| 25 | タイムリミット | 325 |
| 26 | ルートチェック | 325 |
| 27 | スペシャルテスト | 325 |
| 28 | スペシャルテストの注意事項 | 327 |
| 29 | スペシャルテストのタイムチェック | 327 |
| 30 | 最終車検 | 327 |
| 31 | ペナルティーリスト | 327 |
| 32 | 競技役員 | 328 |
| 33 | 公式通知 | 328 |
| 34 | 説明の要求 | 328 |
| 35 | 抗議 | 329 |

| | | |
|----|---------------------------------------|-----|
| 36 | 規則の解釈 | 329 |
| 37 | 結果の発表 | 329 |
| 38 | 表彰式典 | 329 |
| 39 | ISDE (国際シックスデイズエンデュロ) のトロフィーチーム選考について | 329 |
| 40 | 肖像権 | 329 |
| 41 | 本規則の施行 | 330 |

▼ 付則30エンデュロ技術規則

| | | |
|----|---------------------------|-----|
| 1 | クラス | 331 |
| 2 | テレメトリー | 331 |
| 3 | 一般仕様 | 331 |
| 4 | フレームの定義 | 331 |
| 5 | 始動装置 | 331 |
| 6 | オープン・トランスミッション(スプロケット)ガード | 331 |
| 7 | エキゾースト・パイプ | 332 |
| 8 | ハンドルバー | 332 |
| 9 | コントロール・レバー | 332 |
| 10 | スロットル・コントロール | 333 |
| 11 | フットレスト | 333 |
| 12 | ブレーキ | 333 |
| 13 | フェンダーおよびホイール・プロテクション | 333 |
| 14 | ストリームライニング (カウリング) | 333 |
| 15 | ホイール、リム、タイヤ | 334 |
| 16 | エンデュロ用タイヤ (FIMスタンダード) | 334 |
| 17 | ゼッケンナンバープレート | 334 |
| 18 | 保安部品 | 335 |
| 19 | 燃料、オイル、およびクーラント | 335 |
| 20 | 空気 | 335 |
| 21 | 装置と保護用ウェア | 335 |
| 22 | ヘルメットの着用 | 336 |
| 23 | 車検 | 336 |
| 24 | 危険車両の排除 | 337 |
| 25 | ノイズ・コントロール | 337 |
| 26 | 本規則の施行 | 337 |

1 総論

大会は、モーターサイクル（以下車両という）の信頼性及び規定された条件の基に総走行距離を走破する参加ライダーの技量を競うために開催される。

2 コース

コースは、参加する車両がいかなる天候状況下においても走行できるものでなければならない。総走行距離は最低50km（1日ごと）とする。オーガナイザーは、8の字型のコースを設定することもできる。

競技開催日1日当たりの総合タイムは、原則として15分の最終タイムチェックを含み3時間以上6時間以内とする。

3 大会特別規則（SR）の発行

主催者は、大会特別規則（SR）を発行しなければならない。大会特別規則（SR）には、コース、平均スピード、エントリー料金、宿泊施設等、開催地に関する必要な情報が含まれることとする。

4 エントリー用紙

全てのエントリーは、各大会主催者の準備するエントリー用紙に記入され、ライダー、チーム、スポンサー及び車両製造メーカーまたはインポーター等に関する情報が漏れなく記入されていなければならない。

5 司法

適切な種目及び職能を有するライセンスを所持するMFJ競技役員またはFIMエンデューロオフィシャルライセンス所持者によって大会は管理され、そのすべての競技役員とアシスタントは競技監督の管理下にある。

5-1 MFJライセンスを所持する競技役員以下の役務を行う競技役員は、当該年度有効なMFJ競技役員ライセンスまたはFIMエンデューロオフィシャルライセンスを所持していなければならない。

- 審査委員長・・・競技役員1級（種目問わず）
又はFIMエンデューロオフィシャルライセンス所持者
- 審査委員・・・競技役員2級以上（種目問わず）
又はFIMエンデューロオフィシャルライセンス所持者

- 競技監督・・・競技役員2級以上（モトクロスに限る）
又はFIMエンデューロオフィシャルライセンス所持者
 - 車検長・・・競技役員2級以上（種目問わず）所持者
 - 計時長・・・競技役員2級以上（種目問わず）所持者
- 5-2 競技役員不適格者
すべての競技役員は、ライダー、スポンサー、メカニックまたはプロモーターとして当該競技会に参加している者であってはならない。
- 5-3 車検長
主催者より任命される車検長は、MFJ規則並びに大会特別規則に車両や装備が適合しているかどうか確認しなければならない。
- 5-4 競技監督の役務
- 5-4-1 競技監督は、大会の健全な運営と管理に対する責任を有する。
- 5-4-2 すべての競技役員が揃い、各役務に従事する準備が整っていること及び安全管理・医療体制に関わるスタッフが揃っていることを把握し、かつ、コースおよびセクションのすべてが良好な状態を保つことに従事する。
- 5-4-3 MFJ規則が遵守されているかどうかを判断し、審査委員会にペナルティーを上申する。
- 5-4-4 ライダーと車両が登録されたものと相違無いか、及びライダーが競技参加資格を有しているかを確認する。競技参加に不適切である行為が行われた場合のペナルティー（ライセンス停止・競技参加資格剥奪等）を「国内規律裁定委員会」へ上申する。
- 5-4-5 安全上の理由または不可抗力による事由（天災等）が発生した場合に、コース変更・競技時間の変更・一時的な大会の停止・大会の一部キャンセル等を判断する。
- 5-4-6 安全上の理由によりライダーまたは車両のスタートを拒否する、当該ライダーを大会から除外とすることを判断する。
- 5-4-7 競技役員または主催者の任命したスタッフの指示を無視するいかなる人間をもコースまたはセクションから離れるよう命令することができる。
- 5-4-8 すべての決定事項、提出された抗議に対する裁定事項を審査委員会に報告する。
- 5-4-9 タイムキーパー及びその他役員からのレポート、また、その他審査委員会にレポートしなければならない全ての情報をまとめる。また、大会の暫定結果の承認を得る。
- 5-5 タイムキーパー
大会に使用するタイムキーピングシステム（計測・集計機器）を扱うことができるタイムキーパーが任命される。タイムキーパーは各チェックポイントにおいて、競技役員及びライダーにわかるよう、公式タイムを表示する時計を準備しなければならない。
- 5-6 大会審査委員会
審査委員長、審査委員及び競技監督、車検長は、主催者によって任命される。大会審査委員会は、奇数となる人数で構成され、決議が同数の場合は審査委員長が決定票を投じる。
- 5-7 審査委員長の役務
審査委員長の役務は以下のとおりとする。
- 5-7-1 主催者が発行する公式通知及び変更事項の承認
- 5-7-2 競技監督の報告に基づく罰則対象選手に対するペナルティーの承認

- 5-7-3 すべての抗議に関する裁定
- 5-7-4 大会リザルトの承認
- 5-7-5 大会の中止・中断の最終決定
- 5-8 審査委員会の権限

審査委員会は、MFJ規則ならびに大会特別規則に則り、大会の公正な運営を監視する責任に基づき、競技監督をはじめとする大会運営すべてに対する発言権を有する唯一の最高決定機関とするが、その機能はスポーツとしての運営分野に限定され、大会の法的責任は主催者にあるものとする。審査委員会は、大会中に発生するすべての抗議を裁決し、競技監督・主催者からの要望または独自の権限に応じて大会の開始を遅らせることができる。また、安全上の理由または不可抗力による事由（天災等）が発生した場合に、大会全体の中止・大会の一部キャンセル等を判断することができる。審査委員会は、MFJ国内競技規則に明記されている条件に則っていかなる罰則も裁定しなければならない。

6 ポイント集計方法

- 6-1 全日本クラスに出場し、上位の成績を取めた選手に対し、以下のポイントスケールに則りポイントが与えられる。複数日数（2日間等）開催の場合は1日毎の成績に対しポイントが与えられる。

| | | | | | | | | | | |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 順位 | 1位 | 2位 | 3位 | 4位 | 5位 | 6位 | 7位 | 8位 | 9位 | 10位 |
| 得点 | 25 | 22 | 20 | 18 | 16 | 15 | 14 | 13 | 12 | 11 |
| 順位 | 11位 | 12位 | 13位 | 14位 | 15位 | 16位 | 17位 | 18位 | 19位 | 20位 |
| 得点 | 10 | 9 | 8 | 7 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |

※出走台数4台以下は不成立

※完走者にのみポイントが与えられる

ファイナルクロスが開催される場合は、2日目の結果に含むものとする。

- 6-2 2日間で構成された競技会で、大会初日に順位を得られなかったライダーは、2日目も以下の条件下において、スタートが許可される。
- 6-2-1 最終タイムコントロール地点でタイムカードに記された予定時間経過後60分以内に車両を提示する（予定時間前は不可とする）。
- 6-2-2 その場合の車両は競技前にマーキングされたオリジナルフレームでなければならない。
- 6-2-3 その場合の車両はノイズコントロールを含む車検を完全に受けていなければならない。
- 6-2-4 競技監督より失格を通告されたライダーは、大会審査委員会の許可を必要とする。
- 6-3 その日の最終結果で同順位が生じた場合、当該ライダーにはそれぞれ当該順位のポイントが与えられ、その次に位置するライダーは、その順位によるポイントが与えられる。
例：ライダーA 28' 20" 10ポイント
ライダーB 28' 20" 10ポイント
ライダーC 30' 00" 9ポイント

- 6-4 シリーズを通して全日本クラスにおいて最も多くポイントを獲得したライダーが全日本チャンピオンとされる。シリーズランキングにて同ポイントとなった場合は、国内競技規則書55頁付則「全日本選手権ランキング決定基準」に基づいてランキングを決定するものとする。

予告：2008年より、全日本クラスは技量レベルを考慮した2つのクラスに分けられる。

7 順位及び結果（競技終了前の中止）

審査委員会によって競技が中止された場合、競技再開は行われない。

- 7-1 万一、競技が総走行距離の半分（50%）を出走台数50%以上のライダーが終了する前に中止された場合、当該イベントは無効とされる。
- 7-2 万一、大会が競技終了前で中止された場合、審査委員会はイベントを無効とするかまたは状況に準じた正当性のある結果及び賞を宣言することができる。

8 ライダーライセンス

ライダーは、全日本クラスに出場する場合、有効なMFJエンデューロライセンスを所持するものとする。また、一般公道を利用する競技会の場合は、道路交通法上、当該車両運転可能な運転免許証を所持するものとする。

9 エントリー

競技に参加を希望する者は、大会主催者の用意する所定のエントリー用紙に必要事項全てを記入し、締切日までに主催者宛に送付しなければならない。

全日本エンデューロクラスのエントリー締切日は、当該大会開催日（2日間の場合はその初日）の1ヶ月前までに大会主催者宛必着を原則とするが、大会特別規則に記載された場合はそれに従うものとする。

10 車両の仕様

- 10-1 一般公道を使用する競技会の場合、道路交通法に則り、一般公道走行可能とされる正規登録及び自賠責等の保険手続きが完了しているナンバー付き車両のみ出場することができる。
- 10-2 ゼッケンナンバープレート
全日本クラスにおけるゼッケンナンバープレート色は赤地に白文字とする。
- 10-3 その他車両装備品
一般公道を使用する競技会の場合、正常に作動するフロントおよびリアブレーキによって作動するストップライト、フロント、リアライト、スピードメーター及び大会特別規則（SR）に規定される装置は義務付けとする。車両の登録ナンバーは、マシンのリヤマッドガードに確実に固定されていなければならない、わん曲したり折り曲げたりしてはならない。
一般公道を使用しない競技会の場合、または大会特別規則に記載された場合、ナンバープレートや保安部品等を取外すことも可能とする。
エンジン始動の状態ですべての電装装備への電力の同時供給は、ジェネレーターによって行われなければならない（バッテリー、乾電池等による独立した回路は認められない）。
- 10-4 サイドスタンド
車両保管所（パルクフェルメ）にある車両は、安定性を確保するためにサイドスタンドが取り付けられていなければならない。スタンドは、車両フレームの一部として販売時についているものが望ましい。

10-5 エキゾーストシステム
各車両には、エンデューロ技術規則に準拠したエキゾーストパイプ及びサイレンサーが装備されていなければならない。

10-6 車両のオリジナルパーツ
事前車検（大会特別規則に時間等詳細について明記される）において合格した5つのパーツは以下の方法でマーキングされる。マーキングされたパーツは、競技会中、常に車両に装備されていなければならない。また、競技会終了後の最終車検時にマーキングされたパーツが適切に装備されているかどうかを確認される。オリジナルパーツを交換したり、本規則に準拠しないことは禁止される。本規則に違反した場合は、失格とされる。

| パーツ | マーキング | 数 | マーキングの位置 |
|-----------|-------|---|-------------|
| フレーム（メイン） | ※ペイント | 1 | ステアリングヘッド右側 |
| ホイール（ハブ） | ※ペイント | 2 | 各ハブ |
| クランクケース | ※ペイント | 1 | 右側 |
| サイレンサー | ※ペイント | 1 | |

※マーキングには塗料または剥がれにくいステッカーを使用すること。

※ホイールハブ、クランクケース及びサイレンサーにマーキングされるペイントは耐熱性のものでなければならない。

10-7 音量テスト
車両は、事前車検時に行われる音量テストに合格し、オーガナイザーによってマーキングされなければならない。

このテストにおいて、マシンのエアフィルターボックスの吸気側を塞いだりしてはならず、エアフィルターエレメントを除き、いかなる素材（スポンジ、布、気泡素材等）もエアフィルターボックス内に取り付けてはならない。

サウンドレベルメーターテストに影響を与えるようなエキゾーストシステムへのオリジナル部品以外のいかなる部品も取り付けは認められない。メーカーによるマニフォールドへのエキゾーストバルブシステム（例：EXUP）のみ認められる。セッティングは自由とする。

大会期間中（各日終了後にバルクフェルメに入る前を含む）、車検長は、競技監督または審査委員会メンバー監督のもと、車両へのいかなるテストも実施することができる。この検査に要する時間は、ライダーに与えられる。

事前車検における音量テストで音量規定値（大会特別規則に定める）の最大レベルより2dB/A以上超過している場合、当該ライダー及び車両の出走は認められない。

ライダーは、主催者が指定する事前の音量テスト時間内であれば、何度でもテストを受けることができる。

10-8 サイレンサーの交換
競技会中、破損等によりサイレンサーを交換する場合、ライダーは交換後のサイレンサーに事前の車検時にマーキングされた色と異なるカラー（またはステッカー）でマーキングを受け、次回タイムチェック時に提示しなければならない。競技終了後、30分の許容時間内に音量テストが行われる。テストに合格した場合、サイレンサーは公式ペイント（またはステッカー）でマーキングされる。合格しない場合、ライダーは失格とされる。

- 10-9 修理およびテストの方法
サイレンサーを修理または交換しようとするライダーは、第1日目終了時で最終タイムチェック後にバルクフェルメに入る前であれば行うことができる。その作業は、競技役員管理下で行うこととする。ライダーには、作業時間として30分が与えられる。この規則は、競技監督により指示を受け車両のテストを受けた場合にも適用される。

11 車両の検査

- 11-1 車両の検査
- ・車両の検査は、競技会会場にて行われなければならない。
 - ・車検長の要請に従いライダーは自分の車両を車検場に自分で持ち込まなければならない。
 - ・競技会中のいかなるときでも、ライダーは自分の車両が規則に準拠していることに関して責任を持たなければならない。
 - ・競技役員は、任意のタイムチェックにおいて、各車両のすべてのマーキングパーツを確認しなければならない。
 - ・万一、規定パーツにマーキングされていない場合や疑わしき場合は、タイムチェック担当の競技役員が事前車検と異なった色のペイント（またはステッカー）で該当パーツにマーキングを施す。最終タイムチェックにおいて競技監督が当該選手のマシンを確認し、大会審査委員会に報告しなければならない。
 - ・それぞれの車両は規則に準拠した状態でなければならない。
 - ・大会期間中において、審査委員会および競技役員は、危険と判断した車両を失格とすることができる。
- 11-2 燃料
すべての車両は、無鉛ガソリンを使用しなくてはならない。燃料に関する違反があった場合、当該ライダーは失格とする。

12 大会運営について

- 12-1 車両の変更
エントリー締切日以降、車両及び参加クラスの変更は、その理由を明確にし、書面で提出しなければならない。変更申請手続きは、第1回公式車両検査開始時間の最低24時間前までに大会主催者に提出され、競技監督および審査委員会にて承認されなければならない。
- 12-2 バルクフェルメ
すべての競技会は、コース上で費やされる以外の時間及び規定されている各日スタート前の時間（朝の10分間のワークタイムを除く）において、車両は主催者の管理下に置かれるというバルクフェルメシステム（閉鎖管理）で運営される。
- 12-2-1 管理方法
バルクフェルメには入場者を制限することの出来るフェンスで囲われた場所が含まれていなければならない。その境界は明確に区分され、競技監督の指示によって任務を受けた競技役員のみがその進入を許可される。第三者の入場を制限することができるよう、十分な数のオフィシャルにより管理されなければならない。この場所には、スターティングエリアに通じる出入口が1箇所のみ明確に設けら

れ、それ以外の出入口は設定しないこと。閉鎖管理に携わる競技役員は、誰が見ても（特にライダーから見て）識別できるウェア（またはベスト）を着用していなければならない。いかなる理由があっても、審査委員会メンバー、役務を遂行する当該オフィシャル、車両の搬入出を行うライダー以外の者がバルクフェルメに入退場することは禁止される。最終のタイムチェックを受けたライダーは、エンジンを停止し、遅れることなく車両をバルクフェルメ内に移動しなければならない。タイムチェックからバルクフェルメに移動する途中、車両への給油並びに調整は一切禁止される。

12-2-2

違反行為

大会期間中バルクフェルメ内で、ライダーが以下の行為を行うことは厳禁とされ、違反した場合、失格または他のペナルティーを与えられることがある。

12-2-2-1

他のライダーのマシンに触れる

12-2-2-2

搬入出のため以外の理由で自分自身のマシンに触れる

12-2-2-3

エンジンを始動させる

12-2-2-4

いかなるライダーもバルクフェルメ内で喫煙した場合は、失格とされる。

12-2-2-5

バルクフェルメ内のマシンはいかなるものでカバーされてはならない。

12-2-3

スターティングエリア

スターティングエリアは、バルクフェルメの一部とし、スタートシグナルまたはスターティングラインが表示されたエリアで、ライダーがスタートを待つ場所のことを指す。

12-2-3-1

審査委員会メンバー、競技監督から指定された競技役員、バルクフェルメ出口付近のスタート地点に集合しているライダーを除き、スターティングエリアへの立ち入り及び援助行為は禁止される。

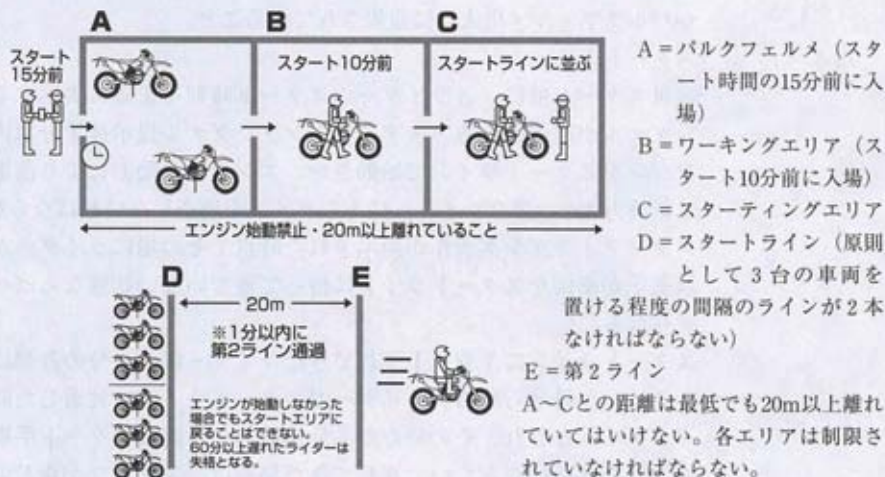
12-2-3-2

スタートシグナルが出されるまで、このエリアでの車両作業は禁止される。

12-2-3-3

大会主催者が、登録されたプレスのスターティングエリアへの入場の可否及び人数そしてその条件について決定する権限を持つ。

参考例：バルクフェルメ及びスターティングエリア



12-2-4

車両の保管

競技者の車両は、大会特別規則（SR）に明記されている時間から第1日目のスタートまでと第1日目の終了時点から第2日目のスタートまでの間については、大

会主催者の管理にもとづき、バルクフェルメにて保管されなければならない。

- 12-2-5 エンジン始動
 スタートエリア内のウェイトングゾーンで車両のエンジンを始動させることは禁止される。違反した場合、失格または他のペナルティーを与えられる。また、スタート合図が出される前にスタートライン上でエンジンを始動させることも禁止される。本事項に違反した場合、1分のペナルティーが科せられる。

13 スタート

- 13-1 ゼッケンナンバー
- 13-1-1 前年度全日本クラスに出場し、ポイントを獲得したライダーには、ランキングに基いた年間指定ゼッケンが与えられる。この番号は、当該年度に開催される全日本クラス全戦にて適用される。年間指定ゼッケンの対象外選手は、エントリー時に当該大会主催者より番号が与えられる。
- 13-1-2 全日本クラスに出場する全てのライダーは、ジャージまたはプロテクターの背中に選手氏名とゼッケン番号を印刷することを推奨する。選手氏名は1文字100×100mmの範囲内において、ゼッケン番号は1文字縦200mm×横150mmの範囲内において印字する。書体および色は特に指定しない。
- 13-2 スタート順
 大会特別規則に従い、与えられたゼッケン番号に基き、スタートする。
- 13-3 スタートの準備
 ライダーは、大会公式通知に記載された時間に基き、車両をバルクフェルメ出口からスタートエリアに移動するためだけにのみ、スタート時間の15分前にバルクフェルメに入ることが許可される。但し、移動はライダー自身でエンジンを停止させた状態で押し移動しなければならない。バルクフェルメ（スタートエリアを含む）における車両への作業は一切禁止される。違反した場合、失格または他のペナルティーが科せられる。オフィシャルタイムを表示する時計がバルクフェルメ出入口に設置されていること。
- 13-4 スタート方法
 各日スタート前に、各ライダーのスタート時刻を正確に表示するスタートリングシグナルが提示される。スタートリングシグナル提示後1分以内にライダーはエンジンをスタートラインで始動させ、エンジンの動力により前進し、スタートライン前方20m（第2ライン）にあるラインを通過しなければならない。
 スタートリングシグナルが提示された時点でその場にライダーがいない場合、当該選手が車両をスタートラインに持ってきていない状態ならばペナルティーが科せられる。
 スタートラインに1分以上遅れてきたライダーは、1分の遅刻につき1分のペナルティーが科せられる。ライダーがスタートラインに到着した時刻が新しいスタートタイムとされ、その時点で1分が経過する間にスタート手順を遵守し、スタートしなければならない。遅れてきた場合は、スタッフが新しいスタート時間をカードに記入する。60分以上遅れたライダーは、失格とされ、スタートすることは認められない。
- 13-5 エンジン始動
 全ての車両はキック式、機械式または電気式等のスタート装置により始動するも

のでなければならない。始動させる為に駆動ホイールを回転させること（押しがけ）は禁止される。第2ラインまでにエンジンが停止してしまった場合、再始動させスターティングシグナル提示から1分以内に第2ラインを通過すればペナルティは科せられない。

スターティングシグナル提示後1分以内に20m先のスタートライン（第2ライン）を通過できなかったライダーは、10秒のペナルティーが科せられる。エンジンをスタートしなかったためにペナルティーを受けたライダーは、20mライン（第2ライン）を通過した後、いかなる方法を用いて始動させることができる。

スタートに失敗またはスタートラインと20mライン（第2ライン）の間でエンジンが停止して再始動できなかったライダーは、スタートエリアに戻ることはできない。他のライダーの妨げとならないように進行方向に車両を押し、20mライン（第2ライン）を通過しなければならない。

コースインは必ずスタートラインを通過することが義務付けられる。

13-6

審議対象者のスタート

審議対象者となったライダーがスタートを希望する場合、大会特別規則に記載された手順に従い、バルクフェルメに保管されていた場合のみスタートすることが認められる。ライダーが出走の権利を失う場合は、審査委員会により失格が確定された時のみである。

14 燃料補給

- 14-1 燃料補給方法
- 14-1-1 補給は、オーガナイザーが禁止していない限り、全てのタイムチェック場所における白旗と黄旗の間にあるオーガナイザーにより指示された公式補給所でのみ行うことができる。
- 14-1-2 ファイナルタイムチェック前の最終補給所は最終作業エリア内になければならない。
- 14-1-3 黄旗とタイムチェックテーブル間での補給は禁止される。
- 14-1-4 補給に関わるいかなるタイム加算も認められない。
- 14-1-5 スタートエリアにおける燃料補給は認められない。
- 14-1-6 車両に固定されたタンク以外に燃料を携帯することは認められない。
- 14-1-7 いかなる発火性の強い液体をもライダーが携帯することは禁止される。
- 14-1-8 車検員は、いかなる場所でも検査をすることができる。
- 14-1-9 指定されたエリア以外で補給を受けてはいけない。
- 14-1-10 補給中は、エンジンを停止させなければならない。
- 14-1-11 燃料補給中、各チームおよび選手は燃料補給ポストの近く（最大5mの範囲内）に消火器を準備することを推奨する。
- 14-1-12 40kmごとに最低1箇所の補給場所が設定されていなければならない。
- 14-1-13 補給エリアにおけるいかなる溶接作業も禁止とする。
- 14-2 燃料補給に関する外部からの援助
補助及び外部からの援助は、補給可能な指定されたタイムチェック（白旗と黄旗の間）及び最終タイムチェック区間（作業エリア）に限り認められる。ただし、マシン整備はライダーのみ認められる。
タイヤ交換はライダーのみ作業することが認められ、この作業は最終タイムチェック時の作業エリアでのみ行うことができる。チェーン潤滑油は、補給エリアで

のみ認められる。上記以外の場所における外部からの援助は一切認められない。タイムチェック（白旗と黄旗の間）及び最終タイムチェック（作業エリア）では、競技役員の視野からライダー・車両を隠すための柵や囲いが設置されることは禁止される。

15 環境保護

燃料が地面にこぼれることを防ぐ機材（総称して「環境保護マット」と呼ぶ）の使用は、オーガナイザーが燃料補給を認めた場所でその使用が推奨される。このマットの最低寸法は、車両のホイールベース長及びハンドルバー幅以上のサイズのもの望ましい。

16 外部からの移動装置の禁止

競技会中はすべて、タイムチェック時の補助員以外、車両は、エンジン動力・その車両で参加しているライダーの体力・自然の力でのみ移動する。

17 その他の外部からの援助

「外部からの援助」とは、ライダーまたは役務に従事している競技役員以外の者が車両に接触することを指す。

タイムチェック及び当該日の最終タイムチェックにおける作業エリアでのみ、以下の行為に関する外部からの援助が認められるが、1台の車両に同時に接触できる人数は、ライダーを除いた1名に限定される。

- 17-2-1 布やスポンジによるゼッケンナンバープレートの清掃
- 17-2-2 キャップの開閉を含む燃料、ギアオイル、エンジンオイル、冷却水の注入
- 17-2-3 ブレーキオイルのエア抜き作業の補助
- 17-2-4 タイヤの空気圧の調整
- 17-3 指定された区域以外での補助が認められる場合競技終了直前のタイムチェックを除く全てのタイムチェックにおいての布やスポンジによるゼッケンナンバープレート清掃についての補助員は、ライダーを除いた1名に限り認められる。
- 17-4 工具についてエアまたは電動工具の使用は禁止される（バッテリーパワー工具は認められる）。電動またはエア工具の違反は、失格または他のペナルティーが与えられる場合がある。エンジン式やコンセントからの電源が必要な工具の使用及び洗車機や水道から直接ホースを使用しての洗車等は禁止される。タイヤに空気を入れるためのコンプレッサーの使用は認められる。ただし、朝のワーキングエリアへのコンプレッサーの持ち込みは禁止される。

18 禁止される伝達方法

ライダーは、いかなる者とも無線の受信・発信を行ってはならない。違反した場合は失格とされる。

19 リタイア

競技会からリタイアしたライダーは全て、競技用ナンバープレートを消すか取り外さなければならず、他のライダーの同伴として走行ルートを継続して走行することは認められない。本規則に違反した場合、当該ライダーは、資格停止とされ、同伴を許したライダーは失格または他のペナルティーが与えられる。リタイアするライダーは、大会本部へリタイアすることを申告し、速

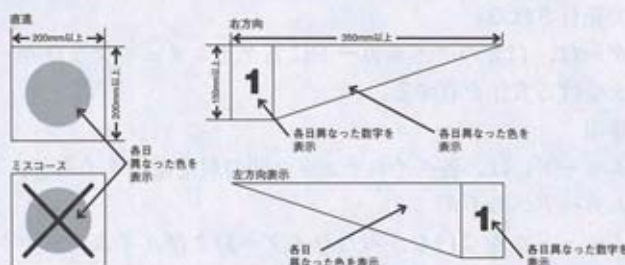
やかにタイムカードを競技役員に提出しなければならない。

20 ルートマーキング

20-1 ルートマーキングの定義
 オフィシャルルートは、ルートカードに記載され、マーキングされていなければならない。公式距離は正確な距離で発表される。ルートマークは、各日異なった色を使用しなければならない。もし、ライダーがルートカードに記載されているルートから外れた場合や逆走してしまった場合等、当該ライダーは、失格または他のペナルティーが与えられる。

20-2 ルートマーキング
 ライダーが明確に指定したルートを通るコース（例：牧草地、遊歩道等）が設定された場合、主催者はライダーの走行する通路を詳細かつ明確に表現するために、ポスト間を矢印で繋ぐ形で表示しなければならない。ルートマーキングにおける特別なサインの見本がスターティングエリアにおいて表示されていなければならない。ルートマーキングで使用されるサインまたは表示物は防水素材のものでなければならない。

◆参考例（大会により仕様が異なる）



21 交通法規

ライダーは競技会開催中、開催地で適用されている交通法規を準拠しなければならない。

22 通行不可能な箇所

競技監督が、大会に使用しているコースの中で通行不可能となった箇所または外部の援助無しでは通り抜けることが不可能であると判断した箇所は、次点のタイムチェック箇所までの区間を競技から除外することができる。この場合、修正は適格かつ公平に実施されなければならない。この決定は審査委員会により承認されなければならない。

23 タイムチェック

タイムチェックは黄旗で表示され、このエリアは、第三者の進入および外部からの援助を制限されることから、パルクフェルメとして考慮される。

- 23-1 設置箇所
- 23-1-1 各日走行開始地点のスターティングエリア出口
- 23-1-2 各日走行終了地点のパルクフェルメ入り口
- 23-1-3 コース中の主催者が指定した箇所
- 23-2 設定の基準

タイムチェックは、各タイムチェック間の走行タイムとともにルートカードに表示される。距離は「キロメートル (km)」で表示される。

タイムチェック間の距離は、5km～35kmが推奨される。タイムチェック間の最大平均速度は50km/hとする。2つのタイムチェック間に割り当てられた時間が、安全上または遵守すべき交通法規上困難な場合、競技監督及び審査委員会は、割り当てられた時間の延長または当該クラスに出場する70%以上のライダーがタイムペナルティーを受けた場合にはそのペナルティーをキャンセルすることができる。

23-3 スケジュールの変更

不可抗力の理由（天候の悪化等）により競技監督は、スタート前または各ラップの前に遅れることを見込んだタイムスケジュールの変更をすることが出来る。

24 タイムカードとルートカード

24-1 受渡し方法

1日目走行用のタイムカード及びルートカードは、事前車検または1日目のバルクフェルメ進入時点で発行される。2日目の走行に関しては、1日目終了後にバルクフェルメを退場する時点、または2日目の走行前にバルクフェルメへの進入時点で発行される。

ライダーは、自分のタイムカードに各タイムチェック及びルートチェックのスタンプを受ける責任を有する。

24-2 記載事項

タイムカードには、各タイムチェック間の規定走行タイムが表示される。

24-3 タイムカードへの不正

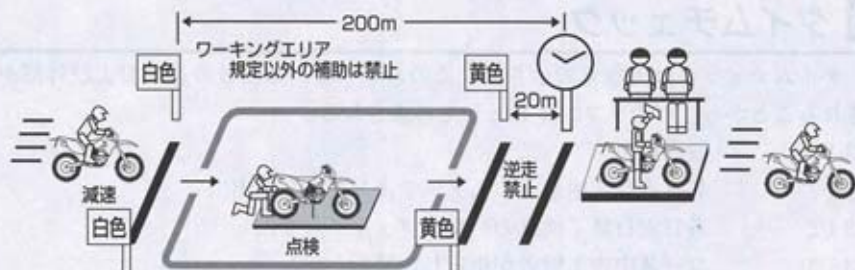
タイムチェックを受けなかったライダーおよびタイムチェックにおいてタイムカードにスタンプを受けなかったライダーや大会主催者に虚偽の申告をするための修正や記録の抹消、他のライダーのカードを使用する等の不正行為があった場合は、失格または他のペナルティーが与えられる。

24-4 タイムカードの紛失

不可抗力によりタイムカードを紛失した場合、次のタイムチェックの担当競技役員より新たなカードを受け取らなければならない。その新しいカードは、それを受け取ったチェックポイント以降に使用されなければならない。

主催者または当該タイムチェック担当競技役員は、カードを無くしたライダーへ新しいカードを供給しなければならない義務を有するが、タイムカード再発行に要した時間について主催者の責に問うことはできない。

タイムチェック（標準）



- 24-5 タイムチェックの表示
タイムチェックはコントロールテーブルの200m手前のトラック両サイドに白旗が立てられ、コントロールテーブル20m手前に黄旗が立てられることによって示される。
サービス及びアシスタンス（ワーキングエリア）の無いタイムチェックの場合、コントロールテーブル70m手前のコース両サイドに白地に黒の×印の旗と20m手前に黄旗が立てられることによって示される。
- 24-6 タイムチェックの手順
タイムチェック用の公式タイムを表示する時計と同じ時刻を表示する時計がコントロールテーブル20m手前の黄旗の提示箇所付近に設置される。
黄旗地点をライダーが車両とともに通過したら（または競技役員の要求に従って）、ライダーは速やかにタイムカードをコントロールテーブルに提出しなければならない。
タイムチェックへの到着時間とは、車両のフロントホイールが、2本の黄旗地点にあるラインを通過した時点とする。
ライダーは、黄旗地点とコントロールテーブルとの間で停止することは禁止される。停止した場合、タイムペナルティーとして1分加算される。
各日の最終タイムチェックでは、予定されている時間前であっても、ペナルティーを科せられることなく最終タイムチェックを受けてパルクフェルメまで行くことができる。
各タイムチェックにて、オーガナイザーは時間順に記載されたチェックリストに通過したライダーのゼッケン、通過時間（分まで）を記載する。事前にライディングナンバー順にライダー名が記載された通過管理リストは認められない。
- 24-7 プレフィニッシュ
最終サービスエリアの手前には、サービス（供給）無しでアシスタントが認められない事前最終タイムチェック（プレフィニッシュ）が設けられる。ライダーは、このタイムチェックから最終タイムチェックに行くまで15分間が与えられる。
- 24-8 タイムチェックペナルティーの計算
タイムチェック間の定められたタイムを守らなかったライダーは、1分早着（または遅着）につき、1分のペナルティーが科せられる。
タイムチェックの到着時刻は、次の区間のスタート時刻となる。

25 タイムリミット

タイムチェックに60分以上遅れてきたライダーは、自動的に当該日の競技から失格とされる。ただし、審査委員会が当該選手の失格を最終的に決定し、競技役員から出走停止の合図があるまでは、ライダーは任意で競技を継続することができる。

万一、不可抗力の事態が発生しライダーがこれを理由に遅れた場合（例：重大事故が発生し人命救助のために停止しなければならなかった為に延着となった場合等）その事由を審査委員会に証明することを以って、情状酌量の裁定が検討される。これは本人以外の他のライダーからの申し立ては一切認められない。

26 ルートチェック

- 26-1 全てのタイムチェックでタイムカードにスタンプを押すことに加えて、ライダーはオフィシャルルートチェックでマーキングを受けるためにルートカードを提示

しなければならない。ルートカードにマーキングをするかしないかは、ルートチェックの50~200m手前の左右どちらかに青旗を提示することで示される。ライダーが停止しなかった場合、失格とされる。

- 26-2 各ルートチェックにおいて主催者は、各ライダーのゼッケン、到着順、ライダーが通過した時間を記すチェックリストを持たなければならない。
- 26-3 各チェックリストで、完全にスタンプされたカードを提示できないライダーや、通過した記録の無いライダーは、失格または他のペナルティーが与えられる場合がある。

27 スペシャルテスト

スペシャルテストは、1日あたり最低15kmで、2種以上のテストが設定されていなければならない。悪天候等の不可抗力による事由により実施不可能と審査委員会が判断した場合は、その限りではない。

また、スペシャルテストのコースは、主催者の許可する場合、その時間帯に限り歩いて下見することが許可される。ただし、車輪のついた乗り物を使用しての下見は禁止される。

全てのステージにおいて境界線が無い場合はテープで境界線を示す。

主催者は、フィニッシュラインならびにフィニッシュラインより30m先地点に停止ラインを明確に表示し、ライダーはフィニッシュライン通過後30m以内で停止してはならない。

スタートは、スタートライン上に待機する車両のエンジン始動状態から行われる。

タイムキーピングは1/1~1/100秒で計測される。

なお、テスト開催場所は大会特別規則にて公示され、主催者により規制される。

各テストにおいて定められた平均スピードを超えるライダーがある場合、当該テストにおける以降のラップをキャンセルとする。

27-1 クロステスト (CT)

クロステスト (CT) のコースは、スタートとゴールが隣接し、1~6 kmのコースが設定されていること。閉鎖されたクロステストコースは、使用される48時間前までに告知されていなければならない。

コースは平均スピードが50km/h以下となるように設定されなければならない。

27-2 エンデューロテスト (ET)

各日において、最低1回のエンデューロテストが設けられなくてはならない。エンデューロテスト (ET) のコースは、スタートとゴールが隣接し、全車通行可能な1~6 kmのコースが設定されていること。

また、規則に明記された安全対策が遵守されており、平均スピードが50Km/h以下となるように設定されなければならない。

27-3 エクストリームテスト (XT)

主催者はエクストリームテスト (XT) を開催することができる。エクストリームテストの最大距離は±1 Km~±3Kmとし、障害物が設置され、規則に明記された安全対策が遵守されており、平均スピードが25Km/h以下となるように設定されなければならない。

27-4 ファイナルクロステスト

2日目の完走者に限り、参加資格を得られる。

2日目の順位によって最大30名ずつに、グループ分けされ、30台以内での一斉スタートで、1 Km~5 Kmのコースを数周し、タイムを競い、走行タイムがそのま

- ま順位に反映される。
- 27-5 外部からの援助
 主催者より任命された競技役員を除き、スペシャルテストにおける外部からの援助は一切認められない。本規則に違反した場合、タイムペナルティーとされ、スペシャルテストで最も遅いタイム基準である5分が加算される。

28 スペシャルテストの注意事項

不可抗力でテストコースから外れてしまいコースから外れた地点以外からコースに戻った場合、フィニッシュタイムに5分加算のペナルティーとされる。

自発的にコースから外れた場合、またはショートカットした場合、失格または他のペナルティーが与えられる場合がある。

安全上の理由から主催者が変更することを除き、エントラントがスペシャルテストのコース変更を行うことは禁止される。

29 スペシャルテストのタイムチェック

スペシャルテストのスタートはスタートサインが表示され、フィニッシュにはエンドサインが表示される。コースを表示するマーキングが施されなければならない。主催者から任命された競技役員がスタートシグナルを表示する。フィニッシュラインを通過したライダーは停止することなく表示されたルートを行進しなければならない。スペシャルテストのタイムはライダーがフィニッシュラインを通過した時点で計測される。

30 最終車検

競技終了後30分以内に、競技を終了した車両の中から1台もしくは数台のエンジンが検査の対象とされる。

改造による排気量の拡大が発覚した場合、当該ライダーは、大会から失格とされる。

31 ペナルティリスト

- | | |
|------|---|
| 31-1 | <p>タイム</p> <ul style="list-style-type: none"> — スタートエリアでスタート合図前にエンジンを始動させた…1分加算 — スタート合図後1分以内に20mラインを通過しなかった…10秒加算 — スタートラインへの到着遅れ1分毎1分につき…1分加算 — タイムチェックで、黄旗とコントロールテーブル間で停止しない…1分加算 — タイムチェックに早着または延着：1分間毎につき1分につき…1分加算 |
| 31-2 | <p>スペシャルテスト</p> <ul style="list-style-type: none"> — スペシャルテスト (CT, ET, XT) タイムキーピングは、1/1~1/100秒で計測される。 — 偶発的にテストコースから外れ、その外れた地点からコースに復帰しなかった…ライダーの計測タイムに5分加算 — 計時テストのコースを変更した…1分(最低)加算 |
| 31-3 | <p>失格(または他のペナルティー)</p> <ul style="list-style-type: none"> — 最大音量を超えた <li style="padding-left: 20px;">1回目の場合…1分加算 <li style="padding-left: 20px;">2回目の場合…失格 |

※以下すべて失格

- マーキングのミスまたはオフィシャルの代替マーキング
- エンデューロ技術規則の燃料規定違反
- スタート合図前にスターティングエリアで車両への作業を行う
- スポーツコードに反する行動をパークフェルメで取る
- パルクフェルメにおけるエンジン始動
- エンジン始動状態でパルクフェルメに進入する。
- タイムチェックからパルクフェルメまでに燃料補給または補修作業を行う
- パルクフェルメまたは作業エリアでの喫煙
- スタートに60分以上遅れる
- 非公認の補助：スペアパーツまたは工具を作業エリア外または補給タイムチェック以外で受け取る
- オーガナイザーによって準備された補給エリア外での補給または、燃料タンク以外による燃料の携帯
- 補給中にエンジンを停止させなかった
- 補給エリアにおいて溶接作業を行った
- 外部援助が認められたタイムチェック外での外部からの援助を受けた
- 同伴者と認められない方法によりコンタクトした
- 他のライダーと同行した
- マーキングされたルート以外の走行、逆方向への走行、マーキングされたルートを遵守しない
- 公道規則を遵守しなかった
- タイムカード、パンチカードの変更や、他のライダーのカードを使用した
- タイムチェックを逃した
- オリジナルのスタートタイムより60分以上タイムチェックに遅れて到着した
- ルートチェックを逃した、または停止しなかった
- スペシャルテストのコースで練習を行った
- 故意にテストコースを外れた
- エントリー用紙に記載されたエンジン排気量を超えていた

32 競技役員

違反行為があった場合、競技役員は、可能な限り迅速かつ明確に当該ライダーに対しその違反について伝えなければならない。

主催者は、当該大会に携わる競技役員リスト（氏名、ライセンス種類及びライセンス番号）を遅くとも大会前日までに公表しなければならない。

33 公式通知

ライダーは、全ての競技結果・計測結果・距離および決定事項等、主催者が発行する全ての公式通知を厳守しなければならない。

正式競技結果が公表される前に、競技結果や抗議の裁定を告知してはならない。

34 説明の要求

ライダーは競技内容に関わらず、競技結果に関する説明を求める場合、特別規則に定められて

いる時間内に書面にて審査委員会に要求することができる。

35 抗議

当該大会に出場しているライダーのみが抗議保証料10,000円とともに抗議を提出することができる。抗議が受け入れられた場合、抗議保証料は返還される。抗議は、以下に記す時間以内に提出されなければならない。

- 35-1 ライダーまたは車両に関する抗議の場合、当該クラスの最終ライダーがバルクフェルメに到着してから30分以内に提出されなければならない。
- 35-2 1日目または2日目の競技に関する抗議は、暫定結果発表後30分以内に審査委員会に対して提出されなければならない。
- 35-3 審査委員会による事情徴収の結果は、抗議申請が提出された時間から60分以内に書面にて受領する。審査委員会決定に対する如何なる抗議も認められない。
- 35-4 抗議は国内競技規則第3章「**35**抗議」(44頁)による。
- 35-5 抗議は当該ライダーおよびエントラント代表者だけが行なうことができる。

36 規則の解釈

本規則及び大会特別規則(SR)の解釈は、MFJエンデューロ部会および各大会主催者の責任下にある。本規則及び競技に関する疑義は大会事務局宛に質疑申し立てできる。なお、この回答は大会審査委員会の決定を最終的なものとする。

37 結果の発表

全日本クラス各日の完全な結果は、可能な限り迅速に公表されなければならない。いかなる問題が発生した場合でも1日目の結果は2日目のスタート前までに公表されなければならない。

38 表彰式典

表彰式は、最終ライダーのフィニッシュ後2時間以内に行われなければならない。特別な理由が競技監督及び主催者により認められない限り、参加選手は表彰式に出席しなければならない。

39 ISDE (インターナショナルシックスデイズエンデューロ) のトロフィーチーム選考について

MFJはトロフィーチーム(日本代表チーム)としての同大会への出場を認定する。
トロフィーチーム出場選手: 6名
選手選考基準: 2006年度の全日本クラスランキングに基づき、2007年度第1回エンデューロ部会にて選手選考を行い、承認するものとする。

40 肖像権

主催者はエントラント(ライダー・メカニック・補助員)及び選手に同行する関係者全ての氏名・写真等を大会広報のために、テレビ・ラジオ・インターネット・印刷媒体等を使用する権利を有する。また、主催者が認めたプレスが報道目的でこれらを使用することを認める権利を有するものとする。

41 本規則の施行

本規則は、2007年1月1日より有効となる。

2007年 エンデューロ全日本クラスカレンダー

| 日程 | 大会名・会場 | 出場申込先 |
|---------------------|---|--|
| 4月14日 ↓ 4月15日 | 2007エンデューロ全日本クラス第1戦 2007 SUGO 2DAYSエンデューロ スポーツランドSUGO (宮城) ☎0224-83-3111 | スポーツランドSUGO 〒989-1301 宮城県柴田郡村田町菅生6-1 ☎0224-83-3127 FAX0224-83-3697 |
| 8月4日 ↓ 8月5日 | 2007エンデューロ全日本クラス第2戦 2007夕張エンデューロ 北海道夕張市 (北海道) | モトクラブ騎馬民族 夕張XC・夕張ED開催事務局 〒063-0023 北海道札幌市西区平和3-9-6-13 ☎090-6445-6324 FAX011-665-0664 |
| 9月15日 ↓ 9月16日 | 2007エンデューロ全日本クラス第3戦 2007山都2DAYSエンデューロ 御所オートランド (熊本) | 山都2DAYSエンデューロ事務局 〒862-0926 熊本県保田窪1-1-35太田ビル101 ぶるぶる内 ☎096-384-5024 FAX096-384-5204 |

付 30 則

エンデューロ技術規則

MFI ENDURO

1 クラス

全日本クラスは排気量オープンのみとする。

2 テレメトリー

いかなる形式においても、動いているモーターサイクルから情報を得る、または動いているモーターサイクルへ情報を送ることは禁止される。

公式シグナリング・デバイス（主催者が用意する自動計測器）をマシンに搭載することが要請されることもある。

自動ラップタイム計時デバイスは“テレメトリー”とはみなされない。

3 一般仕様

下記の仕様が適用される。ただし、大会特別規則に特記されている場合は例外とする。競技によっては、追加仕様も必要とされ、当該競技会の大会特別規則に詳細が明記される。

- 3-1 フレーム、フロントフォーク、ハンドルバー、スイングアーム、スイングアームスピンドル及びホイールスピンドルにチタニウムを使用することは禁止される。チタニウム合金製のナットとボルトの使用は許可される。
- 3-2 エンジンのシリンダー数は、燃焼室の数によって決定される。

4 フレームの定義

マシンのフロント部のステアリング機構をエンジン/ギヤボックス・ユニット、およびリヤ・サスペンションのすべてのコンポーネントと結合するのに用いられる構造部。

5 始動装置

キックスターターおよびセルフスターターなどの始動装置の装備が義務づけられる。

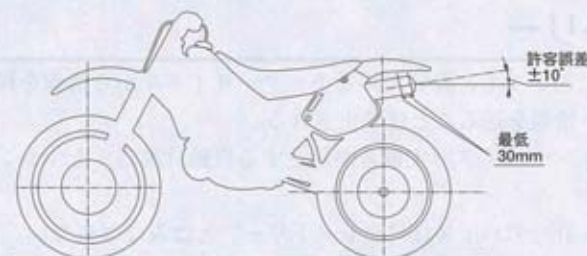
6 オープン・トランスミッション（スプロケット）ガード

- 6-1 カウンターシャフト・スプロケットにはガードが装着されなくてはならない。
- 6-2 チェーンガードは、リヤホイールのファイナル・ドリブンスプロケットとチェーン稼働下部の間に挟まれるのを防ぐために取り付けなければならない。

7 エキゾースト・パイプ

エキゾースト・パイプとサイレンサーは、ノイズ・コントロールに関するすべての条件を満たすものでなくてはならない。

- 7-1 エキゾーストシステムにサウンドレベルメーターテストに影響を与えるような如何なるノン・オリジナルのバルブシステムの取り付けは厳禁とされる。マニュアルアクチャーによってマニフォールドに供給されているエキゾーストバルブシステムのみ認められる。(例: EXUP等) セッティングは自由とする。
- 7-2 エキゾースト・パイプの先端は、最低30mmの長さによって車両の中心軸に対して水平かつ平行でなくてはならない(許容誤差 $\pm 10^\circ$)。また、その先端は5mm以上サイレンサー本体より突出してはならない。全ての鋭利な部分は、最低半径2mm以上で丸みを帯びていなければならない。
- 7-3 エキゾースト・パイプの先端は、リヤ・タイヤの垂直接線より後ろにあってはならない。



8 ハンドルバー

- 8-1 ハンドルバーの幅は600mm以上、850mm未満とする。
- 8-2 ハンドルバーのクロスバーにはプロテクションパッドが装着されていなければならない。クロスバーのないハンドルバーの場合、ハンドルバークランプを広範囲にカバーするためにハンドルバー中央にプロテクションパッドを装着しなければならない。
- 8-3 露出したハンドルバーの先端部分は、固形物質が埋め込まれるかゴムで覆われていなければならない。
- 8-4 レバーのついたハンドルバーとタンクの間で最低30mmのクリアランスをとるためにストップ(ステアリング・ダンパー以外のもの)が設けられ、フルロック状態でライダーの指が挟まれないようにする。
- 8-5 ハンドルバークランプは入念に形成され、ハンドルバーに破損部分が生じないようにされる。
- 8-6 ハンドプロテクターが使用される場合、それは非粉碎素材でなければならない。
- 8-7 軽合金製ハンドルバーを溶接修理することは禁止される。

9 コントロール・レバー

- 9-1 すべてのハンドルバー・レバー(クラッチ、ブレーキ等)は原則として先端部が球状(この球の直径は最低16mmとする)になっていなければならない。この球は平らであってもかまわないが、いかなる場合においても先端部分は丸くなってい

なくてはならない（平らな部分の厚みは最低14mmなくてはならない）。この先端部は常時固定され、レバーと一体となっていてはならない。クローズタイプのハンドガードを装備している場合でレバーの長さを調整するために先端を切断している場合であっても端部は滑らかに丸く処理されていなければならない。

9-2

各コントロール・レバー（ハンド・レバー、およびフット・レバー）は、独立したピボットにマウントされなくてはならない。

9-3 プレーキ・レバーがフットレストの軸をピボットとしている場合、いかなる場合においても（例えばフットレストが曲がる、あるいは変形したという場合）ブレーキ・レバーは作動しなくてはならない。

10 スロットル・コントロール

- 10-1 スロットル・コントロールは、手で握っていないときには自動的に閉じるものとする。
- 10-2 車両は、作動しているエンジンを停止することができる正常に作動するイグニッション・カットアウト・スイッチ（キルスイッチ）が、ハンドルバーの、簡単に手の届く位置に設けられていなくてはならない。

11 フットレスト

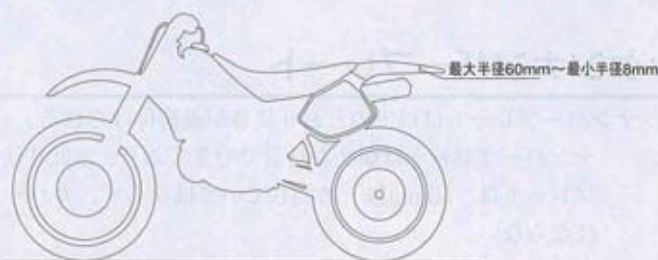
フットレストは折りたたみ式で、通常的位置に自動的に戻るデバイスが装備されていなくてはならない。

12 ブレーキ

すべてのマシンには、最低2つの有効なブレーキが装備されていなくてはならない。ブレーキはそれぞれ独自に操作できるもので、ホイールと同心でなくてはならない。

13 マッドガードおよびホイールプロテクション

- 13-1 マッドガードはタイヤの両側方に張り出していなくてはならない。
- 13-2 マッドガードの後端は丸められていなくてはならず、この丸め方は最低半径8mm以上60mm以内でなければならない。
- 13-3 キャストホイール、または溶接されたホイールが使用される場合には、頑丈なディスクでスポークを覆う形でプロテクションが施されなくてはならない。



14 ストリームライニング（カウリング）

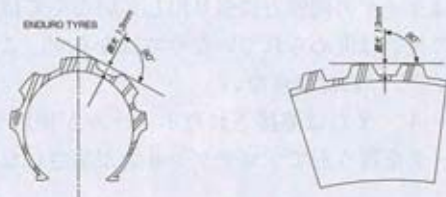
いかなるストリームライニング（カウリング）の装着も認められない。

15 ホイール、リム、タイヤ

- 15-1 すべてのタイヤはリムに装着され、測定は路面から90°のところにあるタイヤの部分で行われる。
- 15-2 マニュファクチャラーが供給した状態のリム、または一体型ホイール（キャスト、モールド、リベット）のスポークを改造すること、あるいは従来の取り外し可能なリムにおけるスポーク、バルブ、または安全ボルト以外のものを改造することは禁止される。ただし、リムに関連してタイヤが動くことを防ぐために用いられることもあるタイヤ・リテンション・スクリュー（ビードストッパー）は例外とする。リムがこれらの目的で改造される場合、ボルト、スクリュー等が装着されていないとはならない。

16 エンデューロ用タイヤ（FIMスタンダード）

- 16-1 フロントタイヤの寸法は自由とする。ただし主催者が公道走行用に適合したタイヤの使用を義務付けた場合を除く。
- 16-2 メタルスタッド、スパイク、チェーン等如何なるアンチスキッド装置の取り付けは認められない。スクープまたはパドル（継続するラジアルリップ）タイヤは禁止される。
- 16-3 タイヤは、通常の販売店または小売店から入手できるもので、一般に入手できるタイヤマニュファクチャラーのカタログ、またはタイヤ仕様リストに掲載されていないとはならない。
- 16-4 これらのタイヤは、荷重・スピードコードに関して“ヨーロッパタイヤ・リム技術機構（ETRTO）”の定める条件に適合し、45M以上の使用等級のものでなければならない。
- 16-5 リヤタイヤのトレッドパターン仕様は以下のとおりとする。トレッドの深さは、トレッド面に対して直角に測定した状態で最大13mmを超えてはならない。（同一の円周上にあるブロックは同じ深さでなくてはならない。



17 ゼッケンナンバープレート

ゼッケンナンバープレートは以下のとおり装着が義務付けられる。

- 17-1 ナンバープレートは頑丈な材質でできており、最低寸法は275mm×235mmとする。
- 17-2 プレートは、50mm以上湾曲してはならず、カバーされたり曲げられたりしてはならない。
- 17-3 フロントに取り付けられる1枚のプレートは水平より30°以上傾斜されてはならない。その他のプレートは各サイドに垂直に取り付けられる。明確に視認でき、車両の一部や乗車状態のライダーの身体の一部がナンバーを隠してしまわないように取り付けなければならない。

- 17-4 ゼッケンナンバーは明確に読める字体でなければならず、太陽光線の反射を避ける為に、地色同様につや消しで書かれていなければならない。
一般に、以下に記す最低寸法が適用される。
- 数字の高さ 140mm
 - 数字の幅 80mm
 - 数字の太さ 25mm
 - 数字と数字の間隔 15mm
- 17-5 英国式数字が適用される。“1”は1本の垂直線で表し、“7”は垂直線無しの単純な傾斜線とする。
- 17-6 サイドゼッケンナンバープレートは、リヤホイールスピンドルを通る水平線より上で、プレートの最前端部はフットレストの後ろ側200mmの垂直線より後方にななければならない。
- 17-7 ゼッケンナンバープレートカラーバックグラウンドの色は、赤とし、数字の色は白とする。
- 17-8 数字の字体について疑義が生じた場合、車検長の判断が最終のものとされる。



18 保安部品

車両及びその装備は一般公道における法的条件並びにその他特別規則に記載されている事項に準拠していなければならない。電気ジェネレーターは、競技会中に継続的かつ正常な電圧供給のために作動するものでなければならない。一般公道を使用しない競技の場合の装備は大会特別規則に明示される。

19 燃料、オイル、およびクーラント

すべての車両は、無鉛ガソリンを使用しなくてはならない。

20 空気

酸化剤として燃料に混合できるのは外気のみである。

21 装備と保護用ウェア

ブラクティス及び競技会の最中、ライダーは以下の保護用ウェア及び装具を着用しなければならない。

- 21-1 ライダーは布、またはレザー製の保護用ウェアを着用しなければならない。皮革製または同等材質で、膝までであるブーツ及びグローブを着用しなくてはならない。胸部にはプロテクター及びバックプロテクションの装着が推奨される。
- 21-2 繊維または全てのウェアの材質とその裏地は、ライダーの肌と直接触れる布地の全ての部分において、耐火性及び摩耗性のものでなければならない。

22 ヘルメットの着用

MFJ公認ヘルメットであることが義務付けられる。

ブラクティスと競技に参加する全ての参加者には、ヘルメットの着用が義務付けられる。ヘルメットはしっかりと固定され、正常にフィットし、状態の良いものを着用する。

23 車検

- 23-1 ライダーは、大会特別規則にて定められた車検時間内にマシンを車検に提出しなくてはならない。
- 23-2 車検長は、競技監督・審査委員長に車検の結果を報告する。その後、車検長は、車検に合格したマシンのリストを作成し、このリストを競技監督に提出する。
- 23-3 車検長は、イベントのいかなるときにおいても、競技参加車両を検査する権限を有する。
- 23-4 車検は、以下の手順に従って行われる。
- 23-4-1 ライダーは、MFJ規則に適合した清潔な車両を提出しなくてはならず、また漏れなく必要事項が記載された車両仕様書を提出しなければならない。ライダー1名に対し1台の車両を使用することができる。
- 23-4-2 最初に音量測定が実施され、検査に合格したエキゾースト・サイレンサーにペイントで印がつけられる。測定された数値がテクニカル・カードに記入される。
- 23-4-3 MFJ規則に適合しているか、安全上問題ないかを確かめるために車両全体的に検査が実施される。車検に合格した車両には、ペイント（またはステッカー）で印がつけられる。
- 23-4-4 検査終了後、ライダーは車両をバルクフェルメに保管させる。
- 23-4-5 車両検査完了後、車検長は競技監督に対し受理されたライダー及び車両名称、音量数値を明記したリストを提出する。
- 23-4-6 大会期間中、到着エリアと出発エリアにおいて、車検員は車両の補修及び変更について、外部からの援助が行われていないか、不正がないか等を管理する。
- 23-4-7 ライダーのタイムチェック時において、車検長は車両修理及びその他技術的補助について管理する。競技中コース上で車両の変更が行われていないか確認するために車両のマーキングの有無も厳重に管理する。
- 23-4-8 各日の到着時において、車検員は全てのパーツ及び車両の状態について確認しなければならない。ライダーにはサイレンサーに関してのみ補修または交換するための追加時間（30分）が与えられる。
分解検査対象とされた車両を除き、参加者は、マシンプール解除から20分以内に車両を引き取らなければならない。
バルクフェルメを管理する競技役員は、マシンプール解除から20分を過ぎてもなお残されている（まだ取りに来ない）車両に対し一切責任を負わない。
- 23-4-9 競技会最後の到着時、全てのマーキングパーツが管理された後、車両は抗議が提出されるかまたは分解検査が必要とされた場合に備え、バルクフェルメに30分間保管される。
- 23-4-10 もし、車両またはその一部が完全に分解されなければならない場合、車両またはそのパーツは密閉された、分解検査に必要な器具の整っている場所に運ばれ、大会審査委員会に任命された車検員立会いのもとで行われる。

24 危険車両の排除

ブラクティスまたは競技中に、車検員が出場選手の車両に欠陥を発見し、それが他のライダーに危険をもたらす可能性があると判断された場合、当該車検員はただちにそのことを競技監督に報告し、競技から除外しなければならない。

25 ノイズ・コントロール

※一般公道を含む競技会の場合、道路交通法規に準拠したリミットが設けられる。

- 25-1 エキゾースト・パイプから50cm離れたところ、エキゾースト・エンドの中心線とエキゾースト・パイプの高さから測定して45°の角度、なおかつ地面から最低20cmのところマイクロフォンを設置する。これが不可能な場合、測定は45°上方の位置で実施される。
- 25-2 音量測定時のみ、すべての車両にはスパークプラグ・ケーブルに延長線（最低30cm）が設けられなくてはならない。この延長線の片側には、オリジナルのスパークプラグ・キャップが取り付けられ、もう一方の端には別のスパークプラグ・キャップが設けられ、通常通りスパークプラグに装着される。音量測定の最中、ギヤボックスにニュートラルがないマシンはスタンドに掛けられなくてはならない。
- 25-3 チェックを受けたサイレンサーはマーキングされ、車検後にこれを変更することは禁止される。ただし、車検員による検査を受け、マークのつけられたスベアサイレンサーに関しては例外とする。
- 25-4 ライダーは通常の乗車姿勢で、ギヤをニュートラルに入れて規定の回転数（RPM）に到達するまでエンジン回転を徐々に上げていき、規定の回転数（RPM）に到達した時点で測定が実施される。
- 25-5 計測方法は以下固定回転数方式とする
 2ストローク車両：4500rpm
 4ストローク車両：4000rpm
 ※音量規定数値（dB/A）は、各大会特別規則に記載される。
 ※ただし、一般公道を含む競技会の場合、規制値・測定方法ともに道路交通法に準拠していること
- 25-6 1気筒以上エンジンのノイズレベルは、各エキゾースト端部で計測される。
- 25-7 音量規制値に合格しないマシンは数回テストを受けることができる。
- 25-8 音量測定は、気温20℃を基準とする。気温10℃以下で実施されたテストに関しては+1dB/Aの許容誤差が認められ、気温0℃以下で実施されたテストに関しては大会特別規則に記載された数値より+2dB/Aの許容誤差が認められる。
- 25-9 競技中に音量検査を必要とする場合、上記25-8に記載されている許容範囲を除き、音量規定値に適合していなければならない。

26 本規則の施行

本規則は、2007年1月1日より施行する。

付 **31** 則

MFJ公認クラブ等の 名称に関する規定

本規定は、財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会（以下「MFJ」という）に登録するクラブ及び団体（以下「クラブ等」という）の名称の取り扱いに関して規定する。

第1条 クラブ等の登録

クラブ等が、MFJに登録する場合は、5名以上のライセンス所持者で構成されなければならない。クラブ等が、公認競技会の主催者となる場合の条件は、別に定める。

第2条 クラブ等の名称の使用

クラブ等の名称は、MFJの承認を受けなければならない。
承認の申請は、MFJに対して行なわなければならない。

第3条 使用してはならない名称

次の各項に掲げる名称の使用は認められない。

1. 国際モーターサイクリズム連盟（FIM）及びFIM加盟の各国モーターサイクル協会の名称及びその略称。
2. MFJに既に登録されているクラブ等の名称及びその略称、ただし、当該クラブ等の同系列であり、地名等を付し、かつ、名称に関する権利保有者の名称使用についての同意書を得た場合はこの限りでない。
3. 著名な商品名、会社名及びこれに類似する名称。ただし、当該関係会社（二輪車メーカーを除く）と同系列等直接又は間接に関係があり、かつ名称使用の同意書がある場合はこの限りでない。
4. 連盟（Federation）、協会（Association）、組合（Union）など、および同義語など。
5. 日本、国際、アジア、極東、ナショナル、ロイヤル、インペリアル、太平洋などの誇大にわたる名称及びこれとの同意義語。

第4条 その他承認されない名称

新規登録の場合、第2条の各項に該当する以外の名称であっても、公序良俗に反するか、または社会通念上奇異に感じられる名称並びに実質と内容が伴わない名称については、MFJ中央スポーツ委員会において審査し、却下または変更を求めることがある。

更新登録の場合において、その名実が相反することとなった場合は、改称を求めることがある。

第5条 使用の文字

クラブ等の名称は、漢字、片仮名、平仮名および数字のいずれかを用いた組合せによって表示されなければならない。略称は、ローマ字で示すこととする。ただし地名を付記するものはこの限りではない。

第6条 名称の由来

クラブ等が新規に登録する際、必要により当該クラブ等に対しその名称の由来について、説明書の添付を求めることがある。

第7条 名称の変更

MFJに既に登録されたクラブ等の名称変更の申請がなされたときは、これを審査し、この規程の趣旨に反しないと認めた場合は、これを承認することとする。

第8条 付 則

本規定は、2007年1月1日から施行する。本規定施行の際、既に承認されているクラブ等の名称は、この規定の趣旨に反しない限りはなお従前の例による。

2007 MOTORCYCLE SPORTS RULES

付 32 則

MFJ公認制度

1 公認制度の目的

財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会は国内競技規則に基づき、車両または部品・タイヤ・ヘルメット・レーシングスーツの公認を行う。車両・部品に関しては種目別規則の範囲内で、平等性と低コストと安全性を最低限確保すること。ヘルメット・レーシングスーツにおいては一定の基準を設け、品質の向上により競技者の安全に寄与することを目的とする。

2 公認制度

車両・部品・タイヤ・ヘルメット・レーシングスーツの公認制度の詳細は別途定めるそれぞれの公認に関する規則に示す。

3 公認を要するもの

公認車両・部品・タイヤ・ヘルメット・レーシングスーツであることが必要とされる種目と開催クラスの各種目の技術規則に示される。

4 MFJ公認車両および公認部品・用品

- 4-1 MFJ公認車両および公認部品・用品については、「MFJ車両・部品公認ならびに承認に関する規則」の定めるところによる。
なお、公認された車両および部品・用品については、MFJの発行するライディング誌、MFJホームページ (URL <http://www.mfj.or.jp>)、その他により公示される。
- 4-2 公認は、MFJ技術委員会において審査し、承認された日を基準にして一定の告知期間の後に正式に発効する。告知期間は、公認制度を参照のこと。
- 4-3 車両は、当該競技会公式車検日時時点で公認が発効されている車両でなければ出場申し込みをすることができない。
- 4-4 公認とは国内競技規則に合致することを認めるものであり、その安全性及び耐久性を保証するものではない。

5 公示方法

- 5-1 公認車両・部品・タイヤ・ヘルメット・レーシングスーツは国内競技規則付録(320~341頁)に示す。
- 5-2 追加機種についてはライディング誌およびMFJホームページ(<http://www.mfj.or.jp>)に公認発効日とともに公示される。

MFJ公認車両

★は公認が継続された車両を表す
 適用 RR:ロードレース
 MX:モトクロス
 TR:トライアル
 MD:モタード

(06年12月6日現在)

■本田技研工業(株) 〒107-8556 東京都港区南青山2-1-1 ☎03-3423-1111

●一般市販車 (オンロードタイプ)

| 車名 | 初回公認 | フレーム打刻 | エンジン打刻 | 排気量 | ボア×ストローク | 公認発効日 | 適用 | 打刻開始ナンバー | 有効期限 |
|---------------------|-----------|----------|--------|-------|-----------|-----------|------------|------------------|------|
| ★ CRB400RR | '93.12.19 | NC29 | NC23E | 399 | 55.0×42.0 | '07. 1. 1 | RR (SP) | NC29-1100001 | 2007 |
| ★ NSR250SE | '93.11.19 | MC28 | MC16E | 249 | 54.0×54.5 | '07. 1. 1 | RR (SP) | MC28-1000001 | 2007 |
| ★ NSR250RSP | '93.11.19 | MC28 | MC16E | 249 | 54.0×54.5 | '07. 1. 1 | RR (SP) | MC28-1000001 | 2007 |
| ★ NSR250R | '93.11.19 | MC28 | MC16E | 249 | 54.0×54.5 | '07. 1. 1 | RR (SP) | MC28-1000001 | 2007 |
| ★ CB400 SuperFour | '00. 5.28 | NC39 | NC23E | 399.1 | 55.0×42.0 | '05. 1. 1 | RR (SP) | NC39-1010001 | 2009 |
| ★ NSR250R | '91. 7. 4 | MC21 | MC16E | 249 | 54.0×54.5 | '07. 1. 1 | RR (SP) | MC21-1000001 | 2007 |
| CB400 SUPERFOUR | '02. 2.22 | NC39 | NC23E | 399 | 55.0×42.0 | '07. 1. 1 | RR (SP) | NC39-1030001 | 2011 |
| CB400SS | '02. 5.23 | NC41 | NC38E | 397 | 85.0×70.0 | '07. 1. 1 | RR (ST-SP) | NC41-1100001 | 2011 |
| CB1300 Super Four | '03. 3.25 | SC54 | SC54E | 1,284 | 78.0×67.2 | '03. 3.25 | RR | SC54-1930011 | 2007 |
| CBR600RR | '03. 1. 1 | PC37 | PC37E | 599 | 67.0×42.5 | '03. 1. 1 | RR | PC37-1000014 | 2007 |
| ★ CB400 SuperFour | '99. 4.23 | NC39 | NC23E | 399 | 55.0×42.0 | '04. 1. 1 | RR (SP) | NC39-1000001 | 2008 |
| ★ CBR900F | '99. 6.27 | PC35 | PC35 | 599 | 67.0×42.5 | '04. 1. 1 | RR (SP) | PC35-1000001 | 2008 |
| ★ CBR400 SUPER FOUR | '94. 5.22 | NC31 | NC23E | 399 | 55.0×42.0 | '07. 1. 1 | RR (SP) | NC31-1200001 | 2007 |
| ★ RVF | '94. 3.25 | NC35 | NC13E | 399 | 55.0×42.0 | '07. 1. 1 | RR (SP-SS) | NC35-1000001 | 2007 |
| ★ NSR50 | '94. 5.22 | AC10 | AC08E | 49 | 39.0×41.4 | '07. 1. 1 | RR (SP) | AC10-1600001 | 2007 |
| ★ CBR1000RR | '06. 2.18 | SC57 | SC57E | | | '06. 2.18 | RR | SC57-1200001 | 2010 |
| ★ CBR1000RRレースベース車 | '06. 2.18 | JH2SC57S | SC57E | | | '06. 2.18 | RR | JH2SC57S'0602001 | 2010 |

●一般市販車 (オフロードタイプ)

| 車名 | 初回公認 | フレーム打刻 | エンジン打刻 | 排気量 | ボア×ストローク | 公認発効日 | 適用 | 打刻開始ナンバー | 有効期限 |
|----------------|-----------|---------|--------|-------|-----------|-----------|----|--------------|------|
| ★ XR400R | '99. 3.24 | NE03 | NE03E | 397.2 | 85.0×70.0 | '04. 1. 1 | MX | NE03-1000001 | 2008 |
| ★ XR250 | '05. 4.22 | BA-MD30 | MD17E | 249 | 73.0×59.5 | '05. 4.22 | MX | MD30-1700001 | 2009 |
| ★ XR250 Motard | '05. 4.22 | BA-MD30 | MD17E | 249 | 73.0×59.5 | '05. 4.22 | MD | MD30-1700001 | 2009 |
| ★ XR400 Motard | '05. 4.22 | BA-ND08 | NC38E | 397 | 85.0×70.0 | '05. 4.22 | MD | ND08-1000001 | 2009 |
| ★ TLM220R | '87. 9.13 | MD23 | MD23E | 216 | 69.0×58.0 | '07. 1. 1 | TR | MD23-1000001 | 2007 |

●スポーツ専用市販車 (モトクロス専用)

| 車名 | 初回公認 | フレーム打刻 | エンジン打刻 | 排気量 | ボア×ストローク | 公認発効日 | 適用 | 打刻開始ナンバー | 有効期限 |
|----------------|-----------|--------|--------|-------|-----------|-----------|----|--------------|------|
| ★ CR80R | '95.10.20 | HE04 | HE04 | 79.4 | 46.0×47.8 | '07. 1. 1 | MX | HE04-2200001 | 2007 |
| ★ CR80R2 | '95.10.20 | HE04 | HE04 | 79.4 | 46.0×47.8 | '07. 1. 1 | MX | HE04-2200001 | 2007 |
| ★ CR125R | '95. 8.12 | JE01 | JE01E | 124.8 | 54.0×54.5 | '07. 1. 1 | MX | JE01-1800001 | 2007 |
| ★ XR250R | '95. 7.20 | ME08 | ME08E | 249 | 73.0×59.5 | '07. 1. 1 | MX | ME08-1000001 | 2007 |
| ★ CR250R | '95. 8.12 | ME03 | ME03E | 249.3 | 66.4×72.0 | '07. 1. 1 | MX | ME03-1800001 | 2007 |
| ★ CR80R2 | '00. 8. 5 | HE04 | HE04E | 82.9 | 47.0×47.8 | '05. 1. 1 | MX | HE04-2700001 | 2009 |
| ★ CR80R | '00. 8. 5 | HE04 | HE04E | 82.9 | 47.0×47.8 | '05. 1. 1 | MX | HE04-2700001 | 2009 |
| ★ CR125R | '00. 8. 5 | JE01 | JE01E | 124.8 | 54.0×54.5 | '05. 1. 1 | MX | JE01-1950001 | 2009 |
| ★ CR250R | '00. 8. 5 | ME03 | ME03E | 249.3 | 66.4×72.0 | '05. 1. 1 | MX | ME03-1950001 | 2009 |
| ★ QR50 | '01. 2.22 | AE01 | AE01E | 49 | 40.0×39.3 | '06. 1. 1 | MX | AE01-1000001 | 2010 |
| ★ XR50R | '01. 2.22 | AE03 | AE03E | 49.4 | 39.0×41.4 | '06. 1. 1 | MX | AE03-1000001 | 2010 |
| ★ CR250R | '01.10. 2 | ME03 | ME03E | 249.3 | 66.4×72.0 | '06. 1. 1 | MX | ME03-1960001 | 2010 |
| ★ CR125R | '01. 9. 2 | JE01 | JE01E | 124.8 | 54.0×54.5 | '06. 1. 1 | MX | JE01-1960001 | 2010 |
| ★ CR80R | '01. 9. 2 | HE04 | HE04E | 82.9 | 47.0×47.8 | '06. 1. 1 | MX | HE04-280001 | 2010 |
| ★ CR80R2 | '01. 9. 2 | HE04 | HE04E | 82.9 | 47.0×47.8 | '06. 1. 1 | MX | HE04-280001 | 2010 |
| ★ XR50R | '01. 9. 1 | AE03 | AE03E | 49.4 | 39.0×41.4 | '06. 1. 1 | MX | AE03-1200001 | 2010 |
| ★ CRF450R | '01.11.11 | PE05 | PE05E | 449 | 96.0×62.1 | '06. 1. 1 | MX | PE05-1000001 | 2010 |
| ★ CR250R ('96) | '96. 9.19 | ME03 | ME03E | 249.3 | 66.4×72.0 | '07. 1. 1 | MX | ME03-1900260 | 2008 |
| ★ CR125R ('96) | '96. 7.20 | JE01 | JE01E | 124.8 | 54.0×54.5 | '07. 1. 1 | MX | JE01-1900001 | 2008 |
| ★ CR250R ('97) | '97. 7.23 | ME03 | ME03E | 249.3 | 66.4×72.0 | '07. 1. 1 | MX | ME03-1920001 | 2008 |
| ★ CR125R ('97) | '97. 9.24 | JE01 | JE01E | 124.8 | 54.0×54.5 | '07. 1. 1 | MX | JE01-1920001 | 2008 |
| ★ CRF450R | '02. 8. 4 | PE05 | PE05E | 449.4 | 96.0×62.1 | '07. 1. 1 | MX | PE05-1100001 | 2011 |
| ★ CR85R2 | '02.10.16 | HE07 | HE07E | 84.7 | 47.5×47.8 | '07. 1. 1 | MX | HE07-2900001 | 2011 |
| ★ CR85R | '02.10.16 | HE07 | HE07E | 84.7 | 47.5×47.8 | '07. 1. 1 | MX | HE07-2900001 | 2011 |
| ★ CR125R | '02. 9.16 | JE01 | JE01E | 124.8 | 54.0×54.5 | '07. 1. 1 | MX | JE01-1970001 | 2011 |
| ★ CR250R | '02. 8. 4 | ME03 | ME03E | 249.3 | 66.4×72.0 | '07. 1. 1 | MX | ME03-1970001 | 2011 |
| ★ CR80R | '93. 9.24 | HE04 | HE04E | 79.4 | 46.0×47.8 | '03. 1. 1 | MX | HE04-2500001 | 2007 |
| ★ CR80R2 | '98. 7.29 | HE04 | HE04E | 79.4 | 46.0×47.8 | '03. 1. 1 | MX | HE04-2500001 | 2007 |
| ★ CR250R | '93. 9.24 | ME03 | ME03E | 249.3 | 66.4×72.0 | '03. 1. 1 | MX | ME03-1930011 | 2007 |
| ★ CR125R | '93. 9.24 | JE01 | JE01E | 124.8 | 54.0×54.5 | '03. 1. 1 | MX | JE01-1930005 | 2007 |
| ★ CR85R | '03. 7.25 | HE07 | HE07E | 84.7 | 47.5×47.8 | '03. 7.25 | MX | HE07-1100001 | 2007 |
| ★ CR85R2 | '03. 7.25 | HE07 | HE07E | 84.7 | 47.5×47.8 | '03. 7.25 | MX | HE07-1100001 | 2007 |
| ★ CRF450R | '03. 7.25 | PE05 | PE05E | 449.4 | 96.0×62.1 | '03. 7.25 | MX | PE05-1200001 | 2007 |
| ★ CRF100F | '03. 9.25 | HE03 | HE03E | 99.2 | 53.0×45.0 | '03. 9.25 | MX | HE03-2400001 | 2007 |
| ★ CRF70F | '03. 9.25 | DE02 | DE02E | 71.8 | 47.0×41.4 | '03. 9.25 | MX | DE02-1700001 | 2007 |
| ★ CRF50F | '03. 9.25 | AE03 | AE03E | 49.4 | 39.0×41.4 | '03. 9.25 | MX | AE03-1400001 | 2007 |
| ★ CR250R | '03. 9.25 | ME03 | ME03E | 249.3 | 66.4×72.0 | '03. 9.25 | MX | ME03-1980001 | 2007 |
| ★ CR125R | '03.10.25 | JE01 | JE01E | 124.8 | 54.0×54.5 | '03.10.25 | MX | JE01-1980001 | 2007 |
| ★ CRF250R | '03.11.28 | ME10 | ME10E | 249.4 | 78.0×52.2 | '03.11.28 | MX | ME10-1000001 | 2007 |
| ★ CR80R | '99. 8. 6 | HE04 | HE04E | 79.4 | 46.0×47.8 | '04. 1. 1 | MX | HE04-2800001 | 2008 |

| 車名 | 初回公認 | フレーム打刻 | エンジン打刻 | 排気量 | ボア×ストローク | 公認発効日 | 適用 | 打刻開始ナンバー | 有効期限 |
|-----------|------------|--------|--------|-------|-----------|------------|----|--------------|------|
| ★ CR80R2 | '99. 8. 6 | HE04 | HE04E | 79.4 | 46.0×47.8 | '04. 1. 1 | MX | HE04-2600001 | 2008 |
| ★ CR125R | '99. 9. 26 | JE01 | JE01E | 124.8 | 54.0×54.5 | '04. 1. 1 | MX | JE01-1940001 | 2008 |
| ★ CR250R | '99. 9. 6 | ME03 | ME03E | 249.3 | 66.4×72.0 | '04. 1. 1 | MX | ME03-1940001 | 2008 |
| CR85R | '04. 8. 28 | HE07 | HE07E | 84.7 | 47.5×47.8 | '04. 8. 28 | MX | HE07-1200001 | 2008 |
| CR85R2 | '04. 8. 28 | HE07 | HE07E | 84.7 | 47.5×47.8 | '04. 8. 28 | MX | HE07-1200001 | 2008 |
| CRF250R | '04. 8. 28 | ME10 | ME10E | 249.4 | 78.0×52.2 | '04. 8. 28 | MX | ME10-1100001 | 2008 |
| CRF450R | '04. 9. 28 | PE05 | PE05E | 449.4 | 96.0×62.1 | '04. 9. 28 | MX | PE05-1300001 | 2008 |
| CR125R | '04.12.21 | JE01 | JE01E | 124.8 | 54.0×54.5 | '04.12.21 | MX | JE01-1990001 | 2008 |
| CR250R | '05. 1. 25 | ME03 | ME03E | 249.3 | 66.4×72.0 | '05. 1. 25 | MX | ME03-1990001 | 2009 |
| CRF450R | '05. 8. 27 | PE05 | PE05E | 449.4 | 96.0×62.1 | '05. 8. 27 | MX | PE05-1400001 | 2009 |
| CR85R | '05.11.26 | HE07 | HE07E | 84.7 | 47.5×47.8 | '05.11.26 | MX | HE07-1300001 | 2009 |
| CR85RII | '05.11.26 | HE07 | HE07E | 84.7 | 47.5×47.8 | '05.11.26 | MX | HE07-1300001 | 2009 |
| CRF250R | '05.11.26 | ME10 | ME10E | 249.4 | 78.0×52.2 | '05.11.26 | MX | ME10-1200001 | 2009 |
| CRF450R | '06. 8. 26 | PE05 | PE05E | 449.4 | 96.0×62.1 | '06. 8. 26 | MX | PE05-1500001 | 2010 |
| CRF250R | '06. 9. 21 | ME10 | ME10E | 249.4 | 78.0×52.2 | '06. 9. 21 | MX | ME10-1300001 | 2010 |
| CRF150R | '06.10.14 | KE03 | KE03E | 149.7 | 66.0×43.7 | '06.10.14 | MX | KE03-1000001 | 2010 |
| CRF150RII | '06.10.14 | KE03 | KE03E | 149.7 | 66.0×43.7 | '06.10.14 | MX | KE03-1000001 | 2010 |

■株式会社ホンダレーシング 〒351-0024 埼玉県朝霞市泉水3-15-1 ☎048-461-8804

●スポーツ専用市販車（ロードレーサー）

| 車名 | 初回公認 | フレーム打刻 | エンジン打刻 | 排気量 | ボア×ストローク | 公認発効日 | 適用 | 打刻開始ナンバー | 有効期限 |
|------------|-----------|--------|--------|------|-----------|-----------|---------|--------------|------|
| ★ 96RS125R | '95.11. 1 | JR01 | JR01E | 124 | 54.0×54.5 | '07. 1. 1 | RR (GP) | JR01-9610001 | 2007 |
| ★ 96RS250R | '95.12. 1 | MR01 | MR01E | 249 | 54.0×54.5 | '07. 1. 1 | RR (GP) | MR01-9610001 | 2007 |
| ★ 01RS125R | '00.11.28 | JR01 | JR01E | 124 | 54.0×54.5 | '05. 1. 1 | RR (GP) | JR01-0110001 | 2009 |
| ★ 01RS250R | '00.12.27 | MR02 | MR02E | 249 | 54.0×54.5 | '05. 1. 1 | RR (GP) | MR02-0110001 | 2009 |
| ★ 02RS250R | '01.12.26 | MR02 | MR02E | 249 | 54.0×54.5 | '06. 1. 1 | RR (GP) | MR02-0210001 | 2010 |
| ★ 02RS125R | '01.12.26 | JR01 | JR01E | 124 | 54.0×54.5 | '06. 1. 1 | RR (GP) | JR01-0210001 | 2010 |
| ★ 98RS125R | '97.10.29 | JR01 | JR01E | 124 | 54.0×54.5 | '07. 1. 1 | RR (GP) | JR01-9810001 | 2008 |
| ★ 98RS250R | '97.11. 1 | MR01 | MR01E | 249 | 54.0×54.5 | '07. 1. 1 | RR (GP) | MR01-9810001 | 2008 |
| ★ 97RS125R | '96.11. 1 | JR01 | JR01E | 124 | 54.0×54.5 | '06. 1. 1 | RR (GP) | JR01-9710001 | 2007 |
| ★ 97RS250R | '96.12. 1 | MR01 | MR01E | 249 | 54.0×54.5 | '06. 1. 1 | RR (GP) | MR01-9710001 | 2007 |
| ★ 99RS250R | '98.12. 2 | MR01 | MR01E | 249 | 54.0×54.5 | '03. 1.23 | RR (GP) | MR01-9910001 | 2007 |
| ★ 95RS250R | '94.12. 1 | MR01 | MR01E | 249 | 54.0×54.5 | '07. 1. 1 | RR (GP) | MR01-9510001 | 2007 |
| ★ 95RS125R | '94.11. 1 | JR01 | JR01E | 124 | 54.0×54.5 | '07. 1. 1 | RR (GP) | JR01-9510001 | 2007 |
| ★ 00RS125R | '99.11.24 | JR01 | JR01E | 124 | 54.0×54.5 | '04. 1. 1 | RR (GP) | JR01-0010001 | 2008 |
| ★ 00RS250R | '99.12.29 | MR01 | MR01E | 249 | 54.0×54.5 | '04. 1. 1 | RR (GP) | MR01-0010001 | 2008 |
| ★ 04RS125R | '04. 3.26 | JR01 | JR01E | 124 | 54.0×54.5 | '04. 3.26 | RR (GP) | JR01-0410001 | 2008 |
| 06NSR mini | '06. 3. 2 | RS50 | RS50E | 49 | 39.0×41.4 | '06. 3. 2 | RR | RS50-1000003 | 2010 |
| 06NSF100 | '06. 4. 4 | HR01 | HR01E | 99.2 | 53.0×45.0 | '06. 4. 4 | RR | HR01-1000011 | 2010 |

●スポーツ専用市販車（トライアラー）

| 車名 | 初回公認 | フレーム打刻 | エンジン打刻 | 排気量 | ボア×ストローク | 公認発効日 | 適用 | 打刻開始ナンバー | 有効期限 |
|-------------|-----------|----------|--------|-------|-----------|-----------|----|------------------|------|
| ★ 99RTL250R | '99. 1.26 | RTL250RF | NN3E | 249 | 72.2×61.0 | '04. 1. 1 | TR | RTL250RF-9910001 | 2008 |
| ★ 93TLM260R | '92.11. 1 | TLM260RF | NN1 | 256.2 | 75.0×58.0 | '04. 1. 1 | TR | TLM260RF-3010001 | 2008 |
| ★ 00RTL250R | '00. 1.26 | RTL250RF | NN3E | 249 | 72.2×61.0 | '05. 1. 1 | TR | RTL250RF-0010001 | 2009 |
| ★ 01RTL250R | '01. 1.25 | RTL250RF | NN3E | 249 | 72.2×61.0 | '06. 1. 1 | TR | RTL250RF-0110001 | 2010 |
| ★ 02RTL250R | '01.12.26 | RTL250RF | NN3E | 249 | 72.2×61.0 | '06. 1. 1 | TR | RTL250RF-0210001 | 2010 |
| ★ 97RTL250R | '97. 3. 1 | RTL250RF | NN3E | 249 | 72.2×61.0 | '07. 1. 1 | TR | RTL250RF-9710001 | 2008 |
| ★ 98RTL250R | '97.12. 1 | RTL250RF | NN3E | 249 | 72.2×61.0 | '07. 1. 1 | TR | RTL250RF-9810001 | 2008 |
| 05RTL250F | '05. 1.28 | RTL250FF | NN4E | 249.1 | 76.5×54.2 | '05. 1.28 | TR | RTL250FF-0510001 | 2009 |

■ヤマハ発動機株式会社 〒438-8501 静岡県磐田市新貝2500 ☎0538-37-4111

●一般市販車（オンロードタイプ）

| 車名 | 初回公認 | フレーム打刻 | エンジン打刻 | 排気量 | ボア×ストローク | 公認発効日 | 適用 | 打刻開始ナンバー | 有効期限 |
|---------------|-----------|--------|--------|------|-----------|-----------|------------|--------------|------|
| ★ TZR250SPR | '94.11.17 | 3XV | 3XV | 249 | 56.0×50.7 | '07. 1. 1 | RR (SP) | 3XV-107001 | 2007 |
| ★ YZF750SP | '94.12.15 | 4JD | 4JD | 749 | 72.0×46.0 | '07. 1. 1 | RR (SB) | 4JD-002001 | 2007 |
| ★ TZR250RS | '93.12.15 | 3XV | 3XV | 249 | 56.0×50.7 | '07. 1. 1 | RR (ST-SP) | 3XV-097101 | 2007 |
| ★ TZR50R | '95. 1.17 | 4EU | 4EU | 49 | 40.0×39.7 | '07. 1. 1 | | 4EU-110001 | 2007 |
| ★ TRX950 | '95. 2.16 | 4NX | 4NX | 849 | 89.5×67.5 | '07. 1. 1 | RR (SP-SB) | 4NX-000001 | 2007 |
| ★ RZ505FC | '00. 4.17 | RA02J | A106E | 49 | 40.0×39.7 | '07. 1. 1 | RR (SP) | RA02J-000003 | 2007 |
| ★ XJR1300SEA | '00. 5. 1 | RP03J | P501E | 1248 | 79.0×63.8 | '07. 1. 1 | | RP03J-000005 | 2007 |
| ★ TZR250R SP | '91.11.22 | 3XV | 3XV | 249 | 56.0×50.7 | '07. 1. 1 | RR (ST-SP) | 3XV-078001 | 2007 |
| ★ TZR250 SP | '91. 1.30 | 3XV | 3XV | 249 | 56.0×50.7 | '07. 1. 1 | RR (ST-SP) | 3XV-045001 | 2007 |
| ▲ XJR400RII | '96. 1.17 | 4HM | 4HM | 399 | 55.0×42.0 | '06. 1. 1 | RR (ST-SP) | 4HM-096017 | 2007 |
| ▲ XJR400R | '96. 2.17 | 4HM | 4HM | 399 | 55.0×42.0 | '06. 1. 1 | RR (SP-SS) | 4HM-096031 | 2007 |
| ▲ XJR1200 | '96. 2.17 | 4KG | 4CC | 1188 | 77.0×63.8 | '06. 1. 1 | RR (SP-SS) | 4KG-028101 | 2007 |
| ▲ XJR1200R | '96. 2.17 | 4KG | 4CC | 1188 | 77.0×63.8 | '06. 1. 1 | RR (SP-SS) | 4KG-028105 | 2007 |
| ▲ XJR400 | '96. 3.16 | 4HM | 4HM | 399 | 55.0×42.0 | '06. 1. 1 | RR (SP-SS) | 4HM-102243 | 2007 |
| ▲ SRV250 | '96. 3.16 | 4DN | 4DN | 248 | 49.0×66.0 | '06. 1. 1 | RR (SP) | 4DN-047109 | 2007 |
| ▲ SR400 | '96. 9.18 | 1JR | 2H6 | 399 | 87.0×67.2 | '06. 1. 1 | RR (SP-SS) | 1JR-328951 | 2007 |
| ▲ SR500 | '99. 9.18 | 1JN | 2J2 | 499 | 87.0×84.0 | '06. 1. 1 | RR (SS) | 1JN-231111 | 2007 |
| ★ SR400 3HT | '01. 4.30 | RH01J | H313E | 399 | 87.0×67.2 | '06. 1. 1 | RR (SP-SS) | RH01J-000005 | 2010 |
| ★ XJR400R 4HM | '01. 5.24 | RH02J | H501E | 399 | 55.0×42.0 | '06. 1. 1 | RR (SP-SS) | RH-2J-000004 | 2010 |
| ★ FZ400 | '97. 5.20 | 4YR | 4YR | 399 | 56.0×40.5 | '07. 1. 1 | RR (SP) | 4YR-000056 | 2008 |

| 車名 | 初回公認 | フレーム打刻 | エンジン打刻 | 排気量 | ボア×ストローク | 公認発効日 | 適用 | 打刻開始ナンバー | 有効期 |
|-----------------|-----------|--------|--------|------|-----------|-----------|---------|------------------|------|
| * TZR250RS '92) | '93. 2.15 | 3XV | 3XV | 249 | 56.0×50.7 | '07. 1. 1 | RR (SP) | 3XV-086001 | 2007 |
| * TZR50 | '93. 2.16 | 4EU | 4EU | 49 | 40.0×39.7 | '07. 1. 1 | RR (SP) | 4EU-000001 | 2007 |
| * TZR250R | '93. 1.20 | 3XV | 3XV | 249 | 56.0×50.7 | '07. 1. 1 | RR (SP) | 3XV-082001 | 2007 |
| * XJR400 | '93. 3.15 | 4HM | 4HM | 399 | 55.0×42.0 | '07. 1. 1 | RR (SP) | 4HM-000001 | 2007 |
| * XJR1300 5EA | '98. 5.10 | PR01J | P501E | 1250 | 79.0×63.8 | '07. 1. 1 | RR (SP) | PR01J-000003 | 2007 |
| * TZX50R | '94. 4.26 | 4KJ | 4EU | 49 | 40.0×39.7 | '07. 1. 1 | RR (SP) | 4KJ-078001 | 2007 |
| YZF-R1 | '06. 2.18 | CN02C | N509E | | | '06. 2.18 | RR | CN02C-000001 | 2010 |
| YZF-R6 | '06. 2.18 | CJ11C | J511E | | | '06. 2.18 | RR | CJ11C-000001 | 2010 |
| YZF-R1SP | '06. 2.18 | RN129 | N509E | | | '06. 2.18 | RR | JYARN12900000301 | 2010 |

●一般市販車 (オフロードタイプ)

| 車名 | 初回公認 | フレーム打刻 | エンジン打刻 | 排気量 | ボア×ストローク | 公認発効日 | 適用 | 打刻開始ナンバー | 有効期 |
|---------------|-----------|--------|--------|-----|-----------|-----------|----|--------------|------|
| * TY250ZS | '94.11.17 | 4ML | 4ML | 249 | 74.0×58.0 | '07. 1. 1 | | 4ML-000001 | 2007 |
| * XT225W | '95. 1.17 | 4JG | 1KH | 223 | 70.0×58.0 | '07. 1. 1 | | 4JG-132001 | 2007 |
| * TT250R | '95. 2.15 | 4GY | 4GY | 249 | 73.0×59.6 | '07. 1. 1 | | 4GY-049001 | 2007 |
| * TT250R Raid | '95. 3.16 | 4GY | 4GY | 249 | 73.0×59.6 | '07. 1. 1 | | 4GY-068001 | 2007 |
| * XT225WE 5MP | | DG08J | G316E | 223 | 70.0×58.0 | '05. 1. 1 | | DG08J-000003 | 2009 |

●スポーツ専用市販車 (ロードレーサー)

| 車名 | 初回公認 | フレーム打刻 | エンジン打刻 | 排気量 | ボア×ストローク | 公認発効日 | 適用 | 打刻開始ナンバー | 有効期 |
|--------------|-----------|--------|--------|-------|-----------|-----------|---------|--------------|------|
| * TZ250 | '94.11.17 | 4DP | 4DP | 249 | 56.0×50.7 | '07. 1. 1 | RR (GP) | 4DP-006001 | 2006 |
| * TZ125 | '95. 9.16 | 4JT | 4JT | 124 | 56.0×50.7 | '07. 1. 1 | RR (GP) | 4JT-006001 | 2006 |
| * TZ250 | '95.10.17 | 4TW | 4TW | 249 | 56.0×50.7 | '07. 1. 1 | RR (GP) | 4TW-000001 | 2006 |
| * TZ250・5KE | '00.11. 8 | CG09C | G201E | 249 | 54.0×54.5 | '05. 1. 1 | RR (GP) | CG09C-000151 | 2009 |
| * TZ125 | '96. 9.18 | 4JT | 4JT | 124.8 | 56.0×50.7 | '06. 1. 1 | RR (GP) | 4JT-007011 | 2007 |
| * TZ250 | '96. 9.18 | 4TW | 4TW | 249.6 | 56.0×50.7 | '06. 1. 1 | RR (GP) | 4TW-001314 | 2007 |
| * TZ250 5KE3 | '01.10.12 | CG09C | G201E | 249 | 54.0×54.5 | '06. 1. 1 | RR (GP) | CG09C-000245 | 2010 |
| * TZ125 | '97.10. 1 | CE02C | E102E | 124.8 | 54.0×54.5 | '07. 1. 1 | RR (GP) | CE02C-000001 | 2008 |
| * TZ250 | '97.11. 1 | CG03C | 4TW | 249.6 | 56.0×50.7 | '07. 1. 1 | RR (GP) | CG03C-000001 | 2008 |
| * TZ250・5KE4 | '02.11.22 | CG15C | G202E | 249 | 54.0×54.5 | '07.11.22 | RR (GP) | CG15C-000005 | 2011 |
| * TZ125 4JT | '98.10. 2 | CE04C | E106E | 124.8 | 54.0×54.5 | '03. 1. 1 | RR (GP) | CE04C-000001 | 2007 |
| * TZ250 4TW | '98.11. 6 | CG06C | 4TW | 249.6 | 56.0×50.7 | '03. 1. 1 | RR (GP) | CG06C-000001 | 2007 |
| * TZ125・4JT | '99.11. 6 | CE06C | E110E | 124 | 54.0×54.5 | '04. 1. 1 | RR (GP) | CE06C-000001 | 2008 |
| * TZ250・5KE | '99.11.26 | CG09C | G201E | 249 | 54.0×54.5 | '04. 1. 1 | RR (GP) | CG09C-000001 | 2008 |

●スポーツ専用市販車 (モトクロス)

| 車名 | 初回公認 | フレーム打刻 | エンジン打刻 | 排気量 | ボア×ストローク | 公認発効日 | 適用 | 打刻開始ナンバー | 有効期 |
|-------------------------|-----------|-----------------|--------|------|-----------|-----------|-------|-------------------------------|------|
| * YZ80 4ES | '00. 7.13 | CB01C | 4ES | 82.9 | 47.0×47.8 | '05. 1. 1 | MX | CB01C-000029 | 2009 |
| * YZ80 4LC | '00. 7.13 | CB02C | 4LC | 82.9 | 47.0×47.8 | '05. 1. 1 | MX | CB02C-002506 | 2009 |
| * YZ250 5MW | '00. 9.23 | CG08C | G105E | 249 | 66.4×72.0 | '05. 1. 1 | MX | CG08C-011616 | 2009 |
| * YZ125 5MV | '00. 9.23 | CE08C | E111E | 124 | 54.0×54.5 | '05. 1. 1 | MX | CE08C-00021 | 2009 |
| * YZ426F 5JG | '00.10.21 | CJ01C | J308E | 426 | 95.0×60.1 | '05. 1. 1 | MX | CJ01C-011305 | 2009 |
| * YZ250F 5NL | '00.11.21 | CG10C | G321E | 249 | 77.0×53.6 | '05. 1. 1 | MX | CG10C-000014 | 2009 |
| * PW50 | '01. 2.22 | 3PT | 3PT | 49 | 40.0×39.2 | '06. 1. 1 | MX | 3PT-000030 | 2010 |
| * WR250F 5PH (海外向け※) | '01. 3.31 | CG11W, CG113 | G322E | 249 | 77.0×53.6 | '06. 1. 1 | MX・ED | CG11W-000001※ CG113-000001 | 2010 |
| * YZ85 5PA3 | '01. 7.17 | CB04C | B111E | 84.7 | 47.5×47.8 | '06. 1. 1 | MX | CB04C-000013 | 2010 |
| * YZ85LW 5SH3 | '01. 7.17 | CB05C | B111E | 84.7 | 47.5×47.8 | '06. 1. 1 | MX | CB05C-000007 | 2010 |
| * YZ125 5NY3 | '01. 8. 4 | CE09C | E112E | 124 | 54.0×54.5 | '06. 1. 1 | MX | CE09C-000031 | 2010 |
| * YZ250 5NX3 | '01. 8. 4 | CG12C | G106E | 249 | 66.4×72.0 | '06. 1. 1 | MX | CG12C-000032 | 2010 |
| * YZ250F | '01.10. 2 | CG10C | G321E | 249 | 77.0×53.6 | '06. 1. 1 | MX | CG10C-008546 | 2010 |
| * YZ426F 5SF3 | '01.10. 2 | CJ01C | J308E | 426 | 95.0×60.1 | '06. 1. 1 | MX | CJ01C-022900 | 2010 |
| * YZ80 | '97. 8.10 | CB01C | 4GT | 79.4 | 46.0×47.8 | '07. 1. 1 | MX | CB01C-000005 | 2008 |
| * YZ80LW | '97. 8.10 | CB02C | 4LB | 79.4 | 46.0×47.8 | '07. 1. 1 | MX | CB02C-000001 | 2008 |
| * YZ125 | '97. 8.10 | CE01C | E101E | 124 | 54.0×54.5 | '07. 1. 1 | MX | CE01C-000015 | 2008 |
| * YZ250 | '97. 8.10 | CG01C | G101E | 249 | 68.0×68.8 | '07. 1. 1 | MX | CG01C-000014 | 2008 |
| * WR250Z | '97. 9.20 | CG02C | G102E | 249 | 68.0×68.8 | '07. 1. 1 | MX | CG02C-000001 | 2008 |
| * YZ250 SUP3 | '02. 7.23 | CG13C | G108E | 249 | 66.4×72.0 | '07. 7.23 | MX | CG13C-000015 | 2011 |
| * YZ125 5UN3 | '02. 7.23 | CE10C | E113E | 124 | 54.0×54.5 | '07. 7.23 | MX | CE10C-000017 | 2011 |
| * YZ85LW 5SH6 | '02. 7.16 | CB05C | B111E | 84.7 | 47.5×47.8 | '07. 7.16 | MX | CB05C-001910 | 2011 |
| * YZ85 5PA6 | '02. 7.16 | CB04C | B111E | 84.7 | 47.5×47.8 | '07. 7.16 | MX | CB04C-007256 | 2011 |
| * YZ250F | '02. 9.10 | CG14C | G329E | 249 | 77.0×53.6 | '07. 9.10 | MX | CG14C-000025 | 2011 |
| * YZ450F | '02. 9.10 | CJ03C | J313E | 449 | 95.0×63.4 | '07. 9.10 | MX | CJ03C-000033 | 2011 |
| WR250F 5UM | '03. 1.23 | CG16W | G333E | 249 | 77.0×53.6 | '03. 1.23 | MX | JYACG16W53A00029 | 2007 |
| WR450F 5TJ | '03. 1.23 | CJ04W | J314E | 449 | 95.0×63.4 | '03. 1.23 | MX | JYACJ04W53A00037 | 2007 |
| YZ85 | '03. 7.23 | CB07C | B117E | 84.7 | 47.5×47.8 | '03. 7.23 | MX | CB07C-003677 | 2007 |
| YZ85 LW | '03. 7.23 | CB08C | B117E | 84.7 | 47.5×47.8 | '03. 7.23 | MX | CB08C-001061 | 2007 |
| YZ125 | '03. 7.23 | CE13C | E116E | 124 | 54.0×54.5 | '03. 7.23 | MX | CE13C-000500 | 2007 |
| YZ250 | '03. 7.23 | CG17C | G110E | 249 | 66.4×72.0 | '03. 7.23 | MX | CG17C-000890 | 2007 |
| YZ250F | '03. 9.25 | CG18C | G336E | 249 | 77.0×53.6 | '03. 9.25 | MX | CG18C-000171 | 2007 |
| YZ450F | '03. 9.25 | CJ05C | J318E | 449 | 95.0×63.4 | '03. 9.25 | MX | CJ05C-003365 | 2007 |
| * YZ80・4GT | '99. 9. 2 | CB01C | 4GT | 79.4 | 46.0×47.8 | '04. 1. 1 | MX | CB01C-00424 | 2008 |
| * YZ80 LW・4LB | '99. 9. 2 | CB02C | 4LB | 79.4 | 46.0×47.8 | '04. 1. 1 | MX | CB02C-001312 | 2008 |
| * YZ125・5HD | '99. 9. 2 | CE05C | E109E | 124 | 54.0×54.5 | '04. 1. 1 | MX | CE05C-000028 | 2008 |
| * YZ250・5HC | '99. 9. 2 | CG08C | G105E | 249 | 66.4×72.0 | '04. 1. 1 | MX | CG08C-000027 | 2008 |

| 車名 | 初回公認 | フレーム打刻 | エンジン打刻 | 排気量 | ボア×ストローク | 公認発効日 | 適用 | 打刻開始ナンバー | 有効期限 |
|---|-----------|--------|--------|------|-----------|-----------|----|--------------|------|
| ★ YZ426F 5JG | '99.11.24 | CJ01C | J306E | 426 | 95.0×60.1 | '04.1.1 | MX | CJ01C-000030 | 2008 |
| ★ WR400F 5GS | '99.11.24 | CH04W | H309E | 399 | 92.0×60.1 | '04.1.1 | MX | CH04W-008857 | 2008 |
| YZ125 | '04.7.14 | CE15C | E118E | 124 | 54.0×54.5 | '04.7.14 | MX | CE15C-000408 | 2008 |
| YZ250 | '04.7.14 | CG20C | G111E | 249 | 66.4×72.0 | '04.7.14 | MX | CG20C-001564 | 2008 |
| YZ85 | '04.7.14 | CB09C | B118E | 84.7 | 47.5×47.8 | '04.7.14 | MX | CB09C-00578 | 2008 |
| YZ85LW | '04.7.14 | CB10C | B118E | 84.7 | 47.5×47.8 | '04.7.14 | MX | CB10C-000721 | 2008 |
| YZ250F | '04.9.16 | CG21C | G342E | 249 | 77.0×53.6 | '04.9.16 | MX | CG21C-000547 | 2008 |
| YZ450F | '04.9.16 | CJ06C | J319E | 449 | 95.0×63.4 | '04.9.16 | MX | CJ06C-002121 | 2008 |
| YZ85 | '05.7.29 | CB09C | B118E | 84.7 | 47.5×47.8 | '05.7.29 | MX | CB09C-005927 | 2009 |
| YZ85LW | '05.7.29 | CB10C | B118E | 84.7 | 47.5×47.8 | '05.7.29 | MX | CB10C-002904 | 2009 |
| YZ125 | '05.7.29 | CE16C | E120E | 124 | 54.0×54.5 | '05.7.29 | MX | CE16C-00484 | 2009 |
| YZ250 | '05.7.29 | CG23C | G111E | 249 | 66.4×72.0 | '05.7.29 | MX | CG23C-000276 | 2009 |
| YZ250F | '05.9.21 | CG25C | G342E | 249 | 77.0×53.6 | '05.9.21 | MX | CG25C-001615 | 2009 |
| YZ250F 50th Anniversary Special Edition | '05.9.21 | CG25C | G342E | 249 | 77.0×53.6 | '05.9.21 | MX | CG25C-001635 | 2009 |
| YZ450F | '05.11.26 | CJ10C | J324E | 499 | 95.0×63.4 | '05.11.26 | MX | CJ10C-002851 | 2009 |
| YZ85 | '06.7.26 | CB09C | B118E | 84.7 | 47.5×47.8 | '06.7.26 | MX | CB09C-008848 | 2010 |
| YZ85LW | '06.7.26 | CB10C | B118E | 84.7 | 47.5×47.8 | '06.7.26 | MX | CB10C-004033 | 2010 |
| YZ125 | '06.7.26 | CE16C | E120E | 124 | 54.0×54.5 | '06.7.26 | MX | CE16C-007559 | 2010 |
| YZ250 | '06.7.26 | CG23C | G111E | 249 | 66.4×72.0 | '06.7.26 | MX | CG23C-007056 | 2010 |
| TT-R50E | '06.8.26 | CA01W | A305E | 49 | 36.0×48.6 | '06.8.26 | MX | CA01W-300101 | 2010 |
| YZ450F | '06.9.26 | CJ10C | J324E | 449 | 95.0×63.4 | '06.9.26 | MX | CJ10C-014921 | 2010 |
| YZ250F | '06.11.7 | CG27C | G357E | 249 | 77.0×53.6 | '06.11.7 | MX | CG27C-001871 | 2010 |
| YZ250F ホワイトリミテッドエディション | '06.11.7 | CG27C | G357E | 249 | 77.0×53.6 | '06.11.7 | MX | CG27C-001871 | 2010 |
| ●スポーツ専用市販車(トライアラー) | | | | | | | | | |
| 車名 | 初回公認 | フレーム打刻 | エンジン打刻 | 排気量 | ボア×ストローク | 公認発効日 | 適用 | 打刻開始ナンバー | 有効期限 |
| ▲ TY250Z | '94.11.17 | 4GG | 4GG | 249 | 74.0×58.0 | '07.1.1 | TR | 4GG-008001 | 2007 |
| ▲ TY250Z | '96.11.16 | 4GG | 4GG | 249 | 74.0×58.0 | '06.1.1 | TR | 4GG-013528 | 2007 |
| ▲ TY250Z | '95.12.16 | 4GG | 4GG | 249 | 74.0×58.0 | '06.1.1 | TR | 4GG-011001 | 2007 |
| ★ TY250Z | '03.1.15 | 4GG | 4GG | 249 | 74.0×58.0 | '07.1.1 | TR | 4GG-000001 | 2007 |

手軽にレースを楽しみたい方へ

MFJエンジョイ会員大募集!

MFJでは、MFJ承認競技会として登録されたミニバイクレースや初心者向けモトクロス・ツーリングトライアル、街乗りバイクで気軽にショートサーキット等のレクリエーションレースを楽しむための「エンジョイ会員」を新たに設定しました。

従来、本格的にチャンピオンシップを競う競技会では、MFJ競技ライセンスが必要でしたが、「バイクレース」を気軽に楽しみたいという多くの皆様からのご要望に応じて、安価で手続きを簡素化した「MFJエンジョイ会員証」をご用意いたしました。ライセンス会員の皆様のまわりで、こうした方がいましたら、MFJエンジョイ会員になってレースを楽しむことをおすすめ下さい。

エンジョイ会員特典

- 1 MFJ承認競技会に参加する資格が得られます(ロードレースや主催者が出場制限を設けるものは除く)。
- 2 MFJ共済会(レース中のケガに対する見舞金)制度が適用されます。
- 3 MFJホームページに会員限定の特別ページを設け、出場可能なイベント等の情報を見ることができます(現在準備中)。

※競技ライセンスと異なり機関誌の送付はありません。

エンジョイ会員になるための条件

- 1 運転免許(原付以上)をお持ちの方は、専用申請書(郵便振替)をご利用いただき、すぐに取得することができます。
- 2 運転免許のない方は、講習会を受講していただけます。

※入会の年齢制限はありませんが、主催者により設定される参加資格として年齢制限がある場合がありますので、事前に主催者に確認してください。

▶エンジョイ会員申請方法

●年会費：3,000円

MFJエンジョイ会員専用の郵便振替用紙

★ライセンス有効期間

にて郵便局から申請していただけます(専用

入会した月を含む12ヶ月間有効

用紙はMFJ、MFJ全国各支部、大会主催者

にて配布しています)。

■お問い合わせは

(財)日本モーターサイクルスポーツ協会(MFJ)

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-24

第29興和ビル別館7F

TEL03-5565-0900

■スズキ株式会社 〒432-8611 静岡県浜松市高塚町300 ☎053-440-2376

●一般市販車 (オフロードタイプ)

| 車名 | 初級公認 | フレーム打刻 | エンジン打刻 | 排気量 | ホアXストローク | 公認発効日 | 適用 | 打刻開始ナンバー | 有効期限 |
|-------------|-----------|--------|--------|-----|-----------|-----------|----|--------------|------|
| ★ DR-2400SY | '00. 6.25 | SK43A | K419 | 398 | 90.0X62.6 | '05. 1. 1 | | SK43A-100001 | 2009 |
| ★ DR-2400Y | '00. 4.26 | DK42A | K416 | 398 | 90.0X62.6 | '05. 1. 1 | | DK42A-100001 | 2009 |

●スポーツ専用市販車 (モトクロスカー)

| 車名 | 初級公認 | フレーム打刻 | エンジン打刻 | 排気量 | ホアXストローク | 公認発効日 | 適用 | 打刻開始ナンバー | 有効期限 |
|---------------------|-----------|-------------|---------|-------|-----------|-----------|----|--------------------|------|
| ★ RM125K2 | '01. 7. 2 | RF16A | F134 | 124 | 54.0X54.5 | '06. 1. 1 | MX | RF16A000502079 | 2010 |
| ★ RM250K2 | '01. 7. 2 | RJ18A | J119 | 249 | 66.4X72.0 | '06. 1. 1 | MX | RJ18A000501605 | 2010 |
| ★ RM85K2 (スモールホイール) | '01.11. 2 | RD16C | D107 | 84.7 | 48.0X46.8 | '06. 1. 1 | MX | LM1RD16C21100001 | 2010 |
| ★ RM85LK2 (ラージホイール) | '01.11. 3 | RD17C | D107 | 84.7 | 48.0X46.8 | '06. 1. 1 | MX | LM1RD17C000500001 | 2010 |
| ★ RM125K3 | '02. 9.11 | RF16C | F134 | 124 | 54.0X54.5 | '07. 1. 1 | MX | RF16C-000500001 | 2011 |
| ★ RM250K3 | '02. 9.11 | RJ19C | J119 | 249 | 66.4X72.0 | '07. 1. 1 | MX | RJ19C-000500001 | 2011 |
| ★ RM85LK3 (ラージホイール) | '02. 9.11 | RD17C | D107 | 84.7 | 48.0X46.8 | '07. 1. 1 | MX | LM1RD17C 000500001 | 2011 |
| RM125K4 | '03. 7.23 | JS1RF18A000 | F134 | 124 | 54.0X54.5 | '03. 7.23 | MX | JS1RF18A000502043 | 2007 |
| RM250K4 | '03. 7.23 | JS1RJ18A000 | J119 | 249 | 66.4X72.0 | '03. 7.23 | MX | JS1RJ18A000501991 | 2007 |
| RM-Z250K4 | '03. 8. 9 | JKSXK250NPK | KX250NE | 249 | 77.0X53.6 | '03. 8. 9 | MX | JKSXK250NPA00001 | 2007 |
| RM85K4 | '03. 9.26 | RD16C | D107 | 84.7 | 48.0X46.8 | '03. 9.26 | MX | LM1RD16C000500001 | 2007 |
| RM85LK4 | '03. 9.26 | LM1RD17C | D107 | 84.7 | 48.0X46.8 | '03. 9.26 | MX | LM1RD17C000500282 | 2007 |
| ★ RM125Y | '99. 7. 2 | RF15A | F114 | 124.8 | 54.0X54.5 | '04. 1. 1 | MX | RF15A-106062 | 2008 |
| ★ RM250Y | '99. 8. 2 | RJ17A | J115 | 249.3 | 66.4X72.0 | '04. 1. 1 | MX | RJ17A-104144 | 2008 |
| ★ RM80Y | '99.12.29 | RC13A | C114 | 79.5 | 46.5X46.8 | '04. 1. 1 | MX | LMRC13A000500284 | 2008 |
| ★ RM80LY | '99.12.29 | RC13B | C114 | 79.5 | 46.5X46.8 | '04. 1. 1 | MX | LMRC13B-000500281 | 2008 |
| RM-Z250K5 | '04. 7.29 | JKSXK250NPA | KX250NE | 249 | 77.0X53.6 | '04. 7.29 | MX | JKSXK250NPA00001 | 2008 |
| RM250K5 | '04. 7.29 | JS1RJ18A | J119 | 249 | 66.4X72.0 | '04. 7.29 | MX | JS1RJ18A000502015 | 2008 |
| RM125K5 | '04. 7.29 | JS1RF16A | F134 | 124 | 54.0X54.5 | '04. 7.29 | MX | JS1RF16A000502591 | 2008 |
| RM85LK5 (ラージホイール) | '04.10. 2 | LM1RD17C | D107 | 84.7 | 48.0X46.8 | '04.10. 2 | MX | JS1RD17C000500382 | 2008 |
| RM85K5 (スモールホイール) | '04.10. 2 | LM1RD16C | D107 | 84.7 | 48.0X46.8 | '04.10. 2 | MX | JS1RD16C441101050 | 2008 |
| RM-Z450K5 | '04. 9.30 | JS1RL41A | L401 | 449 | 95.5X62.8 | '04. 9.30 | MX | JS1RL41A000500001 | 2008 |
| RM125K6 | '05. 7.20 | JS1RF16A | F134 | 124 | 54.0X54.5 | '05. 7.20 | MX | JS1RF16A000502854 | 2009 |
| RM250K6 | '05. 7.12 | JS1RJ18A | FJ119 | 249 | 66.4X72.0 | '05. 7.12 | MX | JS1RJ18A000502041 | 2009 |
| RM-Z250K6 | '05. 7. 6 | JKSXK250NPA | KX250NE | 249 | 77.0X53.6 | '05. 7. 6 | MX | JKSXK250NPA015001 | 2009 |
| RM85K6 (スモールホイール) | '05.10.18 | LM1RD16C | D107 | 84.7 | 48.0X46.8 | '05.10.18 | MX | LM1RD16C441102075 | 2009 |
| RM85LK6 (ラージホイール) | '05.10.18 | LM1RD17C | D107 | 84.7 | 48.0X46.8 | '05.10.18 | MX | LM1RD17C000500367 | 2009 |
| RM-Z450K6 | '05. 9.28 | JS1RL41A | L401 | 449 | 95.9X62.8 | '05. 9.28 | MX | JS1RL41A000500117 | 2009 |
| RM250K7 | '06. 8.29 | JS1RJ18A | J119 | 249 | 66.4X72.0 | '06. 8.29 | MX | JS1RJ18A000502140 | 2010 |
| RM125K7 | '06. 8.29 | JS1RF16A | F134 | 124 | 54.0X54.5 | '06. 8.29 | MX | JS1RF16A000502851 | 2010 |
| RM-Z450 K7 | '06. 8.29 | JS1RL41A | L401 | 449 | 95.9X62.8 | '06. 8.29 | MX | JS1RL41A000500157 | 2010 |
| RM85 K7 (スモールホイール) | '06. 9.27 | LM1RD16C | D107 | 84.7 | 48.0X46.8 | '06. 9.27 | MX | LM1RD16C441100001 | 2010 |
| RM85L K7 (ラージホイール) | '06. 9.27 | LM1RD17C | D107 | 84.7 | 48.0X46.8 | '06. 9.27 | MX | LM1RD17C000500417 | 2010 |
| RM-Z250 K7 | '06. 9.27 | JS1RJ41A | L442 | 249 | 77.0X53.6 | '06. 9.27 | MX | JS1RJ41A000500001 | 2010 |



■川崎重工業(株) 〒673-0014 兵庫県明石市川崎町1-1 ☎078-921-1317

●一般市販車 (オンロードタイプ)

| 車名 | 初回公認 | フレーム打刻 | エンジン打刻 | 排気量 | ボア×ストローク | 公認発効日 | 適用 | 打刻開始ナンバー | 有効期限 |
|-------------|------------|-------------|---------|-----|-----------|-----------|---------|--|------|
| ★ ZXR400R | '91. 2. 1 | ZX400L | ZX400GE | 398 | 57.0×39.0 | '07. 1. 1 | RR (SP) | ZX400L-300001 | 2007 |
| ★ ZXR400 | '91. 2. 10 | ZX400L | ZX400GE | 398 | 57.0×39.0 | '07. 1. 1 | RR (SP) | ZX400L-000001 | 2007 |
| ★ ZXR-II | '98. 7. 26 | ZR400E | ZX400KE | 399 | 57.5×38.5 | '03. 1. 1 | | ZR400E-325001 | 2007 |
| ★ ZRX | '98. 7. 26 | ZR400E | ZX400KE | 399 | 57.5×38.5 | '03. 1. 1 | | ZR400E-025001 | 2007 |
| ★ D-TRACKER | '98. 7. 26 | LX250E | LX250DE | 249 | 72.0×61.2 | '03. 1. 1 | | LX250E-315001 | 2007 |
| ★ ZX-7RR | '96. 3. 1 | JKAZX750NNA | ZX750NE | 748 | 73.0×44.7 | '06. 1. 1 | | JKAZ750NNA001011〜 JKAZDNI"00031501" | 2007 |

●一般市販車 (オフロードタイプ)

| 車名 | 初回公認 | フレーム打刻 | エンジン打刻 | 排気量 | ボア×ストローク | 公認発効日 | 適用 | 打刻開始ナンバー | 有効期限 |
|----------|------|--------|---------|-----|-----------|-----------|----|---------------|------|
| ★ KLX250 | | LX250E | LX250DE | 249 | 72.0×61.2 | '03. 1. 1 | | LX250E-020001 | 2007 |

●スポーツ専用市販車 (モトクロスカー)

| 車名 | 初回公認 | フレーム打刻 | エンジン打刻 | 排気量 | ボア×ストローク | 公認発効日 | 適用 | 打刻開始ナンバー | 有効期限 |
|-----------|------------|--------|---------|-----|-----------|------------|----|---------------|------|
| ★ KX65 | '01. 7. 16 | KX065A | KX065AE | 64 | 44.5×41.6 | '05. 1. 1 | MX | KX065A-009001 | 2009 |
| ★ KX85 | '00. 8. 2 | KX085A | KX085AE | 84 | 48.5×45.8 | '05. 1. 1 | MX | KX085A-000001 | 2009 |
| ★ KX85II | '00. 8. 2 | KX085B | KX085AE | 84 | 48.5×45.8 | '05. 1. 1 | MX | KX085B-000001 | 2009 |
| ★ KX125 | '01. 7. 16 | KX125L | KX125LE | 124 | 54.0×54.5 | '05. 1. 1 | MX | KX125L-020001 | 2009 |
| ★ KX250 | '01. 7. 16 | KX250L | KX250LE | 249 | 66.4×72.0 | '05. 1. 1 | MX | KX250L-025001 | 2009 |
| ★ KX85 | '01. 7. 16 | KX085A | KX085AE | 84 | 48.5×45.8 | '06. 1. 1 | MX | KX085A-007001 | 2010 |
| ★ KX85II | '01. 7. 16 | KX085B | KX085AE | 84 | 48.5×45.8 | '06. 1. 1 | MX | KX085B-007001 | 2010 |
| ★ KX250 | '01. 8. 2 | KX250L | KX250LE | 249 | 66.4×72.0 | '06. 1. 1 | MX | KX250L-036001 | 2010 |
| ★ KX125 | '01. 8. 2 | KX125L | KX125LE | 124 | 54.0×54.5 | '06. 1. 1 | MX | KX125L-030001 | 2010 |
| ★ KX65 | '01. 8. 29 | KX065A | KX065AE | 64 | 44.5×41.6 | '06. 1. 1 | MX | KX065A-016001 | 2010 |
| ★ KX65 | '02. 6. 2 | KX065A | KX065AE | 64 | 44.5×41.6 | '07. 6. 2 | MX | KX065A-029216 | 2011 |
| ★ KX85 | '02. 6. 2 | KX085A | KX085AE | 84 | 48.5×45.8 | '07. 6. 2 | MX | KX085A-016042 | 2011 |
| ★ KX85-II | '02. 6. 2 | KX085B | KX085AE | 84 | 48.5×45.8 | '07. 6. 2 | MX | KX085B-006041 | 2011 |
| ★ KX250 | '02. 7. 25 | KX250M | KX250ME | 249 | 66.4×72.0 | '07. 7. 25 | MX | KX250M-001305 | 2011 |
| ★ KX125 | '02. 7. 25 | KX125M | KX125ME | 124 | 54.0×54.5 | '07. 7. 25 | MX | KX125M-000959 | 2011 |
| ★ KX65 | '03. 6. 16 | KX065A | KX065AE | 64 | 44.5×41.6 | '03. 6. 16 | MX | KX065A-036001 | 2007 |
| ★ KX85 | '03. 6. 16 | KX085A | KX085AE | 84 | 48.5×45.8 | '03. 6. 16 | MX | KX085A-021001 | 2007 |
| ★ KX85-II | '03. 6. 16 | KX085B | KX085AE | 84 | 48.5×45.8 | '03. 6. 16 | MX | KX085B-009001 | 2007 |
| ★ KX125 | '03. 7. 16 | KX125M | KX125ME | 124 | 54.0×54.5 | '03. 7. 16 | MX | KX125M-010001 | 2007 |
| ★ KX250 | '03. 7. 16 | KX250M | KX250ME | 249 | 66.4×72.0 | '03. 7. 16 | MX | KX250M-010001 | 2007 |
| ★ KX250F | '03. 8. 9 | KX250N | KX250NE | 249 | 77.0×53.6 | '03. 8. 9 | MX | KX250N-000001 | 2007 |
| ★ KX250F | '04. 7. 2 | KX250N | KX250NE | 249 | 77.0×53.6 | '04. 7. 2 | MX | KX250N-010001 | 2008 |
| ★ KX125 | '04. 7. 2 | KX125M | KX125ME | 124 | 54.0×54.5 | '04. 7. 2 | MX | KX125M-016001 | 2008 |
| ★ KX85 | '04. 7. 2 | KX085A | KX085AE | 84 | 48.5×45.8 | '04. 7. 2 | MX | KX085A-026001 | 2008 |
| ★ KX85-II | '04. 7. 2 | KX085B | KX085AE | 84 | 48.5×45.8 | '04. 7. 2 | MX | KX085B-012001 | 2008 |
| ★ KX65 | '04. 6. 23 | KX065A | KX065AE | 64 | 44.5×41.6 | '04. 6. 23 | MX | KX065A-042001 | 2008 |
| ★ KX250 | '04. 8. 2 | KX250R | KX250RE | 249 | 66.4×72.0 | '04. 8. 2 | MX | KX250R-000001 | 2008 |
| ★ KX65 | '05. 7. 2 | KX065A | KX065AE | 64 | 44.5×41.6 | '05. 7. 2 | MX | KX065A-048001 | 2009 |
| ★ KX85 | '05. 7. 2 | KX085A | KX085AE | 84 | 48.5×45.8 | '05. 7. 2 | MX | KX085A-031001 | 2009 |
| ★ KX85-II | '05. 7. 2 | KX085B | KX085AE | 84 | 48.5×45.8 | '05. 7. 2 | MX | KX085B-015001 | 2009 |
| ★ KX125 | '05. 7. 2 | KX125M | KX125ME | 124 | 54.0×54.5 | '05. 7. 2 | MX | KX125M-021001 | 2009 |
| ★ KX250 | '05. 7. 2 | KX250R | KX250RE | 249 | 66.4×72.0 | '05. 7. 2 | MX | KX250R-006001 | 2009 |
| ★ KX250F | '05. 8. 24 | KX250T | KX250TE | 249 | 77.0×53.6 | '05. 8. 24 | MX | KX250T-000388 | 2009 |
| ★ KX450F | '05. 9. 2 | KX450D | KX450DE | 449 | 96.0×62.1 | '05. 9. 2 | MX | KX450D-000049 | 2009 |
| ★ KX65 | '06. 7. 16 | KX065A | KX065AE | 64 | 44.5×41.6 | '06. 7. 16 | MX | KX065A-054001 | 2010 |
| ★ KX85 | '06. 7. 16 | KX085A | KX085AE | 84 | 48.5×45.8 | '06. 7. 16 | MX | KX085A-036001 | 2010 |
| ★ KX85-II | '06. 7. 16 | KX085B | KX085AE | 84 | 48.5×45.8 | '06. 7. 16 | MX | KX085B-018001 | 2010 |
| ★ KX125 | '06. 7. 16 | KX125M | KX125ME | 124 | 54.0×54.5 | '06. 7. 16 | MX | KX125M-025001 | 2010 |
| ★ KX250 | '06. 7. 16 | KX250R | KX250RE | 249 | 66.4×72.0 | '06. 7. 16 | MX | KX250R-010001 | 2010 |
| ★ KX250F | '06. 9. 2 | KX250T | KX250TE | 249 | 77.0×53.6 | '06. 9. 2 | MX | KX250T-012424 | 2010 |
| ★ KX450F | '06. 9. 2 | KX450D | KX450DE | 449 | 96.0×62.1 | '06. 9. 2 | MX | KX450D-012928 | 2010 |

■株式会社 東京世田谷区太子堂2-7-1 ☎03-3419-6053

●スポーツ専用市販車 (トライアル)

| 車名 | 初回公認 | フレーム打刻 | エンジン打刻 | 排気量 | ボア×ストローク | 公認発効日 | 適用 | 打刻開始ナンバー | 有効期限 |
|--------------------|------------|--------|--------|-------|-----------|------------|----|-------------------|------|
| GAS-GAS TXTPRO280 | '03. 8. 27 | VTR | GG28 | 272.2 | 76.0×60.0 | '03. 8. 27 | TR | VTRGG2802000001 | 2007 |
| GAS-GAS TXTPRO250 | '03. 8. 27 | VTR | GG25X | 249 | 72.5×60.0 | '03. 8. 27 | TR | VTRGG2502000001 | 2007 |
| GAS-GAS TXTPRO250 | '04. 4. 28 | VTR | GG25K | 249 | 72.5×60.0 | '04. 4. 28 | TR | VTRGG2502000001 | 2008 |
| GAS-GAS TXTPRO280 | '04. 4. 28 | VTR | GG28 | 272.2 | 76.0×60.0 | '04. 4. 28 | TR | VTRGG2802000001 | 2008 |
| GAS-GAS TXTPRO280 | '05. 2. 23 | VTR | GG28K | 272.2 | 76.0×60.0 | '05. 2. 23 | TR | VTRGG2802F0740001 | 2009 |
| GAS-GAS TXTPRO250 | '05. 2. 23 | VTR | GG25K | 249 | 72.5×60.0 | '05. 2. 23 | TR | VTRGG2502F0740001 | 2009 |
| GAS-GAS TXT PRO250 | '06. 3. 29 | VTR | GG25K | 249 | 72.5×60.0 | '06. 3. 29 | TR | VTRGG2502G0850001 | 2010 |
| GAS-GAS TXT PRO280 | '06. 3. 29 | VTR | GG28K | 272.2 | 76.0×60.0 | '06. 3. 29 | TR | VTRGG2802G0850001 | 2010 |

■南アルプスヴァン 〒407-0263 山梨県韭崎町穴山町7804 ☎0531-30-0135

●スポーツ専用市販車 (トライアラー)

| 車名 | 初回公認 | フレーム打刻 | エンジン打刻 | 排気量 | ボア×ストローク | 公認発効日 | 適用 | 打刻開始ナンバー | 有効期限 |
|----------------|-----------|-----------|--------|-------|-----------|-----------|----|-------------------|------|
| * スコルパイザー | '99. 3.24 | VMUSCR249 | 485 | 248.9 | 68.8×67.0 | '04. 1. 1 | TR | SCR249SC299051 | 2008 |
| * SCORPA SY | '00.12.27 | SCY249 | 4GG | 249 | 74.0×58.0 | '05. 1. 1 | TR | SCY249SC100001 | 2009 |
| * SCORPA SY | '02. 3.21 | VMUSCY249 | 4GG | 249 | 74.0×58.0 | '07. 1. 1 | TR | VMUSCY249 | 2011 |
| SCORPA TYS125F | '03.11.26 | VMUSCY123 | E394E | 124 | 54.0×54.0 | '03.11.26 | TR | VMUSCY123SC100001 | 2007 |
| SCORPA SY | '03.11.26 | VMUSCY249 | 4GG | 249 | 74.0×58.0 | '03.11.26 | TR | VMUSCY249SC40001 | 2007 |
| SCORPAイージー | '99. 3.24 | SCR249 | 425 | 248.9 | 68.8×67.0 | '04. 1. 1 | TR | SCR249SC299001 | 2008 |
| SCORPA SY | '05. 1. 1 | SCY249 | 4GG | 249 | 74.0×58.0 | '05. 1. 1 | TR | VMUSCY249SC00001 | 2009 |

■株レイズ 〒577-0016 大阪府東大阪市長田西5-80 ☎06-6746-1010

●スポーツ専用市販車 (トライアラー)

| 車名 | 初回公認 | フレーム打刻 | エンジン打刻 | 排気量 | ボア×ストローク | 公認発効日 | 適用 | 打刻開始ナンバー | 有効期限 |
|-----------------|-----------|---------|-----------|-------|-----------|-----------|----|----------------|------|
| * BETA TECN0250 | '97.12.24 | BETA B6 | BETA 6605 | 247.5 | 72.5×60.0 | '07. 1. 1 | TR | BETA B6 000306 | 2008 |
| * BETA REV-3 | '02. 3.21 | BETA B6 | BETA 6605 | 249.7 | 72.5×60.0 | '07. 1. 1 | TR | BETA B6 003733 | 2011 |

■南エトスデザイン 〒651-2132 兵庫県神戸市西区森友4-13 ☎078-928-6644

●スポーツ専用市販車 (トライアラー)

| 車名 | 初回公認 | フレーム打刻 | エンジン打刻 | 排気量 | ボア×ストローク | 公認発効日 | 適用 | 打刻開始ナンバー | 有効期限 |
|------------------|-----------|---------|--------|-------|-----------|-----------|----|-------------------|------|
| MONTESA COTA 4RT | '05. 2.23 | VTDMT04 | NN4E | 249.1 | 76.5×54.2 | '05. 2.23 | TR | VTDMT04A05E000486 | 2009 |

■ドゥカティ・ジャパン(株) 〒153-0051 東京都目黒区目黒1-26-9中目黒オークラビル ☎03-3794-5001

●一般市販車 (オンロード)

| 車名 | 初回公認 | フレーム打刻 | エンジン打刻 | 排気量 | ボア×ストローク | 公認発効日 | 適用 | 打刻開始ナンバー | 有効期限 |
|------|-----------|-------------|----------|-----|-----------|-----------|-----------------|--------------------|------|
| 999 | '03. 3.25 | ZDMH400AA2B | ZDM999W4 | 998 | 100×63.5 | '03. 3.25 | RR (SB-JSB-SNK) | ZDMH400AA2B-000001 | 2007 |
| 999R | '03. 3.25 | ZDMH200AA2B | ZDM999W4 | 999 | 104×58.8 | '03. 3.25 | RR | ZDMH200AA2B-000001 | 2007 |
| 749S | '03. 3.25 | ZDMH500AA2B | ZDM749W4 | 748 | 90.0×58.8 | '03. 3.25 | RR (ST) | ZDMH500AA2B-000001 | 2007 |

■KTM JAPAN(株) 〒153-0051 東京都目黒区上目黒2-9-1中目黒GS第1ビル8F ☎03-5725-7715

●スポーツ専用市販車 (モトクロス)

| 車名 | 初回公認 | フレーム打刻 | エンジン打刻 | 排気量 | ボア×ストローク | 公認発効日 | 適用 | 打刻開始ナンバー | 有効期限 |
|-------------------------|-----------|----------|--------|--------|------------|-----------|----|--------------------|------|
| KTM200SX | '03. 3.27 | VBKMXXK | 523 | 193 | 64.0×60.0 | '03. 3.27 | MX | VBKMXXK | 2007 |
| KTM250SX ('03モデル) | '03. 9.25 | VBKMXXN | 548 | 249 | 66.4×72.0 | '03. 9.25 | MX | VBKMXXN | 2007 |
| KTM125SX ('04モデル) | '03. 9.25 | VBKMXXH | 503 | 124.8 | 54.0×54.5 | '03. 9.25 | MX | VBKMXXH | 2007 |
| KTM250SX ('04) | '03. 9.25 | VBKMXXN | 548 | 249 | 66.4×72.0 | '03. 9.25 | MX | VBKMXXN2 | 2007 |
| KTM85SX (SMALL) | '03. 9.25 | VBKMXXA | B85 | 84.93 | 47.0×48.95 | '03. 9.25 | MX | VBKMXXA | 2007 |
| KTM85SX (LARGE) | '03. 9.25 | VBKMXXA | B85 | 84.93 | 47.0×48.95 | '03. 9.25 | MX | VBKMXXA | 2007 |
| KTM200SX | '03.10.29 | VBKMXXK | 523 | 193 | 64.0×60.0 | '03.10.29 | MX | VBKMXXK | 2007 |
| 03KTM450SX RACING ※ | '04. 1.28 | VBKMXXN | 594 | 449.39 | 95.0×63.4 | '04. 1.28 | MX | VBKMXXN | 2008 |
| 04KTM450SX RACING ※ | '04. 1.28 | VBKMXXN4 | 594 | 449.39 | 95.0×63.4 | '04. 1.28 | MX | VBKMXXN4 | 2008 |
| 05KTM50SX PRO SENIOR LC | '04. 9.15 | VBKMXXA | H39 | 49.8 | 39.5×40.0 | '04. 9.15 | MX | VBKMXXA | 2008 |
| 05KTM65SX | '04. 9.15 | VBKMXXA | B65 | 64.85 | 45.0×40.8 | '04. 9.15 | MX | VBKMXXA | 2008 |
| 05KTM85SX (LARGE) | '04. 9.15 | VBKMXXA | B85 | 84.93 | 47.0×48.95 | '04. 9.15 | MX | VBKMXXA | 2008 |
| 05KTM125SX | '04. 9.15 | VBKMXXH | 503 | 124.8 | 54.0×54.5 | '04. 9.15 | MX | VBKMXXH | 2008 |
| 05KTM250SX | '04. 9.15 | VBKMXXN | 548 | 249 | 66.4×72.0 | '04. 9.15 | MX | VBKMXXN | 2008 |
| 250SX-F | '06. 1.25 | VBKMXXJ | 770 | 249.51 | 76.0×55.0 | '06. 1.25 | MX | VBKMXXJ4315M000001 | 2010 |
| KTM65SX ('07) | '06. 8.25 | VBKMXXA | B65 | 64.85 | 45.0×40.8 | '06. 8.25 | MX | VBKMXXA | 2010 |
| KTM85SX ('07) | '06. 8.25 | VBKMXXA | C85 | 84.93 | 47.0×48.95 | '06. 8.25 | MX | VBKMXXA | 2010 |

※KTM250SX RACING、'04KTM450SX RACING、'04KTM450SX RACINGは条件付公認：地方選手権・県大会などの大会に出場する場合は、音量規定(94db/A)に合致したマフラーを装着すること。

■株プレストコーポレーション 〒105-0014 東京都港区芝1-47-7ニチガビル ☎03-5419-8231

●スポーツ専用市販車（モトクロス車）

| 車名 | 初回公認 | フレーム打刻 | エンジン打刻 | 排気量 | ボア×ストローク | 公認発効日 | 適用 | 打刻開始ナンバー | 有効期限 |
|----------|-----------|----------|--------|-----|-----------|-----------|----|-------------------|------|
| YZ250F 車 | '04. 2.25 | JYACG18C | G336E | 249 | 77.0×53.6 | '04. 2.25 | MX | JYACG18C34A001353 | 2008 |
| YZ250F 車 | '04.12.29 | JYACG21C | G342E | 249 | 77.0×53.6 | '04.12.29 | MX | JYACG21C000005319 | 2008 |
| YZ125 | '05. 2. 2 | CE15C | E118E | 124 | 54.0×54.5 | '05. 2. 2 | MX | JYACE15C000008300 | 2009 |

※YZ250Fは条件付公認：地方選手権・県大会などの大会に出場する場合は、音量規定（94db/A）に合致したマフラーを装着すること。

■株カジバジャパン 〒437-1114 静岡県袋井市西同笠387番地 ☎0538-23-0861

●一般市販車（オンロード）

| 車名 | 初回公認 | フレーム打刻 | エンジン打刻 | 排気量 | ボア×ストローク | 公認発効日 | 適用 | 打刻開始ナンバー | 有効期限 |
|-------------------|-----------|---------|--------|-----|-----------|-----------|----|-------------------|------|
| MV AGUSTA F4-1000 | '05. 3.22 | ZCGF511 | F5 | 998 | 76.0×55.0 | '05. 3.22 | RR | ZCGF5118B4V001860 | 2009 |

「ライセンスの申込書はどこからダウンロードすればいいの?」

「欲しい情報がなかなか見つからないんだけど…」

そんな皆様の
声にお応えして

情報満載、MFJオフィシャルホームページ今すぐアクセス!!

●ライセンス

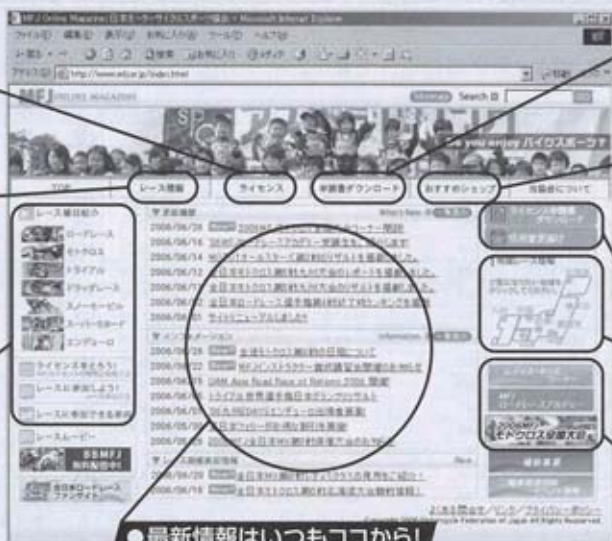
MFJのライセンスの種類や取得方法をご紹介します。

●レース情報

各種目の観戦情報やレース結果、承認競技会なども含めた競技会カレンダー、TVの放送予定などもここでチェックできます。

●初心者向け情報

MFJが公認している種目の紹介やライセンスの取り方、レースへの参加方法を分かりやすくご案内します。



●申請書ダウンロード

ライセンスはもちろんスポーツ傷害基金見舞金請求書などもこちらから。

●おすすめショップ

MFJネットワークショップや賛助会員を地域ごとに紹介します。

●ライセンス申請書はこちらからダウンロード

●地域レース情報

地方選手権などのレースカレンダーや結果はMFJ各支部のページを要チェック!

●注目のイベント・活動

レディス・キッズのモトクロスやロードレースアカデミーなど今が旬の情報をどんどん公開します!

●最新情報はいつもココから!

さあ、

今すぐアクセス!!

MFJ ONLINE MAGAZINE

➔ <http://www.mfj.or.jp/>

FIM/MFJ公認車両

(06年12月6日現在)

JSB1000/FIMスーパープロダクション/ストックスポーツ公認車両

| 銘柄 | 車 両 | 公認年度 | 鈴鹿8耐 | 全日本選手権 | チャレンジ7選手権 |
|----------|---------------------|------|------|--------|-----------|
| HONDA | CBR900RR(W)'98 | 98年 | — | ○ | ○ |
| | CBR900RR(SC50) | 02年 | ○ | ○ | ○ |
| | CBR929RR(Z)'99 | 99年 | ○ | ○ | ○ |
| | VTR1000SP | 99年 | ○ | ○ | ○ |
| | VTR1000SP II (SC45) | 02年 | ○ | ○ | ○ |
| | CBR1000RR(SC57) | 04年 | ○ | ○ | ○ |
| YAMAHA | '06CBR1000RR | 06年 | ○ | ○ | ○ |
| | YZF R1(2000model) | 99年 | ○ | ○ | ○ |
| | YZF R-1(2002model) | 02年 | ○ | ○ | ○ |
| | YZF R-1('04) | 04年 | ○ | ○ | ○ |
| | YZF R-1('05) | 05年 | ○ | ○ | ○ |
| | YZF-R1(2006model) | 06年 | ○ | ○ | ○ |
| | YZF-R1S(2006model) | 06年 | ○ | ○ | ○ |
| SUZUKI | GSX-R750(W) | 98年 | — | ○ | ○ |
| | GSX-R750(Y) | 00年 | ○ | ○ | ○ |
| | GSX-R750(K2) | 02年 | ○ | ○ | ○ |
| | GSX-R1000(K1) | 00年 | ○ | ○ | ○ |
| | GSX-R1000(K3) | 03年 | ○ | ○ | ○ |
| | GSX-R750(K4) | 04年 | ○ | ○ | ○ |
| | GSX-R1000(K5) | 05年 | ○ | ○ | ○ |
| | GSX-R750(K6) | 06年 | ○ | ○ | ○ |
| Kawasaki | ZX9R | 98年 | ○ | ○ | ○ |
| | ZX9R | 00年 | ○ | ○ | ○ |
| | ZX9R | 02年 | ○ | ○ | ○ |
| | ZX-10R(ZX1000C) | 04年 | ○ | ○ | ○ |
| | ZX-10R(ZX1000D) | 06年 | ○ | ○ | ○ |
| DUCATI | ZDM996Strada | 99年 | ○ | ○ | ○ |
| | ZDM996S | 01年 | ○ | ○ | ○ |
| | 996R/998S | 02年 | ○ | ○ | ○ |
| | 999S(H4) | 03年 | ○ | ○ | ○ |
| APRILIA | RSV1000 | 99年 | ○ | ○ | ○ |
| | RSV1000R | 00年 | ○ | ○ | ○ |
| | RSV1000RP | 01年 | ○ | ○ | ○ |
| | RSV1000RP | 03年 | ○ | ○ | ○ |
| BMW | R1100S | 02年 | ○ | ○ | ○ |

ST/SS600公認車両

| 銘柄 | 車 両 | 公認年度 | SS世界選手権 | 全日本選手権 | チャレンジ7選手権 | 地方選手権 |
|----------|-------------------|------|---------|--------|-----------|-------|
| HONDA | CBR600F(PC35) | 99年 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | CBR600F | 01年 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | CBR600FS | 01年 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | CBR600F4i | 01年 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | CBR600RR(PC37) | 03年 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | CBR600RR(PC37) | 05年 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | CBR600RR(レースベース車) | 05年 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | CBR600RR(PC40) | 07年 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| YAMAHA | YZF-R6 | 99年 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | YZF-R6(SMT) | 01年 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | YZF-R6(SSL) | 03年 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | YZF-R6(SSL) | 05年 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | YZF-R6(2C0) | 06年 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| SUZUKI | RF600 | 96年 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | GSX600RW | 98年 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | GSXR600R(K-1) | 01年 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | GSX-R600(K-4) | 04年 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| Kawasaki | GSX-R600(K-6) | 06年 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | ZX600G(ZX-6R) | 98年 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | ZX600J(ZX-6R) | 00年 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | ZX600K(ZX-6RR) | 03年 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | ZX600M(ZX-6RR) | 04年 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | ZX-600N(ZX-6RR) | 05年 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| DUCATI | ZX-600P(ZX-6R) | 07年 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | ZDM748S | 01年 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| LAVERDA | 748R-H3 | 02年 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 750s Formula | 99年 | ○ | ○ | ○ | ○ |

スーパーバイク公認車両

| 銘柄 | 車 両 | 公認年度 | 鈴鹿 8 耐 | SS世界選手権 | 全日本選手権 | チャンピオン選手権 |
|----------|----------------------------|------|--------|---------|--------|-----------|
| HONDA | Y6CBR1000RR | 06年 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | CBR1000RR(SC57) | 04年 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | VTR1000SP | 99年 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | CBR900RR(W)98 | 98年 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | CBR929RR(Z)99 | 99年 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | CBR900RR(SC50) | 02年 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | VTR1000SP2(SC45) | 02年 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| YAMAHA | YZF-R7 | 99年 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | YZF-R1(1998model) | 98年 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | YZF-R1(2000model) | 99年 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | YZF-R1(2002model) | 02年 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | YZF-R1(2005model) | 05年 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | YZF-R1(2006model) | 06年 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | YZF-R1S(2006model) | 06年 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| SUZUKI | GSX-R750Y | 00年 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | GSX-R750(K2) | 02年 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | GSX-R1000(K1) | 00年 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | GSX-R1000(K3) | 03年 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | GSX-R1000(K5) | 05年 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | GSX-R750(K6) | 06年 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | GSX-R1000(K7) | 07年 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| Kawasaki | ZX-9R | 99年 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | ZX-9R | 99年 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | ZX-9R | 02年 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | ZX-10R(ZX1000C) | 04年 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | ZX-10R(ZX1000D) | 06年 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| DUCATI | H1 916SPS | 97年 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | H1 916SPS | 98年 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | H1 916SPS (logaty replica) | 98年 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 996SPS | 99年 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 999R(H4) | 03年 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| APRILIA | RSV1000SP | 99年 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | RSV1000R | 99年 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | RSV1000RP | 03年 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| BIMOTA | SB8K | 99年 | ○ | ○ | ○ | |

○はFIM公認車両、○はFIM公認切れでMFJ公認が継続している車両。

S-NK承認車両

| 銘柄 | 車 両 | 型 式 | | 年 式 | NK1該当車両と その最低重量 |
|------------------------------|--------------|---|------------------------------|--------|--------------------|
| | | フレーム | エンジン | | |
| HONDA | CB1000SF | SC30- | SF30E | 94~ | 185kg |
| | CB1000SF/T2 | | | 97~ | |
| | X4(CB1300SF) | | | 98~ | |
| | CB1300SF | SC40- | SC38E- | 98~ | 185kg |
| | CBR900RR | SC28"- *U,2,9 | SC28E- SC33E- | 92~95 | |
| | | | | 96~ | |
| | | SC33"- *C,3,2,A,B,D,F,9,E,U | | | |
| | | JH2SC | JH2SC44A | 99~ | |
| | | CBR1100XX | SC35"- *C,3,2,A,B,C,E,U,D | SC35E- | |
| | VTR1000F | SC36-(国内) | SC36E- | 97~ | |
| SC36"- *E,A,B,C,U,D,2 | | | | | |
| YAMAHA | YZF1000R | 4SV1,4SV2,4VD1,4VE1, 4VF1,4VG1,4WN1 | | 96 | |
| | | 4SV3,4VD2,4VE2,4VF2, 4WN2,4XJ1,4YW1,4YW2 | | 97 | |
| | | 4SV4,4VD3,4VD4,4VE3, 4VF3,4XJ2 | | 98 | |
| | YZF1000R1 | 5EG1,4XV1,4XV2,4XV3, 4XV4,4XV5,4XV6 | | 98~ | |
| | TRX850 | 4NX1 | | 95 | 165kg |
| | | 4UN1,4UN2,4VN1,4XG1 | | 96 | |
| | | 4UN3,4VN2,4XG2,5CS1 | | 97 | |
| 4NX2,4NX3,4UX4,4VN3, 4XG3 | | | 98 | | |

| 銘柄 | 車 両 | 型式 | | 年式 | NK1該当車両と その総重量 |
|----------|---------------------|--|-------------------|-------|-------------------|
| | | フレーム | エンジン | | |
| YAMAHA | TDM850 | 3VD1,3VD2,4CF1,4CM2, 4CN1 | | 91 | 180kg |
| | | 3VD3,3VD4,4CF2,4CM2, 4CN2,4DT1,4DT2,4DT3, 4EP4 | | 92 | |
| | | 3VD5,3VD6,4CF3,4CM3, 4CN3,4DT4,4DT5,4EP2 | | 93 | |
| | | 3VD7,3VD8,4CF4,4CM4, 4CN4,4EP3 | | 94 | |
| | | 3VDA,3VD9,4CM5,4CN5 | | 95 | |
| | | AVDB,4TX1 | | 96 | |
| | TDR850 | 4TX2,5AR1 | | 97 | |
| | | 4TX3,5AR2,5GG,4TX4, 4TX5 | | 98 | |
| | XJR1200 | 4KG1 | | 94 | 185kg |
| | | 4KG2,4PU1,4PU2,4RB1 | | 95 | |
| | XJR1200 | 4KG4,4PU3,4PU4,4RB2, 4UW1 | | 96 | |
| | | 4JN2,4JN3,4PU7,4PU8, 4RB4,4PU5,4PU6,4RB3 | | 97 | |
| | | 4PUA,4PU9,4RB5,4UW2, 4PUB,4PUC,4RB6 | | 98 | |
| | XJR1200R | 4KG3 | | 96 | 180kg |
| XJR1300 | 5EA1,5EA2,5EA3,5EA4 | | | 180kg | |
| SUZUKI | GSX- R1100W | GU75B,JS1GU,GU75D, GU75E,GU75C | | | |
| | TL1000R | JS1AM,JS1VT,VT52A | | | |
| | TL1000S | JS1AG,JS1VT,VT51A | | | |
| | SGX1100刀 | | | | 180kg |
| | GSF1200 | | | | 185kg |
| | GSX1300R(車) | | | | |
| | GSXR1000 | | | | |
| GS1200SS | | | | | |
| Kawasaki | ZZ-R1100 | JKAZXBD1 XA, JKAZXT10DDA- ZXT10D- | ZXT10CE | 93~ | |
| | ZX-9R | JKAZX2E1- JKAZX900EEA | ZX900CE ZX900E | 00 | |
| | ZX-9R | JKAZX2B1 VA, ZX900B | ZX900BE | 94~97 | |
| | ZX-9R | JKAZX2C1 XA- JKAZX900CCA ZX900C- | ZX900CE- | 98~ | |
| | ZX12R | JKAZXR9A1- ZXT20A JKAZXT20AAA- | ZXT20AE | | |
| | ZRX1100 | ZRT10C- JKAZRBC1 XA JKAZRT10CCA | ZXT10CE | 97~ | 185kg |
| | ZRX1100 II | ZRT10C- JKAZRT10CDA | ZXT10CE | 97~ | |
| | ZRX1200R | JKAZR9A1- ZRT20A JKAZRT20AAA- | ZRT20AE | | |
| | ZRX1200S | JKAZR9B1- ZRT20A JKAZRT20ABA- | ZRT20AE | | |
| | Z-1 | | | 73~75 | |
| | GPZ1100 | ZXT10E- | ZXT10CE | 95~ | 185kg |
| | GPZ1100ABS | ZXT10E- | ZXT10CE | 96~ | |
| | ZEPHYR1100 | JKAZXBD1 VA JKAZRT10CCA ZRT10A- | ZRT10AE | 92~ | 180kg |
| | ZEPHYR1100RS | ZRT10A- ZRT10B- | ZRT10AE | 92~ | |
| | GPZ900R | ZX900A | ZX900AE | 84~ | 180kg |
| | TRIUMPH | トライデント900 | | | 180kg |
| BIMOTA | SB6R | | | | |
| DAYTONA | WEAPON II | | OHV1200HD | 97~ | |
| DUCATI | 916SP | ZDM916S | ZDM916W4 | | |
| | 916SPS | ZDMH100 AAWB | ZDM916W4 | | |
| | 916SPS | ZDMH100 AAWB | ZDM996W4 | 99~ | |

MFJスノーモバイル公認車両

('06年12月6日現在)

MFJが主催または公認する競技会においては、この表にあるMFJに公認された車両を使用しなければならない。

| | | |
|---------|---------------|----------------|
| ジュニアクラス | 2ストローク600cc以下 | 4ストローク1000cc以下 |
| S3クラス | 2ストローク500cc以下 | 4ストローク1000cc以下 |
| S2クラス | 2ストローク600cc以下 | 4ストローク1200cc以下 |

★スーパークラス、S1クラスにおいては、以下に記されているどのクラス用に公認された車両でも使用することができる。

| 2ストローク (125cc以下) | 2ストローク (500cc以下) | 2ストローク (600cc以下) | 2ストローク (601cc以上) | 4ストローク (1000cc以下) | 4ストローク (1200cc以下) | |
|---------------------|--|---|--|--|--|--|
| SV80 SV125E | CS350(E) S340 S250 ET250 ET300 ET340 GPX330 EC340 TXL340 S350T S350DX PZ480 PZ480ED PZ480E PZ480LT PZ480SE PZ500 PZ500LT S440 SS440 GPX430 VT480E VX500 VX500SX VX500XTC ZR500 499SNOPRO | FIRECAT500Sno-pro ZR440Sno-Pro Z440Sno-Pro(空冷) FORMULA-SL MXZ500-SP MXZ FormulaSLS MXZ STD500 MXZX440LC INDYSports INDYLITE INDY340 INDYTRAIL TXLINDY INDYXCFSP INDYSuperSport INDY440PROXFAN INDY500SP INDY400 INDY-XCR440 INDY500EFI INDY440XC INDY440XCR INDY500XCSP INDY440PROX ボラリス440IQRacer(05) | S540 EC540 EX570SX EX570LT SRX600S EX570 (E) VX600 (E-LT) VX600XTC VX600SX VX600LT VX600X SX600R FORMULA-Z MXZ583 Formula. INDYXLTSpecial INDYXCR600SP INDY600XC INDY600EDGEX INDY600XCSP Firecat600Sno-pro SXVenom MXZX600H.O INDY600PROX MXZX600HO SDI(05) INDY600XCSP (05) 599SNOPRO ボラリス600IQRacer ボラリス600HQドラゴン 599SNOPRO (07) | ZR800 ZR800EFI Firecat700EFI Sno-Pro 715Sno-Pro SRX700LT SRX700S SXviper SXviperMountain VX700SX VX700LT VX800 (E-LT) SX700R SXV700ER SXV700 MX-Z800 INDY800PROX INDY800XC SP INDY700XC INDY700XCSP INDYSTORM INDYUltraSPXSE INDYUltraSP MXZX800 ZR800EFI INDY800PROX INDY650 INDY650RXL FX-8R INDY800PROXZ ボラリス900IQ(05) 2005FX-8R(S2005FX800R) | RX-1 RX-1MH RSVector ER RSVector SP RSVector SP ER RT50 (PHAZER) RT50ML (PHAZER Mountain Lite) RT50MP (Venture Multi-Purpose) | |

MFJ公認部品

(06年12月6日現在)

ロードレース用

●株式会社カワサキモーターズジャパン 〒673-8666 兵庫県明石市川崎町1-1 ☎078-921-2642

| 部品名 | 型式 | 適用車種 | 公認発効日 | ST | SP | SS | GP |
|-------------------|----|--|------------|----|----|----|----|
| ★ダクト J914073-1694 | SP | ZX400L (ZXR400) ZR400D (ザンザス) ZX400M (ZXR400R) | '02. 5. 29 | | ○ | | |

●株式会社ホンダレーシング 〒351-0024 埼玉県朝霞市泉水3-15-1 ☎048-461-9511

| 部品名 | 型式 | 適用車種 | 公認発効日 | ST | SP | SS | GP |
|-------------------------------------|-----|----------------|------------|----|----|----|----|
| ★VFR400R トランスミッション (初回公認'90年12月26日) | NL1 | VFR400R (NC30) | '01. 1. 25 | | ○ | ○ | |
| ★400 トランスミッション (初回公認'92年) | | CBR400RR | '02. 1. 1 | | ○ | | |
| ★250 トランスミッション (初回公認'91年) | | NSR250R | '02. 1. 1 | | ○ | | |

●本田技研工業(株) 〒107-8556 東京都港区南青山2-1-1 ☎03-3423-1111

| 部品名 | 型式 | 適用車種 | 公認発効日 | ST | SP | SS | GP |
|-----------------------------|----|-----------|------------|----|----|----|----|
| CAMSHAFT_IN | | CBR600F4I | '01. 4. 30 | ○ | | ○ | |
| CAMSHAFT_EX | | CBR600F4I | '01. 4. 30 | ○ | | ○ | |
| INSULATOR_TROTTLEBODY | | CBR600F4I | '01. 4. 30 | ○ | | ○ | |
| GEAR_COUNTERSHAFT_FOURTH | | CBR600F4I | '01. 4. 30 | ○ | | ○ | |
| GEAR_MAINSHAFT_THIRD&FOURTH | | CBR600F4I | '01. 4. 30 | ○ | | ○ | |

●ヤマハ発動機(株) 〒438-8501 静岡県磐田市新貝2500 ☎0538-37-4420

| 部品名 | 型式 | 適用車種 | 公認発効日 | ST | SP | SS | GP |
|---------------------------------|------------|----------------|-----------|----|----|----|----|
| ★FCR-D41 (ASSY) (初回公認'96年4月20日) | #4050~4062 | TRX850 | '01. 1. 1 | | ○ | | |
| ★FCR-D41 (ASSY) (初回公認'96年4月20日) | #4000~4012 | FZR750R (OW-1) | '01. 1. 1 | | ○ | | |

モトクロス用推奨パーツ

●株式会社カワサキモーターズジャパン 〒673-8666 兵庫県明石市川崎町1-1 ☎078-921-2642

| 部品名 | 型式 | 適用車種 | 公認発効日 | MX |
|-------------|------------|-------------|------------|----|
| ホイール1.85×20 | 41090~1132 | カワサキKX125-L | '01. 3. 21 | ○ |
| ホイール1.85×20 | 41090~1134 | カワサキKX250-L | '01. 3. 21 | ○ |

●株式会社RSタイチ 〒574-0013 大阪府大東市中垣内3-1-25 ☎072-874-3268

| 部品名 | 型式 | 適用車種 | 公認発効日 | MX |
|-----------------------------|----|---------------|------------|----|
| ロアトリプルクランプ | | 各メーカー モトクロッサー | '01. 1. 25 | ○ |
| トップトリプルクランプ | | 各メーカー モトクロッサー | '01. 1. 25 | ○ |
| モトクロッサー用トリプルクランプ | | 各メーカー モトクロッサー | '02. 5. 23 | ○ |
| モトクロッサー用トリプルクランプ(トップ・ロー)セット | | 各メーカー モトクロッサー | '02. 5. 23 | ○ |

●Zing Racing Japan 〒213-0033 神奈川県川崎市高津区下作延870 ☎044-877-8386

| 部品名 | 型式 | 適用車種 | 公認発効日 | MX |
|----------------|----|---------------|------------|----|
| EMIG TOP CLAMP | | 各メーカー モトクロッサー | '01. 1. 25 | ○ |

●南井原商会 〒301-0823 茨城県竜ヶ崎市長砂町2738-1 ☎0297-62-0149

| 部品名 | 型式 | 適用車種 | 公認発効日 | MX |
|---|-------------------------|-------------------------------------|------------|----|
| ハンドルクランプ | 02-4900~02-4999 | 各メーカー モトクロッサー | '01. 3. 21 | ○ |
| ハンドルクラブ | 02-1217~02-1229 | 各メーカー モトクロッサー | '02.12.21 | ○ |
| Factory Connection トリプルクランプ | TOPCLAMPKAW~TOPCLAMPHON | ホンダ、ヤマハ、スズキ、カワサキ、KTM各メーカー-01モトクロッサー | '03. 6. 27 | ○ |
| Factory Connection パーマウントK&W/ワンピースパーマウントK&W | BARMOUNT118~785 | ホンダ、ヤマハ、スズキ、カワサキ、KTM各メーカー-01モトクロッサー | '03. 6. 27 | ○ |

●株式会社エフイーティー 〒157-0071 東京都世田谷区千歳台4-30-11 ☎03-5490-2551

| 部品名 | 型式 | 適用車種 | 公認発効日 | MX |
|-----------------------|----|---------|-----------|----|
| トップトリプルクランプ&パーマウントK&W | | 国内4メーカー | '01.11.12 | ○ |

●株式会社ダートフリーク 〒488-0067 愛知県尾張旭市南原山町山町石原136 ☎0561-51-0350

| 部品名 | 型式 | 適用車種 | 公認発行日 | MX |
|-----------|------|--|------------|----|
| ジータップブリッジ | Y121 | YZ125/250/250F/400F/426F/450F、WR250/400/426/450F | '03. 4. 26 | ○ |
| ジータップブリッジ | Y081 | YZ80/85 | '03. 4. 26 | ○ |
| ジータップブリッジ | H121 | CR125/250、CRF450 | '03. 4. 26 | ○ |
| ジータップブリッジ | H081 | CR80/85R | '03. 4. 26 | ○ |
| ジータップブリッジ | S121 | RM125/250 | '03. 4. 26 | ○ |
| ジータップブリッジ | S081 | RM85 | '03. 4. 26 | ○ |
| ジータップブリッジ | K123 | KX125/250 | '03. 4. 26 | ○ |
| ジータップブリッジ | K081 | KX80/85 | '03. 4. 26 | ○ |

MFJ公認ヘルメット

取得規格 / T用=フーリング用, M用=モトクロス用, TR用=トライアル用,
R用=ロードレース用, R特選=ロードレース特選
形状 / J=ジェットタイプ, F=フルフェイスタイプ

●(株)SHOEI

〒110-0005東京都台東区上野5-8-5 cp10ビル7F ☎03-5688-5190

| 名 称 | 取 得 規 格 | 形 状 | 公 認 年 月 日 |
|----------------|-------------------------------|-----|-----------|
| JET-X | SNELL JIS-C-R特選 | F | '89.1.11 |
| RSV | SNELL JIS-C-R特選 | F | '89.1.11 |
| VZ | JIS-C-M用 | F | '89.6.13 |
| VZ-II | JIS-C-M用 | F | '89.6.13 |
| VX-4R | JIS-C-M用 | F | '89.11.7 |
| FX-1 | JIS-C-R用 | J | '90.5.8 |
| RHV | JIS-C-R用 | F | '90.9.4 |
| FX-TOURING | JIS-C-M用 | J | '90.4.10 |
| X-8 | JIS-C-R特選用 | F | '93.1.27 |
| TSV | JIS-C-R特選用 | F | '93.1.27 |
| VF-X | JIS-C-M用 | F | '93.1.27 |
| X-8 SP | JIS-C-R特選用 | F | '93.2.24 |
| FX-AFREET | JIS-C-M用 | F | '93.2.24 |
| NEW SR-X7 | JIS-C-TR.T用 | J | '93.2.24 |
| TR-2P | JIS-B-TR用 | J | '93.2.24 |
| FX-J | JIS-C-M用 | F | '93.2.24 |
| BL-J | JIS-B-TR.T用 | J | '93.2.24 |
| ES-J | JIS-B-T用 | F | '93.2.24 |
| X-FOUR Light | JIS-C-R用 | F | '93.4.28 |
| NRV | SNELL M90 JIS-C種 | F | '93.11.23 |
| X-8V | SNELL JIS-C-R特選 | F | '94.12.1 |
| VF-X2 | SNELL JIS-C-M用 | F | '94.12.1 |
| KH-S (NRV) | SNELL JIS-C-RR特選 | F | '95.1.25 |
| KM-SA (FX-1) | JIS-C-MX用 | F | '95.1.25 |
| FX-HORNET | JIS-C-MX用 | F | '95.3.1 |
| RPD | JIS-C-R用 | F | '95.6.10 |
| ZRV | SNELL JIS-C種-R特選 | F | '96.1.24 |
| X-8J | JIS-C-R用 | F | '96.1.24 |
| FX-R | JIS-C-M用 | F | '96.1.24 |
| VYRCE | JIS-C-R用 | F | '96.4.24 |
| X-8SP | SNELL JIS-C種-R特選 | F | '96.7.24 |
| SR-FREEDOM | JIS-C-TR.T用 | J | '96.7.24 |
| RDV | JIS-C-R用 | F | '96.10.23 |
| Z-CRUZ | JIS-C-R用 | F | '97.1.29 |
| WYVERN | JIS-C-R用 | F | '97.2.26 |
| Buel2 | JIS-C-R用 | F | '97.3.26 |
| RHEOS XS-1 | JIS-C種-M用 | F | '97.1.29 |
| RHEOS RS-1 | SNELL JIS-C種-R特選 | F | '97.1.29 |
| X-SR | SNELL M95 JIS-C種-R特選 | F | '98.1.28 |
| HORNET-V | JIS-C種-M用 | F | '98.1.28 |
| X-8SP II | SNELL M95 JIS-C-R特選 | F | '99.1.27 |
| VFX-R | SNELL M95 JIS-C-M用 | F | '99.3.24 |
| Super VYRCE | JIS-C-R用 | F | '99.7.28 |
| TR-3 | JIS-B-TR用 | J | '99.10.27 |
| ZP-R | JIS-R用 | F | '00.1.26 |
| TRV | JIS-R用 | F | '00.1.26 |
| X-2000 | JIS-R用 | F | '00.1.26 |
| X-8Rhi (HX-8R) | SNELL M95-R特選 | F | '00.2.23 |
| HORNET XV | JIS-M用 | F | '00.6.28 |
| SR-J | JIS-T8133-2000T用 | J | '01.7.18 |
| RFD II | JIS-T8133-2000R用 | F | '01.11.28 |
| X-8RS | SNELL M90 JIS-T8133-2000-R特選 | F | '02.1.23 |
| HORNET | JIS-T8133-2000-MX用 | F | '02.5.30 |
| X-Eleven | SNELL M90 JIS-T8133-2000-R特選 | F | '02.12.11 |
| WYVERN II | JIS-T8133-2000-RR用 | F | '03.8.27 |
| X-9 | SNELL M2000-RR特選 | F | '03.12.25 |
| SHOEI RFX | JIS-T8133-2000-RR用 | F | '05.1.26 |
| SHOEI X-KIDS | JIS-T8133-2000-RR用 | F | '05.3.23 |
| SHOEI VFX-DT | SNELL M90 JIS-T8133-2000-MX特選 | F | '05.5.25 |

●(株)アライヘルメット

〒330-0841埼玉県さいたま市大宮区東町2-12 ☎048-641-3825

| 名 称 | 取 得 規 格 | 形 状 | 公 認 年 月 日 |
|--|-----------------------|-----|-----------|
| F-V | SNELL JIS-C-R特選 | F | '89.6.13 |
| GIGA | SNELL JIS-C-R特選 | F | '89.6.13 |
| ASTRO-R | SNELL JIS-C-R特選 | F | '89.6.13 |
| MX-2 | JIS-C-M用 | J | '89.6.13 |
| RAPIDE-VIIIIR | JIS-C-R用, SNELL M85 | F | '90.5.8 |
| RAPIDE-μ | JIS-C-R用, SNELL M85 | F | '90.5.8 |
| MX-Enduro | JIS-C-M用, SNELL M85 | J | '90.5.8 |
| AT-S | JIS-B-TR用 | F | '90.5.8 |
| Super cLe RX-7RR | JIS-C-R特選 | F | '93.1.27 |
| OW | JIS-C-R, M用 | F | '93.2.24 |
| VX | JIS-C種-M用 | F | '94.11.30 |
| NT-XNT-GALAXY.Windy-12 | JIS-C種-R用 | F | '96.4.24 |
| OMNI-R | SNELL JIS-C種-R特選 | F | '96.4.24 |
| HYPER-T | JIS-T用 | J | '00.6.28 |
| RAPIDE-M | SNELL M95-R特選 | F | '00.7.26 |
| SNC SIGNET-RR | SNELL M95-R特選 | F | '00.7.26 |
| GOTH | SNELL M95-R特選 | F | '00.7.26 |
| ASTRO-M | SNELL M95-R特選 | F | '00.7.26 |
| GP-4X | SNELL M95-R特選 | F | '00.7.26 |
| V-CROSS2 | SNELL M95-M特選 | F | '00.7.26 |
| MX-3 | SNELL M95-M特選 | J | '00.7.26 |
| TOUR CROSS | SNELL M95-M特選 | F | '00.7.26 |
| FREEWAY | JIS-T用 | J | '00.7.26 |
| MX-3 Jr | JIS-M用 | J | '00.8.23 |
| RAPIDE-Jr | JIS-R用 | F | '00.8.23 |
| ASTRO-J, ASTRO REFLEX | SNELL M2000R特選 | F | '01.10.12 |
| URBANEGT, Kurtis Roberts GT | SNELL M2000R特選 | F | '01.10.12 |
| ASTRO-J Junior | JIS-T8133-2000-R用 | F | '02.5.30 |
| OMNI-J | SNELL M2000-R特選 | F | '02.5.30 |
| V-Cross2 Junior | JIS-T8133-2000-MX用 | F | '02.5.30 |
| RAPIDE-OR, RAPIDE-OR STER FLAG | SNELL M2000-R特選 | F | '02.5.30 |
| UR-X/UR Mono-3/UR グレース2 URスピード/プレミアムUR | JIS-T8133-2000-R用 | F | '02.10.31 |
| RX-7RR4/RX-7RR4 Edwards RX-7RR4 McCoy | SNELL M2000-R特選 | F | '02.10.31 |
| Vcross2Pro (HVX-2) | SNELL M2000-RR特選-MX特選 | F | '03.2.26 |
| ASTRO-TR, ASTRO-TRICE, ASTRO-TRTAT00, ASTRO-TRDOOBAS, ASTRO-TISCHWANZ | SNELL M2000-RR特選 | F | '03.11.26 |
| RX-7RR4 (XXLサイズ) | SNELL M2000-RR特選 | F | '04.7.14 |
| GP-5X | SNELL M2000 | F | '04.11.25 |
| ラバイ FSR | SNELL M2000-RR特選 | F | '05.2.23 |
| ASTRO Light/ASTRO Light Limited | JIS-T8133-2000-RR用 | F | '05.6.30 |
| RAPIDE-OV | SNELL M2005-RR特選 | F | '05.9.28 |
| PROFILE SIGNET-II | SNELL M2005-RR特選 | F | '06.1.25 |
| Vreal, Vreal NARVA, Vreal WINDHAM | SNELL M2005-MX特選 | F | '06.3.24 |

●テイ・エステック(株)

〒351-0012埼玉県朝霞市栄町3-7-27 ☎048-462-1121

| 名 称 | 取 得 規 格 | 形 状 | 公 認 年 月 日 |
|--------------|-----------------|-----|-----------|
| AMI (L-06) | JIS-B-TR, T用 | F | '87.10.7 |
| AMI (L-07) | JIS-B-TR, T用 | F | '87.10.7 |
| AMI (L-08) | JIS-B-TR, T用 | F | '87.10.7 |
| RHEOS (R-21) | JIS-C-R用 | F | '87.10.7 |
| RHEOS (R-92) | JIS-C-R用 | F | '87.10.7 |
| RHEOS (R-93) | JIS-C-R用 | F | '87.10.7 |
| RHEOS (R-94) | JIS-C-R用 | F | '87.10.7 |
| RHEOS (R-95) | JIS-C-R用 | F | '87.10.7 |
| RHEOS (R-96) | JIS-C-R用 | F | '87.10.7 |
| RHEOS (R-97) | JIS-C-R用 | F | '87.10.7 |
| SEED (J-23) | JIS-B-TR, T用 | J | '87.10.7 |
| Ami | JIS-B-TR, T用 | J | '88.1.18 |
| SEED-R22 | JIS-C-R用 | F | '88.1.18 |
| SEED-R23 | JIS-C-R用 | F | '88.1.18 |
| RHEOS R98 | JIS-C-R用 | F | '88.1.18 |
| RHEOS R99 | JIS-C-R用 | F | '88.1.18 |
| RHEOS R92LED | JIS-C-R用 | F | '88.7.5 |
| RHEOS RR101 | SNELL JIS-C-R特選 | F | '88.12.12 |
| RHEOS RR102 | SNELL JIS-C-R特選 | F | '88.12.12 |
| RHEOS RR103 | SNELL JIS-C-R特選 | F | '88.12.12 |
| RHEOS RR104 | SNELL JIS-C-R特選 | F | '88.12.12 |

| 名 称 | 取得規格 | 形状 | 公認年月日 |
|-----------------------|------------------|----|----------|
| RHEOS RR301 | SNELL JIS・C・R特選 | F | 88.12.12 |
| RHEOS RR302 | SNELL JIS・C・R特選 | F | 88.12.12 |
| RHEOS PA101 | JIS・C・R用 | F | 89.2.14 |
| RHEOS PA102 | JIS・C・R用 | F | 89.2.14 |
| RHEOS PA103 | JIS・C・R用 | F | 89.2.14 |
| RHEOS (RC) | JIS・C・R用 | F | 91.2.20 |
| Rheos (RD) | JIS・C・R用 | F | 92.3.11 |
| Rheos (JB) | JIS・C・M・T用 | J | 92.4.17 |
| HONDA Rheos (RC) | SNELL R特選 | F | 92.5.13 |
| Rheos RC | JIS・C・R用 | F | 93.6.20 |
| ami L10 | JIS・C・TR、T用 | J | 93.7.28 |
| ami J10 | JIS・C・TR、T用 | J | 93.7.28 |
| RHEOS | | J | 93.1.7 |
| RHEOS (RE2) | JIS・C種 | F | 94.4.27 |
| RHEOS HRC RE・2 | JIS・C・R用 | F | 95.3.1 |
| RHEOS FANG Junior | JIS・C種・M用 | J | 96.1.24 |
| RHEOS RE・3 | JIS・C種・R用 | F | 96.7.24 |
| RHEOS JE 6 | JIS・C種・M用 | J | 96.8.28 |
| RHEOS RE 3 | SNELL、JIS・C種・R用 | F | 96.10.23 |
| RHEOS HRC YASHA (RJ2) | JIS・C種・R用 | F | 97.7.23 |
| RHEOS HRC YASHA (RJ1) | SNELL、JIS・C種・R特選 | F | 97.6.25 |
| RHEOS YASHA (RJ21) | JIS・C種・R用 | F | 98.6.24 |
| RHEOS YASHA (RJ11) | SNELL M95 R特選 | F | 98.6.24 |
| RHEOS YASHA (RJ11R) | JIS・C種・R用 | F | 98.7.29 |
| RHEOS RE23 | JIS・C・R用 | F | 99.2.24 |

●(株)コミネオートセンター

〒111-0056東京都台東区小島2-20-11 ☎03-3862-9811

| 名 称 | 取得規格 | 形状 | 公認年月日 |
|-------------|----------------|----|---------|
| KF・RV | JIS・C・R用 | F | 86.3.26 |
| KF・RC | JIS・C・R用 | F | 86.9.9 |
| ANSWER | SNELL JIS・C・M用 | F | 86.9.9 |
| NARVA NC・2 | JIS・C・R特選 | F | 88.10.5 |
| NARVA CROSS | JIS・C・M用 | J | 90.1.9 |
| Spazio | JIS・C・R用 | F | 90.4.3 |
| JT | JIS・C・M用 | J | 90.4.3 |
| Answer | SNELL・MX用 | F | 95.8.23 |

●(株)エフイーティ

〒157-0071東京都世田谷区千歳台4-30-11 ☎03-5490-2562

| 名 称 | 取得規格 | 形状 | 公認年月日 |
|----------------------|----------|----|---------|
| NOLAN N35 AIR | JIS・C・R用 | F | 88.5.6 |
| NOLAN N35 AIR | JIS・C・R用 | F | 88.5.13 |
| AXO SPORT X・49 | JIS・C・M用 | F | 89.6.13 |
| AXO SPORT RX・1 | JIS・C・M用 | J | 91.8.20 |
| AXO SPORT RX・2 | JIS・C・M用 | F | 92.9.25 |
| AXO MM ZERO(II) RX5 | JIS・M用 | F | 00.6.28 |
| AXO MX ZERO(III) RX5 | JIS・M用 | F | 00.6.28 |
| AXO RR5 | JIS・R用 | F | 00.6.28 |
| AXO RR6 | JIS・R用 | F | 00.6.28 |
| AXO MM CARBON | JIS・M用 | F | 00.6.28 |

●大日本インキ化学工業(株)

| 名 称 | 取得規格 | 形状 | 公認年月日 |
|-------------------|----------|----|---------|
| DIC (TY・1) | JIS・C・R用 | F | 86.4.30 |
| DIC (DF・1) | JIS・C・R用 | F | 86.1.9 |
| DIC (DF・2) | JIS・C・R用 | F | 87.3.31 |
| DIC (GP 87) | JIS・C・R用 | F | 87.7.7 |
| DIC (K) | JIS・C・R用 | F | 87.9.4 |
| DIC (AR) | JIS・C・R用 | F | 87.9.4 |
| DIC (ZIO) | JIS・C・R用 | F | 87.11.4 |
| SUZUKI (ONE) S50C | | F | 81.1.18 |

●興和精機(株)

〒105-0014東京都港区芝1-13-17 ☎03-3453-6011

| 名 称 | 取得規格 | 形状 | 公認年月日 |
|------------------|-------------|----|----------|
| GRIFFIN (G100TD) | JIS・B・TR、T用 | J | 86.10.23 |
| GRIFFIN (GS・520) | JIS・B・T用 | F | 86.10.23 |
| GRIFFIN (GX・707) | JIS・B・T用 | F | 86.10.23 |
| GRIFFIN (GSS30) | JIS・B・T用 | F | 86.11.23 |
| GRIFFIN (GX707) | JIS・C・M用 | F | 87.3.4 |
| GRIFFIN (GSS30) | JIS・C・R用 | F | 87.3.4 |

●(株)光輪モーターズ

〒110-0015東京都台東区東上野4-26-4 103-3841-3411

| 名 称 | 取得規格 | 形状 | 公認年月日 |
|--------------|--------------------|----|---------|
| AGV (KK2000) | JIS・C・R用 | F | 86.1.30 |
| AGV QUASAR | JIS・C・R用 | F | 95.3.1 |
| SUOMY GW | JIS・C・R用 | F | 99.9.29 |
| アウトロー903 | JIS-T8133-2000・RR用 | F | 06.8.25 |

●ワールド通商(株)

〒113-0033東京都文京区本郷1-24-1 本郷MFビル3F ☎03-3818-5451

| 名 称 | 取得規格 | 形状 | 公認年月日 |
|-----------------|----------|----|---------|
| ボルシェ・デザイン(CP・4) | JIS・C・R用 | F | 86.2.25 |
| KIWI (K・16) | JIS・C・R用 | F | 86.7.2 |
| KIWI (K・20) | JIS・C・R用 | F | 88.1.6 |

●(株)モトワールド

〒110-0016東京都台東区台東3-31-4

| 名 称 | 取得規格 | 形状 | 公認年月日 |
|-----------------|------|----|--------|
| ANSWER A・TECH・5 | | F | 88.8.4 |

●(株)谷尾商会

〒530-0037大阪府大阪市北区松ヶ枝町5-4 ☎06-6358-0651

| 名 称 | 取得規格 | 形状 | 公認年月日 |
|-----------|----------|----|---------|
| NAVA 3A/C | JIS・C・R用 | F | 86.4.28 |
| NAVA・8 | JIS・C・R用 | F | 87.7.7 |

●(株)ヤナセ

| 名 称 | 取得規格 | 形状 | 公認年月日 |
|------------------|----------|----|---------|
| FJ (FJ・01) | JIS・C・R用 | F | 86.5.28 |
| FJ (FJ・02) | JIS・C・R用 | F | 86.4.28 |
| F・J(FJ・II・インテグラ) | JIS・C・R用 | F | 87.7.7 |

●クノー工業(株)

〒141-0031東京都品川区西五反田6-11-6 ☎03-3492-5641

| 名 称 | 取得規格 | 形状 | 公認年月日 |
|--------------------|----------|----|----------|
| EF・2 | JIS・C・M用 | J | 86.8.5 |
| DELTA | JIS・C・M用 | J | 86.8.5 |
| AIGLE | JIS・C・M用 | J | 86.8.5 |
| LYNX | JIS・C・M用 | J | 86.8.5 |
| SETA (045) | JIS・C・R用 | F | 87.3.4 |
| Rom RS・1 (SETA045) | JIS・C・R用 | F | 99.10.27 |

●ユニコ(株)

〒106-0002東京都港区六本木7-3-17 ☎03-3478-2707

| 名 称 | 取得規格 | 形状 | 公認年月日 |
|------------|----------|----|----------|
| VS・2 | JIS・C・R用 | F | 86.3.26 |
| NEF (VS・2) | JIS・C・R用 | F | 86.12.15 |
| NEF・RO2 | JIS・C・R用 | F | 88.6.10 |

●(株)立花

〒133-0044東京都江戸川区本一色3-16-20 ☎03-3653-6277

| 名 称 | 取得規格 | 形状 | 公認年月日 |
|----------------|--------------------|----|---------|
| カスタム ES・2 (A型) | JIS・A・T用 | J | 92.4.8 |
| カスタム (A型) | JIS・A・T用 | J | 92.3.11 |
| ライジン (A型) | JIS・A・TR用 | J | 93.2.24 |
| ライジン (レザートップ) | JIS・A・TR用 | J | 93.2.24 |
| プロレーサー | JIS-T8133-2000 RR用 | F | 03.9.25 |
| FANGS | JIS-T8133-2000 MX用 | F | 04.1.28 |

●ヤマハ大船波製造(株)

〒022-0002岩手県大船波市大船波町字次の下向1-1 ☎0192-27-4101

| 名 称 | 取得規格 | 形状 | 公認年月日 |
|-------------------|-----------|----|----------|
| GEORAMA・TS | JIS・C・R用 | F | 86.1.30 |
| GEORAMA・RS | JIS・C・R用 | F | 86.2.24 |
| FE・X | JIS・C・R用 | F | 86.2.24 |
| OE | JIS・C・M用 | F | 86.2.24 |
| GEORAMA・GFV | | F | 86.3.15 |
| GEORAMA・GFV・R | JIS・C・R用 | F | 89.9.5 |
| GFS | JIS・C・R用 | F | 89.10.11 |
| YFR | JIS・C・R用 | F | 90.5.8 |
| YFV | JIS・C・R用 | F | 90.5.8 |
| INPURE (YOA) | JIS・C・R用 | F | 90.5.8 |
| YFV (HJ1) | SNELL・R特選 | F | 91.7.3 |
| GFV (YON) | JIS・C・R用 | F | 92.6.3 |
| YJ・X (YON) | JIS・C・M用 | J | 92.7.8 |
| STAIR | JIS・C・R特選 | F | 93.6.23 |
| GIBSON | JIS・C・M用 | F | 92.2.5 |
| YSP (YOH) | JIS・C種 R用 | F | 94.7.27 |
| YSP (RODEM) (YOH) | SNELL・R特選 | F | 95.1.25 |

●(株)ジャパンプロダクト

〒133-0041東京都江戸川区上一色416-1 ☎03-3655-9055

| 名称 | 取得規格 | 形状 | 公認年月日 |
|------------|----------|----|--------|
| R120N R2-1 | JIS-C・R用 | F | 86.7.2 |

●(株)アールエスライチ

〒574-0013大阪府東大市市中垣内3-1-25 ☎072-874-3268

| 名称 | 取得規格 | 形状 | 公認年月日 |
|----------------------------|--------------------|----|---------|
| JT (ALS-1) | JIS-C・M用 | J | 87.9.4 |
| JT (ALS-2) | JIS-C・M用 | F | 87.9.4 |
| Troy Lee Designs SE | SNELL M2000 MX特別推薦 | F | 03.9.25 |
| NO FEAR オブティマル | SNELL M2000 MX特別推薦 | F | 03.9.25 |
| HJC CSXII | JIS-T8133-2000 MX用 | F | 04.1.28 |
| HJC CS-12 | SNELL M2000 RR特選 | F | 04.1.28 |
| HJC AC32(SHIFTER CHROMIUM) | SNELL M2000 MX用 | F | 04.7.28 |
| HJCカワキダグリーンヘルメットCS12 | SNELL M2000 RR特選 | F | 05.1.26 |
| HJCカワキダグリーンヘルメットCSXII | JIS-T8133-2000 MX用 | F | 05.1.26 |
| HJC AC-11J | SNELL M2000 RR特選 | F | 05.4.27 |
| HJC FGXCキックスオフロードバイパー | JIS-T8133-2000 MX用 | F | 05.4.27 |
| HJC CS-III ジュニア競技用ヘルメット | JIS-T8133-2000 RR用 | F | 05.6.30 |
| NO FEAR オブティマルII | SNELL M2000 MX特選 | F | 05.9.28 |
| 原田あかり HJC のびのび HJC のびのび | SNELL M2000・RR特選 | F | 06.3.24 |
| HJC CS-X4バーン | JIS-T8133-2000・MX用 | F | 06.3.24 |
| HJC AC-11カーボン | SNELL M2000・RR特選 | F | 06.3.24 |
| HJC CS-X2スクラブ | JIS-T8133-2000・MX用 | F | 06.3.24 |
| HJC CS-X2カワサキスクラブ | JIS-T8133-2000・MX用 | F | 06.3.24 |

●旺文社バシフィック(株)

| 名称 | 取得規格 | 形状 | 公認年月日 |
|------|----------|-----|---------|
| NAVA | JIS-C・T用 | セミJ | 86.7.26 |

●(株)大都

| 名称 | 取得規格 | 形状 | 公認年月日 |
|--------------|----------------|----|---------|
| BELL (MAG-4) | SNELL JIS-C・M用 | J | 86.9.30 |

●(株)丸万茂又

| 名称 | 取得規格 | 形状 | 公認年月日 |
|-----|----------|----|--------|
| MAC | JIS-C・R用 | F | 87.8.5 |

●(株)ドルフィン・インターナショナル

| 名称 | 取得規格 | 形状 | 公認年月日 |
|------------|-----------------|----|--------|
| BELL MOTO5 | SNELL JIS-C・R特選 | F | 89.5.9 |

●日栄プラスチック(株)

〒362-0806埼玉県北足立郡伊奈町大字小室字志久4429 ☎048-723-0611

| 名称 | 取得規格 | 形状 | 公認年月日 |
|---------------|------------|----|----------|
| DIC (DFX) | SNELL・R特選 | F | 91.2.15 |
| Gibson (YX) | JIS-C・M用 | F | 91.2.5 |
| DIC (RT35・06) | JIS-C・R用 | F | 92.7.8 |
| DIC-VR | JIS-C・R用 | F | 89.12.12 |
| SYDEEN | SNELL C・R用 | F | 88.3.7 |
| DIC-Inc State | JIS C・M用 | J | 89.5.9 |
| DIC-zio・SX | JIS C・R用 | F | 89.7.20 |
| DIC ZR | JIS C・R用 | F | 89.11.7 |

●オージーケー販売(株)

〒577-0037大阪府東大市御厨西ノ町2丁目1番3号 ☎06-6783-5906

| 名称 | 取得規格 | 形状 | 公認年月日 |
|------------------|--------------------|----|---------|
| RS-1 | JIS-C・R用 | F | 91.6.6 |
| RS-1R | JIS-C・R用 | F | 92.9.25 |
| EX-R/S-93G | JIS-C・R用 | F | 93.6.23 |
| S-94G | JIS-C・R用 | F | 95.4.20 |
| RX-R | JIS-C・R用 | F | 95.4.20 |
| RX-V | SNELL、JIS-C種・R特選 | F | 97.2.26 |
| RG-V | SNELL、JIS-C種・R特選 | F | 97.2.26 |
| S-96G | SNELL、JIS-C種・R特選 | F | 97.2.26 |
| Regles S98G | JIS-C種 R用 | F | 98.1.28 |
| FF-3 | JIS-R用 | F | 00.3.29 |
| AEROBLADE(旧ラグレス) | JIS-R用 | F | 00.6.28 |
| FF-4 | JIS T8133 2000・R用 | F | 02.2.21 |
| FF-M | JIS-T8133-2000 MX用 | F | 04.4.28 |
| ファンディングII | JIS-T8133-2000 MX用 | F | 04.7.14 |
| AEROBLADE II | JIS-T8133-2000 RR用 | F | 05.3.23 |
| FF-MJ | JIS-T8133-2000・MX用 | F | 06.3.24 |

●ヤマハ発動機(株)

〒438-8501静岡県磐田市新員2500 ☎0538-37-4111

| 名称 | 取得規格 | 形状 | 公認年月日 |
|------|----------|----|---------|
| YZ07 | JIS C・R用 | F | 93.6.23 |

●(株)イエローコーン

〒106-0045東京都港区東布十番2-20-46 ジャノメ麻布十番ビル7F ☎03-5442-7661

| 名称 | 取得規格 | 形状 | 公認年月日 |
|-------------------|--------|----|---------|
| SIMPSON (BANDITS) | JIS C種 | F | 94.1.26 |

●エッチージェイシージャパン(株)

| 名称 | 取得規格 | 形状 | 公認年月日 |
|--------|-----------|----|---------|
| FG-X3 | JIS-C・MX用 | F | 95.4.26 |
| FG-10K | JIS-C・R特選 | F | 95.4.26 |

●フランコ商事(株)

〒540-0005大阪府大阪市中央区上町1-14-13 TAPSビル4F ☎06-6761-6505

| 名称 | 取得規格 | 形状 | 公認年月日 |
|--------------------|------------------|----|----------|
| SHARK (XRC-CARBON) | JIS-C・R用 | F | 95.8.23 |
| SHARK RS2 | JIS-C R用 | F | 98.4.28 |
| SHARK RSR | JIS-T8133-2000R用 | F | 01.11.28 |

●山本光学(株)

〒577-0056大阪府東大市長堂3-25-8 ☎06-6783-1109

| 名称 | 取得規格 | 形状 | 公認年月日 |
|--------|-----------|----|---------|
| YAMAHA | JIS-B・TR用 | F | 95.1.25 |

●岡田商事(株)

〒105-0012東京都港区芝大門1-3-7 ☎03-5473-0371

| 名称 | 取得規格 | 形状 | 公認年月日 |
|------------------|------------------|----|---------|
| BELL (MOTO6) | JIS C種 | F | 94.5.10 |
| BELL (RACE STAR) | JIS C種 | F | 94.6.29 |
| FG-TECH | SNELL、JIS-C種・R特選 | F | 96.6.26 |
| CL-X | SNELL、JIS-C種・M用 | F | 96.6.26 |
| FG-X3 | SNELL、JIS-C種・M用 | F | 96.6.26 |
| CL-10 | SNELL、JIS-C種・R特選 | F | 96.6.26 |
| FG-Light | JIS-C種・R用 | F | 96.7.24 |
| BELL MOTO 7 | JIS・M用 | F | 00.2.23 |

●HJC Corporation

542 SEO-RI IDONG-MYUN, YONGIN-SHI, KYUNGKI-DO, KOREA ☎+82-31-333-5451

| 名称 | 取得規格 | 形状 | 公認年月日 |
|----------------|--------------------|----|----------|
| FG-TECH | SNELL、JIS-C種・M用 | F | 96.6.26 |
| CL-X | SNELL、JIS-C種・M用 | F | 96.6.26 |
| FG-X3 | SNELL、JIS-C種・M用 | F | 96.6.26 |
| CL-10 | SNELL、JIS-C種・M用 | F | 96.6.26 |
| FG-Light super | JIS-C種・R用 | F | 96.7.24 |
| YX-4J | JIS-T8133-2000 MX用 | F | 02.12.25 |
| CL-X4 (Gibson) | SNELL M2000 MX特別推薦 | F | 04.5.26 |

●(株)ダックスコーポレーション

〒566-0073大阪府摂津市島飼和道2-8-5 ☎0726-53-0299

| 名称 | 取得規格 | 形状 | 公認年月日 |
|------------------------|------------------|----|----------|
| BieFFe BR16 | SNELL、JIS-C種・R特選 | F | 97.11.26 |
| BieFFe (BR19) | SNELL M95 R特選 | F | 98.6.24 |
| BieFFe Cross Tech | SNELL M95 MX特選 | F | 98.7.29 |
| BLEEPE BR16 GPR(旧BR16) | SNELL M95 R特選 | F | 00.3.29 |
| BieFFe (AOKI) | SNELL M95 RD特選 | F | 00.11.22 |
| BieFFe (ピアッジ) | SNELL M95 RD特選 | F | 00.11.22 |

●(株)West wood井原商会

〒301-0823茨城県竜ヶ崎市の砂町2738-1 ☎0297-64-8198

| 名称 | 取得規格 | 形状 | 公認年月日 |
|-------------------------|--------------------|----|----------|
| O'NEAL SL708 | SNELL M95 M特選 | F | 99.2.24 |
| O'NEAL SL709 KBC TK-X | SNELL M95 M特選 | F | 00.2.23 |
| O'NEAL WL691 | SNELL M2000・M | F | 01.5.23 |
| thor SVS4 | SNELL M2000・M特選 | F | 01.10.12 |
| thor SVR | SNELL M2000・M特選 | F | 01.10.12 |
| O'NEAL WF602(旧名称 WF601) | SNELL M2000・MX特選 | F | 02.3.21 |
| O'NEAL WF542 | SNELL M2000・MX特選 | F | 02.5.30 |
| O'NEAL WF544(旧名称 WF542) | SNELL M2000 MX特選 | F | 02.11.22 |
| SL714(旧名称 SL712) | SNELL M2000 MX特選 | F | 02.11.22 |
| KBC TK-VX | SNELL M2000 MX特別推薦 | F | 03.7.3 |
| KBC スーパー-X | SNELL M2000 MX特別推薦 | F | 03.8.27 |
| KBC Moto-X | SNELL M2000 MX特別推薦 | F | 03.8.27 |
| KBC TKX | SNELL M2000 MX用 | F | 03.8.27 |
| O'NEAL WF694 | SNELL M2000 MX特別推薦 | F | 03.10.29 |
| O'NEAL APEX | SNELL M2000 MX特選 | F | 03.11.26 |

| 名称 | 取得規格 | 形状 | 公認年月日 |
|----------------------------|--------------------|----|-----------|
| Thor SXT | SNELL M2000 MX特選 | F | '03.11.26 |
| Thor SVR(05) | SNELL M2000 MX特選 | F | '03.11.26 |
| O'NEAL 904 | SNELL M2000 MX特選 | F | '03.12.25 |
| O'NEAL WF-546 | SNELL M2000 MX特選 | F | '04.6.23 |
| KBC TKX (Storm) | SNELL M2000 MX特選 | F | '04.7.14 |
| Thor SXT (05) | SNELL M2000 MX特選 | F | '04.8.25 |
| Thor SVR (05) | SNELL M2000 MX特選 | F | '04.8.25 |
| Moto-X Jr. | JIS-T8133-2000 MX用 | F | '04.11.25 |
| SIXSIXONE FLIGHT | SNELL M2000 MX特選 | F | '04.11.25 |
| O'NEAL 905 | SNELL M2000 MX特選 | F | '04.12.29 |
| THOR FORCE | SNELL M2000 MX特選 | F | '05.3.23 |
| TKX-5 | SNELL M2000 MX特選 | F | '05.7.27 |
| TKX-5 Jr | JIS-T8133-2000 MX用 | F | '05.7.27 |
| Moto-X5 | SNELL M2000 MX特選 | F | '05.7.27 |
| SIXSIXONE HURRICANE FLIGHT | SNELL M2000 MX特選 | F | '05.11.9 |
| ONE Trooper | SNELL M2000・MX特選 | F | '06.3.24 |
| ONE KOMBAT | SNELL M2000・MX特選 | F | '06.3.24 |
| KBC TKX6 | SNELL M2000・MX特選 | F | '06.4.13 |
| KBC Super-X7 | SNELL M2005・MX特選 | F | '06.10.25 |
| THOR Quadrant | SNELL M2005・MX特選 | F | '06.10.25 |

●モトブラザ・アップル(株)

〒984-0042宮城県仙台市若林区大和町1-5-15 ☎022-283-1651

| 名称 | 取得規格 | 形状 | 公認年月日 |
|-----------|--------------|----|----------|
| FOX FLITE | SNELL M90 M用 | F | '99.8.25 |

●(株)アクティブ

〒470-0117愛知県日進市藤塚7丁目55番地 ☎05617-2-7011

| 名称 | 取得規格 | 形状 | 公認年月日 |
|------------------------|---------------|----|----------|
| SIMPSON SUPER BANDIT 7 | SNELL M95 R特選 | F | '00.6.28 |

●(株)ダートフリーク

〒489-0005愛知県瀬戸市中水野2-30 ☎0561-86-8301

| 名称 | 取得規格 | 形状 | 公認年月日 |
|------------------|------------------|----|-----------|
| FOX PILOT | SNELL M2000 M特選 | F | '01.6.26 |
| FOX FLITE | SNELL M2000 M特選 | F | '01.10.25 |
| FOX PRO PILOT | SNELL M2000 MX特選 | F | '02.11.22 |
| FOX Trancer TK-X | SNELL M2000 MX用 | F | '03.8.27 |
| FOX V3 | SNELL M2000 MX特選 | F | '05.6.30 |
| トレーサープロ | SNELL M2000 MX特選 | F | '05.9.28 |

●(有)エトスデザイン

〒654-0111兵庫県神戸市須磨区車道谷山1-1-2F ☎078-747-5255

| 名称 | 取得規格 | 形状 | 公認年月日 |
|-------------------|--------------------|----|-----------|
| SUOMY GW | SNELL M2000 R特選 | F | '01.7.18 |
| SUOMY | SNELL M2000 MX特選 | F | '02.3.21 |
| SUOMY | SNELL M2000 RD特選 | F | '02.11.22 |
| SUOMY SPEC-T.R.E. | JIS-T8133-2000 MX用 | F | '04.4.28 |

●ドゥカティジャパン(株)

〒153-0051東京都目黒区上目黒1-26-9中目黒オークラビル ☎03-3794-5001

| 名称 | 取得規格 | 形状 | 公認年月日 |
|--|-----------------|----|----------|
| Ducati Cross Scorpion Superbike Superpro | SNELL M2000 R特選 | F | '01.8.29 |

●(株)亜路欧

〒154-0004 東京都世田谷区太子堂2-7-1 ☎03-3419-6053

| 名称 | 取得規格 | 形状 | 公認年月日 |
|--------------------|--------------------|----|----------|
| HEBO ZONE | JIS T8133 2000・TR用 | J | '02.8.28 |
| ADAM RAGA REPLICIA | JIS-T8133-2000 TR用 | F | '05.2.23 |
| ZONEポリカーボネート | JIS-T8133-2000 TR用 | F | '05.2.23 |
| ZONEカーボン | JIS-T8133-2000 TR用 | F | '05.2.23 |

●(有)ティークローバルサービス

〒470-0462 愛知県加茂郡藤岡町大字上渡合字萩平315-67 ☎0565-76-7576

| 名称 | 取得規格 | 形状 | 公認年月日 |
|------------|---------------|----|----------|
| AGV X-Vent | SNELL M95・R特選 | F | '02.4.24 |

●(株)マッドアンドスタック

〒062-0903 北海道札幌市豊平区豊平三条12丁目1-33 ☎011-833-3330

| 名称 | 取得規格 | 形状 | 公認年月日 |
|----------|-----------------|----|----------|
| FLY606 | SNELL M2000 MX用 | F | '04.1.28 |
| FLY-LITE | SNELL M2000 MX用 | F | '04.1.28 |

●(株)フリーライド

〒112-0015 東京都文京区目白台1-23-5ファミーユ目白台301 ☎03-5319-4166

| 名称 | 取得規格 | 形状 | 公認年月日 |
|-------|--------------------|----|-----------|
| DNA-X | JIS-T8133-2000 RR用 | F | '04.12.29 |

●(有)エス・エイチ・ピー

〒215-0017 神奈川県川崎市麻生区王禅寺西3-8-3 1044-969-2050

| 名称 | 取得規格 | 形状 | 公認年月日 |
|--------------------|------------------|----|----------|
| SCORPION EXO-400 | SNELL M2000 RR特選 | F | '05.2.23 |
| SCORPION VX-17 | SNELL M2000 MX特選 | F | '05.2.23 |
| SCORPION EXO-700VG | SNELL M2005 RR特選 | F | '06.1.25 |

●ウェブクロス

〒444-0076 愛知県岡崎市井田町字西田35 10564-65-2577

| 名称 | 取得規格 | 形状 | 公認年月日 |
|-----------------------------------|------------------|----|----------|
| ONE INDUSTRIES TROOPER | SNELL M2000 MX特選 | F | '05.9.28 |
| ONE INDUSTRIES KOMBAT | SNELL M2005・MX特選 | F | '06.4.13 |
| ONE INDUSTRIES TROOPER REBEL V1#1 | SNELL M2005・MX特選 | F | '06.4.13 |

公認レーシングスーツ

●(株)カドヤ

〒111-0035東京都台東区西浅草3-29-21 ☎03-3843-2000

| 名 称 | 型 式 | 公認年月日 |
|----------------|--------------------|----------|
| ON THE RACE G2 | RP,PX,MMRD,PT | 90.10.23 |
| NEW CONCEPTER | MDシリーズ(MDL2は柔) | 90.10.23 |
| KADOYA | OR・SR | 90.10.23 |
| ON THE RACE G2 | RP・FS 0020 | 91.4.10 |
| ON THE RACE G2 | G2・RP (G2/RP・125) | 92.3.11 |
| ON THE RACE G2 | G2・RP (G2/RP・0708) | 92.3.11 |
| KADOYA | OR | 95.6.28 |
| K'S LEATHER | CLASH KING | 95.6.28 |
| K'S LEATHER | BER DT-1 | 00.8.23 |
| K'S LEATHER | CLASH KING STD | 00.8.23 |

●(株)クシタニ

〒430-0853静岡県浜松市三島町231 1053-441-2251

| 名 称 | 型 式 | 公認年月日 |
|-------------------|------------------------|----------|
| KUSHITANI | KR KRN | 90.10.23 |
| KUSHITANI | KI | 90.10.23 |
| KUSHITANI | K | 91.1.18 |
| KUSHITANI | KV | 91.1.18 |
| KUSHITANI | オーダーメイド | 91.2.8 |
| KUSHITANI | K1-101,102,103 | 91.4.10 |
| KUSHITANI | KX-1 | 91.11.5 |
| KUSHITANI | KX-1 | 91.11.5 |
| KUSHITANI | KI-X (KI・107X) | 92.11.1 |
| KUSHITANI | KI-XM (KI・106) | 92.11.1 |
| KUSHITANI | KI-X | 93.3.24 |
| KUSHITANI | KI-X (KI・109, KI・111) | 94.1.10 |
| KUSHITANI | KI-X (KI・112, KI・113) | 94.11.23 |
| KUSHITANI | K-DR (K・16LK・162K・163) | 95.12.26 |
| KUSHITANI | KI-XW (KI・114XX) | 95.12.26 |
| KUSHITANI | KI-XW (KI・115XX) | 95.12.26 |
| KUSHITANI | KI-XW (KI・160XX) | 95.12.26 |
| KUSHITANI | KI-XG (KI・118XX) | 95.12.26 |
| KUSHITANI | KI-XV (KI・150XX) | 96.9.25 |
| KUSHITANI | KI-XV (KI・116XX) | 96.9.25 |
| KUSHITANI | KI-XV (KI・117XX) | 96.11.27 |
| KUSHITANI | KI-XR (KI・119XX) | 98.1.28 |
| KUSHITANI | KI-XG (KI・121XX) | 98.1.28 |
| KUSHITANI | KI-XD (KI・122) | 98.1.28 |
| KUSHITANI | K-X (0001XX) | 99.2.24 |
| KUSHITANI | K-X (0002XX) | 99.2.24 |
| KUSHITANI | K-X (0003XX) | 99.2.24 |
| KUSHITANI | K-X (0005XX) | 99.2.24 |
| KUSHITANI | K-0007XX | 99.12.29 |
| KUSHITANI | K-0008XX | 99.12.29 |
| KUSHITANI | K-0009XX | 99.12.29 |
| KUSHITANI | K-0010XX | 99.12.29 |
| KUSHITANI | K-0012, 13, 16XX | 01.1.25 |
| KUSHITANI | K-0011XX, K-0017XX | 01.1.25 |
| KUSHITANI | K-0018XX | 01.6.26 |
| KUSHITANI | KI-XRR (K・0019XX) | 01.11.28 |
| KUSHITANI | K-X (K・0020XX) | 01.11.28 |
| KUSHITANI | K-0025XX | 02.7.25 |
| KUSHITANI | K-0026XX | 02.7.25 |
| KUSHITANI | K-0023XX | 02.12.25 |
| KUSHITANI | K-0027XX | 03.9.25 |
| KUSHITANI KIX-RR | K-0028XX | 03.9.25 |
| KUSHITANI K-X | K-0029 | 04.1.28 |
| KUSHITANI KIX-RR | K-0031XX | 04.1.28 |
| KUSHITANI KIX-RR | K-0032XX | 04.9.29 |
| KUSHITANI K-X | K-0033XX | 04.9.29 |
| KUSHITANI K-X | K-0034XX | 04.12.29 |
| KUSHITANI KS-M | K-0039XX | 05.9.28 |
| KUSHITANI K-X | K-0037XX | 05.9.28 |
| KUSHITANI KIX-RRZ | K-0036XX | 05.9.28 |
| KUSHITANI | KIX-R | 05.12.21 |
| KUSHITANI | K-0041XXM | 06.2.23 |
| KUSHITANI | K-0045XX | 06.7.26 |
| KUSHITANI | K-0046XX | 06.7.26 |

●(株)ルック

〒125-0061東京都葛飾区亀有4-3-7 103-3604-7800

| 名 称 | 型 式 | 公認年月日 |
|--------|----------|----------|
| SR | SR01~03 | 90.10.23 |
| RS | RS I~V | 90.10.23 |
| SS | SS I~III | 90.10.23 |
| Look | (オーダー) | 90.10.23 |
| ラファール3 | オーダーメイド | 91.4.20 |
| GPシリーズ | | 92.11.28 |
| SPシリーズ | SP | 93.11.24 |

●(株)アールエスタイチ

〒574-0013大阪府大東市中垣内3-1-25 ☎072-874-3268

| 名 称 | 型 式 | 公認年月日 |
|-----------------|--|----------|
| Nixeレーシングレザースーツ | NXL | 90.9.29 |
| NIXEレーシングレザースーツ | NXL005,006,007,008,009 | 91.9.8 |
| NIXEレーシングレザースーツ | NXL,NXL (オーダー) | 91.1.18 |
| NIXEレーシングレザースーツ | NXL (NXL001) | 92.10.7 |
| NIXEレーシングレザースーツ | NXL (NXL012,015) | 92.10.7 |
| NIXEレーシングレザースーツ | NXL (NXL011) | 92.10.14 |
| NIXE NXL | NXL016 | 94.1.26 |
| NIXE NXL | NXL017・018 | 94.1.26 |
| NIXEレーシングレザースーツ | NXL | 94.12.28 |
| NIXE NXL | NXL030 | 95.12.26 |
| NIXE NXL | NXL031 | 95.12.26 |
| NIXE NXL | NXL032 | 95.12.26 |
| NIXE NXL | NXL035 | 96.11.27 |
| NIXEレーシングレザースーツ | NXL038 | 97.1.29 |
| NIXEレーシングレザースーツ | NXL037 (条件付公認) | 97.1.29 |
| NIXEレーシングスーツ | NXL040, NXL041 | 97.12.24 |
| NIXEレーシングスーツ | NXL042, NXL043, NXL044, NXL045, NXL046, NXL047 | 98.9.30 |
| NO FEARレーシングスーツ | NFL-500 | 99.10.27 |
| NIXEレーシングスーツ | NXL-049, NXL-051 | 99.10.27 |
| NIXEレーシングスーツ | NXL-048, NXL-050 | 99.10.27 |
| NIXEレーシングスーツ | NXL053・054・055 | 00.6.28 |
| NIXEレーシングスーツ | NXL056 | 00.11.22 |
| NIXEレーシングスーツ | NXL057 | 00.11.22 |
| NIXEレーシングスーツ | NXL058 | 00.11.22 |
| NIXEレーシングスーツ | NXL059 | 00.11.22 |
| NIXE | NXL062 | 01.11.28 |
| NIXE | NXL064 | 01.11.28 |
| NIXE | NXL066 | 02.9.26 |
| NIXE | NXL068 | 02.9.26 |
| NIXEレーシングスーツ | NXL070 | 05.2.23 |
| NIXEレーシングスーツ | NXL205 | 05.3.12 |
| NIXEレーシングスーツ | NXL | 06.2.29 |

●(株)アズ・スポーツ

| 名 称 | 型 式 | 公認年月日 |
|----------------|-------------------|----------|
| Justys | J・001R-J・023R | 90.10.23 |
| Justys・J・PRO・R | JPR・001R-JPR・004R | 90.10.23 |
| A's Racing | AS001SO~AS007SO | 90.10.23 |

●(株)大都

| 名 称 | 型 式 | 公認年月日 |
|----------|----------------|----------|
| THE BIKE | RCシリーズ | 90.10.23 |
| D'S | DRS-3007,3008 | 91.5.8 |
| THE BIKE | オーダーメイド | 91.5.8 |
| THE BIKE | FR-10,11,12,13 | 91.6.5 |
| THE BIKE | FR-3,5,6,7,8,9 | 91.2.6 |
| THE BIKE | GP-3,GP-5 | 91.2.6 |
| THE BIKE | RC-355,RS・NB | 93.8.25 |

●(株)イエローコーン

〒106-0045東京都港区麻布十番2-20-6 ジャノメ麻布十番ビル7F ☎03-5442-7661

| 名 称 | 型 式 | 公認年月日 |
|-------------------------------|----------|----------|
| SLEDGE HAMMER | BBL-0405 | 00.11.22 |
| SLEDGE HAMMER | YBL-0401 | 00.11.22 |
| SLEDGE HAMMER (旧 BBL-0405) | BBL-2416 | 02.5.30 |

●(株)光輪モーターズ

〒110-0015東京都台東区東上野4-26-4 ☎03-3841-3411

| 名 称 | 型 式 | 公認年月日 |
|---------|----------------------|----------|
| PLICANA | グループC (PT - MS) | 90.10.23 |
| PLICANA | グループA (PT - RXIGP) | 91.2.6 |
| PLICANA | グループB (PT - NIGP) | 91.2.6 |
| PLICANA | グループH (PT - ATILS) | 91.2.6 |
| PLICANA | PT - ZEAI | 91.11.5 |
| PLICANA | グループA PT - DELTA MAX | 95.12.26 |
| PLICANA | グループC PT IS1 | 95.12.26 |
| PLICANA | グループC PT ラッキーストライク | 95.12.26 |
| PLICANA | グループA PT - DELTA MAX | 95.12.26 |
| PLICANA | グループC PT IS1 | 95.12.26 |
| PLICANA | グループC PT ラッキーストライク | 95.12.26 |

●(有)セクレテール

〒152-0002東京都目黒区目黒本町6-21-15 ☎03-3714-0533

| 名 称 | 型 式 | 公認年月日 |
|--------|--------------------|----------|
| セクレテール | RF,RC,RS,TR,MFR | 90.10.23 |
| セクレテール | (オーダー) | 90.10.23 |
| セクレテール | MFR - 912 | 92.3.11 |
| セクレテール | RS - 26.27 | 92.3.11 |
| セクレテール | RS - 28,29,30,REP. | 92.11.28 |
| セクレテール | RF,RS,REP | 93.5.26 |
| セクレテール | RF33FS-GRFP94RFP96 | 94.10.25 |
| セクレテール | アビーブス SOT-331 | 93.4.23 |

●(株)デグナー

〒607-8463京都府京都市山科区上花山講田町57-1 ☎075-501-7137

| 名 称 | 型 式 | 公認年月日 |
|------|--------|----------|
| デグナー | R - 1 | 90.10.23 |
| デグナー | R - 2 | 90.10.23 |
| デグナー | R - 6 | 90.10.23 |
| デグナー | フルオーダー | 98.7.29 |

●(株)ナカタケ

〒721-0964広島県福山市港町2-16-22 ☎0849-23-2423

| 名 称 | 型 式 | 公認年月日 |
|------|----------------|----------|
| ナカタケ | NS - ゴズアップシリーズ | 90.10.23 |
| ナカタケ | NS - R | 91.11.5 |

●(株)邑輝総研

| 名 称 | 型 式 | 公認年月日 |
|--------|------------|----------|
| Boldor | レーシングワンピース | 90.10.23 |

●(有)ライブラ

〒491-0934愛知県一宮市大和町高安賀字角出62 ☎0586-44-6451

| 名 称 | 型 式 | 公認年月日 |
|----------------|----------|----------|
| ライブラレーシングスーツ | LRS - 01 | 90.10.23 |
| COSMIC (Libra) | オーダーメイド | 92.1.9 |

●東京ベルト (株)

| 名 称 | 型 式 | 公認年月日 |
|--------|--------|----------|
| TO BEL | TBシリーズ | 90.10.23 |

●(有)エムシーコレクション

〒270-2231千葉県松戸市総台176-6 ☎047-364-6555

| 名 称 | 型 式 | 公認年月日 |
|------------------|------------------|----------|
| フォーヘッド(FOR HEAD) | (オーダーメイド) | 90.11.17 |
| フォーヘッド(FOR HEAD) | FH - 001,002,009 | 90.11.17 |
| フォーヘッド | オーダー | 93.7.3 |

●(株)レインボー

〒110-0014東京都台東区北上野1-5-5 ☎03-3843-5606

| 名 称 | 型 式 | 公認年月日 |
|-------|----------------|----------|
| レインボー | (オーダーメイドレーシング) | 90.11.17 |

●(有)アールシーエム

| 名 称 | 型 式 | 公認年月日 |
|--------|---------------------|---------|
| Toril | オーダーメイド | 91.5.8 |
| ファルコン | オーダーメイド | 91.5.8 |
| HAL | オーダーメイド | 91.5.8 |
| FALCON | FS | 91.3.12 |
| Toril | TX, TXR | 91.3.12 |
| HAL | 01A,02A,03A,05A,06A | 91.5.8 |
| プラスト | オーダーメイド | 91.11.5 |

●(株)アイアンドエイ

〒660-0823兵庫県尼崎市大物町1-1-15 ☎06-6401-1011

| 名 称 | 型 式 | 公認年月日 |
|----------|---------|--------|
| B - LINE | オーダーメイド | 91.5.8 |

●(株)アダチ

| 名 称 | 型 式 | 公認年月日 |
|----------------------------|---------|---------|
| JRP | オーダーメイド | 91.2.6 |
| MOTO FLASH | オーダーメイド | 91.2.6 |
| RSA | オーダーメイド | 91.2.6 |
| MOTOR KING MICHIKO KOSHINO | オーダーメイド | 92.3.11 |

●(株)アチーブ

〒340-0025埼玉県草加市谷塚上町738-1 ☎0489-24-7519

| 名 称 | 型 式 | 公認年月日 |
|----------------|---------|--------|
| レーシングスーツYONEZO | オーダーメイド | 91.1.8 |

●(有)エフワン

〒114-0003東京都北区豊島4-14-2 ☎03-3912-5149

| 名 称 | 型 式 | 公認年月日 |
|---------|---------------------------|--------|
| エフワン | FR - 2A,8B,GA,ZL,ZLシステム06 | 91.5.8 |
| F - ONE | FR - G2B | 91.2.6 |

●ジュベツトレザーハウス

〒435-0017静岡県浜松市東部町148 ☎053-421-7722

| 名 称 | 型 式 | 公認年月日 |
|-------|---------|---------|
| JUBET | オーダーメイド | 91.4.10 |

●(株)キジマ

〒123-0841東京都足立区西新井4-16-3 ☎03-3897-2167

| 名 称 | 型 式 | 公認年月日 |
|-------------|-------------|---------|
| KISS | オーダーメイド | 91.4.10 |
| KISS RACING | プロトワン・プロトツー | 91.2.6 |

●(株)ギャロップ

| 名 称 | 型 式 | 公認年月日 |
|---------------|--------------------------|----------|
| FORZA | FO - 404,405,406 | 91.2.6 |
| FORZA | オーダーメイド | 91.2.6 |
| R - SPORTS | R - SPORTS02,401,402,403 | 91.5.8 |
| FORZA | FO - 407 | 91.10.16 |
| STREET SLIDER | SSシリーズSS - 03 | 92.9.5 |
| TRX | X - Sシリーズ | 93.1.27 |
| FORZA | FOシリーズ | 93.2.24 |
| ワズワン | GOシリーズ | 93.5.26 |
| STREET SLIDER | SSシリーズ | 93.5.26 |
| モトブラザGT | GTシリーズ | 93.11.23 |
| FORZA FOシリーズ | FO - 411 | 94.4.27 |
| FORZA FOシリーズ | FO - 412 | 94.9.15 |
| FORZA FOシリーズ | FO - 413 | 94.10.31 |
| FORZA FOシリーズ | FO - 414 | 96.11.27 |
| FORZA FOシリーズ | FO - 415 | 97.1.29 |
| FORZA FOシリーズ | FO - 416 | 97.1.29 |

●(有)フォルザ・インターナショナル

〒105-0001東京都港区虎ノ門3-8-2虎ノ門33ビル2F (株)ワコー内 ☎03-3433-0405

| 名 称 | 型 式 | 公認年月日 |
|-------|--------------|----------|
| FORZA | FO - 414 | 98.12.23 |
| FORZA | FO - 415 | 98.12.23 |
| FORZA | FO - 416 | 98.12.23 |
| FORZA | FO - 417 | 98.12.23 |
| FORZA | FO - 418 | 99.4.28 |
| FORZA | FO - 419 | 99.4.28 |
| FORZA | FO - 420,421 | 00.3.29 |
| FORZA | FO - 422 | 01.2.22 |
| FORZA | FO - 423 | 01.2.22 |
| FORZA | FO-424 | 02.1.23 |
| FORZA | DF-02 | 02.4.24 |
| FORZA | FO-425 | 02.5.30 |

●(株)ホンダショップアルトモトスポーツグラッド

〒537-0012大阪府東成区大今里3-15-25 ☎06-6971-6381

| 名 称 | 型 式 | 公認年月日 |
|----------|-----|---------|
| KIKUTANI | AK | 93.2.24 |

●(有)後藤商店

〒208-0011東京都武蔵村山市学園3-18-1 ☎042-565-6663

| 名称 | 型式 | 公認年月日 |
|-----------------------|---------------|---------|
| GOTO MD - Performance | MD - 1~Ⅷ | 91.1.8 |
| GOTO | オーダーメイド | 91.1.8 |
| GOTO MD - Performance | MD - Y9.10.11 | 91.4.28 |

●ツナギのクワ

〒300-3505茨城県結城郡八千代町佐野16 ☎0296-49-0626

| 名称 | 型式 | 公認年月日 |
|----|--------|---------|
| クワ | (オーダー) | 90.9.29 |

●(株)コミネオートセンター

〒111-0056東京都台東区小島2-20-11 ☎03-3862-9811

| 名称 | 型式 | 公認年月日 |
|------------------|------------------------|----------|
| Spazioレーシング | AS - 11 | 91.2.6 |
| KOMINE Spazio | オーダーメイド | 91.2.6 |
| Spazio | S - 14R | 91.5.8 |
| Spazio | S - BS - 8S - 10S - 14 | 91.6.5 |
| Spazio | S - 15 | 92.1.9 |
| Spazio | S - 16 | 92.11.28 |
| Spazio | ツナギ | 98.9.30 |
| Spazio | セパレート | 98.9.30 |
| Spazio | S - 17S | 99.10.27 |
| スパジオ | S - 17 | 99.12.29 |
| スパジオ | S - 18 | 99.12.29 |
| スパジオ | S - 19 | 00.10.25 |
| スパジオ | S - 20 | 00.10.25 |
| スパジオ | S - 22 | 01.7.18 |
| スパジオ | S - 23 | 01.7.18 |
| スパジオ | S - 24 | 01.7.18 |
| スパジオ | S - 25 | 01.7.18 |
| スパジオ | S - 22S | 01.7.18 |
| スパジオ | ワンピース S-26 | 03.2.26 |
| KOMINE | S-27 | 03.8.27 |
| コミネ (ヘルスⅡ) | S-28 | 04.9.29 |
| コミネ モタードレーザースーツⅡ | | 05.1.26 |
| コミネ | S-33レーザースーツ | 05.7.27 |
| コミネ | S-31S (セパレート) | 05.9.7 |
| コミネ | S-31S (ワンピース) | 05.9.7 |
| KOMINE CORVO | S-35 | 06.9.27 |
| KOMINE TVONO | S-36 | 06.9.27 |

●ジニアス

〒579-8054大阪府東大阪市南四条13-1 ☎0729-87-0165

| 名称 | 型式 | 公認年月日 |
|------|---------|--------|
| ジニアス | SIR - G | 91.2.6 |

●ステージレザ

〒341-0037埼玉県三郷市高州2-387-3 ☎048-955-5146

| 名称 | 型式 | 公認年月日 |
|-----------|------------|---------|
| PRO STAGE | レーシングワンピース | 91.1.18 |

●ダイネーゼジャパンインク

| 名称 | 型式 | 公認年月日 |
|----------------------|---------------------------------|----------|
| ダイネーゼ | T.MENZA/T.M.S/W.I.SELVERSTONE | 91.8.7 |
| ダイネーゼ | T.GRAPHIC/T.PRECIA/T.GHILL TEAM | 91.8.7 |
| ダイネーゼ | T.STROM/T.FORT/EDDIE/T.SPUMATA | 92.5.13 |
| ダイネーゼ | T.K.S | 93.4.28 |
| ダイネーゼ T - SAFETY PRO | T - SAFETY PRO | 94.6.29 |
| ダイネーゼ | T - SCOTT RUSSEL REPLIC | 95.12.26 |
| ダイネーゼ | T - BELZEBU | 95.12.26 |
| ダイネーゼ | T - CAPROSSI REPLIC | 95.12.26 |
| ダイネーゼ | T - FOGARTY REPLIC | 96.3.27 |
| ダイネーゼ | T - BIAGGI REPLIC | 96.3.27 |
| ダイネーゼ | DAINESE T - RD1 | 96.4.24 |
| DAINESE | T.TECHNO | 99.2.24 |
| DAINESE | T - AGE DIV | 01.3.31 |
| DAINESE | T - WING DIV | 01.3.31 |
| DAINESE | T - TIMER DIV | 01.3.31 |
| DAINESE | T - AGE PROF | 01.3.31 |
| DAINESE | T - SAFETY PRO2 | 01.3.31 |
| DAINESE | T - VALENTINO | 02.3.21 |

●(株)谷尾商会

〒530-0037大阪府大阪市北区松ヶ枝町5-4 ☎06-6358-0651

| 名称 | 型式 | 公認年月日 |
|------|-----------|---------|
| ラビーン | RVX - 1~5 | 91.1.18 |

●南海部品(株)

〒530-0002大阪府大阪市北区曾根崎新地2-6-28 106-6344-1581

| 名称 | 型式 | 公認年月日 |
|-------------------------|---------------------|----------|
| ナンカイ | SDシリーズ | 91.2.6 |
| SRシリーズ | SRシリーズ | 91.2.8 |
| ナンカイ | オーダーメイド | 91.6.5 |
| ナンカイ | NR - 011R平レプリカスーツ | 91.6.5 |
| ナンカイ | NR - 50プロレーシングスーツ | 91.6.5 |
| ナンカイ | NRシリーズ | 91.1.8 |
| ナンカイ | SR - 16 | 92.5.13 |
| ナンカイ | SR - 17 | 92.5.13 |
| ナンカイ | NR - 51 | 92.5.13 |
| ナンカイ | SD - 8 | 92.11.1 |
| ナンカイ | NR - 52 | 92.11.1 |
| ナンカイ | NR - 51SR - 16,17 | 93.3.24 |
| SRシリーズ | SR - 18 | 93.11.24 |
| 94年ドゥーハンレプリカニューモデル | NR - 06R&NR - 013R1 | 93.4.27 |
| SDシリーズ | SD - SPECIAL | 94.4.27 |
| 94D・ピーティーマルゴレーシングレプリカ | NR - 015R1 | 94.4.27 |
| 94原田哲也レーシングレプリカ | NR - 018R1 | 94.7.27 |
| 94A・パラスラックスライクレーシングレプリカ | NR - 014R1 | 94.7.27 |
| 94北村猛レーシングレプリカ | NR - 016R1 | 94.7.27 |
| 94井形とも子レーシングレプリカ | NR - 017R1 | 94.7.27 |
| ナンカイ | NR - 53プロレーシングスーツ | 95.3.1 |
| ナンカイ | NR - 54プロレーシングスーツ | 95.3.1 |
| ナンカイ | SD - 12レーシングスーツ | 95.3.1 |
| ナンカイ | SD - 13レーシングスーツ | 95.3.1 |
| ナンカイ | プロレーシングレプリカスーツ | 95.10.25 |
| ナンカイ | NR - 558耐セミアレプリカスーツ | 96.9.25 |
| ナンカイ廉価版レーシングスーツ | SR - 20 | 96.11.27 |
| ナンカイ廉価版レーシングスーツ | SR - 21 | 97.1.29 |
| ナンカイプロレーシング | NR - 56 | 97.1.29 |
| NANKAIプロレーシングスーツ | NR - 57, NR - 58 | 98.2.25 |
| NANKAIレーシングスーツ | SD - 100 | 98.8.26 |
| NANKAIレーシングスーツ | SD - 101 | 98.8.26 |
| NANKAIプロレーシングスーツ | NR - 59 | 99.4.28 |
| NANKAIプロレーシングスーツ | NR - 06R10 | 99.7.28 |
| ナンカイレーシングスーツ | SD - 102 | 00.1.26 |
| ナンカイPRO ネオレトロモデル | NR - 60 | 00.5.24 |
| ナンカイケブテックススーツ | SR - 22 | 00.7.26 |
| ナンカイケブテックススーツ | SR - 23 | 00.11.22 |
| ナンカイケブテックススーツ | SRD - 24 | 00.11.22 |
| ナンカイ カーボンレーザースーツ・エアロ | SRH-25 | 02.3.21 |
| ナンカイ ケブテックススーツⅢ・エアロ | SRH-26 | 02.3.21 |
| ナンカイ レーシングスーツ・エアロ | SDH-103 | 02.4.24 |
| ナンカイ レーシングスーツ・エアロ | SDH-104 | 02.4.24 |
| ナンカイ レーシングスーツ・エアロ | NRH-61 | 02.7.25 |
| NANKAI | ファイトインダゴロプロレーシングスーツ | 05.6.30 |
| NANKAI | スピードエッジレーシングスーツ | 05.6.30 |
| NANKAI | カンデーブレイドレーシングスーツ | 06.3.29 |

●(有)ハイブ

| 名称 | 型式 | 公認年月日 |
|-----|---------|---------|
| ハイブ | オーダーメイド | 91.3.12 |

●バギー(株)

〒636-0203奈良県磯城郡川西町梅戸226 ☎0745-43-0177

| 名称 | 型式 | 公認年月日 |
|-------------|-----------|---------|
| バギー・ベルベットBR | オーダーメイド | 91.4.10 |
| バギー・ベルベットBR | A.A.P.A.R | 91.1.18 |
| PERUHEAD | AP | 98.1.28 |

●(有)ビッグスター

〒110-0014東京都台東区北上野1-5-5 ☎03-3487-1480

| 名称 | 型式 | 公認年月日 |
|--------|---------|---------|
| ビッグスター | オーダーメイド | 91.4.10 |

●ファクトリースズキ

〒193-0833東京都八王子市めじろ台4-3-13 ☎0426-65-8180

| 名称 | 型式 | 公認年月日 |
|-----------|---------|--------|
| PRIDE ONE | オーダーメイド | 91.9.4 |

●(有)フジタレザ

〒502-0814岐阜県岐阜市福光西2-10-15 ☎0582-33-5620

| 名称 | 型式 | 公認年月日 |
|-------|---------------------|----------|
| フジタレザ | オーダーメイド | 91.6.5 |
| フジタレザ | レザーモーターサイクルワンピーススーツ | 95.12.26 |

●ユニバース

〒183-0056東京都府中市寿町1-1-10 ☎0423-60-6311

| 名 称 | 型 式 | 公認年月日 |
|---------|-----------------|----------|
| STUFF U | SU1003567 STAGE | '91.3.12 |
| STUFF U | オーダーメイド | '91.3.12 |
| PROSPEC | RC-001RC-002 | '91.6.5 |

●ブレーンレザー

〒430-0846静岡県浜松市白羽町2410 ☎053-441-6471

| 名 称 | 型 式 | 公認年月日 |
|---------|---------|----------|
| ブレーンレザー | オーダーメイド | '91.3.12 |

●モータースポーツミスターヒロ

〒580-0012大阪府松原市立部2-499-1 ☎0723-36-1550

| 名 称 | 型 式 | 公認年月日 |
|---------|---------|---------|
| Mr.hiro | オーダーメイド | '91.9.4 |

●アレス

〒340-0002埼玉県草加市青柳町7-11-22 ☎0489-31-4319

| 名 称 | 型 式 | 公認年月日 |
|-----|---------|---------|
| アレス | オーダーメイド | '91.2.6 |

●ヤマハ発動機(株)

〒438-8501静岡県磐田市新貝2500 ☎0538-37-4420

| 名 称 | 型 式 | 公認年月日 |
|-----------------|--------------------|-----------|
| YAMAHA YL-Aシリーズ | YL-340,336,337,338 | '91.2.6 |
| Takai R | TR TRL | '90.10.23 |
| PRO SHOP TAKAI | オーダーメイド | |
| Takai R | TR TRL | '91.5.8 |

●ライディングコスチュームT&T(株)

〒651-2111兵庫県神戸市西区池上4-13-8 ☎078-974-8682

| 名 称 | 型 式 | 公認年月日 |
|-----|-----|----------|
| T&T | TS | '91.1.18 |

●レーシングプロショップO.S.F.C

〒959-0432新潟県西蒲原郡西川町新栄町296 ☎0256-88-7441

| 名 称 | 型 式 | 公認年月日 |
|--------------------|---------|---------|
| レーシングプロショップO.S.F.C | O.S.F.C | '91.2.6 |

●(有)ワンステップライダー

| 名 称 | 型 式 | 公認年月日 |
|-----|-------|-----------|
| OSR | YR-07 | '90.11.17 |

●パパス

| 名 称 | 型 式 | 公認年月日 |
|--------|---------|---------|
| Papa's | オーダーメイド | '92.1.9 |

●(有)福富洋商会(シュア)

〒300-1151茨城県稲敷郡阿見町大字荒川沖1924-1 ☎0298-42-8161

| 名 称 | 型 式 | 公認年月日 |
|-----------|---------|---------|
| SURE(シュア) | オーダーメイド | '92.1.9 |

●BCピロータ

| 名 称 | 型 式 | 公認年月日 |
|--------|---------|---------|
| BCピロータ | オーダーメイド | '92.1.9 |

●(株)プランツ

〒111-0043東京都台東区駒形1-10-7村上ビル3F ☎03-3847-2891

| 名 称 | 型 式 | 公認年月日 |
|----------------|-------------|---------|
| ハロスギア レーシングスーツ | OP-1オーダーメイド | '92.1.9 |

●レザーハウスA&M

〒277-0812千葉県柏市花野井1925-6 ☎0471-33-1664

| 名 称 | 型 式 | 公認年月日 |
|-----------|------|-------|
| レザースーツA&M | オーダー | |

●美津濃(株)

| 名 称 | 型 式 | 公認年月日 |
|--------|---------|----------|
| MIZUNO | オーダーメイド | '92.3.11 |

●WORK BOX KASAI

〒985-0831宮城県多賀城市梵神2-2-1 ☎022-366-6879

| 名 称 | 型 式 | 公認年月日 |
|--------|---------|----------|
| [beat] | オーダーメイド | '92.3.11 |

●ツカサブランニング

| 名 称 | 型 式 | 公認年月日 |
|-------------|--------------|----------|
| HELIO TROPE | HELIO RACING | '92.3.11 |

●(有)レーシングショップアイティーエ

〒982-0822宮城県仙台市太白区若葉町25-25 ☎022-386-3705

| 名 称 | 型 式 | 公認年月日 |
|-------------|---------|----------|
| ITAレーシングスーツ | ITAオーダー | '92.3.11 |

●アトリエ・ワン

〒485-0024愛知県小牧市南外山長田64-1 ☎0568-71-3040

| 名 称 | 型 式 | 公認年月日 |
|--------------|---------|----------|
| A・ONE RACING | オーダーメイド | '92.7.8 |
| アトリエ・ワン | AS101 | '92.2.24 |

●レースサービスAxtas

〒182-0036東京都調布市景田給1-34-16 ☎0424-84-9115

| 名 称 | 型 式 | 公認年月日 |
|-------|--------|----------|
| Axtas | AYシリーズ | '94.2.23 |

●(株)ホンダアクセス

〒352-8589埼玉県新座市野火止8-18-4 ☎048-477-9143

| 名 称 | 型 式 | 公認年月日 |
|----------------------|--|----------|
| Super Bold's | アイトナ、イモラ、ホッケンハイム、キャラミ、ラダナセロ、フッセン、イースタンクリーク、スズカ、ヘレス、シルバーストーン、別荘カブ | '94.9.28 |
| Super Bold's | CLASSIC MODEL | '92.2.24 |
| Super Bold's | MOTEGI MODEL | '92.2.24 |
| Super Bold's | DREAM MODEL | '92.2.24 |
| Super Bold's | WING MODEL | '92.2.24 |
| Super Bold's | HRC MODEL | '92.2.24 |
| Super Bold's | HARU AOKI MODEL | '92.2.24 |
| Super Bold's | BOMBER MODEL | '92.2.24 |
| Super Boldor (ボルドール) | イモラ2 | '01.2.22 |
| Super Boldor (ボルドール) | デイトナ2 | '01.2.22 |

●(株)アル・エス・エー・レザー

〒481-0001愛知県西春日井郡師勝町六ツ師女大越110 ☎0568-25-7830

| 名 称 | 型 式 | 公認年月日 |
|--------------|--------|----------|
| RSA Leathers | フルオーダー | '95.8.23 |
| ドーバークラブ | フルオーダー | '96.9.25 |
| タイラレーシング | TRC001 | '06.6.28 |

●(有)エス・ケー・ワイ

〒161-0033東京都新宿区下落合3-4-3コテージ二宮1B ☎03-3565-3685

| 名 称 | 型 式 | 公認年月日 |
|----------------|------------------------------|-----------|
| GREEDY | GR-401, 402 | '99.3.24 |
| GREEDY | GR-401S, 402S | '99.3.24 |
| SPEED OF SOUND | SOS-1, SOS-2 SOS-3, SOS-4 | '99.4.28 |
| GREEDY | GR-403 | '00.5.24 |
| GREEDY | GR-403S・404 | '00.5.24 |
| GREEDY | GR-1002 | '00.9.14 |
| GREEDY | GR-1001 | '00.9.14 |
| SPEED OF SOUND | SOS-05・06 | '00.9.14 |
| SPEED OF SOUND | SOS-07 | '00.11.22 |
| SPEED OF SOUND | SOS-08 | '01.6.26 |
| GREEDY | GR-405S | '02.3.21 |
| GREEDY | GR-406S | '02.3.21 |
| SPEED OF SOUND | SOS-07 PRW | '02.6.26 |
| SPARK | SP | '03.4.23 |
| SPEED OF SOUND | SOS-09 | '04.1.28 |
| SPEED OF SOUND | SOS-10 | '04.1.28 |
| SPARK | SP-001 | '04.1.28 |
| GREEDY | GR-407(セパレート) | '04.1.28 |
| GREEDY | GR | '05.1.26 |
| SPARK | SP | '05.1.26 |
| SPEED OF SOUND | SOS-10 | '06.1.25 |
| SPEED OF SOUND | SOS-11 | '06.1.25 |
| SPARK | SP-003 | '06.1.25 |
| SPEED OF SOUND | SOS-06P | '06.3.29 |

●(株)シヨウエイ

〒110-0005東京都台東区上野5-8-5 cp10ビル7F ☎03-5688-5190

| 名 称 | 型 式 | 公認年月日 |
|----------------------|--------|-----------|
| SPIDI SPORT SRL | プロトタイプ | '00.3.29 |
| SPIDI SLIDER PRO | Y56 | '01.2.22 |
| SPIDI SLIDER WIND | Y68 | '02.12.25 |
| SPIDI ELECTRON PRO | Y74 | '02.12.25 |
| SPIDI PROTO-ONE PRO | Y76 | '02.12.25 |
| SPIDI PROTO-ONE WIND | Y84 | '03.8.27 |

●(有)トリニティプロダクト

〒340-0002埼玉県草加市青柳7-39-27プラザTOMIF ☎0489-33-0507

| 名称 | 型式 | 公認年月日 |
|---------|--------------------------------|----------|
| TRINITY | TR4001, TR4002 | '00.4.26 |
| TRINITY | TR4003 | '01.3.31 |
| TRINITY | TR4001LM, TR4001LMP, TR4002KAI | '01.3.31 |
| TRINITY | TR4004/4005/4006 | '02.1.23 |

●(有)ジービーカンパニー

〒161-0033東京都新宿区下落合2-13-11-203 ☎03-5988-8318

| 名称 | 型式 | 公認年月日 |
|---------------|-------------|-----------|
| GULLY | FOS-101 | '00.8.23 |
| GULLY | FOS-102 | '01.8.29 |
| SEALS | FSS-001/002 | '02.7.25 |
| GULLY | POS-103 | '02.9.26 |
| GULLY (spoon) | FOS-104 | '03.8.27 |
| GULLY (spoon) | FOS-105 | '04.5.26 |
| GULLY (spoon) | FOS-106 | '05.11.23 |

●(株)アブロード

〒590-0801大阪府堺市大仙中町1-28 ☎0722-45-0189

| 名称 | 型式 | 公認年月日 |
|------------|------------------|----------|
| ATTENTION! | ATR-01R | |
| ATTENTION! | ATR-01R (ハンサー) | '01.3.31 |
| ATTENTION! | ATR-01R (スコビーオン) | '01.3.31 |
| ATTENTION! | ATR-02R | '02.1.23 |
| ATTENTION! | ATR-03R (EAGLE) | '04.8.25 |

●(株)エフイーティー

〒157-0071東京都世田谷区千歳台4-30-11 ☎03-5490-2562

| 名称 | 型式 | 公認年月日 |
|-------------------------|---------|-----------|
| AXO SPORT S.P.A FIGHT | PS5029 | '01.7.18 |
| AXO SPORT S.P.A CENTURY | PS5031K | '01.7.18 |
| AXO SPORT S.P.A HTR-7 | PS5027 | '01.10.12 |

●(株)ストラット

〒124-0012東京都葛飾区立石8-43-19立石DKハイム801 ☎03-3694-1999

| 名称 | 型式 | 公認年月日 |
|-----------------------|----------------|-----------|
| CUSTOM BATES LEATHERS | BASS-1 | '01.10.12 |
| カスタム バイツレザーズ | BASS-2 | '02.7.25 |
| カスタム バイツレザーズ | BASS-3 (セパレート) | '04.6.23 |

●(有)ボスコ・モト

〒562-0012大阪府箕面市白鳥2-22-25 ☎0727-25-3311

| 名称 | 型式 | 公認年月日 |
|------------------|--------------|-----------|
| SPYKE Free style | 4615 | '00.12.27 |
| SPYKE KJ one | 4595 | '00.12.27 |
| SPYKE Voretex | 4575 | '00.12.27 |
| SPYKE NESS | MDF-657 | '01.10.12 |
| SPYKE NESS | MDF-754 | '01.10.12 |
| ARLEN NESS | LS-1336-AN | '03.5.28 |
| ARLEN NESS | LS-1253-AN | '03.5.28 |
| ARLEN NESS | LS1-1796-AN | '04.1.28 |
| ARLEN NESS | LS1-2077-JP | '04.1.28 |
| ARLEN NESS | LS1-1894-AN | '04.4.28 |
| ARLEN NESS | LS1-1893-AN | '04.4.28 |
| ARLEN NESS | LS1-1728-AN | '04.4.28 |
| ARLEN NESS | LS1-1796-AN | '04.9.29 |
| ARLEN NESS | LS1-2471-BK | '04.9.29 |
| ARLEN NESS | LS1-2651-AN | '04.9.29 |
| ARLEN NESS | LS1-2512-AN | '04.9.29 |
| ARLEN NESS | LS1-2847-BK | '04.9.29 |
| ARLEN NESS | LS1-1831-AN | '04.9.29 |
| ARLEN NESS | LS2-1790-AN | '04.11.25 |
| ARLEN NESS | LS2-1832-AN | '04.11.25 |
| ARLEN NESS | LS1-1837-AN | '04.11.25 |
| ARLEN NESS | LS1-3214-BK | '05.9.28 |
| ARLEN NESS | LS2-3213M-BK | '06.1.25 |
| ARLEN NESS | LS2-3213L-BK | '06.1.25 |
| ARLEN NESS | LS1-3339K-AN | '06.1.25 |
| ARLEN NESS | LS1-3256-BK | '06.1.25 |
| ARLEN NESS | LS1-3216K-AN | '06.1.25 |

●(有)ボディアムデザイン

〒187-0011東京都小平市鈴木町2-204-2B ☎0424-66-3846

| 名称 | 型式 | 公認年月日 |
|----------------------|-------|-----------|
| PODIUM RACING DESIGN | RR-VI | '04.11.25 |

●ALPINESSTARS S.P.A

〒260-0013千葉県千葉市中央区3-18-3千葉中央ビル6F ☎043-202-0680

| 名称 | 型式 | 公認年月日 |
|----------------------|---------|----------|
| ALPINESTARS P-1 | 315-551 | '01.1.25 |
| ALPINESTARS HAGA | 315-701 | '01.1.25 |
| ALPINE STARS BOSTROM | 315-202 | '02.7.25 |

●ラディカル

〒566-0046大阪府摂津市別府1-17-24 ☎06-6829-3901

| 名称 | 型式 | 公認年月日 |
|---------|----|-----------|
| Radical | | '00.12.27 |

●(株)アンサーライディングスーツ

〒110-0004東京都台東区下谷3-13-3 ☎03-3871-1471

| 名称 | 型式 | 公認年月日 |
|---------------|-------|----------|
| アンサーライディングスーツ | ワンピース | '02.8.28 |

●エムアンドエム インク

〒651-1413兵庫県西宮市北六甲台2-3-2 ☎078-903-5055

| 名称 | 型式 | 公認年月日 |
|---------|----------------------------|-----------|
| DAINESE | T.NEWPOT DIV | '03.5.28 |
| DAINESE | T.PRO TECH | '04.8.25 |
| DAINESE | T.VALENTINO REPLICA REPSOL | '04.8.25 |
| DAINESE | T.K PROF | '04.8.25 |
| DAINESE | T.BORA-V PROF | '05.11.23 |
| DAINESE | T.NITRO-V PROF | '05.11.23 |
| DAINESE | T.KIRISHIMA PROF | '05.11.23 |
| DAINESE | T.TANK PROF | '05.11.23 |
| DAINESE | T.YOYO PROF | '05.12.21 |
| DAINESE | T.SMR PROF | '05.12.21 |
| DAINESE | T.VALENTINO PROF | '05.12.21 |
| DAINESE | T.SUKHOI PROF | '05.12.21 |
| DAINESE | T.HAKU DIV | '06.5.25 |
| DAINESE | T.JACK FP | '06.5.25 |

●エムシーコレクション

〒270-2231千葉県松戸市稲台176-6 ☎047-364-6555

| 名称 | 型式 | 公認年月日 |
|--------|------|---------|
| フォーヘッド | オーダー | '03.7.3 |

●(株)ヒョウドウプロダクツ

〒435-0042静岡県浜松市蓮ヶ瀬町1044-2 ☎053-465-8281

| 名称 | 型式 | 公認年月日 |
|---------------|--------------------|----------|
| HYOD | オーダー | '04.1.28 |
| HYOD-PRODUCTS | racing pro ALTIS | '04.7.28 |
| HYOD-PRODUCTS | racing-std MINERVA | '04.7.28 |
| HYOD-PRODUCTS | sports-pro ADNIS | '04.7.28 |
| HYOD-PRODUCTS | sports-std NESTOR | '04.7.28 |

●(有)オーエイチプラン

〒331-0823埼玉県さいたま市北区日進町3-477-1 ☎048-652-8942

| 名称 | 型式 | 公認年月日 |
|--------------|--------|-----------|
| FORZA FS-401 | | '04.1.28 |
| FORZA FS-501 | | '04.12.29 |
| FORZA | FS-601 | '06.4.26 |

●(株)フラッグシップ

〒344-0007埼玉県春日部市小間80-1 ☎048-762-1021

| 名称 | 型式 | 公認年月日 |
|---------|-------------|----------|
| SIMPSON | SST (セパレート) | '04.2.25 |
| SIMPSON | SST | '05.2.23 |

●LEATHER SUIT NEO

〒271-0068千葉県松戸市古ヶ崎4-3590 ☎047-366-5585

| 名称 | 型式 | 公認年月日 |
|------------------|-----|----------|
| LEATHER SUIT NEO | N-3 | '04.7.28 |

●(株)アブロード

〒590-0801大阪府堺市大仙中町1-28 ☎0722-45-0189

| 名称 | 型式 | 公認年月日 |
|-------------------|----|----------|
| ATTENTION (EAGLE) | | '04.8.25 |

●ドゥカティジャパン(株)

〒153-0051東京都目黒区目黒1-26-9中日黒オークラビル ☎03-3794-5001

| 名称 | 型式 | 公認年月日 |
|--------------------|--------------|----------|
| DUCATI PERFORMANCE | BUCATI CORSE | '04.9.15 |

●(有)オールドネイビー

〒210-0022神奈川県川崎市川崎区池田1-2-15 ☎044-223-2391

| 名 称 | 型 式 | 公認年月日 |
|---------|-----------|----------|
| B-BREAK | BB-052RS | '05.9.28 |
| B-BREAK | BB-041RSP | '05.9.28 |

●(株)ホンダモーターサイクルジャパン

〒170-6034東京都豊島区東池袋3-1-1サンシャイン60 34F ☎03-5949-3457

| 名 称 | 型 式 | 公認年月日 |
|---------|-------|-----------|
| Bold'or | セパレート | '05.10.26 |

●(株)フリーライド

〒112-0015東京都文京区目白台1-23-5ファミリーユ目白台301 ☎03-5319-4166

| 名 称 | 型 式 | 公認年月日 |
|-----|--------------|-----------|
| SBK | RS-1 | '05.11.23 |
| SBK | RS-2 (セパレート) | '05.11.23 |

●(有)ライズインターナショナル

〒231-0827神奈川県横浜市中区本牧和田11-17パークハイム本牧1F ☎045-623-3366

| 名 称 | 型 式 | 公認年月日 |
|------------|------------------------------|-----------|
| JOE ROCKET | GPA TYPE R 2PIECE SPORT SUIT | '05.12.21 |

●(有)ストラット

〒124-0012東京都葛飾区立石8-44-38 ☎03-3694-1999

| 名 称 | 型 式 | 公認年月日 |
|-------------|----------|----------|
| カスタムベイフレアーズ | BAS-S4RS | '06.1.25 |

●(有)カジバジャパン

〒437-1114静岡県袋井市西岡芝387 ☎0538-23-0861

| 名 称 | 型 式 | 公認年月日 |
|-----------|------------|----------|
| Hasqvarna | SPCJ-HUS01 | '06.7.26 |

●(有)ダートフリーク

〒489-0005愛知県瀬戸市中水野2-30 ☎0561-86-8301

| 名 称 | 型 式 | 公認年月日 |
|-----------|-------|----------|
| スーパーストリート | 70038 | '06.8.25 |

MFJ公認タイヤ

●日本ミシュランタイヤ(株)

〒102-8176東京都千代田区富士見1-6-1富士見ビル ☎03-5210-2731

| タイヤ名 | サイズ | 公認年月日 |
|----------------|--------------------------------|----------|
| P12325 | 使用可能リム幅350 F:12/60-17 | '02.4.20 |
| PILOT RACE /H2 | 使用可能リム幅300-350 F:110/70R17 54W | '02.8.25 |
| | 使用可能リム幅350-375 F:120/60R17 55W | |
| | 使用可能リム幅350-375 F:120/70R17 58W | |
| | 使用可能リム幅400-450 R:150/60R17 66W | |
| PILOT RACE /S2 | 使用可能リム幅425-500 R:160/60R17 69W | '03.4.26 |
| | 使用可能リム幅350-375 F:120/70R17 58V | |
| PILOT RACE /M2 | 使用可能リム幅350-375 F:120/70R17 58W | |
| P16115B | 使用可能リム幅450-550 16/63-17 | '03.4.26 |

●(株)日本ダンロップ

〒651-0071兵庫県神戸市中央区筒井町2-1-1 ☎078-265-5622

| タイヤ名 | サイズ | 公認年月日 |
|------------------|--------------------------|----------|
| KR244 | 使用可能リム幅450-550 150/55R17 | '03.5.15 |
| D803 (トライアルタイヤ) | 400R18 64M | '04.8.24 |
| D803F (トライアルタイヤ) | 275-21 45M | '04.8.24 |

●(株)ブリヂストン

〒104-8340東京都中央区京橋1-10-1 ☎03-3563-6819

| タイヤ名 | サイズ | 公認年月日 |
|-------------------------|--------------------------------|----------|
| BATTLAX | 使用可能リム幅275-350 110/70R17 54H | '01.6.1 |
| BT-090 | 使用可能リム幅300-350 120/60R17 55H | '01.7.10 |
| RADIAL F | 使用可能リム幅300-350 120/70R17 58H | '01.7.25 |
| BATTLAX BT-090 | 使用可能リム幅350-450 140/70R17 66H | '01.8.1 |
| | 使用可能リム幅350-450 150/60R17 66H | '01.6.1 |
| RADIAL R | 使用可能リム幅400-500 160/60R17 69H | '01.7.10 |
| | 使用可能リム幅350-450 150/60R18 67H | '01.7.15 |
| B090R | 使用可能リム幅350-450 R:150/60R17 66H | '02.4.1 |
| BATTLAX WET E02 | 使用可能リム幅450-550 R:165/60R17 | '02.4.25 |
| BT-090R PRO | 使用可能リム幅350-450 140/70R17 66H | '03.3.15 |
| | 使用可能リム幅350-450 150/60R17 66H | |
| | 使用可能リム幅400-500 160/60R17 69H | |
| RACING BATTLAX WET E02Z | 使用可能リム幅450-550 165/60R17 | '03.4.26 |
| | 使用可能リム幅350-375 120/60R17 | '03.6.27 |

岡田商事(株)

〒105-0012東京都港区芝大門1-37 ☎03-5473-0371

| タイヤ名 | サイズ | 公認年月日 |
|------------|--------------------------------|----------|
| METZELER | 使用可能リム幅300-350 F:110/70Z17 54W | '02.2.22 |
| EENN SPORT | 使用可能リム幅400-450 R:150/60Z17 66W | |
| | 使用可能リム幅425-500 R:160/60Z17 69W | |

2007 ST600公認タイヤ

(ドライ)

(06年12月6日現在)

| 銘柄 | 名称 | F/R | パターン | スペック | サイズ |
|--------|------------------------|------|--------------------------|-------------------------|------------------|
| ダンロップ | SPORTMAX D209F GP | フロント | C209F GP | R1・R2・R3 | 120/70 R17 |
| | SPORTMAX D209 GP | リア | D209 GP | R1・R2・R3 | 180/55 R17 |
| ブリヂストン | BATTLAX BT-002F RADIAL | フロント | BT-002F | TYPE-2・TYPE-3・TYPE-4 | 120/70 R17 |
| | BATTLAX BT-002R PRO | リア | BT-002R PRO | TYPE-1・TYPE-2・TYPE-3 | 180/55R17 73V |
| ミシュラン | POWER RACE | フロント | POWER RACE | C | 120/70R17 M/C58V |
| | POWER RACE | リア | POWER RACE | SOFT・MEDIUM・MEDIUM SOFT | 180/55 ZR17 |
| ピレリ | ドラゴン スーパーコルサ プロ SC | フロント | DRAGON SUPERCORSA PRO SC | SC0 | 120/70 R17 |
| | ドラゴン スーパーコルサ プロ SC | フロント | DRAGON SUPERCORSA PRO SC | SC1・SC2 | 120/70 ZR17 |
| | ドラゴン スーパーコルサ プロ SC | リア | DRAGON SUPERCORSA PRO SC | SC0 | 180/55 R17 |
| | ドラゴン スーパーコルサ プロ SC | リア | DRAGON SUPERCORSA PRO SC | SC1・SC2 | 180/55 ZR17 |
| メツラー | METZELER RACETEC | フロント | RACE TEC | K0 | 120/70 R17 |
| | METZELER RACETEC | フロント | RACE TEC | K1・K2 | 120/70 ZR17 |
| | METZELER RACETEC | リア | RACE TEC | K0 | 180/55 R17 |
| | METZELER RACETEC | リア | RACE TEC | K1・K2 | 180/55 ZR17 |

(ウェット)

| 銘柄 | 名称 | F/R | パターン | スペック | サイズ |
|--------|--------------------------|------|-----------------|-----------|-------------|
| ダンロップ | RACING KR222 | フロント | KR222 | W・WA | 120/70 R17 |
| | RACING KR389 | リア | KR389 | WA | 165/55R17 |
| ブリヂストン | RACING BATTLAX WET ME01Z | フロント | ME01Z | YEK-AA | 120/600 R17 |
| | RACING BATTLAX WET E06Z | リア | E06Z | YEK・YDA | 165/620 R17 |
| ミシュラン | P12325 | フロント | P12325 | RAIN | 12/60-17 |
| | P1843SA | リア | レイン | RAIN | 18/67-17 |
| ピレリ | DIABLO RAIN | フロント | DIABLO RAIN | SCR1・SCR2 | 120/70 R17 |
| | DIABLO RAIN | リア | DIABLO RAIN | SCR1・SCR2 | 180/55 R17 |
| メツラー | ME-Z RAIN | フロント | ME-Z RAIN | RSR1・RSR2 | 120/70 R17 |
| | ME-Z RAINSTRIPE | リア | ME-Z RAINSTRIPE | RSR1・RSR2 | 180/55 R17 |

※変更があった場合は、ライディング誌およびMFJホームページにて公示される。

ヘルメットリムーバー登録一覧

| 発売元 | 製品名 | 型式 | 登録日 |
|---------------|----------------|---------|----------|
| (株)アライヘルメット | リムーバブルアシストフード | DR-1 | '06.1.23 |
| (株)ヒョウドウプロダクツ | リムーバブル・アシストフード | HRI-002 | '06.3.23 |
| オーグナー販売(株) | ヘルメットリムーバー | HR-061 | '06.3.23 |
| (株)アールエステイチ | ヘルメットリムーバー | RSC001 | '06.3.23 |

| 発売元 | 製品名 | 型式 | 登録日 |
|---------------|------------|--------|----------|
| (株)クシタニ | ヘルメットリムーバー | K-4037 | '06.3.31 |
| (有)オーエイチプラン | アシストフード | FI-450 | '06.6.16 |
| (株)デグナー | ヘルメットリムーバー | HR-1 | '06.7.24 |
| (株)コミネオートセンター | ヘルメットリムーバー | KOMINE | '06.9.15 |

MFJ

全国公認

2007年1月1日現在

MFJの公認サーキットは全国に
下記16サーキットがあります。

サーキットリスト

北海道：十勝インターナショナルスピードウェイ

宮城県：スポーツランドSUGO

福島県：エビスサーキット東コース

：エビスサーキット西コース

栃木県：ツインリンクもてぎ

：ツインリンクもてぎ北ショートコース

茨城県：筑波サーキット

静岡県：富士スピードウェイ

三重県：鈴鹿サーキット

：鈴鹿サーキット南コース

兵庫県：猪名川サーキット

：セントラルサーキット

岡山県：岡山国際サーキット

大分県：スポーツ&セーフティライディングフィールド・SPA直入

：オートポリスインターナショナルレーシングコース

熊本県：HSR九州(ホンダセーフティ&ライディングプラザ九州)

▶十勝インターナショナルスピードウェイ

〒089-1573 北海道河西郡更別村字弘和477番地

☎0155 (52) 3910

全長距離/グランプリコース:5,091.45m

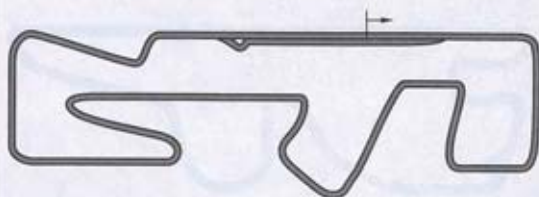
クラブマンコース:3,408.87m

最大直線長/1,010m

走行路幅/13.5~15m

交通/帯広空港から15km

帯広駅から40km



▶エビスサーキット西コース

〒964-0854 福島県二本松市沢松倉1

☎0243 (24) 2972

全長距離/2,103m

最大直線長/275.92m

走行路幅/10~15m

交通/東北自動車道・二本松ICより約10km

▶スポーツランドSUGO

〒989-1394 宮城県柴田郡村田町菅生6-1

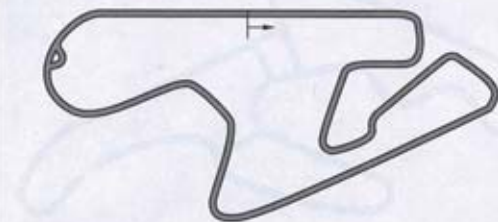
☎0224 (83) 3111

全長距離/3,737.5m

最大直線長/704.5m

走行路幅/10~12.5m

交通/東北自動車道・村田ICより約10km



▶エビスサーキット東コース

〒964-0854 福島県二本松市沢松倉1

☎0243 (24) 2972

全長距離/2,061m

最大直線長/420.10m

走行路幅/10~12m

交通/東北自動車道・二本松ICより約10km

▶ツインリンクもてぎ

〒321-3597 栃木県芳賀郡茂木町釘山120-1

☎0285 (64) 0001

全長距離/4,801.379m(フルコース)

最大直線長/762m

走行路幅/12~15m



交通/常磐自動車道・
水戸ICより40分
那珂ICより40分
東北自動車道・
鹿沼ICより90分
宇都宮ICより80分

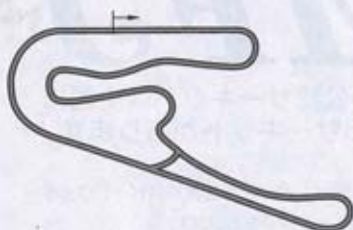
▶ ツインリンクもてぎ北ショートコース

〒321-3597 栃木県芳賀郡茂木町松山120-1
 ☎0285 (64) 0001
 全長距離/982.164m
 最大直線長/142.280m
 走行路幅/8~14m
 交通/常磐自動車道・
 水戸I.Cより40分
 那珂I.Cより40分
 東北自動車道・
 鹿沼I.Cより90分
 宇都宮I.Cより80分



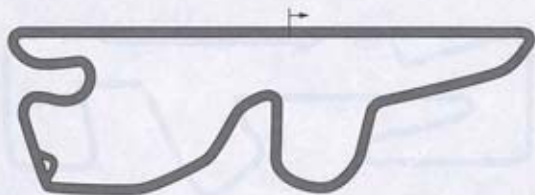
▶ 筑波サーキット

〒304-0824 茨城県下妻市村岡乙159
 ☎0296 (44) 3146
 全長距離/2,070m
 最大直線長/437.75m
 走行路幅/10~15m
 交通/常磐自動車道・谷和原I.Cより約25km



▶ 富士スピードウェイ

〒410-1307 静岡県駿東郡小山町中日向694
 ☎0550 (78) 1234
 全長距離/4,563m
 最大直線長/1,475m
 走行路幅/15~25m
 交通/東名高速道路・御殿場I.Cより約15分



▶ 鈴鹿サーキット

〒510-0295 三重県鈴鹿市稲生町7992
 ☎0593 (78) 1111
 全長距離/5,821m
 東コース/2,243m
 西コース/3,475m
 最大直線長/900m
 走行路幅/10~16m
 交通/東名阪自動車道・鈴鹿I.Cより約13km
 名古屋より約52km、大阪より約132km



▶ 鈴鹿サーキット南コース

〒510-0295 三重県鈴鹿市稲生町7992
 ☎0593 (78) 1111
 全長距離/1,264m
 最大直線長/190m
 走行路幅/10m
 交通/東名阪自動車道・
 鈴鹿I.Cより約13km



▶ セントラルサーキット

〒679-1132 兵庫県多可郡多可町中区坂本字草山521-1
 ☎0795 (32) 3766
 全長距離/2,804m
 最大直線長/677m
 走行路幅/11~15m
 交通/中国自動車道・竜野社I.Cより約16km
 加西I.Cより約14km



▶ 猪名川サーキット

〒666-0214 兵庫県川辺郡猪名川町清水字前谷72-1
 ☎0727 (69) 0193
 全長距離/1,030m
 最大直線長/131.7m
 走行路幅/8~10m
 交通/県道川西線山線から約1.5km



▶ 岡山国際サーキット

(OKAYAMA International Circuit)

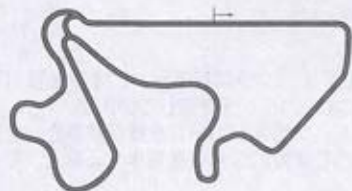
〒701-2612 岡山県美作市滝宮1210
 ☎0868 (74) 3311
 全長距離/3,703m
 最大直線長/700m
 走行路幅/12~15m
 交通/中国自動車道・美作I.Cより約25km
 山陽自動車道・備前I.Cより約25km
 和気I.Cより約25km



旧：TIサーキット英田

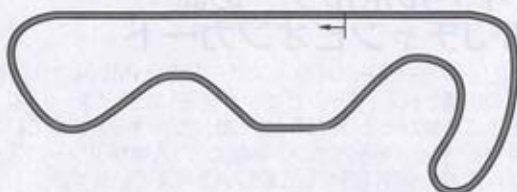
▶ オートポリスインターナショナルレーシングコース

〒877-0312 大分県日田市上津江町上野田1112-8
 ☎0973 (55) 1111
 全長距離/4,674m
 最大直線長/902m
 走行路幅/12~15m
 交通/九州自動車道・菊水ICより約45km
 大分自動車道・日田ICより約45km



▶ スポーツ&セーフティ
 ライディングフィールド・SPA直入

〒878-0403 大分県竹田市直入町大字上田北字浦原510-15
 ☎0974 (75) 3191
 全長距離/1,430m
 最大直線長/420m
 走行路幅/10~11m
 交通/大分市内より約40km



▶ HSR九州
 (ホンダセーフティ&ライディングプラザ九州)

〒869-1231 熊本県菊池郡大津町大字平川1500
 ☎096 (293) 1370
 全長距離/2,991m
 最大直線長/700m
 走行路幅/9~15m
 交通/九州縦貫道路・熊本ICより約15km



モータースポーツフィールド十勝

TOKACHI
 2007

2輪スポーツ走行

(レーサー一般)

クラブマンコース

走行1単位(25分)……4,500円

- 月・木曜日は除きます。
- サーキットライセンス保持者割引あります。
(3,000円/1単位)
- ※レーサーで走行する場合はMJFライセンスが必要です。
- 毎月第1・3水曜日は、2輪スポーツ走行枠
「Welcomeウェンズデー」開催
- ※コーススケジュールの都合上、中止になる場合があります
しますので事前に電話にてご確認ください。
- 年2~3回程度、一般ライダーを対象とした走行会
「バイク感謝Day」を実施します。



十勝インターナショナルスピードウェイ

Tel.0155-52-3910 Fax.0155-53-3366 〒089-1573 北海道河西郡東別村字弘和477

www.tokachi.org/speedway

全日本選手権歴代チャンピオンリスト

タイトルホルダーの証 MFJチャンピオンカード

(財)日本モーターサイクルスポーツ協会(MFJ)では、全日本選手権での最上級クラスでチャンピオンを獲得したライダーの功績を称え、チャンピオンを獲得したライダーに対し、MFJチャンピオンカードを発給しています。

過去に功績があるライダーが気軽にサーキットに来ていただけるよう、チャンピオンカードを提示すると、全日本選手権等のイベント(特別イベント等除く)の入場がフリーパスとなります。そこで建設的な意見を具申するなど、モーターサイクルスポーツ界に寄与して欲しいと考えています。

スポーツ功労者顕彰

我が国のスポーツの向上と振興に関し、特に功績顕著な者をスポーツ功労者として文部科学省が顕彰するものです。顕彰の対象はオリンピックメダリスト、世界選手権優勝者、世界記録更新者、それらの指導者および多年にわたる功労者から選出されます。

| 年 | 氏名 | |
|-----|-------|---------------------------------|
| '01 | 加藤大治郎 | '01年世界ロードレース選手権GP250ccクラスチャンピオン |
| '04 | 藤波 貴久 | '04年トライアル世界選手権チャンピオン |

文部科学大臣杯 ('02年~)

文部科学省は、日本国内におけるスポーツの普及・振興を目的に、全国規模で行われている各種スポーツ大会を擁護しています。文部科学大臣杯とは、それら擁護スポーツの中で、特に優秀な成績を収めた選手に文部科学大臣から贈られる名譽ある賞です。

| 年 | 氏名 | |
|-----|-------|---------------------------|
| '02 | 渡辺 篤 | 全日本ロードレーススーパーバイククラスチャンピオン |
| '03 | 北川 圭一 | 全日本ロードレースJSB1000クラスチャンピオン |
| '04 | 井筒 仁康 | 全日本ロードレースJSB1000クラスチャンピオン |
| '05 | 伊藤 真一 | 全日本ロードレースJSB1000クラスチャンピオン |
| '06 | 伊藤 真一 | 全日本ロードレースJSB1000クラスチャンピオン |

ROAD RACE

●ロードレース部門 ('67年~)

| 年 | 部門 | クラス | 氏名 |
|-------|---------|---------|---------|
| '67 | ジュニア | 50cc | 柴田中 正之隆 |
| | | 90cc | 中沢大 隆男 |
| | | 125cc | 大田宮 耕治 |
| | セニア | 250cc | 宮沢 善次 |
| | | 50cc | 伊藤滋野 光夫 |
| | | 90cc | 増田恒弘 勝弘 |
| アマチュア | 125cc | 矢野松永 勝 | |
| | 250cc | 角谷新二 聖弘 | |
| | 251cc以上 | 鈴木大 聖弘 | |
| '68 | ジュニア | 90cc | 酒井達 幸一 |
| | | 125cc | 森井夫 夫 |
| | | 250cc | 谷口茂 夫 |
| | セニア | 251cc以上 | 栗木 哲哉 |
| | | 90cc | 神谷良 明 |
| | | 125cc | 馬場忠 雄 |
| | | 250cc | 和田正 宏 |
| | | 251cc以上 | 松永 善 |

●ROAD RACE

| 年 | 部門 | クラス | 氏名 |
|------|------------|---------|---------|
| '69 | アマチュア | 90cc | 野田正 彦 |
| | | 125cc | 茂藤康 夫 |
| | | 250cc | 中尾数 井 |
| | ジュニア | 90cc | 角谷新二 聖弘 |
| | | 125cc | 高尾俊 次郎 |
| | | 250cc | 尾崎里 村 |
| '70 | セニア | 90cc | 豊田守 男 |
| | | 125cc | 小田全 秀 |
| | | 250cc | 隅谷守 男 |
| | ノービス | 90cc | 岩道博 昭 |
| | | 125cc | 岩道正 明 |
| | | 250cc | 小塚正 明 |
| '71 | ジュニア | 90cc | 江崎正 二 |
| | | 125cc | 青山雅 光 |
| | | 250cc | 山野治 男 |
| | セニア | 90cc | 近藤英 二 |
| | | 125cc | 小田重 夫 |
| | | 250cc | 大田裕 之 |
| '72 | ノービス | 90cc | 平井裕 次 |
| | | 125cc | 上田公 夫 |
| | | 250cc | 大橋光 明 |
| | ジュニア | 90cc | 渡辺富 士夫 |
| | | 125cc | 青木辰 己 |
| | | 250cc | 内田隆 昇 |
| '73 | エキスパートジュニア | 90cc | 江崎正 恒 |
| | | 125cc | 逸藤康 夫 |
| | | 250cc | 中尾真 男 |
| | セニア | 90cc | 金谷秀 夫 |
| | | 125cc | 杉本大 敏 |
| | | 250cc | 大谷俊 夫 |
| '74 | ノービス | 90cc | 菅原伸 夫 |
| | | 125cc | 坂上公 平 |
| | | 250cc | 上野真 昭 |
| | ジュニア | 90cc | 毛利良 一 |
| | | 125cc | 大本生 十 |
| | | 250cc | 片山敬 清 |
| '75 | エキスパートジュニア | 125cc | 渡辺富 士夫 |
| | | 250cc | 阿部孝 幸 |
| | | 251cc以上 | 内田隆 昇 |
| | セニア | 125cc | 小田豊 豊 |
| | | 250cc | 小田豊 豊 |
| | | 251cc以上 | 小田豊 豊 |
| '76 | ノービス | 90cc | 杉野順 三 |
| | | 125cc | 松山久 仁 |
| | | 250cc | 橋本久 仁 |
| | ジュニア | 90cc | 新田茂 平 |
| | | 125cc | 坂公 平 |
| | | 250cc | 山崎道 衛 |
| '77 | エキスパート | 125cc | 毛利良 一 |
| | | 250cc | 片山敬 清 |
| | | 350cc | 角谷新 二 |
| | ノービス | 90cc | 平野芳 幸 |
| | | 125cc | 上田嘉 久 |
| | | 250cc | 長谷川 嘉久 |
| '78 | ジュニア | 125cc | 伊藤裕 之 |
| | | 250cc | 伊藤巧 泰 |
| | | 350cc | 伊藤本 泰 |
| | エキスパート | 125cc | 上田公 次 |
| | | 250cc | 上田公 次 |
| | | 350cc | 石川岩 夫 |
| '79 | ノービス | 125cc | 富田英 志 |
| | | 250cc | 青藤康 夫 |
| | | 251cc以上 | 吉村俊 宏 |
| | ジュニア | 125cc | 安部平 平 |
| | | 250cc | 阿部三 忠 |
| | | 350cc | 阿部三 忠 |
| 国際A級 | 125cc | 青藤三 夫 | |
| | 350cc | 木下勝 助 | |
| | 750cc | 水谷 勝 | |

●ROAD RACE

| 年 | 部門 | クラス | 氏名 |
|-----|------------|---------|--------|
| '74 | ノービス | 90cc | 岡崎隆 史 |
| | | 125cc | 佐藤健 正 |
| | | 250cc | 酒井 克 |
| | ジュニア | 90cc | 合津悟 志 |
| | | 125cc | 石井康 夫 |
| | | 250cc | 橋本久 仁 |
| '75 | エキスパートジュニア | 125cc | 岩道博 昭 |
| | | 250cc | 岩道博 昭 |
| | | 750cc | 青木辰 己 |
| | セニア | 125cc | 青木辰 己 |
| | | 250cc | 高井辰 次郎 |
| | | 750cc | 高井辰 次郎 |
| '76 | アマチュア | 90cc | 片橋英 治 |
| | | 125cc | 東金博 昭 |
| | | 250cc | 橋本 裕 |
| | ジュニア | 125cc | 山崎保 克 |
| | | 250cc | 酒井大 島 |
| | | 750cc | 大島 孝治 |
| '77 | エキスパートジュニア | 125cc | 相沢清 男 |
| | | 250cc | 相沢清 男 |
| | | 750cc | 相沢清 男 |
| | セニア | 125cc | 江崎真 男 |
| | | 250cc | 江崎真 男 |
| | | 750cc | 江崎真 男 |
| '78 | ノービス | 90cc | 牧野栄 浩 |
| | | 125cc | 川上木 下 |
| | | 250cc | 木下 恵司 |
| | ジュニア | 125cc | 東金博 昭 |
| | | 250cc | 東金博 昭 |
| | | 350cc | 東金博 昭 |
| '79 | エキスパート | 125cc | 飯田清 之 |
| | | 250cc | 飯田清 之 |
| | | 350cc | 飯田清 之 |
| | ノービス | 90cc | 鈴木利 泰 |
| | | 125cc | 鈴木利 泰 |
| | | 250cc | 鈴木利 泰 |
| '80 | ノービス | 90cc | 川上浩 久 |
| | | 125cc | 山名仁 久 |
| | | 250cc | 徳外 仁久 |
| | エキスパート | 125cc | 飯田清 之 |
| | | 350cc | 飯田清 之 |
| | | 750cc | 飯田清 之 |
| '81 | ノービス | 90cc | 平野芳 幸 |
| | | 125cc | 上田嘉 久 |
| | | 250cc | 長谷川 嘉久 |
| | ジュニア | 125cc | 伊藤裕 之 |
| | | 250cc | 伊藤巧 泰 |
| | | 350cc | 伊藤本 泰 |
| '82 | エキスパート | 125cc | 上田公 次 |
| | | 250cc | 上田公 次 |
| | | 350cc | 石川岩 夫 |
| | ノービス | 125cc | 富田英 志 |
| | | 250cc | 青藤康 夫 |
| | | 251cc以上 | 吉村俊 宏 |
| '83 | ジュニア | 90cc | 新田茂 平 |
| | | 125cc | 坂公 平 |
| | | 250cc | 山崎道 衛 |
| | エキスパート | 125cc | 毛利良 一 |
| | | 250cc | 片山敬 清 |
| | | 350cc | 角谷新 二 |
| '84 | セニア | 125cc | 毛利良 一 |
| | | 250cc | 片山敬 清 |
| | | 750cc | 角谷新 二 |
| | ノービス | 125cc | 角谷新 二 |
| | | 250cc | 角谷新 二 |
| | | 750cc | 角谷新 二 |

●ROAD RACE

| 年 | 部門 | クラス | 氏名 |
|-----|------|---|---|
| '80 | ノービス | 125cc 250cc | 五百部 徳雄 窪田 正二 |
| | ジュニア | 125cc 250cc 350cc | 山本 陽一 垣内 清孝 田中 光男 |
| '81 | 国際A級 | 125cc 350cc 750cc | 一ノ瀬 明彦 藤 忠彦 鈴木 修 |
| | ノービス | 125cc 250cc | 荒木 利春 中山 博文 |
| '82 | 国際B級 | 125cc 250cc 350cc | 竹村 浩生 七尾 通夫 新井 亮一 |
| | 国際A級 | 125cc 350cc 500cc | 一ノ瀬 明彦 藤 泰明 木下 恵司 |
| '83 | ノービス | 125cc 250cc | 篠田 雅賢 三浦 昇 |
| | 国際B級 | 125cc 250cc | 荒木 利春 小林 大 |
| '84 | 国際A級 | 125cc 250cc 500cc | 一ノ瀬 明彦 福田 照男 水谷 勝 |
| | ノービス | フォーミュラ3 125cc 250cc | 宮城 光健 吉田 光 宮城 光 |
| '85 | 国際B級 | 125cc 250cc | 篠田 雅賢 坂口 彰 |
| | 国際A級 | 125cc 250cc 500cc | 栗谷 二郎 斉藤 忠彦 平 彦 |
| '86 | ノービス | フォーミュラ3 125cc 250cc | 青藤 兼一 山田 浩史 塩 俊彦 |
| | 国際B級 | フォーミュラ1 フォーミュラ3 125cc 250cc | 宮城 光光 清水 雅広 清水 雅二 |
| '87 | 国際A級 | フォーミュラ1 フォーミュラ3 125cc 250cc 500cc | 八代 俊二 江崎 正二郎 薬谷 大忠彦 小林 忠彦 |
| | 国際B級 | フォーミュラ1 フォーミュラ3 125cc 250cc | 袴田 利明 太田 浩一 井上 博俊 塩 俊彦 |
| '88 | ジュニア | フォーミュラ3 125cc 250cc | 町井 邦生 藤沢 哲也 町井 邦生 |
| | 国際A級 | フォーミュラ1 フォーミュラ3 125cc 250cc 500cc | 辻本 聡一 山本 健一 吉田 信二 片山 恵司 |
| '89 | ジュニア | フォーミュラ3 125cc 250cc | 新垣 敏之 佐藤 健太 磯村 健太 |
| | 国際A級 | フォーミュラ3 フォーミュラ1 125cc 250cc 500cc | 田口 益行 大島 弥久 欽本 雅広 清水 慎彦 藤原 慎彦 |
| '90 | ジュニア | フォーミュラ3 125cc 250cc | 白井 直樹 原田 康友 水井 康友 |
| | 国際A級 | フォーミュラ3 フォーミュラ1 125cc 250cc 500cc | 塩 俊彦 宮崎 祥司 廣瀬 政幸 本間 利彦 藤原 慎彦 |
| '91 | ジュニア | フォーミュラ3 125cc 250cc | 福島 聡一 坂田 秀人 新井 和也 |
| | 国際A級 | フォーミュラ3 フォーミュラ1 125cc 250cc 500cc | ダグ・ボレン ダグ・ボレン 山崎 冬樹 岡田 忠彦 藤原 慎彦 |

●ROAD RACE

| 年 | 部門 | クラス | 氏名 |
|-----|---------|---|--|
| '90 | 国内A級 | SP70 フォーミュラ3 87cc 125cc 250cc | 吉川 和多 和 留 高橋 勝義 渡辺 学 仲内 正人 森美 明 茨木 正 |
| | 国際A級 | フォーミュラ3 87cc 125cc 250cc | 鶴田 竜二 森北 貴行 小林 敏也 岩橋 健一郎 坂田 和人 岡田 忠真 伊藤 真一 |
| '91 | 国内A級 | フォーミュラ3 SP750 125cc 250cc | 松戸 直樹 阿部 徹 稲垣 幸則 宇川 明 |
| | スーパーカップ | フォーミュラ3 フォーミュラ1 125cc 250cc 500cc | 権名 明 高橋 勝義 宮崎 祥司 小野 真央 岡田 忠之 岡田 信之 |
| '92 | 国際A級 | 125cc 250cc 500cc フォーミュラ1 | 青藤 明 原田 哲也 ダリビエー 塚本 昭一 |
| | 国際A級 | 125cc 250cc 500cc フォーミュラ1 | 加藤 義昌 宇川 康 阿部 典史 北川 圭一 |
| '93 | 国際A級 | 125cc 250cc 500cc フォーミュラ1 | 宮坂 賢徳 中川 徳 吉川 和多 留 学 |
| | 国際A級 | 125cc 250cc 500cc スーパーバイク | 宇井 陽一 沼田 憲保 青木 拓磨 |
| '94 | 国際A級 | 125cc 250cc 500cc スーパーバイク | 東 雅雄 沼田 憲保 青木 拓磨 |
| | 国際A級 | 125cc 250cc 500cc スーパーバイク | 秋田 貴志 加藤 大治郎 芳賀 紀行 |
| '95 | 国際A級 | 125cc 250cc 500cc スーパーバイク | 仲城 英幸 中野 真矢 伊藤 真一 |
| | 国際A級 | 125cc 250cc 500cc スーパーバイク | 仲城 英幸 松戸 直樹 吉川 和多 留 学 |
| '96 | 国際A級 | 125cc 250cc 500cc スーパーバイク | 小山 知良 中富 伸一 井筒 康二 鶴田 竜二 |
| | 国際A級 | 125cc 250cc 500cc スーパーバイク | 仲城 英幸 藤岡 明 梁 圭一 北川 武雄 |
| '97 | 国際A級 | 125cc 250cc 500cc スーパーバイク | 仲城 英幸 高橋 勝義 渡辺 辰也 山口 龍一 清成 龍一 |
| | 国際A級 | 125cc 250cc 500cc スーパーバイク | 青山 周平 青山 博一 北川 圭一 小西 良輝 |
| '98 | 国際A級 | 125cc 250cc 500cc スーパーバイク | 仲城 英幸 高橋 裕仁 井筒 康二 辻村 彦彦 |
| | 国際A級 | 125cc 250cc 500cc スーパーバイク | 菊池 富平 青山 周平 伊藤 敏史 安田 毅史 |
| '99 | 国際A級 | 125cc 250cc 500cc GP-MONO | 中上 貴晶 横江 竜一 伊藤 毅史 安田 毅史 山下 拓 |
| | 国内 | GP-MONO | 森 隆高 |

MOTOCROSS
●モトクロス部門 ('67年~)

| 年 | 部門 | クラス | 氏名 |
|-----|--------|---|--|
| '67 | アマチュア | 50cc 90cc 125cc 250cc 251cc以上 | 黒川 隆 河野 道雄 高橋 博 森下 博 |
| | ジュニア | 90cc 125cc 250cc | 山本 隆太 吉村 大一 山本 隆 |
| '68 | アマチュア | 50cc 90cc 125cc 250cc 251cc以上 | 堀 勇秀 堀 勇秀 山下 和男 山下 和男 |
| | ジュニア | 50cc 90cc 125cc 250cc 251cc以上 | 姓名 博昭 姓名 博昭 西 信之 西 信之 ロバート・ゴート |
| '69 | セニア | 90cc 125cc 250cc | 星野 一義 星野 義隆 山本 隆 |
| | アマチュア | 50cc 90cc 125cc 250cc | 田中 敏夫 多田 茂次 中里 道一 岩尾 一敏 |
| '70 | ジュニア | 50cc 90cc 125cc 250cc | 堀 勇秀 堀 勇秀 鈴木 秀明 鈴木 秀明 |
| | セニア | 90cc 125cc 250cc | 山本 隆 矢島 金次郎 鈴木 忠男 |
| '71 | ノービス | 50cc 90cc 125cc 250cc | 一色 重雄 小田切 芳雄 平野 雅和 青木 雅和 |
| | ジュニア | 90cc 125cc 250cc | 鈴木 都良夫 岩尾 一敏 岩尾 一敏 |
| '72 | セニア | 125cc 250cc | 吉村 大一 吉村 大一 |
| | ノービス | 90cc 125cc 250cc | 栗原 和年 栗原 英夫 青藤 兼一 |
| '73 | ジュニア | 90cc 125cc 250cc | 中村 忠 杉浦 正治 竹沢 正治 |
| | エキスパート | 125cc 250cc | 堀尾 勝彦 堀尾 勝彦 |
| '74 | セニア | 125cc 250cc | 矢島 金次郎 上野 広一 |
| | ノービス | 90cc 125cc 250cc | 藤 秀信 藤 秀信 藤 秀信 |
| '75 | エキスパート | 125cc 250cc | 小田切 謙 池田 勝 |
| | ジュニア | 90cc 125cc 250cc | 唐沢 栄三郎 唐沢 栄三郎 唐沢 栄三郎 |
| '76 | セニア | 125cc 250cc | 鈴木 秀明 鈴木 都良夫 |
| | ノービス | 90cc 125cc 250cc | 菅家 惠 村上 光則 村上 光則 |
| '77 | ジュニア | 90cc 125cc 250cc | 古田 哲郎 古田 哲郎 古田 哲郎 |
| | エキスパート | 125cc 250cc | 岸川 秀清 藤 秀信 |
| '78 | セニア | 125cc 250cc | 鈴木 都良夫 鈴木 秀明 |

付録

●MOTOCROSS

| 年 | 部 門 | ク ラ ス | 氏 名 |
|-----|----------------|------------------------|---------------------------|
| '74 | ジュニア | 90cc 125cc 250cc | 谷川 徹二 光安 鉄美 大賀 広美 |
| | エキスパート ジュニア | 125cc 250cc | 渡辺 明 渡辺 明 |
| | セニア | 125cc 250cc | 鈴木 秀明 鈴木 秀明 |
| '75 | ジュニア | 90cc 125cc 250cc | 北村 隆資 青山 金助 青山 金助 |
| | エキスパート ジュニア | 125cc 250cc | 東福寺保雄 東福寺保雄 |
| | セニア | 125cc 250cc | 杉尾 良文 増田 耕二 |
| '76 | ジュニア | 90cc 125cc 250cc | 月岡 尚人 月岡 尚人 横山 隆夫 |
| | エキスパート ジュニア | 125cc 250cc | 光安 鉄美 青山 金助 |
| | セニア | 125cc 250cc | 鈴木 都良夫 都良夫 正治 竹沢 正敏 |
| '77 | ジュニア | 90cc 125cc 250cc | 渡辺 義己 小沢 孝 福田 正敏 |
| | エキスパート ジュニア | 125cc 250cc | 佐藤 健二 大泉 浩一 |
| | セニア | 125cc 250cc | 瀬尾 勝彦 瀬尾 勝彦 |
| '78 | ジュニア | 90cc 125cc 250cc | 原本 松市 庄司 寛 矢野(右) |
| | エキスパート ジュニア | 125cc 250cc | 佐々木 隆 佐々木 隆 |
| | セニア | 125cc 250cc | 瀬尾 勝彦 光安 鉄美 |
| '79 | ジュニア | 90cc 125cc 250cc | 斉藤 武男 大久保和親 壺口 雅史 |
| | エキスパート ジュニア | 125cc 250cc | 秋元 春夫 原口 衛 |
| | セニア | 125cc 250cc | 光安 鉄美 光安 鉄美 |
| '80 | ジュニア | 125cc 250cc | 小野沢良一 小野沢良一 |
| | 国際 B 級 | 125cc 250cc | 谷川 龍太郎 庄司 寛 |
| | 国際 A 級 | 125cc 250cc | 東福寺保雄 杉尾 良文 |
| '81 | ジュニア | 125cc 250cc | 平山 勝一 茶谷 学 |
| | 国際 B 級 | 125cc 250cc | 岡部 篤史 岡部 篤史 |
| | 国際 A 級 | 125cc 250cc | 東福寺保雄 福本 敏夫 |
| '82 | ジュニア | 125cc 250cc | ロンキンダー 馬場 善人 |
| | 国際 B 級 | 125cc 250cc | 小橋 勝年 小橋 勝年 |
| | 国際 A 級 | 125cc 250cc | 大間 昌典 東福寺保雄 |
| '83 | ジュニア | 125cc 250cc | 天田 淳 天田 淳 |
| | 国際 B 級 | 125cc 250cc | 茶谷 学 茶谷 学 |
| | 国際 A 級 | 125cc 250cc | 庄司 寛 杉尾 良文 |
| '84 | ジュニア | 125cc 250cc | 舘所 伸一 小栗 伸幸 |
| | 国際 B 級 | 125cc 250cc | 菅原 義広 鶴田 忍 |
| | 国際 A 級 | 125cc 250cc | 東福寺保雄 スティーブ・マーチン |
| '85 | ジュニア | 125cc 250cc | 長沼 朝之 花田 茂樹 |
| | 国際 B 級 | 125cc 250cc | 田淵 武 川崎 智之 |
| | 国際 A 級 | 125cc 250cc | 岡部 篤史 スティーブ・マーチン |

●MOTOCROSS

| 年 | 部 門 | ク ラ ス | 氏 名 |
|-----|--------|----------------|---------------------|
| '86 | ジュニア | 125cc 250cc | 藤本 正勝 吉田 和泉 |
| | 国際 B 級 | 125cc 250cc | 花田 茂樹 花田 茂樹 |
| | 国際 A 級 | 125cc 250cc | 伊田井佐夫 東福寺保雄 |
| '87 | ジュニア | 125cc 250cc | 岸田 隆夫 橋本 慎二 |
| | 国際 B 級 | 125cc 250cc | 吉田 和泉 石橋 博也 |
| | 国際 A 級 | 125cc 250cc | 岡部 篤史 東福寺保雄 |
| '88 | ジュニア | 125cc 250cc | 大塚 元和 大塚 元和 |
| | 国際 B 級 | 125cc 250cc | 大塚 忠和 大塚 忠和 |
| | 国際 A 級 | 125cc 250cc | 岡部 篤史 東福寺保雄 |
| '89 | ジュニア | 125cc 250cc | 黒古 尚利 尚利 尚利 |
| | 国際 B 級 | 125cc 250cc | 芹沢太麻樹 榎本 正則 |
| | 国際 A 級 | 125cc 250cc | 光安 鉄美 岡部 篤史 |
| '90 | 国内 A 級 | 125cc 250cc | 荻島 忠雄 荻島 忠雄 |
| | 国際 B 級 | 125cc 250cc | 元木 龍幸 村橋健太郎 |
| | 国際 A 級 | 125cc 250cc | 東福寺保雄 東福寺保雄 |
| '91 | 国際 B 級 | 125cc 250cc | 半場 謙吾 城田 賢一 |
| | 国際 A 級 | 125cc 250cc | 荻島 忠雄 宮内 隆行 |
| | 国際 B 級 | 125cc 250cc | 佐々木裕介 田沢 豊亮 |
| '92 | 国際 A 級 | 125cc 250cc | 舘川 意次 エディ・ウォーレン |
| | 国際 B 級 | 125cc 250cc | 益留信太郎 益留信太郎 |
| | 国際 A 級 | 125cc 250cc | 佐々木裕介 ロン・ティチナー |
| '93 | 国際 B 級 | 125cc 250cc | 倉林啓一郎 成田 亮 |
| | 国際 A 級 | 125cc 250cc | 小田切一剛 ロン・ティチナー |
| | 国際 B 級 | 125cc 250cc | 矢島 健一 溝口 哲也 |
| '94 | 国際 A 級 | 125cc 250cc | 川島雄一郎 ジェフ・マクセビッチ |
| | 国際 B 級 | 125cc 250cc | 井上 真一 井上 真一 |
| | 国際 A 級 | 125cc 250cc | 川島雄一郎 ジェフ・マクセビッチ |
| '95 | 国際 B 級 | 125cc 250cc | 増田 一将 増田 一将 |
| | 国際 A 級 | 125cc 250cc | 高見 俊次 ジェフ・マクセビッチ |
| | 国際 B 級 | 125cc 250cc | 平塚 雅樹 平塚 雅樹 |
| '96 | 国際 A 級 | 125cc 250cc | 増田 一将 カイル・ルイス |
| | 国際 B 級 | 125cc 250cc | 鈴木 健介 戸倉 徹哉 |
| | 国際 A 級 | 125cc 250cc | 舘谷 武史 カイル・ルイス |
| '97 | 国際 B 級 | 125cc 250cc | 藤田 卓 小泉 貴文 |
| | 国際 A 級 | 125cc 250cc | 津 渾 高演龍一郎 |
| | 国際 B 級 | 125cc 250cc | 釘村 忠 折原 智之 |
| '98 | 国際 A 級 | 125cc 250cc | 田島 久誌 熱田 幸高 |
| | 国際 B 級 | 125cc 250cc | |
| | 国際 A 級 | 125cc 250cc | |

●MOTOCROSS

| 年 | 部 門 | ク ラ ス | 氏 名 |
|-----|--------|----------------|-----------------|
| '02 | 国際 B 級 | 125cc 250cc | 小島 康平 村岡 亮 |
| | 国際 A 級 | 125cc 250cc | 加賀 真一 成田 亮 |
| '03 | 国際 B 級 | 125cc 250cc | 上田 隼人 上田 隼人 |
| | 国際 A 級 | 125cc 250cc | 溝口 哲也 成田 亮 |
| '04 | 国際 B 級 | 125cc オープン | 内山慎太郎 伊藤 正憲 |
| | 国際 A 級 | 125cc 250cc | 中村 友則 成田 亮 |
| '05 | 国際 B 級 | IB2 IBオープン | 青木 達也 片倉 久斗 |
| | 国際 A 級 | IA2 IA1 | 福留 善秀 小池田 俊樹 |
| '06 | 国際 B 級 | IB2 IBオープン | 富田 俊樹 岡田 涼 |
| | 国際 A 級 | IA2 IA1 | 小島 康平 熱田 幸高 |

MFJ全日本モトクロス
レディスクラス ('00年~)

| 年 | 氏 名 |
|-----|----------------|
| '00 | 鈴木 沙耶 (MFJ選手権) |
| '01 | 鈴木 沙耶 |
| '02 | 鈴木 沙耶 |
| '03 | 鈴木 沙耶 |
| '04 | 鈴木 沙耶 |
| '05 | 鈴木 沙耶 |
| '06 | 鈴木 沙耶 |

TRIAL
●トライアル部門 ('73年~)

| 年 | 部 門 | ク ラ ス |
|-----|------------------|--------------------|
| '73 | 選抜 | 木村 治男 |
| '74 | ノービス ジュニア | 伊吹 健次 近藤 博志 |
| '75 | ジュニア エキスパート | 鎌葉 秀男 エクスパート 文博 |
| '76 | ジュニア エキスパート | 町田 晴男 黒山 一郎 |
| '77 | ジュニア エキスパート | 山本 昌也 山本 博志 |
| '78 | ジュニア エキスパート | 山田 民雄 近藤 博志 |
| '79 | ジュニア 国際 A 級 | 佐藤 謙一 近藤 博志 |
| '80 | ジュニア 国際 A 級 | 広木 一美 丸山 康保 |
| '81 | ジュニア 国際 A 級 | 石原 正美 黒山 一郎 |
| '82 | 国際 B 級 国際 A 級 | 高田 雅孝 山本 昌也 |
| '83 | 国際 B 級 国際 A 級 | 和田 弘行 山本 昌也 |
| '84 | 国際 B 級 国際 A 級 | 米沢 満夫 山本 昌也 |
| '85 | 国際 B 級 国際 A 級 | 泉山 裕朗 山本 昌也 |
| '86 | 国際 B 級 国際 A 級 | 小林 直樹 山本 昌也 |

●TRIAL

| 年 | 部門 | クラス |
|-----|-----------------------------|---------------------|
| '87 | 国際B級 国際A級 | 小谷 敬志 伊藤 敦志 |
| '88 | 国際B級 国際A級 | 成田 匠 伊藤 敦志 |
| '89 | 国際B級 国際A級 | 宮道 昌浩 成田 匠 |
| '90 | 国際B級 国際A級 | 前野 繁 伊藤 敦志 |
| '91 | 国際B級 国際A級 | 本多 元治 中川 義博 |
| '92 | 国際B級 国際A級 | 小川 友幸 パスカル・クトゥリエ |
| '93 | 国際B級 国際A級 | 田中 善弘 パスカル・クトゥリエ |
| '94 | 国際B級 国際A級 | 寺澤 慎也 成田 匠 |
| '95 | 国際B級 国際A級 | 成田 亮 藤波 貴久 |
| '96 | 国際B級 国際A級 | 田中 太一 黒山 健一 |
| '97 | 国際B級 国際A級 国際A級スーパークラス | 渋谷 勲 東野 黒山 健一 |
| '98 | 国際B級 国際A級 国際A級スーパークラス | 北山 将司 野崎 貴久 |
| '99 | 国際B級 国際A級 国際A級スーパークラス | 小森 文彦 白神 孝之 貴久 |
| '00 | 国際B級 国際A級 国際A級スーパークラス | 尾西 和博 田中 藤波 貴久 |
| '01 | 国際B級 国際A級 国際A級スーパークラス | 安藤 剛史 本多 元治 貴久 |
| '02 | 国際B級 国際A級 国際A級スーパークラス | 徳丸 貴幸 田中 裕人 健一 |
| '03 | 国際B級 国際A級 国際A級スーパークラス | 藤原 由樹 田中 黒山 健一 |
| '04 | 国際B級 国際A級 国際A級スーパークラス | 川村 義仁 田中 善弘 健一 |
| '05 | 国際B級 国際A級 国際A級スーパークラス | 辻 真太郎 坂田 健一 |
| '06 | 国際B級 国際A級 国際A級スーパークラス | 平田 雅裕 小森 文彦 健一 |

SNOW MOBILE

●スノーモビル部門(71年~)

| 年 | 部門 | クラス |
|-----|---|-------------------------|
| '71 | モディファイ300cc モディファイ400cc モディファイ440cc | 大月 信和 青木 雅和 大月 信和 |
| '72 | モディファイ300cc モディファイ400cc モディファイ440cc | 丹治 章章 丹治 章章 丹治 章章 |
| '73 | モディファイ340cc モディファイ440cc | 伊藤 盛男 小田切信雄 |
| '74 | モディファイ340cc モディファイ440cc | 伊藤 盛男 伊藤 盛男 |
| '75 | モディファイ340cc モディファイ440cc | 伊藤 盛男 伊藤 盛男 |
| '76 | モディファイ340cc モディファイ440cc | 春名 重重 春名 重重 |
| '77 | モディファイ340cc モディファイ440cc | 藤本 整司 高橋 和雄 |

●SNOW MOBILE

| 年 | 部門 | クラス |
|-----|---|--------------------------------|
| '78 | モディファイ340cc モディファイ440cc | 丹治 章章 丹治 章章 |
| '79 | モディファイ340cc モディファイ440cc | 高橋 和雄 古川 四郎 |
| '80 | モディファイ340cc モディファイ440cc | 高橋 和雄 高橋 和雄 |
| '81 | モディファイオープン モディファイ540cc モディファイ340cc モディファイ300cc | 領毛 信治 本田 勝之 佐々木 静夫 南雲 |
| '82 | モディファイオープン モディファイ540cc モディファイ340cc モディファイ300cc | 高橋 和雄 高橋 和雄 佐野 啓八 古川 |
| '83 | モディファイオープン モディファイ540cc モディファイ340cc モディファイ300cc | 藤本 正勝 中山 忠博 中山 佐野 |
| '84 | モディファイオープン モディファイ540cc モディファイ340cc モディファイ300cc | 高橋 和雄 藤本 正勝 今野 幸博 佐野 |
| '85 | モディファイオープン モディファイ540cc モディファイ340cc | 高橋 和雄 江口 享二 今野 |
| '86 | モディファイオープン モディファイ540cc モディファイ340cc | 熊谷 留夫 熊谷 亨一 江口 |
| '87 | モディファイオープン モディファイ540cc モディファイ340cc | 松田 勇五郎 米田 幸一 松田 勇五郎 |
| '88 | モディファイオープン モディファイ540cc モディファイ340cc | 遠藤 和也 江口 亨一 遠藤 和也 |
| '89 | モディファイオープン モディファイ540cc モディファイ340cc | 熊谷 留夫 江口 亨一 遠藤 和也 |
| '90 | モディファイA級S1 モディファイA級S3 モディファイA級S4 | 江口 享二 熊谷 亨一 江口 |
| '91 | モディファイB級S1 モディファイB級S3 モディファイB級S4 | 沼倉 照義 羽野 達也 梅沢 文雄 |
| '92 | モディファイA級S1 モディファイA級S3 モディファイA級S4 | 成田 正弘 江口 亨一 大野 |
| '93 | モディファイA級S1 モディファイA級S3 モディファイA級S4 | 内野 令一 梅沢 康明 木村 |
| '94 | モディファイA級S1 モディファイA級S3 モディファイA級S4 | 成田 正弘 上野 泰隆 高橋 |
| '95 | モディファイB級S1 モディファイB級S3 モディファイB級S4 | 山内 康裕 又村 裕哉 八木 光治 |
| '96 | モディファイA級S1 モディファイA級S3 モディファイA級S4 | 上野 泰隆 高橋 一浩 高橋 晴彦 |
| '97 | モディファイA級S1 モディファイA級S3 モディファイA級S4 | 千葉 賢一 千葉 賢一 泉沢 克美 |
| '98 | モディファイA級S1 モディファイA級S3 モディファイA級S4 | 上野 泰隆 上野 泰隆 中村 高橋 晴彦 |
| '99 | モディファイA級S1 モディファイA級S3 モディファイA級S4 | 上野 泰隆 上野 泰隆 高橋 晴彦 |
| '00 | モディファイA級S1 モディファイA級S3 モディファイA級S4 | 上野 泰隆 上野 泰隆 高橋 晴彦 |
| '01 | モディファイA級S1 モディファイA級S3 モディファイA級S4 | 上野 泰隆 上野 泰隆 高橋 晴彦 |
| '02 | モディファイA級S1 モディファイA級S3 モディファイA級S4 | 上野 泰隆 上野 泰隆 高橋 晴彦 |
| '03 | モディファイA級S1 モディファイA級S3 モディファイA級S4 | 上野 泰隆 上野 泰隆 高橋 晴彦 |
| '04 | モディファイA級S1 モディファイA級S3 モディファイA級S4 | 上野 泰隆 上野 泰隆 高橋 晴彦 |
| '05 | モディファイB級S1 モディファイB級S2 モディファイB級S3 モディファイB級S4 | 松田 智典 柏倉 智典 熊谷 智典 松田 |

●SNOW MOBILE

| 年 | 部門 | クラス |
|-----|---|-----------------------------------|
| '96 | モディファイA級S1 モディファイA級S2 モディファイA級S3 モディファイA級S4 | 上野 泰隆 上野 泰隆 高橋 晴彦 高橋 晴彦 |
| '97 | モディファイA級S1 モディファイA級S2 モディファイA級S3 モディファイA級S4 | 黒沢 也克 野内 森基克 長日 |
| '98 | モディファイA級S1 モディファイA級S2 モディファイA級S3 モディファイA級S4 | 澤 敦司 戸山 真司 山日 力義 |
| '99 | モディファイA級S1 モディファイA級S2 モディファイA級S3 モディファイA級S4 | 渋谷 博樹 渋谷 博樹 渋谷 博樹 |
| '00 | モディファイA級S1 モディファイA級S2 モディファイA級S3 モディファイA級S4 | 戸沢 真司 戸沢 真司 中野 智典 |
| '01 | モディファイB級S1 モディファイB級S2 モディファイB級S3 モディファイB級S4 | 坂上 善典 戸沢 直義 佐藤 直義 |
| '02 | スーパークラス モディファイA級S1 モディファイA級S2 モディファイA級S3 モディファイA級S4 | 山下 力 川越 清貴 米沢 俊一 米沢 |
| '03 | モディファイB級S1 モディファイB級S2 モディファイB級S3 モディファイB級S4 | 柴田 敏也 米内 敦也 村岡 雅一 加藤 |
| '04 | スーパークラス モディファイA級S1 モディファイA級S2 モディファイA級S3 | 中澤 裕克 日野 栄治 寺崎 雅美 泉沢 |
| '05 | モディファイB級S1 モディファイB級S2 モディファイB級S3 | 福田 純一 福田 純一 伊賀 弘芳 島山 |
| '06 | スーパークラス モディファイA級S1 モディファイA級S2 モディファイA級S3 | 戸沢 真司 成田 真司 江利 大晃 村岡 |
| '07 | モディファイB級S1 モディファイB級S2 モディファイB級S3 | 永倉 信明 古坂 文二 青野 |
| '08 | スーパークラス モディファイA級S1 モディファイA級S2 モディファイA級S3 | 戸沢 真司 吉田 善吉 下村 雅史 寺崎 |
| '09 | モディファイB級S1 モディファイB級S2 モディファイB級S3 | 堀名 隼人 堀名 隼人 佐藤 誠一 |
| '10 | スーパークラス モディファイA級S1 モディファイA級S2 モディファイA級S3 | 松田 智典 福業 智典 佐藤 誠一 泉 |
| '11 | モディファイB級S1 モディファイB級S2 モディファイB級S3 | 高橋 利幸 之崎 裕和 對馬 秀光 |
| '12 | スーパークラス モディファイA級S1 モディファイA級S2 モディファイA級S3 | 中澤 裕克 熊谷 寛樹 熊谷 寛樹 |
| '13 | モディファイB級S1 モディファイB級S2 モディファイB級S3 | 古澤 尚児 成田 裕樹 阿久津 成一 |
| '14 | スーパークラス モディファイA級S1 モディファイA級S2 モディファイA級S3 | 中澤 裕克 高村 大志 高村 大志 阿久津 成一 |
| '15 | モディファイB級S1 モディファイB級S2 モディファイB級S3 | 長谷川 岡栄 谷川 岡栄 長谷川 岡栄 |

●SNOW MOBILE

| 年 | 部 門 | ク ラ ス |
|------------|------------|--------|
| '06 | スーパークラス | 中澤 裕 伺 |
| | モディファイA級S1 | 熊谷 光 |
| | モディファイA級S2 | 熊谷 光 |
| | モディファイA級S3 | 荒井 良典 |
| モディファイB級S1 | 正野 健二 | |
| | モディファイB級S2 | 池田 卓也 |
| | モディファイB級S3 | 池田 卓也 |

ENDURO

●エンデュロ部門 (全日本クラス) ('05年~)

| 年 | 氏 名 |
|-----|-------|
| '05 | 鈴木 健二 |
| '06 | 藤原 広喜 |

DRAG RACE

●ドラッグレース部門 ('93年~)

| 年 | ク ラ ス | 氏 名 |
|-----|-----------|--------|
| '93 | プロストックバイク | 田中 文樹 |
| '94 | プロストックバイク | 田中 文樹 |
| '95 | プロストックバイク | 上中 靖司 |
| '96 | プロストックバイク | 生田目 俊之 |
| '97 | プロストックバイク | 川上 英二 |
| '98 | プロストックバイク | 中村 圭志 |
| '99 | プロストックバイク | 中村 圭志 |
| '00 | プロストックバイク | 赤池 真一 |
| '01 | プロストックバイク | 中村 圭志 |
| '02 | プロストックバイク | 田中 文樹 |
| '03 | プロストックバイク | 中村 圭志 |
| '04 | プロストックバイク | 中村 圭志 |
| '05 | プロストックバイク | 阿部 巖 |
| '06 | プロストックバイク | 阿部 巖 |

SUPERMOTARD

●MOTO1オールスターズ部門 ('05年~)

| 年 | ク ラ ス | 氏 名 |
|-----|--------------|------|
| '05 | moto1 | 佐合 潔 |
| | moto2 | 三苫 進 |
| '06 | moto1アンリミテッド | 佐合 潔 |
| | moto1 | 松本 康 |
| | moto2 | 佐合 潔 |

DIRT TRACK

●ダートトラック部門 ('01~03年)

| 年 | ク ラ ス | 氏 名 |
|-----|-------|-----------|
| '01 | オープン | 衛藤 金治 |
| | 250cc | 衛藤 金治 |
| '02 | オープン | 谷口 久輝 |
| | 250cc | 衛藤 金治 |
| '03 | オープン | 衛藤 金治 |
| | 250cc | ケビン・アサートン |

SUPERCROSS

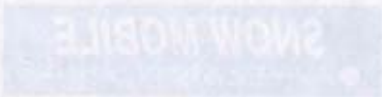
●スーパークロス部門 ('94~97年)

| 年 | ク ラ ス | 氏 名 |
|-----|-------|-------|
| '94 | 125cc | 高見 俊次 |
| | 250cc | 榎本 正則 |
| '95 | 125cc | 辻本 幸二 |
| | 250cc | 小橋 雅也 |
| '96 | 125cc | 溝口 哲也 |
| | 250cc | 熱田 高輝 |
| '97 | 125cc | 加賀 真一 |
| | 250cc | 熱田 孝高 |

STADIUM TRIAL

●スタジアムトライアル部門 ('91~93年)

| 年 | 部 門 | 氏 名 |
|-----|------|------------|
| '91 | 国際A級 | 中川 義博 |
| '92 | 国際A級 | バスカル・クトゥリエ |
| '93 | 国際A級 | バスカル・クトゥリエ |



MFJスポーツ傷害基金制度 (平成19年1月1日改定)

1. スポーツ傷害基金掛金と見舞金

| 〈平成19年1月1日～12月31日までの競技会〉 | | 見舞金 | | 請求のために 必要な書類 | |
|--------------------------|---|---|---|---|--------|
| 種目 | 掛け金 (1名1大会) | 最高限度額 (死亡、後遺症100%) | 医療見舞金 | | |
| オンロード系 | ロードレース 一般市販車 2ストローク126cc以上 4ストローク151cc以上 レーサー 2ストローク 86cc以上 4ストローク126cc以上 | 3,500円 | スポーツ傷害基金 見舞金 1,500万円 (スポーツ傷害基金 が契約した保険会 社の見舞金含む) | 傷害部位と症状に より別表の見舞金 が設定される。 診断書作成補助費 5,000円 | |
| | タイムトライアル | 3,500円 | | | |
| | ミニロード 一般市販車 2ストローク 86cc～125ccまで 4ストローク 126cc～150ccまで レーサー 2ストローク 85cc以下 4ストローク125cc以下 | 1,000円 | | | |
| | ドラッグレース | 1,500円 | | | |
| | ミニバイク 一般車両またはMFJ公認車両 (2ストローク85cc以下、4ストローク125cc以下) | 500円 | | | |
| | ストリートバイクゲームス | 500円 | | | |
| | ターミネーター(コース全長2km以上) | 3,500円 | | | |
| | ターミネーター(コース全長2km未満) | 1,000円 | | | |
| | ジムカーナ | 500円 | | | |
| | スーパーモタード(アンリミテッド) | 2,000円 | | | |
| | スーパーモタード(moto1/2、M-1/2) | 2,000円 | | | |
| | スーパーモタード(moto3、M-3、その他) | 1,000円 | | | |
| | オフロード系 | モトクロス (2ストローク125cc以上、4ストローク151cc以上) | | | 2,000円 |
| | | ミニモトクロス (2ストローク85cc以下、4ストローク150cc以下) | | | 500円 |
| トライアル | | 500円 | | | |
| エンデューロ | | 1,500円 | | | |
| ダートトラック | | 1,000円 | | | |
| スノーモビル | | 1,500円 | | | |

※太文字部分が改定されました。

2. 医療見舞金算定基準

受傷箇所と受傷程度から下記の医療見舞金が支払われます。

単位：千円

| | 頭部 | 顔面部 | 眼 | 歯牙 | 頸部 | 胸・腹部 | 背・腰・臀 | 上肢 | 手指 | 下肢 | 足指 | 全身 |
|-----------------|-----|-----|----|----|-----|------|-------|----|----|----|----|----|
| 打撲・擦過傷 挫傷・捻挫 | 7 | 7 | — | — | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 |
| 挫創・挫減創 | 20 | 7 | — | — | 7 | 13 | 13 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 |
| 筋・腱の損傷・断裂 | — | — | — | — | 20 | 20 | 20 | 40 | 40 | 40 | 13 | — |
| 骨折・脱臼 | 80 | 33 | — | — | 107 | 40 | 80 | 40 | 13 | 60 | 20 | — |
| 欠損・切断 | — | 20 | — | 7 | — | — | — | 53 | 27 | 73 | 40 | — |
| 神経の損傷・断裂 | 127 | 33 | 67 | — | 133 | — | 93 | 40 | 40 | 40 | 13 | — |
| 臓器の損傷・破裂 | — | — | — | — | — | 113 | — | — | — | — | — | — |
| 眼球の損傷・破裂 | — | — | 67 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 熱傷 | 7 | 7 | — | — | 7 | 13 | 13 | 7 | 7 | 7 | 7 | 47 |
| その他 | 13 | 7 | 7 | 7 | 13 | 13 | 13 | 13 | 7 | 13 | 7 | 20 |

※複数の部位や症例が重複する場合は一番高い算出基準を適用し、積算はいたしません。

3. 後遺障害見舞金

受傷日から180日以内にその事故が原因で身体の一部をなくしたり、その機能をなくした場合は、最高限度額1,500万円を100%とし、これに対しMFJスポーツ傷害基金の後遺症認定に基づき、その比率を乗じて支払われる。

後遺障害見舞金支払い区分〈例〉

1. 眼の障害

- (1)両目が失明したとき……………100%
- (2)1眼が失明したとき……………60%
- (3)1眼の矯正視力が0.6以下になったとき……………5%
- (4)1眼が視野狭窄（正常視野の角度が60%以下になった場合をいう）となったとき……………5%

2. 耳の障害

- (1)両耳の聴力を全く失ったとき……………80%
- (2)1耳の聴力を全く失ったとき……………30%
- (3)1耳の聴力が50cm以上では通常の話声を解せないとき……………5%

3. 鼻の障害

- (1)鼻の機能に著しい障害を残すとき……………20%

4. 咀嚼く、言語の障害

- (1)咀嚼くまたは言語の機能を全く廃したとき……………100%
- (2)咀嚼くまたは言語の機能に著しい障害を残すとき……………35%
- (3)咀嚼くまたは言語の機能に障害を残すとき……………15%
- (4)歯に5本以上の欠損を生じたとき……………5%

5. 外貌（顔面・頭部・頸部をいう）の醜状

- (1)外貌に著しい醜状を残すとき……………15%
- (2)外貌に醜状（顔面においては直径2cmの痣痕、長さ3cmの線状痕程度をいう）を残すとき……………3%

6. 脊柱の障害

- (1)脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を残すとき……………40%
- (2)脊柱に運動障害を残すとき……………30%
- (3)脊柱に奇形を残すとき……………15%

7. 腕（手関節異常をいう）、脚（足関節以上をいう）の障害

- (1)1腕または1脚を失ったとき……………60%
- (2)1腕または1脚の3大関節中の2関節または3関節の機能を全く廃したとき……………50%
- (3)1腕または1脚の3大関節中の1関節の機能を全く廃したとき……………35%
- (4)1腕または1脚の機能に障害を残すとき……………5%

8. 手指の障害

- (1)1手の拇指を指関節（指節間関節）以上で失ったとき……………20%
- (2)1手の拇指の機能に著しい障害を残すとき……………15%
- (3)拇指以外の1指を第2指関節（遠位指節間関節）以上で失ったとき……………8%
- (4)拇指以外の1指の機能に著しい障害を残すとき……………5%

9. 足指の障害

- (1)1足の第1足指を指関節（指節間関節）以上で失ったとき……………10%
- (2)1足の第1足指の機能に著しい障害を残すとき……………8%

- (3)第1足指以外の1足指を第2指関節（遠位指間関節）以上で失ったとき……………10%
(4)第1足指以外の1足指の機能に著しい障害を残すとき……………3%
10. その他身体の著しい障害により終身常に介護を要するとき……………100%
注) 第7項、8項および第9項の規定中「以上」とは当該関節より心臓に近い部分をいいます。

4. スポーツ傷害基金規定抜粋

- 1) スポーツ傷害基金は傷害保険ではありませんので治療費の支払いはありません。
- 2) 見舞金の請求期限は受傷日から一年以内です。一年以上経過しますとその請求権は無効となります。
- 3) 見舞金の支払われる適用範囲
 - ・公認または承認された当該競技会の公式日程期間（MFJが公認した期間）で、かつ競技監督の統轄下において行われた競技中・公式練習中に発生した事故とする。（※サーキットが行う特別スポーツ走行時の事故は、見舞金の請求は出来ません）
- 4) 同一大会で二種目以上出場する場合は、掛け金の高い種目が適用されます。
- 5) 死亡、後遺症見舞金を受ける場合は、傷害見舞金および診断書作成補助費は受けられません。
- 6) 死亡見舞金の請求者は法定相続人に限られます。

5. スポーツ傷害基金見舞金請求手順

- 1) 主催者への連絡
 - ・事故により負傷した場合、必ず大会事務局に届け出なければならない。
 - ・やむを得ない理由により当日届け出が出来なかった場合は負傷日より2日以内に主催者に連絡すること
 - ・届け出の無い場合見舞金は支払われません。
- 2) スポーツ傷害基金見舞金請求書（様式9）と診断書書式（様式10）を請求
主催事務局またはMFJ本部に上記の様式を請求してください。
- 3) 請求先
見舞金請求書に必要事項を記入し、治療先の医師に所定の診断書の記入を依頼してください。
書類は一括して負傷者本人（代理人でもよい）がスポーツ傷害基金事務局宛（MFJ本部内）にご送付願います。
見舞金は書類に不備が無い場合に限り、3ヶ月以内に指定の口座に振り込まれます。

1,896,277
mm

未成年者の競技参加承諾書について

拝啓

日頃より、モーターサイクルスポーツ競技会にご参加頂き、心より御礼申し上げます。

モトクロス・トライアルを中心に増加傾向にある未成年者のMFJ公認競技会の参加手続き簡素化のため、ライセンス申請時に提出頂くことにより、各大会毎の印鑑証明の提出を不要とさせていただきます。これにより、「未成年者の競技会参加承諾書」を年に1度提出して頂ければ、当該年のMFJ公認・承認競技会に適用できることとなります。

つきましては、ライセンス取得時に右頁の「未成年者の競技会参加承諾書」に必要事項をご記入、印鑑登録されている実印の捺印、印鑑証明（承諾書提出日より3ヶ月以内のもの）を貼付のうえ、MFJ本部（下記住所）までご送付願います。

本年ご送付頂きました未成年者競技会参加承諾書は、2007年12月31日までに国内で開催される、モトクロス・トライアルのMFJ公認・承認競技会（全日本選手権シリーズ・地方選手権シリーズ、県大会等）において適用されます。

何卒ご理解頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

送付先：〒104-0045 東京都中央区築地2-11-24 第29興和ビル別館7F

財団法人 日本モーターサイクルスポーツ協会 スポーツ部 オフロード担当 宛

※またはMFJライセンス申請と同封にてご手配下さい。

電話 03-5565-0900 FAX 03-5565-0907

〈よくお読み下さい〉

- ★ この承諾書は、2007年度のモトクロス・トライアルMFJ公認・承認競技会（全日本選手権・地方選手権・県大会等）において適用されるものです。
- ★ この承諾書を1度お送り頂ければ、2007年1月1日～2007年12月31日までのモトクロス・トライアルMFJ公認競技会（全日本選手権・地方選手権・県大会）、承認競技会全戦において有効となります。
- ★ この承諾書を提出された後、内容に変更が生じた場合は、速やかにMFJ本部（03-5565-0900）までご連絡下さい。

ご注意① 原則として、ライセンス申請時に承諾書を同封のうえ、ご送付頂きます。

すでに本年度2007年ライセンスを取得頂きました会員様につきましては、承諾書のみご送付願います。

ご注意② お送り頂きました承諾書は、MFJ本部にて管理保管されます。MFJ各支部を通じて公認競技会主催者の皆様へ承諾書をご提出頂いた方々のリストを送付し、そのリストに記載されている会員様においては、参加受付時に承諾書の提出を省略させていただきます。

ご注意③ スポット参戦（1大会のみ）の場合は、エントリー申し込み時に、競技会主催者へ提出頂いても構いません。ただし、その場合はその大会のみの適用となり、年間有効とはなりませんのであらかじめご了承下さい。MFJ本部へ承諾書の提出が無く、競技会エントリー時に主催者へも提出が無かった場合、競技会主催者より承諾書を請求させていただきます。

ご注意④ 事務処理の状況により、承諾書の提出から登録完了まで到着後、2週間前後お時間を頂く場合がありますので、余裕をもってご提出下さい。

ご注意⑤ 承諾書の内容に不備があった場合、内容の修正・追加等による再提出をお願いさせて頂くことがあります。

ご注意⑥ ご兄弟の場合でも印鑑証明ならびに申請書は、お一人様一通ずつの提出が必要です。

ご注意⑦ 印鑑証明のコピーは不可とします。必ず原本をご提出下さい。

個人情報の取扱について

（財）日本モーターサイクルスポーツ協会及び本競技会主催者は、ご記入頂きました会員の皆様の個人情報をもとに、競技会参加受付リストの確認及びリストの作成、これに付帯・関連する業務を遂行する為に必要な範囲で利用させていただきます。また、業務遂行のために業務委託先等に提出を行うことがあります。※当会の個人情報保護方針は24頁ならびにオフィシャルホームページをご参照下さい。（<http://www.mfj.or.jp>）

2007年度 未成年者の競技参加承諾書

私 ふりがな 親権者氏名： _____ は、ふりがな ライセンス取得者氏名： _____ 男 女
(満 _____ 歳)の親権者として、下記に記すMFJライセンスを取得することを同意するとともに、MFJ国内競技規則を理解させ、スポーツマンとしてMFJ公認・承認競技会に参加させることを承諾いたします。また、以下について遵守いたしますことをここに誓約致します。

1. 競技出場にあたっては大会の特別規則並びに国内競技規則を遵守し、競技役員 の指示に従います。
2. 競技会参加に関連して起こり得る死亡、負傷、その他の事故により受ける損害について、決して主催者・大会関係者・観客並びに他の競技参加者に対して損害の賠償を要求いたしません。
3. 本人の体調、使用車両の状態を無視した競技参加をさせません。

親権者ご署名 _____

取得ライセンス

年度： _____ 年 MFJライセンスNo. _____

ライセンス種類 (○で囲んでください)

モトクロス PC ジュニア 国内B級 国内A級 国際B級 国際A級

トライアル ジュニア 国内B級 国内A級 国際B級 国際A級

実印捺印欄 (印鑑登録しているもの)

印鑑証明貼付欄

注意事項：貼付する印鑑証明は、必ずライセンス申請時に有効な印鑑証明を添付してください。(本承諾書提出日より3ヶ月以内のもの)

提出書類は、必要事項をすべてご記入下さい。実印捺印および印鑑証明書は不備なくご提出願います。

ご兄弟の場合でも、お一人様一通ずつの書類提出が必要です。

印鑑証明はコピー不可です。必ず原本を付けて、ご提出願います。

様式 16

(個人用)



MFJ会員ライセンス入会申込書

このライセンスの申請に関しては、24項に記す【MFJ個人情報取扱扱い】に、同意したものとみなさせていただきます。



| | | | | |
|----------------------------|-----------------------------|----------------------------|------------------------------|-----------|
| 太枠内を記入してください。 | 年 度 | 種 目 | クラブコード | |
| | | | 〒 | □□□□-□□□□ |
| MFJ会員ライセンスNo ※継続の方は必ず記入 | フリガナ (必ず記入) | | 現住所 | |
| | 氏名 | | 都 道 府 県 | 市 区 郡 |
| | 1. 男 2. 女 | | | 区 町 村 |
| | ※氏名の変更は運転免許証等のコピーを添付してください。 | | 様方 | |
| 新規 | 継続 | ライセンス追加 | 再発行(紛失) | 住所変更 |
| 生年月日 | 昭和・平成 | 年 月 日 | 連絡先 TEL No (昼間連絡のとれる場所または携帯) | |
| 自宅 TEL No () () | | (アパート・マンション名・部屋番号も必ず記入のこと) | | |
| 住所コード | | | | |

※新規の方はライセンスNoをご記入出来ません。

| | | | | |
|--|------------|----------|--|----------------|
| いずれの種目にも運転免許が必要です。受けていない人は、講習会修了証を添付して下さい。 ①原付 ②自二 ③普通 ④講習会修了証 運転免許証No | 種目/ライセンス区分 | ①ロードレース | サーキット名 () | 走行証明印 |
| | | ①ジュニア | | |
| | | ②フレッシュマン | 公認サーキットで右欄に3時間以上走行の証明印を押してもらって下さい。又は国内ライセンス講習会修了証を添付して下さい。 | MFJ公認サーキットにて押印 |
| | | ③国内 | | |
| | | ⑥国際 | ※走行券、カード不可 | ※有効期限 1年 |

| | | | | | | | |
|------------|--------|--------|----------|-----------------------|-----------------|-----------------|-----------|
| 種目/ライセンス区分 | ②モトクロス | ③トライアル | ⑤スノーモバイル | ①ドラッグレース | ⑥ピットクルー | ②エンデューロ | ④スーパーモタード |
| | PC ※ | ①ジュニア | ①ジュニア | ⑧B級 | ①ピットクルー (16歳以上) | ⑧エンデューロ (公認大会用) | ⑤B級 |
| | ①ジュニア | ③国内B級 | ③B級 | ⑨A級 | | | ⑥A級 |
| | ③国内B級 | ④国内A級 | ④A級 | ※モトクロスPCクラス取得の場合下記も記入 | | | |
| | ④国内A級 | ⑤国際B級 | | 親 権 者 氏 名 | 生 年 月 日 | 昭 和 年 月 日 | |
| | ⑤国際B級 | ⑥国際A級 | | | | | |
| | ⑥国際A級 | | | | | | |

| |
|--|
| 写 真 |
| 近影写真貼付 (無背景、無帽) |
| ①サイズ 3×24cm |
| ②枚数 控+種目数 |
| ③裏に氏名を記入 |
| ※モトクロスPCクラスの場合写真サイズ 3×3cm (親権者と子供 2人の写真) |

| | | | | | | | | | |
|---------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| (MFJ記入) 入金ルート | | | | | | | | | |
|---------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

| | | | | | |
|-------|---|---------|-------------|----------|------------|
| 取 扱 所 | ①MFJネットワークショップ ②地方支部 ③MFJ公認サーキット (ネットワークショップの方はMFJ指定のゴム印を押して下さい) | 受付日/受領印 | ネットワークショップ店 | 地方支部 | MFJ公認サーキット |
| | | 受領金額 | 月 日 受付 円 | 月 日 受付 円 | 月 日 受付 円 |

| | | | | |
|-------------|-----|---|---|----|
| ライセンス申込書送付先 | MFJ | 円 | 印 | 発行 |
|-------------|-----|---|---|----|

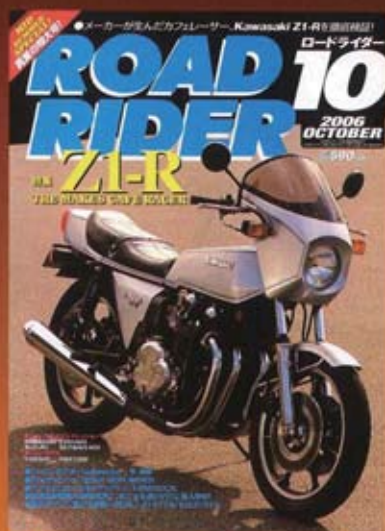
競技役員・講師ライセンスの所得の場合、別途申請書を請求して下さい。

ROAD RIDER



Photo/Shogo NAKAO

グッドルッキング・バイクマガジン



ROAD RIDERは 毎月24日発売です。

発行：株式会社 学研社 ご注文はお近くの書店まで

トラベルには、
トラブルの備えを。



- ◎世界各地からの相談に24時間365日、日本の海外総合サポートデスクで集中対応。
 - ◎提携病院で、現金なしで治療が受けられるキャッシュレス・メディカル・サービス。
- ワールドワイドなネットワークであなたの旅をバックアップ。

海外旅行保険



ホンダ開発株式会社 Tel 048-452-5815

〒351-0114 埼玉県和光市本町5-39 <http://www.honda-kaiatsu.co.jp>

(引受保険会社) 東京海上日動火災保険株式会社

Honda Official Goods

Hondaスピリットが息づく、オフィシャルグッズ



Honda Racing
チームジップアップスウェット
税込価格:¥5,040(本体価格:¥4,800)
●サイズ:S・M・L・LL



Honda Racing ボタンダウン
税込価格:¥4,800(本体価格:¥4,572)
●サイズ:M・L・LL・XL



Honda Racing
フラッグキーホルダー
税込価格:¥840(本体価格:¥800)



Honda Racing レイヤーTシャツ
税込価格:¥2,415(本体価格:¥2,300)
●サイズ:S・M・L・LL



Honda Racing
ビットシャツ
税込価格:¥7,875(本体価格:¥7,500)
●サイズ:S・M・L・LL



Honda Racing キャップC
税込価格:¥2,500(本体価格:¥2,381)
●サイズ:F(頭囲56-60cm)



Honda Racing クレデンシャルケース
税込価格:¥1,050(本体価格:¥1,000)

Honda Racing

この他にも幅広い商品をラインアップしています。詳しくはカタログをご請求ください。

各商品のご注文とカタログ請求はお電話で承ります。受付時間: am9:00~pm6:00 土・日祝日休み

0120-846-366 FAX.03-5676-5867 [http://www.honda.co.jp/HDC/]

●FAXでは24時間受け付けています。詳しくはお問合わせください。●お支払いは代金引き替え、もしくは各種クレジットカードがご利用になれます。●お買い上げ金額の合計が2,100円以上から承ります。●お買い上げ金額が5,250円未満の場合、送料として735円をご負担いただきます。●返品、交換は商品到着後1週間以内にご連絡ください。なお、お客様のご都合による返品の場合、返送料はお客様の負担になりますのでご了承ください。●商品はお申し込み後、約2週間でお届けします。また2点以上ご注文の際、まとめてお届けできない場合には、ご連絡させていただきます。●掲載の商品はすべて限定販売です。品切れの際はご容赦ください。

HC
Honda Comtec

株式会社ホンダコムテック

〒351-0114 埼玉県和光市本町5-39 ホンダ開発和光ビル TEL.048-452-5923

スポーツゼッケン



| | | | | |
|----|--------|---------|-----------|--------|
| | | | | |
| 国旗 | 黄旗 | 白旗 | 赤ストライプ付黄旗 | 緑旗 |
| | | | | |
| 赤旗 | レッドクロス | オレンジボール | 青旗 | チェッカー旗 |

各種フラッグ

大会を主催される皆様へ

ゼッケンはもちろんのこと、レースに必要なとされるあらゆる機材を製作することができます。カラーリング等、パリエーションも豊富に取り揃えておりますのでぜひ一度お試しください。

モーターサイクルスポーツを
楽しむみなさんの味方

Original Goods & Original Design

オリジナルグッズを作ろう!

モーターサイクルスポーツを開催するために必要な機材を注文するなら中尾商事です。フラッグやゼッケンなどを古くからモーターサイクルスポーツに供給してきた当社なら、きっとみなさんのリクエストにお答えすることができるでしょう。大会主催者やサーキット等レース関係者のみなさんも、ライダー用胸ゼッケンやレースで使用されるフラッグ等、その他にもあらゆる製作物に対応できますので、ぜひご相談下さい。全国どこでも注文お受けします。



オリジナル
パンフレット立て



会場表示板



コースター

ターボリンゼッケン



白・黄・赤・緑・青・紺地あり

※この広告にご紹介しました製作物はほんの一部。まだまだ作れるものいっぱいあります!

株式会社 中尾商事

〒189-0001 東京都東村山市秋津町4-24-13 電話 042-391-1817 FAX 042-396-2257

伊藤家のトライアル フロントアップ 道場

FRONT UP DO-JYO

【フロントアップで
トライアルの世界が
大きく広がる!】



今回のテーマはスバリフロントアップ。フロントがちょっとも上がらない人も、なんとなく上がっている人も、イチから勉強するフロントアップ習得メニューです。フロントアップがきちんとできるようになると、トライアルは、うんと変わります。これを見れば、あなたのトライアルが、別世界に進化します。さあ、みんながフロントアップ、勉強しましょう。

自然山通信

トライアル雑誌「月刊・自然山通信」責任編集。

1987,88,90年全日本チャンピオン

伊藤敦志が『フロントアップ』を徹底的に解説

トライアルの基本は、ターンだ、フォームだ、スタンディングだというけれど、やっぱりフロントがすいすい持ち上がるようになると、がぜんトライアルライダーっぽい動きができるようになってくる。トライアル度、当社比300%。フロントが上がるようになって、本格的トライアルのスタートです。フロントがてきぱき上げられずにお悩みのあなた、たいへんお待ちいたしました。悩んでないで、フロントアップ道場をご覧ください。必ずや、あなたのフロントタイヤは宙に向かって上昇していくことでしょう。その先には、楽しいトライアルライフが、待っています。

◎アクセルストッパーが両輪/フロントアップ練習中にまくれる心配のないよう、また確実なボディアクションを覚えていただくために、フロントアップ習得用伊藤敦志監製「アクセルストッパー」を添付いたしました。充分活用して、新しいトライアルの世界を開いてください。

DVD 45 min.
3,400円 (税込)

発売中!

●お求めは、トライアルショップ店頭、もしくは自然山通信へ直接お申し込みください
(通信販売の場合は送料500円)。
●有限会社自然山通信 〒226-0027 横浜市緑区長津田5-9-43
●ご注文は、☎お電話 045-989-1360 ☎FAX 045-989-1362
☐注文専用メールアドレス order@shizenyama.com
Webshopからもご注文いただけます。www.shizenyama.com

- ◎エンジンをかける前に「ハンドルの引き方」について考察しましょう
- ◎トラッパーを使ってあなたのボディアクションを審査します
- ◎サスペンションの上下の動きを利用する
- ◎ワイリーのフォームを体験しておこう!
- ◎伊藤家のトライアル入門特製アクセルストッパー
- ◎アクセルとクラッチ操作の学習
- ◎知らなかった!? サスペンションを沈めるのは「リヤブレーキ」操作!
- ◎ブレーキを前後同時にかけるとサスペンションが寝まなくなるってホント!?
- ◎ボディアクション、クラッチ、リヤブレーキ、全部の動作を合体してみよう!
- ◎フロントを思いきり上げて、まくれてみよう!
- ◎まくれることに慣れてきたら? リヤブレーキをかけてみよう
- ◎フロントを正確に落とすための練習
- ◎道場卒業! 下り斜面のフロントアップ(平地で学んだフロントアップを思い出そう)

【運動性】T.R.A.D

Taichi Racing Active Design

攻めの走りを追求するライダーの要求をハイレベルに叶えるため、ライダー特有の動作を徹底的に研究し、RSタイチ独自の立体パターン<T.R.A.D.>を新開発。

肘、膝、肩後部から脇にかけてのベンテッドレザーシャーリング、脇前面から手首、内股から膝裏へのストレッチ性と高強度を誇るショールー*ケプロテック*ケブラー素材の採用により、ライディング時に必要とされるあらゆる動きに自在に対応することが可能。

【快適性】T-AIRシステム

Taichi Advanced Intake Receiver

ライディングは、マシンを操る"スポーツ"であり、ライダーは過酷な状況下において高い運動能力の維持を要求される。ヒートアップするライダーの身体をクールダウンさせるため、人間工学に基づき設計された新形状の<T-AIR(タイチアドバンスド インテーク レシーバー)>を両肩に搭載。全身各所に採用したエアテックベンテッドレザーとともに、積極的に外気を取り込み、スーツ内の熱気を排出。また、着脱式内装にはデザイン*テロン*<ツレルアップ*加工>のメッシュ素材を採用し、発汗による不快感を軽減。

【安全性】

スーツの大部分を占めるレザー素材には、選りすぐりの最上級国産牛革を使用。

さらにその1枚から、堅牢度に優れたごく一部のパーツのみを精選。また、肋骨を囲むように配置されたフォームパッド、ベンチレーション機能を備えた大型ネックサポート、肘、膝、肩に内蔵されたCEプロテクターなど、充実したプロテクション性能を持ち、きわめて高い安全性を実現。

GP-MAX R100

NXL 100 ¥210,000 (本体価格¥200,000)

カラー：ホワイト/レッド・ホワイト/ブルー・ブラック/レッド・

ブラック/カンメタル

サイズ：SS-3LW(全18サイズ)



GP-MAX R070

NXL 070 ¥210,000 (本体価格¥200,000)

カラー：ホワイト/レッド・ホワイト/ブルー・

ブラック/シルバー

サイズ：SS-3LW(全18サイズ)



ブラック/カンメタル

ホワイト/レッド

ホワイト/ブルー

ブラック/レッド

ブラック/シルバー

ホワイト/レッド

ホワイト/ブルー

WEB COLOR ORDER SYSTEM
インターネットであなたのためのオリジナルレーススーツを簡単オーダー!

www.colororder.rs-taichi.co.jp



〒574-0013 大阪府大東市中垣内3-1-25

TEL:072-874-3268 FAX:072-874-3385 E-MAIL: taichi@rs-taichi.co.jp

●上記の製品は、アールエスタイチ 各店舗取り扱いにてお求め頂けます。又、弊社にて直接通信販売も承りますので、御希望の場合は、ご連絡までお願いいたします。【072-874-5315】●当社webサイトでは、オンラインカタログの閲覧、最新カタログのご請求を受けております。下記までアクセスください。

**TAKE
Free!**

**アールエスタイチ
最新カタログ進呈中!!**

www.rs-taichi.co.jp



70年の歴史が、
常識のすべてを超えていく。



2006 NGK Motor Sports



NGK は今年も世界の
トップチームをサポートします。



燃費も加速もアップする
イリジウムプラグ

NGK
IRIDIUM
IX



IXの高性能をそのままに
長寿命を実現

NGK
IRIDIUM
MAX

Cars

Formula 1 Championship

McLaren Mercedes
Scuderia Ferrari
Honda Racing F1 Team
BMW Sauber F1 Team
Super Aguri F1 Team

World Touring Car Championship

BMW Team Deutschland

Paris - Dakar Rally

Team Repsol Mitsubishi Pallart

Super GT

NISMO
Team Honda Racing
Team IMPUL
Nakajima Racing
HASEMI MOTORSPORT
Team KUNIMITSU
KONDO Racing

Motorcycles

MotoGP

Camel Yamaha Team
JiR Konica Minolta Honda
Tech 3 Yamaha
Team Roberts
Ducati Team
Kawasaki Racing Team
Rizla Suzuki MotoGP
Fortuna Honda
Repsol Honda Team

AMA Supercross

Team Makita Suzuki
Kawasaki Motocross Racing

FIM World Superbike Championship

Team Alstare Suzuki Corona Extra
Ducati Xerox Team

World Motocross Championship

Team Suzuki World MXGP
Kawasaki Racing

イリジウムの先駆者。10年目の誇り。NGK

日本特殊陶業
www.ngk-sparkplugs.jp

ダンロップは、先に行く。

DUNLOP

その先に見えるのはサーキットか、ワインディングか。
アルファ、それは未知なる領域。



NEW **SPORTMAX**
GPR α-10
Race Replica

極めたかったのはレーシングタイヤをも凌駕する、限界域でのドライグリップとコントロール性。
不可欠なのは過酷なコンディションでも揺るぎのない、高速安定性とトラクション性能。
その極限へ挑むポテンシャルは、まさに "Race Replica" と呼ぶにふさわしい。
攻め続けるスピリットに、プラスα。SPORTMAX GPRα-10誕生。



DUNLOP

CUSTOMER CENTER FREE DIAL 0120-39-2788 WEB SITE ridersnavi.com

月刊誌「ライダーズナビ」2007年10月号（10月10日）掲載。発行所：日本モーターサイクルスポーツ協会 〒100-0005 東京都中央区新富町一丁目11番地 電話：03-5561-0900